

市政記録

2021年版

[第2分冊]

第2部 市政編 第6章／付録 横浜市機構図



●市政記録 2021年版目次●

第1部 市勢編	1
市域	2
気象・地震	4
人口	5
横浜のあゆみ	7
横浜の経済	11
横浜港	12
第2部 市政編	15
第1章 横浜市基本構想（長期ビジョン）と横浜市中期4か年計画	16
第2章 令和3年度予算と主要事業	19
第3章 市政への提言と指針	29
第4章 市政の仕組み	34
第5章 18区のプロフィール	44
第6章 各局統括本部の事業案内	83
温暖化対策統括本部	84
デジタル統括本部	86
政策局	88
総務局	97
財政局	103
国際局	110
市民局	113
文化観光局	126
経済局	134
こども青少年局	145
健康福祉局	153
医療局・医療局病院経営本部	177
環境創造局	182
資源循環局	198
建築局	206
都市整備局	214
道路局	222
港湾局	235
消防局	244
水道局	252
交通局	258
教育委員会	264
公立大学法人横浜市立大学	275
付 録	横浜市機構図

第 6 章

各局統括本部の事業案内

- ◆ 温暖化対策統括本部
- ◆ デジタル統括本部
- ◆ 政策局
- ◆ 総務局
- ◆ 財政局
- ◆ 国際局
- ◆ 市民局
- ◆ 文化観光局
- ◆ 経済局
- ◆ こども青少年局
- ◆ 健康福祉局
- ◆ 医療局・医療局病院経営本部
- ◆ 環境創造局
- ◆ 資源循環局
- ◆ 建築局
- ◆ 都市整備局
- ◆ 道路局
- ◆ 港湾局
- ◆ 消防局
- ◆ 水道局
- ◆ 交通局
- ◆ 教育委員会
- ◆ 公立大学法人横浜市立大学

温暖化対策 統括本部

地球温暖化対策実行計画の推進と SDGs 未来都市・横浜の実現

Zero Carbon Yokohama の実現を目指して地球温暖化対策を力強く推進するため、市民力や公共施設などの豊富な都市資源を最大限に活用し、産学官や国内外の都市等と連携して環境の取組を軸に経済の活性化や社会問題の統合的解決を進める「持続可能な大都市モデル」の創出にチャレンジします。

《目標達成に向けた施策》

- 1 「地球温暖化対策実行計画」に基づいた取組の推進
 - (1) 全市的な温暖化対策の連鎖づくり
 - (2) 戦略的な温暖化対策・エネルギー政策の推進
 - (3) 脱炭素社会への布石とイノベーション
- 2 SDGs 未来都市・横浜の実現
- 3 国内外の多様な主体との連携・発信

1 「地球温暖化対策実行計画」に基づいた取組の推進

(1) 全市的な温暖化対策の連鎖づくり

2050年までの脱炭素化の実現に向け、本市の地球温暖化対策をさらに強化するため、横浜市地球温暖化対策実行計画の改定を行っています。

横浜の最大の強みである市民力により、全市的な温暖化対策の連鎖をつくり出すため、「COOL CHOICE YOKOHAMA」のキャッチフレーズのもと、地域で活動する市民団体、大学、企業などのあらゆる主体と行政が連携し、温暖化対策の必要性・ゴールの共有から具体的な行動までをパッケージとしたプロモーションに取り組んでいます。

(2) 戦略的な温暖化対策・エネルギー政策の推進

「SDGs 未来都市・横浜」として、低炭素なまちづくりや防災性の強化、経済の活性化を図るため、エネルギーの自立分散化や効率的なエネルギーマネジメントの構築等の取組を進めています。

横浜スマートシティプロジェクト（YSCP）では、これまでのYSCPの実証成果を生かし、エネルギー循環都市を実現させるため、新たな公民連携組織である横浜スマートビジネス協議会（YSBA）を立ち上げています。

YSBA 参画企業とともに、市内におけるコージェネレーションシステムやエネルギーマネジメントシステムの導入・利活用などを進めています。この一環でみなとみらい21地区において脱炭素化に向けた取組として、地域のエネルギー使用量の把握を目的とした調査を実施しています。

また、平成28年度より地域防災拠点に指定されている小中学校71校及び港北区役所に蓄電池設備等を設置し、平常時は電力の需給調整を行うため電力会社が活用し、停電を伴う非常時は本市が防災用電源として使用する「バーチャルパワープラント構築事業」を展開しています。

令和3年度も引き続き、電力契約の一環として小学校12校に蓄電池設備を設置し、事業を推進します。加えて、新たな取組として、建替え予定が無く、現在太陽光発電設備と蓄電池が無い小中学校65校を対象とした、「屋根貸し自家消費型スキームによる太陽光発電設備・蓄電池の導入事業（PPA事業）」を実施しています。

さらに、海洋資源を活用した温暖化対策である「横浜ブルーカーボン」を推進しています。

(3) 脱炭素社会への布石とイノベーション

今後の温暖化対策を見据え、未来に向けた布石として、水素エネルギーの利活用を推進しています。水素エネルギーは、利用段階で二酸化炭素を排出しないクリーンなエネルギーであるとともに、エネルギーの安定的な確保などに大きく貢献することが期待されています。そこで、様々な分野で水素エネルギーが利活用される「水素社会」の実現に向け、燃料電池自動車の普及促進、燃料電池バスの路線運行などに取り組んでいます。

また、将来の脱炭素社会に向けて、中小企業も含めた市内企業が円滑に対応できるように支援す

るため、金融機関等と連携した脱炭素ガイドラインの作成をヨコハマSDGsデザインセンターとともに進めています。

さらに、EV普及のための充電インフラ拡大に資する新たな仕組みづくりとして、横浜市青葉区内において、全国で初めて公道上（注）にEV用充電器を設置し、公道に充電器を設置する際の課題や有用性について検証する実証実験を令和3年6月より開始しました。

（注）公道扱いである駐車帯（道の駅、サービスエリア、パーキングエリア）は除く。



EV充電器の公道設置に関する実証実験（青葉区しらとり台）

2 SDGs未来都市・横浜の実現

平成30年に選定された「SDGs未来都市」として、横浜型大都市モデルの創出につながる新たな取組を実践し、「環境を軸に、経済や文化・芸術による新たな価値・賑わいを創出し続ける都市」の実現に挑戦しています。

平成31（2019）年1月に創設した「ヨコハマSDGsデザインセンター」を中心として、高齢者や子育て世代を中心に生活や移動がしやすいモビリティ環境づくりを進める「オンデマンドバス実証実験」を進めています。また、歩行空間における新たな移動手段の確立や、みなとみらい21地区のまちの魅力向上など、移動に伴う社会課題の解決や新たな価値創出をめざす「近距離モビリティシェアリング実証実験」、木製ストローの普及を通じて脱炭素化や海洋におけるプラスチックごみ問題や森林環境等の意識啓発に取り組む「ヨコハマ・ウッドストロープロジェクト」など、様々なステークホルダーとの連携によるパイロットプロジェクト（試行的取組）を実践しています。

また、市内外の事業者の持続可能な経営・運営への転換に向けた支援を目的に令和2年8月に創設した「横浜市SDGs認証制度（Y-SDGs）」の取得の推進や、金融機関との連携による事業者支援を目的として令和3年7月に設立した「Y-SDGs金融タスクフォース」の枠組みも活用しながら、事業者と連携してSDGsの普及や取組を進めます。なお、コロナ禍においてもSDGsとりわけ脱炭素化に取り組む事業者を後押しするため、「横浜市SDGs bizサポート補助金」などの取組も実施しています。

3 国内外の多様な主体との連携・発信

国内外の展開としては、イクレイ（持続可能な都市と地域を目指す自治体協議会）主催の「Daring Cities」に市長がビデオメッセージで出演するなど、オンラインを通じて本市の温暖化対策の取組を発信します。また、令和3年2月に「ゼロカーボン市区町村協議会（会員自治体数:188自治体（令和3年7月時点）」を設立し、国がとりまとめる「地域脱炭素ロードマップ」への反映を目的とした提言を本市が会長都市としてとりまとめ、3月末に協議会を代表して、環境省へ提出しました。

さらに、C40（世界大都市気候先導グループ）、イクレイ、CNCA（国際カーボンニュートラル都市ネットワーク）等と連携し、国際社会におけるZero Carbon Yokohama 及びSDGs未来都市・横浜の情報発信や都市間協力を推進します。

デジタル 統括本部

Step to the future

～ 未来の行政サービスの「あたりまえ」への第一歩 ～

すべての市民がデジタルの恩恵を享受できる、未来の行政サービスの実現に向け「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」に取り組みます。

少子高齢化、グローバル化の加速に加え、デジタル化の波が地域社会の隅々に波及する中で、ライフスタイルは大きく変化しており、市民ニーズや地域課題も多様化・複雑化しています。こうした中で、市民目線でデジタル技術を活用した行政サービスの変革（デジタル・トランスフォーメーション（DX））を、3つの「変える」を柱に取り組みます。

1 デジタル化で行政サービスの姿を「変える」

デジタル技術を活用して、市民一人一人がニーズにあった利便性の高いサービスを選択できる、デジタル社会に対応した新しい行政サービスの実現に取り組みます。

2 デジタル化で働き方・しごとを「変える」

職員が市民に寄り添ったサービスの充実に力を注げるよう、デジタル技術を活用し、柔軟で効率的な働き方・しごとの改革に取り組みます。

3 デジタル化に向けて人・組織を「変える」

デジタル技術をツールに行政のサービスと運営を革新できる人材を発掘・育成し、その推進を牽引できる組織と推進体制づくりに取り組みます。

デジタル化の推進

■デジタル化に関する計画策定と推進 （企画調整課）

新型コロナウイルス感染症への対応を契機としたデジタル化の推進に向けて、行政手続のオンライン化や、住民記録、税等の住民情報系システムの標準化などを円滑に進めるために、国の動向を踏まえた本市のデジタル化に係る計画を策定します。また、デジタル人材の育成を行っています。

■先端技術活用の推進（企画調整課）

業務改善を進めるため、AI・RPA等の先端技術の活用を推進します。

■行政手続のオンライン化の推進 （企画調整課）

原則、すべての行政手続をオンライン化することを方針として、自治体DX推進計画に示された「特に国民の利便性向上に資する手続」（本市該当24手続）をマイナポータルから受付可能にする環境を構築するほか、スマートフォンを利用した公的個人認証機能や、手数料等の電子決済機能などを電子申請・届出システムに追加し、一層のオンライン化を推進していきます。

■社会保障・税番号制度（マイナンバー制度） への対応（企画調整課）

情報連携による一部事務手続での添付書類の削減及び情報連携を行うシステムの安定稼働に努めます。

■ICT技術を活用した働き方の推進 （企画調整課）

情報通信技術（ICT）を活用した職員の柔軟で効率的な働き方・しごとの改革の実現に取り組んでいます。職員のテレワーク推進やWEB会議活用のため、庁内の環境整備を進めています。

■情報システムの標準化（企画調整課）

令和3年5月に成立した「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」を受け、市民サービスの利便性向上やシステム運用経費の軽減などを目的として、住民記録や税務などの住民情報系システムについて、国が定める標準仕様書に準拠したシステムへの移行に向けた取組を進めています。

■情報システムの調達統制（企画調整課）

本市では、様々な行政サービスを実現するため、多くの情報システムが活用されています。情報システムの調達を行う際には、企画時・予算編成時・予算執行時の3段階に分けて、調達統制部門との協議を行うことにより、適正な調達となるよう努めています。

表1 行政情報システム

令和3年8月1日現在

1 税・住民記録など市民生活等に関わる主な情報システム

所 管 局	シ ス テ ム
総務局	電子申請・届出、災害時安否情報、情報共有基盤
財政局	税務、税務地図情報、電子申告、電子入札、土地評価
市民局	住民記録、戸籍、証明発行
こども青少年局	母子保健
健康福祉局	国民健康保険、介護保険、生活保護、福祉保健、後期高齢者医療、障害福祉、国民年金
資源循環局	ごみ分別案内
建築局	市営住宅管理
道路局	道路管理
消防局	消防通信指令、消防業務支援
水道局	料金事務オンライン
医療局病院経営本部	医療情報
教育委員会事務局	教育情報ネットワーク、市立図書館情報
市民局	市民利用施設予約
文化観光局	
環境創造局	

2 行政内部の事務処理等に関わる主な情報システム

所 管 局	シ ス テ ム
総務局	横浜市行政情報ネットワーク、文書管理、庶務事務
健康福祉局	墓園管理
環境創造局	大気・水質常時監視、下水道台帳管理
港湾局	横浜港港湾情報、建設発生土受入
交通局	運輸業務支援、バス運行管理、駅務管理
会計室	財務会計
教育委員会事務局	校務
財政局	土木工事積算
環境創造局	
資源循環局	
都市整備局	
道路局	
港湾局	
水道局	
交通局	

政策局

あらゆる可能性に挑戦し、安心と活力につながる政策実現と発信を行います

「横浜市中期4か年計画2018～2021」に基づき、将来に向けて、横浜をさらに飛躍させていくため、様々な政策・施策に取り組んでいます。

現在の指定都市制度を抜本的に見直し、横浜にふさわしい、新たな大都市制度である「特別自治市」の実現に向けた検討、調整、市民の皆さんへのPR等を行っています。

すべての人の個性と能力が発揮される男女共同参画社会の実現を目指して、働く女性への支援、誰もが働きやすい職場づくりを進める企業支援、DV防止とあらゆる暴力の根絶などに取り組んでいます。

トップマネジメントの推進(政策課)

■市政運営の基本方針

1 市政運営の基本方針の位置付け

市政運営の基本方針は、年度ごとの(1)横浜市全体の運営方針、(2)予算の方向性を示し各区局統括本部が策定する運営方針の指針となるものです。

2 令和3年度の市政運営の基本方針

「令和3年度の市政運営の基本方針」を令和3年2月10日に公表しました。

令和3年度は、「感染症対策の強化」、「安全・安心な暮らしを守る取組」、「横浜経済の再生に向けた取組」、「横浜のさらなる飛躍へ向けた取組」、「『特別自治市』の早期実現」等により、いかなる時も市民の日常を守り、将来にわたる横浜の成長を実現していくとしています。

■横浜市専門委員の運営

横浜市の将来を展望し、確かな未来をつくるため、行政の発想に留まらない様々な知恵を集めて市政運営に反映する必要があります。そのため、市政運営について、外部の専門的視点からの助言や、最新の知見等をいただくことを目的として、横浜市専門委員を設置しています。

重要施策の企画・総合調整

■横浜市基本構想(長期ビジョン)の普及・啓発(政策課)

平成18年からのおおむね20年間を展望し、横浜市が

目指すべき都市像や、それを実現するための基本姿勢などを示した「横浜市基本構想(長期ビジョン)」を平成18年6月23日に策定しました。

■横浜市中期4か年2018～2021の進行管理(政策課)

計画の推進にあたっては、社会情勢の変化を踏まえながら、PDCAサイクルによりしっかりと検証しながら進める計画としていきます。

進行管理においては、各年度の実績等の進捗状況を取りまとめ、公表します。また、中間振り返り(令和2年度)・最終振り返り(令和4年度)時には、評価を実施するとともに、外部有識者へのヒアリングを行い、評価に対する意見をいただき公表します。

令和2年度は、8月に、平成30年度・令和元年度中に進めた施策や事業の実績と今後の取組の方向性を「横浜市中期4か年計画2018～2021 中間振り返り」として取りまとめ、公表しました。

■横浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進行管理(政策課)

令和2年8月に「横浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略 令和元年度振り返り」を公表しました。

公表にあたっては、地方創生を推進する取組について、施策や事業の実績の検証を行い、横浜市地方創生推進連絡会を開催し、様々な分野の有識者から意見をいただきました。

また、国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の閣議決定を受け、「横浜市中期4か年計画2018～2021」をベースに第2期「横浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を令和2年3月に策定しました。

■新たな大都市制度「特別自治市」の実現に向けた取組（制度企画課）

将来に渡って確実に行政サービスを提供し、地域の実情に合ったきめ細かな施策を展開するためには、現行の指定都市制度が抱える課題を解決する、横浜市にふさわしい大都市制度である「特別自治市」制度の実現が必要です。

平成 25 年 3 月には、議会との議論を経て、「特別自治市」制度の基本的考え方を整理した「横浜特別自治市大綱」を策定し、「特別自治市」の早期実現に向けて、国等への働きかけを行っています。

「第 3 次 横浜市大都市自治研究会 答申」を受けて、令和 3 年 3 月に、「横浜特別自治市大綱」を 8 年ぶりに改訂しました。

■地方分権の推進（広域行政課）

市民の皆さんに最も身近な基礎自治体である横浜市が、市民の皆さんのニーズや地域の実情に合わせて総合的で一元的な行政サービスを提供するためには、より一層、国や県からの権限・税財源の移譲が必要です。そのため、国の地方分権の動向などに合わせて、他の自治体とも協力しながら、国への働きかけなどの取組を行っています。

■国の制度及び予算に関する提案・要望（広域行政課）

基礎自治体の「現場力」と大都市の「総合力」を併せ持つ横浜市ならではの視点に立って、日本全体の課題解決と持続的な成長につながるよう、特に重要な施策に係る提案・要望を国へ行っています。

■首都圏空港機能強化関連施策の推進（政策課）

平成 22 年 10 月に羽田空港の新滑走路と国際線ターミナルが供用開始され、国際定期便の就航が開始されました。平成 25 年度末に年間 9 万回だった国際線発着枠は、東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向けて機能強化が進められ、令和 2 年 3 月に年間 12.9 万回に拡大されました。

本市としても空港との近接性をいかし、国等と協力した取組を進めています。

■「海洋都市横浜」を目指した取組（政策課）

平成 19 年に制定された海洋基本法、法に基づく海洋基本計画を踏まえ、教育・研究・産業等の活動の拠点となる都市「海洋都市横浜」を目指し、取組を進めています。

平成 27 年 9 月には、産学官がこれまで以上に連携し、海洋に関する取組を展開できるよう「海洋都市横浜うみ協議会」を設立しました。この協議会を中心に、「海洋都市横浜うみ博」や「海と産業革新コンベンション」をはじめとした「海洋に関する活動の総合的な情報発信」

「市民の海洋に関する理解や関心の向上」「海洋産業の振興」「海洋環境の保全」などの取組を進めています。

■新型コロナウイルス感染症「くらし・経済対策」の策定（政策課）

新型コロナウイルス感染症による影響に幅広く対応し、市民生活の安全・安心を守るため、新型コロナウイルス対策本部内にくらし・経済対策チーム（事務局：政策局）を令和 2 年 3 月に設置し、令和 2 年度に計 5 回の「くらし・経済対策」を策定しました。

「くらし・経済対策」では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの国費も活用しながら、主に感染拡大防止と医療提供体制の確保、市民生活と事業活動への支援について、市全体で取り組みました。

市政運営に関する総合調整

■広域的な行政の推進（広域行政課）

現在、市民の皆さんの生活は、通勤・通学だけでなく、消費活動、文化活動などの面でも、一つの行政区域を越えた広がりを持っています。また、環境保全、廃棄物処理等、首都圏全体に共通する広域的な行政課題が多くなっています。

これらに対応するには、神奈川県や川崎市などの県内自治体はもとより、東京都をはじめとする首都圏自治体等と協調・連携した取組が欠かせません。さらに、大都市問題などの解決に向けて、全国の政令指定都市との共同の取組も必要です。

このため、九都県市首脳会議、8 市連携市長会議、県・横浜・川崎・相模原四首長懇談会、指定都市市長会、全国市長会、神奈川県市長会等を通じて、各種調査の実施、関係自治体との協議・調整、国等への提言・要望及び情報交換等、広域的施策の展開に向けた取組を行っています。

■道志村及び昭和村との友好交流促進事業（広域行政課）

横浜市と山梨県道志村は、明治 30 年に道志川から取水を始めて以来、水を通じて様々な交流が続いています。平成 16 年 6 月には「横浜市と道志村の友好・交流に関する協定」、平成 26 年 10 月には「災害時における相互応援に関する協定」及び「道志村への水源林木材の寄附に関する協定」を締結しました。

この協定に基づき、市民・村民の皆さんの活発な交流が進められるよう、また、市・村間の相互協力を通じて、地域が活性化するよう取り組んでおり、市民の皆さんが温泉などの道志村内施設を利用する際に優待サービスを受けられる「はまっこどうしふるさと村事業」などを実施しています。

横浜市と群馬県昭和村は、横浜市の施設である「横浜市少年自然の家赤城林間学園（旧「横浜市赤城山市民野外活動センター」）を昭和 47 年に昭和村に開設して以来、

様々な交流を行っています。平成17年7月には、「災害時における相互応援に関する協定」、平成25年10月には「横浜市と昭和村の友好・交流に関する協定」を締結しました。

この協定に基づき、市民・村民の皆さんの活発な交流が進められるよう、また、市・村間の相互協力を通じて、地域が活性化するよう取り組んでおり、小学校における学習活動の一環として昭和村産こんにゃく芋の育成を通じた友好交流の促進等の取組を行っています。

■新たな劇場整備の検討（劇場計画課）

新たな劇場の整備について検討するため、令和元年度に有識者による「横浜市新たな劇場整備検討委員会」を設置しました。令和2年度からは「基本計画検討部会」及び「管理運営検討部会」を新たに設置し、専門的な視点から検討を行い、12月に提言をいただきました。

■芸術創造の推進（芸術創造課）

舞台芸術の活性化に向けて、地域の舞台芸術団体の活動調査や市民向けシンポジウム、次世代育成事業として子ども向けバレエ公演を実施しました。また、舞台芸術の鑑賞に関するアンケート調査や都心臨海部に立地している企業等へのヒアリング調査を実施しました。

■横浜市強靱化地域計画の推進（政策課）

国土強靱化基本法に基づき、平成30年度に「横浜市強靱化地域計画」を策定し、様々な自然災害による被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興できる「強さ」と「しなやかさ」を持った都市づくりを推進しています。

■区局の政策立案への支援（政策課）

区局の政策立案を支援するため、基礎的調査を実施するとともに、相談対応や基礎的な統計・調査に関する情報提供等を行っています。

横浜市民意識調査

市政を進めていく上での基礎資料として、市民の皆さんの生活意識・生活構造を調査しています。

令和2年度は、「市政への満足度・要望」などの経年項目に加えて「これからの生活・社会」などの特集項目を調査しました。

調査季報の発行

市民の皆さんの生活にとって重要な課題や行政施策について、職員や専門家などが誌上で自由に意見を発表し、討論・交流することを目的とした政策研究誌の編集・発行を行っています。

令和2年度は、186号・特集「横浜の地域における子育て支援」、187号・特集「国際都市横浜」が推進する国際協力」を発行しました。

■データ活用の推進（政策課）

横浜市官民データ活用推進基本条例を踏まえ、本市における官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、施策や推進体制に関する基本的な事項を定めた「横浜市官民データ活用推進計画」に基づき、庁内におけるデータ活用を推進しています。

市職員対象のデータ活用人材育成研修の開催、市ウェブサイトと連携した横浜市オープンデータポータルサイトの運用のほか、証拠に基づく政策立案の趣旨を踏まえた具体的な効果検証を検討している事業などへの助言等の支援を行いました。また、市政情報発信の充実や、業務の効率化、政策立案の際の活用などを目的として、GISの活用を推進しました。

■統計調査（統計情報課）

「国勢調査」をはじめ「経済センサス」「住宅・土地」「工業」統計調査などわが国の統計体系上、基礎的で重要な基幹統計調査を国の法定受託事務として実施しています。また、各種施策企画立案の基礎資料として「国勢調査」などについては、その結果を独自に集計し、横浜市の報告書を発行しています。

また、市政運営の基本となる人口や世帯数を毎月集計し公表しています。

■統計情報提供事業（統計情報課）

横浜市統計ウェブサイト「統計情報ポータル」(<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/tokei-chosa/portal/>)や、統計メールマガジン「はまめる」で、庁内外に統計情報を提供しています。平成26年度からは統計データのオープンデータ化を順次進めています。

また、総合的統計資料である「横浜市統計書」や他の政令指定都市等と共同で「大都市比較統計年表」を編集し毎年発行しています。そのほか、横浜市の経済規模や構造、所得水準などを体系的にとらえた市民経済計算による市内総生産や市民所得の推計などを行っています。

男女共同参画の推進 (男女共同参画推進課)

■男女共同参画推進事業

「横浜市男女共同参画推進条例」に基づき「横浜市男女共同参画行動計画」を策定し、男女共同参画社会の実現を目指した施策を総合的かつ計画的に推進しています。

令和2年度は、第4次行動計画の最終年度として取組を進めるとともに、令和3年3月に第5次行動計画（令和3年度～7年度）を策定しました。

1 あらゆる分野における女性の活躍

(1) 横浜女性ネットワーク会議

働く女性の学びと交流の場である「横浜女性ネッ

トワーク会議」を開催しています。

(2) よこはまグッドバランス賞

誰もが働きやすい職場環境づくりを積極的に進める市内中小企業等を「よこはまグッドバランス賞」として認定し、その取組を広く紹介することで、他の企業等への普及・啓発を図ります。

2 安全・安心な暮らしの実現

(1) DV防止の啓発

DV相談支援センターの周知及びDV防止の啓発を目的として、女性に対する暴力をなくす運動期間(毎年11月12日～25日)を中心に、キャンペーンを展開しています。

また、若者向け暴力予防啓発として、主に中学・高校等を対象としたデートDV防止出前講座やSNSを活用した広報を実施しています。

さらに、庁内外の関係機関との情報交換や連携協力を目的として、DV施策推進連絡会を開催しています。

(2) 就職氷河期世代非正規職シングル女性支援事業

就職氷河期世代を中心とした、非正規職シングル女性の就労支援に取り組んでいます。

令和2年度は支援プログラムを検討するために当事者・企業を対象とした調査を実施しました。

3 男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進・社会づくり

(1) 男女共同参画の視点をいかした地域防災

横浜市民防災センターの体験ツアーと合同で、男女共同参画に関する防災講座を実施しています。令和2年度は、地域防災における男女共同参画を推進するため、「女性の視点をいかした防災講座」動画を作成しました。

(2) 理工系女子応援事業

理工系分野の次代を担う女性の人材育成に向けて、令和2年度は、中高生や保護者、教職員に対して、企業や市役所で活躍する女性技術者によるパネルディスカッションをオンラインで開催しました。

(3) 男女共同参画貢献表彰

横浜市において男女共同参画社会の形成に積極的に取り組み、他の模範として推奨できる個人又は団体を表彰し、その活躍を広く市民の皆さんにお知らせすることで、男女共同参画への理解促進や取組の普及を図っています。

4 推進体制の整備・強化

(1) 女性活躍推進協議会

市内経済団体等をはじめとした関係機関と連携し、市内企業の女性活躍を推進するための意見交換・情報共有を実施しています。

また、女性活躍・働き方改革企業応援サイト「ジョカツナビ@横浜」において、女性活躍推進や働き方の見直しに関する取組を発信しています。

(2) 男女共同参画審議会

市長の諮問に応じ、男女共同参画行動計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するため、市長の附属機関として、学識経験者、市民及び事業者等からなる横浜市男女共同参画審議会を

設置しています。

(3) 庁内の男女共同参画推進体制

男女共同参画行動計画の効果的な推進を図るため、横浜市男女共同参画推進会議(市長・副市長、全局統括本部長、代表区長で構成)を設置し、計画の進捗管理を行っています。

また、全区局統括本部に男女共同参画推進者を配置し、男女共同参画の推進とともにハラスメント防止等の問題解決に取り組んでいます。

(4) 男女共同参画関連調査

施策の立案等の基礎資料とするため、市民の皆さん・事業者の意識、実態や社会動向の変化について、調査研究を実施しています。

令和2年度は「男女共同参画に関する市民意識調査」及び「男女共同参画に関する事業所調査」を実施しました。

■横浜市男女共同参画センター運営事業

男女共同参画センター3館において、男女共同参画に関する相談、講座、講演会等の開催、資料及び情報の収集・提供を行っています。また、市民の皆さん及び事業者への活動の場の提供等を行っています。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から経済不安や生活不安などを抱える女性を対象として、「女性としごと応援デスク」の機能を拡充し、通話料無料の電話相談窓口を設置しています。

男女共同参画センター横浜

所在地 戸塚区上倉田町 435-1

TEL 045-862-5050

開館 昭和63年9月

入館者総数 167,895人(令和2年度)

施設概要 ホール、セミナールーム、会議室、和室、音楽室、多目的スタジオ、生活工房、フィットネスルーム、情報ライブラリ、相談室、子どもの部屋、活動交流コーナー、健康サロン

男女共同参画センター横浜南

所在地 南区南太田 1-7-20

TEL 045-714-5911

開館 平成17年4月

*横浜市婦人会館廃止後、建物を利用して設置

入館者総数 79,017人(令和2年度)

施設概要 研修室、会議室、和室、音楽室、生活工房、トレーニング室、相談室、子どもの部屋、交流ラウンジ

男女共同参画センター横浜北

所在地 青葉区あざみ野南 1-17-3

TEL 045-910-5700

開館 平成17年10月

入館者総数 156,182人(令和2年度)

施設概要 レクチャールーム、セミナールーム、会議室、音楽室、生活工房、健康スタジオ、相談室、子どもの部屋、交流ラウンジ

■公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会

事務局 戸塚区上倉田町 435-1 (TEL 045-862-5053)

男女共同参画の推進に関する施策を実施するとともに、市民の皆さん及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するため、次のような事業を行って

います。

- 1 男女共同参画に関する相談
- 2 男女共同参画に関する講座・研修の企画実施
- 3 男女共同参画に関する調査研究及び広報啓発
- 4 男女共同参画に関する情報の収集及び提供
- 5 男女共同参画に関する市民活動の支援及び市民等との協働・連携
- 6 男女共同参画推進に関する施設の管理運営

新たな価値を共に創り出す「共創」の取組（共創推進課）

■共創推進の指針

共創の理念や目的を公民で共有化するための「共創推進の指針」に基づき、民間の皆さんと行政との対話を通じて、「質の高いサービスの提供」や「新たなビジネスチャンスの創出」、「横浜らしい地域活性化の推進」などに向けた新たな価値を共に創り出す「共創」の取組を進めています。

■公民による対話と交流

民間事業者から公民連携に関するさまざまな相談・提案を受け付ける窓口として「共創フロント」を開設しています。共創フロントでは、平成20年度から令和2年度末までに975件の提案を受け付け、うち435件が実現しました。

また、企業やNPO、大学などのさまざまな主体が参加し、社会的な課題をテーマに話し合い、公民連携による解決策を見出していく「共創オープンフォーラム」を開催し、約150人の参加がありました。公民対話により具体的な共創事業の創出を目指す実験的な場である「共創ラボ」を、「ウイズコロナ時代の社会課題の解決に寄与する新しい生活様式の創発」をテーマとして、オンライン形式で6回開催しました。その他、地域の多様な主体による対話と創造の場として、各地のリビングラボを支援するとともに、民間主体の中間支援組織の創設を支援しました。

■指定管理者制度

指定管理者制度は、多様化する市民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的として、平成15年6月の地方自治法改正により創設されました。本市では新横浜公園や各区の地区センターなど、令和3年4月の時点で944施設において指定管理者の指定を行っています。

公の施設のより良い施設運営と市民サービスの向上を図るために、本市独自の制度として、民間評価機関による指定管理者第三者評価制度を導入するとともに、制度

運用の基礎となる「横浜市指定管理者制度運用ガイドライン」の策定などを行っています。あわせて、社会情勢を踏まえながら、これらの見直しを行うことで、制度運用の継続的な改善を進めています。

■広告・ネーミングライツ

税収が減少する中、横浜市が持つ公共施設や広報・印刷物など様々な資産を広告媒体として活用することで、新たな財源の確保に取り組んでいます。

財源確保の視点だけでなく、時代の変化・ニーズに合わせた新たな広告価値の創出に向けて、SDGsの達成や行政課題の解決につながるような事業展開にも挑戦しています。

令和2年度は一般会計で約1億5,800万円の広告料収入等がありました。また、広告付き封筒などの提供を受けることで、約9,600万円相当の経費縮減効果がありました。

その他に、公共施設におけるネーミングライツの導入も進めています。「横浜市ネーミングライツ導入に関するガイドライン」に基づき、日産スタジアム、ニッパツ三ツ沢球技場、はまぎんこども宇宙科学館、俣野公園・横浜薬大スタジアム、ベイクォーターウォーク、ドゥ アメニティ新横浜駅前トイレ診断士の厠堂、カップヌードルミュージアムパーク、ハマヤク農園、鶴屋町クレインズ歩道橋ほか3橋で契約を締結しており、令和2年度は約2億2,700万円の収入がありました。

■PFI

PFI（Private Finance Initiative）は、公共施設の建設・維持管理・運営等を、民間の資金やノウハウを活用して効率的かつ効果的に実施し、市民サービスの向上や事業期間全体を通じたトータルコストの縮減等を図る事業手法です。本市では、PFIの導入やPFI事業の適正な運用を進めています。

これまでに、上下水道や学校、庁舎、MICE施設、市民利用施設等の事業にPFIを導入してきました。また、PFI事業の安定的な実施を図るため、外部有識者による「横浜市民間資金等活用事業審査委員会」において、PFI事業者の財務状況等を確認しています。

■公有資産の有効活用

本市が保有する土地や建物等の資産について、民間のノウハウ等を活かしながら地域課題の解決を図るなど有効活用を進めるため、民間事業者の皆さんが参画・提案しやすい環境づくりに取り組んでいます。

具体的な取組として、未利用地や用途廃止施設等の活用検討にあたって、民間事業者の活用アイデアや公募に対する意向等を把握する「サウンディング調査」を実施しています。また、公園や道路などの公共空間の活用を一層すすめることを目的として、本市のビジョンや許認

可手続きフロー等をまとめた手引きを令和2年1月に策定し、取組を進めています。

■構造改革特区、地域再生の取組

国において創設された「構造改革特区制度」や「地域再生制度」を活用し、地域特性に応じた規制緩和による地域経済の活性化や、地域の資源や強みを活かした施策を進めています。

令和2年度末までに、国際物流や産学連携、産業活性化、教育、IT、若者の就労支援、救急、区画整理などの分野で、11件の構造改革特区と、文化芸術や企業誘致、国際港湾物流、多文化共生、地域経済活性化などの分野で、10件の地域再生計画が国の認定を受けました。

■新たな公民連携手法の検討

新たな公民連携手法として、行政課題の解決に対応した成果指標を設定し、その改善状況に連動して委託費等を支払うことにより、より高い成果の創出に向けたインセンティブを民間事業者に強く働かせることが可能となる「成果連動型民間委託契約方式（PFS）」の導入を進めています。

令和2年度はパイロット事業を9月から開始し、産前産後の母親の出産や子育てに関する相談に産婦人科医・助産師・小児科医がオンラインで応じる健康医療相談サービスを提供しています（令和3年度までの2か年事業）。

積極的な情報提供（報道担当）

■市政報道の推進

市民の皆さんへの的確かつ迅速な市政情報の提供を行うために、報道機関と調整を図り、円滑な連絡体制を確立するとともに、広く報道情報を収集、把握し、整理します。また、横浜からの情報を世界に向けて発信し、横浜への取材を誘致、促進するため、外国報道の推進に向けた取組を行います。

市政情報の提供

報道機関への的確かつ迅速な市政情報の提供を図るために、市長記者会見（インターネット生中継等）やレクチャーなどを行います。

令和2年度の実績

【記者会見】

市長記者会見	24回
会見・レクチャー	254回

外国報道の推進

横浜からの情報を世界に向けて発信するために、外国報道機関等の駐日特派員を対象に、横浜市の情報電子メールなどで発信するニュース配信等を行います。

令和2年度の実績

【ニュース配信】

ニュースリリース

4回

人を惹きつける魅力と活力に満ちた学術都市を目指して

（大学調整課）

■公立大学法人横浜市立大学の自主自律的運営への支援

少子高齢化の一層の進展による大学間競争の激化、社会の急速なグローバル化の進展への対応など、横浜市立大学を取り巻く環境は大きく変化し、大学の存在意義が問われる環境が到来しつつあります。このような状況の中、横浜市立大学は、地域に根ざした大学として、時代を担う人材の育成、多岐にわたる地域貢献、先進的な研究や医療の提供など、市民の期待に応える多くの成果を挙げてきました。

横浜市立大学が、今後も国際都市横浜にふさわしい大学として時代の要請に応え、存在意義を発揮し続けるため、本市は横浜市立大学法人の設立団体として、より効果的な運営ができるよう、様々な支援を行っています。

1 法人運営の仕組み

(1) 市会、横浜市及び横浜市立大学の関係

公立大学法人は、地方独立行政法人法の定めにより、法人が大学の設置者となります。市長、市会、横浜市公立大学法人評価委員会及び法人はそれぞれ決められた役割を果たすことが求められています。

横浜市立大学の運営に際して、市長が法人の6年間の運営目標として、中期目標を定め、法人は、この中期目標に沿って、中期計画を策定します。

また、法人の事業資金として、横浜市が運営交付金の交付等をしますが、市の予算・決算として市会に諮ることとなります。

(2) 公立大学法人の組織

法人の理事長及び監事は市長が任命します。副理事長及び理事は理事長が任命し、市長に届け出るとともに、併せて公表します。

(3) 法人の評価

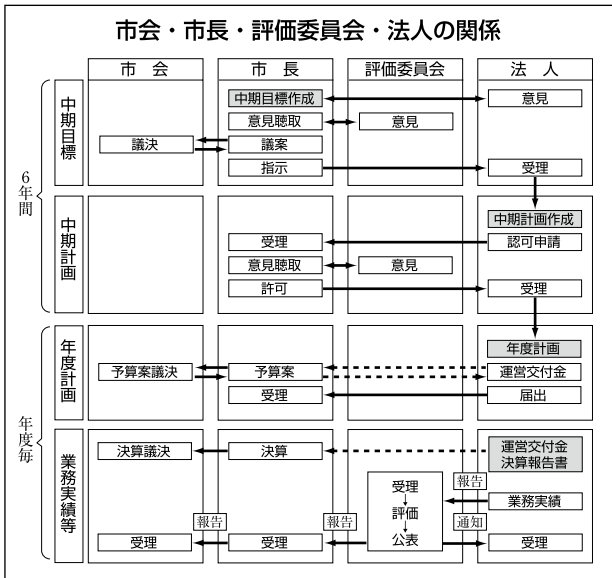
法人の業務の実績に関する評価等を行うため、地方独立行政法人法第11条に基づき、市長の附属機関として横浜市公立大学法人評価委員会を設置しています。

主な役割は次のとおりです。

- ア 市長が横浜市立大学の中期目標を作成・変更する際の意見
- イ 横浜市立大学が作成・変更した中期計画を市長が認可する際の意見
- ウ 各事業年度における業務実績についての評価

令和2年度の実績

【横浜市立大学法人評価委員会】2回開催



2 法人への支援と評価

横浜市立大学は、本市が定めた中期目標の達成に向けて法人自らが策定した中期計画等に基づいて、自主自律的な大学運営を推進しています。

本市は法人の設立団体として、法人と連携や連絡調整を図りながら支援を行っています。

(1) 法人との調整及び評価委員会の運営

市長の附属機関である「横浜市立大学法人評価委員会」の運営を行い、同委員会により法人の令和元年度の業務の実績に関する評価等を行い、評価結果を法人に伝えるとともに、市会に報告しました。

そのほか、法人の諸課題に対応するとともに、法人との共通理解を促進し、課題解決に向けた支援方策や連携方策などを協議する場として、「横浜市・公立大学法人横浜市立大学協議会」を令和2年7月と11月に開催しました。

(2) 運営交付金の交付等

法人の設立団体である本市では、法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な運営交付金を算定基準に基づいて計画的に交付しています。

このほか、附属2病院において高度先進的な医療を市民の皆さんに提供するための医療機器整備が必要不可欠であることから、附属2病院の医療機器整備に必要な資金について市債を発行し、法人へ貸し付けを行うとともに、過去の貸付金の返済の一部を運営交付金で措置しています。

令和2年度の実績

【運営交付金】 12,764,573,000 円

【貸付金】 1,500,000,000 円

■市内大学と地域がつながるまち

1 大学・都市パートナーシップ協議会

平成17年3月に「大学と都市の連携に関する考え方」を策定しました。ここでは、基本理念として「横浜が拓く知の未来－21世紀型大学都市ヨコハマの挑戦－」を掲げ、連携推進における4つの方向性、「教育の可能性を拓き未来を担う人材を育む（人材育成）」、「新しい時代の市民の多様な学びを創出する（生涯学習）」、「知を活かし新たな横浜経済を拓く（横浜経済の活性化）」、「協働して都市の課題に取り組む（地域課題の解決）」を示しました。

そして、「大学・都市パートナーシップ協議会」は、この「考え方」に賛同した市内大学学長・理事長と横浜市長の意見交換の場として、平成17年3月に設立しました。市内の大学の豊富な知的資源などの蓄積を活かし、市民・企業・行政が連携して活力と魅力あふれる都市を実現するため、この協議会を頂点とする継続的、総合的な連携体制を構築し、協力しあうことを確認しています。

【参加大学一覧（五十音順・令和3年8月1日現在）】

- | | |
|--------------------|-----------|
| 神奈川大学 | 東京都市大学 |
| 鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 | 東洋英和女学院大学 |
| 関東学院大学 | 日本体育大学 |
| グロービス経営大学院 | フェリス女学院大学 |
| 慶應義塾大学 | 放送大学 |
| 國學院大學 | 明治学院大学 |
| 湘南医療大学 | 八洲学園大学 |
| 情報セキュリティ大学院大学 | 横浜国立大学 |
| 昭和大学 | 横浜商科大学 |
| 星槎大学 | 横浜女子短期大学 |
| 玉川大学 | 横浜市立大学 |
| 鶴見大学・鶴見大学短期大学部 | 横浜創英大学 |
| 桐蔭横浜大学 | 横浜美術大学 |
| 東京藝術大学大学院 | 横浜薬科大学 |
| 東京工業大学 | |

2 協議会主催事業について

(1) 大学・都市パートナーシップ協議会代表者会議
協議会参加大学と本市の意見交換及び情報共有の場として、年1回開催していましたが、令和2年度開催予定だった第14回会議について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止しました。

(2) 『「大学と地域がつながるまち」プレゼントクイズキャンペーン』の開催

当初開催予定だった「ヨコハマ大学まつり」について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止とし、代替として、「プレゼントクイズキャンペーン」を開催しました。市民の皆さん、特に市内の中学生・高校生に向けて、大学・都市パートナーシップ協議会参加29大学の新たな面を発信しました。

開催期間：令和3年1月4日（金）～
令和3年2月28日（日）

開催内容：キャンペーン特設サイトで大学クイズとアンケートに答えて応募した方から抽選で300名に、協議会参加大学のグッズ等をプレゼント

3 学術都市の推進について

学術都市形成の一環として、国際施策、経済施策と連動させた「外国人留学生に対する就職支援」に取り組むため、横浜国立大学及び横浜国立大学とともに「ヨコハマ・カナガワ留学生就職促進プログラム」を実施しており、その推進に向けた実行委員会の運営等を行うとともに、プログラムの一環として、オンラインでのインターンシッププログラムを実施しました。

■横浜市立大学関係施設整備事業

吊り天井を法令に適合させるための天井脱落対策として、横浜市立大学の金沢八景キャンパス総合体育館及び附属病院の工事並びに市民総合医療センターの実施設計を行いました。

また、市民総合医療センターの救急棟受変電設備の更新に向けた基本設計及び本館手術室増設に係る負担金工事を実施しました。

基地対策（基地対策課）

■施設返還の促進

米軍施設返還の経過

第二次世界大戦後進駐した連合国軍により、横浜市は、市の中心部や港湾施設などが広範囲にわたり接収され、横浜の再建・復興は著しく遅れることとなりました。

それ以来、本市では市民の皆さんの共通の念願、市政の重要課題として市内米軍施設の早期全面返還に向けた取組を進め、今日まで多くの返還を実現してきました。

しかし、市内にはなお、米軍施設が存在し、都市づくりを進める上で大きな妨げとなっています。

近年の動き

平成16年10月に、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域への住宅等の建設及び上瀬谷通信施設・深谷通信所・富岡倉庫地区・根岸住宅地区の全部、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域の飛び地、小柴貯油施設の一部の返

還の方針が日米合同委員会において合意されました。

このうち、小柴貯油施設については、横浜市からの度重なる全面返還の要請を受け、平成17年12月に陸地部分全域が返還され、富岡倉庫地区については、平成21年5月に返還され、瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックの一部についても同年3月に返還されています。なお、小柴貯油施設については平成29年8月から公園整備に着手し、令和3年7月末に「小柴自然公園」として第1期エリアの一部を公開しています。

また、返還方針の合意から約10年を経て、平成26年4月の日米合同委員会において深谷通信所と上瀬谷通信施設の大規模な2施設の返還時期が示され、平成26年6月には深谷通信所の返還が実現し、平成27年6月には上瀬谷通信施設の返還が実現しました。

その後、平成30年11月に開催された日米合同委員会において、池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における家族住宅等の建設を取り止めること、並びに根岸住宅地区について、早期の引渡しに向け、原状回復作業を速やかに実施するため、共同使用について日米間で協議を開始することが合意されました。令和元年11月にはこの共同使用が合意され、令和2年6月より、国による原状回復作業が実施されています。

引き続き、市内米軍施設・区域の早期全面返還を国に対し要請しています。

■米軍施設の現況

根岸住宅地区

管理：在日米海軍横須賀基地司令部及び防衛省にて共同使用

令和元年11月の日米合同委員会において、早期の引き渡しに向け、原状回復作業を速やかに実施するための共同使用が合意され、令和2年から調査等が開始されています。

米軍施設・区域に囲まれた土地に市民2軒が居住されています。

池子住宅地区及び海軍補助施設

管理：在日米海軍横須賀基地司令部

横浜市内米軍施設・区域一覧表

令和3年8月1日現在

施設名	所在区	土地面積
4か所	6区	1,503,894
根岸住宅地区（海軍）	中区 南区 磯子区	429,203
池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）（海軍）	金沢区	367,590
鶴見貯油施設（海軍）	鶴見区	183,784
瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドック（陸軍）	神奈川区	523,317
水域名称	所在	水域面積
小柴水域（海軍）	金沢区沖合	約420,000
瑞穂ふ頭／横浜ノースドック専用水域（陸軍）	瑞穂ふ頭の周囲	約107,500

（注）施設名末尾かっこ内は所管を示しています。

施設は、逗子市及び横浜市にわたり所在しています。このうち、逗子市域には、米軍人、軍属及びその家族が居住しており、管理事務所、スポーツ施設（テニスコート等）、中央公共施設等があります。

鶴見貯油施設

管理：在日米海軍横須賀補給センター燃料部

横須賀市に所在する貯油施設（吾妻倉庫地区）からタンカーで運ばれた航空機燃料を一旦貯蔵し、ここから鉄道、自動車で横田基地に供給されています。13基のタンクがあり、約12万キロリットルの貯油能力があるといわれています。

瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドック

管理：在日米陸軍基地管理本部、米海軍横須賀基地司令部

ふ頭地区では、大型・小型船舶用バース、野積場、倉庫等があり、物資の搬出入や軍人・軍属等の移動に伴う貨物輸送業務等が行われています。

郵便地区では、極東からベルシャ湾に至る米海軍関係の郵便業務が行われています。

また、施設の周囲には、約11ヘクタールの提供水域があります。

令和2年度の入港実績は、年間75隻、月平均6.25隻となっています。

令和3年3月31日には、土地の一部（約1,400m²）及び工作物が返還されました。

小柴水域

管理：在日米海軍横須賀基地司令部

約42ヘクタールに及ぶ円形の提供水域です。米国船舶の停泊及び積荷の積み卸しのために使用する、とされています。

航空騒音・安全対策

厚木基地の米軍機の航空騒音と航空安全については、国と米軍に対し、その対策を要請しています。これらの問題は、県内広域にわたることから、県と厚木基地周辺9市（横浜、大和、綾瀬、藤沢、相模原、海老名、座間、茅ヶ崎、町田）が連携して、騒音問題の解消に取り組んでいます。

また、米軍による航空事故が発生した場合に備え、国、米軍、関係自治体で構成する「航空事故等連絡協議会」に参加しています。

なお、消防局は、在日米海軍及び陸軍と消防相互援助協約を結び安全の確保に努めています。

■跡地の有効利用

返還後の跡地利用の促進については、平成16年10月に返還方針が合意された市内米軍施設について、平成18年6月に策定した「米軍施設返還跡地利用指針」や平成23年3月に改定を行った「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画」等に基づき、民間土地所有者、地元の方々と意見交換を行いながら、跡地利用の具体化に向けた検討を行いました。

平成21年5月に返還された富岡倉庫地区については、平成23年度に「跡地利用基本計画」を策定し、平成26年度には敷地の一部を活用して衛生研究所を開所しました。その後は、産業・研究機能等の導入とともに、様々

な課題への対応も視野に入れて幅広い視点での検討をしています。

平成26年6月に返還された深谷通信所については、平成25年3月に泉区深谷通信所返還対策協議会が作成した「跡地利用計画案」や戸塚区が取りまとめた「区民の意見」等を踏まえ、平成30年2月に「跡地利用基本計画」を策定しました。

また、令和2年7月に環境影響評価段階配慮書の手続きを行いました。

令和元年11月に共同使用が合意された根岸住宅地区は、地権者組織である「米軍根岸住宅地区返還・まちづくり協議会」が平成29年5月に「まちづくり基本計画（協議会案）」を取りまとめました。

同計画を尊重しつつ、令和2年9月に「根岸住宅地区跡地利用基本計画（案）」を取りまとめるとともに、市民意見募集を実施し、令和3年3月に「根岸住宅地区跡地利用基本計画」を策定しました。

総務局

行政改革の推進と危機対応力強化

不断の行政改革の推進や危機対応力の強化等の取組を通じて、市民の皆さんからの期待・信頼に応えられる市役所づくりや安全・安心を実感できる都市の実現に向けた仕組みづくりに取り組みます。

市民サービスの一層の向上を目指し、ICTを積極的に活用した業務改善やワークスタイル改革を推進します。

また、市民の皆さんの安全・安心を守るため、自助・共助を中心とした地域防災力の向上と危機対応力の強化に引き続き取り組みます。

1 局の施策

○ 更なる業務効率化と働き方改革の実現

全庁的な業務改善とワークスタイル改革に引き続き取り組みます。また、業務を支えるICT環境の安定的な運用に努めます。

○ 職員の人材育成の推進と健康で働きやすい職場づくり

全ての職員が意欲と能力を十分に発揮できるよう、職員の人材育成の推進と健康で働きやすい職場環境づくりを進めます。また、長時間労働の是正、超過勤務の縮減や適正な業務執行の確保に向けた職場づくり等を推進します。

○ 地域防災力の向上と危機対応力の強化

町の防災組織の活動支援や市民防災センターの活用など、地域における自助・共助の意識啓発により災害に強い人づくり・地域づくりを推進します。

また、関係機関等と連携した訓練等を通じ自然災害への備え等様々な危機対応力を強化します。

2 局組織運営の考え方

○ 現場との一体感を意識して、各区局に対して適切なサポートを行います。

○ 市庁舎の執務環境を最大限に活用し、各部を超えた連携・情報共有を進めるとともに、業務効率化とワークスタイル改革を実現し、職員一人ひとりが生き生きと働く組織づくりを進めます。

○ 長時間労働是正に向けたマネジメントにより、職員の心身の健康管理や働きやすい職場環境づくりを進めます。

法規審査

■政策法務（法制課）

横浜市独自の政策・事業を実現するために必要な法システムについて調整等を行っています。

■法規審査（法制課）

条例等の議会議案及び規則等の重要な文書の審査や横浜市の事務事業の遂行に伴って生じる法律問題の処理を通じ、法令に即した適正な行政の実現を図っています。また、市政に関する訴訟等の進行管理を行っています。

■行政手続条例等の運用（法制課）

横浜市行政手続条例及び行政手続法に関する事務についての総合的な調整など、行政手続の適正な運用に努めています。

■行政不服審査制度の運用（法制課）

行政不服審査法及び横浜市行政不服審査条例に基づく審査請求に関する審査手続など、行政不服審査制度の運用を行っています。

コンプライアンスの推進

■コンプライアンスの推進 （コンプライアンス推進室）

コンプライアンス推進体制

公正な職務の執行及び適正な行政運営の確保を図るため不正防止内部通報制度、特定要望記録・公表制度、内部監察制度、行政対象暴力対策等、コンプライアンスに関連する制度を運用しています。また、時代や社会情勢に即した制度運用を行うため、副市長を委員長とするコンプライアンス委員会や外部有識者から選任したコンプライアンス顧問により、各制度の点検・評価を実施しています。

職員行動基準

職員が業務を遂行するに当たり拠り所となる規範として「横浜市職員行動基準」を平成19年12月に策定し、令和2年度に一部の項目を改定しました。

「職員一人ひとりが行動基準に基づき、自ら考え行動する」ことを目標として、研修や表彰を実施し、より一層のコンプライアンス意識の浸透を図ります。

事務処理ミス・事件事故等の再発防止

事務処理ミス・事件事故等が発生した際に、各区局における再発防止に向けた事務の点検・改善等の取組を支援するとともに、全庁的な対応が必要な課題については、関係区局と連携して取り組んでいます。

内部統制制度の推進

地方自治法に基づき事務の適正な執行を確保するため、令和2年4月に横浜市内部統制基本方針を策定、全庁的に内部統制を推進しています。

令和3年度からは内部統制評価報告書を毎会計年度作成し、監査委員の審査意見を付して議会へ提出、公表しています。

人事・研修

■人事・組織管理（人事課）

現在、本市では、戸籍や税などの窓口サービスのほか、福祉・保健医療、環境改善、都市基盤整備、経済振興、教育文化などの分野で、約4万3千人の職員が市政に従事しています。

市民満足度の向上のためには、職員一人ひとりが意欲と能力を高め、自信とやりがいを持って働くことを通じて市役所全体の活力を生み出すことが重要です。

そのため、職員の意欲や能力、実績に応えられる人事給与制度を推進するとともに、人事異動・人事考課・研修を効果的に連携させた人材育成体系のもと、引き続き様々な取組を進めていきます。

職員の採用・異動

横浜市職員の採用は、法律に基づき、原則として競争試験等により行われています。

令和3年度の職員採用者数は、事務系504人、技術系151人、医師・医療技術系54人、技能系93人でした。

障害者の雇用にも積極的に取り組んでおり、令和2年6月現在の障害者雇用率は本市全体では2.38%、市長部局では2.76%となっています。

また、人材育成・能力活用の観点から人員配置を行い、公務の能率的な運営や職場の活性化を図るため、令和3年4月の定期人事異動では、4,401人の異動を実施しました。

職員の服務管理

職員の義務と責任については、地方公務員法等で定められています。本市では、職員一人ひとりが法令や条例等を遵守し、公務を公正かつ公平に行うこと、公務外においても横浜市職員としての自覚と誇りをもって行動することを求めています。

組織機構

本市の組織機構については、日常の市民生活に密着したきめ細かい施策展開や市政全体にかかる緊急・重要な行政課題への的確な対応が可能となる執行体制の整備を図るとともに、既存体制の徹底した見直しを行っています。

また、行政の果たすべき役割の再検討、施策・事業の最適な実施主体・手法の選択など、効率的・効果的な執行体制の構築に向け、令和3年度も引き続き、政策・財政・運営の緊密な連動を図るとともに、社会情勢の変化等に応じた機動的かつ効果的な組織編成を推進しています。

職員定数の管理

職員の定員管理にあたっては、効率的・効果的な執行体制を構築していくことはもとより、市民の皆さんのニーズや意識の変化を踏まえ、重点政策課題などに機動的に対応できるよう、的確に人員をシフトしていく必要があります。

市民満足度向上や費用対効果の観点から、各施設・事業の最適な実施主体あるいは実施手法を選択していくことを前提に、引き続き適正な管理を進めていきます。

■勤務条件（労務課）

職員の給与等の勤務条件については、地方公務員法により民間の実態や国の事情等を考慮するなどして、決定することになっています。横浜市でも、この地方公務員法の趣旨に基づき勤務条件を決定しています。

■福利厚生（職員健康課）

公務が適正かつ能率的に遂行されるためには、職員が健康で安心して積極的に職務に専念できる環境が必要です。このために、地方公務員法、労働安全衛生法等の趣旨にそって、職員の福利厚生、安全衛生管理、公務災害補償の適切な実施に努めています。

■職員研修（人材開発課）

人材育成にあたっては、職員一人ひとりの意欲と能力を高めることで、組織力を高め、市民サービスの向上につなげることが重要と考えます。

そのため、「人材こそが最も重要な経営資源」であることを念頭に、求められる職員像である「ヨコハマを愛し、市民に信頼され、自ら考え行動する職員」の育成を目指し、研修を実施しています。

表1 市職員現在員数

令和3年4月現在

	合計	局長級計	局			部長	課長	係長計	係		経営責任職合計	職						一般職合計
			局長	室長	担当理事				課長補佐	係長		事務	技術	医務	技能	教育	消防	
横浜市合計	42,876	73	48	7	18	344	1,150	3,369	718	2,651	4,936	9,589	3,465	1,540	5,024	15,102	3,220	37,940
技監(※1)																		
危機管理監	1	1	1								1							
CIO補佐監(※2)																		
CISO補佐監(※3)																		
CDO補佐監(※2)																		
温暖化対策統括本部	47	1	1			4	5	19	3	16	29	13	5					18
デジタル統括本部	23	1	1			1	4	8	1	7	14	8	1					9
政策局	206	8	1	2	5	11	38	68	18	50	125	68	13					81
総務局	440	4	1	2	1	7	36	137	25	112	184	220	8	7	18		3	256
財政局	436	2	1	1		5	25	71	21	50	103	323	10					333
国際局	67	2	1		1	4	12	26	5	21	44	22	1					23
市民局	273	3	1	1	1	11	31	77	16	61	122	146	5					151
文化観光局	122	1	1			5	19	44	5	39	69	49	4					53
経済局	248	2	1		1	6	23	60	11	49	91	131	19		7			157
子ども青少年局	829	1	1			7	41	156	24	132	205	585	7	29	3			624
健康福祉局	1,084	4	1		3	19	65	250	49	201	338	532	125	72	17			746
医療局	77	1	1			2	15	27	6	21	45	30	1	1				32
環境創造局	1,360	2	1		1	10	69	177	45	132	258	217	760		125			1,102
資源循環局	1,875	1	1			7	39	109	20	89	156	243	212		1,264			1,719
建築局	530	1	1			9	33	97	23	74	140	79	311					390
都市整備局	397	4	1		3	16	45	118	32	86	183	84	130					214
道路局	406	2	1		1	5	28	76	13	63	111	116	179					295
港湾局	293	2	1	1		6	23	55	14	41	86	104	93		10			207
消防局	3,624	1	1			24	100	274	73	201	399	7		1			3,217	3,225
鶴見区	517	1	1			4	17	60	10	50	82	359	32	30	14			435
神奈川区	413	1	1			5	15	54	6	48	75	265	32	24	17			338
西区	286	1	1			4	15	47	6	41	67	170	20	17	12			219
中区	475	1	1			4	18	65	13	52	88	312	38	23	14			387
南区	460	1	1			4	16	58	12	46	79	319	24	23	15			381
港南区	438	1	1			4	16	54	11	43	75	291	26	25	21			363
保土ヶ谷区	419	1	1			4	16	51	8	43	72	283	25	21	18			347
旭区	469	1	1			5	16	56	11	45	78	318	31	26	16			391
磯子区	346	1	1			4	16	48	12	36	69	216	25	20	16			277
金沢区	401	1	1			4	16	49	6	43	70	267	24	24	16			331
港北区	521	1	1			4	15	59	12	47	79	360	32	33	17			442
緑区	387	1	1			4	16	49	9	40	70	256	22	19	20			317
青葉区	435	1	1			4	16	52	12	40	73	293	27	27	15			362
都筑区	387	1	1			4	16	51	11	40	72	247	26	23	19			315
戸塚区	442	1	1			4	15	56	10	46	76	292	32	27	15			366
栄区	317	1	1			4	15	46	7	39	66	191	22	19	19			251
泉区	332	1	1			5	16	45	7	38	67	211	24	19	11			265
瀬谷区	337	1	1			4	15	47	13	34	67	216	20	18	16			270
水道局	1,430	2	1		1	9	43	139	34	105	193	433	664		140			1,237
交通局	2,499	1	1			7	38	152	44	108	198	85	98	2	2,116			2,301
医療局病院経営本部	1,601	2	2			74	59	134	29	105	269	84	239	1,009				1,332
会計室	43	1	1			2	3	7	2	5	13	30						30
教育委員会事務局	795	1	1			13	57	97	19	78	168	447	10	1		169		627
教育委員会事務局(※4) (学校に勤務する職員)	16,646											595	88		1,030	14,933		16,646
選挙管理委員会事務局	16	1	1			1	1	4	1	3	7	9						9
人事委員会事務局	27	1	1			1	2	7	1	6	11	16						16
監査事務局	41	1	1			1	5	16	5	11	23	18						18
議会局	58	1	1			2	6	17	3	14	26	29			3			32

(※1)都市整備局長が兼務。(※2)デジタル統括本部副本部長が兼務。(※3)総務局行政改革推進部ICT推進担当部長兼務。(※4)職種のみ分類。

行政改革

■行政運営の改革及び改善の推進 (行政マネジメント課)

市民サービスの一層の向上を目指し、既存の仕組みや制度の見直し、事業の見直しなどの抜本的な業務改善を進めるとともに、全庁的なワークスタイル改革に取り組んでいます。

■外郭団体改革の推進 (行政マネジメント課)

外郭団体の整理や統合、民間主体の運営への移行を推進したことにより、令和3年度には、団体数が最も多かった平成5～7年度の67団体に比べて、32団体減の35団体となっています。

また、本市では、平成16年度から団体の中期的な経営目標を「協約」として定め、経営の向上に継続的に取り組む「協約マネジメントサイクル」を導入しています。

平成28年度からは、附属機関（横浜市外郭団体等経営向上委員会）を活用して、各団体の総合的な評価を行うなど、さらなる経営向上に向けた取組を進めています。

■文書管理（行政マネジメント課）

横浜市の全ての事業は、文書を作成し、その内容を判断した上で実施されます。そのため、作成、分類、保存、廃棄など文書事務が適正に実施されるよう、横浜市行政文書管理規則を中心とした諸規定を整備するとともに、分かりやすく、簡潔な行政文書の作成に取り組んでいます。

また、一連の文書事務を電子化する総合的な文書管理システムを平成17年9月から全庁で導入し、より一層文書事務の効率化を図っています。さらに全庁的な文書事務の見直し・ペーパーレスの推進について取組を進めています。

■市史資料等の保存活用（行政マネジメント課）

横浜市史資料室（横浜市中央図書館地下1階）にて、「横浜市史Ⅱ」の編集過程で収集した資料、横浜の空襲と戦災関連資料、横浜市の歴史的公文書を、公開準備の整った資料から順次公開（閲覧利用）しています。

ICT環境の整備・安定稼働

■ICT環境の整備・安定稼働 (行政マネジメント課、ICT基盤管理課、 住民情報システム課)

本市では、昭和41年度以降「市民サービスの向上」「行政事務の効率化」を目的に情報化を進めてきました。現在では窓口業務を支える住民記録システム、税務システムをはじめとした大規模なシステムが運用され、様々な行政サービスの実現に情報通信技術（ICT）が活用され

ています。

引き続き、市民サービスを支える住民情報系システムを安定稼働させるとともに、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）に基づいた自治体間等の情報連携に必要なシステムについても円滑な稼働に努めます。

また、市民の皆様の利便性向上に向け、電子申請システムの機能拡大を図ります。

行政内部事務を支えるネットワークについても、情報セキュリティの向上に努めるとともに、ICT環境の整備・最適化に取り組み、業務の効率化を図ります。

危機管理対策

■自助意識の向上と共助の推進（地域防災課）

防災・減災の普及啓発

「広報よこはま」等の広報物や、ホームページ、テレビ・ラジオ、防災フェア、本市の自助・共助の中核施設である横浜市民防災センターと連携した各種イベントなどを通じ、防災・減災の意識啓発を図っています。

防災・減災推進員の育成

地域防災活動の担い手となる「防災・減災推進員」を育成し、するとともに、自治会・町内会を中心とした「町の防災組織」が行う研修や訓練等の防災活動に対してアドバイザー派遣や関係区局と連携した支援を実施する等、自助・共助の推進に向けた取組を進めています。

■地域防災力の強化（地域防災課）

地域防災拠点の整備・充実

市民の皆さんに身近な小・中学校等（460か所）を災害時の避難所として地域防災拠点に指定し、住民の避難生活・情報受伝達の拠点として、防災資機材、食料・飲料水、生活用品等を備蓄しています。また、非接触型体温計、マスク、アルコール消毒液などを備蓄するとともに、感染症防止対策の留意点などをまとめたマニュアルを作成するなど、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいます。

地域防災拠点には、地域・学校・行政等で構成された地域防災拠点運営委員会が設置されており、日ごろからの活動を促進し、発災時の円滑な救助・救出及び避難所として開設・運営に備える研修・訓練等に必要活動経費の一部を助成しています。

自主防災組織の育成

「町の防災組織」に対して、防災資機材の購入や防災訓練の実施など、自主防災活動を支援するために補助金を交付しています。

横浜防災ライセンスの推進

地域防災拠点に備えている防災資機材の取扱講習を実施します。受講者には、習得した知識や技術をそれぞれの地域での防災活動に役立てていただいています。

避難生活物資の確保

本市では、元禄型関東地震により発生を想定している避難者及び帰宅困難者のための食料等を地域防災拠点、区役

所、方面別備蓄庫などに備蓄しています。

なお、発災3日間は公的備蓄、家庭内備蓄を合わせて対応する計画としていることを踏まえ、地震発生時等には道路障害等により物資輸送が困難となり、一時的に被災市民の皆さんの食料等の不足を想定し、各家庭において1人3日分（できれば1週間分）の備蓄に取り組んでいただくよう呼びかけています。

広域避難場所

広域避難場所は、地震により発生した火災が延焼拡大した場合、その輻射熱や煙から市民の皆さんの生命・身体を守るために避難する場所として、112か所（令和3年度末時点）を指定しています。

風水害時の避難行動の促進

地域の危険性を把握できる「浸水ハザードマップ」の発行とともに、風水害時の一人ひとりの行動計画である「マイ・タイムライン」の作成を促進しています。

■危機対処に係る計画の整備（防災企画課）

横浜市防災計画等の修正

南海トラフ巨大地震への対応、復旧・復興対策の具体化、直近の大規模地震を踏まえた対応、神奈川県による高潮浸水想定区域の指定に伴う本市ハザードマップの作成等について修正し、令和3年5月から施行しました。

■危機対処・防災訓練の実施（緊急対策課）

横浜市総合防災訓練

令和3年度の横浜市総合防災訓練は、西区の耐震バースを訓練会場として実施しました。

例年、地元の自治会・町内会、事業所、自衛隊、警察、消防等各関係機関と連携し、実動訓練を実施しているところですが、今年度は横浜市が九都県市合同防災訓練の幹事市（中央会場）として、政府調査団をはじめより多くの関係機関と連携し大規模な訓練を実施しました。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、例年実施している一般観覧は中止とし、訓練の様子はライブ配信を実施しました。

横浜駅周辺混乱防止対策訓練

横浜駅は本市において、鉄道利用客や来街者が多く利用する主要ターミナル駅です。大規模地震等災害発生時には、駅の利用者等の混乱が予想されることから、横浜駅及びその周辺の事業所等と連携して、横浜駅周辺混乱防止対策訓練を実施しています。令和3年度は、鉄道、横浜駅西口・東口各事業者、警察と連携し、大規模地震発生時の駅周辺の混乱防止及び来街者の安全確保を目的とした情報受伝達等の訓練を実施しました。

「防災の日」防災訓練及び「防災とボランティアの日」防災訓練

9月の「防災の日」、1月の「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」において、本市防災計画「震災対策編」に基づく状況付与型の市災害対策本部運営訓練を自衛隊、海上保安庁、県警等と連携して実施し、災害対応力

の強化を図っています。

■危機管理情報基盤の整備（緊急対策課）

繁華街安心カメラ

市民の皆さんをはじめ、国内外から多くの人々が訪れる市内都心部の主要繁華街5地区（横浜駅周辺、みなとみらい21地区、関内地区、関外地区及び新横浜駅周辺）において、人々が安心して過ごせるよう繁華街安心カメラを設置し、災害時の状況把握、緊急事態への対処、及び大規模イベント時における事件・事故の未然防止に活用しています。

防災情報通信システム

災害時において、応急対策等を支援する「防災行政用無線」、「危機管理システム」などの各種システムを運用・管理しています。

(1) 防災行政用無線

防災行政用無線は、市役所と区役所等を結ぶ多重無線、区役所と地域防災拠点等を結ぶデジタル移動無線、市内全域で通信を行う全市移動無線及び各区区内で通信を行う地区移動無線で構成されており、各機器の稼働に必要な電源設備も備える総合的な無線通信網です。

多重無線は区役所や防災関係機関等に固定局を設置し、無線統制局や中継局を経由して、無線電話、FAX等による一斉指令または個別通話等ができます。

デジタル移動無線は、地域防災拠点に半固定型の機器を設置しており、無線電話による個別通話やグループ通話等ができます。

全市移動無線及び地区移動無線には、基地局及び移動局があり、同一チャンネル間のグループ通話等ができます。

また、区役所や地域防災拠点等に防災スピーカーを設置し、緊急地震速報や津波警報などの災害情報を一斉に放送します。

(2) 危機管理システム

危機管理システムは、市危機管理室と各区役所、関係局をオンラインネットワークで結び、各種気象情報や地震情報等のほか、発災時の情報受伝達及び被害集計等を行うシステムで、迅速かつ的確な災害対策の実施を支援するものです。また、大規模災害時に、地域防災拠点等へ避難した市民の皆さんの安否情報を、インターネットを通じて確認できるよう、エヌ・ティ・ティ レゾナント株式会社の運営する「J-anpi 安否情報まとめて検索」のwebサイトに掲載します。

(3) 被災者支援システム

被災者の迅速な生活再建を図るため、「被害認定調査」・「り災証明書発行」を正確かつ速やかに行うシステムを運用しています。

(4) 地震防災関連システム

災害対策本部の初動体制の確保や効率的な災害対策を図ることを目的として、地震発生後、速やかに市域内の地震情報をより確実に収集する強震計ネットワークや、被害情報の収集・被害推定を行うシステムを整備し

ています。

- 1) 「横浜市強震計ネットワーク」の運営
市内 42 か所に設置した地震計の情報から、速やかに市域内の震度を把握します。
- 2) 「横浜市地震情報 (Jishin.net)」の活用
東京ガスのシステムを活用し、震度分布、液状化、建物被害の推定情報等を取得します。

財政局

柔軟かつ持続可能な財政運営により、市民のくらしと経済を支えます

1 施策の方向性

- (1) 市民生活の安全・安心を守り、市内経済を支える財政運営を行います。
 - 新型コロナウイルス感染症等、喫緊の課題に対応し、各区局と連携のもと、施策を着実に推進
 - 財政情報の「見える化」を積極的に進めるとともに、国・県の制度改正等にも的確に対応
- (2) 財政・財務面における総合調整機能を存分に発揮します。
 - ICTを活用した利便性向上と業務の効率化に向けた取組の推進
 - 経理・財産管理・契約などの財務事務の適正化・効率化
 - 入札・契約における適正な競争環境の整備と適切な履行の確保
 - 市内中小企業の受注機会の増大
 - 資産の適正管理・有効活用
 - 公共施設の計画的かつ効果的な保全・更新等の推進
- (3) 財政基盤の強化に向けて区局と連携し財源確保に取り組みます。
 - 財源の安定的な確保

2 組織運営の考え方

- (1) コロナ対策など喫緊の課題に最前線で取り組む区局を全力で支援します。
- (2) 積極的な庁内連携、市民・企業との協働・共創により、課題解決に挑みます。
- (3) デザイン思考、EBPM、ナッジ等を活用し、事業効果とやりがいを高めます。
- (4) 不断の改善とリスクの深堀りにより、公正・公平・適正に事務を執行します。
- (5) デジタル化を契機に業務を革新し、働き方改革や財政健全化に取り組みます。

経理事務の適正確保

■会計経理事務の適正化の推進 (総務課適正経理推進担当)

経理事務の自己点検、経理事務の実態に合わせた事務手続の検討や制度の見直しを実施し、経理事務の適正化を図っています。また、職員研修等の実施、区局における経理事務の点検、研修等の支援を行い、区局の経理事務の適正化と実務能力の向上に努めています。

財政運営

■令和2年度決算の概況(財政課)

一般会計については、最終的な予算現額2兆4,061億7,900万円に対し、歳入決算額は2兆3,570億5,700万円(対前年度比34.1%増)、歳出決算額は、2兆3,411億2,700万円(対前年度比34.6%増)となりました。

なお、歳入決算額から歳出決算額を引いた「形式収支」から翌年度への繰越事業にかかる財源を差し引いた「実質収支」は、53億8,900万円となりました。

■歳入・歳出決算の特徴(財政課)

歳入決算の主な特徴としては、市税収入が、前年度に

比べて25億8,600万円減の8,438億7,000万円となり、5年ぶりの減収となりました。これは、個人市民税が給与所得納税者数の増加などにより42億2,800万円の増、法人市民税は税制改正や企業収益の減少などにより103億6,800万円の減、固定資産税は家屋の新増築等の増などにより35億1,800万円の増となったことなどによるものです。

市税収納率については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた税制上の措置として、徴収猶予の特例制度が導入されたことにより、99.0%(前年度比0.2%減)となり、市税滞納額は75億円となりました。

市債発行額は、前年度に比べ、177億7,900万円減の1,521億2,900万円となりました。このうち、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う一般財源の減少等に対応するため、「横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例」の第4条第2項を適用し、国の地方財政措置の範囲内で中期4か年計画の財政目標を変更して活用することとした「さらなる赤字地方債(コロナ対策)」は、180億9,100万円を発行しました。

特別会計・公営企業会計・外郭団体を含めた「一般会計が対応する借入金残高」は、前年度末に比べ105億円減の3兆1,543億円(「さらなる赤字地方債(コロナ対策)」を除くと3兆1,362億円)となりました。

歳出決算について、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、市民の皆様のかくらしや市内経

済が深刻な影響を受けました。計5回の補正予算を通じて打ち出した「くらし・経済対策」の決算額は、合計6,035億円となり（予算額合計6,213億円、執行率97.1%）、概ね順調な執行となりました。この財源は、国・県の交付金を活用するとともに、徹底した事業見直し等によって捻出しています。

主な対策としては、感染拡大防止策と医療提供体制の確保に最優先で取り組むとともに、特別定額給付金の給付や、市内中小企業の資金繰り支援、「新しい生活様式」への対応など、市民の皆様の安全・安心や横浜経済の再生に向けて、全市をあげて総合的に取り組みました。

「くらし・経済対策」と併せて、中期4か年計画に掲げた施策についても、待機児童対策や、児童虐待対策、教育の環境と質の向上、地域包括ケアシステムの構築・推進、救急救命医療体制の充実・強化など、子育て支援・教育・福祉の取組を進めました。また、感染症対策の徹底やオンラインの活用などによって事業手法を工夫しながら、「ヨコハマトリエンナーレ2020」や「秋の里山ガーデンフェスタ」の開催、戦略的な企業誘致など、文化芸術や経済等の施策も推進しました。さらに、新市庁舎や横浜武道館の供用が開始されるなど、横浜の将来を見据えたまちづくりを引き続き進めています。

なお、社会保障・税一体改革により、令和元年10月から消費税率が10%に引き上げられ、本市では地方消費税交付金のうち、税率引上げ分として社会保障財源402億円が交付されました。この402億円は、医療・介護・

少子化対策等の社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費の中で、社会保障の充実・安定化のために充てられています。

特別会計については、最終的な予算現額1兆2,890億7,700万円に対し、歳入決算額は1兆2,813億5,400万円（対前年度3.2%減）、歳出決算額は1兆2,514億200万円（対前年度3.9%減）となりました。

■普通会計に見る横浜市財政の姿（財政課）

より健全で持続可能な財政運営を進めていくためには、他の都市との比較を通して、客観的に財政状況を把握することも必要となります。

他都市比較等を行う場合、一般会計、特別会計等、各会計で経理する事業の範囲は各自自治体によって異なっていることから、一般会計と一部の特別会計を合算し、会計間の重複額等を控除した「普通会計」区分を統一的な基準として採用しています。以下、令和2年度普通会計決算に基づいて、横浜市の財政の特徴を、他の政令指定都市（令和2年度20都市）との比較で見えていきます。

□歳入に占める市税の割合 35.3%

（令和元年度 47.2%、平成30年度 47.1%）

横浜市は、他都市と比べると、代表的な一般財源収入である市税収入の歳入総額に占める割合が高くなっています（参考 指定都市平均31.8%）。このことは、一般的に財政の安定度が高いということを表しています。さ

表1 令和2年度一般会計及び特別会計決算額

（千円）

会計別	予算現額	歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出差額
一般会計	2,406,179,050	2,357,057,377	2,341,127,093	15,930,284
特別会計	1,289,076,998	1,281,353,967	1,251,401,910	29,952,057
国民健康保険事業費	316,374,327	316,160,296	307,879,735	8,280,561
介護保険事業費	301,019,230	307,158,780	295,524,429	11,634,351
後期高齢者医療事業費	83,570,730	83,076,908	82,831,337	245,571
港湾整備事業費	38,954,926	32,318,410	28,932,873	3,385,537
中央卸売市場費	3,114,685	3,364,668	2,714,467	650,201
中央と畜場費	5,113,295	4,913,350	4,772,893	140,457
母子父子寡婦福祉資金	1,016,647	1,840,026	853,919	986,107
勤労者福祉共済事業費	450,890	544,386	415,444	128,942
公害被害者救済事業費	37,938	46,198	23,836	22,362
市街地開発事業費	18,994,648	15,592,265	12,844,563	2,747,702
自動車駐車場事業費	487,496	516,597	459,485	57,112
新墓園事業費	1,542,461	1,180,532	1,097,329	83,203
風力発電事業費	86,526	136,412	33,850	102,562
みどり保全創造事業費	12,825,247	10,958,334	10,828,334	130,000
公共事業用地費	14,122,928	14,250,891	12,893,502	1,357,389
市債	491,365,024	489,295,914	489,295,914	-
合計	3,695,256,048	3,638,411,344	3,592,529,003	45,882,341

（注）各項目で四捨五入をしているため、合計欄と一致しない場合があります。

表2 令和2年度公営企業会計決算額

（千円）

会計別	収益的収入	収益的支出	差引	資本的収入	資本的支出	差引
下水道事業	128,420,537	114,389,697	14,030,840	66,321,619	126,170,163	△ 59,848,544
埋立事業	1,696,413	2,130,742	△ 434,329	13,472,478	25,242,383	△ 11,769,905
水道事業	88,002,100	78,962,279	9,039,821	16,097,075	45,188,561	△ 29,091,486
工業用水道事業	2,985,657	2,127,309	858,348	554,037	1,946,061	△ 1,392,024
自動車事業	18,458,050	21,470,728	△ 3,012,678	1,385,996	2,396,261	△ 1,010,265
高速鉄道事業	40,720,328	42,039,115	△ 1,318,787	24,228,003	46,545,414	△ 22,317,411
病院事業	41,188,663	41,710,001	△ 521,338	5,094,113	6,842,462	△ 1,748,349
合計	321,471,748	302,829,872	18,641,877	127,153,321	254,331,305	△ 127,177,984

（注）各項目で四捨五入をしているため、合計欄と一致しない場合があります。

らに、市税収入のうち、個人市民税の占める割合が49.0%と高い水準にあり（参考 大阪市 29.5%、名古屋市 37.6%）、法人市民税の占める割合は5.7%（参考 大阪市 14.7%、名古屋市 9.7%）と低くなっています。

これは、居住人口が多い一方、人口規模に比べ企業集積の割合が低いことを示しており、横浜市が景気変動の影響を比較的受けにくい歳入構造であるとされています。

また、市税収入のうち、固定資産税の占める割合は33.2%となっており、これは各都市とも概ね同程度となっています（参考 指定都市平均 36.2%）。

□経常収支比率 100.5%

（令和元年度 101.2%、平成30年度 97.7%）

経常収支比率とは、経常一般財源（市税、普通交付税及び地方譲与税など、経常的な収入で、その用途が限定

表3 令和2年度一般会計歳入決算額

(千円)

科目	予算現額 (a)	収入済額 (b)	収入割合% (b/a)	差引 (b-a)	令和元年度収入済額 (c)	差引 (d)=(b-c)	伸び率% (d/c)
市 税	842,299,000	843,869,813	100.2	1,570,813	846,456,006	△ 2,586,193	△ 0.3
地方譲与税	8,962,001	8,562,760	95.5	△ 399,241	8,580,175	△ 17,415	△ 0.2
利子割交付金	492,000	434,061	88.2	△ 57,939	437,269	△ 3,208	△ 0.7
配当割交付金	4,323,000	3,662,638	84.7	△ 660,362	4,029,642	△ 367,004	△ 9.1
株式等譲渡所得割交付金	3,464,000	4,322,094	124.8	858,094	2,421,615	1,900,479	78.5
分離課税所得割交付金	1,014,000	1,056,327	104.2	42,327	1,151,549	△ 95,222	△ 8.3
法人事業税交付金	4,955,000	5,015,470	101.2	60,470	-	5,015,470	-
地方消費税交付金	77,427,000	77,123,197	99.6	△ 303,803	63,378,942	13,744,255	21.7
ゴルフ場利用税交付金	117,000	122,743	104.9	5,743	137,664	△ 14,921	△ 10.8
環境性能割交付金	1,742,000	1,798,089	103.2	56,089	887,198	910,891	-
軽油引取税交付金	11,419,000	11,488,023	100.6	69,023	12,032,468	△ 544,445	△ 4.5
国有提供施設等所在市町村助成交付金	500,000	498,822	99.8	△ 1,178	498,822	-	-
地方特例交付金	5,342,296	5,342,296	100.0	-	9,067,797	△ 3,725,501	△ 41.1
地方交付税	23,088,502	23,211,219	100.5	122,717	23,732,375	△ 521,156	△ 2.2
交通安全対策特別交付金	840,000	909,332	108.3	69,332	834,037	75,295	9.0
分担金及び負担金	25,668,212	23,741,035	92.5	△ 1,927,177	31,222,194	△ 7,481,159	△ 24.0
使用料及び手数料	48,141,279	46,008,952	95.6	△ 2,132,327	47,893,435	△ 1,884,483	△ 3.9
国庫支出金	793,528,839	767,509,449	96.7	△ 26,019,390	315,526,651	451,982,798	143.3
県支出金	100,480,616	92,446,789	92.0	△ 8,033,827	78,155,059	14,291,730	18.3
財産収入	8,696,012	8,224,078	94.6	△ 471,934	33,209,273	△ 24,985,195	△ 75.2
寄附金	1,235,821	1,232,219	99.7	△ 3,602	1,244,482	△ 12,263	△ 1.0
繰入金	30,212,568	29,635,722	98.1	△ 576,846	21,669,411	7,966,311	36.8
繰越金	15,747,629	15,747,629	100.0	-	12,171,946	3,575,683	29.4
諸収入	233,892,275	232,965,620	99.6	△ 926,655	70,831,517	162,134,103	228.9
市債	162,591,000	152,129,000	93.6	△ 10,462,000	169,908,400	△ 17,779,400	△ 10.5
(自動車取得税交付金)	-	-	-	-	2,353,353	△ 2,353,353	△ 100.0
合計	2,406,179,050	2,357,057,377	98.0	△ 49,121,673	1,757,831,280	599,226,097	34.1

(注) 各項目で四捨五入をしているため、合計と一致しない場合があります。

表4 令和2年度一般会計歳出決算額

(千円)

科目	予算現額 (a)	支出済額 (b)	令和元年度支出済額 (c)	差引 (d)=(b-c)	伸び率% (d/c)
議会費	3,119,837	2,984,616	3,010,262	△ 25,646	△ 0.9
総務費	90,923,698	88,068,833	119,877,145	△ 31,808,312	△ 26.5
市民費	432,333,342	429,342,079	42,901,564	386,440,515	900.8
文化観光費	16,486,535	15,628,595	10,092,655	5,535,940	54.9
経済済費	226,202,513	223,959,439	45,717,440	178,241,999	389.9
こども青少年費	323,089,372	319,778,386	294,326,280	25,452,106	8.7
健康福祉費	357,410,946	345,453,082	331,947,535	13,505,547	4.1
環境創造費	39,444,202	34,810,641	35,694,050	△ 883,409	△ 2.5
資源循環費	42,717,792	42,478,883	41,173,754	1,305,129	3.2
建築費	23,528,261	22,540,360	22,324,987	215,373	1.0
都市整備費	21,571,722	17,993,908	18,646,202	△ 652,294	△ 3.5
道路費	104,179,441	89,607,534	90,495,361	△ 887,827	△ 1.0
港湾費	36,721,763	28,045,311	20,454,599	7,590,712	37.1
消防費	40,430,317	40,020,516	41,547,947	△ 1,527,431	△ 3.7
教育費	275,550,596	269,873,491	249,090,626	20,782,865	8.3
公債費	186,256,874	186,141,101	183,872,908	2,268,193	1.2
諸支出金	185,353,839	184,400,318	188,786,246	△ 4,385,928	△ 2.3
予備費	858,000	-	-	-	-
合計	2,406,179,050	2,341,127,093	1,739,959,561	601,167,532	34.6

(注) 各項目で四捨五入をしているため、合計と一致しない場合があります。

されていないもの)に占める、市が毎年、固定的に支出する経常的な経費に充当する割合を表しており、この値が高くなるにしたがって財政構造の弾力性が低くなっていくと言われています。

本市の経常収支比率は、平成16年度までは80%台で推移していましたが、平成17年度以降は90%台に上昇しました。令和2年度は公債費等の経常的な経費が増加したものの、経常一般財源のうち県税交付金が増加したことなどにより、100.5%と令和元年度決算値よりも低くなりました。

ただちに財政運営に支障が生じるわけではありませんが、厳しい財政状況が続いており、不断の行財政改革を引き続き推進していきます。

指定都市の中では、財政の硬直化が進んでいない方から20都市中19位となっています(参考 指定都市平均96.7%、大阪市94.3%、名古屋99.7%)。

■健全化判断比率等(財政課)

平成19年6月に成立・公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、各自治体は、財政健全化に関する比率を平成20年度から公表しており、平成21年4月からの法の全面施行に伴い、各比率が基準を超えた場合には、財政健全化計画等の策定が義務付けられています。

令和2年度決算における本市の比率は、実質公債費比率が10.5%、将来負担比率が137.4%と、いずれも早期健全化基準を下回っています。

表5 横浜市の健全化判断比率等

指標	横浜市		早期健全化基準	財政再生基準
	令和2年度決算値	令和元年度決算値		
実質赤字比率	—%	—%	11.25%	20%
連結実質赤字比率	—%	—%	16.25%	30%
実質公債費比率	10.5%	10.2%	25%	35%
将来負担比率	137.4%	140.4%	400%	
資金不足比率	該当なし	該当なし	(経営健全化基準) 20%	

表6 令和2年度市税決算額

(単位：千円・%)

科目	令和2年度決算額(A)	令和元年度決算額(B)	対前年度伸び率(A-B)/B
市税合計	843,869,813	846,456,006	△0.3
市民税	461,819,977	467,960,654	△1.3
個人分	413,550,769	409,323,187	1.0
法人分	48,269,208	58,637,466	△17.7
固定資産税	279,856,719	276,338,756	1.3
軽自動車税	3,123,458	2,942,245	6.2
市たばこ税	20,666,564	21,150,514	△2.3
入湯税	37,224	80,364	△53.7
事業所税	18,262,608	18,543,865	△1.5
都市計画税	60,103,262	59,439,607	1.1

■市債(財源課)

市債は、公共施設の建設などの財源として借り入れる長期の借入金です。道路や公園の建設等、長期間利用できる施設には世代間負担の公平を実現するため、有効な財源調達方法と言えますが、将来の世代に過度な負担を先送りしないよう適正に管理していくことが必要です。

令和2年度の市債発行額は、前年度と比べて177億7,900万円減の1,521億2,900万円となりました。このうち、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う一般財源の減少等に対応するため、「横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例」の第4条第2項を適用し、国の地方財政措置の範囲内で中期4か年計画の財政目標を変更して活用することとした「さらなる赤字地方債(コロナ対策)は、180億9,100万円を発行しました。

また、特別会計・企業会計・外郭団体を含めた「一般会計が対応する借入金残高」は、前年度末に比べ105億円減の3兆1,543億円となりました。

地方分権の流れの中で、平成16年度から、自己責任の下で、自主的、自立的に資金調達を行うために、市場公募債において独自に発行条件を決定する「個別条件決定方式」を他の自治体に先駆けて選択しました。これに伴い、横浜市債の評価向上のため、市債格付けを取得し、高い評価を維持しています。さらに、投資家に対する説明会(IR)の充実などにも積極的に取り組んでいます。

市税、未収債権の管理及び徴収促進

■市税収入(税制課)

令和2年度の市税決算額は、前年度に比べて26億円(0.3%)減の8,439億円となり、5年ぶりの減収となりました。

税目別では、個人市民税は給与所得納税者数の増加などにより42億円の増収、法人市民税は税制改正や企業収益の減少などにより104億円の減収、固定資産税は新

表7 市税収納率

(単位：%)

年度	市税収納率	
	前年比(増減)	
平成26年度	98.7	0.2
平成27年度	98.9	0.2
平成28年度	99.0	0.1
平成29年度	99.2	0.2
平成30年度	99.2	0.0
令和元年度	99.2	0.0
令和2年度	99.0	△0.2

増築家屋の増などにより 35 億円の増収となりました。

また、市税収納率は新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた税制上の措置として、徴収猶予の特例制度が導入されたことなどにより、99.0%となりました。

なお、平成 21 年度から導入した横浜みどり税の決算額は 29 億円となりました。

■市税広報（税務課）

横浜市の税務行政に対する市民の皆さんの理解と協力を得ることを目的として、税の仕組みや市税の納期・各種証明書の取得方法などの情報を提供する市税広報を行っています。

令和 2 年度は、ホームページによる情報提供、冊子「税の知識」の発行、「広報よこはま」や税務協力団体向け会報等への記事掲載、Twitter での納期案内などを行いました。

■市税の賦課徴収事務の指導及び審査（税務課、固定資産税課、徴収対策課）

市税の課税に関する事務は各区役所税務課、法人課税課及び償却資産課で、納税に関する事務は各区役所税務課及び納税管理課で行っていますが、税務課、固定資産税課及び徴収対策課では、この事務が円滑に行われるように、事務処理の支援などを行っています。

なお、市税の課税についての不明な点は各区役所税務課、法人課税課及び償却資産課が、納税についての不明な点は各区役所税務課及び納税管理課が問合せ先になります。

■未収債権の管理及び徴収促進（徴収対策課）

本来、市の収入となるべき未収債権（国民健康保険料、市税など）は、市民負担の公平性や歳入確保の観点から、適切かつ効率的に徴収を進めていくことが必要です。

令和 2 年度は、未収債権の管理及び徴収促進のため、民間事業者を活用した電話による納付案内、弁護士への徴収業務委任、債権管理研修等の取組を進めました。

表 8 横浜市の未収債権額（滞納額）（億円）

	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度	令和 2 年度
一般会計	151	143	140	150	161
特別会計	160	118	102	91	80
合計	310	261	242	241	241

※一時的かつ特殊な原因により発生している「産廃最終処分場行政代執行費（令和 2 年度：56 億円）」「東京電力ホールディングス株式会社賠償請求金（令和 2 年度：18 億円）」を除く滞納額（決算額）です。
※億円未満四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

■事業者向け賦課事務（法人課税課、償却資産課）

個人の市民税・県民税（特別徴収分）、法人市民税、市たばこ税、入湯税及び事業所税の賦課に関する事務については法人課税課で、固定資産税（償却資産分）の賦課に関する事務については償却資産課で行っています。

■市税収納状況の記録管理事務等（納税管理課）

市税収納状況の記録管理事務、過誤納金の還付事務、口座振替手続や特別徴収税額の納入に関する問い合わせ対応などを行っています。なお、市たばこ税・入湯税以外の納税証明発行などの窓口サービスは、各区役所税務課で行っています。

工事、物品及び委託の入札・契約

■公共工事の入札・契約（契約第一課）

道路や公園の整備、公共施設の建築など工事の入札・契約の締結を行っています。入札は、原則一般競争入札で行い、電子入札も全件で実施しており、競争性・透明性の高い制度となっています。なお、水道局・交通局の案件についても入札・契約事務を行っています。

■物品及び委託の入札・契約（契約第二課）

横浜市で必要とする物品の購入、広報誌等の印刷、建物の清掃等の委託及び物品の修繕など（一定の額・種類を除く。）について、入札・契約の締結を行っています。入札は、原則一般競争入札で行い、電子入札も全件で実施しており、競争性・透明性の高い制度となっています。なお、水道局・交通局の案件についても入札・契約事務を行っています。

財産の取得、管理、運用及び処分

■全庁的な保有土地等の現状把握の実施（資産経営課、管財課、取得処分課）

「横浜市資産活用基本方針」に基づき、全庁的に資産の利活用を推進するために、保有土地等の現状把握を行っています。

さらに、活用可能資産の情報を整理・一元管理することで、総合的な視点から効果的な利活用を検討・推進しています。

■事業用地等の取得（取得処分課）

環境創造局、道路局の主管に属するもの以外の、学校用地、保育所用地などの公共事業用地や、「横浜市開発事業の調整等に関する条例」に基づく公益用地の取得を行っています。

また、公共事業用地の取得等に伴う本市の損失補償基準に関し、適正な補償業務の総合調整を行うとともに、各局用地担当職員のための研修を実施しています。

その他公共事業用地の取得に伴う、代替地の提供に関する調整を行っています。

■財産の管理・運用・処分 (管財課、取得処分課)

市民の皆さんの貴重な財産である市有地等公有財産の管理・運用・処分に関する調整を行っています。

財産を管理するだけでなく、公有財産の有効活用を図るため、市有地の活用・処分を進めています。

表 9 (参考) 保有土地売却事業実績

	売却件数 (件)	面積 (m ²)
平成 30 年度	19	6,444
令和元年度	17	5,229
令和 2 年度	9	3,591

■保有土地等の利活用及び総合調整 (資産経営課)

横浜市が保有する土地・建物の利活用を図るため、「横浜市資産活用基本方針」に基づき、保有土地及び用途廃止施設の活用・処分を総合調整するとともに、大規模な保有土地の開発事業者公募事業を行っています。

表 10 (参考) 大規模土地売却及び貸付実績

	件数 (件)	面積 (m ²)
平成 30 年度	3	54,223 ※
令和元年度	2	25,020 ※
令和 2 年度	0	0

※埋立事業会計土地を含みます。

■先行取得資金の管理 (管財課)

横浜市の公共事業の推進のため、道路や河川などの用地を必要とする局の依頼に基づき、先行取得資金による事業用地の取得を行っています。

また、既に先行取得した事業用地については、取得依頼局と連携して縮減に取り組んでいます。

全市的な公共事業の総合調整

■公共施設の保全・更新の推進 (公共施設・事業調整課)

□公共施設の保全・更新

本市公共施設の計画的かつ効果的な保全・更新を着実に進めるため、「中期 4 か年計画 2018～2021」で「保全・更新費」の見込額を掲げており、毎年度の予算編成及び決算において保全・更新費を調査し、必要額の精査・確保を図っています。

実績は、毎年度の計画の振り返りにおいて公表しており、令和 2 年度の実績額は 790 億円となりました。

表 11 公共施設の保全・更新費

	保全・更新費 (実績)
平成 30 年度	6 2 8 億円
令和元年度	6 8 6 億円
令和 2 年度	7 9 0 億円

※「中期 4 か年計画 2018～2021」政策 38 より

□公共建築物のマネジメントの推進

平成 26 年度に策定した「横浜市公共建築物マネジメントの考え方」の中で、「保全・運営の最適化」「施設規模の効率化」「財源の創出」の 3 原則を定め取り組んでいます。

その取組の一つとして、平成 29 年度に策定した、「横浜市公共建築物の再編整備の方針」に基づき、施設の建替え等の際には、再編整備を関係区局により必ず検討することとしています。令和 2 年度は、市立小学校や市営住宅などについて、検討を行いました。

□将来を見据えた公共施設のあり方の検討

今後の人口減少・超高齢社会の到来とそれに伴う市税収入の減少や社会保障経費の増大など厳しい将来見通しの中でも、公共施設の安全・安心を確保していく必要があります。

これからも公共施設を通じた必要なサービスを維持していくため、保全・更新費の長期見通しなどを踏まえ、将来を見据えた公共施設のあり方について検討を進めました。

■公共事業の品質確保に向けた総合的な取組 (公共施設・事業調整課)

□技術審査

公共工事の適正かつ効率的な執行を図るため、一定規模以上の工事について、設計条件に関する審査や設計・施工方法等の審査を行っています。

表 12 審査実績

	審査件数
令和元年度	39 件〔設計条件 18 (土木 8、建築 4、設備 6)、基本設計 21 (土木 10、建築 5、設備 6)〕
令和 2 年度	30 件〔設計条件 10 (土木 8、建築 0、設備 2)、基本設計 20 (土木 9、建築 9、設備 2)〕

□公共事業の評価

公共事業の効率性及び実施過程の透明性を確保するため、事業の各段階に応じ、事業の必要性や効果等を客観的に評価し、公表する「事前評価」「再評価」「事後評価」を実施しています。

評価については、学識経験者を委員とする「横浜市公共事業評価委員会」にて審議し、公共事業のより適正な執行を図ります。委員は工学系、環境系、経済・社会系の各専門分野の学識経験者 9 名となっています。

表 13 評価対象事業数

	事前評価	再評価	事後評価
平成 30 年度	6 件	9 件	2 件
令和元年度	9 件	9 件	0 件
令和 2 年度	9 件	9 件	4 件

□表彰制度

(1) 優良工事表彰

本市発注工事のうち特に優れた工事を施工した請負人及び現場責任者を市長から表彰し、工事の品質及び請負人の施工技術並びに意欲の向上を図っています。

令和元年度に「横浜市優良工事表彰要綱」を改定し、これまでの複雑な選考基準をわかりやすい選考基準に改め、透明性及び公平性をさらに高めました。

令和2年度表彰 請負業者：52社、現場責任者：51名

(2) 職員技術提案表彰

本市職員の技術力向上と本市が実施する事業の改善を図るため、事業の設計、工事、維持・管理に際し、本市職員独自の創意工夫をもってチャレンジし、技術面において優秀な提案をした職員を市長表彰しています。

令和2年度表彰 最優秀賞1件、優秀賞5件ほか全25件

修を令和2年度に実施しました。

また、工事完成図書や委託成果品の電子納品に関する電子納品成果物のチェック、エラー対応、写真管理方法等の実務的な職員向け研修を2回実施しました。

□積算業務の改善

土木工事に関する積算業務の正確性と効率性を確保するため、土木工事を発注する局と全区の土木事務所で使用する土木工事積算システムの運用・管理を行っています。引き続き積算業務の効率化・透明性の向上などの改善検討に加え、積算ミス防止対策に努めています。

□公共工事の総合評価落札方式の推進

公共工事の品質向上や企業の技術開発の促進を図るため、従来の標準的な設計、施工方針に基づき最も安い価格で入札した企業を落札者としてきた入札方式とは異なり、企業の技術力等と価格との双方を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を推進しています。

令和2年度の実施件数は136件（入札公告ベース）で、前年度比5件減でした。

□公共事業の品質確保と担い手の確保・育成

公共工事に関する品質確保や働き方改革を推進するため、国交省が令和2年度に定めた「新・全国統一指標」に基づき、本市では発注・施工時期の平準化、週休2日制対象工事の拡大に向けた取組を実施することにより、建設現場における生産性の向上を図っています。週休2日制対象工事の実施件数は令和元年度の116件から令和2年度は352件と増加しました。

また、適正な予定価格と工期の設定、工事関係書類の簡素化・押印見直しの実施などにより、建設現場における労働環境改善を図り、担い手の確保・育成に向けた取組を進めています。

□IT活用による公共事業の効率化

公共事業の各種情報の電子化・共有化による効率化やコスト縮減などを図るため、公共事業へのIT技術の導入に向けた取組を進めています。

3次元データに基づいたICT活用工事が建設現場へ円滑に導入されるように、ICT活用工事試行要領を制定するとともに、知識とスキルを習得するための職員研

国際局

「未来へつなぐ国際都市・横浜」の実現を目指して

国際局は、世界とともに成長するという理念のもと、国際都市としてのさらなる飛躍につなげるため、海外都市との連携、国際協力や多文化共生など様々な国際政策を総合的に展開しています。

また、国際事業の推進によって海外の活力を取り込むとともに、都市と都市の絆を深めることで横浜の価値を向上させ、市民の皆さんが誇りをもてる「国際都市・横浜」を目指します。

国際連携の推進

■海外諸都市との交流（国際連携課）

横浜市では、8つの姉妹・友好都市、7つのパートナー都市に加え、5つの都市・地域と共同声明を発表し、海外諸都市との連携を深めています。

令和2年度は、ムンバイ市・マニラ市・オデッサ市・バンクーバー市の4都市と姉妹都市提携55周年を迎え、周年事業を実施しました。新型コロナウイルス感染症の影響により相互往来は中止となりましたが、オンラインも活用し、まちの賑わいづくり等を進めました。また、上海市の協力のもとマスク457万枚を調達し、市内の医療機関等への速やかな配布に繋げ、新型コロナウイルス感染症への対応を進めました。

令和3年度は、引き続きオンラインやAI等を活用し、次世代育成や環境問題などテーマを選択した上で効果的な国際連携を推進します。

姉妹・友好都市

サンディエゴ市（アメリカ）、リヨン市（フランス）、ムンバイ市（インド）、マニラ市（フィリピン）、オデッサ市（ウクライナ）、バンクーバー市（カナダ）、上海市（中国）、コンスタンツァ市（ルーマニア）

パートナー都市

北京市（中国）、台北市（台湾）、釜山広域市（韓国）、ホーチミン市（ベトナム）、ハノイ市（ベトナム）、仁川広域市（韓国）、フランクフルト市（ドイツ）

共同声明

テルアビブ-ヤッフォ市（イスラエル）、カヤオ市（ペルー）、コトヌー市（ベナン）、アビジャン自治区（コートジボワール）、スコットランド自治政府（英国）

■ホストタウン交流（国際連携課）

東京2020オリンピック・パラリンピックにおいて、横浜市は9か国（英国、イスラエル、チュニジア、ベナン、ボツワナ、コートジボワール、ブルガリア、モロッコ、アルジェリア）のホストタウンに登録されました。

令和2年度は、各国大使館との交流や広報活動等に取り組み、令和3年度は、関係区局と連携し、市内で事前キャンプを実施したチュニジア及びボツワナの選手団との交流等を行いました。今後も、引き続きホストタウン相手国との交流を推進していきます。

■海外拠点を活用した事業展開（国際連携課）

フランクフルト・上海・ムンバイ・米州の事務所を活用し、海外企業の誘致や市内企業のビジネス支援、観光誘客、文化交流、温暖化対策、シティセールスなどに取り組んでいます。

ホームページ <https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/kokusai/kokusai/zaigai/>

- ・フランクフルト事務所（ドイツ、平成9年6月設置）
- ・上海事務所（中国、昭和62年10月設置）
- ・ムンバイ事務所（インド、平成27年11月設置）
※令和3年度は現地活動を一時休止
- ・米州事務所（米国・ニューヨーク、平成30年11月設置）

国際協力の促進

■国際協力の推進（国際協力課）

貧困や災害、環境、疾病など国境を越えたさまざまな課題が多い中、これらの解決に向けて、都市間の協力・連携がますます重要となっています。そうした中、横浜市は自治体ならではの技術や経験を活かして、国際協力活動に取り組んでいます。

具体的には、アジア太平洋都市間協力ネットワーク（シティネット）の名誉会長、実行委員、防災クラスター（分科会）議長として、研修生の受け入れ、専門家の派遣等、都市のニーズに応じた技術協力（都市間協力）を行っています。

フィリピン・マカティ市防災・減災アカデミー設立プロジェクトにおいては、令和2年度は、横浜市消防職員が現地消防隊員・教官に対し、オンラインでフォローアップ研修を行いました。

また、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響下で都市間協力を推進するため、オンライン形式でのセミナー実施、ラーニングシステムの構築やウェブコンテンツの拡充に取り組みました。

さらに、国際協力の一環として、地球規模の課題に取り組む国際機関を横浜国際協力センターに誘致・支援し、各機関との連携を進めています。

（公財）横浜市国際交流協会の主催で開催された「たずねよう！横浜国際協力センター」では、令和2年度は、小学校への出前講座形式により、各機関の活動内容や地球規模の課題、国際協力の必要性について広く紹介しました。こうしたイベント等を通じて市民の皆さんとの交流を行いました。

市内の主な国際機関等

- ・国際熱帯木材機関（ITTO）
- ・国連世界食糧計画（WFP）日本事務所
- ・国連食糧農業機関（FAO）駐日連絡事務所
- ・シティネット横浜プロジェクトオフィス
- ・アメリカ・カナダ大学連合日本研究センター
- ・アンスティチュ・フランセ横浜

■公民連携による国際技術協力事業（Y-PORT 事業）（国際協力課）

横浜市が有するインフラ整備等のまちづくりのノウハウを活かしながら、市内企業等と連携し、新興国の都市課題解決と市内企業の海外インフラビジネス展開支援に取り組んでいます。

令和2年度は、「Y-PORT センター公民連携オフィス」に情報発信拠点「GALERIO（ガレリオ）」を整備し、横浜の都市づくりの実績や強みを紹介するとともに、新興国都市や市内企業等とのビジネスマッチング等をオンラインにより実施しました。

また、「持続可能な都市発展に向けた技術協力に関する覚書」を締結しているフィリピン・セブ市、ベトナム・

ダナン市及びタイ・バンコク都を中心とする新興国都市に、横浜市や市内企業等の技術や知見を紹介するとともに、都市課題の解決策を提案しました。

特に、市内企業等により設立された一般社団法人 YOKOHAMA URBAN SOLUTION ALLIANCE（YUSA）が参画する、東南アジアにおける海外複合開発・スマートシティ開発の調査では、行政として培った知見を活用するなど連携して進めています。

さらに、新興国都市・政府機関、国際機関、学術機関、民間企業等が一堂に会する国際会議、第9回アジア・スマートシティ会議を初めてオンラインで開催し、2,900人が参加し、カーボンニュートラルの実現に向けた取組を国内外に発信しました。

これらの取組により、令和2年度は、市内企業及び YUSA が9件の調査・実証事業を実施しました。

- ・ Y-PORT センター公民連携オフィス
- 所在地 西区みなとみらい1-1-1
横浜国際協力センター6階
- TEL: 045-221-1211 FAX: 045-664-7145

多文化共生・国際平和

■多文化共生推進（政策総務課）

現在、横浜市には約150を超える国・地域、約10万人の外国人が住んでいます。

横浜市では、外国人材の受入環境整備・多文化共生の推進を図るため、市内11か所の国際交流ラウンジなどで、生活に必要な情報の提供や相談対応、日本語学習の支援、地域住民との交流事業等を行い、在住外国人と地域社会が共に暮らしやすいまちづくりを進めています。

国際交流ラウンジは、市民ボランティアの協力を得ながら運営され、外国語による情報提供や相談、公共機関窓口等への通訳ボランティア派遣のほか、交流イベントなどを実施しています。

また、市民の皆さん・民間事業者・公益団体の代表者等で構成する「ヨコハマ国際まちづくり推進委員会」を平成19年9月に設置し、外国人にも暮らしやすく活動しやすいまちづくりを進めており、平成29年3月には、「横浜市多文化共生まちづくり指針」を策定しました。

公益財団法人横浜市国際交流協会（YOKE）では、ボランティアと連携・協力して、多言語による生活情報の提供・相談の実施など、市内在住の外国人への支援を行っています。

令和元年8月からは「横浜市多文化共生総合相談センター」を開設し、在住外国人等への相談対応や情報提供を11言語で行っています。令和2年8月からは「よこはま日本語学習支援センター」を開設し、地域日本語教育の基盤整備を進めています。

国際交流ラウンジー覧

横浜市多文化共生総合相談センター
(横浜市国際交流協会 (YOKE))

所在地 西区みなとみらい1-1-1
パシフィコ横浜 横浜国際協力センター5階
TEL 045-222-1209、FAX 045-222-1187

青葉国際交流ラウンジ

所在地 青葉区田奈町76
青葉区区民交流センター(田奈ステーション)内
TEL 045-989-5266、FAX 045-982-0701

いずみ多文化共生コーナー

所在地 泉区和泉中央北5-1-1
泉区役所1階
TEL 045-800-2487、FAX 045-800-2518

金沢国際交流ラウンジ

所在地 金沢区泥亀2-9-1
金沢区役所2階
TEL 045-786-0531、FAX 045-786-0532

港南国際交流ラウンジ

所在地 港南区上大岡西1-6-1
ゆめおおおかオフィスタワー13階
TEL 045-848-0990、FAX 045-848-3669

港北国際交流ラウンジ

所在地 港北区大豆戸町316-1
大豆戸地域ケアプラザ2階
TEL 045-430-5670、FAX 045-430-5671

都筑多文化・青少年交流プラザ(つづきMYプラザ)

所在地 都筑区中川中央1-25-1
ノースポート・モール5階
TEL 045-914-7171、FAX 045-914-7172

鶴見国際交流ラウンジ

所在地 鶴見区鶴見中央1-31-2
シークレイン2階
TEL 045-511-5311、FAX 045-511-5312

なか国際交流ラウンジ

所在地 横浜市中区日本大通35
中区役所別館1階
TEL 045-210-0667、FAX 045-224-8343

ほどがや国際交流ラウンジ

所在地 保土ヶ谷区岩間町1-7-15
岩間市民プラザ1階
TEL 045-337-0012、FAX 045-337-0013

みどり国際交流ラウンジ

所在地 緑区中山1-6-15
パームビュービル5階・6階
TEL 045-532-3548、FAX 045-532-3549

みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ

所在地 南区浦舟町3-46
浦舟複合福祉施設10階
TEL 045-232-9544、FAX 045-242-0897

■公益財団法人横浜市国際交流協会の活動 (政策総務課)

公益財団法人横浜市国際交流協会(YOKE)は、多文化共生のまちづくり及び市民の皆さんによる国際交流・協力活動の促進を図る事業を展開しています。

また、横浜国際協力センターや横浜市国際学生会館の管理運営を行っています。

ホームページ <https://www.yokeweb.com/>

主な事業

1 多文化共生のまちづくりを支援する事業

(1) 在住外国人の自立支援事業

在住外国人の生活支援を行うための情報提供や相談、通訳ボランティアの派遣、日本語学習支援、災害時における在住外国人支援などを実施しています。

(2) グローバル人材育成を支援する事業

国際平和に貢献する国際機関やNGOなどと連携し、地球規模の問題への理解を深めるための講座や、国際協力・国際交流の活動を広く知ってもらうためのイベントなどを実施しています。

2 国際協力・交流に関する施設を管理運営する事業

環境都市問題など地球規模の課題解決に取り組む国際機関が入居する「横浜国際協力センター」等の管理運営を行っています。

■横浜市世界を目指す若者応援事業 (政策総務課)

横浜にゆかりの深い篤志家からいただいた寄附金を活用し、国際社会を舞台に活躍を目指す市内在住・在学の高校生を対象とする海外留学支援事業を実施しています。(令和3年度は新型コロナウイルスの世界的流行により募集中止)

■国際平和の推進(政策総務課)

横浜市は、国際平和に対する貢献が認められ、昭和62年に国際連合から「ピースメッセンジャー都市」の称号を授与されました。今後も、「横浜市国際平和の推進に関する条例」(平成30年6月制定)を踏まえて、海外諸都市や国際機関等との連携・協力を通じて、市民の皆さんの平和で安心な生活と、国際平和の実現に向けて取り組んでいきます。

■パスポートセンター事業

(パスポートセンター、センター南パスポートセンター)

市民の皆さんの利便性向上のため、県条例による事務処理の特例により、令和元年10月から市内2か所に市のパスポートセンターを設置し、パスポート発給事務を行っています。

市民局

“すべては市民の元気のために” つなぐ つくる まもる

市民局は、「市民の皆さんの声をもとに、市民協働・区政支援を軸にして、サービスの向上・地域力の向上を図るとともに、スポーツ活動や地域活動などの環境整備を図り、市民活動を総合的に支援する」局としての役割を担っています。

多様化する市民の皆さんのニーズや、新たな地域の課題に対応するため、「市民協働」と「区政支援」の取組を推進し、市民の皆さんの知恵と力の結集による個性豊かで活力にあふれる地域社会の実現を目指します。目標達成に向けた施策は以下のとおりです。

- 1 協働による地域づくりの推進、安心して暮らせるまち
- 2 スポーツで育む地域と暮らし
- 3 市民利用施設の整備・運営と市民サービスの充実
- 4 人権を尊重した市政運営
- 5 市内外への効果的な情報発信と市民の声の市政への反映推進

■身近な区行政の推進（区連絡調整課）

地域の抱える課題が複雑・多様化する中、身近な行政サービスを提供する場である区役所が、市民の皆さんの声に答えていくことが必要です。

個性ある区づくり推進費は、区役所が地域の身近な課題やニーズに、迅速かつ、きめ細かく対応できるよう、平成6年度に創設されました。

区役所は、個性ある区づくり推進費を活用するとともに、局とも連携しながら、地域との協働で課題の解決を進められるよう、各区の特性に応じた様々な事業を展開しています。

■区総合庁舎（地域施設課）

市民サービスの最前線である区庁舎については、災害時に重要な拠点となることから、防災対策を行うとともに、バリアフリー対応など区民の皆さんが利用しやすい施設となる取組を推進します。また、公会堂についても、耐震性強化のほか、設備改修等を行っています。

■区役所戸籍課に係る事務の企画・調整（窓口サービス課）

戸籍事務・住民基本台帳事務・印鑑登録事務・個人番号カード交付事務など区役所戸籍課に係る事務の企画・調整などを行っています。

■魅力ある窓口づくり推進事業（窓口サービス課）

区役所窓口のお客様満足度の向上に向けて、区と連携した窓口サービス向上研修や窓口サービス満足度調査などに取り組んでいます。

※令和3年度については、令和2年度に続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施を見送りました。

表1 行政サービスコーナー一覧

名 称	電 話
鶴見駅西口行政サービスコーナー	045-586-0975
横浜駅行政サービスコーナー	045-453-2525
上大岡駅行政サービスコーナー	045-848-0171
港南台行政サービスコーナー	045-835-2664
二俣川駅行政サービスコーナー	045-366-6615
新横浜駅行政サービスコーナー	045-475-1301
日吉駅行政サービスコーナー	045-565-0013
あざみ野駅行政サービスコーナー	045-903-8291
戸塚行政サービスコーナー	045-862-6641
東戸塚駅行政サービスコーナー	045-825-4994

- 1 取扱業務
戸籍全部事項証明書（謄本）・個人事項証明書（抄本）、住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し、身分証明書、印鑑登録証明書、市民税・県民税（非）課税証明書、固定資産課税台帳登録事項証明書（土地・家屋現年度分）、市税の納税証明書、市政案内
- 2 開所時間
月から金曜日 午前7時30分から午後7時まで
土・日曜日 午前9時から午後5時まで
- 3 休所日
祝日（振替休日を含む）、国民の休日及び年末年始

■住居表示整備事業

番地が飛んでいる、同番地が多くあるなど住所の連続性が失われ日常生活に不便や支障が生じている地域において、地番による住所の表示から建物に番号をつけて住所を表す方法にし、住所をわかりやすくします。

また、昭和40年代から住居表示実施地区の電柱に貼付している街区表示板について、順次更新を行っています。令和元年度からは、従来のアルミ製に比べ、より安全性の高いシール素材に変更し再設置を実施しています。

■広報活動（広報課）

広報紙・誌発行（表2参照）

テレビ・ラジオ広報（表3参照）

インターネット広報（表4参照）

その他の広報（表5参照）

広報企画審議会

市長の諮問機関として、昭和39年に「横浜市広報企画審議会条例」を制定し、横浜市広報企画審議会を設置しました。

市政広報・広聴の現状や方向性について審議を行っています。

表2 広報紙・誌発行

印刷物名	内 容	配布方法等
広 報 よ こ は ま	区版と市版を一体印刷して毎月1回発行 視覚障害者に対して「点字版」（市版のみ）と「録音版」（区版・市版）も発行	自治会町内会等を通じ、毎月各世帯に配布 市内公共施設、駅などに設置しているPRボックスでも配布
暮らしのガイド	市政窓口、横浜市の事業・施設の情報をコンパクトにまとめた生活情報誌（民間との協働編集）	区役所広報相談係、行政サービスコーナー、図書館、地区センター、市役所市民情報センターなどで配布
季刊誌「横 濱」	グラフィックな誌面で歴史や文化など横浜の魅力を市内外にPRする雑誌（民間との協働編集）	年4回発行（季刊） 県内及び東京都内の書店、駅売店、市庁舎市政刊行物・グッズ販売コーナーなどで販売

表3 テレビ・ラジオ広報

	番組名	放送局	放送日時	内 容
テレビ	ハマナビ	テレビ神奈川	毎週土曜日 午後6時から30分間	市政やまちの話題・市民活動などを紹介
	ぎゅっとヨコハマ!	市内ケーブルテレビ	毎月10回以上・1回5分間	市民の生活に役立つ情報を紹介
ラジオ	ヨコハママイチョイス!	FMヨコハマ	毎週日曜日 午前9時30分から30分間	観光・イベント情報を音楽にのせて紹介
	ホッと横浜	ラジオ日本	毎週木・金曜日 午後4時30分から5分間	市政やまちの話題を現場からリポート
	ようこそ横浜	ニッポン放送	毎週火曜日 午前10時43分頃から5分間	横浜の魅力や市の重点施策を市長が紹介
	横浜流儀 ～ハマスタイル～	文化放送	毎週土曜日 午前6時50分から10分間	横浜の魅力を市長とパーソナリティとの掛け合いにより紹介
	パブリック・サービス・アナウンスメント	インターFM897	毎週月～金曜日(中国語、韓国・朝鮮語、英語、スペイン語、ポルトガル語) 午前6時12分から3分間	生活情報を5か国語で紹介

表4 インターネット広報

媒 体	内 容	提供方法等
ウ ェ ブ サ イ ト	市政情報の提供、広報よこはま市版（Eメール配信・やさしい日本語版掲載有）・暮らしのガイド等のウェブ版での提供、英語・中国語・ハンゲル及びやさしい日本語による在住外国人向けの情報提供	随時更新 https://www.city.yokohama.lg.jp/
L I N E	新型コロナウイルス感染症に関する情報や防犯情報などの横浜市からのお知らせの配信、粗大ごみの申込や道路の損傷通報の受付	随時メッセージ配信 横浜市 LINE 公式アカウント LINE ID @cityofyokohama
T w i t t e r	横浜市からのお知らせやイベント情報の発信	随時更新 アカウント @yokohama_koho
Y o u T u b e	横浜の魅力や事業を動画で紹介	随時更新 YouTube 横浜市公式チャンネル「CityOfYokohama」 https://www.youtube.com/user/CityOfYokohama
ク ッ ク パ ッ ド	横浜の食の魅力、健康づくり、地産地消、食育の推進などをレシピ・献立で発信	随時更新 アカウント「横浜市公式キッチン」 https://cookpad.com/kitchen/13667683
広報紙閲覧サービス カタログポケット	広報よこはま市版多言語版の提供（日本語の他9言語、音声読み上げ・ポップアップ機能有）	毎月更新 パソコンやスマートフォンアプリで閲覧 https://www.catapoke.com

表5 その他広報

媒 体	内 容	提供方法等
デ ー タ 放 送	市政情報、イベント情報など	t v k 地上波デジタル放送
民間紙との協働	民間で発行している媒体に、市政情報を提供	リビング新聞（紙面、WEB版）

■広聴相談活動（広聴相談課）

市民の声

市民の皆さんのお住まいの区の区役所が中心となってご意見やご要望等を受け止め、迅速な回答や対応を行うとともに、幅広く意見を把握し、市政に生かしています。

・市民からの提案

手紙やインターネット・FAX 等による投稿を、市民の皆さんのお住まいの区の区役所で受け付けます。区役所等の公共施設等に用意している「市民からの提案」の専用投稿用紙や、本市ウェブサイトの投稿フォーム等により受け付けています。

令和2年度実績 通数 11,237 通、件数 11,574 件

・市長陳情

市政に関し、団体から書面で寄せられる市長あて要望等を受け付けています。

令和2年度実績 通数 185 通、件数 1,257 件

※市民からの提案及び市長陳情については、寄せられたご意見やご要望等の投稿要旨とそれに対する回答等を本市ウェブサイトで公表することにより、市政の透明性の確保や市政に対する疑問解消等を図っています（原則として公表日から1年を経過した月末まで）。

また、「今後検討します」「今後実施予定です」と回答した案件について、その後の対応状況についても追跡・検証し、検討結果等を改めて本市ウェブサイトにて公表しています。

公表件数 令和2年度受付分 4,756 件

市長の集会広報

市長が団体、グループと直接意見交換を行います。

・ぬくもりトーク

地域で活躍している団体の活動場所等を市長が直接訪問し、活動内容を伺いながら意見交換を行っています。

令和2年度実施回数 0 回

・ティー・ミーティング～ようこそ市長室へ～

公募・抽選で決定した団体・グループを市長室等に

お招きし、お茶を飲みながら横浜市政に関するテーマについて気軽に意見交換しています。市民の皆さんに市政をより身近に感じていただくとともに、市長が市政に関する様々な「市民の声」を直接聴き、市政の参考にしています。

令和2年度実施回数 0 回

ヨコハマeアンケート

メンバーに登録いただいた市民の皆さんに、市政に関するアンケートをインターネットで実施しています。結果は、ウェブサイトで公開するとともに、施策や事業の企画、効果の測定、改善などに活用します。

令和2年度実績 アンケート 16 回

パブリックコメント

市の基本計画などを策定する際、その案を公表して市民の皆さんから意見・提案を募集し、寄せられた意見等を考慮して最終的な意思決定を行う制度です。

令和2年度実施件数 5 件 意見総数 11,343 件

市民相談事業

市政相談をはじめ、専門相談員による法律、公証、交通事故等さまざまな相談を行い、複雑多様化した市民の皆さんの相談や要望に応じています。

また、各区役所でも区民のニーズに応じて相談を行っています。

横浜市コールセンター

横浜市コールセンターは、市役所や区役所での各種手続、市政情報や生活情報、最新のイベント情報などの多様な問い合わせについて、午前8時から午後9時まで年中無休で案内しています。

また、区役所代表電話及び市庁舎代表電話の交換業務も行っています。

表6 広聴事業別の受付通数（令和2年度）

		市民からの提案	市長陳情	区長陳情	市政ダイレクト広聴	新聞投書	その他	総計
令和2年度	通数	11,237	185	86	4,444	164	1,495	17,611
	%	63.8%	1.1%	0.5%	25.2%	0.9%	8.5%	100.0%

表7 全広聴事業の内容別順位（令和2年度）

順位	1位	2位	3位	4位	5位
内容	保健	バス	教育内容	文化	道路
件数	4,366 件	1,673 件	1,661 件	1,275 件	1,125 件
%	24.8%	9.5%	9.4%	7.2%	6.4%

表8 令和2年度市民相談室・区役所広報相談係の相談件数 (単位:件)

種別	合計	市民相談室	区役所広報相談係
相談計	31,580	6,079	25,501
市政相談	6,319	187	6,132
一般相談	13,121	969	12,152
法律相談	10,046	3,822	6,224
司法書士相談	774	392	382
交通事故相談	437	415	22
企画相談	57	57	0
民事調停	6	0	6
税務相談	238	0	238
消費生活	0	0	0
人権相談	0	0	0
宅地建物相談	222	222	0
公証相談	119	15	104
行政書士相談	182	0	182
行政相談	59	0	59
問い合わせ・窓口案内	845,267	8,581	836,686
計	876,847	14,660	862,187

表9 コールセンターの事業概要と利用実績

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
ブース数	オペレータ 50 スーパーバイザー 5	オペレータ 50 スーパーバイザー 5	オペレータ 50 スーパーバイザー 5
問合せ件数	2,137件/日 (779,867件) うち区役所代表電話の受電 1,577件/日 (575,637件) うち市役所代表電話の受電 153件/日 (56,001件)	1,912件/日 (697,702件) うち区役所代表電話の受電 1,445件/日 (527,268件)	2,424件/日 (884,843件) うち区役所代表電話の受電 1,986件/日 (724,952件)
ジャンル別上位	①住宅・生活環境 (21.5%) ②住民票・戸籍・実印 (17.0%) ③健康保険・年金 (9.4%)	①住民票・戸籍・実印 (20.0%) ②税金 (11.7%) ③健康保険・年金 (9.7%)	①住民票・戸籍・実印 (28.2%) ②税金 (11.2%) ③住宅・生活環境 (10.3%)
曜日別上位(下位)	①月曜日 ②金曜日 (⑦日曜日)		
時間帯別上位(下位)	①9時台 ②10時台 (⑬20時台)		
閉庁時間帯の比率	16.3%	19.3%	15.7%

※受託事業者：りらいあコミュニケーションズ株式会社 (令和元年7月31日まで)
日本電気株式会社 神奈川支社 (令和元年8月1日から)

市政情報の提供・公開

■市民情報センター (市民情報課)

所在地 中区本町6-50-10 (市庁舎3階)
TEL 045-671-3900、FAX 045-664-7201

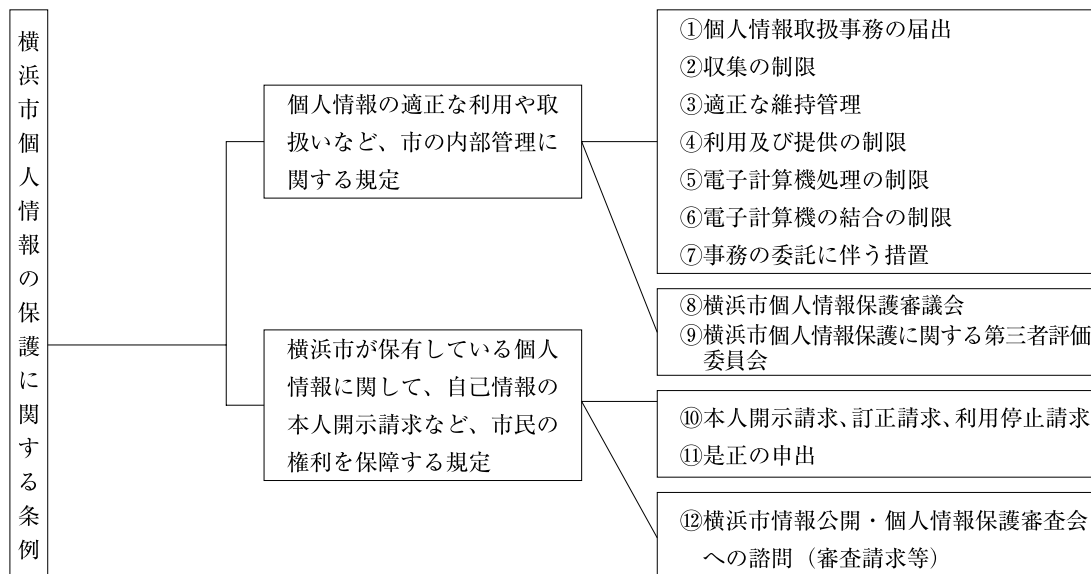
横浜市が発行した刊行物を始め、国・県・他都市等の発行した各種統計・報告書等を配架 (現在約24,000冊) し閲覧・貸出しを行うとともに、横浜市ホームページや配架しているCDを閲覧できる端末を設置し、市政情報を提供しています。また、市政刊行物・グッズ販売コーナーでは有償刊行物の販売及びコピーサービス (白黒1面10円、カラー1面50円) を行っています。

■情報公開制度 (市民情報課)

本市では市政に関し市民の皆さんに説明する責務を全うするようにし、市民の皆さんの的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進に資することを目的に「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」(平成12年7月1日施行) を定め、情報公開制度を運用しています。この制度は、市が保有する行政文書を市民の皆さんの求めに応じて開示しようとするだけでなく、あらかじめ情報を積極的に提供し公表する情報公開の総合的な推進を図るものです。

平成17年2月28日からは、横浜市ホームページからの行政文書開示請求が可能になりました。また、平成17年9月1日からは、行政文書目録検索システムが稼働し、電子決裁を行った文書件名などの目録情報の検索や閲覧をホームページ上で行えるようになりました。

図1 「横浜市個人情報の保護に関する条例」における個人情報保護体制（概要）



■個人情報の本人開示等請求制度（市民情報課）

「横浜市個人情報の保護に関する条例」に基づき、誰でも市の保有する自己の個人情報の開示、訂正、利用停止を請求することができる制度です。

簡易開示制度

横浜市が実施する各種試験の結果等について、本人からの口頭による申出等、簡易な方法で保有個人情報の本人開示を行う制度です。

■令和2年度行政文書開示等運用状況（市民情報課）

行政文書開示等の請求状況は、請求文書件数が12,443件となっています。

表10 行政文書開示等請求の処理状況（単位：件）

請求等文書		12,443 (2,957)
処理件数	開示（訂正・利用停止）	6,685 (1,874)
	一部開示（一部訂正・一部利用停止）	3,939 (693)
	非開示（非訂正・非利用停止）	1,578 (346)
	取 下 げ	241 (44)

(注)・かっこ内は個人情報の本人開示請求等の内数

■個人情報保護制度（市民情報課）

1 横浜市個人情報の保護に関する条例

平成17年4月1日に全部改正された「横浜市個人情報の保護に関する条例」（以下「保護条例」という。）に基づき、横浜市が保有する個人情報を対象に、保護の推進を図っています。保護条例は、次の2つの柱から構成されています（概要は図1のとおり）。

- (1) 個人情報の適正な利用や取扱いなど、市の内部管理に関する規定
- (2) 市が保有している個人情報に関して、自己情報の本人開示請求など、市民の皆さんの権利を保障する規定

また、相談事例集「市民生活における個人情報保護Q & A」や「個人情報保護法改正に関する啓発ちらし」などにより、個人情報保護制度に関する情報提供を行っています。

2 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の規定に基づき、横浜市によるマイナンバーの利用等に関し必要な事項を定めるとともに、特定個人情報*の利用及び提供の制限等、保護条例の特例を定めています。この条例は、大きく分けるとマイナンバーの利活用に関する規定と特定個人情報の保護措置に関する規定の2つの柱から構成されています。

* 特定個人情報とは、マイナンバーをその内容に含む個人情報です。

市民利用施設の整備運営

■公会堂（地域施設課）

公会堂は、1区に1館設置され、サークル活動、講座、音楽発表会、集会その他各種行事に広く利用されています。

令和2年度は約49万人の方が公会堂を利用しました。

施設内容は、おおむね600人収容のホールを中心に2室から6室までの会議室と和室からなっていますが、南、磯子、金沢、青葉、都筑、栄、泉及び瀬谷公会堂の8館はリハーサル室も整備されています。

表11 公会堂一覧表

令和2年度

名 称	所 在 地	電 話	利 用 人 数
鶴見公会堂	鶴見区豊岡町 2-1	045-583-1353	24,878
神奈川公会堂	神奈川区富家町 1-3	045-432-3399	28,196
西公会堂	西区岡野 1-6-41	045-314-7733	31,627
開港記念会館	中区本町 1-6	045-201-0708	54,932
南公会堂	南区浦舟町 2-33	045-341-1261	39,025
港南公会堂※1	港南区港南中央通 10-1	045-847-8480	0
保土ヶ谷公会堂	保土ヶ谷区星川 1-2-1	045-331-0497	35,499
旭公会堂	旭区鶴ヶ峰 1-4-12	045-954-6154	25,236
磯子公会堂	磯子区磯子 3-5-1	045-750-2520	7,955
金沢公会堂	金沢区泥亀 2-9-1	045-788-7890	29,997
港北公会堂※2	港北区大豆戸町 26-1	045-540-2400	0
緑公会堂	緑区寺山町 118	045-930-2400	19,832
青葉公会堂	青葉区市ヶ尾町 31-4	045-978-2400	40,655
都筑公会堂	都筑区茅ヶ崎中央 32-1	045-948-2400	43,249
戸塚公会堂	戸塚区戸塚町 127	045-862-3334	17,846
栄公会堂	栄区桂町 279-29	045-894-9901	38,949
泉公会堂	泉区和泉中央北 5-1-1	045-800-2470	18,698
瀬谷公会堂	瀬谷区二ツ橋町 190	045-367-5770	30,995

注1 再整備工事のため平成29年4月1日から令和3年5月9日まで休館。

注2 講堂の天井改修工事のため令和2年4月1日から令和3年3月31日まで休館。

■地区センター（地域施設課）

地域住民が自主的に活動し、相互交流を深めることのできる場として、昭和48年から「地区センター」を計画的に整備し、地域の子どもからお年寄りまで日常的に利用されています。

個人・グループの学習や集会・講演会などの文化活動、スポーツ・レクリエーション活動、料理、工芸など多目的に活用されています。また、「地区センター」とほぼ同様の目的を持つ施設として、「コミュニティハウス」「集会所」「スポーツ会館」があります。令和3年8月1日現在「地区センター」が80館、「コミュニティハウス」が35館（学校施設活用型コミュニティハウスを含め118館）、「集会所」が5館、「スポーツ会館」が11館となっております。

なお、学校施設活用型コミュニティハウスは、教育委員会が所管しています。

表12 広場等一覧表

令和3年3月31日現在

広場別 区 名	子供の 遊び場	町の はらっぱ	少年 広場	地域スポーツ 広場	ちびっこ 広場	ちびっこ プール
鶴見	12か所	1か所	0か所	1か所	0か所	0か所
神奈川	10	2	0	0	0	0
西	4	0	0	0	0	0
中	6	0	0	0	3	0
南	10	1	0	0	0	0
港南	7	0	0	0	0	0
保土ヶ谷	17	2	1	0	0	0
旭	18	0	2	1	0	0
磯子	2	4	0	1	0	0
金沢	9	2	1	2	1	0
港北	12	0	1	0	0	1
緑	13	1	0	3	0	1
青葉	6	2	0	1	0	0
都筑	7	1	0	0	0	0
戸塚	12	2	0	0	0	0
栄	4	3	1	1	1	0
泉	7	6	0	1	0	0
瀬谷	6	1	0	1	0	0
合 計	162	28	6	12	5	2

表13 地区センター等一覧表

令和2年度

名 称	所在地	電話	利用人数
潮田地区センター	鶴見区本町通 4-171-23	045-511-0765	39,526
駒岡地区センター	鶴見区駒岡 4-28-5	045-571-0035	37,362
末吉地区センター	鶴見区上末吉 2-16-16	045-572-4300	36,698
寺尾地区センター	鶴見区馬場 4-39-1	045-584-2581	64,500
生麦地区センター	鶴見区生麦 4-6-37	045-504-0770	47,083
矢向地区センター	鶴見区矢向 4-32-11	045-573-0302	46,237
神奈川地区センター	神奈川区神奈川本町 8-1	045-453-7350	47,723
神之木地区センター	神奈川区神之木町 7-1	045-435-1712	34,654
神大寺地区センター	神奈川区神大寺 2-28-18	045-491-4441	42,894
白幡地区センター	神奈川区白幡上町 44-12	045-430-3050	34,925
菅田地区センター	神奈川区菅田町 1718-1	045-471-2913	43,708
西地区センター	西区岡野 1-6-41	045-314-7734	23,050
藤棚地区センター	西区藤棚町 2-198	045-253-0388	38,038
竹之丸地区センター	中区竹之丸 133-3	045-651-5575	22,654
野毛地区センター	中区野毛町 3-160-4	045-241-4535	16,720

名称	所在地	電話	利用人数
本 牧 地区センター	中区本牧原 16-1	045-622-4501	28,271
大 岡 地区センター	南区大岡 1-14-1	045-743-2411	52,030
永 田 地区センター	南区永田台 45-1	045-714-9751	35,699
中 村 地区センター	南区中村町 4-270	045-251-0130	37,063
南 地区センター	南区南太田 2-32-1	045-741-8812	53,044
港 南 地区センター	港南区日野 1-2-31	045-841-8411	35,184
港 南 台 地区センター	港南区港南台 5-3-1	045-835-2811	58,605
永 谷 地区センター	港南区芹が谷 5-47-5	045-823-7789	26,441
野 庭 地区センター	港南区野庭町 612	045-848-0100	40,947
東 永 谷 地区センター	港南区東永谷 1-1-12	045-826-3882	42,376
今 井 地区センター	保土ヶ谷区今井町 412-8	045-352-1183	29,315
西 谷 地区センター	保土ヶ谷区西谷町 918	045-371-3794	41,273
初 音 が 丘 地区センター	保土ヶ谷区日藤塚町 15-1	045-352-3992	34,308
ほ ど が や 地区センター	保土ヶ谷区天王町 1-21	045-333-0064	32,801
市 沢 地区センター	旭区市沢町 9	045-371-6662	37,375
今 宿 地区センター	旭区今宿町 2647-2	045-392-1500	30,443
希 望 が 丘 地区センター	旭区中希望が丘 145-4	045-361-0424	25,222
白 根 地区センター	旭区白根 4-6-1	045-953-4428	32,167
都 岡 地区センター	旭区今宿西町 292-2	045-953-7211	25,464
若 葉 台 地区センター	旭区若葉台 3-4-2	045-921-2213	30,835
磯 子 地区センター	磯子区磯子 3-1-41	045-753-2861	38,686
上 中 里 地区センター	磯子区上中里 397-2	045-773-3929	36,966
杉 田 地区センター	磯子区杉田 1-17-1	045-775-0541	46,347
根 岸 地区センター	磯子区馬場町 1-42	045-751-4777	48,188
金 沢 地区センター	金沢区泥亀 2-14-5	045-784-5860	71,872
釜 利 谷 地区センター	金沢区釜利谷南 1-2-1	045-786-2193	41,667
富 岡 並 木 地区センター	金沢区富岡東 4-13-2	045-775-3692	59,170
能 見 台 地区センター	金沢区能見台東 2-1	045-787-0080	47,702
六 浦 地区センター	金沢区六浦 5-20-2	045-788-4640	52,884
菊 名 地区センター	港北区菊名 6-18-10	045-421-1214	49,765
篠 原 地区センター	港北区篠原東 2-15-27	045-423-9030	43,596
城 郷 小 机 地区センター	港北区小机町 2484-4	045-472-1331	38,853
綱 島 地区センター	港北区綱島西 1-14-26	045-545-4578	43,752
新 田 地区センター	港北区新吉田町 3236	045-591-0777	36,077
日 吉 地区センター	港北区日吉本町 1-11-13	045-561-6767	31,861
十 日 市 場 地区センター	緑区十日市場町 808-3	045-981-9573	47,843
長 津 田 地区センター	緑区長津田町 2327	045-983-4445	40,089
中 山 地区センター	緑区中山 2-1-1	045-935-1982	48,169
白 山 地区センター	緑区白山 1-2-1	045-935-0326	53,415
美 し が 丘 西 地区センター	青葉区美しが丘西 3-60-15	045-903-9204	95,933
大 場 み す ず が 丘 地区センター	青葉区みすずが丘 23-2	045-974-0861	55,667
奈 良 地区センター	青葉区奈良町 1843-11	045-963-5380	57,845
藤 が 丘 地区センター	青葉区藤が丘 1-14-95	045-972-7021	64,186
山 内 地区センター	青葉区あざみ野 2-3-2	045-901-8010	61,388
若 草 台 地区センター	青葉区若草台 20-5	045-961-0811	62,253
北 山 田 地区センター	都筑区北山田 2-25-1	045-593-8200	54,409
都 筑 地区センター	都筑区葛が谷 2-1	045-941-8380	34,995
中 川 西 地区センター	都筑区中川 2-8-1	045-912-6973	51,953
仲 町 台 地区センター	都筑区仲町台 2-7-2	045-943-9191	50,889
踊 場 地区センター	戸塚区汲沢 2-23-1	045-866-0100	75,906
上 矢 部 地区センター	戸塚区上矢部町 2342	045-812-9494	52,168
大 正 地区センター	戸塚区原宿 3-59-1	045-852-4111	54,882
戸 塚 地区センター	戸塚区戸塚町 127	045-862-9314	49,111
東 戸 塚 地区センター	戸塚区川上町 4-4	045-825-1161	66,111
舞 岡 地区センター	戸塚区舞岡町 3020	045-824-1915	56,622
上 郷 地区センター	栄区上郷町 1173-5	045-892-8000	41,498
豊 田 地区センター	栄区飯島町 1368-1	045-895-1390	53,871
本 郷 地区センター	栄区桂町 301	045-892-5310	37,559
上 飯 田 地区センター	泉区上飯田町 3913-1	045-805-5188	27,122
下 和 泉 地区センター	泉区和泉が丘 1-26-1	045-805-0026	24,760
立 場 地区センター	泉区中田北 1-9-14	045-801-5201	42,033
中 川 地区センター	泉区桂坂 4-1	045-813-3984	41,242

名 称	所在地	電話	利用人数
阿久和地区センター	瀬谷区阿久和南 2-9-2	045-365-9072	45,290
瀬谷地区センター	瀬谷区瀬谷 3-18-1	045-303-4400	72,668
中屋敷地区センター	瀬谷区中屋敷 2-18-6	045-304-3100	32,896
潮田公園コミュニティハウス	鶴見区向井町 2-71-2	045-511-0880	11,164
鶴見市場コミュニティハウス	鶴見区市場下町 11-5	045-500-6688	17,012
鶴見中央コミュニティハウス	鶴見区鶴見中央 1-31-2-214	045-511-5088	26,819
幸ヶ谷公園コミュニティハウス	神奈川区幸ヶ谷 4	045-441-3788	14,512
戸部コミュニティハウス	西区御所山町 1-8	045-231-9865	10,943
浅間コミュニティハウス	西区浅間町 5-375-1	045-311-6085	14,008
中本牧コミュニティハウス	中区本牧町 2-351	045-623-8483	16,772
浦舟コミュニティハウス	南区浦舟町 3-46	045-243-2496	15,355
別所コミュニティハウス	南区別所 3-4-1	045-721-8050	10,575
六ツ川一丁目コミュニティハウス	南区六ツ川 1-267-1	045-721-8801	12,524
睦コミュニティハウス	南区睦町 1-25	045-741-9436	16,860
蒔田コミュニティハウス	南区宿町 3-57-1	045-711-3377	14,599
桜道コミュニティハウス	港南区港南 6-2-3	045-843-5406	16,331
上大岡コミュニティハウス	港南区上大岡東 2-9-38	045-352-7177	16,828
日野南コミュニティハウス	港南区日野南 6-14-1	045-843-2092	13,671
桜ヶ丘コミュニティハウス	保土ヶ谷区岩崎町 15-30	045-331-5368	16,808
権太坂コミュニティハウス	保土ヶ谷区権太坂 3-1-1	045-713-6625	12,672
常盤台コミュニティハウス	保土ヶ谷区常盤台 53-2	045-348-8277	7,444
鶴ヶ峰コミュニティハウス	旭区鶴ヶ峰本町 1-16-1	045-953-2313	19,453
上白根コミュニティハウス	旭区上白根町 233-6	045-954-1691	9,578
滝頭コミュニティハウス	磯子区滝頭 2-31-39	045-761-7928	10,136
並木コミュニティハウス	金沢区並木 2-8-1	045-781-7110	14,189
柳町コミュニティハウス	金沢区柳町 1-3	045-785-2403	10,673
菊名コミュニティハウス	港北区菊名 4-4-1	045-401-4964	20,408
師岡コミュニティハウス	港北区師岡町 700	045-534-2439	25,001
新羽コミュニティハウス	港北区新羽町 1240-1	045-542-7207	3,573
霧が丘コミュニティハウス	緑区霧が丘 3-23	045-922-2100	7,641
青葉台コミュニティハウス	青葉区青葉台 2-25-4	045-981-1400	66,639
荏田西コミュニティハウス	青葉区荏田西 1-4-2	045-507-1213	16,791
荏田コミュニティハウス*	青葉区あざみ野南 1-4-1	045-479-1149	10,566
倉田コミュニティハウス	戸塚区上倉田町 1865-4	045-866-1800	6,109
飯島コミュニティハウス	栄区飯島町 1863-5	045-891-1766	8,125
上郷矢沢コミュニティハウス	栄区桂台南 2-34-2	045-895-1037	11,541
中田コミュニティハウス	泉区中田南 4-4-28	045-802-2244	16,723
新橋コミュニティハウス	泉区新橋町 33-1	045-392-5538	9,206
幸ヶ谷集会所	神奈川区栄町 12	045-453-2660	12,577
松見集会所	神奈川区松見町 1-10-1	045-431-6001	4,092
平沼集会所	西区西平沼町 5-70	045-320-9608	7,598
上台集会所	中区本郷町 2-50	045-622-4171	9,323
しらゆり集会所	泉区中田東 1-41-1	045-804-3779	9,628
羽沢スポーツ会館	神奈川区羽沢町 1700-1	045-381-2540	6,271
六ツ川スポーツ会館	南区六ツ川 2-112-1	045-713-4803	17,987
下野庭スポーツ会館	港南区野庭町 136-4	045-842-9624	7,893
瀬戸ヶ谷スポーツ会館	保土ヶ谷区瀬戸ヶ谷町 71	045-712-2412	8,669
本村スポーツ会館	旭区本村町 15	045-365-1820	12,648
六浦スポーツ会館	金沢区六浦南 5-19-2	045-788-5428	19,678
小机スポーツ会館	港北区小机町 1800-1	045-471-0050	11,055
十日市場スポーツ会館	緑区十日市場町 1633	045-983-9490	11,796
新石川スポーツ会館	青葉区新石川 3-1346-2	045-911-9870	15,276
大熊スポーツ会館	都筑区大熊町 310	045-941-9880	18,649
東山田スポーツ会館	都筑区東山田町 105-2	045-593-4682	22,641

■横浜市上郷・森の家（地域施設課）

所在地 栄区上郷町 1499 - 1

TEL 045-895-5151 FAX 045-895-5005

研修・宿泊体験などを通じて、市民の皆さんのふるさ

と意識や連帯感の醸成と青少年の健全な育成を図ることを目的とした研修・宿泊施設です。横浜自然観察の森に隣接し、宿泊施設、多目的ホール、ミーティングルーム、レストラン、バーベキュー場、工房、ミニドーム、駐車場などを持つ施設です。

市民に身近な研修・宿泊施設としてサービス向上を目指し、民間のノウハウを活用したPFI（RO方式）で運営改善及び施設改修を行い、令和元年9月にリニューアルオープンしました。

■青少年のための施設（地域施設課・各区地域振興課）

広場・遊び場、町のはらっぱ

子どもたちが安心して自由に遊べる広場を市民の皆さんの協力を得ながら設置しています。

用地は地元が確保（借用）し、地域の運営委員会で管理運営を行っています。

1 子どもの遊び場

小学校低学年を対象とした遊び場で、ブランコ、すべり台などの遊具を置くほか、危険防止のため外柵を設置しています。

2 ちびっこ広場

幼児を対象とし、保護者の目の届くところで安心して遊べるよう、砂山等を設置しています。

3 ちびっこプール

小学校入学前の幼児を対象とした小規模なプールで、水に親しむことを目的としています。

4 町のはらっぱ

未使用となっている市有地を事業開始までの間、青少年を中心にだれもが利用できる「町のはらっぱ」として暫定的に開放しています。

5 少年広場

小学校高学年から中学生を対象とした広場で遊具は置かず、周囲をフェンスで囲み、ソフトボールやサッカーなど自由に遊ぶことが出来ます。

6 地域スポーツ広場

使用目的が決まっていない公有地（市や国等の所有地）を利用計画が決まるまでの間、青少年や地域の人々に体育文化活動の場として暫定的に開放しています。

- 2 街頭での啓発イベントの開催
- 3 交通広告等を活用した人権啓発の実施
- 4 「広報よこはま」における人権特集の掲載
- 5 職員向け人権啓発研修の実施

■同和対策事業（人権課）

「横浜市同和対策事業に対する基本的考え方」（平成15年全部改正）等に基づき同和対策事業を進めています。

■犯罪被害者等支援事業（人権課）

横浜市犯罪被害者相談室において「横浜市犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等からの相談をお受けし、支援しています。

また、犯罪被害者等のおかれた状況や心情について、理解促進のための啓発事業を実施しています。

■性的少数者等支援事業（人権課）

個別専門相談・交流スペースの提供や、「横浜市パートナーシップ宣誓制度」を実施する等、性的少数者等を支援しています。

また、性的少数者への正しい理解促進のため、市民・職員・事業者向けの啓発を実施しています。

市民活動の支援・協働の推進 （市民協働推進課）

「横浜市市民協働条例」、「横浜市地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進する条例」に基づき、協働を進めるとともに、市民活動が自立し、活発に行われるよう、市民活動がしやすい環境づくりに取り組んでいます。

■市民協働推進センター

地域における様々な課題の解決や新しい取組を創発するため、多様な主体の交流・連携が生まれる対話と創造の場として、協働事業の提案、相談等のワンストップ窓口を設けています。伴走支援や、様々な主体の連携を通じて課題解決や事業構築を図るコーディネーターを行い、市民提案の活性化を図るとともに、市内における「協働」の取組を推進します。

- ・横浜市市民協働推進センター（中区本町 6-50-10 横浜市役所 1階）

■各区の市民活動支援センター

各区における市民活動支援の拠点として、地域に密着した事業を展開しています。

- ・つるみ区民活動センター（鶴見区鶴見中央 3-20-1 鶴見区総合庁舎 2階）
- ・神奈川区区民活動支援センター（神奈川区広台太田町 3-8 神奈川区総合庁舎本館 5階）
- ・にしく市民活動支援センター（西区中央 1-5-10 西区役所 1階）

人権施策の推進

■人権施策の企画・調整（人権課）

「横浜市人権施策基本指針」（平成29年1月改訂）に基づいて、人権に関する施策の総合的な企画・調整及び各区局が行う人権施策の推進を図っています。

また、人権に関する調査・研究を行い、人権に関する課題を的確に把握し、施策に反映しています。令和2年度は、「人権に関する市民意識調査」を実施しました。

■人権啓発・研修推進事業（人権課）

「横浜市人権啓発推進計画」（平成25年3月改訂）に基づき、市民の皆さんに人権問題を正しく理解し、身近に感じていただくための啓発事業及び職員に対する人権啓発研修の推進・支援を行っています。

（令和2年度の主な取組）

- 1 人権啓発講演会の開催

- ・ なか区民活動センター（中区日本大通 35 中区役所別館 1 階）
- ・ みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ（南区浦舟町 3-46 浦舟複合福祉施設 10 階）
- ・ 港南区民活動支援センター（港南区港南中央通 10-1 港南公会堂棟 1 階）
- ・ ほどがや市民活動センター（保土ヶ谷区星川 1-2-1）
- ・ 旭区市民活動支援センター（旭区鶴ヶ峰 2-82-1 ココロツ鶴ヶ峰 4 階）
- ・ いそご区民活動支援センター（磯子区磯子 3-5-1 磯子区総合庁舎 7 階）
- ・ 金沢区民活動センター（金沢区泥亀 2-9-1 金沢区総合庁舎 2 階）
- ・ 港北区区民活動支援センター（港北区大豆戸町 26-1 港北区総合庁舎 4 階）
- ・ 緑区市民活動支援センター（緑区中山 4-36-20）
- ・ 青葉区区民活動支援センター（青葉区市ケ尾町 31-4 青葉区役所 1 階）
- ・ 都筑区民活動センター（都筑区茅ヶ崎中央 32-1 都筑区総合庁舎 1 階）
- ・ とつか区民活動センター（戸塚区川上町 91-1 モレラ東戸塚 3 階）
- ・ さかえ区民活動センター（栄区小菅ヶ谷 1-4-5 横浜銀行本郷台支店 3 階）
- ・ いずみ区民活動支援センター（泉区和泉中央北 5-1-1 泉区総合庁舎 1 階）
- ・ 瀬谷区民活動センター（瀬谷区二ツ橋町 469 せやまる・ふれあい館 2 階）

■横浜市市民協働推進委員会

学識経験者と市民活動実践者で構成する横浜市市民協働推進委員会を設置し、市民協働の推進に関し必要な事項を調査審議しています。

■よこはま夢ファンド （横浜市市民活動推進基金）

市民活動団体の公益的活動に賛同する市民や企業の皆さんなどからの寄附を積み立て、登録したNPO法人に対する助成金の交付や、市民活動団体の運営支援等を実施しています。

■特定非営利活動法人認証等事務

NPO 法人の設立や定款変更の認証、認定・特例認定・指定に関する業務、各種届出及び事業報告書等の受理などを行っています。

■災害時におけるボランティア支援事業

災害時におけるボランティアの受入れ、派遣、情報収集が円滑に行えるよう、市内で活動しているボランティ

ア団体が平常時から連携を図るために行う自主的な活動を側面的に支援しています。

■協働研修・情報提供

協働への理解を深め、協働の取組をより推進するため、職員を対象にした研修を実施するとともに、ホームページ等で市民の皆さんに向けて協働に関する情報提供を行っています。

協働による地域づくりの推進 （地域活動推進課）

地域の抱える課題が多様化・複雑化している中、いきいきとした地域コミュニティを形成し、地域が主体的に課題解決に取り組めるよう、協働の取組の推進や地域の様々な活動への支援などを区とともにを行います。

■元気な地域づくり推進事業

身近な地域において、自治会町内会をはじめとした様々な主体が連携・協働しながら、課題解決に取り組み、魅力ある暮らしやすい地域をつくっていくための支援を行っています。

また、各区で地域や区の実情に応じた人材の発掘、育成に取り組んでいます。

■横浜市市民活動保険

市民の皆さんが、安心してボランティア活動に参加できるよう、活動中の思いがけない事故によって損害賠償責任を負ったり、ボランティア活動者がケガをした場合に備え、保険会社と保険契約を結び「横浜市市民活動保険事業」を実施しています。

表14 横浜市市民活動保険の保険金額

賠償責任保険（限度額）		傷害保険（限度額）	
身体賠償	1人 1億円	死亡	1人 500万円
	1事故 5億円	後遺障害	1人 20万～500万円
財物賠償	1事故 500万円	入院	1日（180日限度）3,500円
保管物賠償	1事故 500万円	通院	1日（90日限度）2,500円
免責金額	5,000円		

※手術を受けたときは、手術の種類に応じて手術保険金が支払われる場合があります。（入院中の手術35,000円、外来の手術17,500円）

■地域活動推進費

地域の連帯感を育むための活動や防犯、防災、環境美化などの活動を通じて、住みよい地域社会の形成や地域課題の解決に日々取り組んでいる自治会町内会の活動に対して補助金を交付しています。行政と地域住民とを結ぶ基礎的かつ重要な組織である自治会町内会を支援します。

また、加入促進活動や市政・区政への様々な協力活動等に取り組む横浜市町内会連合会及び区連合町内会の活動を支援します。

■自治会町内会館整備助成事業

地域住民の活動拠点である自治会町内会館の整備を促進するため、建設費の補助をしています。また、共助による減災に向けた拠点整備を進めるため、耐震化を目的とした改修や風水害等の自然災害に対する緊急修繕の補助も行っています。そのほか、利用計画がないなど、一定の要件に該当する公益用地等の貸付けを行っています。

地域防犯

令和2年中の市内の刑法犯認知件数は、平成16年のピーク時の5分の1程度まで減少しています。

しかし、ひったくりや特殊詐欺など市民の皆さんの身近な犯罪はいまだに発生しており、市民の皆さんの安全・安心な暮らしを実現できる地域防犯環境を整備するため、関係機関との連携の下、「自分たちのまちは自分たちで守る」という自主防犯意識の向上を基本として、地域の防犯活動への支援を強化しています。

■防犯対策（地域防犯支援課）

防犯活動に対する支援及び広報啓発

区役所と地域が連携して行う防犯活動に対する支援の他、特殊詐欺等市民の皆さんの身近に発生している犯罪に対し、各種イベント等での広報啓発を行います。

また、緊急な対策が必要な犯罪については、犯罪の発生状況に応じた防犯対策、啓発活動等を関係機関と連携して迅速に行います。

地域防犯カメラの設置促進

地域で取り組む防犯活動への支援として自治会町内会等に対し、地域防犯カメラの設置に係る費用の一部を補助しています。

繁華街対策の推進

初黄・日ノ出町など市内の主要繁華街において、地域や警察と連携を図りながら環境浄化にむけた取組を推進します。

安全・安心のまちづくり対策パトロールの実施

市内における犯罪を防止し、まちの安全・安心を確保するため、青色回転灯装着車両による広域的なパトロールや市民の皆さんに対する啓発活動を行います。

子ども安全対策

子どもの安全確保に向けて、啓発事業等を推進するとともに、子どもの見守り活動の支援や関係機関との一層の連携強化を図っています。

暴力団排除条例の効果的な運用

「横浜市暴力団排除条例」の目的を達成するため、市民の皆さん、各区局、県警察と連携し、確実な運用を図ります。

落書き防止条例の運用

「横浜市落書き行為の防止に関する条例」の趣旨を踏まえ、イベント等での啓発を行います。

LED防犯灯の整備

温室効果ガスの排出削減を図り、本市と地域双方の防犯灯維持管理負担を軽減するため、市内全域の防犯灯についてLED化を図っており、平成21年度から令和2年度までの12年間で、約180,000灯を整備しました。

スポーツ振興

市民の皆さん一人ひとりが生涯を通じてスポーツを実践することによって、健康で豊かな生活が送れるよう、生涯スポーツの振興を図るための施策を展開しています。

■スポーツ施設（スポーツ振興課）

各区のスポーツセンターや、横浜国際プール、横浜武道館、平沼記念体育館、プール（屋内屋外合わせて7箇所）等を設置しています。

各施設は、指定管理者等が管理運営しています。

■スポーツの機会（スポーツ振興課）

スポーツ情報の提供

公益財団法人横浜市スポーツ協会では、スポーツ情報サイト「ハマスポ」の運営を通じて、スポーツを「知る」機会を提供しています。

市民参加型スポーツイベントの開催

市民の皆さんのスポーツの普及・振興を図るため、市民スポーツ大会、YOKOHAMA ビーチスポーツフェスタ、横浜元気！！スポーツ・レクリエーションフェスティバルなどを開催しています。（2020年は、新型コロナウイルス感染症の影響により一部中止）

「横浜マラソン」の開催

市民参加型フルマラソン「横浜マラソン」は、「する、みる、ささえる」全ての人が楽しめる大会を目指して開催しています。2021年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、オンラインマラソンの種目のみ実施します。（2020年は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止）

地域スポーツの支援

誰もが身近な場所でスポーツ活動が行える環境をつくるため、総合型地域スポーツクラブの支援やスポーツ指導者の育成、さわやかスポーツの普及・推進などを行っています。

また、子どもの体力向上を目的として、「いきいきキッズ事業」を行っています。

■スポーツ観戦の機会（スポーツ振興課）

観戦型スポーツイベントの開催

ワールドトライアスロン・パラトライアスロンシリーズ横浜大会、全日本少年軟式野球大会、全日本ジュニア体操競技選手権大会などを開催、支援しています。（2020年は、新型コロナウイルス感染症の影響により一部中止）
トップスポーツチーム連携事業

市内を本拠地とするトップスポーツチームと連携した事業を行うことにより、次代を担う青少年に夢や目標を与え、地域の活性化、市民スポーツの振興を図ります。

■国際スポーツ交流（スポーツ振興課）

2002FIFAワールドカップの共催を記念して韓国仁川広域市とサッカーを通じた交流事業を実施しています。また、台北市とバスケットボールを通じた交流事業を行っています。（2020年は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止）

■ラグビーワールドカップレガシーの取組（スポーツ振興課）

ラグビーワールドカップ2019の開催を契機に、さらなるスポーツ振興につなげるため、子どもたちのラグビーの普及や、女子ラグビーの推進、トップレベルの試合の誘致等を行います。（2020年は、新型コロナウイルス感染症の影響により一部中止）

また、子どもたちが安心して競技できるような環境を整えていきます。

表15 スポーツ施設等一覧表（令和2年度実績）

名称	所在地	電話	利用人数
鶴見スポーツセンター※1	鶴見区元宮 2-5-1	045-584-5671	125,731
神奈川スポーツセンター※1	神奈川区三ツ沢上町 11-18	045-314-2662	136,424
西スポーツセンター※1	西区浅間町 4-340-1	045-312-5990	125,869
中スポーツセンター※1	中区新山下 3-15-4	045-625-0300	96,970
南スポーツセンター※1	南区大岡 1-14-1	045-743-6341	144,026
港南スポーツセンター※5	港南区日野 1-2-30	045-841-1188	0
保土ヶ谷スポーツセンター※6	保土ヶ谷区神戸町 129-2	045-336-4633	0
旭スポーツセンター※1	旭区川島町 1983	045-371-6105	106,600
磯子スポーツセンター※1	磯子区杉田 5-32-25	045-771-8118	110,431
金沢スポーツセンター※1	金沢区長浜 106-8	045-785-3000	108,410
港北スポーツセンター※1	港北区大豆戸町 518-1	045-544-2636	143,157
緑スポーツセンター※1	緑区中山 1-29-7	045-932-0733	111,533
青葉スポーツセンター※1	青葉区市ケ尾町 31-4	045-974-4225	111,504
都筑スポーツセンター※1	都筑区池辺町 2973-1	045-941-2997	105,179
戸塚スポーツセンター※1・7	戸塚区上倉田町 477	045-862-2181	143,497
栄スポーツセンター※1	栄区桂町 279-29	045-894-9503	127,174
泉スポーツセンター※1	泉区西が岡 3-11	045-813-7461	125,696
瀬谷スポーツセンター※1	瀬谷区南台 2-4-65	045-302-3301	133,782
横浜文化体育館※1・8	中区不老町 2-7	045-641-5741	14,482
横浜武道館※1・9	中区翁町 2-9-10	045-226-2100	149,054
平沼記念体育館※1	神奈川区三ツ沢西町 3-1	045-311-6186	51,344
横浜国際プール※1・10	都筑区北山田 7-3-1	045-592-0453	317,842
横浜プールセンター※11	磯子区原町 14-1		0
本牧市民プール※12	中区本牧元町 46-1		0
旭プール※2・13	旭区白根 2-33-1	045-953-5010	40,729
港南プール※2	港南区港南台 6-22-38	045-832-0801	39,026
保土ヶ谷プール※14	保土ヶ谷区狩場町 238-3	045-742-2003	0
都筑プール※2	都筑区葛が谷 2-2	045-941-8385	40,564
リネツ金沢（金沢プール）※2	金沢区幸浦 2-7-1	045-789-2181	36,264
鶴見川漕艇場※3	鶴見区元宮 2-6	045-582-8680	8,613
たきがしら会館※1	磯子区滝頭 3-1-68	045-752-4050	64,203
緑テニスガーデン※4	緑区霧が丘 1-1	045-922-1301	43,736
根岸テニスガーデン※4	磯子区原町 14-1	045-761-1515	56,364
泉中央テニスガーデン※4	泉区和泉町 4715	045-801-2661	35,591
神奈川スケートリンク※3 （横浜銀行アイスアリーナ）	神奈川区広台太田町 1-1	045-411-8008	101,150

※1 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年4月1日から令和2年6月3日まで全館休館
 ※2 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年4月1日から令和2年6月30日まで全館休館
 ※3 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年4月9日から令和2年5月31日まで全館休館
 ※4 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年4月8日から令和2年5月31日まで全館休館
 ※5 港南スポーツセンターは、特定天井脱落対策工事のため、令和2年4月1日から令和3年3月31日まで全館休館
 ※6 保土ヶ谷スポーツセンターは、特定天井脱落対策工事のため、令和2年6月1日から令和3年3月31日まで全館休館
 ※7 戸塚スポーツセンターは、特定天井脱落対策工事のため、令和2年4月1日から令和2年4月30日まで全館休館
 ※8 横浜文化体育館は、再整備のため令和2年9月で閉館。令和6年度開館予定
 ※9 横浜武道館は、令和2年7月開館
 ※10 横浜国際プールは、特定天井脱落対策工事のため、令和2年10月1日から令和3年3月31日までサブアリーナを休館
 ※11 横浜プールセンターは令和2年度より休止中
 ※12 本牧市民プールは平成28年度より休止中、令和5年度営業再開予定
 ※13 旭プール屋外プールは新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度の営業休止
 ※14 保土ヶ谷プールは大規模改修工事のため、令和2年4月1日から令和3年3月31日まで全館休館

■スポーツ推進委員支援（スポーツ振興課）

地域スポーツ活動の推進役を担うスポーツ推進委員の研修会等を開催しています。（令和3年4月1日現在 2,513人）

■団体の支援（スポーツ振興課）

横浜市のスポーツ振興を市と一体となって支える団体である公益財団法人横浜市スポーツ協会等へ助成しています。

公益財団法人横浜市スポーツ協会

所在地 中区尾上町6-81

（ニッセイ横浜尾上町ビル内）

TEL 045-640-0011、FAX 045-640-0021

■東京2020オリンピック・パラリンピックの推進（オリンピック・パラリンピック推進課）

2019年のラグビーワールドカップに続き、2021年にはオリンピック・パラリンピックが日本で開催されました。

東京2020大会のサッカー競技の会場となった横浜国際総合競技場では、男子・女子両方の決勝を含む12試合が開催されました。これにより、横浜国際総合競技場は、2002FIFAワールドカップ日韓大会、ラグビーワールドカップ2019™に続き、世界三大スポーツイベント全ての決勝戦が開催された初めての会場となりました。

また、野球・ソフトボール競技の会場となった横浜スタジアムでは、決勝を含む26試合が開催され、両競技の日本代表チームが金メダルを獲得しました。

横浜市では、大会の成功に貢献するため、大会の機運醸成を図るとともに、競技が円滑に実施できるよう、大会組織委員会等と連携しながら、会場整備や交通輸送等を実施しました。また、英国及びアフリカ各国の事前キャンプ受入れやホストタウン関連事業等も行いました。

今後も、大会の開催を契機として、オリンピック・パラリンピアンと連携した学校訪問事業やイベント等の実施によりスポーツ振興を図り、次世代を担う子どもたちへの「贈り物」となるような有形無形のレガシーを遺していきます。

文化観光局

あうたびに、あたらしい Find Your YOKOHAMA

～「チーム文化観光局」による「選ばれる都市 横浜」の実現～

○持続可能な文化観光施策の推進

令和3（2021）年度は、新型コロナウイルス感染症による社会情勢の変化を踏まえ、「感染症対策と社会経済活動の両立」、「新しい生活様式」に対応した事業の展開、「横浜ならではの体験価値の創出」の3つの考え方にに基づき、コロナ禍における事業を推進します。

文化芸術創造都市施策においては、コロナ禍で様々な制約を受けている文化芸術活動を支援するため、リアルな場での公演を実施するための感染症対策経費等に対する助成や、アーティスト・クリエイター等を対象とした税理士・弁護士等の専門資格者による特別相談対応を、2年度に引き続き実施します。また、徹底した感染症対策のもと、横浜の街そのものを舞台にした芸術フェスティバル「Dance Dance Dance @ YOKOHAMA 2021」を開催し、特に東京2020オリンピック・パラリンピックの期間中には、市民の皆様に参加していただき街を盛り上げるプログラムも実施します。さらに、都市の新たな夜景を創り出す「創造的イルミネーション」の実施など、文化芸術の力で横浜の魅力を高めます。

観光・MICE施策においては、まずは国内からの来訪の回復に注力し、観光復興支援施策の実施や、魅力向上につながる観光資源の充実・開発、海外向けには現地拠点を活用したセールス・プロモーション等に取り組みます。併せて、ハイブリッド形式など新たな開催形態に対応したMICEを支援するとともに、市内事業者への発注を促進し、市内経済の活性化に繋がります。また、横浜市が目指す観光・MICEの姿や方向性を示す戦略を策定していきます。

これらの施策により、コロナ禍における文化芸術・観光MICE施策を、局一丸となって推進し、賑わい創出や経済活性化につなげていきます。

○「選ばれる都市 横浜」の実現に向けて

局事業の基盤となる5つの柱に基づき、中期4か年計画に掲げる「文化芸術創造都市による魅力・賑わいの創出」「観光・MICEの推進」に向けて、刻一刻と変化する社会情勢を見極め、優先順位を精査しながら事業を推進します。また、「社会包摂」と「次世代育成」を、分野を超えた局の共通理念とし、SDGsを意識し施策を展開することで市民の皆様にとって誇れるまち、国内外から「選ばれる都市 横浜」の実現を目指します。

基盤となる5つの柱

戦略的・効果的なシ
ティプロモーション
の展開・強化

市民の文化芸術活動
の支援と環境整備

横浜のプレゼンスを
向上させる文化芸術
創造都市の実現

国内外からの誘客促
進と受入環境整備の
推進

グローバルMICE
都市としての競争力
強化

共通理念 「社会包摂」と「次世代育成」の推進

～クリエイティブ・インクルージョン／クリエイティブ・チルドレン～

コロナ禍における事業展開

感染症対策と社会経済活動の両立

“新しい生活様式”に対応した事業の展開

横浜ならではの体験価値の創出

～市民の安全・安心を第一とした、文化芸術活動、市内観光・MICE振興～

文化芸術・観光MICEによる持続可能な魅力づくりと賑わい創出

「選ばれる都市 横浜」の実現

○目標達成に向けた組織運営

共感・協働を大切に

現場を知り、現場の声をしっかりと受け止めるとともに、市民、企業、NPOといった多様なステークホルダーとの対話を大切にして信頼を築きます。関係機関・関係区局との連携・協働を進め、状況の変化に柔軟に対応しながら、文化芸術・観光MICE 施策を前進させます。

果たすべき役割を 意識して行動する

誠実・公正に行動し、業務を適正に行い、市民、社会の要請にこたえていくことはもとより、前例にとらわれず、広い視野と柔軟な発想力をもって業務に取り組みます。局の基本目標の達成に向け、職員一人ひとりが自分の役割を自覚し、ヨコハマを愛し、横浜の魅力を内外に発信します。

人材育成と 職場づくり

職員一人ひとりが意欲・能力を發揮し、チーム力を高めるため、業務や職位の壁を越えて活発な議論ができる、風通しの良い職場づくりに取り組みます。すべての職員が超過勤務縮減・休暇取得促進に努め、多様な働き方を推進し、働きやすい職場づくりを進めます。

横浜の魅力づくりとシティプロモーションを推進します (横浜魅力づくり室)

横浜魅力づくり室では、他局や庁外との連携・協働を強化して相乗効果を発揮できるよう、横断的・総合的に事業の調整を行うとともにシティプロモーションを推進します。

■シティプロモーション事業

横浜が国内外から「選ばれる都市」となるため、「あうたびに、あたらしい Find Your YOKOHAMA」をブランドスローガンに掲げ、文化芸術・観光 MICE 分野をはじめとした魅力づくりとプロモーションを展開し、都市としての認知度やブランドイメージの向上を図ります。

コロナ禍において、ターゲットを精査し、行動様式の変化に対応したプロモーションを実施することが必要であり、これまでよりさらにウェブ上での発信力を強化します。

■調査分析事業

賑わい形成、経済の活性化、プロモーションの戦略的・効果的な実施につなげるため、市内の文化芸術創造都市・観光 MICE 施策に関係する施設に関する認知率・来訪率等の調査を実施します。

横浜らしい魅力を世界に 発信する文化芸術創造都市 づくりを推進します (文化芸術創造都市推進部)

■創造境界形成事業

歴史的建造物や公共空間等、都心臨海部の地域資源を有効活用した創造境界拠点の運営・管理を行い、アーティスト・クリエイターの集積や地域との連携を通して、まちの賑わいづくりを進めます。

〈創造境界拠点〉

旧第一銀行横浜支店、BankART1929、急な坂スタジオ (旧老松会館)、象の鼻テラス、初黄・日ノ出町地区、THE BAYS (旧関東財務局)

■アーツコミッション事業

アーティスト・クリエイター、NPO、市民の皆さんなど様々な創造の担い手をサポートする「アーツコミッション・ヨコハマ」(平成 19 年 7 月開設) を運営しています。

アーティスト・クリエイター等のワンストップ相談窓口や、各種助成、創造都市横浜の情報発信などのほか、遊休不動産を創造的に活用することでまちの活性化を進める芸術不動産事業、アーティスト・クリエイターの活動を知ってもらうためのイベント「関内外 OPEN!」、様々なプレーヤー同士が出会い、相乗効果を生み出す触媒機能を担うプラットフォームの運営等を行っています。

また、国内唯一かつアジアで最も影響力のある舞台芸術プラットフォームである国際舞台芸術ミーティング (TPAM) について、令和 3 年度より「横浜国際舞台芸術ミーティング (YPAM)」として 12 月に開催します。

公益財団法人横浜市芸術文化振興財団

・所在地：中区山下町 2 産業貿易センタービル 1 階
・TEL：045-221-0212

■ヨコハマ・パラトリエンナーレ事業

障害のある方をはじめとする市民の皆さんと、アーティストなどの多様な分野のプロフェッショナルとの協働によるアートプロジェクト『ヨコハマ・パラトリエンナーレ』を開催し、誰もが居場所と役割を実感できる社会の実現を目指します。

令和 2 年度は本番開催年であり、「our curioCity - 好奇心、解き放つ街へ -」をテーマに掲げ、オンラインとリアル会場である横浜市役所を舞台に、障害の有無や地域を超えて参加できるフェスティバルを開催しました。

■創造的イルミネーション事業

横浜のナイトタイムエコノミー活性化の契機とするため、都心臨海部において、横浜ならではの都市型イルミネーションを実施し、街全体で光と音楽の演出を行います。より一体感ある演出とするため、光の演出ポイントを増やすとともに、街を回遊して楽しむプログラムや、地域のイルミネーションとの連携を進めます。

令和 3 年度 開催概要

会期：令和 3 年 11 月 18 日 (木) から 12 月 26 日 (日) まで (予定)
会場：新港中央広場と周辺エリア
主催：クリエイティブ・ライト・ヨコハマ実行委員会

■映像文化都市づくりの推進

本市が誘致した東京藝術大学大学院映像研究科等と連携して、横浜から魅力ある映像文化を発信します。

〈東京藝術大学大学院映像研究科〉

・映画専攻 平成 17 (2005) 年 4 月開設
・メディア映像専攻 平成 18 (2006) 年 4 月開設
・アニメーション専攻 平成 20 (2008) 年 4 月開設

〈東京藝術大学による地域貢献事業〉

・各専攻による公開イベント
令和 3 (2021) 年 7 月～令和 4 (2022) 年 3 月
・トワイライトコンサート、馬車道コンサート
令和 3 (2021) 年 11 月～令和 4 (2022) 年 3 月
・各専攻による市民公開制作展
令和 4 (2022) 年 1 月～3 月

- ・スクールシアター
令和3(2021)年11月～12月
- ・クリスマス・アニメーション・ワークショップ
令和3(2021)年12月

■創造的ビジネス事業

横浜に集積したアーティスト・クリエイター等が実施する、創造性を生かした商品開発や社会的課題の解決、また、文化芸術やデザインなどのビジネス化に資する取組を支援するための助成等により、新たなビジネス機会の創出を図るとともに、創造的産業の振興に繋がります。

■創造都市市民連携

「まち全体をステージに」をコンセプトに、まちの賑わいや来街者の回遊性を創出する「横濱 JAZZ PROMENADE」や、市民ミュージシャンを主とした出演者による国・ジャンル・性別・障害等の垣根を超えたコンサート「ホッチポッチミュージックフェスティバル」など、イベントの開催支援を行います。

- ・横濱 JAZZ PROMENADE 2021
令和3(2021)年10月9日・10日
(新型コロナウイルス感染症の影響により、集客イベントは中止)
- ・ホッチポッチミュージックフェスティバル
令和3(2021)年10月24日(横浜公園)

■創造都市ネットワーク日本

創造都市の取組を推進する地方自治体等で構成する「創造都市ネットワーク日本(CCNJ)」と連携して、各種会議等を実施するなど、文化芸術創造都市・横浜の発展と発信に取り組みます。

また、国際展開に携わる自治体等の交流ネットワークである「現代芸術の国際展部会」を事務局として運営します。

■クラシック・ヨコハマ推進事業

国内最高峰の学生音楽コンクールである全日本学生音楽コンクール全国大会を中心に、コンクールに出場した国内屈指の若手演奏家に演奏機会を提供するとともに、市民の皆さんに身近な場所で音楽を楽しんでいただける音楽イベントを実施します。

実施期間：令和3(2021)年11月6日～令和4(2022)年2月13日

■地域文化サポート事業(ヨコハマアートサイト)

地域課題の解決にアプローチするために、文化芸術の持つ創造性をコミュニティやまちの活性化と結びつける活動や、横浜の個性ある文化芸術を市内外へ発信する活動を広く公募し、支援します。

令和3年度 29事業を採択

■芸術文化教育プログラム推進事業

次世代を担う子どもたちの表現力やコミュニケーション力等を育成するため、学校において、アーティストによる芸術文化の体験ができる教育プログラムを、NPO、文化施設等とのネットワークにより実施します。

令和3年度 市内小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校 140校程度で実施

■ミュージック・マスターズ・コース・ジャパン推進事業

次世代を担う演奏家の育成を目的に、世界各国から選抜された若手演奏家に対して、世界の第一線で活躍する指揮者や演奏者が講師となって、横浜みなとみらいホールで集中セミナーを実施します。成果を発表する場として、室内楽やオーケストラ等のコンサートを開催します。

・ミュージック・マスターズ・コース・ジャパン
ヨコハマ2021セミナー実施期間
令和3(2021)年6月28日～7月4日

■フランス映画祭支援事業

街の賑わいづくり及び横浜市とフランスの友好関係を強固なものとするを目的に横浜で開催される映画祭を支援します。

開催期間：令和3(2021)年11月11日～14日(4日間)

■横浜市文化基金の積立

文化基金は、美術品等の収集、文化施設の建設を目的に昭和56年4月に設置されました。基金は、市費による積立と、市民の皆さん、企業等からの寄附で成り立っています。

文化基金積立状況(令和2年度末)

累計 9,500,558千円

文化基金で購入した美術作品 5,375点

※市民の皆さん等から寄贈された美術作品 7,326点

文化基金で購入した美術作品と市民の皆さん等から寄贈された美術作品は、横浜美術館でコレクション展示として一般に公開します。

■公益財団法人横浜市芸術文化振興財団

事務局 中区山下町2 産業貿易センタービル1階
TEL: 045-221-0212 FAX: 045-221-0216

<https://p.yafjp.org/>

芸術文化事業や文化情報の発信など、次のような事業を行っています。

- (1) 芸術文化の創造及び発信
- (2) 芸術文化活動の支援、協働及び創造性を育む機会の提供
- (3) 芸術文化振興のための助成
- (4) 芸術文化活動拠点の開発及び運営
- (5) 芸術文化資源の収集、保存及び活用
- (6) 芸術文化に関する情報の収集及び提供
- (7) 芸術文化振興に関する調査研究及び政策提言
- (8) 芸術文化振興のための国内外との交流
- (9) その他芸術文化振興を推進するための事業

■文化施設運営

各指定管理者等による文化施設運営を通じて、各種の文化事業を実施します。なお、区民文化センターは区が所管しています。

横浜美術館

所在地 西区みなとみらい3-4-1
TEL：045-221-0300 Fax：045-221-0317
<https://yokohama.art.museum/>

美術を「^み観る」「^{つく}創る」「^ふ学ぶ」の3つの機能をあわせ持つ総合美術館

- 1 事業 企画展・コレクション展の開催、美術情報センター（美術情報ギャラリー及び美術図書室）、子どものアトリエ・市民のアトリエの運営等
- 2 施設内容 グランドギャラリー、展示室、アートギャラリー1・2、子どものアトリエ、市民のアトリエ、レクチャーホール（240席）等
- 3 開館年月 平成元年11月
- 4 指定管理者 （公財）横浜市芸術文化振興財団
- 5 備考 令和3年3月から令和5年度まで大規模改修のため休館

横浜みなとみらいホール

所在地 西区みなとみらい2-3-6
TEL：045-682-2020 Fax：045-682-2023
<https://mmh.yafjp.org/mmh/index.php>

理想的な音響、美しい音色のパイプオルガンなどを備えた国内有数のコンサートホール

- 1 事業 音楽公演等
- 2 施設内容 大ホール(2,020席・他車椅子用スペース14席)、小ホール(440席)、リハーサル室、練習室、レセプションルーム
- 3 開館年月 平成10年2月（小ホール）、5月（大ホール）
- 4 指定管理者 （公財）横浜市芸術文化振興財団
- 5 備考 令和3年1月から令和4年10月まで大規模改修のため休館

横浜能楽堂

所在地 西区紅葉ヶ丘27-2（掃部山公園内）
TEL：045-263-3055 Fax：045-263-3031
<https://yokohama-nohgakudou.org/>

県内初の本格的な能楽堂（染井能舞台を復原した本舞台は横浜市指定有形文化財）

- 1 事業 能、狂言その他古典芸能の公演等
- 2 施設内容 本舞台・見所(486席・車椅子スペース5席含む)、第二舞台、研修室、展示コーナー等
- 3 開館年月 平成8年6月
- 4 指定管理者 （公財）横浜市芸術文化振興財団

横浜市芸能センター（横浜にぎわい座）

所在地 中区野毛町3-110-1
TEL：045-231-2525 Fax：045-231-4545
<https://nigiwaiza.yafjp.org/>

落語、漫才、大道芸など大衆芸能の専門館

- 1 事業 大衆芸能の公演
- 2 施設内容 芸能ホール(391席・車椅子対応可)、小ホール(最大141席・可動席)、練習室、制作室、情報コーナー等
- 3 開館年月 平成14年4月
- 4 指定管理者 （公財）横浜市芸術文化振興財団

横浜赤レンガ倉庫1号館

所在地 中区新港1-1-1
TEL：045-211-1515 Fax：045-211-1519
<https://akarenga.yafjp.org/>

歴史的建造物を活用した自由で創造的な空間

- 1 事業 舞台芸術公演、アート作品展示等
- 2 施設内容 ホール（約150～350席・可動席）、多目的スペース（3室）等
- 3 開館年月 平成14年4月
- 4 管理運営 （公財）横浜市芸術文化振興財団

横浜市民ギャラリー

所在地 西区宮崎町26-1
TEL：045-315-2828 Fax：045-315-3033
<https://ycag.yafjp.org/>

市民の皆さんに美術作品の創作・発表の場と鑑賞の機会を提供し、美術の奨励を図るための施設

- 1 事業 貸館、企画展、講座等
- 2 施設内容 展示室／アトリエ等
- 3 開館年月 平成26年10月に現在地に移転
- 4 指定管理者 （公財）横浜市芸術文化振興財団／西田装美株式会社共同事業体

横浜市民ギャラリーあざみ野

所在地 青葉区あざみ野南1-17-3
TEL：045-910-5656 Fax：045-910-5674
<https://artazamino.jp/>

市民の皆さんに美術作品の創作・発表の場と鑑賞の機会を提供し、美術の奨励を図るための施設

- 1 事業 貸館、企画展、講座等
- 2 施設内容 展示室／アトリエ等
- 3 開館年月 平成17年10月
- 4 指定管理者 （公財）横浜市芸術文化振興財団

横浜市民文化会館 関内ホール

所在地 中区住吉町4-42-1
TEL：045-662-1221 Fax：045-662-2050
<https://www.kannaihall.jp/>

芸術文化の振興や市民の皆さんの文化の向上等を目的とした文化施設

- 1 事業 音楽公演、舞台芸術公演、古典芸能公演
- 2 施設内容 大ホール（1,038席・車椅子12席対応可）、小ホール（264席）、リハーサル室等
- 3 開館年月 昭和61年9月
- 4 指定管理者 （株）tvkコミュニケーションズ・（株）テレビ神奈川・（株）横浜メディアアド・（株）清光社・（公財）横浜市芸術文化振興財団 共同事業体

横浜市吉野町市民プラザ

所在地 南区吉野町5-26
TEL：045-243-9261 Fax：045-243-9263
<http://www.yoshinoplaza.jp/>

市民の皆さんの文化活動と交流を図るための文化施設

- 1 事業 音楽公演、舞台芸術公演、古典芸能公演、美術展等
- 2 施設内容 ホール（200席・可動席・車椅子席4席含む）、ギャラリー、スタジオ等
- 3 開館年月 平成元年7月
- 4 指定管理者 （株）tvkコミュニケーションズ・（公財）横浜市芸術文化振興財団・（株）清光社・（株）横浜メディアアド共同事業体

横浜市岩間市民プラザ

所在地 保土ヶ谷区岩間町 1-7-15
TEL : 045-337-0011 Fax : 045-337-2500
<http://www.iwamaplaza.jp/>

市民の皆さんの文化活動と交流を図るための文化施設

- 1 事業 音楽公演、舞台芸術公演、古典芸能公演、映像芸術公演等
- 2 施設内容 ホール（181席・可動席・親子席4席含む）、リハーサル室、スタジオ、ギャラリー等
- 3 開館年月 平成3年7月
- 4 指定管理者 (株)tvkコミュニケーションズ・(公財)横浜市芸術文化振興財団・(株)清光社・(株)横浜メディアアド共同事業体

横浜市大倉山記念館

所在地 港北区大倉山2-10-1（大倉山公園内）
TEL : 045-544-1881 Fax : 045-544-1084
<https://o-kurayama.com/>

深い緑に包まれた格調ある雰囲気をもった文化施設
(旧大倉精神文化研究所本館、横浜市指定有形文化財)

- 1 事業 音楽公演、講座、貸館等
- 2 施設内容 ホール（80席・可動席）、ギャラリー、集会室
- 3 開館年月 昭和59年10月
- 4 指定管理者 日比谷花壇・西田装美共同事業体

横浜市長浜ホール

所在地 金沢区長浜114-4（長浜野口記念公園内）
TEL : 045-782-7371 Fax : 045-782-7389
<https://www.nagahama-hall.com/>

横浜検疫所長浜措置場のシンボル、旧事務棟を外観復元し、音楽ホールや野口英世博士ゆかりの旧細菌検査室を備えた文化施設

- 1 事業 音楽公演、貸館等
- 2 施設内容 ホール（104席・可動席）、多目的ルーム、音楽練習室、会議室、旧細菌検査室（別館）
- 3 開館年月 平成9年5月
- 4 指定管理者 横浜メディアアド・相鉄・神奈川共立共同事業体

久良岐能舞台

所在地 磯子区岡村8-21-7（久良岐公園内）
TEL : 045-761-3854 Fax : 045-754-4050
<https://www.kuraki-noh.jp/>

閑静な日本庭園内に佇む、市民の皆さんに開かれた能舞台

- 1 事業 古典芸能公演、ワークショップ、貸室の運営（謡曲等）
- 2 施設内容 能舞台・見所（52畳）、和室、茶室
- 3 開館年月 昭和62年10月
- 4 指定管理者 (株)シグマコミュニケーションズ

横浜市陶芸センター

所在地 中区本牧三之谷59-3（本牧市民公園内）
TEL : 045-623-8904 Fax : 045-625-9087
<https://www.yokohamasitougeicenter.com/>

自然豊かな公園内に設置された陶芸活動の場

- 1 事業 陶芸教室の開催と貸室の運営
- 2 施設内容 貸室、窯場、作陶室等
- 3 開館年月 平成5年8月体験学習施設として開館
- 4 指定管理者 シンリュウ（株）

横浜市大佛次郎記念館

所在地 中区山手町113（港の見える丘公園内）
TEL : 045-622-5002 Fax : 045-622-5071
<http://osaragi.yafjp.org/>

横浜ゆかりの文豪大佛次郎の文筆活動の業績と生涯を紹介する施設

- 1 事業 企画展、講座、貸室（和室、会議室）の運営等
- 2 施設内容 展示室、和室、会議室等
- 3 開館年月 昭和53年5月
- 4 指定管理者 (公財)横浜市芸術文化振興財団

STスポット

所在地 西区北幸1-11-15 横浜STビル地下1階
TEL : 045-325-0411 Fax 045-325-0414
<https://stspot.jp/>

演劇、ダンスのジャンルを中心に、若手アーティストの創造活動の支援を中心とした活動を行っている小劇場

- 1 事業 演劇、ダンスを中心とした芸術文化活動全般
- 2 施設内容 平土間型ホール56㎡（収容人数：40～60席）、操作室、楽屋、ロビー
- 3 開館年月 昭和62年11月
- 4 管理運営 認定特定非営利活動法人STスポット横浜

文化施設整備事業

市民の皆さんが身近に文化芸術に接し、個性豊かな文化芸術活動を活発に行うことができる環境整備のため、身近な拠点となる区民文化センターを、各区の地域特性等に応じて整備を進めます。(次頁 区民文化センター 一覧表参照)

区民文化センター一覧表（令和3（2021）年8月1日現在）

名 称	所 在 地	電 話	主なホールの席数
鶴見区民文化センター (サルビアホール)	鶴見区鶴見中央1-31-2 シークレイン内	045-511-5711	546席
神奈川区民文化センター (かなっくホール)	神奈川区東神奈川1-10-1	045-440-1211	300席
港南区民文化センター (ひまわりの郷)	港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおか中央棟4階	045-848-0800	381席
旭区民文化センター (サンハート)	旭区二俣川1-3 二俣川ライフ5階	045-364-3810	300席
磯子区民文化センター (杉田劇場)	磯子区杉田1-1-1 らびすた新杉田4階	045-771-1212	310席
緑区民文化センター (みどりアートパーク)	緑区長津田2-1-3	045-986-2441	334席
青葉区民文化センター (フィリアホール)	青葉区青葉台2-1-1 青葉台東急スクエア South-1 本館5階	045-985-8555	500席
戸塚区民文化センター (さくらプラザ)	戸塚区戸塚町16-17 戸塚区総合庁舎内	045-866-2501	451席
栄区民文化センター (リリス)	栄区小菅ケ谷1-2-1	045-896-2000	300席
泉区民文化センター (シアトルフォンテ)	泉区和泉中央南5-4-13 いずみ中央ライフ3階	045-805-4000	386席

観光・MICE を推進します (観光MICE 振興部)

■観光資源の魅力アップと受入環境整備

観光地として魅力向上、さらには回遊促進に繋げるため、観光資源の磨き上げやコンテンツ造成を行います。また、観光等で訪れる多くの来街者に横浜の魅力を感じてもらえるように、公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー等とともに観光案内所の運営、ウェブサイトやガイドマップ等での案内を行い、訪日外国人旅行者や障害のある方等、多様な来訪者が快適に滞在できる受入環境の充実を図ります。

また、横浜ならではの地域ブランド「ヨコハマ・グッズ『横濱001』」の販売促進支援や、三溪園、横浜マリントワー、横浜人形の家運営支援などを行っています。

■国内外からの誘客

昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大で大きな影響を受けた市内観光業の回復に向けて、日帰り旅行商品への一部助成や市内宿泊促進プロモーションの実施を検討するとともに、修学旅行等を対象とした助成を行います。

また、外国人旅行者に選ばれる観光地を目指し、入国規制の状況や変化する市場等に適宜対応しながら、中国及び米国に設置した現地拠点を活用し、情報発信や市場把握等を行い、旅行トレンドの変化をふまえ、本市への誘客を進めています。

■集客イベント開催支援

市内外からの集客・まちの賑わい創出に繋がる、話題性・発信力の高い大規模集客イベントを支援します。

[主なイベント]

ザよこはまパレード、横浜開港祭、ワールドフェスタ・ヨコハマ など

■MICE 誘致・開催支援

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年度は多くのMICEが中止や延期を余儀なくされる中、主催者に対してオンライン経費や感染症対策費等の開催経費の一部を助成する「安全・安心な横浜MICE開催支援助成金」制度の実施や、感染症対策の指針となる「安全・安心な横浜MICE開催ガイドライン」を策定し、市内で開催されるコンベンションや展示会等多くのMICEを支援しました。

令和3年度も、同助成金によって引き続き積極的な主催者支援を行うとともに、市内関連事業者の発注促進につなげていきます。

また、政府系国際会議等の誘致にあたっては、日本APEC、3度のアフリカ開発会議、第50回アジア開発銀行年次総会などの横浜開催実績をアピールしながら、アフターコロナを見据えて継続的に取り組んでいきます。

■MICE 施設運営支援

本市の中核的MICE施設であるパシフィコ横浜及び横浜アリーナの円滑な運営を支援します。

●パシフィコ横浜（株式会社横浜国際平和会議場）

所在地：西区みなとみらい1-1-1

TEL 045-221-2155 FAX 045-221-2136

<http://www.pacifico.co.jp>

国際・国内会議及び文化・学術等各種催物、国内外商品等の見本市、展示会が開催されるMICE複合施設
1事業：国際・国内会議及び文化学術等各種催物、国内外商品等の見本市、展示会の企画、誘致及び開催

2 施設内容：国立大ホール約 5,000 席、会議センター大中小会議室約 50 室、展示ホール 20,000 m²、アネックスホール 1,350 m²、ヨコハマグランドインターコンチネンタルホテル約 600 室

3 設立年月：昭和 62 年 6 月

●横浜みなとみらい国際コンベンションセンター (通称：パシフィコ横浜ノース)

所在地：西区みなとみらい 1-1-2

1 事業：貸館、国際・国内会議、及びレセプション等の誘致企画

2 施設内容：多目的ホール約 6,300 m²
最大収容人数約 6,000 名
大中小会議室 42 室

3 運営事業者：パシフィコ横浜（株式会社横浜国際平和会議場）

●みなとみらい公共駐車場

所在地：西区みなとみらい 1-1-1

1 施設内容：最大収容台数 1,154 台（自動車）、44 台（自動二輪）

2 運営事業者：パシフィコ横浜（株式会社横浜国際平和会議場）

●横浜アリーナ（株式会社横浜アリーナ）

所在地：港北区新横浜三丁目 10 番地

TEL 045-474-4000 FAX 045-474-4040

<https://www.yokohama-arena.co.jp>

文化、スポーツ等各種催し物が催されるイベント施設

1 事業：各種催し物のためのイベント施設の賃貸、各種催し物の企画実施

2 施設内容：アリーナ面積 8,000 m²
最大収容人数 17,010 人

3 設立年月：昭和 61 年 11 月

横浜らしい特色ある芸術フェスティバルで街の賑わいを創出します。 (文化プログラム推進部)

■横浜トリエンナーレ

3年に一度行われる、現代アートの国際展「横浜トリエンナーレ」を通じ、文化芸術創造都市の推進を図る横浜市の取組を国内外にアピールします。令和3年度は第8回展となる「ヨコハマトリエンナーレ 2023（仮称）」の開催準備を進めます。

〈参考：ヨコハマトリエンナーレ 2020 開催実績〉

会期：2020年7月17日（金）～10月11日（日）

会場：横浜美術館、プロット 48（みなとみらい 2 1 中央地区 48 街区）

アーティストック・ディレクター：ラクス・メディア・コレクティヴ

主催：横浜市、公益財団法人横浜市芸術文化振興財団、NHK、朝日新聞社、横浜トリエンナーレ組織委員会

来場者数：約 15 万人（新型コロナウイルス感染防止のため入場制限を実施）

■横浜芸術アクション事業

「幅広い市民参加や次世代育成」、「世界水準の文化芸術による都市の魅力の国内外への発信」及び「賑わい創出と経済活性化」を基本理念に、横浜らしい特色ある芸術フェスティバルを継続的に開催します。

令和2年度実績

＜音楽・ダンス部門＞

2021年に延期となった東京オリンピック・パラリンピック2020の機運を醸成するとともに、新型コロナウイルス感染症により活動の場を失ったアーティストの支援、市民が文化に触れる機会の創出、横浜市内の賑わい醸成・活性化を主な目的に、オールジャンルの音楽・ダンスのステージ「横浜文化プログラム 2020」を開催しました。

●横浜文化プログラム 2020 開催概要

会期：令和2年9月19日（土）～11月23日（月祝）

会場：横浜市内各所の商業施設や駅前広場などのオープンスペース

出演者数：約 161 組 920 人

＜ダンス部門＞

次世代育成事業の取組を実施するとともに、次期ダンスフェスティバルの開催に向け、準備を進めました。

＜音楽部門＞

横浜みなとみらいホールを中心に次世代育成事業、インクルージョンへの取組などを実施。

また、次期音楽フェスティバルの開催に向け、準備を進めました。

令和3年度概要

＜ダンス部門＞

市民参加・次世代育成・賑わいづくりを柱とした横浜らしいダンスフェスティバル「Dance Dance Dance @ YOKOHAMA 2021」を万全の感染症対策を講じ開催します。

●Dance Dance Dance @ YOKOHAMA 2021 開催概要

開催期間：令和3年8月28日～10月17日（コア期間 51 日間）

（プレ期間：令和3年5月1日～8月27日、ポスト期間：10月18日～11月30日）

会場：横浜市内全域（横浜の「街」そのものが舞台）

プログラム数：約 200

＜音楽部門＞

横浜みなとみらいホールを中心に次世代育成事業、インクルージョンへの取組などを実施。

次期音楽フェスティバルの開催に向け、準備を進めます。

■日中韓都市間文化交流事業

平成 26（2014）年の日本における東アジア文化都市事業の初代開催都市として、中国泉州市、韓国光州広域市と文化芸術による交流を通じて培った協力関係を一過性のものにする事なく、今後も交流を継続していきます。

令和 2 年度実績

令和 2 年度は泉州市、光州広域市と 3 都市共同プロジェクトとして PR 動画を作成しました。

また、横浜市内の創造界隈拠点と光州広域市のアートスペースのアーティストがコロナ禍ならではの、完全リモートによる作品制作・展示等を実施し、交流を深めました。

経済局

「経済再生の実現に向けて、力強い一步を踏み出します」

横浜は街づくりや商業・業務などの集積が進み、人口約378万人の大規模な市場を背景に、市民全体の経済活動を表す「市民総所得」は東京都、大阪市に次ぐ3番目の規模を誇る大都市です。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、市内の中小・小規模事業者は、依然として厳しい状況に置かれています。事業継続や新たな事業展開への支援など、事業環境の変化に対応するための細やかな支援が求められています。また、企業のデジタル化に対する意識の高まりや2050年の脱炭素社会の実現に向けた環境分野への進出を検討する企業も増えていきます。

こうした中、令和3年度は、事業継続・展開につながる設備の導入、販路拡大への支援、商店街の消費喚起支援やデジタル化・脱炭素化につながる取組等を支援し、国や県、その他関係団体とも連携しチーム丸となって横浜経済再生の実現に向け、力強い一步を踏み出します。

目標達成に向けた施策	1 新型コロナウイルス感染症への対応
	2 中小企業・小規模事業者の成長・発展支援
	3 就労や創業の支援
	4 産業の創造と集積強化
	5 日常を支え、魅力を生み出す商業振興
	6 食の安定供給と安全な消費生活の推進

経済動向の把握と経済政策の調整

■横浜経済活性化推進事業（企画調整課）

横浜経済活性化推進調査

社会・経済状況の変化に対応した効果的な施策展開を図るため、市内企業の経営動向の実態や、経済課題に関する調査・分析を行っています。

1 景況・経営動向調査

四半期ごとに、市内に本社あるいは事業所のある企業1,000社に対して、企業の業況等を把握するアンケート調査を実施するとともに、業種ごとの動向を把握するため一部の企業に対してヒアリング調査を行っています。

2 経済基礎調査

社会経済状況の変化や各種経済統計などを踏まえた市内経済状況の把握・分析など、経済の活性化に向けた施策立案・展開に資する基礎調査を実施します。

■横浜市中企業振興基本条例に関する取組

横浜市中企業振興基本条例は、中小企業の振興について、横浜市の責務、市内中小企業者の努力、大企業者の役割等を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項等を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、市内経済の発展及び市民生活の向上に寄与するものとして、平成22年4月1日に施行されました。

本条例に基づき、中小企業振興施策の検討・推進体制を強化するため、「横浜市中企業振興推進会議」を設置し、全市的、総合的に取組を進めています。

企業誘致・立地の促進

■企業誘致・立地の促進 （企業誘致・立地課、国際ビジネス課）

企業誘致促進活動事業（企業誘致・立地課）

市民の皆さんの雇用機会の創出や市内企業の事業機会の拡大を図るため、横浜の強みや魅力を生かした積極的な企業誘致を進めています。

誘致活動に当たっては、国内外の企業への情報提供、事業説明会などを通じて、多様なシティセールスを展開し、産業集積の強化につながる企業誘致を促進していきます。

令和2年度実績

企業誘致 65社（国内50社 外資系15社）

企業立地促進条例による助成事業（企業誘致・立地課）

企業立地促進条例に基づき、企業立地等促進特定地域等に進出する事業者のうち、一定の要件を満たす事業計画を実施する事業者に対して、助成金の交付及び市税の軽減を行います。

1 本社・研究所・工場、観光・MICE施設、賃貸ビル等の建設等への支援

助成金の交付（最大50億円）を行います。

2 賃貸オフィスビルのテナントへの支援

本社機能・研究開発機能が横浜市に初進出の場合、従業者数や経常利益など一定の要件を満たす事業者に対しては、法人市民税法人税割額（最大1億円／1事業年度）を3～5年間軽減します。

令和2年度実績

認定実績7件（大企業5件、中小企業2件）

企業誘致促進助成事業（企業誘致・立地課）

今後の成長・発展が期待される産業の企業集積を促進するため、次の助成制度を実施します。

1 成長産業立地促進助成（市内初進出）

横浜市が指定する成長分野の市外企業等*が、一定以上の規模で市内に初進出する場合、従業員1人あたり10万円（限度額500万円）を助成します。

2 成長産業立地促進助成（拡張移転特例）

横浜市が指定する成長分野の企業等*で、市内に事業所（支店、支社、営業所など）を持つ企業等が、一定以上の規模で、本社機能を市内で拡張移転する場合、従業員1人あたり10万円（限度額100万円）を助成します。

※横浜市が指定する成長分野

環境・エネルギー、健康・医療、観光・MICE

令和2年度実績

助成件数7件

外資系企業誘致事業（国際ビジネス課）

海外の成長発展を横浜に積極的に取り込み横浜経済の発展と市内企業の成長を目指すため、横浜のビジネス環境をPRし、外資系企業誘致を推進します。

■経済の視点に立ったまちづくりの推進 （企業誘致・立地課、ものづくり支援課）

工場立地法や、大規模土地取引事前届出制度、横浜市工業地域等共同住宅建築指導基準の運用など、市内産業の活性化につながる経済の視点に立ったまちづくりを関係区局等と連携して推進します。

■京浜臨海部の機能強化（企業誘致・立地課）

研究開発拠点としての機能強化

守屋・恵比須地区（神奈川区）において、研究開発拠点としての機能強化を推進します。

京浜臨海部活性化協議会（会員数76社・団体）との連携

京浜臨海部（横浜地域）の立地企業とともに、地域の共通課題について協議・検討し、産業の活性化を推進します。

京浜臨海部再編整備協議会

京浜臨海部（横浜、川崎市域）の活性化を図るため、神奈川県・横浜市・川崎市の三団体で、共通課題等について協議・検討を行っています。

I o T・ライフイノベーション等成長分野における産業振興

■I o T推進産業活性化事業 （産業連携推進課、ものづくり支援課）

横浜経済の強みである「ものづくり・I T産業の集積」を活かして、「I o Tオープンイノベーション・パートナーズ（I・T O P横浜）」を推進し、参画企業の交流連携、プロジェクト推進、人材育成に取り組み、I o T等を活用した新たなビジネス創出、中小企業のチャレンジ支援や社会課題の解決を目指します。

■「イノベーション都市・横浜」の推進 （新産業創造課）

「イノベーション都市・横浜」を旗印に、関内のスタートアップ成長支援拠点「Y O X O B O X（よくぞボックス）」を中核として、社会課題の解決に挑戦する起業家・スタートアップを創出します。

国から「グローバル拠点都市」に選定されたことを活かし、スタートアップ・企業・大学等と連携して、まちぐるみのオープンイノベーションを推進し、国内外から人・企業・投資を呼び込み、横浜経済の持続的な発展につなげます。

■横浜ライフイノベーションプラットフォーム推進事業（産業連携推進課）

産学官金が連携して健康・医療分野のイノベーションの持続的創出に取り組むためのプラットフォームである、「L I P・横浜（横浜ライフイノベーションプラットフォーム）」を推進します。企業・大学・研究機関の様々なアイデアからプロジェクト等を創出するとともに、中小・ベンチャー企業等に対する製品化に向けた支援を行います。

■特区推進事業 （産業連携推進課、新産業創造課）

国家戦略特区制度・国際戦略総合特区制度のPRや、支援措置及び特例措置の活用を促進しつつ、特区区域における事業の推進を支援します。

新しい産業の育成と中小企業の支援

■総合的企業支援の展開 （経営・創業支援課、ものづくり支援課）

知的財産戦略推進事業

独自の技術やノウハウ等の知的財産を活かした経営に取り組み、成長を志向する企業を「横浜知財みらい企業」として認定し、販促費用の助成や融資での優遇などを通じて成長発展を支援します。

令和2年度実績
認定企業数 103社

横浜型地域貢献企業支援事業

社会や地域との共生を意識し、本業及びその他の活動を通じて、積極的に社会・地域貢献活動を行う企業等を「横浜型地域貢献企業」として認定し、企業PR・各種メリットの付与等を通じて成長発展を支援します。

令和2年度実績
認定企業数（令和2年度末時点） 483社
お問合せ先：公益財団法人横浜企業経営支援財団
所在地：中区日本大通11
TEL：045-225-3714 FAX：045-225-3738
ホームページアドレス <http://www.idec.or.jp/>

健康経営推進事業

従業員の健康づくりを経営的な視点から戦略的に取り組む「健康経営*」を推進し、積極的に取り組む事業所を「横浜健康経営認証事業所」として認証し、事業所PR・各種メリットの付与等を通じて成長発展を支援します。

令和2年度実績
横浜健康経営認証事業所数 659事業所
※「健康経営」は特定非営利活動法人 健康経営研究会の登録商標です。

事業承継・M&A支援事業

市内中小企業の貴重な経営資源を将来に継続させ、雇用の確保や事業承継を機とした経営力の強化につなげるために、事業承継に課題を抱える市内中小企業を対象に、専門家による無料相談を実施するとともに、事業承継に着手する際の専門家に支払う費用の一部を助成します。

さらに、後継者を対象とした育成講座を開講し、次世代経営者を支援します。

■職場環境向上・女性活躍推進事業 (経営・創業支援課)

職場環境向上支援助成金

市内中小企業の人手不足対策として、テレワーク導入や柔軟な働き方に向けた制度整備、女性等が活躍しやすい設備整備など、人材確保・定着を目的に職場環境の改善に着手する場合、当該事業に要する費用の一部を助成します。

※令和2年度は、新型コロナへの対策として新たに「テレワーク」を導入する場合、助成率や導入期間の特例を設け、支援します。

令和2年度実績 1,120件

中小企業女性活躍推進事業

中小企業が経営戦略として女性活躍を推進するため、経営者層の意識啓発につながる動画を配信するとともに、実際に女性の活躍推進に取り組むための計画策定や、実践するまでの支援を行います。

また、女性活躍推進への取り組み方に悩む事業者に社会保険労務士などの専門家を直接派遣するなど、具体的な取組を促します。

■中小企業経営総合支援事業 (経営・創業支援課)

横浜市内中小企業支援センターに指定されている公益財団法人横浜企業経営支援財団は、市内中小・中堅企業支援の核として、ワンストップ相談窓口の運営や企業の経営革新、国際化の推進など各種支援事業を実施しているほか、インキュベーション施設などの施設運営を実施しています。

- ・公益財団法人横浜企業経営支援財団
所在地：中区日本大通11
TEL：045-225-3700 FAX：045-225-3737
ホームページアドレス <http://www.idec.or.jp/>

<財団が運営・管理している施設>

- ①研究開発・技術開発型企業のためのインキュベーション施設
 - ・リーディングベンチャープラザ
所在地：鶴見区末広町1-1-40
TEL：045-508-7450 FAX：045-508-7451
 - ・横浜市産学共同研究センター
所在地、連絡先：同上
 - ・横浜金沢ハイテクセンター・テクノコア
所在地：金沢区福浦1-1-1
TEL：045-788-9570 FAX：045-788-9580
- ②その他の産業振興施設等
 - ・横浜情報文化センター
メディアの発展・情報関連産業の振興施設
所在地：中区日本大通11
TEL：045-664-3737 FAX：045-664-3788
 - ・金沢産業振興センター
金沢臨海部の企業活動の円滑化、従業員の福利厚生を図る施設
所在地：金沢区福浦1-5-2
TEL：045-782-9700 FAX：045-782-9712

■小規模事業者への支援強化事業 (経営・創業支援課、ものづくり支援課、新産業創造課)

1 小規模事業者出張相談事業

公益財団法人横浜企業経営支援財団の職員と専門相談員による支援チームが、支援を求める小規模事業者の現場に訪問、またはオンライン等による相談対応を無料で実施します。

令和2年度実績
相談件数 318件

2 小規模事業者コロナ禍特別相談支援事業

新型コロナウイルス感染症のまん延により、売上の減少や資金繰りの悪化など経営に大きな影響が生じている市内小規模事業者に対し、訪問、オンライン等による経営相談を実施します。支援にあたっては公益財団法人横浜企業経営支援財団、横浜市、横浜市信用保証協会、金融機関等の各機関が連携し、保有する情報や支援メニューを共有することで効果的な支援につなげていきます。

令和2年度実績
相談件数 146件

3 小規模事業者設備投資助成事業

小規模事業者が業務改善や生産性向上のために導入する少額設備にかかる経費を助成します。

また、小規模事業者コロナ禍特別相談を行った事業者を対象とした「特別相談型」を設け、小規模事業者への効果的な支援を行います。

令和2年度実績
助成件数 367件（商業振興課分含む）
「特別相談型」助成件数 26件（商業振興課分含む）

4 新型コロナウイルス感染症対応小規模事業者等支援事業

新型コロナウイルス感染症のまん延により、売上の減少など大きな影響を受けた市内事業者等を応援するため、市の制度融資を活用しながら事業継続を目指す小規模事業者及びIoT・ライフサイエンス等分野で創業間もない市内スタートアップ企業に対して、一時金を交付しました。

令和2年度実績
交付額 1事業者あたり 100,000円
小規模事業者支援一時金 2,607件
横浜市スタートアップ企業支援一時金 142件

■中小企業等の共同化の支援（経営・創業支援課）

事業協同組合の設立認可等

中小企業や個人事業者が、経営革新や経済的地位の向上を図るための手段として事業協同組合等の設立があります。その設立認可等にかかわる業務を行っています。

令和2年度設立 4組合
横浜市所管組合 235組合

■創業・発展の促進（経営・創業支援課）

創業・発展支援事業

成長意欲を有する創業間もない市内企業やソーシャルビジネス事業者に対し、豊富な経験・知識を有する支援人材等により、企業の成長・発展に向けた経営アドバイスや伴走支援を行います。

また、横浜の未来を担う学生や若者の起業マインド、イノベーションマインドを高めるためのセミナー開催や個別支援を行うと共に、ソーシャルビジネスの創業に関する相談窓口や講座開催を行います。

創業を目指す起業家に対しては、創業に必要なとなる経

費を助成することで、創業の裾野拡大を図るとともに、創業に向けて必要な情報を専用のWebサイト「スタートアップサポートヨコハマ」により発信します。

女性起業家支援事業

多様な働き方の一つとして女性の起業を促進し、地域経済の活性化につなげるため、女性起業家に対する専門相談窓口・事業拠点の運営やセミナー等の開催を通じて、女性起業家の成長・発展を支援します。

お問合せ先：公益財団法人横浜企業経営支援財団
所在地：中区日本大通 11
TEL：045-225-3707 FAX：045-225-3738

ホームページアドレス <http://www.idec.or.jp/>

また、市内の大型商業施設と連携して、女性起業家の商品・サービスを販売・PRする「輝く女性起業家プロモーション事業」を実施します。

■「新しい生活様式」対応事業者支援事業（ものづくり支援課・新産業創造課）

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化が想定される中、長期的な視野で感染症拡大防止や「新しい生活様式」への対応に取り組みながら経済活動を行う市内中小企業を支援します。

令和3年度は事業継続・展開支援事業として、中小企業の事業継続に向けた取組と新しい事業展開を支援するため、販路開拓と設備投資に係る経費を補助しています。

令和2年度実績
「新しい生活様式」対応支援事業補助金 交付件数 10,144件
市内中小企業が新しい生活様式に対応した取組の様々な媒体を通じた発信
新型コロナウイルス感染症対策宣言ステッカーの配布

■横浜市被災中小企業・小規模企業復旧支援補助事業（ものづくり支援課）

令和元年台風第15号及び第19号により被害を受けた市内中小企業・小規模事業者の事業再建を支援するため、県の制度を活用し、復旧・整備に要する経費の一部を補助します。

令和2年度実績 交付件数 217件

■中小企業融資事業（金融課）

中小企業制度融資事業

市内中小企業の経営基盤の強化や成長・発展を促進するため、横浜市信用保証協会及び取扱金融機関と連携して、中小企業制度融資を実施しています。

令和2年度実績
預託金 200,012,000千円
融資実績 26,391件 531,093,010千円

新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金事業

新型コロナの影響を受ける中小企業が、中小企業制度融資「実質無利子融資」を利用した際の利子について補助しています。

■中小企業経営安定事業（金融課）

経営相談・診断

中小企業の経営の安定を図るため、経営に関する相談・診断等を行っています。

セーフティネット保証等の認定

中小企業の資金繰り支援のため、中小企業信用保険法に基づくセーフティネット保証等の認定を行っています。

再挑戦経営者の支援

廃業・倒産の経験がある経営者等を対象に、再挑戦のための相談を行っています。

■横浜グローバルビジネス推進事業（国際ビジネス課）

新たな海外市場の獲得を目指す市内中小企業に対して販路開拓やマッチング等の支援をすることにより、市内中小企業の成長、横浜経済の発展につなげます。

・中小企業海外市場開拓支援事業

市内中小企業の海外市場開拓への取組を支援し、ビジネスチャンス拡大を図ります。

商社OB等の専門家が、輸出戦略の策定、顧客開拓、商品のPR方法、海外展示商談会出展、商談の進め方、外国語契約書等についてのアドバイスを実施します。

・海外進出支援事業

横浜ビジネスエキスパートによる国内・海外調査支援及び事前市場調査、海外現地調査等に係る経費の2/3についての助成を実施し、海外での新規事業・プロジェクトの事業化をサポートします。

・海外展示商談会出展支援事業

海外展示商談会の出展経費の一部を支援します。

中小企業の技術力強化・成長支援

■中小製造業成長力強化事業（ものづくり支援課）

横浜市新技術開発等支援事業

1 中小企業新技術・新製品開発促進助成

技術力強化に取り組む中小企業に対し、開発の事前調査・研究・開発の各段階に応じて、分野を問わず経費助成などの支援を行います。

令和2年度実績

中小企業新技術・新製品開発促進助成 12件

2 販路開拓支援事業（トライアル発注）

中小企業の優れた商品を認定し、認定商品の本市での試用等の販売促進活動に対する支援を行います。

令和2年度実績

販路開拓支援認定 1件

ものづくり連携促進事業

1 現場訪問・コーディネート事業

コーディネーターが市内中小企業を訪問し、技術力やニーズを把握したうえで中小企業や大企業等とのマッチングを行い、販路拡大につなげます。

また、デジタル化や技術的課題に対して専門家を派遣しアドバイスを行うとともに、本市施策を利用したことがない市内中小企業へ積極的に訪問し、各種施策の活用や継続的な支援につなげます。

令和2年度実績

コーディネーター派遣件数 933件

コーディネーターによるマッチング件数 290件

現場訪問社数 80社

技術相談件数 82件

IT・IoT相談件数 30件

2 大学発ベンチャー促進支援

東工大横浜ベンチャープラザ入居企業に対する賃料補助や経営・知財等の専門家の派遣を行い、研究成果の早期事業化に向けた支援を行っています。

3 情報発信・受発注支援事業

(1) 工業技術見本市開催支援

(2) 工業技術見本市横浜ものづくりゾーン出展

(3) 受発注商談支援

■ものづくり経営基盤強化事業（ものづくり支援課）

中小企業設備投資等助成事業

中小企業が生産性の向上のために行う、省エネに資する生産設備の導入やIoT設備の導入などに対し、経費の一部を助成します。助成率は、市内事業者から設備を購入する場合は最大30%、市外事業者からの場合は一律10%とします。

令和2年度実績

中小企業設備投資等助成 29件

うちCO₂削減に資する設備投資 22件

工業集積確保・活性化事業

1 工業団体活動等支援

市内の工業及び関連分野の企業が加盟している一般社団法人横浜市工業会連合会の活動を支援することにより、産業の活性化を図っています。

2 工業集積地活性化支援・操業環境確保

工業地域や準工業地域での共同住宅の建築に際し、共同住宅入居者と周辺工場とのトラブル防止、工場等の生産環境を保全するため、「横浜市工業地域等共同住宅建築指導基準」により、周辺工場との事前協議や緩衝緑地の設置などを指導しています。

令和2年度実績

建築計画にかかる申出件数 12件

ものづくり魅力発信事業

1 ものづくり人材育成支援事業

企業と高校の担当教諭による就職懇談会の開催、高校生を対象にした企業紹介、企業に対する技能検定の受験費用助成を行っています。

令和2年度実績
 就職懇談会参加 38社、14校
 出前講座 1校 (47人)
 技能検定の受験費用助成 2社

2 ものづくり魅力発信助成事業

中小製造業者がオープンファクトリー等を通じて住民との相互理解を深める活動や、ものづくり人材の育成につながる取組など、ものづくりの魅力発信・向上に寄与する取組を支援します。

3 コマ大戦支援事業

コマ大戦を通じて、学生等が中小製造業の技術やものづくりの楽しさを体感する機会を創出し、中小ものづくりの魅力を広く発信していくために、こどもコマ大戦や県内工業系高校生のコマ大戦等の取組を支援します。

令和2年度実績

- ・世界コマ大戦 2020 の開催
 (オンライン視聴者数 約 17,000 人)
- ・子どもアドベンチャー「コマを作って対戦しよう」を実施
 ※令和2年度は新型コロナの影響により中止
- ・「神奈川県高校生コマ大戦」の開催支援
 ※令和2年度は新型コロナの影響により中止

中小企業人材確保支援事業

市内中小企業の皆さんに、求職者とのマッチング機会をより多く創出するため、多くの求職者が登録しているサイト運営企業と連携し、市内中小企業の人材確保を支援します。

令和2年度実績

- ・求人サイト
 新規掲載社数 25社、応募者数 186人

■工業技術支援センター事業 (工業技術支援センター)

表面処理技術に関する技術的支援

表面処理技術を中心に、材料や部品の品質管理、耐久性、不具合の原因究明などに関する試験分析や技術相談等を行い、中小企業の円滑な生産活動や技術開発を支援しています。

令和2年度実績
 表面技術相談 3,588件
 依頼試験・分析 2,400件

産業デザイン支援

中小企業の新商品開発等をデザイン面から支援するため、企業の依頼に対応したデザイン相談やデザイン調製、デザイン産学、横浜スカーフ関連資料の公開等を実施しています。

令和2年度実績
 デザイン相談・調製 184回
 デザイン産学 5件

技術者育成支援

めっき技能士の育成に向け、関係団体と連携して講習会や検定試験を実施し、技術力の向上を図っています。

また、表面技術や産業デザインに関する様々な分野において、関係団体と連携してセミナーや講習会等を行い、

中小企業の技術力の向上や高度化を図っています。

令和2年度実績
 めっき技能検定学科・実技予備講習参加者 新型コロナの影響より中止
 めっき検定実技試験・基礎級検定試験参加者 36人
 セミナー等参加者 330人

3D技術支援

民間事業者等と連携しながら3D技術に関する情報提供を行うとともに、データ作成から造形作業まで一貫した技術支援を行っています。

横浜市工業技術支援センター

所在地：金沢区福浦 1-1-1

TEL：045-788-9000 FAX：045-788-9555

ホームページアドレス

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/keieishien/kogyogijutsu/sien-c.html>

商業の振興

■商店街等のソフト事業への支援 (商業振興課)

商店街活性化イベント助成事業

商店街と地域との交流を深め、消費者の来街と定着を促進するため、商店街が行うイベント事業を助成します。

令和2年度 助成件数 62件

安全・安心な商店街づくり事業

防犯パトロールに取り組み商店街に対し、街路灯の電気・ガス料金を助成します。

令和2年度 助成件数 161件

商店街ソフト支援事業

商店街が継続的に取り組む情報発信などのソフト事業を助成します。

1 魅力UP・ソフト支援

情報誌の発行など、商店街が立案した計画に基づき実施する賑わいづくりや店舗の認知度向上などにつながるソフト事業を助成

令和2年度 助成件数 11件

2 情報発信支援

商店街がホームページやマップ・ガイドブック等で情報発信を行う事業を助成

令和2年度 助成件数 6件

3 商学連携支援

商店街と大学等が協働で行う商店街の活性化への取組等を助成

令和2年度 助成件数 0件

商店街ベストマッチング事業

商店街の特色に合わせた店舗誘致や、空き店舗の改修・店舗開設などの費用を助成します。

1 空き店舗コンサルティング事業

事業者等のノウハウを活用しながら、店舗所有者への働きかけや、空き店舗へのテナント誘致などを実施

令和2年度 コンサルティング対象商店街 7商店街

2 空き店舗改修事業

店舗として活用できるよう改装費等を補助するほか、商店街が空き店舗を活用して自ら行う事業に対し助成

令和2年度 助成件数 3件

3 店舗誘致事業

本市に登録された空き店舗に、商店街が希望する業種で開業した方に助成

また、店舗誘致を目的として、商店街の空き店舗に登録する商店街に対して奨励金を交付

令和2年度 開業支援件数 34件

商店街宅配・出張販売・送迎支援モデル事業

消費者が商店街に期待するサービスである宅配・出張販売・送迎によって、消費者の利便性を向上させ、新たな顧客の獲得や商店街の活性化のための取組を支援します。

令和2年度 助成件数 11件

商店街社会課題チャレンジモデル事業

SDGsの実現に向け、プラスチックごみの削減や子育て世代への支援など、地域・社会が抱える課題について商業活動を通じて解決に取り組む商店街の事業の実施を支援します。

令和2年度 助成件数 7件

新型コロナウイルス感染症衛生対策支援事業

商店街を対象に、感染症拡大防止のために店舗が使用する衛生用品の購入など、感染症拡大防止に係る経費を助成します。

令和2年度 助成件数 112団体

個店の活力向上事業

商店街に加盟している店舗等で、店舗の魅力アップや活力向上につながる事業に対して助成します。

令和2年度 助成件数 4件

商店街と個店の相談事業

商店街や個店からの相談に応じて課題を明らかにし、その解決に向けた経営相談、視察、研修会等の取組や任意商店街の法人化に向けた取組を支援します。

令和2年度 助成件数 4件

小規模事業者設備投資助成事業

小規模事業者が業務改善や生産性向上のために導入する少額設備に係る経費を助成します。

令和2年度 助成件数 90件

■商店街のハード整備への支援（商業振興課）

商店街環境整備支援事業

1 商店街環境整備支援事業

魅力ある商店街づくりを推進するため、利便性、快適性、安全性を高める商店街の共同施設（街路灯、防犯カメラ、アーチ等）の計画策定と整備、老朽化など

の理由から行われる街路灯等の改修・撤去に係る経費を助成

令和2年度 助成件数 17件

2 商店街省エネ型ランプ交換事業

省エネ化の推進、電気料の負担軽減のために、商店街が街路灯のランプをLED等省エネ型へ交換する事業を助成

令和2年度 助成件数 3件

■商店街への総合的な支援（商業振興課）

商店街活性化のための区・局・事業者等連携事業

地域特性を生かした商店街の活性化を図るため、区局と連携した事業を実施するほか、新たな発想で商店街の魅力アップにつながるプランを企業や学校等の様々な分野から募集し、商店街活性化につなげます。

令和2年度 実施件数 6件

■商業活動等への支援（商業振興課）

商店街販売促進支援事業

一般社団法人横浜市商店街総連合会が実施する販売促進事業「ガチ！」シリーズは、10回目となる「ガチ丼！2」を実施予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止となりました。

横浜ファッション振興事業

地場産業である横浜スカーフのPRをはじめとしたファッション関連産業を振興します。

2020 横浜ファッションウィーク

令和2年10月19日～10月26日、11月21日・22日

象の鼻テラスほか 総来場者数：約1,500人

繁盛店づくり支援事業

大型店と連携し、商店街の店舗に新たな顧客の獲得や販売ノウハウを学ぶ機会を提供するとともに、個性豊かな店舗をPRします。

令和2年度 販売会等の実施 出店数：8店舗

テイクアウト＆デリバリー横浜

市内でテイクアウトやデリバリーを行っている店舗をリスト化し、市ホームページで一元的に紹介することによって、テイクアウトやデリバリーサービスの利用者への情報提供を行うとともに市内飲食店を支援します。

令和2年度 登録店舗数 984店舗（令和3年3月31日時点）

大規模小売店舗立地法等の運用

「大規模小売店舗立地法」、「横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱」等に基づき、大規模小売店舗の立地に関する周辺地域の生活環境保持のため、大規模小売店舗設置者に対し適正な配慮を求めます。

このために、市長の諮問機関として設置された「横浜市大規模小売店舗立地審議会」において、大規模小売店舗設置者の届出に関する公正かつ専門的な調査・審議を行います。

新型コロナウイルス感染症対応商店街等活動支援事業

市民の日常生活を支える商店街が、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために必要な取組を行うとともに、今後も地域コミュニティの核として賑わいづくりのための事業を継続していくために、個々のニーズに応じて、衛生用品の購入や加盟店舗への給付など、使い道が選択できる一時金を交付します。

令和2年度 交付団体件数 296団体

緊急商店街関連調査事業

商店街振興施策の基礎資料とするため、市内の商店街の実態や、市民の購買行動及び商店街に対する意識を把握する調査を実施します。

安全で豊かな消費生活の実現

■消費者の主体的活動への支援（消費経済課）

高齢化・高度情報化・国際化の進展に伴い、消費者を取り巻く社会経済情勢はますます複雑・多様化しています。このため、地域における消費者のリーダーとなる消費者団体等や消費生活推進員の活動促進、また消費生活総合センターの運営、消費者教育、消費者への情報提供などの諸事業を推進し、主体的に活動できる消費者の育成・支援を進めます。

消費生活総合センターの運営

消費生活総合センター

所在地 港南区上大岡西1-6-1
 (ゆめおおかオフィスタワー4、5階)
 TEL: 045-845-6666 (相談)、FAX 045-845-7720
 TEL: 045-845-6604 (展示・情報資料室)
 TEL: 045-845-7722 (代表)

ホームページアドレス
<https://www.yokohama-consumer.or.jp/>

消費者利益の擁護と増進を図り、市民の皆さんの安全で快適な消費生活の実現に寄与することを目的に、消費生活総合センター（以下「センター」という。）の運営を行っています。

センターは、消費生活に関する相談及び苦情の処理、消費者教育のための講演会の開催、講師派遣等や商品テスト、消費生活に関する資料の展示、図書・DVDの閲覧・貸出等を行っています。

なお、平成28年4月から公益財団法人横浜市消費者協会が引き続き指定管理者として、センターの管理・運営を行っています。

1 消費生活相談

消費生活に関する被害の未然防止と救済を図るため、消費生活相談を実施しています。

※面接相談は予約制、土日は電話相談のみ

・消費生活総合センター：平日 9:00～18:00

土日 9:00～16:45

(祝日・休日、年末年始を除く)

・区役所（予約制面接相談のみ）：あらかじめセンターに電話予約

消費生活相談実績

(単位：件)

年度	相談件数	うち、土日の相談件数
2	15,764	1,871
元	19,420	2,593
30	22,065	2,666

2 消費者教育事業

- (1) 若者・高齢者等市民の皆さんの各年代層へ向けた悪質商法等に関するリーフレットなどを発行しています。
- (2) 消費生活教室、出前講座、消費者教育講座、担い手養成セミナー等を開催しています。

3 「よこはまくらしナビ」の発行

市民の皆さんの消費生活に役立つ相談事例・消費者情報等を掲載した情報紙「よこはまくらしナビ」を毎月発行し、市内各所に配布しています。

4 商品テスト

苦情品テスト、簡易テスト実習等を行っています。

5 展示・情報資料室

消費生活に関する図書・DVDの閲覧・貸出しのほか、参考図書の相談・案内等も行っていきます。

6 会議室の貸出

消費生活に関する学習や研修のために貸出しをしています。

消費生活推進員制度

市民の皆さんの安全で快適な消費生活を実現するために、消費生活推進員を委嘱しています。(任期2年)

消費生活推進員は、消費者として必要な消費生活に関する知識を研修等により身に付け、それぞれの地域で消費者被害未然防止に関する講座等の開催や高齢者等の見守り、情報誌の発行・パネル展などを実施しています。

学校や家庭向けの教育

学校及び家庭での消費者教育の推進を図るため、専門家(弁護士、消費生活相談員、ファイナンシャルプランナー等)を派遣する出前講座を行っています。

令和2年度実績 市立学校等54回

また、消費者市民社会の啓発を行っています。

地域の見守りネットワークの構築

高齢者の消費者被害の未然防止を図るため、消費生活推進員、民生委員・児童委員等を通じて「お助けカード」の配付を行っています。

令和2年度実績 85,000枚

また、自治会・町内会や民生委員・児童委員の研修等に専門家等の講師派遣を行っています。

令和2年度実績 自治会・町内会(消費生活推進員等)2回

事業者への調査・指導

消費生活総合センターで受けた相談に基づき事業者へ調査・指導を行っています。

令和2年度実績 口頭注意 5件

消費生活用製品等の適正表示に関する事業

消費生活用製品安全法等に基づき、市内販売業者への

立入検査を実施し、表示の適正化や法の順守・指導を行っています。

令和2年度実績 16店舗 1,074点

横浜市消費生活審議会の運営

横浜市消費生活条例に基づき消費生活に関する重要な事項の調査、審議等のために設置された市長の附属機関で、委員は、学識経験者、消費者、事業者の代表（20人以内）で構成されています。

令和2年度実績 審議会2回、部会4回

■計量事業（計量検査所）

「計量」は、生産・流通・消費などあらゆる分野で市民の皆さんの日常生活と深く関わり、社会活動の安定に欠かすことができません。

計量検査所では、常に正しい計量が行われるように事業を推進しています。

計量器の検査

市内の小売店舗、工場、病院等での適正な計量が実施されるよう、取引・証明に使用されている計量器の精度の確保を目的として、計量器定期検査を行っています。

検査は、公益財団法人横浜市消費者協会を計量法に基づく横浜市指定定期検査機関に指定するとともに、一部直営でも実施しています。

定期検査実績 令和2年度

項目	検査戸数	検査個数	不合格個数	不合格率
定期検査	2,638戸	9,210個	106個	1.15%

適正計量の推進

市内のスーパーマーケットなどの小売店に対して、商品量目（目方）の立入検査を行い、正確な計量を指導しています。

また、計量器を使用している店舗・工場などに対し立入検査を行い、適正な計量器の使用を指導しています。

立入検査実績 令和2年度

種別	検査戸数	検査個数	不適正個数	不適正率
計量器	18戸	3,496,634個	1,244個	0.04%

※令和2年度は新型コロナ拡大防止のため、商品量目の検査は中止となりました。

計量の普及啓発

日常生活と切り離すことのできない「計量」の重要性について、イベントや小学校への出前講座を通して普及啓発活動を行っています。

雇用・就業の支援

■就職支援事業（雇用労働課）

求職者の就労支援や、市内企業の人材確保に向けた取組を行っています。就職に関する総合案内窓口『横浜市就職サポートセンター』の運営、就職氷河期世代の就労支援、合同就職面接会等の開催や、就職応援ポータルサ

イトによる就職関連情報の提供などを行っています。

■職業訓練事業（雇用労働課）

横浜市中央職業訓練校

所在地 中区山下町253 TEL 045-664-6825

職業訓練

公共職業能力開発施設として、ひとり親家庭の親、生活保護受給者や一般の離職者を対象に職業訓練を実施し、就労の支援を行っています。

職業訓練実績 令和2年度

訓練科数	募集人員	応募者	入校生	修了者	就職者	就職率(%)
8	600	1,432	385	348	283	81.3

※新型コロナの影響で、4月生及び5月生は募集まで行いましたが、中止となりました。

■技能職振興（雇用労働課）

技能職者の表彰及び育成

技能職に長年従事し、卓越した技能の持ち主で、業界でも指導的役割を担っている技能職者に対する技能功労者表彰と、中堅、若手の技能職者の今後の健闘と、より一層の技能の向上を促すための優秀技能者表彰を毎年秋に行っています。

また、技能職団体が行う事業で、後継者育成の促進が期待されるものに助成を行っています。

横浜マイスター事業

技能職の後進の育成・確保、貴重な技能の継承及び技能職の振興を目指して、「横浜マイスター事業」を平成8年度から実施しています。選定された横浜マイスターは、地域、学校、市区行事等での実演・講演等の活動を行っています。

■勤労行政の推進（雇用労働課）

連絡調整業務

市内の労働事情の把握に努め、これに対応した行政を推進するとともに、労働者団体等に対し、市政への理解と協力を得るために、連絡調整を行っています。

また、労働行政を通してその関連業務を統一的に推進するため、県及び他都市と労働関係についての連絡協議を行い、広域的な面からの総合調整を行っています。

教育・文化・福祉の振興事業

勤労者の知識の向上や福祉の充実等を図るために勤労者団体が自主的に開催する「教育事業」「文化行事」その他勤労者の福祉向上に寄与する事業などに支援を行っています。

■公益財団法人横浜市シルバー人材センター 助成事業（雇用労働課）

高齢者に臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し提供すること等により、生きがいの充実、福祉の増進並びに社会参加の推進を図り、活力ある地域社会づくりに寄与している横浜市シルバー人材センターの事業を支援しています。令和3年3月末現在のシルバー人材センターの会員数は10,384人となっています。

公益財団法人横浜市シルバー人材センター本部

所在地 港南区上大岡西1-6-1
 (ゆめおおかオフィスタワー13階)
 TEL 045-847-1800
 FAX 045-847-1716

■横浜市技能文化会館の運営（雇用労働課）

所在地 中区万代町2-4-7
 TEL 045-681-6551 FAX 045-664-9400
<https://gibun.jp/>

技能職の振興、雇用による就業の機会の確保並びに勤労者の福祉の増進及び文化の向上を図るために設置している市民利用施設です。

- 1 事業
 - (1) 技能職の振興
 - (2) 勤労者の福祉の増進と文化の向上
 - (3) 労働情報・相談コーナーの運営
- 2 施設内容 多目的ホール、会議室、音楽室、工房、トレーニング室、研修室、和室など
- 3 開館年月 昭和61年4月
- 4 管理運営 指定管理者 株式会社 明日葉

■勤労者の福利厚生（雇用労働課）

勤労者福祉共済事業（愛称：ハマふれんど）

中小企業に勤める勤労者の福利厚生の充実を図り、中小企業の振興を目的に、昭和45年6月に開始しました。加入対象は、市内の従業員が300人以下の事業所で、令和3年4月1日現在で4,397事業所、70,889人が加入しています。

- 1 給付事業
 - 慶弔金、祝品等の支給
- 2 福祉事業
 - 宿泊施設の優待あっせん、コンサート・観劇チケットの割引あっせん、レジャー施設等の優待割引、各種講座やスポーツ大会の開催

連絡先 ハマふれんど
 TEL 045-662-4435
 FAX 045-224-5868
<https://www.hamafriend.jp/>

勤労者生活資金預託事業

勤労者の生活の安定と向上を図るため、低利の貸付制度の原資を中央労働金庫に預託しています。

中央卸売市場の食品流通対策と整備

■市場機能の充実・強化（本場経営支援課、食肉市場運営課）

卸売業者等指導事業

市場機能の強化のため、市場の集荷・販売を担う卸売業者の業務・財務に関する検査等を実施しています。

仲卸業者等経営基盤強化事業（本場）

市場取扱高の減少等の厳しい市場環境に対応していくため、仲卸業者等の合併や営業譲渡、事業承継、卸売業者との関係強化等の課題について、専門家によるセミナーを開催します。また、公認会計士や中小企業診断士等の経営支援アドバイザーを派遣し、個別に仲卸業者等の経営改善の支援を行います。

■生鮮食品の安定供給（本場経営支援課、食肉市場運営課）

集荷等促進事業（本場）

市民の皆さんへの生鮮食料品等の安定供給を図るため、県内・外の有力出荷団体等に対して出荷要請を行うとともに、産地情報の収集を行っています。

食肉出荷促進事業等（食肉市場）

安全・安心で良質な食肉の安定的供給を促進するため、出荷者へ補助金を交付するほか、市場で開催される共助会（枝肉の品評会）において、優良出荷者を表彰しています。

■公正な市場取引の推進（本場経営支援課、食肉市場運営課）

卸売業者等指導事業（再掲）

公正かつ効率的な取引の確保を目的に、開設運営協議会・専門部会の運営や取引の指導を行うとともに、仲卸業者に対する経営改善や、せり人に対する研修会等の実施などに取り組んでいます。

■市場の災害対策（本場運営調整課、本場経営支援課、食肉市場運営課）

市場災害時物資供給協力促進事業

中央卸売市場は、災害時において市民生活の早期安定を図るため、卸売業者・仲卸業者等の市場関係者及び関東近郊の他市場と協定を締結し、生鮮食料品等の緊急確保及び相互に供給協力を得られる体制を整えています。

- 1 横浜市総合防災訓練の一環として、市場関係企業・団体の参加による救援物資の確保及び輸送訓練を実施しています。
- 2 市場関係企業・団体等との協力協定に基づき、連携し、一体となって災害対策への取組を進めるため、中央卸売市場震災対策計画を策定し、災害時の即応体制を整えています。

■市場広報・プロモーションの推進（本場運営調整課、本場経営支援課、食肉市場運営課）

市場プロモーション事業

横浜らしい「食」の魅力や楽しみ方を広く市民に知っていただくため、①市場と連携したマルシェ等の食のイベントの実施、②ホテルや量販店と連携した市場フェア等の開催、③横浜市場直送店登録制度を中心とした商店街や飲食店との連携強化、を中心に取り組んでいます。また、市場関係者と食育に関する活動に取り組むことで、生鮮食料品の消費促進を図っています。

■安全・安心な食肉の提供（食肉市場運営課）

牛海綿状脳症（BSE）対策

牛海綿状脳症（BSE）が疑われる牛について、スクリーニング検査を実施しています。また、全ての牛の特定部位が確実に除去されていることを確認しています。

放射性物質（セシウム）検査

検査結果が基準値を十分に下回っていたことから、令和2年3月をもって検査を終了しました。

■市場の機能強化（本場運営調整課）

「横浜中央卸売市場の再編・機能強化に関する基本方針」に基づき、本場では、品質管理の向上等に対応した水産物部施設の低温化改修工事を平成27年度に完了しました。

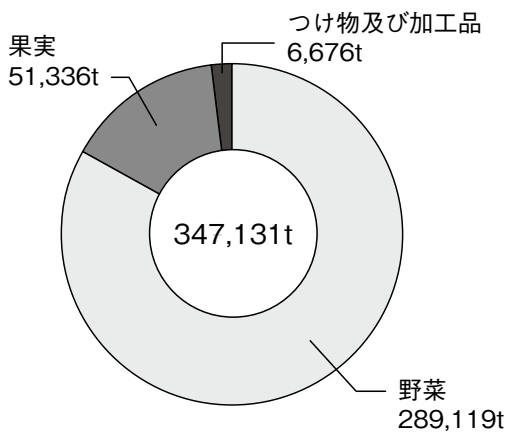
青果部において、狭あいな敷地の有効活用と商品の品質管理の向上等に対応するため、令和2年度の準備工事に引き続き、3年度は本体工事に着手します。

平成27年3月末をもって中央卸売市場としては廃止した南部市場については、本場を補完する「物流エリア」とにぎわいを創出する「賑わいエリア」に分けて活用しています。

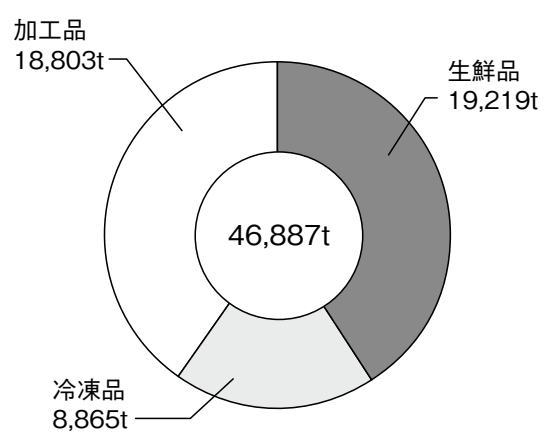
「賑わいエリア」では、公募事業者による「食」をテーマにした複合商業施設の整備が完了し、令和元年9月「ランチ横浜南部市場」が開業しました。

公募事業者と地域が連携して賑わいを創出し、市場の活性化及び地域の活性化を図ります。

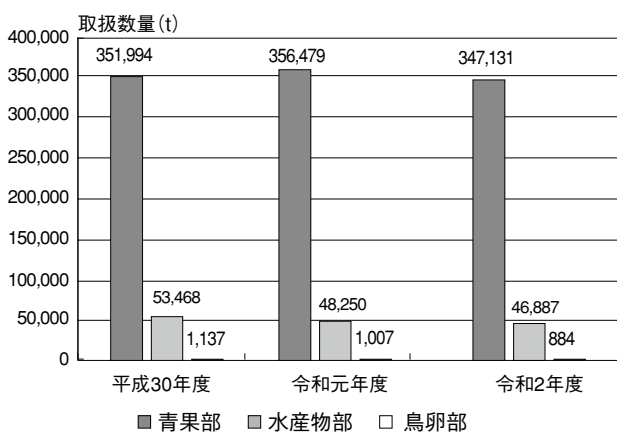
青果 本場 種別取扱高(令和2年度)



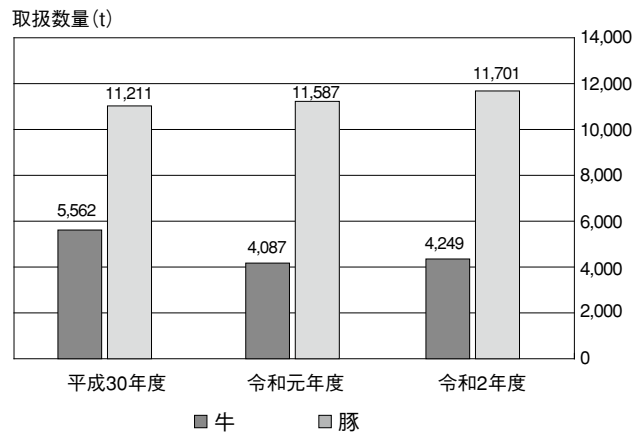
水産物 本場 種別取扱高(令和2年度)



本場 取扱高の推移(部別)



食肉市場 取扱高の推移



こども青少年局

未来の世代を育むまち「よこはま」

未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」の実現。

「第2期 横浜市子ども・子育て支援事業計画～子ども、みんなが主役！よこはま わくわくプラン～」に基づき、生まれる前から青少年期に至るまでの、切れ目のない総合的な事業・施策を着実に実施します。

「第2期 横浜市子ども・子育て支援事業計画」における9つの基本施策

- 1 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援
- 2 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進
- 3 若者の自立支援施策の充実
- 4 障害児への支援の充実
- 5 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実
- 6 地域における子育て支援の充実
- 7 ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力（DV）への対応と未然防止
- 8 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実
- 9 ワーク・ライフ・バランスと子ども・青少年を大切にできる地域づくりの推進

子育て支援の推進

■子ども・子育て支援事業計画の推進 （企画調整課）

「第2期 横浜市子ども・子育て支援事業計画～子ども、みんなが主役！よこはま わくわくプラン～」(令和2年度～6年度)に係る施策・事業の点検・評価を行い、計画を推進します。

■待機児童対策の推進（保育対策課）

あらゆる分野での女性の活躍推進等に伴い増加する保育ニーズに対応するため、既存資源を最大限活用するとともに、保育ニーズの高い地域を重点に、必要な保育所等を整備します。さらに、保育士等の人材確保や、保育の質の確保・向上にも取り組み、待機児童対策を総合的に推進していきます。

■保育所等整備の推進（こども施設整備課）

増加する保育ニーズに対応し、待機児童を解消するため、「横浜市中期4か年計画」に基づき、認可保育所等の新設などにより、2,155人の受入れ枠拡大を図ります。

建物の内装整備費補助などの手法によって、民間保育所の整備を進めるとともに、教育と保育を一体的に提供する認定こども園の設置を推進します。

また、保育ニーズが高い低年齢児の対策として、小規

模保育事業等の地域型保育事業の設置を促進するとともに、保育所の老朽化に伴う改築についても引き続き取り組めます。

■保育所等の運営（保育・教育運営課）

保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業等を利用した場合に共通の仕組みで、子ども・子育て家庭に質の高い乳幼児期の保育・教育を総合的に提供します。

子どもの健やかな育ちを支えるとともに、保護者の多様な働き方への対応や子育てに対する不安感・負担感の軽減を図るため、多様な保育・教育の場を確保し、乳幼児期の保育・教育の充実に取り組みます。また、幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などを踏まえ、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化を実施しています。

保育所

保育が必要な乳児又は幼児を保育することを目的とする施設です。現在、市内には840施設の保育所（令和3年4月現在）があります。

幼稚園

幼稚園は学校教育法に基づく都道府県の認可を受けて設置された「学校」です。教育課程に基づく教育が受けられます。

現在、市内には226園（休園中を除く）の幼稚園があり、そのうち106園（令和3年4月現在）が市町村の確認を受けた新制度の給付対象施設に移行しています。

認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ施設です。

幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つの類型があります。市内には60か所（令和3年4月現在）あります。

横浜保育室

認可外保育施設のうち、保育料や保育環境、保育時間など、市が独自に設けた基準を満たしている施設を横浜保育室として市が認定し助成しています。市内に27か所（令和3年4月現在）あります。

家庭的保育事業

家庭的保育者（家庭保育福祉員）が、0歳児から2歳児までの子どもを対象に、家庭的保育者（家庭保育福祉員）の自宅等で、少人数で家庭的な雰囲気の中、きめの細かい保育を行っています。市内に23か所（令和3年4月現在）あります。

小規模保育事業

借り上げたマンションの一室など、保育所に比べて小規模な施設で、親しみやすく安心が得られる環境の中で、保育を行う事業です。対象は0歳児から2歳児までで1か所あたりの定員は6名～19名です。市内に219か所（令和3年4月現在）あります。

病児保育・病後児保育

生後6か月以降、小学校第6学年まで（施設により第3学年）の病気又は回復期の児童を、その保護者が仕事、疾病、事故、出産、冠婚葬祭などやむをえない事由で、家庭で育児を行うことが困難な期間、専用の保育室で一時的に保育します。市内に28か所（令和3年4月現在）あります。

一時保育

保護者のパート就労や疾病、入院等により一時的に家庭での保育が困難となる場合や、保護者の育児負担を軽減するために保育所等で児童をお預かり（保育）する制度です。市内503か所（横浜保育室含む）（令和3年4月現在）で実施しています。

休日一時保育

保護者の仕事の都合などにより、日曜や祝日に家庭で子どもの保育ができないときに、保育所での保育を行っています。市内8か所（令和3年4月現在）で実施しています。

24時間型緊急一時保育

保護者の病気や就労などで、緊急に保育を必要とする場合に、就学前の児童を24時間365日受入可能な一時保育事業を市内2か所（令和3年4月現在）の保育所で実施しています。

乳幼児一時預かり

子育てに対する負担感や不安感の軽減と、待機児童対策を目的に、理由を問わない子どもの一時預かり事業を実施しています。市内29か所（令和3年4月現在）で実施しています。

■保育・教育における人材育成等の推進 （子育て支援課）

研修・研究の実施及びあり方の検討

保育・教育の質の確保・向上のため、保育所等の職員向けに研修・研究を実施するほか、園内研修の支援を行っています。横浜で大切にしたい子どもの育ちや学び、

保育の方向性を示す「よこはま☆保育・教育宣言」を活用し、種別や公私を問わず、質の高い保育を目指して研修等を実施します。また、オンライン研修の導入により、遠方やコロナ禍においても研修の参加を推進しています。

保育・教育施設等の給食指導

市立保育所には、献立の作成や訪問指導を通して栄養管理や衛生管理を行っています。その他の保育・教育施設等には、適正な給食運営のために必要に応じて運営指導を行っています。

また、市内保育・教育施設等を対象に食物アレルギーや調理実習等の研修会を実施し、給食運営の質の向上を図っています。

■幼保小連携・接続事業（子育て支援課）

幼児教育と小学校教育の円滑な接続と双方の教育の充実を図るため、幼保小連携及び接続に関する研究、研修、教育交流等の事業を行っています。オンラインや動画等を活用することにより、地域・施設の状況に応じた研修・交流等、幼保小連携を継続して推進しています。

研修・研究事業

市内に31地区の幼保小連携推進地区と、5地区の接続期カリキュラム研究推進地区を設け、「横浜版接続期カリキュラム」を活用して、カリキュラムの検証や開発を行い、その研究成果を市内に発信しています。

幼稚園、保育園、認定こども園、小学校、義務教育学校、特別支援学校の教諭・保育士同士の接続期研修等を行い、相互理解や教育連携を深めています。

交流事業

各区ごとに、幼保小連携にかかわる教職員合同研修や、園児と児童の交流、保育・授業参観、保護者も参加する「健やか子育て講演会」等を行っています。

■地域における子育て支援の推進 （子育て支援課）

地域子育て支援拠点

いつでも親子が交流でき、子育て相談、情報提供、利用者支援等の機能を持つとともに、地域の子育て支援活動のネットワークを進め、子育て支援の人材育成機能等も併せ持つ、総合的な子育て支援の拠点を設置しています。令和2年度は、24か所で実施しました。

横浜子育てサポートシステム

地域の中で子どもを預かってほしい人と子どもを預かる人が会員として登録し、会員相互の信頼関係のもとに子どもの預け・預かりを行うシステムです。令和2年度は、36,896件の活動を実施しました。

親と子のつどいの広場

子育て中の親子が気軽に集い、子育てについて同じような不安や悩みを持つ仲間との団らん・交流する場を提供し、子育てに関する不安の解消を図ります。令和2年度は、67か所で実施しました。

子育て支援者の配置

地区センター等の市民利用施設で地域の身近な相談役として保護者の交流支援や子育て相談を実施するほか、子育てグループ活動の場に出向いて活動への助言等を行

い、地域での仲間づくりを支援することで、安心して子育てができる環境を整備しています。

子育てひろば（認定こども園及び保育所地域子育て支援事業）

地域の親と子が遊び、交流し、相談できる場として、すべての市立保育所及び一部の認定こども園・私立保育所において、園庭開放、育児相談、育児講座等を行っています。令和2年度は、407か所で実施しました。

私立幼稚園等はまっ子広場

幼稚園等の園庭・園舎を利用して、園児や地域の幼児が友達や保護者とともに安全に楽しく遊んで過ごせる場、また保護者同士が子育てについて交流・情報交換できる場を設置しています。令和2年度は、43か所で実施しました。

子育て家庭応援事業「ハマハグ」

子育てを地域社会全体であたたかく見守り、応援する社会的気運を醸成するため、小学生以下の子どもがいる家庭の方や妊娠中の方が、協賛店舗・施設で、設備・備品の利用や割引・優待など子育てを応援するサービスを受けられる事業を実施しています。令和2年度末時点で4,760件の協賛登録がありました。

■幼児教育の支援（保育・教育運営課）

私学助成幼稚園等に係る施設等利用給付費

幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから実施された幼児教育・保育の無償化に伴い、私学助成幼稚園等の入園料と保育料について、無償化された利用料に相当する額を園に代理受領方式で支給しています。

私立幼稚園等預かり保育事業補助金

私立幼稚園・認定こども園の施設などを活用して、通常の教育時間の前後に家庭で保育できない場合に、園児の保育を行うことにより、待機児童の解消と多様な保育ニーズに対応しています。

令和2年度には、200園に対して助成しました。

私立幼稚園2歳児受入れ推進事業

幼稚園の教育・保育資源を活用することにより、多様な保育ニーズへの対応を図ることを目的として、令和元年度からモデル実施を開始しました。

令和2年度には、8園に対して助成しました。

私立幼稚園等補助金

幼稚園・認定こども園の施設や設備の充実を目的として補助しています。令和2年度には、271園に対して助成しました。

私立幼稚園等特別支援教育費補助金

特別支援教育の振興を図るため、障害児が在園する幼稚園等に対し補助しています。

令和2年度には、600人に対して助成しました。

私立幼稚園等施設整備費補助金

幼稚園・認定こども園の良好な教育環境を維持するため園舎の大規模修繕に補助しています。

令和2年度には、28園の大規模修繕に対して助成しました。

私立幼稚園研究・研修補助金

幼児教育の教育水準の向上と発展を図るため、教職員

の研究・研修活動を中心とする公益社団法人横浜市幼稚園協会の事業に対し、補助しています。

■社会福祉法人の設立認可、社会福祉法人・施設の指導監査（監査課）

児童を対象とする社会福祉事業の実施を目的として、横浜市内に主たる事業所を置き設立する社会福祉法人の設立認可を行います。

横浜市の所管する社会福祉法人は267法人あり、そのうち、こども青少年局所管法人は102法人です。（令和3年4月1日現在）

また、社会福祉法人・施設等に対して指導監査を実施し、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図っています。

放課後児童の育成及び青少年の自立支援・健全育成

■放課後児童育成施策（放課後児童育成課）

放課後キッズクラブ事業

放課後キッズクラブは、すべての子どもたちを対象に、小学校施設を活用して「遊びの場」と「生活の場」を兼ね備えた安全で快適な放課後の居場所を提供することを目的として実施しています。

令和3年4月1日現在の実施か所数は、339か所です。

放課後児童クラブ事業

放課後児童クラブは、就労等により昼間家庭に保護者がいない子どもたちが、安全で豊かな放課後を過ごすために、地域の理解と協力のもと実施しています。

令和3年4月1日現在の実施か所数は、224クラブです。

特別支援学校はまっ子ふれあいスクール事業

一部の特別支援学校に設置されているはまっ子ふれあいスクールにおいて、学校施設を活用して、遊びを通じた異年齢児間の交流を促進すること等を目的として実施しています。

令和3年4月1日現在の実施箇所数は、5か所です。

■プレイパークの推進（放課後児童育成課）

子どもたちが公園の自然環境を活用しながら自由な遊びができるよう、地域が中心となって行うプレイパーク活動を支援しています。

■青少年の自立支援の推進（青少年育成課・青少年相談センター）

横浜市子ども・若者支援協議会

「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、すべての子ども・若者が、他者と交流する中で、自己肯定感を持ち成長できる社会を目指して「横浜市子ども・若者支援協議会」を運営しています。

青少年相談センター

おおむね15歳から39歳までの若者及びその家族を対象に、ひきこもりや不登校など、若者が抱えている様々な問題について、電話相談や来所相談、グループ活動などを通じ、社会参加に向けた継続的な支援を行っています。

所在地 南区浦舟町3-44-2
TEL 045-260-6615 FAX 045-262-4156
令和4年3月末に保土ヶ谷区川辺町5-10へ移転

地域ユースプラザ

青少年相談センターの支所的機能を有する施設として、地域において相談、居場所の運営などを通じ、若者の自立を支援しています。

よこはま東部ユースプラザ

所在地 鶴見区鶴見中央3-23-8
TEL 045-642-7001 FAX 045-642-7003

よこはま西部ユースプラザ

所在地 旭区二俣川1-2 二宮ビル3階
TEL 045-744-8344 FAX 045-744-8322

よこはま南部ユースプラザ

所在地 磯子区磯子3-4-23 浜田ビル2階
TEL 045-761-4313 FAX 045-761-4023

よこはま北部ユースプラザ

所在地 都筑区茅ヶ崎中央11-3 ウェルネスセンター
プラザ南ビル3階A号室
TEL 045-948-5503 FAX 045-948-5505

若者サポートステーション

ひきこもりや無業状態にある若者及びその家族を対象とした総合相談を実施し、他の支援機関等と連携しながら就労に向けた継続的な支援を行っています。

よこはま若者サポートステーション

所在地 西区北幸1-11-15 横浜STビル3階
TEL 045-290-7234

よこはま若者サポートステーション・新横浜サテライト

所在地 港北区新横浜3-18-6 新横浜TSビル5階
TEL 045-290-7234

湘南・横浜若者サポートステーション

所在地 鎌倉市小袋谷1-6-1 2階
TEL 0467-42-0203

就職氷河期世代相談サポート付集中プログラム事業

就職氷河期世代の方の就職意欲の向上及び就労に資する能力伸長のための「3か月間長期プログラム」、「受講期間中の定期的な面談」及び「受講後の進路調整」を一体的に実施し、支援を行っています。

よこはま型若者自立塾

ひきこもりや無業状態にある若者に対して、共同生活による生活訓練や就労体験などのプログラムを提供し、社会的・経済的な自立を支援しています。

寄り添い型生活支援事業

養育環境に課題がある等支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等が自立した生活を送れるよう、個々の状況に応じた生活・学習支援を行っています。

■青少年育成施策の推進（青少年育成課）

青少年の地域活動拠点

中・高校生世代を中心とした青少年が安心して気軽に集い、仲間や多世代との交流、社会参加プログラム等の体験活動を行う「青少年の地域活動拠点」を実施しています。

南区 青少年の地域活動拠点

所在地 南区睦町1-15-15 横浜青年館内
TEL 045-308-6610

保土ヶ谷区 青少年の地域活動拠点

所在地 保土ヶ谷区天王町1-30-17 MKビルディング1階
TEL 045-334-3042

磯子区 青少年の地域活動拠点

所在地 磯子区磯子3-4-23 浜田ビル2階
TEL 080-4423-1876

金沢区 青少年の地域活動拠点

所在地 金沢区洲崎町2-6 青少年交流ステーション・かなざわ
TEL 045-374-4035

青葉区 青少年の地域活動拠点

所在地 青葉区市ヶ尾町1153-2 ライオンズプラザ市ヶ尾201
青葉区市ヶ尾町1153-3 第2カブラキビル301
TEL 045-500-9254

都筑区 青少年の地域活動拠点

所在地 都筑区中川中央1-25-1 ノースポート・モール5階 都筑多文化・青少年交流プラザ
TEL 045-914-7171

栄区 青少年の地域活動拠点

所在地 栄区桂町711 さかえ次世代交流ステーション2階
TEL 045-898-1400

青少年の交流・活動支援事業

所在地 中区桜木町1-1 桜木町びおシティ6階
TEL 045-263-8020

青少年の居場所や活動の場の提供など、青少年の健全な成長を支援し、社会参画に向かう力を育成するため、青少年の交流・活動支援事業を実施しています。

青少年指導員事業

地域社会において青少年の自主的活動とその育成組織活動の推進に取り組む青少年指導員に対し、情報提供や活動支援を行うことにより、青少年育成活動の活発化と効果的推進を図っています。

社会環境改善事業

地域における有害図書類の適正な区分陳列の促進を通して青少年を取り巻く有害環境改善のための取組を行っています。

青少年団体活動補助事業

青少年健全育成活動の充実や効果的な推進を図るため、横浜全域にわたり活動を行っている等の要件を満たす青少年団体に対し補助を行っています。

公益財団法人よこはまユース補助事業

本市と連携し、青少年行政の推進に取り組む（公財）よこはまユースに対し補助を行っています。

表1 青少年野外活動センター一覧表

名称	所在地	電話番号
三ツ沢公園青少年野外活動センター	神奈川区三ツ沢西町3-1	045-314-7726
くろがね青少年野外活動センター	青葉区鉄町1380	045-973-2701
こども自然公園青少年野外活動センター	旭区大池町65-1	045-811-8444

■青少年関係施設の運営（青少年育成課）

野島青少年研修センター

所在地 金沢区野島町 24 - 2（野島公園内）
TEL 045-782-9169

体験学習・集団活動を通して青少年の育成を図るとともに、青少年指導者・育成者の研修活動を支援する宿泊研修施設として、昭和 53 年開館、平成 5 年に移転新築しました。

青少年育成センター

所在地 中区住吉町 4 - 42 - 1 関内ホール地下 1・2 階
TEL 045-664-6251

青少年指導者・育成者の養成や活動支援を通して青少年育成活動の推進を図る拠点施設として、昭和 61 年に開館しました。

横浜こども科学館（はまぎん こども宇宙科学館）

所在地 磯子区洋光台 5 - 2 - 1
TEL 045-832-1166

科学のふしぎ・面白さの体験を通じて、青少年の創造性を育む拠点施設として、昭和 59 年に開館しました。

ネーミングライツスポンサーである横浜銀行との連携を密にし、宇宙や科学を身近に感じてもらうためのイベントを行っています。

横浜青年館

所在地 南区睦町 1 - 15 - 15
TEL 045-711-9610

青少年が文化活動やサークル活動、学習活動等の余暇活動を行う場として、運営しています。

青少年野外活動センター

青少年に自然環境における共同生活の場を提供することにより、その心身の健全な発達を図る施設として、青少年野外活動センターを運営しています。（表 1 一覧表）

こども福祉保健施策の推進

■児童虐待対策

児童相談所での取組（児童相談所）

児童相談所は、次代を担う子どもたちの健やかな成長と幸せを願い、児童福祉法により設けられた専門の相談機関です。18 歳未満の子どもに関する様々な相談に応じています。相談に対して助言や他機関へのあっせん、継続的な支援を行うほか、児童の一時保護や児童福祉施設への入所、里親への委託等を行っています。

<主な相談内容>

- ・子どもの養育に関する相談
- ・障害のある子どもの相談
- ・非行のある子どもの相談
- ・性格や行動、しつけの相談
- ・子どもの進路や適性、学業の相談
- ・里親に関する相談

居住区に応じて、次の児童相談所で相談を受け付けています。

中央児童相談所（鶴見・神奈川・西・中・南区）

所在地 南区浦舟町 3 - 44 - 2
TEL 045 - 260 - 6510 FAX 045 - 262 - 4155

西部児童相談所（保土ヶ谷・旭・泉・瀬谷区）

所在地 保土ヶ谷区川辺町 5 - 10
TEL 045 - 331 - 5471 FAX 045 - 333 - 6082

南部児童相談所（港南・磯子・金沢・戸塚・栄区）

所在地 磯子区洋光台 3 - 18 - 29
TEL 045 - 831 - 4735 FAX 045 - 833 - 9828

北部児童相談所（港北・緑・青葉・都筑区）

所在地 都筑区茅ヶ崎中央 32 - 1
TEL 045 - 948 - 2441 FAX 045 - 948 - 2452

電話児童相談室（電話相談専用）

TEL 045 - 260 - 4152
電話で相談できる電話相談室を設けています。

よこはま子ども虐待ホットライン

TEL 0120 - 805 - 240
児童虐待に関する相談や通告を、24 時間 365 日、フリーダイヤルで受け付けています。

区役所での取組（こども家庭課）

児童虐待に関する相談や通告は、お住まいの区役所でもお受けしています。

各区こども家庭支援課

（平日 月～金 午前 8 時 45 分～午後 5 時）

青 葉 区	045-978-2460
旭 区	045-954-6160
泉 区	045-800-2465
磯 子 区	045-750-2527
神 奈 川 区	045-411-7173
金 沢 区	045-788-7728
港 南 区	045-847-8413
港 北 区	045-540-2389
栄 区	045-894-8049
瀬 谷 区	045-367-5608
都 筑 区	045-948-2349
鶴 見 区	045-510-1840
戸 塚 区	045-866-8472
中 区	045-224-8171
西 区	045-320-8467
保 土 ヶ 谷 区	045-334-6396
緑 区	045-930-2361
南 区	045-341-1152

■ひとり親家庭への援助（こども家庭課）

母子父子寡婦福祉資金貸付制度

母子家庭・父子家庭・寡婦の経済的自立を助け、生活意欲の向上を図るとともに、その扶養している児童の福祉を増進するために、修学資金など 12 種類の資金を貸し付けています。

ひとり親家庭への日常生活支援

就職活動や病気などのために、一時的に乳幼児の保育や食事の準備、買い物、掃除等の家事が困難になっている母子家庭・父子家庭・寡婦に、家庭生活支援員を派遣しています。

児童扶養手当

18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある（中度以上の障害がある場合は20歳未満）児童を養育するひとり親家庭の父、母、または父母に代わって養育している方に手当を支給する制度です（所得制限があります）。

母子家庭・父子家庭への自立支援給付金の支給

母子家庭の母又は父子家庭の父が、就業に必要な資格を取得するための講座を受講するか、学校に通う場合、受講料の一部や生活費を支給し、経済的な自立を手助けします。

母子家庭等就業・自立支援センター事業

就業経験・情報や取得技能の不足から、厳しい雇用環境にある母子家庭の母等を対象に、セミナーや個別相談・職業紹介等を実施し、自立に向けた就労支援を行います。

■保護を要する児童への援助（こども家庭課）

児童の保護措置

児童福祉法に基づいて、保護を要する児童を各種児童福祉施設・里親に措置・委託しています。

また、母子生活支援施設、児童養護施設及び児童自立支援施設を各1施設設置運営しています。

表2 横浜市所管の児童福祉施設 令和3年4月1日現在

種別	区分		
	合計	公立	私立
母子生活支援施設	8	1	7
助産施設	11	3	8
児童養護施設	11	1	10
児童自立支援施設	2	1	1
乳児院	3	—	3
児童心理治療施設	1	—	1
児童家庭支援センター	17	—	17
合計	53	6	47

里親制度

里親制度は親の病気や死別、離婚、虐待等の様々な事情により、家庭で生活することができない子どもたちを、里親が家族の一員として迎え入れ、温かい愛情と家庭的な雰囲気の中で養育しています。

ファミリーホーム

様々な事情で家族と一緒に生活することができない児童を、里親や施設職員等の経験者が、地域の中にある一般の住居で、少人数制で養育しています。

自立援助ホーム

義務教育終了後、児童養護施設等を退所して就職する児童等について、ホーム職員と一緒に生活しながら、自立が図れるよう援助しています。

■児童手当（こども家庭課）

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に、15歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある児童（中学校修了まで）の養育者に手当を支給する制度です。

0歳以上3歳未満	月額15,000円
3歳以上小学校修了前	月額10,000円
（ただし、第3子以降は	月額15,000円）
中学校修了前	月額10,000円
※所得制限超過者は一律	月額5,000円

■女性福祉相談（こども家庭課）

専門の職員が各区福祉保健センターで、女性が抱える様々な問題に対して相談に応じ、指導や支援を行っています。緊急に保護を必要とする場合には一時的に施設などへの入所を実施します。

■横浜市 DV 相談支援センター（こども家庭課）

配偶者等からの暴力について、専用電話にて相談を受け付けています。

TEL 045-671-4275

（月～金 9:30～16:30）

※祝日・年末年始を除く

TEL 045-865-2040

（月～金 9:30～20:00、土日・祝日 9:30～16:00）

※第4木曜・年末年始を除く

■子ども・家庭支援相談（こども家庭課）

保健・教育・福祉の連携により、乳幼児期から学童期・思春期までの子どもと保護者を対象とした子育てに関する相談や情報提供を各区の福祉保健センターで実施しています。

■母子保健（こども家庭課）

妊産婦・乳幼児の健康の保持増進を図るため、妊娠期、乳幼児期から思春期までのライフステージに応じた母子保健施策を関係機関との連携・協力のもとに体系的に実施しています。

妊産婦に対する健診及び相談等

妊産婦に対する健康診査と保健指導は、疾病や異常を早期に発見するための機会として、また疾病等の発症を予防するためにも非常に重要です。特に妊産婦への適切な指導は、妊娠高血圧症候群等の疾病や産後うつを未然に防ぐことにもつながります。このため、母子健康手帳・妊婦健康診査費用補助券（14回分）・産婦健康診査費用補助券（2回分）の交付、母親（両親）教室の開催、母性相談等の事業を行っています。

こんにちは赤ちゃん訪問

子育ての孤立化を防ぐため生後4か月までの赤ちゃんのいるすべての家庭を対象に、横浜市が委任した地域の「こんにちは赤ちゃん訪問員」が訪問し、玄関先などで出産後に利用できるサービスや地域の子育て情報を提供しています。

母子訪問指導

妊娠、出産、育児に関する必要な保健指導を行うため、妊産婦、新生児、未熟児等に対して、保健師・助産師が

家庭を訪問して保健指導を実施しています。

また、必要に応じ、医療機関へ紹介するなど、関係機関との連携強化に努めています。

乳幼児健康診査等

乳幼児の健やかな発育・発達や疾病等の予防と早期発見のため、健康診査と保健指導を実施しています。新生児聴覚検査、先天性代謝異常症等検査、視聴覚検診等の検査のほか、1歳までに医療機関で受ける乳児健康診査と区福祉保健センターで受ける4か月児・1歳6か月児・3歳児の健康診査を行い、乳幼児の発育や発達を節目で確認し、発育や子育てなどに関して専門相談を行っています。

母子歯科保健

乳幼児期の歯科疾患の予防及び口腔機能（食べる機能等）の発達を図り、健全な発育を支援するため乳幼児歯科健康診査（4か月児、1歳6か月児、3歳児）及び乳幼児歯科相談、1歳6か月児歯科健診事後指導事業を行っています。

また、妊産婦の歯科疾患を予防し、母体の健康を保持増進させることを目的に妊婦歯科健康診査や妊産婦歯科相談を実施しています。

妊娠・出産サポート事業

妊娠・出産の不安や悩みを抱えた方が、電話やメールで相談できる「にんしんSOSヨコハマ」を運営しています。子どもがいる妊婦で、心身の不調がある方や、出産後5か月（双子以上の場合は1年）未満の産婦の方で、日中家事又は育児の支援者がいないため支援が必要な方が利用できる産前産後ヘルパー派遣事業（原則有料）、産後間もない外出が難しい時期（4か月未満）に助産師が訪問支援する訪問型母乳相談を実施（有料）するなど、妊娠・出産・産後の支援を行っています。

■不妊で悩む方への支援（こども家庭課）

特定不妊治療費助成事業

特定不妊治療（体外受精・顕微授精）及び一部の男性不妊治療を受けている夫婦に対し、治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ることを目的としています。

<助成額と回数>

治療区分により10万円／回、または30万円／回（初回申請時30万円／回）、治療開始時の妻の年齢が39歳以下は43歳になるまでに6回まで、40歳以上42歳以下は43歳になるまでに3回まで。

不妊・不育相談

・不妊・不育相談

各区福祉保健センターの「女性の健康相談」で、助産師・保健師が一般的な不妊・不育相談を行っています。

・不妊・不育専門相談

市民総合医療センターで、専門医・不妊症看護認定看護師等が、面接による専門的な不妊・不育相談を3～4回／月、無料で行っています。

相談は予約制で、こども青少年局こども家庭課で受け付けています。

■障害児とその家族への支援（障害児福祉保健課、こども家庭課）

未就学児への支援

市内8か所の地域療育センター及び総合リハビリテーションセンターにおいて、療育に関する相談、診療・評価、集団療育及び保育所等への支援を行っています。

また、発達障害児等の増加を踏まえ、日常生活上の基本動作の指導、集団への適応訓練等を行う児童発達支援事業を実施しています。令和3年4月時点での事業所数は175か所です。

学齢障害児への支援

学齢期の障害児が放課後や長期休暇等をのびのびと過ごして療育や余暇支援を受けられるよう、放課後等デイサービス事業を実施しています。令和3年4月時点での事業所数は372か所です。

また、中学校期以降の、主に発達障害児を対象に、診療や相談支援を行う学齢後期障害児支援事業を実施しています。

障害児施設の整備

より望ましい生活環境を確保するために社会福祉法人が行う、施設の再整備にかかる建設費等を助成しています。

特別児童扶養手当

中度以上の障害がある20歳未満の児童を養育している方に手当を支給する制度です（所得制限があります）。

その他の支援

地域訓練会に対する運営費助成、身体障害児者に対する奨学金の支弁、訓練・介助器具購入費の助成、契約で障害児入所施設を利用する場合の利用者負担助成等を行っています。

表3 横浜市所管の障害児施設数 令和3年4月1日現在

施設種別	施設数	定員
福祉型障害児入所施設	5	180人
医療型障害児入所施設	3	258人
児童発達支援センター （地域療育センター及び 総合リハビリテーションセンター）	9	832人

ワーク・ライフ・バランス等の推進

■ワーク・ライフ・バランス等の推進（企画調整課）

社会全体で子育てに取り組む機運を醸成し、ワーク・ライフ・バランスを推進するため、冊子等を作成・配布し、啓発を行います。また、祖父母世代を対象に、地域の子育てへの参加促進を目的とした啓発冊子を作成し、地域子育て支援拠点等で実施される講座などで活用します。

父親の育児・家事への関わりを促進するため、地域の身近な施設等において父親育児支援講座を実施するほか、父親の子育てをテーマとしたウェブサイト等による情報発信を行います。

子どもの貧困対策の推進

■子どもの貧困対策の推進（企画調整課）

横浜の将来を担う子どもの育ちや成長を守り、貧困が連鎖することを防ぐため、「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」に基づき、子どもの生活・学習支援の実施か所数等の拡充や、地域における子どもの居場所づくりに対する支援、困難を抱えやすいひとり親家庭や児童養護施設等を退所した子どもへの支援に取り組みます。

また、子どもの貧困対策に関する施策を引き続き推進していくため、第2期計画を策定します。

新型コロナウイルス感染症対策

■子育て世帯への臨時特別給付金給付事業（こども家庭課）

児童手当を受給する世帯に対し、対象児童一人あたり1万円の臨時特別給付金を給付しました。

■ひとり親支援（こども家庭課）

ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業

低所得のひとり親世帯について、感染症の影響による子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、市独自及び国の臨時特別給付金を給付しました。

家計が急変したひとり親世帯への臨時給付金給付事業

所得制限限度額を超えている等の理由で児童扶養手当を受給していないひとり親世帯のうち、感染症の影響により収入が大きく減少し、家計が急変した世帯を支援するため、本市独自で一世帯あたり一律10万円の臨時給付金を給付しました。

ひとり親世帯フードサポート事業

感染拡大の影響により経済的に困窮しているひとり親世帯を支援するため、フードバンクを活用して食品を提供する仕組みを構築しました。

ひとり親世帯 SNS 就労サポート事業

感染症のリスクが依然継続している中で、ひとり親世帯を対面形式だけではなくオンラインでも支援するため、SNSを活用した相談支援体制を強化しました。

■新型コロナウイルス流行下における妊産婦等総合対策事業（こども家庭課）

感染症のリスクが続く状況でも妊産婦が安心して妊娠・出産・子育てができるようにするため、「分娩前のウイルス検査」や「育児等支援サービス」等に加えて、「安心して受診できる乳幼児健診」を行うことで、妊産婦等に寄り添った総合的な支援を実施しました。

■福祉サービス運営支援事業（保育・教育運営課、子育て支援課、放課後児童育成課）

感染症拡大の影響による利用自粛などにより収入が減少した福祉サービスの事業者に対して、今後も事業が継続できるよう、支援金を交付しました。

■福祉サービス継続支援事業（障害児部分）（障害児福祉保健課）

利用者や職員の感染等によって通常とは異なる特別な体制でのサービス提供を行うなど、感染症拡大の影響により経費が増大している障害児通所支援事業所等の事業者に対し、サービス継続に要したかかり増し経費について、補助金を交付しました。

■児童虐待・DV対策広報事業（こども家庭課）

外出自粛や休業等に伴う生活不安、ストレスによる児童虐待や配偶者等からの暴力（DV）の増加・深刻化が懸念されるため、様々な広報手段を用いて相談窓口を周知し、要支援者の孤立化を予防しました。

■医療機関等に対する感染防止資器材の配布事業（障害児部分）（障害児福祉保健課）

障害児施設等における感染拡大防止を図るため、マスクや手指消毒液などの必要な衛生用品を調達し、各施設や医療的ケア児に配布しました。

■児童福祉施設等における感染症対策支援事業（保育・教育運営課、子育て支援課、こども家庭課、障害児福祉保健課、放課後児童育成課、青少年育成課）

児童福祉施設等は感染症のリスクが継続する中で、適切な防止対策を行った上で事業を継続することが求められることから、感染防止に資する備品購入等に対する経費に加えて、施設職員が感染症対策の徹底を図りながら施設運営できるよう必要な経費を補助しました。

■新型コロナウイルス感染症患者の子どもの受け入れ環境整備事業（一時保護事業）（中央児童相談所）

保護者が感染症により入院し、親族等による保護も難しい場合など、やむを得ない事情により保護者不在となった子どもについて、旧市民病院保育棟を活用して受入環境の整備を行いました。

■保育施設再開等支援事業（保育・教育運営課）

陽性者発生に伴い臨時休園となった施設に対し、速やかに保育を再開できるよう、消毒等にかかる費用を補助しました。また、保護者に対し、休園中の代替保育の利用料を補助しました。

■子ども・子育て分野における「新しい生活様式」対応事業（子育て支援課、保育対策課、放課後児童育成課）

子ども・子育て支援分野における「新しい生活様式」への対応を進めるため、子育て中の親子の交流や研修などをオンラインで行うための環境整備や、人材確保に向けたICT環境の改善等を実施しました。

健康福祉局

「今日の安心、明日の安心、そして将来への安心」に向けて

超高齢社会が進展し、人口減少の局面を迎えるなか、社会保障費の増大など、団塊の世代が後期高齢者となる2025年以降を見据えた対応は、喫緊の課題となっています。

さらに、福祉・保健分野における市民ニーズは年々多様化・複雑化しており、支援を必要とされる方へのきめ細やかで迅速な対応が求められています。

このような状況の中で、福祉・保健分野における市民生活の安心・安全を確保するため、各種計画の目標達成に向けた施策を着実に実施するとともに、2040年（10年、20年先）を見据え、将来にわたって持続可能な施策の充実を目指し、健康づくりをはじめとした各種取組を推進していくことが必要です。

市民の皆さんの「今日の安心、明日の安心、そして将来への安心」の実現に向けて、次の6つを施策の柱として、職員一丸となって取り組みます。

- ①新型コロナウイルス感染症対策の実施
- ②健康づくりと健康危機管理などによる市民の安心確保
- ③地域包括ケアの推進と高齢者の社会参加
- ④障害者福祉の充実
- ⑤暮らしを支えるセーフティネットの確保
- ⑥参加と協働による地域福祉保健の推進

福祉の基盤づくり

■社会福祉審議会（企画課）

社会福祉審議会は「社会福祉法」等に基づいて、社会福祉に関する事項（児童福祉、精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するための機関です。

令和2年度の総会では、「第8期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」、「第4期 横浜市障害者プラン」、「横浜市依存症対策地域支援計画」及び「横浜市福祉のまちづくり推進指針」についての報告を行いました。また、令和3年度に生活保護申請対応検証専門分科会を設置しました。

■福祉サービスの第三者評価（企画課）

福祉サービス第三者評価は、評価の受審を通じて事業者が自主的にサービスの質の向上を図るとともに、利用者が適切にサービスを選択できるよう評価結果を公表する制度です。制度の推進に向けて、事業者への制度の周知や受審料補助の実施などに取り組みました。

■福祉のまちづくり条例推進事業（福祉保健課）

平成9年3月に「横浜市福祉のまちづくり条例」が公布され、同年4月に施行されました。この条例に基づき、横浜に暮らす人だけでなく、訪れる人や勤める人も含めた横浜に関わる全ての人々が安心して生活し、自らの意思で自由に行動でき、様々な活動に参加できるまちづくりを推進しています。条例では、「ハード」と「ソフト」が一体となった取組を、市民・事業者・市が相互に協力して推進することを基本としています。また平成24年度に、横浜市建築物バリアフリー条例と一本化しました。

令和2年度は、福祉のまちづくりを計画的に推進するために定める「福祉のまちづくり推進指針」を改定し、公共交通機関の施設における便所の改修や視覚障害者誘導用ブロックの敷設など「横浜市福祉のまちづくり条例」に関する事前協議に対応しました。

また、ノンステップバスの導入を促進するため、民間事業者に対し10台の補助を行いました。

表1 令和3年度地域ケアプラザ開所状況

施設名	所在地	開所時期
山下地域ケアプラザ	緑区北八朔町 218 番地 13	令和3年4月
本郷台駅前地域ケアプラザ	栄区小菅ケ谷一丁目5番4号 SAKAESTA 内	令和3年12月(予定)

地域福祉保健の推進

■地域福祉保健計画（福祉保健課）

市では、地域社会全体で様々な生活課題の解決に向けて取り組み、支え合う仕組みづくりを進めるため、「第4期横浜市地域福祉保健計画」（計画期間：令和元～5年度）を推進しています。

各区では、区域全体を対象とした区計画と、より身近な地域である連合町内会エリアを単位とした地区別計画からなる「区地域福祉保健計画」を策定・推進しており、令和3年度は「第4期区地域福祉保健計画」（計画期間：令和3～7年度）の策定、推進を行っています。

基本理念「誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる「よこはま」をみんなで作ろう」の実現を目指して、住民主体の取組を推進しています。

■ごみ問題を抱えている人への支援（福祉保健課）

住居や敷地内にごみ等を推積し、近隣住民の生活環境に様々な影響を及ぼしている、いわゆる「ごみ屋敷」問題に対し、「横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例」に基づき取り組んでいます。

問題の解決に当たっては、その背景に生活上の諸課題があり得ることを踏まえ、当事者に寄り添った福祉的支援に重点を置き、関係機関や地域住民と協力しながら地域課題の解決に向けた取組として推進しています。

また、支援を基本とした対応だけでは解消が困難で、かつ近隣住民の生命・身体・財産にまで著しい影響を及ぼすおそれがある場合には、条例に基づいて、措置の適用も検討します。

令和2年度は、64件の近隣に影響がある不良な生活環境を把握し、そのうち20件を解消しました。

■高齢者・障害者の権利擁護（福祉保健課）

高齢者や障害者等が、判断能力が低下しても安心して日常生活を送れるよう、令和2年4月に、成年後見制度利用促進の取組の推進役として中核機関「よこはま成年後見推進センター」を設置しました。中核機関は、制度の周知・啓発（広報機能）、相談支援機関や支援チームのバックアップ（相談機能）、申立支援や後見人等受任調整（利用促進機能）、親族後見人や市民後見人等の支援（後見人支援機能）を行い、本市における「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築を推進しています。

平成24年度から養成課程を実施している市民後見人は、令和2年度末までに延べ79名が選任されています。

各区社会福祉協議会の「あんしんセンター」では権利擁護に関する相談を幅広く受けるとともに、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などに不安のある高齢者や障害のある方を支援する権利擁護事業を行っており、令和2年度末では1,149人が利用しています。

■福祉保健研修交流センター「ウィリング横浜」（地域支援課）

所在地 港南区上大岡西1-6-1
ゆめおおかオフィスタワー4～5階、8～12階
TEL 045-847-6666

福祉・保健ニーズが複雑化・多様化する中、福祉保健人材の確保・育成を目的に、研修の企画実施や情報提供・研修室の貸出しなどを行っています。

■地域ケアプラザ（地域支援課）

市民の皆さんが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、身近な場所で相談や福祉・保健サービスを提供するとともに、地域の福祉・保健活動や交流のための拠点施設として、中学校区程度に1か所地域ケアプラザを整備し、運営を行っています。

また、すべての地域ケアプラザに、介護保険制度の中に位置づけられた「地域包括支援センター」を設置し、高齢者に対する総合的なサービスの相談・調整等を行います。さらに、介護予防ケアプランの作成等を行います。

1 開所状況

令和3年度末：142か所（表1参照）
（令和3年度中の開所は2か所）

2 施設の機能

- (1) 地域の福祉保健活動等の支援・活動交流のための施設の提供
- (2) 福祉・保健に関する相談・助言・調整
- (3) 高齢者デイサービス等（一部施設を除く）
- (4) ケアプラン・介護予防ケアプランの作成

■福祉保健活動拠点（地域支援課）

市民の皆さんが日常的に相互に支えあい、住み慣れた地域で安心して自立した生活が続けられる社会の実現をめざすため、地域における市民の皆さんの自主的な福祉活動、保健活動等のための場として、各区に1か所整備・運営しています。

1 施設内容

団体交流室、対面朗読室・編集室、録音室、点字製作室、多目的研修室等

2 利用日等

開館時間 平日・土曜：午前9時～午後9時
日祝休日：午前9時～午後5時
休館日 年末年始（12月29日から1月3日）

■民生委員・児童委員（地域支援課）

「民生委員」は厚生労働大臣の委嘱を受け、担当する区域において、高齢者、児童、障害児・者、生活上の悩みを抱えた方などへ相談支援を行っています。福祉保健センター・地域包括支援センター等関係機関と連絡・協力しながら、地域福祉増進のために幅広く活動しています。

また、児童福祉法により「児童委員」を兼ね、児童育成や児童福祉のための活動もしています。

児童福祉を専門に扱う「主任児童委員」は、子育て支援や児童虐待防止などの児童健全育成のための多様な活動の支援や関係機関との連絡・調整を行っています。

民生委員・児童委員数（令和3年4月1日現在）
4,427人（うち主任児童委員494人）

生活保護・生活困窮者自立支援

■生活保護（生活支援課）

横浜市では、令和3年4月現在54,806世帯、68,847人が保護を受け、前年同月に比べ、世帯数は1.3パーセント増加、人数は0.4パーセント増加となっています。保護率（常住人口百人当たりの被保護人員）は、1.82パーセントです。令和3年度の最低生活保障水準（1級地-1）の具体例は、表2のとおりです。

表2 最低生活保障水準 令和3年4月1日現在（単位：円）

区分	世帯構成 標準3人 33歳 29歳 4歳子	母子3人 30歳 9歳子 (小学生) 4歳子	高齢者2人 68歳 65歳	単身世帯 68歳
合計	169,990	210,790	132,920	89,880
生活扶助	156,990	189,510	119,920	76,880
教育扶助	—	8,280	—	—
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000

（注）横浜市の住宅扶助は、3人世帯で68,000円（単身世帯52,000円）まで認められています。

■生活困窮者自立支援（生活支援課）

生活困窮者自立支援制度は、生活にお困りの方に対して、生活保護に至る前の段階から就労や家計収支の改善など様々な面から自立に向けた支援を行う制度です。横浜市では、18区全ての区役所内に相談窓口を設け、市民の皆さんの暮らしを支えるセーフティネットとして、生活保護制度と一体的に実施しています。

国民年金

■国民年金（保険年金課）

国民年金制度は、公的年金制度の土台として老齢・障害・死亡等について、全国民共通の「基礎年金」を支給する制度です。このため、自営業者や学生をはじめ、会社や官公庁に勤務する人及びその被扶養配偶者も20歳から60歳になるまでの間、国民年金に強制加入となります。また、国外に住む日本人等も任意で加入できる仕組みになっています。厚生年金保険等からは、基礎年金の上乗せとして、報酬比例の年金が支給されます。

必ず加入する人（強制加入）

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、日本国籍の有無にかかわらず、原則として次の3つの区分により、国民年金の被保険者となります。

- 1 第1号被保険者
自営業者、学生、無職の人など
被保険者が保険料を納付
 - 2 第2号被保険者
厚生年金保険の加入者
被保険者と事業主が折半で保険料を納付
 - 3 第3号被保険者
第2号被保険者に扶養される配偶者
厚生年金保険制度が保険料を負担
- 第1号被保険者で保険料を納めることが困難な人には、免除制度等があります。

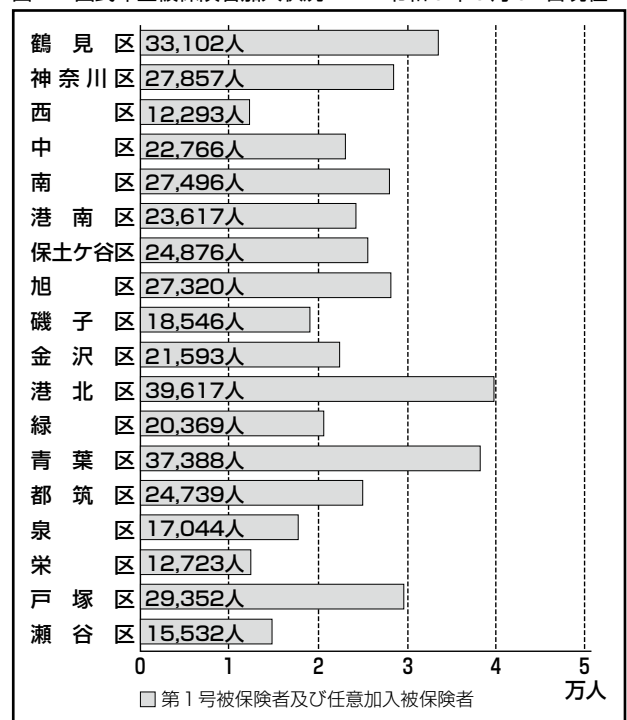
- 1 法定免除
生活保護法による生活扶助を受けている人や、障害年金（1級・2級）を受けている人。
- 2 申請免除（全額、4分の3、半額、4分の1）、納付猶予制度
申請免除は、申請者・申請者の配偶者・世帯主の全員について、前年所得が一定基準以下の人、又は失業、倒産、事業の廃止、天災などで納付困難な人が対象となります。
納付猶予は、世帯主の所得が多く免除の対象とならない人のうち50歳未満の人が対象となります。
- 3 学生納付特例制度
20歳以上の学生で、学生本人の前年所得が一定基準以下の人が対象となります。
夜間部、定時制課程、通信制課程などの学生も対象となります。
- 4 産前産後期間の免除制度
2019年2月以降の出産等を行った人が対象となります。

希望で加入する人（任意加入）

次の人は、希望により任意加入できます。

- 1 日本に住んでいる60歳以上65歳未満の人（老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている人及び480月分の保険料を納付した人を除く。）
- 2 日本に住んでいる60歳未満の人で、厚生年金保険や共済組合の老齢（退職）年金を受けている人
- 3 国外に住んでいる20歳以上65歳未満の日本人
- 4 老齢基礎年金の受給資格を満たしていない、65歳以上70歳未満の日本に住んでいる人、あるいは国外に住んでいる日本人

図1 国民年金被保険者加入状況 令和3年3月31日現在



現在の横浜市の第1号被保険者数及び任意加入被保険者数は、436,230人で、全市民のおよそ11.6パーセントになります。加入状況は、図1のとおりです。

また、国民年金の制度からは、次の年金が支給されます。

基礎（拠出）年金

- 1 老齢基礎年金
一定期間以上保険料を納付した時に原則として65歳から支給
- 2 障害基礎年金
年金加入中、又は65歳未満の傷病により一定の障害が残った場合に支給（一定以上保険料を納付していることが必要です。）
- 3 遺族基礎年金
被保険者の死亡により、生計を維持されていた子のある配偶者、又は子に支給（子は18歳に到達する年度末までか、子に一定の障害がある場合は20歳未満であること、一定以上保険料を納付していることが必要です。）
- 4 寡婦年金
第1号被保険者として10年以上の納付・免除期間がある夫が老齢・障害基礎年金を受けずに死亡した時、生計を維持されていた妻（婚姻期間が10年以上）に60歳から65歳まで支給
- 5 死亡一時金
第1号被保険者として3年以上保険料を納めた年金受給前の人死亡した場合、生計を同一にしていた遺族に支給
- 6 脱退一時金
第1号被保険者として6か月以上保険料を納めた外国人が、年金受給資格を満たさないまま日本に住所を有しなくなった後2年以内に請求を行った場合に支給

老齢福祉・障害基礎（無拠出）年金

- 1 老齢福祉年金
明治44年4月1日までに生まれた人が、70歳になったときから支給
- 2 障害基礎年金
20歳未満の時の傷病により一定の障害が残った場合、20歳以降に支給

無拠出の年金については、その大半が国庫負担による支給であるため、他の年金との併給調整や所得制限等があります。

年金生活者支援給付金

公的年金等の収入金額やその他の所得が一定基準額以下の方に、生活の支援を図ることを目的として、年金に上乗せして支給するものです。

国民健康保険

■国民健康保険（保険年金課）

健康保険制度の中には、職場を通して加入する「健康保険」、75歳以上の方等が加入する「後期高齢者医療制度」、その他の方が加入する「国民健康保険」があります。国民健康保険（国保）は地域単位でつくられ、各市町村と都道府県が共同で運営しています。現在は、横浜市国民健康保険に、市民の皆さんの約18パーセント（令和3年4月1日現在464,218世帯、674,944人）が加入しています。

療養の給付

国民健康保険の加入者が病気やけがをした場合、一部負担金(表3)のみで病院や診療所で治療が受けられます。

表3 医療機関等で支払う一部負担金

年齢区分	本人負担額
70歳以上	2割・3割
一般 (小学生～69歳まで)	3割
小学校就学前	2割

療養費

被保険者が緊急その他やむをえない理由により保険証を持参できなかったときなどに療養の給付に代えて支給します。

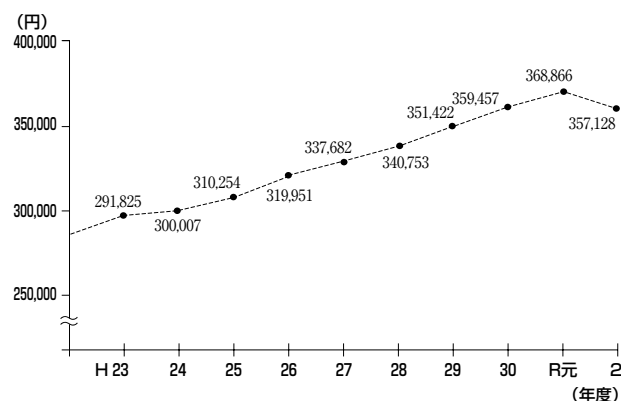
高額療養費

被保険者の一部負担金（自己負担分）が高額療養費算定基準額を超えた場合、その超えた額を支給します。

その他の給付

被保険者が出産した場合に、出産育児一時金として42万円、死亡した場合に葬祭費として5万円を、また、生まれて2年以内に先天性の障害等が生じた場合に、障害児育児手当金として、その程度により、80万円、60万円、30万円又は10万円を支給します。

図2 国保被保険者一人あたり医療費の推移（療養諸費）



■特定健康診査・特定保健指導（保険年金課）

国保の医療費の約2割を占める生活習慣病の予防のため、メタボリックシンドロームに着目した健康診査及びその結果に応じての保健指導を40歳以上の被保険者に対し実施しています。

■保健事業（保険年金課）

被保険者の健康の保持増進を目的とした、保健事業を行っています。

- 1 疾病の早期発見・治療や健康管理のために
 - (1) 糖尿病性腎症重症化予防事業
 - (2) 重複頻回受診対策事業
- 2 健康づくり、健康意識の啓発等のために
 - (1) 広報冊子等の発行
 - (2) 後発医薬品差額通知
 - (3) 医療費通知

■保険料（保険年金課）

保険料は、医療分（基礎賦課額）と支援分（後期高齢者支援金等賦課額）のほか、介護分（介護納付金賦課額）が

あります。なお、介護分は40歳以上65歳未満の被保険者のみについて算定します。保険料率は表4のとおりです。

表4 保険料率（令和3年度）

	所得割	被保険者均等割
医療分	基準総所得金額×7.36%	34,430円
支援分	基準総所得金額×2.24%	10,430円
介護分	基準総所得金額×2.65%	14,710円

医療援助

■後期高齢者医療制度（医療援助課）

75歳以上の方及び一定の障害がある65歳以上の方を対象にした医療保険制度です。

この制度では、都道府県ごとに設立された後期高齢者医療広域連合が運営を行い、横浜市では、保険料の徴収及び各種申請の受付に関する事務を行っています。令和3年3月末現在の対象者数は465,927人です。

■医療費助成（医療援助課）

ひとり親家庭等医療費助成

母子家庭・父子家庭等の生活の安定と自立を支援するために、保険診療の自己負担額を助成しています。

重度障害者医療費助成

障害者の健康の保持と生活の安定が図れるよう、保険診療の自己負担額を助成しています。

更生医療

身体障害者の障害を軽減したり、機能を回復するため、自立支援医療（更生医療）の給付を行っています。

小児等の医療給付

小児等が、早期に適切な医療を受け、健康の回復と維持増進を図ることができるよう、また、患者家族の医療費の負担を軽減するため、次の医療給付を行っています。

- 1 小児がん・腎疾患等を対象とする小児慢性特定疾病医療給付
- 2 未熟児を対象とする養育医療給付
- 3 身体障害児を対象とする自立支援医療（育成医療）給付
- 4 結核で入院している児童を対象とする療育医療給付

小児医療費助成

安心して子どもを育てる環境づくりのひとつとして、健康保険に加入しているお子さまが医療機関で受診した場合、保険診療の自己負担額を助成しています。

表5 小児医療費助成の範囲 令和3年8月1日現在

年齢	助成対象	保護者の所得制限	助成内容
0歳	入院・通院	なし	全額助成
1、2歳			保護者の所得が基準額以上の場合は通院1回500円までの負担 保護者の所得が基準額未満の場合は全額助成 ※入院、院外薬局の薬代は全額助成
3歳～小学3年生			全額助成
小学4年生～中学3年生	あり	あり	通院1回500円までの負担 ※入院、院外薬局の薬代は全額助成 ※保護者の市民税が非課税の場合は全額助成

障害者福祉

■障害者手帳の交付（障害者更生相談所、こころの健康相談センター）

障害児・者に対して一貫した支援を行い、各種の福祉サービスを利用しやすくするため、障害の種類と程度に応じ、身体障害児・者には身体障害者手帳、知的障害児・者には療育手帳（愛の手帳）、精神障害児・者には精神障害者保健福祉手帳を交付しています。

■相談支援事業（障害福祉保健部）

障害児・者が地域で安心して自立した生活を送れるよう、福祉・保健に関する総合的な相談や情報提供を行うため、区福祉保健センター等の公的機関のほか、基幹相談支援センターや施設（表6）において、相談支援事業を実施しています。

表6 相談支援事業実施場所 令和3年8月1日現在

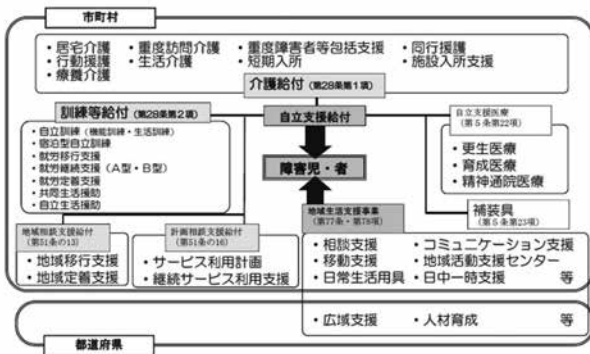
施設名	所在地
鶴見区基幹相談支援センター（つるみ地域活動ホーム幹）	鶴見区豊岡町
神奈川区基幹相談支援センター（かながわ地域活動ホームほのぼの）	神奈川区反町
西区基幹相談支援センター（地域活動ホームガッツ・ビーと西）	西区中央
中区基幹相談支援センター（中区障害者地域活動ホーム）	中区新山下
南区基幹相談支援センター（地域活動ホームどんとこい・みなみ）	南区中村町
港南区基幹相談支援センター（港南中央地域活動ホームそよかぜの家）	港南区港南中央通
保土ヶ谷区基幹相談支援センター（ほどがや地域活動ホームゆめ）	保土ヶ谷区天王町
旭区基幹相談支援センター（地域活動ホームサポートセンター連）	旭区二俣川
磯子区基幹相談支援センター（いそご地域活動ホームいぶき）	磯子区杉田
金沢区基幹相談支援センター（金沢地域活動ホームりんごの森）	金沢区富岡東
港北区基幹相談支援センター（しんよこはま地域活動ホーム）	港北区新羽町
緑区基幹相談支援センター（みどり地域活動ホームあおぞら）	緑区中山
青葉区基幹相談支援センター（あおば地域活動ホームすてっぷ）	青葉区青葉台
都筑区基幹相談支援センター（つづき地域活動ホームくさぶえ）	都筑区牛久保東
戸塚区基幹相談支援センター（東戸塚地域活動ホームひかり）	戸塚区川上町
栄区基幹相談支援センター（地域活動ホームサポートセンター径）	栄区桂町
泉区基幹相談支援センター（泉地域活動ホームかがやき）	泉区中田北
瀬谷区基幹相談支援センター（せや活動ホーム太陽）	瀬谷区三ツ境
横浜医療福祉センター港南	港南区港南台
てらん広場	保土ヶ谷区上菅田町
青葉メゾン	青葉区奈良町
花みずき	港北区新吉田町
光の丘	旭区白根
十愛病院	戸塚区品濃町
横浜市発達障害者支援センター	中区羽衣町

■障害者総合支援法の施行（障害福祉保健部）

平成 25 年 4 月 1 日に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）が施行されました。この法律は、地域社会における共生の実現に向けて障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、障害者自立支援法を改正したものです。この法律では、障害福祉サービスや自立支援給付の内容、介護給付費等の支給決定、障害支援区分の認定、指定障害福祉サービスの事業者の指定、地域生活支援事業、障害福祉計画の作成等について定めています。

事業体系のしくみ

サービスは、個々の障害のある方の障害支援区分や勘案事項（社会活動や介護者、居住等の状況等）をふまえ、個別に支給決定が行われる「介護給付」、「訓練等給付」等の「自立支援給付」と、都道府県や市町村事業として柔軟に実施されるコミュニケーション支援、ガイドヘルプ（移動支援）、地域活動支援センター等の「地域生活支援事業」に大別され、構成されます。



■障害者の就労支援（障害自立支援課）

障害者就労支援センターの運営等により、障害者の就労支援を進めています。また、障害者優先調達推進法などを踏まえ、「横浜市障害者共同受注センター」を設置するなど、障害者就労施設等における福祉的就労を支援しています。

■障害者スポーツ・レクリエーション・文化活動の振興（障害自立支援課）

障害者スポーツ文化センター（横浜ラポール・ラポール上大岡）を中心に、スポーツ・レクリエーション及び文化活動等を通じて、障害児・者の健康増進、体力向上、社会参加を推進しています。

1 スポーツプログラムの実施

リハビリテーションスポーツ教室や種目別教室のほか、ラポール指導員が地域のスポーツセンター等で教室を開催し、スポーツに親しむきっかけ作りをしています。

2 スポーツ大会の開催

全国障害者スポーツ大会の予選会を兼ねた横浜市障害者スポーツ大会「ハマピック」のほか、記録会

やリーグ戦等の大会を開催しています。

3 文化振興事業の開催

文化活動の発表の場として「ラポール芸術市場」を開催しているほか、演劇や字幕付き映画会、コンサート、各種文化教室などを実施しています。

■障害児・者とその家族の生活支援（障害自立支援課）

ホームヘルプ事業・ガイドヘルプ事業

障害児・者の日常生活を支援するため、障害者総合支援法に基づき、家事援助や身体介護、通院等介助を行うホームヘルプサービスを提供します。また、買物や余暇活動、通学（特別支援学校）・通所等で外出する際の移動を支援するガイドヘルプサービスを提供します。

補装具・日常生活用具

障害によって生じる生活上の困難を軽減するため、義手、義足、視覚障害者安全つえ、車椅子などの補装具や特殊寝台、視覚障害者用ポータブルレコーダー、点字図書、ストーマ用装具などの日常生活用具の給付を行います。また、あんしん電話の設置も行っています。

住環境整備事業

障害者が住み慣れた家で安全に暮らし続けることができるように、専門のスタッフによるアドバイスや住宅改造費や階段昇降機等自立支援機器の購入費・取付費の助成を行います。

移動支援事業

障害児・者の移動手段を確保し、社会参加を促進するために、市営地下鉄や市内運行バス等の乗車時に運賃が無料になる福祉特別乗車券の交付（年額 1,200 円 20 歳未満 600 円の利用者負担あり）やタクシー料金の助成を行っています。そのほか、移動の相談窓口である移動情報センターの設置や車いすのまま乗車できるリフト付自動車（ハンディキャブ）の運行・貸出、自動車運転訓練費の助成等を行います。

入浴サービス事業

家庭での入浴が困難な重度身体障害者を対象に訪問入浴や施設入浴を行います。

障害者手当

障害者の負担の軽減のために、各種手当の給付制度があります。

心身障害者扶養共済制度

保護者が死亡した場合等に、障害児・者の生活の安定を図るため、掛金制度による年金を支給しています。

■障害児・者への専門的な支援（障害自立支援課）

横浜市総合リハビリテーションセンター

障害児・者へのリハビリテーションを総合的に行う市の中核的施設です。

1 総合相談機能

障害者更生相談所と連携しながら、医療・心理・職業・社会環境等総合的な観点から診断・判定を行い、リハビリテーション計画を作成します。また、福祉保健センター等の機関や福祉施設との関係を総合的に調整します。

2 専門的リハビリテーション

医療・療育・生活技術・職能開発等の専門スタッフが訓練を実施します。

3 地域リハビリテーション機能

利用者の生活環境に応じたリハビリテーションを展開するため、医師・療法師等の専門スタッフが家庭を訪問し、評価・訓練等を行います。

4 企画・開発・研究機能

リハビリテーションに関する技術開発・調査研究・研修等を行います。

福祉機器支援センター

一人ひとりの障害や家庭の状況に合った福祉機器、住宅改造を支援するため、専門的な相談、情報提供、展示などを行います。また、地域リハビリテーションの拠点機能も有しています。

■地域生活の支援（障害施設サービス課）

身体障害児・者、知的障害児・者及び精神障害者の地域での生活を支援するための拠点施設として、障害者地域活動ホーム（社会福祉法人型 18 か所、機能強化型 23 か所）、障害者が自主製品の製作などの日中活動に参加する地域活動支援センター（障害者地域作業所型 75 か

所、精神障害者地域作業所型 61 か所）の設置運営に対して助成を行っています（いずれも令和3年4月1日現在）。

■共同生活援助（グループホーム）（障害施設サービス課）

障害者が住み慣れた地域で暮らすための住まいの場として、本市では国制度化に先駆けてグループホーム試行事業を開始し、障害者自立支援法施行後は、本市独自の補助制度で設置促進を進めています。

■多機能型拠点（障害施設サービス課）

医療的ケアが必要な重症心身障害児者等やその家族が地域で安心して暮らせるよう、必要なサービスを一体的に提供する拠点です。相談支援、短期入所、日中一時支援、診療、居宅介護及び訪問看護等のサービスを行っています。

■障害者福祉施設・地域活動ホームの整備（障害施設サービス課）

障害者の施設利用ニーズに応えるため各種の施設整備を進めてきました。令和3年4月1日現在の施設数は表7、表8のとおりです。

■精神障害者生活支援センター（障害施設サービス課）

地域で生活する精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加を促進するため、精神保健福祉士などによる日常生活相談や食事・入浴サービス、生活情報の提供などを行っています。

表7 障害者地域活動ホーム等の内容及び施設数（障害施設サービス課）

令和3年4月1日現在

施設種別	内 容	施設数	定 員
障害者地域活動ホーム	障害児・者の地域生活を支援する拠点となる横浜市独自施設で、日中活動、ショートステイ、一時ケア、相談支援事業等を実施しています。	41	日中活動 1,785
地域活動支援センター （障害者地域作業所型）	身体障害者・知的障害者に創作的活動や生産活動、地域との交流の機会などを提供します。	75	1,361
地域活動支援センター （精神障害者地域作業所型）	精神障害者に創作的活動や生産活動、地域との交流の機会などを提供します。	61	1,621

表8 障害福祉サービス（障害施設サービス課）

令和3年4月1日現在

事業名	内 容	施設数	定 員
生活介護 ※障害者地域活動ホーム含む	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	234	6,919
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	22	1,114
機能訓練	理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーション、日常生活上の相談支援等を行います。	2	71
生活訓練	食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や日常生活上の相談支援等を行います。	24	372
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	79	1,415
就労継続支援 A 型	雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に向けた支援を行います。	31	537
就労継続支援 B 型 ※障害者地域活動ホーム含む	雇用契約を伴わない就労の機会や生産的活動の場を提供するとともに、一般就労等への移行に向けた支援を行います。	194	4,512
共同生活援助	共同生活を送る住居において、日常生活上の様々な支援を行います。	841	4,954

■精神保健福祉対策事業（障害福祉保健部）

区福祉保健センターでは、医療ソーシャルワーカーや保健師が、精神疾患等により社会的、心理的、経済的問題を抱えた人に対し支援を行うとともに、早期発見・早期治療・社会復帰に向けた相談等を行っています。

また、専門医の医学的指導を含めた相談を行うとともに、集団援助活動（生活教室、家族教室）の実施、精神障害者を支援する市民団体等の地域組織活動に対する支援を行っています。そのほか、市民の皆さんのこころの健康の向上や精神障害に対する理解の促進を図るため、講演会の開催やボランティア育成等の活動を行っています。

精神保健福祉課においては、市内精神科病院を対象とした精神保健福祉法に基づく実地指導や、精神科救急医療事業等を実施しています。

こころの健康相談センター

市民の皆さんのこころの健康の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための専門機関です。（精神保健福祉法上の精神保健福祉センターです。）

こころの電話相談、講演会やリーフレットを利用した普及啓発事業、精神保健福祉関係機関への専門的支援、人材育成、精神科病院入院中の患者の人権を守るために入院の適否を判断する精神医療審査会の運営、自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定等を実施しています。

さらに、自殺対策、依存症関連及び措置入院者退院後支援の各種事業を行っています。

■横浜市障害者プラン（障害施策推進課）

本プランは、「障害者基本法」に基づく「障害者計画」、「障害者総合支援法」に基づく「障害福祉計画」及び「児童福祉法」に基づく「障害児福祉計画」を一体的に策定したもので、本市における障害福祉施策の中長期的な計画として定めています。

第3期プラン（計画期間：平成27～令和2年度）から、障害のある人が日常生活を送る上での視点に立った構成としています。第4期プラン（計画期間：令和3～令和8年度）では、「障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることができるよう目指す」を基本目標とし、幅広い施策・事業を推進しています。

高齢者福祉

■高齢者の生きがい・社会参加 （高齢健康福祉課・介護保険課）

敬老特別乗車証の交付

高齢者が、気軽に外出し、地域社会との交流を深めることができるよう、70歳以上の希望者に市内のバスや市

営地下鉄などが利用できる「敬老特別乗車証」を交付しています（所得等に応じた利用者負担あり）。

老人クラブへの助成

市内に1,518ある老人クラブ（令和3年4月1日現在の会員数は99,173人）の健全な育成と発展を図るため、活動費を助成しています。老人クラブでは、仲間づくりを通じて、高齢者の生きがいを高め、健康の増進、社会参加促進を図るため、各種スポーツ活動、文化・学習活動、奉仕活動、友愛活動などに取り組んでいます。

高齢者のための優待施設利用促進事業（濱ともカード）

高齢者に敬意を払う社会を醸成するとともに、高齢者が楽しく元気に過ごせるよう、文化施設や飲食店などの協賛施設・店舗を優待利用できる「濱ともカード」を65歳以上の市民の皆さんにお配りしています。

敬老月間事業

毎年9月を敬老月間とし、「老人の日」「敬老の日」を中心に、敬老祝品の贈呈などを行っています。

全国健康福祉祭（ねんりんピック）への参加

人生の年輪を重ね、豊かな知識と経験を積んだ、はつらつとした高齢者を中心に毎年開催されるスポーツ・文化・福祉などの総合イベントです。

令和元年度は、和歌山県で開催され、横浜市から145人の60歳以上の高齢者が参加しています。

令和2～3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で開催が見送られましたが、令和4年度には、神奈川・横浜・川崎・相模原大会が予定されており、横浜市ではテニスとサッカーの交流大会を開催します。

老人福祉センターの運営

地域の高齢者が健康で明るい生活が営めるよう、趣味、教養、健康づくりの各種教室の実施や健康相談、生活相談を行っており、1区に1館あります。

そのほか、地域の高齢者の利用施設として、市内2か所に老人憩いの家があります。

生きがい就労支援スポットの運営

地域社会で高齢者が活躍できる仕組みを作るため、平成26年12月に市内1か所目の相談窓口「金沢区生きがい就労支援スポット」を開設しました。また、平成30年3月に「港北区生きがい就労支援スポット」を開設し、令和2年度は合計で441人からの相談を受けました。

高齢者保養研修施設ふれーゆの運営

高齢者の社会参加や世代間交流の促進を目的とした保養、健康づくりなどの機能を持つ施設で、資源循環局鶴見工場の余熱を利用しています。高齢者に限らず、どなたでも利用できます。施設には、プール、人工温泉大浴場、大広間、展示温室、多目的室などがあります。

よこはまシニアボランティアポイント

高齢者の健康増進、介護予防や社会参加、地域貢献を通じた生きがいづくりを促進するため、介護施設等での生活介助の支援や行事の手伝いなどの活動に参加することで寄付や換金が可能なポイントが貯まる制度を実施しています。令和2年度末で、活動者数8,894人、受入か所数664か所となりました。

■介護予防・生活支援（地域包括ケア推進課）

介護予防普及啓発事業

高齢者をはじめ広く市民の皆さんに対して、講演会やイベントなどを通して、介護予防の必要性和知識の普及を図っています。

地域介護予防活動支援事業

高齢者の自主的な健康づくり・介護予防活動を支援するため、関係団体との連絡会やボランティア育成のための研修会などを行っています。

元気づくりステーション事業

地域で自主的に介護予防に取り組む高齢者のグループ活動を支援します。※上記3事業については、表13参照

生活支援体制整備事業

平成28年4月から「生活支援コーディネーター」を、区域は各区社会福祉協議会に、日常生活圏域には、地域ケアプラザ等に配置し、「高齢者一人ひとりができることを大切にしながら暮らし続けるために多様な主体が連携・協力する地域づくり」を目指し、必要な活動・サービスの創出・持続・発展のための具体的な取組を進めています。

■自立支援（高齢在宅支援課、高齢施設課）

訪問指導

ひとり暮らしや、生活習慣病・認知症などで療養中の方及びその家族を対象に、保健師、訪問看護師、栄養士、歯科衛生士が訪問して、日々の生活へのアドバイスを行っています。

生活支援ショートステイ

要介護又は要支援に認定されていない、おおむね65歳以上の方で、介護者の不在や日常生活に支障があり、ひとり暮らしが困難な方や、虐待等在宅生活を継続すると本人の生命または身体に危険が生じるおそれがある方を対象に、養護老人ホームへの短期入所サービスを提供し、日常生活に対する支援を行っています。

■要援護高齢者支援（高齢在宅支援課、高齢施設課、介護事業指導課）

日常生活用具給付・貸与

寝たきり又は認知症の状態にある要介護者の方やひとり暮らしの高齢者の方などを対象に、紙おむつの給付、あんしん電話の貸与を行っています（紙おむつは市民税非課税世帯のみ対象）。

住環境整備

要支援1・2又は要介護1～5の認定を受けた方を対象に、身体状況に合わせた住宅改造の相談・助言や、所得状況に応じた改造費の助成を行っています（助成限度基準額上限100万円、介護保険住宅改修を優先適用します）。

食事サービス

ひとり暮らしの中重度要介護者（要介護2以上又は要支援・要介護1の一部）で食事の用意が困難な方のうち、食事に関連するサービスの利用調整の結果、必要と認められた方を対象に、食事を直接提供し、併せて日常の安否確認を行っています。

訪問理美容サービス

おおむね65歳以上の要介護4又は5に認定された方などで、理容所又は美容所へ出向くことが困難な在宅の方を対象に、理容師又は美容師による訪問理美容サービスを提供しています。

外出支援サービス

要介護3以上の認定を受けたおおむね65歳以上の方で、単独での公共交通機関による外出が困難な在宅の方を対象に、専用車両で通院、福祉施設などへの送迎サービスを行っています。

在宅高齢者虐待防止事業

高齢者虐待の早期発見・対応のため、区役所と地域包括支援センターに相談窓口を設置しています。

また、介護保険事業所や病院等の関係機関との連絡会の開催や、虐待の未然防止のための市民向け啓発活動の実施等により、高齢者の尊厳ある生活を守るとともに、養護者への支援を行っています。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

居宅要介護者について、定期的な巡回・随時通報により「訪問」し、服薬管理・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話をを行うとともに、看護師等により療養上の世話・診療の補助を行い、在宅生活の継続を支援します。

小規模多機能型居宅介護

居宅要介護者・居宅要支援者について、「通い」を中心として、様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせて、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話・支援、機能訓練を行い、在宅生活の継続を支援します。

看護小規模多機能型居宅介護

居宅要介護者について、小規模多機能型居宅介護に加え訪問看護（療養上の世話）を組み合わせたサービスを行い、在宅生活の継続を支援します。

認知症対応型共同生活介護

認知症の要介護者・要支援者について、家庭的な雰囲気の中、共同生活を送りながら、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話・支援、機能訓練を行います。利用者が役割をもって家事をするなどして、症状の進行緩和を目指します。

認知症高齢者等保健福祉相談事業

認知症の症状のある方やその家族などを対象に、専門医、保健師、ソーシャルワーカーによる認知症高齢者保健福祉相談を実施しています。

認知症高齢者等緊急対応事業

在宅の認知症高齢者等が、症状の急激な悪化などにより、在宅での生活が困難となった場合、緊急相談及び本人の医療機関への緊急一時受入などを行い、本人の安全な生活の確保及び介護者の負担軽減を図っています。

認知症高齢者地域支援事業

健康福祉局、区役所、警察署、消防署、医療機関、地域関係団体などの関係機関で構成されるSOSネットワークにおいて、行方不明となった認知症高齢者等の早期発見を目的とした情報共有を行うほか、認知症高齢者等への理解と地域での支えあい意識の向上を目的とした啓発・広報活動を行っています。また、行方不明になるおそれのある認知症高齢者等を対象に個人情報を守りなが

ら早期に身元の特定ができる「見守りシール」を配付しています。

その他、警察に保護された身元の分からない認知症高齢者等を特別養護老人ホームなどで一時保護しています。

認知症疾患医療センター

保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施しています。

認知症初期集中支援等推進事業

認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を設置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を強化しています。

緊急ショートステイ事業

在宅の高齢者等が緊急にショートステイを必要とする場合に備えるため、予めベッドを確保し速やかに利用できる体制を整えています。

■老人福祉施設等の整備・運営（高齢施設課）

老人福祉施設の整備

特別養護老人ホーム等の建設に対し助成を行い、整備促進を行っています。令和2年度は、表16の施設がしゅん工しました。また、令和3年度は、特別養護老人ホーム12か所（継続7か所、新規5か所）の整備を進めています。

老人福祉施設等の運営指導

市内には、表15のとおり特別養護老人ホームをはじめとする老人福祉施設及び介護老人保健施設があり、施設の運営指導を行っています。

■介護保険事業

介護保険制度は、介護を社会全体で支えていく制度として、平成12年4月から40歳以上64歳までの医療保険に加入している方と65歳以上の方全員が加入し、市町村が保険者となって始まりました。

財源としては、給付と負担の関係が明確な社会保険方式となっています。

横浜市は、保険者として、被保険者の資格管理、保険料の徴収、要介護認定及び保険給付などを行うとともに介護保険法に基づき居宅・地域密着型サービス事業者等の指定・更新、事業者等への指導・監査を行います。また、3年毎に横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、それに基づいて、サービスの基盤整備を

表9 要介護認定者数の見込み

(単位：人)

種 別	2021 (令和3)年度見込み	2022 (令和4)年度見込み	2023 (令和5)年度見込み
第1号被保険者数(65歳以上)	931,300	935,500	941,200
要 介 護 認 定 者 数	178,100	185,200	191,700
介護保険サービス利用者数	在宅サービス	102,200	106,800
	居住系サービス	19,100	19,900
	施設サービス	25,300	25,700

(注)「第8期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画(令和3年度～5年度)」による。
在宅サービスには、地域支援事業への移行分も含む。

進めていきます。

被保険者数(令和2年度末)

- 第1号被保険者(65歳以上の者)
約93万人
- 第2号被保険者
(40歳以上64歳までの医療保険加入者)
約133万人

要介護(要支援)認定

介護(予防)サービスを利用するためには、区役所に申請し、要介護(要支援)認定を受ける必要があります。区役所では、申請に基づき認定調査を行うとともに、主治医意見書の提出を受け、保健・医療・福祉分野の専門家からなる介護認定審査会の合議体(審査部会)の審査判定に基づいて、認定を行います。認定は、介護の必要度から7段階に区分されます(要支援1・2、要介護1～5)。

第1号被保険者は、原因を問わず認定を経て介護(予防)サービスが受けられますが、第2号被保険者は初老期認知症や脳血管疾患など加齢に起因する16種類の特定疾病に該当した場合に限り、認定を経て介護(予防)サービスが受けられます。

要介護認定の状況(令和3年3月31日現在)

- 要介護認定者数
176,370人
- 要介護度別内訳

(人)

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
22,375	28,450	27,521	37,334	24,025	21,670	14,995

■介護予防・日常生活支援総合事業

平成27年度の介護保険法改正に伴い、全国一律の基準で実施する予防給付(訪問介護・通所介護)は、市町村で取り組む地域支援事業の「介護予防・日常生活支援総合事業」(以下「総合事業」という。)に移行しました。横浜市では「要介護状態の予防と自立に向けた支援」「多様で柔軟な生活支援のある地域づくり」を基本的考え方として、平成28年1月から総合事業を実施しています。

■介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業(以下「サービス事業」という。)は、予防給付の旧介護予防訪問介護等から移行したサービス等で構成されています。サービス事業の対象者は、要支援1・2の方に加えて、「基本チェックリスト」を実施し「事業対象者」と判断された方です。

表10 主な介護保険サービスの実施状況

サービスの種類		2年度実績	2年度見込量	単位	
在宅サービス	訪問介護	6,746,729	7,384,500	回/年	
	訪問看護	介護	1,435,276	2,218,300	回/年
		予防	39,905	31,200	人/年
	通所介護	2,424,951	2,790,300	回/年	
	短期入所生活介護	介護	674,833	932,600	日/年
予防		1,034	1,800	人/年	
特定施設入居者生活介護	介護	118,964	119,600	人/年	
	予防	16,033	16,000	人/年	
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	10,596	11,100	人/年	
	小規模多機能型居宅介護	介護	28,583	33,000	人/年
		予防	2,218	1,800	人/年
	認知症対応型共同生活介護	介護	65,780	67,200	人/年
予防		120	100	人/年	
施設サービス	介護老人福祉施設	183,714	187,100	人/年	
	介護老人保健施設	98,599	101,900	人/年	
	介護療養型医療施設	3,338	6,800	人/年	
	介護医療院	(1,517)	(2,900)	人/年	

(注)「第7期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成30年度～令和2年度)」による。
「介護」は要介護者への介護給付のサービス量を、「予防」は要支援者への予防給付のサービス量を示している。
「介護医療院」は「介護療養型医療施設」の内数。

表11 主な介護予防・生活支援サービス事業の実施状況

サービスの種類	2年度実績	2年度見込量	単位
訪問介護相当サービス等	138,892	171,700	人/年
通所介護相当サービス	162,135	174,700	人/年

表12 介護保険外サービスの実施状況

事業等の種類		2年度実績	2年度見込み・目標量
日常生活用具	給付(紙おむつ)	延べ月数 50,985	51,382
	貸与(あんしん電話)	台 1,054	1,028
住環境整備事業	件	15	35
食事サービス	食	159,535	221,872
訪問理美容サービス	回	3,456	3,614
外出支援サービス	回	1,566	12,775
中途障害者地域活動センター	人	37,916	58,002
生活支援ショートステイ	日	793	410
老人福祉センター	か所	18	18
	人	6	6
養護老人ホーム	か所	498	498
	人	5	5
軽費老人ホーム	か所	250	250
	人	394	394
ケアハウス	人	394	394

(注)「第7期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成30年度～令和2年度)」による。

表13 地域づくり型介護予防事業の実施状況

事業等の種類	2年度実績	2年度目標量
介護予防普及啓発事業	対象者数 3,209	25,000
地域介護予防活動支援事業	参加延べ人数 3,944	9,700
元気づくりステーション事業	グループ数 322	400

(注)「第7期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成30年度～令和2年度)」等による。

表14 介護保険施設等の整備状況

施設の種類	2年度実績	2年度目標量
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	年度末定員数 16,749	17,033
介護老人保健施設	年度末定員数 9,571	9,571
介護療養型医療施設・介護医療院	年度末定員数 272	362
認知症高齢者グループホーム	年度末定員数 5,886	6,113
特定施設(有料老人ホーム等)	年度末定員数 15,300	15,489

(注)「第7期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成30年度～令和2年度)」による。

表15 老人福祉施設等の施設内容及び施設開所数（令和3年4月1日現在）

施設種別	内容	施設数	定員	
老人福祉施設	特別養護老人ホーム*	寝たきりまたは認知症のために常に介護を必要とする人(原則、要介護3から5)で、在宅での介護を受けることが難しい人のための入所施設です。 入所希望者の多い施設で、重点的に整備を進めています。	161	16,720
	養護老人ホーム	介護を常には必要としない原則として65歳以上の高齢者で、環境上の理由及び経済的事情によって在宅での生活が困難な人のための入所施設です。	6	498
	軽費老人ホーム	原則として60歳以上の高齢者(どちらかが60歳以上の夫婦)で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があり、家族の援助を受けるのが困難な人のための入所施設です。	5	250
	ケアハウス		6	394
	老人短期入所施設	要介護者等を介護している家庭で、家族が疾病などのために介護することが困難になった場合や、ひとり暮らしで介護を受けることが出来ない場合、一定期間高齢者を介護する専用施設です。	11	317
介護老人保健施設	入院治療の必要はないが、リハビリや介護を必要とする要介護1～5に認定されている人が対象です。日常生活動作のリハビリなどを行いながら、在宅生活復帰を目指す施設です。	87	9,571	
介護医療院	慢性期の医療・介護ニーズを併せ持つ高齢者を対象に、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設です。	3	123	

*平成15年10月以降、特別養護老人ホームの入所申込みは、「特別養護老人ホーム入所申込受付センター」で郵送により受け付けています。

表16 令和2年度特別養護老人ホームの整備

施設名称	施設所在地	しゅん工時期
わかくさ	金沢区泥亀2-12-1	令和2年5月
あさくら苑 新子安	神奈川区子安台1-16-15	令和3年2月
泉の郷 日野南	港南区日野南4-29-9	令和3年1月
レジデンシャル常盤台(増築)	保土ヶ谷区常盤台74-7	令和3年2月
しょうじゅの里三保 サテライト	緑区三保町2640-220	令和3年3月

居宅サービス計画及び介護予防サービス・支援計画の作成

在宅サービスを利用する場合、本人の心身の状態や希望等に応じた適切なサービスが受けられるよう、要介護認定者には居宅介護支援事業者が居宅サービス計画を、要支援認定者及び事業対象者には地域包括支援センター

等が介護予防サービス・支援計画を作成します。

費用は全額が介護保険から支払われますので利用者の自己負担はありません。

保険給付及び介護予防・生活支援サービス事業

1 サービスの種類

要介護の方は介護給付のサービス、要支援の方は予防給付のサービスが利用できます。また、要支援の方及び事業対象者の方はサービス事業が利用できます。

介護給付のサービス	居宅サービス	①訪問介護、②訪問入浴介護、③訪問看護、④訪問リハビリテーション、⑤居宅療養管理指導、⑥通所介護、⑦通所リハビリテーション、⑧短期入所生活介護、⑨短期入所療養介護、⑩特定施設入居者生活介護、⑪福祉用具貸与、⑫特定福祉用具販売、⑬住宅改修
	地域密着型サービス	①定期巡回・随時対応型訪問介護看護、②夜間対応型訪問介護、③地域密着型通所介護、④認知症対応型通所介護、⑤小規模多機能型居宅介護、⑥認知症対応型共同生活介護、⑦地域密着型特定施設入居者生活介護、⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、⑨看護小規模多機能型居宅介護
	施設サービス	①介護老人福祉施設(原則として要介護3～5の方に限ります。)、②介護老人保健施設、③介護療養型医療施設、④介護医療院
予防給付のサービス	介護予防サービス	①介護予防訪問入浴介護、②介護予防訪問看護、③介護予防訪問リハビリテーション、④介護予防居宅療養管理指導、⑤介護予防通所リハビリテーション、⑥介護予防短期入所生活介護、⑦介護予防短期入所療養介護、⑧介護予防特定施設入居者生活介護、⑨介護予防福祉用具貸与、⑩特定介護予防福祉用具販売、⑪介護予防住宅改修
	地域密着型介護予防サービス	①介護予防認知症対応型通所介護、②介護予防小規模多機能型居宅介護、③介護予防認知症対応型共同生活介護(要支援2の方に限ります。)
介護予防・生活支援サービス事業のサービス		①横浜市訪問介護相当サービス、②横浜市訪問型生活援助サービス、③横浜市訪問型支援、④横浜市訪問型短期予防サービス、⑤横浜市通所介護相当サービス、⑥横浜市通所型支援、⑦横浜市配食支援、⑧横浜市見守り支援

*サービス事業の「横浜市訪問型支援」「横浜市通所型支援」「横浜市配食支援」「横浜市見守り支援」は、要支援・事業対象者のときから継続して利用する要介護の方も利用することができます。

2 介護サービスの利用限度

介護保険の居宅サービスには、要介護度に応じた支給限度額が設定されています。

表17 介護サービスの利用限度

要介護度等		1か月当たりの居宅サービス等の利用限度額
事業対象者		5,032 単位 (約 5 万円～約 6 万円)
要支援	要支援 1	5,032 単位 (約 5 万円～約 6 万円)
	要支援 2	10,531 単位 (約 11 万円～約 12 万円)
要介護	要介護 1	16,765 単位 (約 17 万円～約 19 万円)
	要介護 2	19,705 単位 (約 20 万円～約 22 万円)
	要介護 3	27,048 単位 (約 27 万円～約 30 万円)
	要介護 4	30,938 単位 (約 31 万円～約 34 万円)
	要介護 5	36,217 単位 (約 36 万円～約 40 万円)

※利用限度額については、単位数に地域区分単価（10 円～ 11.12 円）を乗じて算出した目安額です。

単価はサービス種類によって異なります。

利用者負担

1 サービスを利用した場合の自己負担

1 割（一定以上の所得者は 2 割または 3 割）の負担と食費・部屋代などがかかります。

1～3 割の負担（福祉用具の購入費、住宅改修費を除く。）が高額になる場合は、申請により一定の上限額（月額）を超えた分が高額介護サービス費等として払い戻されます。（表 19 参照）

このほか、各医療保険と介護保険の自己負担の 1 年間の合計額が一定の基準額を超えた場合に、申請により一定額を超えた分が支給される高額医療・高額介護合算制度を実施しています。

また、市民税非課税世帯であること等の一定の要件に該当する方については、施設入所及び短期入所利用時の食費・部屋代の軽減制度なども実施しています（表 20 参照）。

2 その他の利用者負担軽減

(1) 横浜市介護サービス自己負担助成（本市独自制度）

要介護（要支援）認定を受けており、収入要件等が一定の基準に該当する場合、在宅サービスやグループホームを利用する際の利用者負担、グループホームの家賃・食費・光熱水費及び特別養護老人ホーム等のユニット型個室の居住費について、利用者負担の一部を助成します。

（助成対象要件及び助成内容の概要は表 18 を、助成対象サービスについては表 24 を参照）

(2) 社会福祉法人による利用者負担軽減

本市に軽減することを届け出た社会福祉法人が行う介護サービス等の利用者負担を軽減します。

ア 対象者の要件

介護サービス自己負担助成制度（在宅サービス助成）と同じ（一部異なる場合があります）又は、生活保護の方。

イ 助成内容

原則として利用者負担のうち 1 割負担の 25% 又は 50%、食費、居住費の 25% 又は 50% をそれぞれ軽減。生活保護の方は、個室居住費を 100% 軽減。

ウ 対象となるサービス

表 24 参照

保険料

1 第 1 号被保険者の保険料

第 1 号被保険者の保険料は、個人ごとに、前年中の所得等に応じた段階別の定額保険料となっています。（表 21 参照）

また、災害や失業、所得が低い等の理由で保険料を納めることが困難なときは、介護保険料が減免される場合があります。（表 22 及び表 23 参照）

なお、老齢・退職年金、障害年金、遺族年金が年額 18 万円以上の方は特別徴収（年金から天引き）となり、それ以外の方は、普通徴収（口座振替や納付書）により直接保険料を納めます。

2 第 2 号被保険者（40 歳から 64 歳まで）の保険料

各医療保険者が、加入する第 2 号被保険者の数等に応じて、社会保険診療報酬支払基金に納付しなければならない額に基づき、算出しています。

介護分保険料は、加入している医療保険として一括して徴収され社会保険診療報酬支払基金を通じ、全国の市町村へ定率（27%（令和 3 年度～5 年度））で交付されます。

■横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（高齢健康福祉課）

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、老人福祉法及び介護保険法に基づき、高齢者に関する各種の保健福祉事業や介護保険制度の円滑な実施に関する総合的な計画として定めたものです。また、「認知症施策推進計画」は、国がまとめた認知症施策推進大綱に基づき、横浜市が独自に策定するもので、これら 3 つの計画を合わせて、「よこはま地域包括ケア計画」として位置付けています。

この計画では、生涯現役社会の実現に向けた高齢者の活躍できる地域づくりと住み慣れた地域で自分らしく日常生活を営むことができる横浜型地域包括ケアシステムの展開を基本目標に掲げています。

令和 3 年 3 月には、第 7 期計画（計画期間：平成 30～令和 2 年度）の終了に伴い、新たに第 8 期計画（計画期間：令和 3～5 年度）を策定しました。

表18 横浜市介護サービス自己負担助成の助成対象要件及び助成内容の概要

助成種別	助成対象要件			助成内容	
	収入基準	資産基準	その他の要件		
在宅サービス助成	単身世帯で年間収入見込額の合計が150万円以下の方	単身世帯で金融資産が350万円以下であり、あわせて、居住用不動産（土地（200㎡以下）及び家屋）以外の不動産を所有していないこと	市民税非課税世帯		
グループホーム助成			税法上の被扶養者でないこと	3か月以上横浜市に居住していること	利用者負担を3%又は5%に軽減及び定額助成
施設居住費助成				介護保険負担限度額認定（第1・第2段階）を受けていること	利用者負担を5%に軽減及び定額助成また、家賃・食費・光熱水費について一定額まで助成 ユニット型個室の居住費を月額5,000円程度助成（日額：165円）

表19 高額介護サービス費

所得区分	上限額（月額）※1
現役並み所得者Ⅲ（市民税課税世帯で課税所得が690万円以上に相当する方がいる世帯の方）	140,100円（世帯）※3
現役並み所得者Ⅱ（市民税課税世帯で課税所得が380万円以上690万円未満に相当する方がいる世帯の方）	93,000円（世帯）※3
現役並み所得者Ⅰ（市民税課税世帯で課税所得が380万円未満に相当する方がいる世帯の方）	44,400円（世帯）
世帯の全員が市民税を課税されていない方	24,600円（世帯）
・ 高齢福祉年金を受給している方	24,600円（世帯）
・ 前年の「公的年金等収入額」と「その他の合計所得金額※2」の合計が年間80万円以下の方	15,000円（個人）
生活保護等を受給されている方	15,000円（個人）※4

※1 「世帯」とは、住民基本台帳の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

※2 その他の合計所得金額
…合計所得金額から公的年金等に係る雑所得（公的年金等収入金額から公的年金等控除額を差し引いた金額）を差し引いた金額（マイナスの場合は、0円として計算します。）

※3 令和3年8月のサービス利用分から段階が追加されます。

※4 上限額を15,000円に減額したことにより生活保護の被保護者とならない方は世帯で15,000円になります。

表20 食費・部屋代の負担限度額（日額）

段階	対象者	負担限度額（日額）			
		部屋代		食費	
		多床室	従来型個室	施設入所	短期入所
第1段階	・生活保護等を受給されている方 ・市民税非課税世帯※1で高齢福祉年金を受給されている方	多床室	0円	300円	300円
		従来型個室	(特養等) 320円 (老健・療養等) 490円		
		ユニット型個室の多床室	490円		
		ユニット型個室	820円		
第2段階	市民税非課税世帯で、「公的年金等収入額と非課税年金収入額とその他の合計所得金額※2」の合計が年間80万円以下で、本人の預貯金等の合計額が650万円（配偶者がいる場合は、夫婦の合計額が1,650万円）以下の方	多床室	370円	390円	※4 600円
		従来型個室	(特養等) 420円 (老健・療養等) 490円		
		ユニット型個室の多床室	490円		
		ユニット型個室	820円		
第3段階	第3段階① 市民税非課税世帯で、「公的年金等収入額と非課税年金収入額とその他の合計所得金額」の合計が年間80万円超の120万円以下で、本人の預貯金等の合計額が550万円（配偶者がいる場合は、夫婦の合計額が1,550万円）以下の方	多床室	370円	650円	※4 1,000円
		従来型個室	(特養等) 820円 (老健・療養等) 1,310円		
		ユニット型個室の多床室	1,310円		
		ユニット型個室	1,310円		
	第3段階② 市民税非課税世帯で、「公的年金等収入額と非課税年金収入額とその他の合計所得金額」の合計が年間120万円超で、本人の預貯金等の合計額が500万円（配偶者がいる場合は、夫婦の合計額が1,500万円）以下の方	多床室	370円	※4 1,360円	※4 1,300円
		従来型個室	(特養等) 820円 (老健・療養等) 1,310円		
		ユニット型個室の多床室	1,310円		
		ユニット型個室	1,310円		
第4段階	上記以外の方	・第4段階の方には負担限度額が設けられていません。 ・食費・部屋代は施設との契約によって決まります。			

※1 世帯…本人が属する住民基本台帳上の世帯（配偶者が別世帯にいる場合、その配偶者を含みます。）

※2 その他の合計所得金額
…合計所得金額から公的年金等に係る雑所得（公的年金等収入金額から公的年金等控除額を差し引いた金額）を差し引いた金額（マイナスの場合は、0円として計算します。）

※3 預貯金等…第2号被保険者は段階に関わらず1,000万円（配偶者がいる場合は2,000万円）以下

※4 令和3年8月利用分からの適用となります。

表21 介護保険第1号被保険者保険料（令和3～5年度）

介護保険料は、本人及び住民票上の世帯（※1）の課税状況、本人の前年中の合計所得金額（※2）などに基づいた段階別の保険料です。

保険料段階	対象となる方		基準額×割合＝年間保険料額
第1段階	・生活保護または中国残留邦人等支援給付受給者 ・市民税非課税世帯かつ老齢福祉年金受給者		78,000円×0.25＝19,500円（※5） 軽減前【78,000円×0.45＝35,100円】
第2段階	本人が 市民税 非課税	同じ世帯に いる方 が 全 市 民 税 課	本人の「公的年金等収入額（※3）」と「その他の合計所得金額（※4）」の合計が年間80万円以下の方
第3段階			本人の「公的年金等収入額」と「その他の合計所得金額」の合計が年間120万円以下の方で、かつ第2段階に属さない方
第4段階		上記以外の方	
第5段階		同じ世帯に 市 民 税 課 税 者 が い る 方	本人の「公的年金等収入額」と「その他の合計所得金額」の合計が年間80万円以下の方
第6段階 〈基準額〉		上記以外の方	78,000円×1.00＝78,000円
第7段階	本人が 市民税 課 税	本人の合計所得金額が120万円未満の方	78,000円×1.07＝83,460円
第8段階		本人の合計所得金額が120万円以上160万円未満の方	78,000円×1.10＝85,800円
第9段階		本人の合計所得金額が160万円以上250万円未満の方	78,000円×1.27＝99,060円
第10段階		本人の合計所得金額が250万円以上350万円未満の方	78,000円×1.55＝120,900円
第11段階		本人の合計所得金額が350万円以上500万円未満の方	78,000円×1.69＝131,820円
第12段階		本人の合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	78,000円×1.96＝152,880円
第13段階		本人の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方	78,000円×2.28＝177,840円
第14段階		本人の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	78,000円×2.60＝202,800円
第15段階		本人の合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の方	78,000円×2.80＝218,400円
第16段階		本人の合計所得金額が2,000万円以上の方	78,000円×3.00＝234,000円

- (※1) 世帯とは、原則として4月1日現在での住民票上の世帯をいいます。ただし、4月2日以降に市外から転入された場合や年度途中で65歳（第1号被保険者）になられた場合、その年度はそれぞれ、転入日、誕生日の前日の世帯を基準とします。
- (※2) 合計所得金額とは、税法上の合計所得金額（前年の収入金額から必要経費等に相当する額を差し引いた金額で、税法上の各種所得控除や上場株式等の譲渡損失に係る繰越控除などは行う前の金額）から、公的年金等控除額等の見直しによる影響を考慮し、さらに土地や建物の売却に係る短期・長期譲渡所得の特別控除額を差し引いた金額をいいます。なお、マイナスの場合は、0円として計算します。
- (※3) 公的年金等収入額とは、税法上課税対象となる公的年金等（国民年金、厚生年金など）の収入をいい、非課税となる年金（障害年金・遺族年金など）は含まれません。
- (※4) その他の合計所得金額とは、合計所得金額（※2）から公的年金等に係る雑所得（公的年金等収入額から公的年金等控除額を差し引いた金額）を差し引いた金額をいいます。なお、マイナスの場合は、0円として計算します。
- (※5) 消費税による公費を投入し、第1～2段階の年間保険料額を35,100円から19,500円に軽減します。
- (※6) 消費税による公費を投入し、第3段階の年間保険料額を46,800円から27,300円に軽減します。
- (※7) 消費税による公費を投入し、第4段階の年間保険料額を50,700円から46,800円に軽減します。

表22 保険料減免の要件

事情の種類	対象となる方	減免内容
災害	風水害、火災、震災等により家屋等の資産が20%以上被害を受けた方	被害の程度により、4か月分または6か月分を免除します。
所得減少	失職または事業の失敗等により所得が著しく減少した方	当該年中の見込所得金額等をもとに減額します。
低所得	保険料段階第7段階以下の方で、一定の「収入基準※1」及び「資産基準※2」の両方を満たす方（生活保護又は中国残留邦人等支援給付を受けている方は除く）	第1段階（公費による軽減措置前）の2分の1相当額に減額します。

表23 低所得者減免の収入基準・資産基準

収入基準 ※1	世帯全員の年間収入見込額が、	
	単身世帯	150万円以下
	2人以上の世帯	150万円に、当該被保険者を除く世帯員1人につき50万円を加えた額以下
資産基準 ※2	以下の要件を全て満たしていること	
	(ア) 世帯全員の現金、預貯金、有価証券等の資産の合計額が、	
	単身世帯	350万円以下
	2人以上の世帯	350万円に、当該被保険者を除く世帯員1人につき100万円を加えた額以下
	(イ) 居住用不動産（土地（200㎡以下）及び家屋）以外の不動産を所有しないこと	

表24 横浜市介護サービス自己負担助成と社会福祉法人軽減の助成対象サービス

サービス名	助成対象	横浜市介護サービス自己負担助成			社会福祉法人軽減
		在宅サービス助成	グループホーム助成	施設居住費助成	
訪問介護		○			○
(介護予防) 訪問入浴介護		○			
(介護予防) 訪問看護		○			
(介護予防) 訪問リハビリテーション		○			
通所介護 ※1		○			○
(介護予防) 通所リハビリテーション		○			
(介護予防) 短期入所生活介護 ※2		○		○	○
(介護予防) 短期入所療養介護 ※2		○		○	
(介護予防) 福祉用具貸与		○			
夜間対応型訪問介護		○			○
特定施設入居者生活介護(短期利用) ※1		○			
(介護予防) 認知症対応型通所介護		○			○
小規模多機能型居宅介護		○			○※3
介護予防小規模多機能型居宅介護		○			○
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		○			○※3
看護小規模多機能型居宅介護		○			○※3
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護(短期利用)		○			
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 ※4			○		
訪問型サービス		○※5			○※6
通所型サービス		○※5			○※7
施設	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 ※2			○	○※3
	介護老人福祉施設 ※2			○	○※3
	介護老人保健施設 ※2			○	
	介護療養型医療施設 ※2			○	
	介護医療院 ※2			○	

- ※1 地域密着型を含みます。
- ※2 施設居住費助成では、ユニット型個室の居住費を一部助成します。
- ※3 利用者負担段階が第2段階の方は、高額介護サービス費を適用するため、1割負担は軽減の対象外となります。
- ※4 グループホーム助成では、1割負担のほかに、居住費等についても、利用者負担の一部が助成対象になります。
- ※5 指定事業者によるものかつ、利用者負担が定率のものに限ります。
- ※6 旧介護予防訪問介護に相当する事業のうち、自己負担割合が保険給付と同様のものに限ります。
- ※7 旧介護予防通所介護に相当する事業のうち、自己負担割合が保険給付と同様のものに限ります。

市民の皆さんの健康づくり

■健康づくりの推進(保健事業課)

生涯を通じた健康づくりを目指して、正しい知識の普及や日常生活で実践できる健康づくり事業を実施しています。

「第2期健康横浜21」の推進

横浜市の健康づくりの指針となる計画です。乳幼児期から高齢期まで継続して、生活習慣の改善や生活習慣病の重症化予防を行うことで、いくつになってもできるだけ自立した生活を送ることができることを目指します。

よこはま健康アクション推進(保健事業課)

「第2期健康横浜21」を強力に推進するために、保健指導による糖尿病等の疾病の重症化予防、生活保護受給者等への受診勧奨などによる健康支援、健康経営の推進、よこはま健康スタイル推進事業などの事業を「よこはま健康アクション Stage1」と位置付けて、平成26年度から重点的に取り組んでいます。平成30年度からは「よこはま健康アクション Stage2」として、これまでの取組をより充実させ、推進しています。

よこはま健康スタイル推進事業

市民の皆さんが、気軽に楽しみながら継続して健康づくり

に取り組んでいただけるよう、専用のアプリをダウンロードしたスマートフォン又は専用の歩数計を持ち歩くと、歩数に応じて抽選に参加できる、よこはまウォーキングポイント事業などを実施しています。

食育の推進

第2期横浜市食育推進計画に基づき、各区及び関連局並びに民間団体、民間事業者等と連携して食育を推進しています。

歯科口腔保健の推進

平成31年4月1日に「横浜市歯科口腔保健の推進に関する条例」が施行されました。様々な機関、団体と連携し、歯周病やオーラルフレイルの予防など、歯と口の健康に関する普及啓発を行っています。

受動喫煙防止対策

事業所等への助言・指導等、健康増進法に定められた事務を適切に執行するとともに、法の趣旨や内容について周知啓発を行い、受動喫煙防止に取り組んでいます。

健康づくり月間

10月の1か月間を「健康づくり月間」として、保健衛生団体、市民団体、行政機関が協力し、市民の皆さんの生涯にわたる健康づくりの普及啓発を行っています。

保健活動推進員

保健活動推進員は、市長から委嘱を受け、各区福祉保健センターや地域の団体等と連携して、市民の皆さんの生涯にわたる健康づくり活動を推進しています。福祉保健センターの事業に協力するとともに、ウォーキングイベントや体操教室の開催など、健康づくり活動に取り組んでいます。

食生活等改善推進員

地域での健康づくり、食育の普及を中心としたボランティア活動を行う食生活等改善推進員を養成する講座の開催や、推進員が実施する地区活動への支援、協力を行っています。

給食施設指導

病院、学校、事業所、保育園などの給食施設において利用者の健康保持・増進等を目的とした給食の提供や栄養管理ができるよう、支援や助言・指導を行います。施設従事者を対象とした研修会、栄養指導員による施設への巡回指導等を実施しています。

食品の虚偽・誇大広告の禁止に関する普及や相談・指導

市民の皆さんに向けて食品の正しい選択等の普及や相談対応を行っています。

食品の表示、広告が適正に実施されるよう業者への助言、指導を行っています。

■生活習慣病対策（保健事業課）

がん、心臓病、脳卒中等の生活習慣病は働き盛りの中高年層に多発しています。これらの疾病は、死亡順位の上位を占め、がんについては年々増加しています。

生活習慣病の予防は、定期的に健診を受け、早期発見・早期治療を行うとともに、食生活や運動などに気をつけ、病気になるようにふだんからの健康づくりを心がける、いわゆる一次予防が大切です。このため、健康増進法による生活習慣病予防をはじめ、中高年期からの総合的な保健対策として、次の事業を実施しています。

がん検診

がんの早期発見・早期治療の促進、がんによる死亡率の減少を目的に、各種がん検診を福祉保健センター・市民病院予防医療センター・実施医療機関等で受診できます。

- 1 肺がん検診、大腸がん検診（40歳以上対象、年度1回）
- 2 胃がん検診（内視鏡又はエックス線）（50歳以上対象、2年度に1回（前年度に受診していない方が対象））
- 3 子宮頸がん検診（20歳以上の女性対象、2年度に1回（前年度に受診していない方が対象））
- 4 乳がん検診（40歳以上の女性対象、2年度に1回（前年度に受診していない方が対象））
- 5 前立腺がん検診（P S A検査）（50歳以上の男性対象、年度1回）

健康診査

後期高齢者医療制度被保険者の方及び40歳以上の生活保護受給者等に対して、健康診査を実施医療機関で実施しています。

肝炎ウイルス検査

過去に検査を受けていない方に対して、受診者負担額無料のB・C型肝炎ウイルス検査を実施医療機関で実施しています。

歯周病検診

生涯にわたり健康で快適な生活が送れるよう歯周病検診を40、50、60、70歳の方に実施医療機関で実施しています。また、市民啓発等を推進していきます。

健康教育・健康相談

①生活習慣改善相談、②訪問指導、③歯周病予防教室、④禁煙相談、その他健康に関する教室等を福祉保健センターで開催しています。

健康手帳

特定健康診査の記録等を記載し、自らの健康管理に役立てられるように、40歳以上の希望する市民の皆さんに配布しています。

■原爆被爆者への援助（保健事業課）

被爆者援護法に規定する被爆者に対して、日常生活における健康維持等のための援護費の支給を行うとともに、はり・きゅう・マッサージの療養に要した費用の一部を助成し健康の保持・増進を図っています。

また、被爆者の実子が受けた医療のうち、被爆が原因であると認められた疾病については、その医療費の実費負担相当分を助成しています。

■横浜市スポーツ医科学センター（保健事業課）

所在地 港北区小机町3302-5（日産スタジアム内）
TEL 045-477-5050、FAX 045-477-5052

スポーツ医科学に基づいた、市民の皆さんの健康づくりの促進と競技力の向上およびスポーツ活動の振興を図り、多くの人々が安全で効果的にスポーツを実践できるよう様々なサービスを提供し、健康で豊かな生活をサポートします。

医学的検査・運動負荷試験・体力測定の結果に基づいた各種アドバイスをを行うスポーツプログラムサービスや、スポーツ障害・生活習慣病などで運動療法等が必要な市民の皆さんに対する外来診療やリハビリテーションを実施しています。

また、体操や水泳などのスポーツ教室の実施、アリーナや研修室などの施設貸出も行っていきます。

■横浜市総合保健医療センター（保健事業課）

所在地 港北区鳥山町1735
TEL 045-475-0001、FAX 045-475-0002

要援護者の在宅生活を保健・医療面から専門的、総合的に支援することを目的として、各種の介護サービスを提供する介護老人保健施設の運営をはじめ、診療所での認知症鑑別診断、精神障害者の社会復帰を支援する精神科デイケア、生活訓練、就労訓練、就労支援等を行っています。

また、地域医療の向上を図るための、医療検査機器の共同利用等を実施しています。

■難病対策（保健事業課）

難病医療講演会・交流会

難病患者・家族の方を対象に、各福祉保健センターで

医療講演会・同じ疾患の患者さん同士の交流会を開催しています。

特定医療費の給付

「指定難病」に罹患して一定の認定基準を満たしている患者に対し特定医療費（指定難病）受給者証を交付し、指定医療機関における医療費の一部を公費で負担します。

外出支援サービス

車いす利用者など単独で公共交通機関による外出が困難な在宅の難病患者の方を対象に、専用車両で通院、福祉施設などへの送迎サービスを行っています。

在宅重症患者外出支援事業

車いす対応車両での移動も難しく、ストレッチャー対応の特殊車両を使用せざるを得ない難病患者の方に対して、通院等で横浜市指定の患者等搬送車を利用した場合に、その料金の一部を助成します。

難病患者一時入院事業

在宅で療養している医療依存度の高い難病患者の方を対象に、レスパイト（介助者の休養）等を目的とした一時入院事業を実施しています。

■公害健康被害補償制度（保健事業課）

大気汚染による公害健康被害者の救済は、「公害健康被害の補償等に関する法律」と「横浜市公害健康被害者保護規則」に基づき事業を実施しています。

公害健康被害者の認定状況は、表 25 のとおりです。

表 25 公害健康被害者指定疾病別内訳 令和3年3月31日現在（単位：人）

慢性気管支炎		気管支ぜん息		肺気腫		総数	
男	女	男	女	男	女	男	女
6	13	170	154	5	3	181	170
19		324		8		351	

補償給付の内容

法律に基づく療養費、障害補償費など6種類の給付と、市保護規則に基づく療養補助費、療養手当、死亡補償金など4種類の給付及び要綱に基づく空気清浄機購入費補助があります。

公害保健福祉事業

公害健康被害者の健康の回復、保持及び増進を図る目的で実施しています。

- 1 家庭療養指導
- 2 療養用具支給
- 3 インフルエンザ予防接種費用助成

公益財団法人川崎・横浜公害保健センター

所在地 川崎市川崎区日進町 23

TEL 044-211-0311、FAX 044-211-0312

横浜市と川崎市が共同設置したもので、公害健康被害者の医学的検査などを実施しています。

■環境保健事業（保健事業課）

市民の皆さんを対象に、大気汚染による健康被害を予防するため、環境保健事業を実施しています。

- 1 健康相談（個別ぜん息相談、小児ぜん息教室、ぜん息予防等講演会）
- 2 機能訓練（リハビリテーション教室）
- 3 医療機器整備助成 等

■環境保健サーベイランス調査（保健事業課）

環境省の委託を受け、健康状態と大気汚染の関係を調査するために健康調査を実施しています。（対象者は、鶴見区内の3歳児及び6歳児）

■石綿健康被害対策事業（保健事業課）

「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき独立行政法人環境再生保全機構の委託を受け、石綿健康被害救済給付の申請受付等を実施しています。

■保健統計（保健事業課）

厚生労働省委託統計調査として、人口動態調査をはじめ保健統計調査（地域保健・健康増進事業報告、衛生行政報告例、病院報告）、国民生活基礎調査、医療施設調査などを実施しています。

■骨髄移植等普及推進事業（保健事業課）

白血病、再生不良性貧血等の血液難病患者への有効な治療法である骨髄移植の理解を広め、骨髄バンクへのドナー登録を働きかけることにより、骨髄移植の普及推進を図っています。

また、ドナーの負担を軽減するため、骨髄等の提供による入院・通院などの日数に応じて、ドナーへ助成金を交付しています。

■献血の推進（保健事業課）

医療に必要な血液を献血により確保し、市民の皆さんに献血に関する理解と協力を求めるために普及啓発を行いながら、集団献血等を促進しています。

健康で安全・安心な生活の確保

■新型コロナウイルス感染症対応（健康安全課）

令和2年2月に寄港したダイヤモンド・プリンセス号の対応を皮切りに、各区福祉保健センターと連携した積極的疫学調査を実施しました。また、「感染症コールセンター」及び「帰国者・接触者相談センター」を開設し、幅広く相談に対応することで、市民の皆さんの不安軽減を図りました。

さらに4月下旬には、簡易検体採取所の設置など検査体制の整備を進め、6月下旬にはY-AEIT（横浜積極的疫学調査チーム）を設置し、クラスター対策を強化するなど、感染拡大防止に総力を挙げて取り組みました。

■感染症・食中毒発生時対応（健康安全課）

感染症及び食中毒に対して健康危機管理担当で一元的に対応し、迅速で統一的な対応を行っています。

感染症対応

感染症予防のため、市民の皆さんへの啓発や施設等関係者に対する研修を行うとともに、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」に基づき、患者発生時に、健康危機管理担当と各区福祉保健センターが連携して積極的疫学調査や関係者の健康診断等を行い、感染症の感染拡大防止に努めています。

さらに、感染症の発生動向を把握し、予防対策を図るため、25の疾患等について、市内208か所の患者定点医療機関からの患者発生数の報告及び市内17か所の病原体定点からの検体提出に基づく検査結果をもとに、発生状況を集計・分析し、医療機関等に情報提供しています。

食中毒対応

食品衛生法に基づき、食中毒発生時に、迅速かつ的確な調査により、病因物質、原因食品、汚染経路などを究明し、事故の拡大や再発防止を図っています。

令和2年度市内食中毒発生状況

件数	35件
患者数	203人
死者数	0人

■結核対策（健康安全課）

結核は感染症法において二類感染症に位置づけられ、感染症対策の一環として対応を行っています。

各区福祉保健センターでは、患者発生時の調査、接触者の健康診断等を行い、感染拡大防止に努めるとともに、啓発活動や罹患率の高い対象群への健康診断の実施など早期発見のための対策を推進しています。

また、患者の治療完遂のために服薬支援をはじめとする患者支援対策を行っています。

■エイズ対策（健康安全課）

エイズに対する正しい知識の普及や感染者・患者への理解の促進を重視し、各種イベントや各区福祉保健センターにおける予防啓発、市民ボランティア活動の支援等を実施しています。

各区福祉保健センターでは感染者・患者の早期発見のため、相談及び無料・匿名のHIV検査を実施しています。さらに受検者の利便性を図るため夜間検査、即日検査（土曜・日曜）を実施しています。

また、感染者・患者が安心して医療を受けられるよう、エイズ治療拠点病院と連携して、受け入れ体制の整備を進めています。

■予防接種（健康安全課）

感染症の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上及び増進を図るため、次の定期予防接種を行っています。

予防接種の種類

ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、ロタウイルス、四種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ）、BCG、麻しん風しん混合、水痘、日本脳炎、二種混合（ジフテリア、破傷風）、子宮頸がん予防*、インフルエンザ（高齢者）、成人用肺炎球菌ワクチン、風しん第5期（成人男性）

実施場所：予防接種協力医療機関

※令和3年8月1日現在、厚生労働省の勧告に基づき、子宮頸がん予防ワクチンの接種を積極的にはお勧めしていません。

令和2年10月より、ロタウイルス予防接種について、定期予防接種に追加されました。

また、平成27年度から、風しんの流行と「先天性風しん症候群」の発生を防止するため、19歳以上の横浜市民で妊娠を希望している女性とそのパートナー及び同居家族、妊婦のパートナー及び同居家族を対象として、風しんの予防接種と抗体検査を実施しています。

■新型インフルエンザ対策（健康安全課）

平成21年4月に発生した「インフルエンザA(H1N1)Pdm09」を踏まえ、新型インフルエンザ等発生時の市民の健康被害を最小限に止めるための対策を講じており、帰国者・接触者外来の設置に関する協定を締結している市医師会や医療機関と定期的に情報共有を行っています。

協定を締結した市内18病院への、必要な医療資機材の整備を行うとともに、医療従事者が予防内服するための抗インフルエンザ薬は、横浜市薬剤師会との協定に基づき、市内薬局で循環備蓄を行いました。

また、新型インフルエンザが発生したという想定のもと、医療機関に「帰国者・接触者外来」を設置して実動訓練を実施し、それに合わせて地域の保健活動推進員等に対して啓発活動を行いました。

令和2年度は、医療資器材の整備、関係機関との情報共有を進めるとともに、住民接種などの体制について引き続き対応策を検討していきます。

■食品衛生（食品衛生課）

市内を流通する食品の安全確保を目的として、輸入食品や残留農薬の検査、アレルギー表示の点検、ノロウイルス食中毒の予防対策等の事業を行っています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等に伴う業務縮小により、施設に対する立入検査や食品等の抜取検査を一部中止しました。一方で、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い需要が拡大したテイクアウトやデリバリーにより提供される食品の食中毒予防対策や飲食店を中心とした新型コロナウイルス感染症対策等、社会状況に応じた普及啓発を行いました。

食品衛生営業許可、監視指導など

各区の福祉保健センター等では、食の安全・安心を確保するため営業施設に対する許認可、監視指導及び食品の検査などを行い、施設の衛生確保や違反・不良食品の排除に努めています。

- 1 飲食店等、食品衛生法関係34業種の許認可
- 2 魚介類行商等、県条例関係3業種の許認可
- 3 施設、設備や食品の取扱いについての監視、指導

4 食品等の抜取検査

保健所食品専門監視班では、市内の大規模な食品製造施設、大量調理施設などを対象に監視指導、抜取検査、自主衛生管理の支援などを実施するとともに、市内量販店からの抜取検査やインターネットで流通する食品の買取検査、市内の大規模イベントでの監視指導等も行っていきます。大規模食中毒や食品の重大な違反が発生した際には、区福祉保健センターと連携し緊急対応を行っています。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、立入りに依らないリモートでの監視を実施しました。

食品表示については、適正表示を推進するため、市内を流通する食品の検査や表示制度の普及啓発等を行っています。令和2年度は、消費者を対象とした栄養成分表示に関するチラシ・動画を作成し、栄養成分表示の見方や活用方法について周知啓発を行いました。

表26 食品衛生営業許可、監視指導などの状況 令和2年度

食品営業関係施設数	81,581施設
許可等申請件数	8,875件
監視指導件数	30,445件
検査検体数	2,166件
違反数(率)	19件(0.9%)
行政処分件数	21件

平成30年6月の食品衛生法改正に伴い、HACCP（ハサップ）（※）に沿った衛生管理が制度化されたことから、食品等事業者がHACCPを円滑に導入できるよう制度の周知と導入指導を行いました。引き続き食品関係団体と協力しながらHACCPに沿った衛生管理の導入を情報面・技術面で支援し、食の安全を確保します。

※HACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point)：食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因（ハザード）を把握したうえで、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去または低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法。

リスクコミュニケーションの推進

消費者、食品事業者と行政が食に関する意見交換を行う、リスクコミュニケーションの一環として開催している食の安全を考えるシンポジウムは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度は開催を中止しました。

食品衛生の普及

食品関係者や消費者等を対象に普及・広報事業を実施しています。

- 1 食品衛生責任者や消費者等を対象とした衛生講習会の開催
- 2 食の安全に関するホームページ「食の安全ヨコハマWEB」による情報提供
- 3 8月1日の「市民食品衛生の日」を中心とした「食中毒0」を目指す食中毒予防キャンペーンの実施

食品に関する相談

「利用した店が不衛生だった」「購入した食品に異物が混入していた」など、令和元年度は市民の皆さんから444件の相談を受け、施設の改善指導や原因究明などを行いました。

食肉衛生検査所

所在地 鶴見区大黒町3-53

TEL 045-511-5812、FAX 045-521-6031

安全で衛生的な食肉を供給し、食肉から起こる事故・危害を未然に防ぐために、主に次の業務を行っています。

- 1 と畜場法に基づいて、食肉動物（牛、馬、豚、めん羊、山羊）を1頭ごとに検査し、食用に適さない食肉の流通を防止しています（令和2年度は、159,965頭）。また、と畜場施設及びと畜場内を衛生的に保つために、監視指導の実施やHACCPの導入支援を行っています。
- 2 牛海綿状脳症（BSE）について、全ての牛の特定部位（異常プリオンたんぱく質が貯まる部位）が確実に除去されていることを確認し、さらに24か月齢以上の牛のうち、神経症状を呈する起立不能等の牛については、スクリーニング検査も実施します。
- 3 食品衛生法に基づいて、食肉市場内の食肉（枝肉、カット肉）の衛生検査を行うとともに、食肉市場での取扱いが衛生的に行われるように、監視指導を実施しています。
- 4 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づいて、市内全域にわたる食鳥処理場等の申請書類の受理、許可調査、監視指導、疾病の確認・状況報告の受理業務を実施し、安全で衛生的な食鳥肉の確保に努めています。

中央卸売市場本場食品衛生検査所

所在地 神奈川区山内町1

TEL 045-441-1153、FAX 045-441-8009

食品衛生検査所では、市場に入荷する食品について、食中毒細菌、ノロウイルス、放射性物質、食品添加物、残留農薬、抗菌性物質、貝毒等、食品衛生法に基づく試験検査を実施し、不良食品の排除に努めています。

また、市場内及び場外関連業者に対し、施設・設備の衛生管理や食品の衛生的な取扱いに関する監視指導を行っています。

令和2年度は1,135件（福祉保健センター等の抜き取り検体を含む）の食品について微生物・理化学等の検査を実施するとともに、6,973件の監視指導を実施し、検査により1件の違反を発見しました。

なお、南部市場物流エリアにおいては、引き続き食品の流通拠点として活用されているため、本場食品衛生検査所から出張して監視・抜き取り検査を実施しています。

■環境衛生（生活衛生課）

環境衛生営業関係業務

次の営業施設に対する許認可及び監視指導等を行い、安心して利用できるよう、施設の衛生確保に努めています。

- 1 旅館（ホテル、旅館等）
- 2 興行場（映画館、コンサートホール等）
- 3 公衆浴場（一般公衆浴場、サウナ等）
- 4 理容所、美容所、クリーニング所等
- 5 墓地、納骨堂、火葬場
- 6 プール、海水浴場
- 7 温泉
- 8 化製場等

表27 環境衛生営業施設、監視及び相談件数 令和2年度

種類	施設数	監視件数	相談受付件数
計	11,743	1,430	5,696
旅館	406	68	639
興行場	91	26	176
公衆浴場	296	86	377
理容所	1,660	262	404
美容所	4,516	391	1,566
クリーニング所等	1,605	455	594
墓地等	2,729	11	1,544
プール等	151	33	194
温泉	64	34	97
化製場等	225	64	105

施設数は令和3年4月1日現在

住宅宿泊事業法関係業務

民泊の適正な運営等について定めた「住宅宿泊事業法」に基づき、住宅宿泊事業の届出受付事務、関係局と連携した指導監督業務を行っています。

市内で事業を実施している届出住宅の件数は194件です（令和3年4月1日現在）。

生活環境衛生指導

安全で衛生的な生活環境を守るため、次の事業を行っています。

- 1 ねずみ・ハチ・ダニなどの防除相談、講習会の開催
- 2 室内空気（シックハウス等）の相談対応、講習会の開催
- 3 水害による浸水家屋への衛生対策指導
- 4 公害苦情に対する初期対応、調査

受水槽等の水の安全

ビル・マンションの受水槽に対して、安全で衛生的な飲料水を確保するために、次のことを行っています。

- 1 維持管理の指導
- 2 計画・設計段階の事前指導

ビルの衛生対策

興行場、百貨店、事務所などの大規模な建築物の衛生的な環境を確保するために、次のことを行っています。

- 1 建築物の計画・設計段階の事前指導
- 2 建築物の衛生管理の指導
- 3 建築物の空気環境の検査
- 4 建築物清掃業などの事業者の登録、適正業務指導

また、社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の指導を行っています。

家庭用品の衛生対策

衣料品、洗剤、家庭用エアゾル製品等の家庭用品について、有害な化学物質による健康被害を予防するため、次のことを行っています。

- 1 家庭用品取扱店舗の指導
- 2 家庭用品の試験検査

災害時の生活用水確保

災害時に生活用水を確保するため、次のことを行っています。

- 1 災害応急用井戸の指定
構造検査、水質検査の結果、洗浄水などの生活用水として利用可能な井戸を指定
指定件数 2,014件（令和3年4月1日現在）
- 2 災害応急用井戸の簡易水質検査の実施

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み中止しました。

■動物愛護管理（動物愛護センター）

動物愛護センターは、「人と動物が共に快適に暮らせる環境づくり」を推進する拠点です。動物愛護や適正飼育の普及啓発事業を行っています。

また、動物関係団体や市民ボランティア等との協働により、収容動物の譲渡を更に進めるとともに、市民の皆さんの自主的活動を支援する交流の場としても運営しています。

所在地 神奈川区菅田町75-4

TEL 045-471-2111、FAX 045-471-2133

狂犬病予防業務

飼い犬の登録・狂犬病予防注射を促進するため、次の業務を行っています。

- 1 登録済の犬の飼い主に狂犬病予防注射の案内状を送付するほか、広報よこはま、福祉保健センターからのお知らせ等で市民の皆さんに広く呼びかけ、飼い主の義務の周知徹底を図っています。
- 2 本市からの委託を受けた動物病院や、例年4月に市内各所に設けた出張会場において、犬の登録・注射を行っています。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度においては全面的に出張会場の設置を見送りました。

動物の愛護と適正飼育普及啓発事業

動物の飼い主に向けて正しい飼い方やしつけ、災害への備え、終生飼育の啓発を行うとともに、小・中学生をはじめとした市民の皆さんに向けて動物愛護のイベントを実施しています。

また、飼い主のいない猫の繁殖を防止し、生活環境を保全するため、猫の不妊去勢手術や地域猫活動を推進する取組を、区役所と連携して行っています。

犬・猫の引取り・保護収容

「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づいて、飼えなくなった犬・猫及び飼い主が判明しない犬・猫の引取り、負傷動物の保護収容を行っています。

犬・猫の返還・譲渡

迷子等で保護収容した犬・猫は飼い主への返還を進め、返還できない犬・猫及び飼い主から引き取った犬・猫は、個人や動物愛護団体等に可能な限り譲渡しています。

動物取扱業の登録・施設監視

動物の販売、保管、貸出し等を業として行う場合は、「動物の愛護及び管理に関する法律」により登録が義務付けられており、その登録事務を行うほか、区役所と連携し、施設の監視を行っています。

特定動物の飼育許可及び指導

ワニ、サル、ライオン等、人に危害を加えるおそれの高い動物を飼育するための許可事務を行っています。また、定期的な監視により、危害防止を図っています。

施設の貸出し

新型コロナウイルス感染症の影響による貸出休止期間を除き、センター内の視聴覚室兼研修室、飼育体験実習室等を市民利用施設として貸出しを行っています。

■医療安全支援センター（医療安全課）

医療安全の推進のため、次のことを行っています。

- 1 医療に関する患者・市民の皆さんからの相談に対応するため「医療安全相談窓口」を運営し、患者と医療機関との信頼関係の構築を支援しています。
- 2 医療安全に関しての市内医療従事者向け研修会及び市民向け出前講座を開催し、普及・啓発を行っています。
- 3 市民、医療関係団体及び有識者による医療安全推進協議会を開催し、医療安全支援センターの運営等への助言を得ています。
- 4 医療安全に関する情報の収集及び医療安全メールマガジン等を通じて情報の提供を行っています。

■医療機関の許認可、指導（医療安全課）

医療機関（病院、診療所、助産所）や医療法人の許認可事務等を行っています。

また、医療機関における医療安全の推進を支援するため、立入検査等を通じて指導及び啓発等を行っています。

■薬事施設の許可、指導（医療安全課）

18区で行っている薬局、医薬品販売業及び毒物劇物販売業等の許可等事務や、これら施設への監視指導を支援・統括しています。

また、薬物乱用による青少年等の健康被害を未然に防止するため、ポスター掲示・リーフレット配布及びホームページを活用した普及啓発を行うとともに、関係団体と連携して薬物乱用防止キャンペーンを実施しています。

■衛生研究所

衛生研究所は、保健所と緊密な連携のもとに、衣・食・住の市民の皆さんの生活に密着した健康・安全・安心に関する試験検査や調査研究等を通して健康危機管理の一翼を担っています。

1 試験検査

- 感染症や食中毒あるいは有害化学物質による健康危機の原因究明に関する検査
- 市内から違法な食品を排除するために保健所が取去（採取）した食品の理化学的検査や微生物学的検査（食品添加物、残留農薬、一般細菌、食中毒菌等）
- 感染症法に基づき新型コロナウイルス感染症、新型インフルエンザ、麻しん等の流行状況を把握するために医療機関から送られてくる検体の病原体検査
- 市民の皆さんからの食品等の苦情に基づく原因究明に関する検査、衛生害虫の鑑定

2 精度管理

検査部門から独立した信頼性確保部門を設置し、食品衛生法に基づく食品検査及び感染症法に基づく病原体検査において、標準作業書に従い検査が実施されて

いるかを定期的に点検・評価して検査の品質を保証します。

3 調査研究及び研修指導

試験検査から派生する検査技術上の課題、感染症、食品衛生対策などに関する行政課題及び国からの要請に基づく課題解決のための調査研究に取り組んでいます。

また、保健所や地域保健関係機関等の職員に対して研修指導を行っています。

4 公衆衛生情報等の収集・解析・提供

感染症法に基づく地方感染症情報センターとして、医療機関、市民、保健所、区福祉保健センター等に感染症の発生・流行情報を提供しています。また、保健所や各区が行う疫学的調査分析のサポートを行っています。

なお、「衛生研究所ホームページ」により、感染症や食品衛生・生活衛生などの情報を提供しています。
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryu/eiken/>

その他の事業

■横浜市福祉調整委員会（相談調整課）

横浜市の福祉保健サービスを利用する市民の皆さんからの苦情・相談を受け、中立・公正な第三者機関として、所管課や事業者等に対して調査・調整を行い、サービスの質の向上を推進する活動を行っています。また、必要に応じて、市長に対し、制度改善等の提言を行います。

■社会福祉法人の設立認可、社会福祉法人・施設の指導監査等（監査課）

高齢者、障害者等を対象とする社会福祉事業の実施を目的に、横浜市内に主たる事業所を置き設立する社会福祉法人の設立認可を行います。横浜市の所管する社会福祉法人は267法人あり、そのうち健康福祉局所管法人は165法人です。（令和3年4月1日現在）

また、社会福祉法人・施設等に対して指導監査等を実施し、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図っています。

■災害見舞金・弔慰金（福祉保健課）

災害により被害を受けた市民の皆さんの生活を支援するなどの目的で、見舞金及び弔慰金の支給等を行っています。

1 横浜市災害見舞金

火災等の災害により住家に被害を受けた人や重傷を負った人、自然災害により事業を営むために常時使用している建物に被害を受けた人に見舞金を支給

2 横浜市災害弔慰金※

火災等の災害により死亡した人の遺族に弔慰金を支給

一定規模以上の大災害時には、「災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、弔慰金の支給等を行います。

- 1 災害弔慰金
地震等の災害により死亡した人の遺族に弔慰金を支給
- 2 災害障害見舞金の支給
精神又は身体に著しい障害を受けた人に見舞金を支給
- 3 災害援護資金の貸付け
災害により被害を受けた人に資金を貸付け
※条例に基づき支給された場合は、重複しての支給は行われません。

また、「被災者生活再建支援法」に基づく、被災者生活再建支援金の申請受付を行います。

■横浜市社会福祉センター（地域支援課）

所在地 中区桜木町1-1
TEL 045-201-2060

市民の皆さんの福祉活動を支援するため、会議室、ホール等の貸出し、ボランティアセンターの運営を行っています。

■戦没者遺族等の援護（援護対策担当）

横浜市の戦没者は21,000余人で、毎年11月1日に戦没者追悼式を実施しています。各区で、遺族等に対する弔慰金等の進達事務を行っています。

■中国残留邦人等の帰国者の援護（援護対策担当）

横浜市内に居住している中国残留邦人等のうち、一定の条件を満たす方に対し、生活・住宅・医療・介護等の支援給付等を支給しています。

また中国残留邦人等の地域社会における定着自立を促進するため、日本語教室や各種交流事業等への委託を実施しています。

■原爆被爆者援護（援護対策担当）

市内に居住している被爆者援護のため、被爆者団体への補助を行っています。

■寿地区対策（援護対策担当）

寿福祉プラザ

横浜市生活自立支援施設はまかせ、健康福祉局直営部分である寿地区対策担当（寿福祉プラザ相談室）、中区所管事業（就労支援事業）、ホームレス就業支援相談室等の機能を一体化することで寿地区・ホームレス対策を総合的に行います。

なお、寿地区対策担当（寿福祉プラザ相談室）では地域住民の生活各般の相談に応じるほか、地域内関係機関等との協働による地域支援事業や社会調査の実施、広報啓発事業を行っています。

横浜市寿町健康福祉交流センター

令和元年6月1日に供用開始し、寿地区の保健医療の

充実を図るとともに、寿地区の住民をはじめとする市民の健康づくりや介護予防の取組、自立した生活の支援、生活環境の向上を推進し、社会参加を促進して、市民相互の交流を深めることで福祉の向上に資するために設置された施設で、診療所、公衆浴場、健康コーディネーター室等を運営しています。

横浜市寿生活館

2階は町内会館、3階は女性・児童対象施設、4階は成人対象施設となっており、地域住民の利用施設として開放しています。

■困窮者等支援（援護対策担当）

ホームレス等自立支援事業

一定の住居を持たない生活困窮者に対し、横浜市生活自立支援施設はまかせで、原則3月以内、最大延長6月以内の間、一時的な宿泊場所を提供するとともに、生活支援や公共職業安定所の職業相談員による職業相談等の就労支援等を行い、その自立を支援しています。

また、市内のホームレスの状況を把握し、その自立に向けた支援を行うため、全市域を巡回し、相談支援を行っています。

■墓地・納骨堂、斎場の管理運営（環境施設課）

墓地・納骨堂

市営5墓地及び2納骨堂の管理運営を行っています。令和3年度は、日野こもれび納骨堂の使用者募集を行います。

久保山墓地

所在地 西区元久保町3-24
TEL・FAX 045-242-3201

三ツ沢墓地

所在地 神奈川区三ツ沢上町20-6
TEL・FAX 045-321-5430

日野公園墓地

所在地 港南区日野中央1-13-1
TEL・FAX 045-842-0771

メモリアルグリーン

所在地 戸塚区俣野町1367-1
TEL 045-858-3375 FAX 045-851-1444

根岸外国人墓地

所在地 中区仲尾台7-1
TEL 045-622-6008

久保山霊堂

所在地 西区元久保町1-1
TEL・FAX 045-231-7343

日野こもれび納骨堂

所在地 港南区日野中央1-13-2
TEL 045-835-3684 FAX 045-835-3685

市民アンケート調査や、将来人口推計により、平成29年以降の20年間で、公民合わせて約10万区画の墓地整備が必要であると推計しており、増加する墓地需要に対応するため、次の墓地整備計画を進めています。

1（仮称）舞岡墓園

・芝生型納骨施設

6,000区画

- ・合葬式樹木型納骨施設 1,500 体
- ・合葬式樹林型納骨施設 1,500 体
- ・合葬式慰霊碑型納骨施設 10,000 体

2 深谷通信所跡地における公園型墓園

- ・芝生型納骨施設 約 15,000 区画
- ・合葬式納骨施設 約 30,000 体

斎場

市営斎場としては、横浜市久保山斎場、横浜市南部斎場、横浜市北部斎場及び横浜市戸塚斎場の4斎場があります。

横浜市久保山斎場

所在地 西区元久保町3-1
TEL 045-231-3060 FAX 045-231-5027

横浜市南部斎場

所在地 金沢区みず木町1
TEL 045-785-9411 FAX 045-785-9445

横浜市北部斎場

所在地 緑区長津田町5125-1
TEL 045-921-5700 FAX 045-921-5775

横浜市戸塚斎場

所在地 戸塚区鳥が丘10-5
TEL 045-864-7001 FAX 045-881-0894

将来にわたる火葬の安定供給を図るため、鶴見区において、市内で5か所目となる市営斎場の整備を進めています。

令和3年度は、令和2年度に引き続き基本設計を進め、実施設計にも着手します。

また、都市計画手続を進めるとともに、火葬場の経営許可手続にも着手します。

1 整備場所

鶴見区大黒町18-18ほか

2 整備火葬炉数

16炉（予備炉1炉を含む）

3 しゅん工年度（予定）

令和7年度

■墓地等の設置紛争の調整（相談調整課）

墓地等の設置に際し、当該周辺住民と事業者との間で、設置に係る問題解決が困難な場合に、申出に基づき行政による紛争の調整や第三者機関による調停を行います。

医療局 医療局病院経営本部

安心・安全に暮らすことのできる最適な地域医療を目指して

2025年には、本市の高齢者人口が約100万人となる見込みであり、増加する医療需要を踏まえ、限られた医療資源の中で効率的で効果的な医療提供体制の再構築が求められています。

そのため、医療局・医療局病院経営本部では、「よこはま保健医療プラン2018」及び「横浜市立病院中期経営プラン2019-2022」に基づき、市民の皆さんが将来にわたって住み慣れた横浜で、安心・安全に暮らすことができる最適な地域医療の提供に取り組んでいます。

- 1 新型コロナウイルス感染症への対応と救急・災害時医療体制の充実・強化
 - ・新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制の確保
 - ・横浜市救急相談センター（#7119）の充実
 - ・緊急度・重症度等に応じた救急医療の提供
 - ・災害時に備えた資機材・医薬品の備蓄と訓練の充実
 - ・災害時の救急医療提供体制の確保 など
- 2 2025年に向けた医療機能の確保
 - ・推計病床数に基づく病床整備、機能転換の促進
 - ・エビデンスに基づく政策立案に向けた医療ビッグデータの活用推進
 - ・ICTを活用した地域医療ネットワークの構築
 - ・在宅医療連携拠点を中心とした在宅療養環境の整備
 - ・医療人材の確保・育成と地域連携の推進
 - ・医療への理解を深めるための市民啓発の充実 など
- 3 市民生活を支える医療の推進
 - ・「横浜市がん撲滅対策推進条例」に基づく施策の推進
 - ・安心して子どもを産み・育てる医療環境整備
 - ・医療的ケア児・者等の在宅医療支援の促進
 - ・国際化に対応した医療提供体制
 - ・地域中核病院と市内医療機関との連携
 - ・心血管疾患対応の推進
- 4 市立3病院のプレゼンスの発揮
 - ・新型コロナウイルス感染症への積極的な対応
 - ・「横浜市立病院中期経営プラン2019-2022」の推進
 - ・ニーズに対応でき、安心安全で質の高い医療の提供
 - ・医療機関等との連携と地域包括ケアへの支援
 - ・救急・災害・感染症等の政策的医療の充実
 - ・経営基盤の確立と病院を担う人材の育成

地域医療体制の確保と救急・災害時医療体制の充実

■新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制の確保

新型コロナウイルス感染症に対する医療と、救急やがん診療など通常医療との両立を図るため、市内医療機関や医療関係団体に働きかけ、受入病床の拡充に取り組んでいます。また、感染症・医療調整本部「Y-CERT」が、感染者の発生状況や市内医療機関の空床状況などの情報を集約し、入院・転院や搬送の調整にあたっています。あわせて、患者の円滑な受入を促進するため、医療機関への支援金の支給などを行っています。

■2025年に向けた医療機能の確保（医療政策課）

病床機能の確保

高度急性期・急性期を担う病床は将来も充足が見込まれる一方で、回復期・慢性期は現状の病床数と比べて、大幅な需要増加が見込まれるため、病床機能の転換や増床などの対策を進めています。

地域における医療連携の推進

限られた医療資源をより効果的・効率的に活用しながら患者の状態に応じた最適な医療等のサービスを提供できるよう、ICTを活用した地域医療連携ネットワークや、遠隔医療体制（Tele-ICU）の構築等、情報通信技術の活用を推進しています。

医療に関する総合的な市民啓発

医療をより身近に感じ、自分自身のこととして捉えてもらうことに重点を置いた医療広報のコンセプトを基に、民間企業等と連携した「医療の視点」プロジェクトによる啓発を実施しています。

■在宅医療と介護の連携の推進（在宅医療担当）

横浜市医師会と協働し、在宅医療を担う医師への支援や、医療・介護従事者等に対する相談支援を実施する「在宅医療連携拠点」を全区で運営するほか、病院から在宅療養に円滑に移行するための啓発や多職種による研修など、在宅医療と介護の連携を推進しています。

また、自らが望む人生の最終段階での医療・ケアについての意思決定を支援する「アドバンス・ケア・プランニング（ACP：人生会議）」の啓発に取り組んでいます。

■地域医療を支える市民活動推進事業 (がん・疾病対策課)

地域の子育て支援団体と区役所との協働等により、小児救急のかかり方や家庭での看護に関する講演会等の開催、休日・夜間に診療している地域の小児科や小児救急に関する相談窓口等についての情報提供など、子育て家庭の安心につながる取組を進めるとともに、市民の皆さん自らが地域医療を支える風土を醸成していきます。

■先進的医療の推進 (医療政策課)

横浜臨床研究ネットワーク支援事業

本市の臨床研究・治験を推進していくため、横浜国立大学の「横浜臨床研究ネットワーク」による、臨床研究・治験の効率化・加速化・質の向上を図るとともに、研究成果の早期社会還元を支援します。

■地域中核病院への支援 (医療政策課)

必要とする医療サービスをいつでも適切に受けられるよう、救急医療や高度・専門医療等の機能を備えた地域の中核となる病院を方面別に整備しています。地域の医療機関との密接な連携のもと、市内の医療水準の向上を図ります。

- ・ 恩賜財団済生会横浜市南部病院
所在地：港南区港南台 3-2-10
TEL045-832-1111 (代)、FAX045-832-8335
開 院：昭和 58 年 6 月 病床数：500 床
- ・ 聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院
所在地：旭区矢指町 1197-1
TEL045-366-1111 (代)、FAX045-366-1172
開 院：昭和 62 年 5 月 病床数：518 床
- ・ 独立行政法人労働者健康安全機構横浜労災病院
所在地：港北区小机町 3211
TEL045-474-8111 (代)、FAX045-474-8323
開 院：平成 3 年 6 月 病床数：650 床
- ・ 昭和大学横浜市北部病院
所在地：都筑区茅ヶ崎中央 35-1
TEL045-949-7000 (代)、FAX045-949-7117
開 院：平成 13 年 4 月 病床数：689 床
- ・ 恩賜財団済生会横浜市東部病院
所在地：鶴見区下末吉 3-6-1
TEL045-576-3000 (代)、FAX045-576-3525
開 院：平成 19 年 3 月 病床数：562 床
- ・ 独立行政法人国立病院機構横浜医療センター
所在地：戸塚区原宿 3-60-2
TEL045-851-2621 (代)、FAX045-851-3902
開 院：平成 22 年 4 月 病床数：510 床

■看護人材確保対策の推進 (医療政策課)

急速な高齢化の進展や医療の高度化により、保健医療業務に携わる看護人材の養成・確保とその質の向上が必要になっています。

そのため、横浜市医師会及び横浜市病院協会の看護専門学校運営支援及び潜在看護師の復職支援を継続するとともに、人材確保に不安を抱える市内の病院（特に病床数 200 床未満の病院）を対象とした採用・定着支援などに取り組めます。

■産科医療対策 (がん・疾病対策課)

産婦人科医師の負担軽減や周産期救急患者の受入体制の充実を図るため、10 人以上の産婦人科医師を配置する産科拠点病院を 3 か所指定し、産科医師の複数当直を実施しています。

また、分娩を取り扱っている医療機関の維持に対する支援などに取り組んでいます。

さらに、市内の出産取扱施設における最新の出産予約状況を専用のホームページにおいて情報提供しています。

その他、子育て等により当直ができない医師の代替として医師を確保した医療機関に対し補助を行うなど勤務環境改善支援にも取り組んでいます。

■総合的ながん対策 (がん・疾病対策課)

「横浜市がん撲滅対策推進条例」の制定を受け、平成 26 年 7 月に「がん対策推進会議」及び「関係課長会議」を設置し、庁内体制を整え、各区局の関わる事業の実施状況について情報共有し、全庁的にがん対策に関わる取組を積極的に進めています。また、「よこはま保健医療プラン 2018」において、がんに関する部分を本市の「がん対策推進計画」として位置付けています。

市内のがん診療連携拠点病院等との連携、市民の皆さんへの広報、がん患者及びその家族等への支援、がん治療と仕事の両立支援、がん治療に関わる専門看護師等人材育成の推進、乳がん対策、小児がん対策、緩和ケアの充実及びがん研究に対する支援等の取組を総合的に実施しています。

■救急医療事業 (救急・災害医療担当)

横浜市救急相談センター（#7119）の運営

急な病気やけがのとき 24 時間 365 日体制で看護師等が緊急性や受診の必要性についてアドバイスする救急電話相談、受診可能な医療機関の案内を行う横浜市救急相談センター（#7119）を運営しています。

令和 2 年度の電話相談、医療機関案内の総利用件数は、約 24 万 8 千件（1 日平均約 680 件）となり、救急医療体制の確保に大きく貢献しています。

救急医療体制

救急患者がその症状の程度に応じて、適切な診療機能を持つ医療機関に受け入れられるよう、初期・二次・三次の救急医療体制の整備を進めています。

・初期救急医療機関

休日、夜間等医療機関の診療時間外に初期救急患者の受入先を確保するため、救急医療体制を整備するとともに、初期救急医療施設に対し運営に係る経費の補助を行っています。

- 1 夜間急病センター（中区桜木町：指定管理者：市医師会）
- 2 北部夜間急病センター（都筑区牛久保西：市医師会運営）
- 3 南西部夜間急病センター（泉区和泉中央北：市医師会運営）
- 4 休日急患診療所（18か所：各区医師会等運営）

・二次救急医療機関

24時間365日内科・外科の救急患者を受け入れる二次救急拠点病院及び24時間365日小児救急患者を受け入れる小児救急拠点病院を整備し、運用しています。

また、これらの拠点病院に加え、中等症以下の救急患者を対象に、各病院の輪番制により、夜間及び休日の診療を行っています。

加えて、妊産婦、胎児及び新生児の救急患者の受け入れの円滑化を図るため、産婦人科診療所等と連携している周産期救急連携病院を整備しています。

さらに、特に緊急性を要する疾患（脳血管疾患、急性心疾患、外傷）について、円滑かつ適切な医療を提供できるよう、疾患別の救急医療体制を構築しています。体制参加病院のリアルタイムな応需情報を収集し、その情報を救急隊と共有することで迅速な救急搬送につなげています。

・三次救急医療機関

重篤な患者の救急医療を①横浜市立大学附属市民総合医療センター（南区）、②聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院（旭区）、③昭和大学藤が丘病院（青葉区）、④国立病院機構横浜医療センター（戸塚区）、⑤済生会横浜市東部病院（鶴見区）、⑥横浜市立みなと赤十字病院（中区）、⑦横浜市立市民病院（神奈川区）、⑧横浜労災病院（港北区）、⑨横浜南共済病院（金沢区）の市内9か所の救命救急センターで、また、ハイリスクの妊産婦、胎児及び新生児の一貫した管理を行う専門的な周産期医療を①横浜市立大学附属市民総合医療センター（南区）、②聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院（旭区）、③県立こども医療センター（南区）の市内3か所の周産期センターで行っています。

加えて、横浜市の外傷診療の拠点として、交通事故や多発外傷などの重症外傷患者の救急搬送を24時間体制で受け入れる重症外傷センターを、横浜市立大学附属市民総合医療センター（南区）と済生会横浜市東部病院（鶴見区）に併設して整備しています。

・その他の救急医療関係

（1）外国籍市民救急医療対策補助事業

市内在住の外国籍の方が、市内の救急医療機関に搬送され入院した際に生じた医療費の未収金について、当該医療機関に対して補助を行っています。

（2）精神疾患を合併する身体救急医療体制事業

精神疾患を合併する身体救急患者のうち、診療や救急活動に支障を生じる程度の症状（特定症状）のある方については、精神科の体制の整った特定症状対応病院に搬送する体制を整えています。また、一般の救急医療機関に搬送した後に精神疾患の特定症状が発現した場合、特定症状対応病院がバックアップする体制も

構築しています。

■災害時医療体制（救急・災害医療担当）

総合調整・指揮機能の強化

市災害対策本部内に医療調整チームを設置し、各区災害対策本部医療調整班と連携して、災害時医療の総合調整と指揮機能を司ります。また、市医療調整チーム及び区医療調整班に災害医療アドバイザーとして医師を配置することで総合調整機能の強化を図っています。さらに、非常用通信機器を整備して、災害時における情報通信体制の一層の充実強化を図るほか、医療関係団体等で構成する災害医療連絡会議を平時から設置し、災害時医療に関する意見交換や情報共有を行っています。

緊急度・重症度に応じた医療提供体制

傷病者の緊急度や重症度に応じた医療提供体制を構築し、主に重症者を受け入れる災害拠点病院のほか、中等症者を受け入れる災害時救急病院、軽症者を受け入れる診療所、地域防災拠点等に対する医療救護隊による巡回診療等、本市の医療資源の総力を結集した医療提供体制を構築しています。さらに、市外からの応援医療チームを適切に配置調整し、医療体制の充実と強化を図ります。

医薬品等の備蓄及び供給体制

医療救護隊が用いる医薬品等を市内の薬局で備蓄するほか、各区の休日急患診療所や区役所でも備蓄しています。さらに医薬品等が不足する場合には、市薬剤師会の協力を得て薬局から拠出していただくほか、市内医薬品卸業者との協定に基づき、医薬品等を調達します。他都市等からの医薬品救援物資は、横浜薬科大学との協定に基づき、物流拠点の一元化と適切な集積・管理、仕分けができる体制を構築しています。また、全ての地域防災拠点において、市民の皆さん自らが使用できる応急手当用品を配備しています。

■災害時の救急医療提供体制の確保（救急・災害医療担当）

横浜市内で発生した自然災害や交通事故等の災害現場で、消防局との連携により迅速に出動し、救命のための的確な医療活動を実施する医師、看護師により構成される横浜救急医療チーム（YMAT）全9隊を運用しています。

令和2年度の出動実績は、93件でした。

■歯科保健医療推進事業（がん・疾病対策課）

歯科医療体制の充実を図るため、横浜市歯科保健医療センターの運営に係る経費の補助を行っています。

横浜市歯科保健医療センターでは、夜間、休日昼間の歯科診療のほか、通常の歯科診療では対応困難な心身障害児・者の歯科診療、通院が困難な在宅療養者や入院患者、施設入所者等への訪問歯科診療を実施しています。

市立病院の経営

市立病院は、それぞれの病院の特徴を生かし、将来にわたって安定した経営基盤のもとで、引き続き、救急医療、感染症医療、災害時医療やアレルギー疾患医療等の政策的医療の充実や、入院前から在宅復帰に向けた患者支援体制の充実など地域医療全体への貢献に、中心的な役割を果たしていきます。

■市民病院

所在地：神奈川区三ツ沢西町1番1号
TEL045-316-4580 (代)、FAX045-316-6580

市民病院は、昭和35年10月に4科、24床で開院し、昭和58年から平成3年にかけて行った再整備などにより医療機能の充実を図り、現在は、34科、一般病床624床、感染病床26床で運営しています。

令和2年度の1日平均患者数は、入院患者515人、外来患者1,232人でした。

平成29年からの2度目の再整備は、令和2年2月に管理棟、3月に診療棟が竣工し、5月に新病院へ移転しました。

新しい市民病院は、診療科及び病床数に変更ありませんが、手術室の増室（9室から15室）、血管撮影室の増室（2室から3室）、高精度放射線治療装置（リニアック）の導入、集中治療室（ICU・CCU）の増床（14床から18床）、救命救急センターの増床（20床から24床）など、高度急性期医療の充実を図りました。

また、分娩室・新生児集中治療室（NICU）の増設、感染管理のための陰圧諸室の増設や専用動線の整備、三ツ沢公園と隣接する利点を最大限に生かした災害対策機能など政策的医療の強化も図っています。

さらに、新設の予防医療センターでは、50年以上にわたり培ってきたがん検診のノウハウと新病院の機能を生かし、従前からの横浜市がん検診と病院独自の検診（計13項目）に加え、がんドック、脳ドック、心臓ドックを開始しました。

今後、より一層地域から必要とされる政策的医療及び高度急性期医療に積極的に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症や災害などに対しては、健康危機管理の拠点としての役割を果たしていきます。

■脳卒中・神経脊椎センター

所在地：磯子区滝頭1-2-1
TEL045-753-2500 (代)、FAX045-753-2859

脳卒中・神経脊椎センターは、平成11年8月に脳血管医療センターとして開院しました。平成24年度から医療機能の拡充を図り、平成27年1月には病院名称を「脳卒中・神経脊椎センター」へ変更しました。現在は、8科、300床で運営しています。

令和2年度の1日平均患者数は、入院患者225人、外来患者159人でした。

脳卒中医療については、新型コロナウイルスの感染

拡大が深刻化するなかにおいても「断らない救急」を徹底し、1,763件の救急車を受け入れました。

さらに、側彎・脊柱変形外来の設置等の取組により、脊椎脊髄外科における手術件数は前年度の375件から430件に増加しました。

また、公立病院としての役割を果たすため、1病棟を専用病棟化して新型コロナウイルス感染症の中等症・軽症患者を積極的に受け入れるとともに、市民病院や宿泊療養施設に看護師や臨床検査技師を派遣しました。

併設の介護老人保健施設（入所定員80人、通所定員33人）は、平成19年から指定管理者の社会医療法人ジャパンメディカルアライアンスが管理運営を行っており、令和2年度の1日平均利用者数は、入所者75人、通所者27人でした。

令和3年度は、引き続き、専門領域における医療機能と新型コロナウイルス感染症対応を両立し、市民の健康寿命延伸に向けた取組を進めます。また、一層の経営改善を進め、地域に根差した専門的医療機関として自立的な経営を実現させていきます。

■みなと赤十字病院

所在地：中区新山下3-12-1
TEL045-628-6100 (代)、FAX045-628-6101

みなと赤十字病院は、公設民営の市立病院として、指定管理者である日本赤十字社の運営のもと、平成17年4月に23科、584床で開院しました。

平成19年5月には精神科病床50床が開床し、現在は、36科、634床で運営しています。

令和2年度の1日平均患者数は、入院患者466人、外来患者1,031人でした。

救急医療では、前年度に引き続き全国トップクラスの救急車搬送による受入患者数を維持しています。

アレルギー疾患医療では、アレルギー専門小児科医師等による保育士や幼稚園教諭等を対象とした食物アレルギーに関する研修会を引き続き積極的に実施しています。

新型コロナウイルス感染症対応として、クルーズ船の患者対応にDMATを派遣し、その後の市内発生患者を含めて、患者受け入れを行っています。

また、令和2年9月にJMIP（外国人患者受け入れ医療機関認証制度）の認証を取得し、今後増加していく外国人患者が安心して受診できる体制の整備を進めました。

そのほかには、令和2年12月に横浜市の事業委託により、中区・西区の認知症疾患医療センターが設置され、認知症疾患の鑑別診断の体制整備、専門医療相談を開始しました。認知症疾患患者および介護に携わるご家族に対して、包括的かつ継続的な質の高い医療を提供してまいります。

令和3年度は、引き続き日本赤十字社を指定管理者として市との協定に基づいて、救急医療、アレルギー疾患医療、災害時医療などの政策的医療等を安定的に提供するとともに、市立病院として地域医療全体の質向上を図る先導的な取組を推進してまいります。また、

市としては令和3年度も質の高い医療が提供されるよう
指定管理者の取組の点検・評価を行っていきます。

環境創造局

かけがえのない環境を未来へ

生活環境・みどり・農業・公園・下水道など環境創造局のあらゆる施策に、環境行政の基軸である「地球温暖化対策」と「生物多様性の保全」の視点を取り入れ、「豊かな水・緑環境」「安全・安心な生活環境」の保全・創造に向けた取組を進め、かけがえのない環境を次世代につなげていきます。

推進にあたっては、横浜市中期4か年計画2018～2021や、横浜市環境管理計画、横浜みどりアップ計画〔2019-2023〕、横浜都市農業推進プラン2019-2023、横浜市下水道事業中期経営計画2018など、環境行政を進める上で主要な計画を踏まえ、「ガーデンシティ横浜の展開」「災害に強い都市づくり」「脱炭素化に向けたエネルギー施策の推進」「公園・下水道の保全・更新、活用」「活力ある都市農業の推進」「良好な生活環境の確保」の6つの項目に重点を置いて取り組むとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック開催に合わせて、新横浜エリア等において「花と緑にあふれる環境先進都市」の取組を展開していきます。

環境政策の総合的な企画調整

■環境管理計画の推進（政策課）

「横浜市環境管理計画」は、環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」に基づき策定された計画です。

この計画は、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略である「生物多様性横浜行動計画（ヨコハマbプラン）」でもあるほか、全ての施策に関わる土台となる「環境教育・学習」を基本施策に位置付けています。

本計画が目指す将来の環境の姿として、「あらゆる環境技術の導入やライフスタイルの変革などにより、脱炭素化に向けて温室効果ガスの排出が大きく削減しているまち」、「郊外部だけでなく都心臨海部においても身近に水とみどり豊かな自然環境があり、生物多様性の恵みを受けられるまち」を掲げ、市民生活、経済、まちづくりなどあらゆる分野、多様な主体との連携により取組を推進することとしています。

各施策の実施状況等については、環境に関する市民・企業意識調査の結果も活用しながら年次報告書としてとりまとめ、公表しています。

■横浜市水と緑の基本計画の推進（政策課）

「横浜市水と緑の基本計画」は市内にある河川や水路、海域、樹林地、農地、公園といった水や緑を一体的にとらえ、横浜らしい水・緑環境をまもり、つくり、育てるために、本市で行う水・緑環境施策の方向性・考え方を示した総合的な計画です。

平成28年度に社会状況の変化などを考慮し、計画を一部改定しました。

この計画に基づき、豊かな水・緑環境にあふれる横浜市を育てていきます。

■横浜みどりアップ計画の推進（政策課、みどりアップ推進課）

横浜市水と緑の基本計画に基づく重点的な取組として「横浜みどりアップ計画」を策定し、緑の保全と創造の取組を進めてきました。「横浜みどりアップ計画〔2019-2023〕」では、「市民とともに次世代につなぐ森を育む」、「市民が身近に農を感じる場をつくる」、「市民が実感できる緑や花をつくる」の3つの柱に基づく取組と、効果的な広報の展開を進めています。

■環境プロモーション（政策課）

地域、学校、職場での環境教育・学習機会の充実を図ってきたことにより、市民の環境に関する関心や機運がさらに高まっています。環境にやさしいライフスタイルの浸透のため、積極的な広報展開とともに他分野・多様な主体との連携により、「環境プロモーション」を推進しています。今後もあらゆる機会をとらえて環境プロモーションの展開を図り、より一層の環境行動の実践につなげる取組を進めていきます。

■国際貢献事業と海外水ビジネス展開 (下水道事業マネジメント課)

横浜市では、経済成長に伴う産業型の公害や、自動車の交通公害、近隣騒音そして生活排水による河川の汚染などの都市生活型の公害に対処してきた経験、これまで蓄積してきた下水処理・汚泥処理技術をはじめとする環境全般に関する技術・ノウハウ等を新興国等に対して提供するなど、技術協力を行っています。

例年、JICA 等を通じた世界各国からの視察者を受け入れています。令和2年度は世界的な新型コロナウイルス感染拡大の影響により、受入人数は合計8名になりました。

また、横浜水ビジネス協議会と協力した JICA 草の根技術協力事業の実施など公民連携した取組を通じ、新興国等における水環境に関する課題解決を図るとともに市内企業等の海外への水ビジネス展開に対して支援を行っています。

身近な水・緑の創造

■身近な公園の整備、再整備・改良(公園緑地整備課、公園緑地事務所、区土木事務所)

新設事業

- ・ 街区公園：(仮称)大平町公園(中区)、(仮称)西戸部町二丁目第二公園(西区)、和泉中央北あやめ公園(泉区)、今井町大上公園(保土ヶ谷区)
- ・ 近隣公園：岡村西公園(磯子区)

再整備・改良事業

- ・ 子安台公園(神奈川区：近隣公園)、公園施設改良事業等

■スポーツのできる公園の整備等 (公園緑地整備課、会場整備課)

再整備・改良事業

- ・ 新横浜公園(港北区：運動公園)
- ラグビーワールドカップ2019™・東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に向けた会場整備
- ・ 日産スタジアム(港北区)

■大規模な公園の整備(公園緑地整備課)

新設事業

- ・ 横浜動物の森公園(旭・緑区：広域公園)

再整備・改良事業

- ・ 本牧市民公園(中区：総合公園)、こども自然公園(旭区：広域公園)、金沢自然公園(金沢区：広域公園)

■都心部公園の魅力アップ(公園緑地整備課)

新設事業

- ・ 港の見える丘公園(拡張)(中区：風致公園)

■特色ある公園整備等(公園緑地整備課)

新設事業

- ・ 金沢八景権現山公園(金沢区)：風致公園

■土地利用転換に対応した大規模な公園整備 (公園緑地整備課)

鶴見花月園公園(鶴見区：地区公園)

- ・ 花月園競輪場跡地について、UR都市機構が施行する防災公園街区整備事業により、計画的な市街地整備とあわせて防災機能を有する都市公園の整備を進め、令和3年11月に公開しました。

小柴自然公園(金沢区：広域公園)

- ・ 米軍から返還された小柴貯油施設跡地について、現況の自然環境や地形を活かしつつ、緑や環境に係る活動・体験・学習の拠点などを有する公園として整備を進め、令和3年7月に一部を公開しました。

(仮称)舞岡町公園(戸塚区：総合公園)

- ・ 良好な樹林地や農地等から成る現況の自然環境を保全しつつ、多様なレクリエーションにも対応できる公園として整備します。

(仮称)深谷通信所跡地公園(泉区)

- ・ 米軍から返還された深谷通信所跡地について、緑豊かな環境を生かしながら健康・スポーツの拠点となる公園を整備します。

(仮称)旧上瀬谷通信施設公園(旭・瀬谷区)

- ・ 米軍から返還された上瀬谷通信施設跡地について、2027年に開催予定の国際園芸博覧会のレガシーを継承する公園を整備します。

■緑地の整備

(公園緑地整備課、公園緑地事務所)

市民の森、ふれあいの樹林の施設整備・改良及び市有緑地等における斜面地の防災工事を行っています。

■都市公園の管理(公園緑地管理課、公園緑地維持課、公園緑地事務所、区土木事務所)

身近な街区公園や近隣、地区、運動公園など計2,700か所(約1,700ヘクタール)の都市公園を管理しています。

街区公園などの美化活動は、「公園愛護会」など市民の皆さんの参加をいただいています。

■緑の保全

(緑地保全推進課、みどりアップ推進課)

市民の森

民有の樹林を「市民の森」として所有者と市民の森契約を結び保存するとともに、現況を生かしながら園路・広場等の最小限の整備を行い、市民の皆さんに憩いの場として提供しています。

所有者には、土地の固定資産税及び都市計画税が減免されるほか、奨励金を交付しています。

指定面積は、約 550 ヘクタール（47 か所）です。

ふれあいの樹林

所有者と賃貸借契約を結び、市街地の樹林を保全しながら地域のふれあいの場として、提供しています。

指定面積は、19.2 ヘクタール（14 か所）です。

市民の森・ふれあいの樹林は、愛護会や森づくり活動団体などのご協力をいただき、市民協働で維持管理を行っています。

■よこはま協働の森基金事業 （みどりアップ推進課、緑地保全推進課）

身近な小規模樹林地を、市民と行政との協働により保全するため「よこはま協働の森基金」を創設し、市民の皆さんが自主的に集めた資金と、基金からの拠出金とをあわせて、300～1,000 平方メートル程度で一団のまとまりのある樹林地を取得する「よこはま協働の森基金事業」を、平成 17 年度から開始しました。

この事業は、樹林地の保全を希望する市民の皆さんの発意が前提であること、発意した市民の皆さんが募金活動等によって取得費用の 1 割以上（上限額 500 万円）を集めること、発意した市民の皆さんに取得後の樹林地の日常的な管理を行っていただくことなどが特徴です。

また、基金自体への寄附をより広く募るため「協働パートナー制度」を実施し、制度の PR とともに店舗等への募金箱の設置や、提携した飲料自動販売機の売上げの中から寄附をいただく、といった事業者との協働を進めています。

■ガーデンネックレス横浜の展開 （みどりアップ推進課）

平成 29 年に開催した「第 33 回全国都市緑化よこはまフェア」の成果を継承・発展させ、花と緑にあふれる環境先進都市「ガーデンシティ横浜」を推進する先導的な取組として「ガーデンネックレス横浜」を全市で展開しています。

会場及び開催期間

- ① **みなとエリア**（山下公園／港の見える丘公園／横浜公園／日本大通り／新港中央広場）
令和 3 年 3 月 27 日（土）～ 6 月 13 日（日）
- ② **里山ガーデン**（よこはま動物園ズーラシア隣接）
令和 3 年 3 月 27 日（土）～ 5 月 9 日（日）
- ③ **全市 通年**

■漁港区域の水辺の管理（農政推進課）

横浜市の南側にある 2 か所の漁港（柴、金沢）の区域について、良好な水域環境の保全を図るため、海上清掃を実施しているほか、適正に係留又は保管されていない船舶などに対する指導を行っています。

市民の森一覧

令和 3 年 4 月 1 日現在（面積：ha）

地区名	場所	面積
飯島 市民の森	栄区飯島町	5.7
上郷 "	栄区上郷町、尾月	4.9
下永谷 "	港南区下永谷六丁目他	6.1
三保 "	緑区三保町	39.7
釜利谷 "	金沢区釜利谷町他	11.8
峯 "	磯子区峰町	15.9
獅子ヶ谷 "	鶴見区獅子ヶ谷二丁目他	18.6
瀬谷 "	瀬谷区瀬谷町、東野台他	19.1
氷取沢 "	磯子区氷取沢町他	71.8
小机城址 "	港北区小机町	4.6
瀬上 "	栄区上郷町	48.2
称名寺 "	金沢区金沢町、谷津町	10.7
熊野神社 "	港北区師岡町、樽町四丁目	5.3
豊顕寺 "	神奈川区三ツ沢西町	2.3
まさかりが淵 "	戸塚区汲沢町、深谷町	6.5
ウイトリツヒの森	戸塚区俣野町	3.2
矢指 市民の森	旭区矢指町	5.1
綱島 "	港北区綱島台	6.1
追分 "	旭区矢指町、下川井町	33.2
南本宿 "	旭区南本宿町	6.3
荒井沢 "	栄区公田町	9.6
新治 "	緑区新治町、三保町	67.4
寺家ふるさとの森	青葉区寺家町	12.4
舞岡ふるさとの森	戸塚区舞岡町	19.5
関ヶ谷 市民の森	金沢区釜利谷西二丁目他	2.2
鴨居原 "	緑区鴨居町	2.0
駒岡中郷 "	鶴見区駒岡三丁目	1.1
金沢 "	金沢区釜利谷町	24.8
深谷 "	戸塚区深谷町	3.1
中田宮の台 "	泉区中田北三丁目	1.3
今宿 "	旭区今宿町	3.0
川和 "	都筑区川和町	4.0
鍛冶ヶ谷 "	栄区鍛冶ヶ谷二丁目	2.9
新橋 "	泉区新橋町	4.3
柏町 "	旭区柏町	1.9
朝比奈北 "	金沢区朝比奈町他	11.5
池辺 "	都筑区池辺町	4.0
上川井 "	旭区上川井町	10.1
古橋 "	泉区和泉が丘三丁目	2.2
長津田宿 "	緑区長津田町	3.0
市沢 "	旭区市沢町	5.5
（仮称）恩田 "	青葉区恩田町	5.0
（仮称）名瀬・上矢部 "	戸塚区上矢部町・名瀬町	15.2
（仮称）今井・境木 "	保土ヶ谷区今井町	2.7
（仮称）富岡東三丁目 "	金沢区富岡東三丁目	1.5
（仮称）台村 "	緑区台村町	2.0
（仮称）御伊勢山・権現山 "	金沢区六浦二丁目、瀬戸	2.8
47 か所		約 550ha

よこはま協働の森基金事業による樹林地取得状況

年度	所在地	面積
平成 17	金沢区六浦五丁目	2,303.54m ²

■生物多様性に関する研究（環境科学研究所）

1 生物生息状況モニタリング調査

(1) 水域生物相調査

昭和 48 年以来市内の河川 41 地点、海域 10 地点で、水域の生物相調査を実施しています。調査結果は、生物指標を用いた水質の評価や環境変化などの影響について解析するとともに「横浜の川と海の生物」として公表しています。

(2) 陸域生物相調査

「緑の10大拠点」「緑の10大拠点の周辺」「都市化が進む市街地」において、陸域の生物相調査（植物、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類）を実施しています。調査結果は、環境変化や地域特性による生物の違いについて、解析・検討、情報提供を行っています。

また、市立小学校を対象とした、こども「いきいき」生き物調査（小学生生き物アンケート調査）は、新型コロナウイルス感染症のため実施できませんでしたが、普及啓発のため、調査の概要や結果を解説した動画を作成しました。

2 多自然型水・緑整備事業の環境への効果に関する研究

多自然川づくり、雨水調整池整備事業などにより整備された生物生息環境を調査し、事業効果や管理手法を検討する研究を進めています。帷子川ではアユを対象として遡上及び産卵状況の調査を行い、生息や繁殖に適した河川環境について検討を行っています。

3 豊かな海づくり

これまでに山下公園前海域等で行ってきた調査の結果、横浜港の水質をより向上させるためには、海域生物の浄化能力を活用した海づくりが重要であることが分かっています。

山下地区においては、水質浄化能力の回復に向けた生物生息環境の改善を進めており、水質や生物生息状況の定期的なモニタリング調査を継続して行っています。

また、世界トライアスロン大会等で横浜の海への関心・環境意識の普及啓発を行っています。

■高度処理の推進（下水道設備課）

下水処理水放流先の水質環境基準の達成や、海域での赤潮の一因となる富栄養化を防止するため、通常の標準活性汚泥法では十分除去できない窒素、リンの除去率の高い高度処理を推進しています。

■合流式下水道の改善（管路整備課）

合流式下水道区域（市域面積の約1/4）では、大雨時に下水道管から汚濁した雨水の一部が雨水吐より河川などに流出されます。公共用水域の水質保全を図るため、河川などへの流出回数を減らす雨水吐の改良を進めています。

持続できる都市農業の推進

■農業経営の安定化・効率化に向けた農業振興（農業振興課、農政推進課）

1 市内産農畜産物の生産振興

(1) 積極的に経営改善に取り組む農家への営農支援

地域農業の中心となる担い手である認定農業者の機械・設備の導入に対する支援を行います。

(2) 環境への負荷を軽減した農業の取組の奨励・推進

環境への負荷を軽減した農業の取組を奨励し、周辺環境に配慮した都市農業を進め、持続できる都市農業を推進します。

2 都市農業の拠点づくり支援

農業専用地区の推進

市内のまとまりのある農地について、都市農業の拠点として農業専用地区に指定し、基盤整備や農業振興策を推進します。

農業専用地区：28地区：1,071.0ヘクタール

3 生産基盤の整備と支援

農業生産基盤・設備の整備・改修

都市と調和した良好な環境の創出を図るため、ほ場整備、かんがい・排水施設の整備、農道整備等の農業生産基盤の整備を支援します。

■横浜の農業を支える多様な担い手に対する支援（農業振興課、農政推進課、環境活動支援センター）

1 農業の担い手の育成・支援

(1) 横浜型担い手

意欲的に農業に取り組む担い手を横浜型担い手として認定し、それぞれの担い手のニーズに応じた育成・支援を行っています。

認定農業者認定数：273人

ゆめ・ファーマー認定数：133人

環境保全型農業推進者認定数：219人

(2) 新規参入

横浜の農を支える新たな担い手として、農業後継者のほか、農外からの新規参入や法人参入を推進し、支援しています。

(3) 横浜チャレンジファーマー支援事業

農業以外から職業として新規就農を目指す市民の皆さんを応援するため、研修を実施し「横浜チャレンジファーマー」として認定、農地の紹介等の支援を行っています。

2 農業経営の安定対策

農業経営の安定化を図るため、長期・短期の各種制度資金への利子補給や原資の貸付を行います。また、野菜価格安定事業に参加する生産者に対し支援を行い、市内産野菜の計画生産・出荷を促進します。

■農業生産の基盤となる農地の利用促進（農政推進課）

1 農地の貸し借りの促進

農業生産の基盤となる農地の有効利用を図るため、規模拡大を希望する農家や、新規参入者・法人等に積極的に農地の貸し借りを進めます。

2 まとまりのある農地等の保全

各種農地制度の適切な運用により、農業生産の基盤となる農地の保全を図ります。

生産緑地地区 1,601か所：276.8ヘクタール

農用地区域面積：995.8 ヘクタール
防災協力農地登録面積：250.4 ヘクタール

市民が身近に農を感じる場をつくる

■農に親しむ取組の推進 (農業振興課、農政推進課)

1 良好な農景観の保全

農景観を次世代に継承するため、横浜に残る貴重な水田景観を保全する取組や、意欲ある農業者団体などにより農地周辺の環境を良好に保全する取組を支援します。

水田保全奨励事業：113.3 ヘクタール

集団的農地の維持管理事業：643.9 ヘクタール

2 農とふれあう場づくり

食と農への関心や、農とのふれあいを求める市民の声の高まりに応えるため、様々な市民ニーズに合わせた農園の開設など市民が農とふれあう機会の提供を支援します。

様々な市民ニーズに合わせた農園の開設：

3.98 ヘクタール

横浜ふるさと村、恵みの里での農体験教室等：50回



北八朔恵みの里での体験水田

■地産地消の推進 (農業振興課)

1 身近に農を感じる地産地消の推進

地域でとれた農産物などを販売する直売所の整備等の支援や、市内で生産される苗木や花苗の配布など、地産地消の取組を拡大します。

さらに、地産地消に関わる情報の発信など、市民が地産地消を身近に感じられる取組を推進します。

直売所等の支援：18件

2 市民や企業と連携した地産地消の展開

地産地消に関わる人材の育成やネットワークの強化を

様々な市民ニーズに合わせた農園の開設

	令和2年度開設実績
認定市民菜園	1.03ha
環境学習農園	0.08ha
収穫体験農園	2.87ha
農園付公園	0ha
合計	3.98ha

※四捨五入のため、内訳と合計は一致しません。

図るとともに、市民・企業等と連携した取組を推進します。あわせて、横浜の農の魅力を生かして「横浜農場※」を活用して、積極的にプロモーションを展開します。

(地産地消サポート店登録、はまふうどコンシェルジュの育成、地産地消ビジネス創出支援、市民や企業との連携等)



※「横浜農場」とは食や農に関わる多様な人々、農畜産物、農景観など、横浜らしい農業全体を一つの農場として見立てた言葉です。

生活環境の保全

■生活環境保全推進ガイドラインの推進 (環境管理課)

横浜市環境管理計画で定めた生活環境分野の目標達成に向けて、「生活環境保全推進ガイドライン(平成31年3月策定)」に基づく取組を推進しています。

ガイドラインでは、生活環境の目指す姿を「安全・安心で快適な生活環境の保全」とし、「生活環境の保全の基盤となる取組の着実な推進」及び「連携による新たな取組の推進」を基本的な方向性として定め、それぞれの具体的な取組を体系的にわかりやすくまとめています。

各取組の実施状況については、年次報告書としてとりまとめ、公表しています。

■環境法令等に基づく規制指導(環境管理課)

公害規制各法及び横浜市生活環境の保全等に関する条例等に基づき立入調査を行うなど、市内工場等の規制指導を行っています。

令和2年度末現在の対象工場・事業場数は大気汚染防止法が1,249、水質汚濁防止法が1,479、騒音規制法が3,643、振動規制法が2,013、横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく指定事業所が4,728となっています。これらの法令等の対象になっている事業所の申請や届出に関する情報は「環境情報管理システム」で管理しています。



認定市民菜園

■大気汚染・水質汚濁等の環境監視（環境管理課監視センター）

市内の大気汚染の状況（大気 28 地点）や、大規模発生源（大気 28 工場、水質 29 工場）から排出される汚染物質の状況を常時監視するとともに、光化学スモッグ注意報発令や PM2.5 の高濃度予報が出された時等には、関係機関と連絡体制をとっています。また、環境中の放射線、PM2.5、ダイオキシン類、有害大気汚染物質のほか、河川・海域・地下水の水質や道路交通騒音、新幹線鉄道騒音及び振動等の測定を行っています。

■固定発生源に対する大気汚染対策（大気・音環境課）

「大気汚染防止法」、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」等により工場・事業場など固定発生源に対する大気汚染対策を推進しています。

近年、大気環境は以前に比べて改善されており、二酸化硫黄、二酸化窒素や浮遊粒子状物質については環境基準を達成しましたが、光化学オキシダントについては、環境基準が達成されない状況にあります。

微小粒子状物質（PM2.5）及び光化学オキシダントの原因物質の1つである揮発性有機化合物（VOC）については、VOC を排出する工場・事業場に対して立入・指導を実施するほか、光化学スモッグ注意報の発令が多い夏場は特に排出を抑えるよう求めています。

■公害に関する苦情・相談対応（大気・音環境課、水・土壌環境課）

市民の皆さんからの公害に関する苦情については、受付後、原則三日以内に現地調査等の対応を行っています。

令和2年度の公害苦情は1,704件で、令和元年度に比べ539件増加しました。また、公害苦情として受付した件数とは別に、日常生活に伴う騒音や悪臭、その他公害全般に関することなどについて、電話やメール等で寄せられた相

談件数が1,003件ありました。公害苦情と相談を合わせた件数は、過去5年間で最も多い数値となりました。

今後も迅速で適切な苦情・相談対応を行います。

■環境影響評価（環境アセスメント）制度（環境影響評価課）

良好な都市環境を確保するため、昭和55年から環境影響評価制度を実施し、平成11年6月12日からは「横浜市環境影響評価条例」に基づいて同制度を運用しています。

この条例では、環境に及ぼす影響について事業者自らが事前に調査・予測・評価を行い、その結果を公表して市民意見を聴くなどの手続きを通し、環境に配慮した事業とする環境アセスメント制度を運用します。

令和2年度に条例に基づく手続を行った事業は、次の12件です。

- 1 （仮称）横浜駅西口駅ビル計画（JR 横浜タワー・JR 横浜鶴屋町ビル）
 - 2 横浜市現市庁舎街区活用事業
 - 3 横浜市営地下鉄3号線あざみ野～新百合ヶ丘間（横浜地域）
 - 4 （仮称）深谷通信所跡地墓園整備事業
 - 5 （仮称）深谷通信所跡地公園整備事業
 - 6 みなとみらい21 中央地区53 街区開発事業
 - 7 （仮称）都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業
 - 8 中外製薬株式会社 横浜研究拠点プロジェクト
 - 9 （仮称）相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）連続立体交差事業
 - 10 横浜市環境配慮指針の一部改定
 - 11 （仮称）アパホテル&リゾート<横浜ベイタワー>新築工事
 - 12 （仮称）ENEOS株式会社 研究開発拠点建設事業
- 令和2年度に環境影響評価法に基づく手続を行った事業は、次の3件です。
- 1 高速横浜環状北線事業
 - 2 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業

区別公害苦情発生件数

年度	28年度	29年度	30年度	元年度	令和2年度																		
	全 市	全 市	全 市	全 市	全 市	鶴 見	神 奈 川	西	中	南	港 南	保 土 ヶ 谷	旭	磯 子	金 沢	港 北	青 緑	都 葉	戸 筑	栄 塚	泉	瀬 谷	
大気汚染	293	368	369	291	445	18	26	6	8	10	23	11	27	14	9	36	55	94	29	33	6	24	16
悪 臭	280	339	335	307	466	18	29	4	12	10	23	12	22	15	10	43	62	92	29	36	6	28	15
騒 音	346	381	463	387	555	43	51	34	62	35	20	20	35	12	20	60	17	42	32	33	16	7	16
振 動	127	116	161	108	151	14	16	11	11	9	2	8	6	6	3	22	6	7	9	11	1	7	2
水質汚濁	119	75	84	63	74	1	2	1	5	0	7	3	5	0	10	1	0	3	1	14	9	7	5
地盤沈下	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土壌汚染	4	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他	5	6	5	8	13	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	2	0	0	4	1	0	0	2
総 数	1174	1286	1421	1165	1704	94	125	56	101	64	75	54	95	47	52	164	140	238	104	128	38	73	56

■ 土壌汚染対策（水・土壌環境課）

「土壌汚染対策法」、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に基づき、有害物質を使用している工場等の廃止時や、一定規模以上の土地の形質変更の機会をとらえ、土壌調査や汚染土壌の対策等について指導しています。

■ 水質汚濁防止対策（水・土壌環境課）

公共用水域の水質を保全するため、「水質汚濁防止法」「横浜市生活環境の保全等に関する条例」「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、排水を公共用水域に排出する工場・事業場から届出等を受け、排水基準の遵守状態を監視、指導するとともに、東京湾に排出する特定事業場に対しCOD等の総量規制を行っています。

また、下水道施設の保護と水再生センターの放流先の公共用水域の水質保全のため、公共下水道に接続する工場・事業場に対して、「下水道法」「横浜市下水道条例」に基づき、施設設置等に関わる届出等を受けるとともに、定期的に入立調査を行い、排水の監視、指導を行っています。

■ 地盤沈下防止対策（水・土壌環境課）

「横浜市生活環境の保全等に関する条例」及び「工業用水法」に基づき、地下水採取の規制を行うほか、一定規模以上の掘削作業を行う事業者に対して指導を行っています。

また、横浜市内の地盤沈下の状況を把握するため、市域の沖積低地を対象に精密水準測量を行っています。

■ 野生鳥獣対策事業（動物園課）

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（鳥獣保護管理法）に基づく捕獲許可や飼養登録と、有害鳥獣対策に係る事務を行っています。有害鳥獣対策は、家屋侵入等の生活被害を与えているアライグマ、ハクビシン、タイワンリスと、繁殖期に攻撃・威嚇行動をするカラスに対する対策を行っています。カラスの対策は、巣の除去費用の一部補助と巣立ちビナの緊急回収を実施しています。

■ 低公害車の普及及び啓発（環境エネルギー課）

本市では、電気自動車や燃料電池自動車等の低公害な次世代自動車の普及促進を図るため啓発事業を行っています。

また、燃料電池自動車を公用車（乗用車）として累計19台導入しています（令和3年3月末現在）。導入した燃料電池自動車を各種イベントに出展し、市民の皆さんの認知度向上を図っています。

燃料電池自動車等による啓発事業

令和2年度イベント出展回数	11回
---------------	-----

■ 燃料電池自動車の導入補助（環境エネルギー課）

燃料電池自動車の初期需要を喚起するため、導入経費に対する補助を実施しています。

令和2年度補助実績：34台（補助上限額25万円）

■ ディーゼル自動車の運行規制（大気・音環境課）

ディーゼル車の運行による大気汚染を抑制するため、九都京市で連携した運行規制を行っており、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」で県域内を運行できる車両の排ガス基準が設けられています。横浜市域では、国土交通省等と連携した路上検査やナンバープレートの撮影などによる検査・指導を行っています。

■ 石綿対策（大気・音環境課、環境管理課）

建物の解体工事等に伴う石綿飛散を防止するため、「大気汚染防止法」及び「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に基づく届出を受け付け、現場検査等により作業方法の指導を行っています（届出件数：338件）。また、届出の対象外となる解体工事についても、他法令の届出情報をもとに入立検査を行い、着工前に石綿含有建材の事前調査が適正に実施されているかについて確認、指導を行っています。

横浜市が所有する公共施設については、石綿障害予防規則を遵守するように、関連部署と連携して対策にあたっています。

■ 化学物質対策（環境管理課）

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づき、化学物質の排出量・移動量の届出を受け付けています。令和2年度は366事業所から届出がありました。

化学物質による環境リスクを低減していくためには、市民の皆さん、事業者及び行政が、情報を共有し、対話を行っていくことが重要です。そのための取組として、市民の皆さんや事業者を対象としたセミナーの開催やイベントへの出展等を行っています。

■ 地盤環境の研究（環境科学研究所）

環境保全や災害対策等に役立てるため、地盤沈下観測所及び観測井において、地盤沈下量及び地下水位の観測や土質調査資料（ボーリング情報）の収集を行い、横浜市内の地質や地盤構造、地下水位等に関する調査研究を行っています。

■ 水洗化未整備地域の解消（管路整備課）

令和2年度末の下水道普及率は、概成100パーセントですが、まだ、約700世帯の方々が公共下水道を利用

きない状況にあります。このため、引き続き、関連局等と積極的に調整を図りながら、公団混乱地区や他事業関連地域等において、地元の市民の皆さんと協力して整備を進めてまいります。

■水洗化普及促進事業（管路保全課）

横浜市では、次のような制度や施策を設け、未接続帯の解消を図っています。

1 経済的な負担軽減や私道に公共下水道等を敷設するための助成

- (1) 「水洗便所設備資金助成・貸付金制度」と、併用する「宅地内排水ポンプ施設設置工事貸付制度」
- (2) 私道対策受託下水道工事制度
- (3) 共同排水設備工事の助成制度
- (4) 取付管接続受託下水道工事制度

2 水洗化普及促進の相談や指導のための対策

- (1) 「水洗化普及相談員」の配置
- (2) 「水洗化紛争仲介委員会」の設置

■排水設備指定工事店制度（管路保全課）

排水設備は、宅地の下水を公共下水道に排除するための大切な設備です。この設備が法令などの基準に基づき正しく設置されなければ、公共下水道の維持管理に支障をきたすばかりでなく、設備の使用者にも不都合が生じる可能性があります。

この制度は、排水設備の設計・施工に関する十分な知識と能力をもった工事店を市長が指定し、この指定を受けた工事店でなければ市内の排水設備工事を行うことができないとしている制度です。

安全な都市づくり

■下水道管きよの維持管理（管路保全課、区土木事務所）

下水道管きよは、各家庭や事業所から排出される汚水や雨水をポンプ場や水再生センターなどへ導く役割をしています。市内の管きよの総延長は、約 11,900 キロメートルにも達しています。これらの膨大な施設を良好な状態に保つため、平成 30 年度から清掃と合せたノズルカメラによる点検を年間約 1,200 キロメートル実施するなど状態を監視する管きよの維持管理を行っています。あわせて令和 3 年度より中大口径管の維持管理に包括的民間委託を導入しました。

また、管きよの埋設状況（位置・太さ・深さ等）を記載した下水道台帳を作成し、維持管理や市民の皆さんへの閲覧に利用しています。なお、閲覧はインターネットでもできるように情報を提供しています。

■下水道管きよの更新（管路整備課）

市内臨海部を中心として、おおむね昭和 20 年以前に下水道管きよを整備した区域が 1,910 ヘクタールあります。

当該区域における下水道管きよは標準的耐用年数 50 年を経過してきていることから、老朽化により機能が低下するとともに、道路陥没や臭気が発生しています。このため、当該区域を第 1 期更新区域として位置付け、平成 13 年度から老朽管の更新事業（再整備）を進めており、平成 29 年度に概成しました。平成 26 年度からは、昭和 20 年から昭和 45 年頃に整備した区域 3,900 ヘクタールを第 2 期更新区域として位置付け、事業着手しています。

これらの区域に布設されている管きよの再整備は、老朽管対策と併せて、必要に応じ、浸水対策、合流式下水道の改善及び地震対策など、質的向上を総合的に進めていきます。

また、令和 4 年度より、更新区域を横浜市全域とし、計画的な再整備及び修繕を進めていきます。

■下水道施設の更新（下水道施設整備課、下水道設備課、下水道事務所）

水再生センター・ポンプ場の老朽化等による機能停止を未然に防止するため、横浜市下水道ストックマネジメント計画に基づき施設・設備の更新を計画的に進めています。水再生センターやポンプ場等では、防食・覆蓋・外装等の施設の更新を進めるとともに、水処理設備や発電・沈砂池等の設備の更新を進めます。

■下水道による浸水対策（下水道事業マネジメント課）

安全な市民生活と都市機能を確保するために、都心部や過去に浸水被害が多発している地域を重点的に、下水道管や雨水貯留施設を整備するなどの浸水対策を進めています。

市域全体を対象に 1 時間あたり 50 mm の降雨に対応する雨水排水施設の整備を進め、令和 2 年度末の整備率は 66.3% となりました。また、人口が集中し、かつ地盤の低い地域では、1 時間あたり 60 mm の降雨に対応する整備を進め、令和 2 年度末の整備率は 65.5% となりました。

また、横浜駅周辺地区を全国初となる浸水被害対策区域に指定し、官民連携して浸水対策を推進していきます。

雨水排水施設の整備にあたっては、公園を活用した雨水貯留・浸透施設の設置や水路改良などの既存施設の活用を図るなど、総合的な浸水対策を進めています。

特定都市河川に指定された河川の流域では、河川管理者と下水道管理者が共同で作成する流域水害対策計画に沿って、一体となって浸水被害の防止に取り組みます。

■雨水幹線（管路整備課、下水道事務所）

浸水被害箇所に対する安全度を高めるため雨水幹線の整備を重点的に進めています。

新横浜駅前第二幹線、恩田川左岸雨水幹線や瀬谷支線等の整備

■危機対処に係る計画の整備 (下水道事業マネジメント課)

危機管理体制の強化

震災時において下水道機能を継続するために、被災した機能を早期に復旧することを目的として「下水道BCP【地震・津波編】」を平成25年3月に策定しました。

令和3年3月には、より実効性の高い計画へと見直しを行い、第3版として【地震・津波編】を改定しました。また、近年の全国での豪雨による下水道施設の被害等を鑑み、新たに「下水道BCP【水害編】」を策定し、水害に対する図上訓練を行うなど、被害時の対応力向上のための取組を実施しています。

■雨水浸透の促進(下水道事業マネジメント課、管路保全課)

雨水浸透ますは、屋根や道路に降った雨を集めて、地面にしみ込ませる施設で、地盤に透水性があり、地下水位が低いなどの条件が整った地域において、個人の住宅等への設置を促進しています。

雨水浸透ますの設置を促進することにより、計画降雨量を超えたゲリラ豪雨などの都市型水害や、地下水のかん養、河川水量の回復などへの効果が期待されています。

雨水浸透ますを設置する住宅等に対して助成金を交付しています。

また、水循環の再生を目的に、雨水をゆっくり流す流出抑制対策、雨水の有効利用推進として雨水貯留タンクの設置を促進しており、雨水貯留タンクの購入費に対して助成を行っています。

■下水道システムの耐震強化(下水道事業マネジメント課、下水道施設整備課、管路整備課、管路保全課)

震災時においての下水道の使用を可能にし、都市の衛生環境を維持するために、水再生センター等の下水道施設の耐震化を図ります。震災時のトイレ機能確保のため、地域防災拠点等から水再生センターまでの下水道管の耐震化を進めるとともに、緊急輸送路等の下水道管についても耐震化を進めます。

そのほか、災害時に多くの市民が集まる地域防災拠点等にハマッコトイレを順次整備しています。

■マンホールトイレ設置助成制度(管路保全課)

横浜市では、地域防災拠点等にハマッコトイレを順次整備していますが、同時に地域のみなさまの自助・共助の促進を図る目的で、自主的な防災活動を積極的に行っている組織を対象に、マンホールトイレ設置に対する助成を令和3年度から本格的に実施しています。

■水再生センター等のリスク管理手法の構築 (下水道施設管理課)

大雨時の災害対応と地震対応の訓練を水再生センター等で実施しています。

- ・一斉点検(雨季に備え、緊急時における出動体制の確認のほか、情報収集伝達訓練、排水設備の整備、運転訓練、下水道BCPに関連したセンターの独自点検、災害協定協力会社との災害時応急措置合同訓練等を実施)
- ・地震訓練(地震発生後を想定した施設設備点検や応急復旧訓練のほか、津波等を想定した避難訓練等の危機対応能力向上訓練を実施)
- ・主要設備点検(台風に伴い、情報の収集伝達、排水設備の整備、運転訓練等を実施)

環境活動の推進

■環境教育出前講座(生物多様性でYES!) の実施(政策課)

生物多様性や地球温暖化といった環境問題への理解を深めるため、市内の小中学校や地域の方々を対象に、市民団体、企業、国際機関、市役所など専門知識を持った講師が講義を行う「環境教育出前講座」を実施しています。令和2年度は3,776人が環境教育出前講座を利用しました。



環境教育出前講座「身近な自然を学ぼう」

■環境にやさしいライフスタイル推進事業 (政策課)

小学生が夏休み期間中に家庭で環境行動に取り組み、それを応援する企業の協賛金により、海外の環境保全活動を支援する、「こども『エコ活』大作戦!」を実施しています。

■農と緑の人材育成事業 (環境活動支援センター)

1 市民農業大学講座開催

援農や緑化ボランティアなどで活躍できる人材を育

成するため、市民農業大学講座（2年間）を開催しています。

1 年次：栽培基礎（令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響で中止）

2 年次：農家での実習（10回/年）

2 農体験リーダー活動支援事業

援農や緑化ボランティア活動が円滑に行われるように、援農活動等への支援として、農体験リーダー（市民農業大学講座修了者）による自主組織「横浜農と緑の会（通称：はま農楽）」に対してフォローアップ研修の実施、援農を希望する農家の情報提供や会議スペースの提供などを行っています。

3 ふれあいボランティア活動

横浜市児童遊園地における花壇や竹林の手入れなどの園内維持管理のボランティア活動を支援しています。（令和2年度は12回活動）

4 市民が森に関わるきっかけづくり事業

森に関わる第一歩として、親子で参加できるイベントなどを行っています。

■環境学習の推進（環境活動支援センター、環境科学研究所）

みどりの学校（こども植物園）

自然に親しみ緑を大切にすることをはぐくむため、小学生を対象に、花や野菜の栽培、自然観察、植物を材料とした工作や遊びなど、実体験を中心とした研修会等を行っています。令和2年度は7回開催しました。

こどもエコフォーラム

生物多様性や身近な自然など、環境をテーマに市内の小中学校の児童生徒による研究や活動の成果を例年発表している「こどもエコフォーラム」は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止しました。

■プレイパーク支援事業（公園緑地維持課）

公園等において自然環境や素材を活用しながら、子どもの想像力を活かした自由な遊びができるプレイパークの活動を支援しています。

■公園愛護会活動の支援（公園緑地維持課）

横浜市の公園のおよそ9割の公園で公園愛護会が活動しています。公園愛護会は清掃等、公園の日常的な手入れをしているほか、花壇づくりやイベントなど公園の魅力を高める活動を地域全体で行っている所もあります。

土木事務所には公園愛護会の相談窓口となる職員（コーディネーター）がおり、公園愛護会からの要請に応じ、様々な支援をしています

公園愛護会数：2,514 団体（令和3年3月31日現在）



公園愛護会の活動

■森を育む人材育成事業（みどりアップ推進課、環境活動支援センター）

市民の皆さんとの協働により、樹林地の保全・育成・活用を進めることで、樹林地の維持管理を良好に行います。

森づくり活動に取り組む市民や団体を対象に、活動のための知識や技術に関する研修を実施し、森を育む「人」を育てます。

また、森づくり活動を行う団体を対象に、必要な道具の貸出し、活動に対する助成、専門家派遣などの支援を行います。

森づくり活動団体等：73 団体（令和3年4月1日現在）



鴨居原市民の森で開催した森づくり体験会の様子

■環境情報の提供（環境科学研究所）

本市では、大気・水質・地盤の情報に加え、生物など環境の状況を表すさまざまな調査データについて、情報提供を進めています。

土質調査資料（ボーリング情報）については、建築や地震防災対策の資料として活用されることから、平成17年から、地盤地図情報「地盤 View」に掲載し、インターネットで公開しています。

■動物園（動物園課）

よこはま動物園（ズーラシア）

「生命の共生・自然との調和」を目指して、希少動物を中心に動物の生息する気候帯別の展示を行い、植物や人の文化も織り交ぜながら世界の環境を演出しています。

オカビなど世界の希少動物の展示をはじめ「アフリカのサバンナ」ゾーンでは、肉食動物のチーターと草食動物のキリンなど合計4種類の動物を、一緒に展示しています。



野毛山動物園

都心臨海部を見下ろす高台に位置する身近な動物園として小動物とのふれあいができる「なかよし広場」を始め、キリン、ライオン、レッサーパンダや爬虫類などを展示しています。



万騎が原ちびっこ動物園

モルモットやハツカネズミなどの小動物を中心に展示し、コンタクトコーナーがあります。



金沢動物園

「横浜つながりの森」の一部である緑あふれる丘の上であり、海が望める動物園です。起伏に富む園内にはコアラをはじめとした世界の草食動物を生息地別に4つの大陸区に分け展示しています。



横浜市繁殖センター

横浜に生息するカエル類やミゾゴイ、世界的に絶滅の危機に瀕するカンムリシロムクヤカグーなどの飼育下繁殖に取り組むとともに、環境省保護増殖事業に参画し、ライチョウやツシマヤマメコノの保全に取り組んでいます。また、動物園の動物の繁殖に関する専門的な研究施設として、繁殖生理や遺伝的多様性の研究、配偶子など遺伝資源の凍結保存、人工繁殖技術の研究等も行っています。

こうした保全活動への関心を深めてもらうため、施設公開や科学スクールなどを開催しています。

動物園の状況

令和3年4月1日現在

区分	よこはま動物園	野毛山動物園	万騎が原ちびっこ動物園	金沢動物園	繁殖センター
管理面積 (ha)	45.3	3.3	0.2	12.8	(3.7)
飼育動物点数					
ほ乳類	53種 497点	18種 412点	2種 111点	23種 150点	2種 6点
鳥類	41種 248点	35種 157点	1種 35点	12種 23点	9種 184点
は虫類	5種 11点	34種 150点	-	5種 12点	-
両生類	-	-	-	7種 33点	4種 392点
魚類	1種 2点	5種 1,149点	-	4種 840点	-
計	100種 758点	92種 1,868点	3種 146点	51種 1,058点	15種 582点
令和2年度野生動物繁殖施設点数	26種 158点	27種 105点	-	39種 292点	-
令和2年度入園者数(人)※2	754,247	390,886	34,202	263,224	-

※1 よこはま動物園の管理面積には、繁殖センター分が含まれています。

※2 閉園、入場制限等

・新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため

よこはま動物園・・・4月1日～6月10日休園、6月11日～10月18日入園者数制限、10月19日～3月31日土日のみ入園者数制限

野毛山動物園・・・4月1日～6月10日休園、6月11日～30日の土日のみ休園

万騎が原ちびっこ動物園・・・4月1日～6月10日休園

金沢動物園・・・4月1日～6月10日休園

・工事のため

万騎が原ちびっこ動物園・・・2月15日～3月31日休園

地球温暖化対策等の推進

■自立分散型エネルギー設備設置費補助事業 (環境エネルギー課)

自立分散型エネルギー設備の普及を促進し、エネルギー利用効率が高く災害に強い安心・安全なまちづくりを推進するため、住宅用・業務用燃料電池システムの設置に対する補助を実施しています。

令和2年度補助実績：50件

■風力発電事業 (ハマウイング) (環境エネルギー課)

横浜市環境行動のシンボルの事業として平成19年3月に運転開始し、市民・事業者・行政の3者が協働で運営しています。

また、環境省委託事業として、ハマウイングの電気を利用して水素を製造し、貯蔵・運搬・利用などを行い、京浜臨海部で水素サプライチェーンを構築する実証事業を、民間事業者と連携して平成29年7月から令和3年3月まで実施しました。

令和2年度実績：総発電量 2,284,498kWh



■事業者温暖化対策促進事業 (環境管理課)

横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づき、温室効果ガス排出量の多い事業者に対して計画書の提出及び実施状況の報告を義務づけています。さらに、計画や実施内容への市による評価などを行うことで、温室効果ガスの排出抑制を促しています。

また、市内に電気を供給する小売電気事業者から、再生可能エネルギーにより発電された電気の割合などの計画や実績報告を義務づけています。さらに、計画や実績報告の情報を市がわかりやすく公表することで、二酸化炭素の排出が少ない電気の普及に繋がります。

■下水道事業の温暖化対策に関する検討 (政策課)

下水道事業は市役所全体のCO₂排出量の約2割を排出していることから、率先して温暖化対策に取り組む必要があります。

水再生センター等では適切な維持管理や省エネ機器の導入により、継続的に省エネルギー化を図っています。

今後は、今までの取組を一層加速させるとともに、再エネへの転換を中心に新技術の開発や、カーボンオフセットなど、あらゆる取組を検討し、温暖化対策を着実に推進していきます。

■下水汚泥燃料化事業 (下水道設備課)

南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業、および北部汚泥資源化センター汚泥処理・有効利用事業をPFI事業として実施しています。

事業期間を通じて市の財政負担の縮減や、事業の効率的な実施と長期安定的な有効利用先の確保、循環型社会の構築等への貢献、リスク分担の明確化による安定した事業運営ができます。

南部汚泥資源化センターでは、平成28年度より施設を稼働し、継続的に事業を進めています。

北部汚泥資源化センターでは、令和元年度より施設を稼働し、継続的に事業を進めています。

■資源化・リサイクルの推進 (下水道施設管理課)

下水汚泥を処理する過程で発生する消化ガスを、汚泥焼却炉等の補助燃料や、消化ガス発電の燃料に使用し、一部の発電電力を売却しています。また、汚泥を原料に燃料化物を製造している他、下水道工事等で掘削された土に汚泥焼却灰を混合して良質な埋め戻し材(改良土)として利用しています。

■下水・汚泥処理の効率化等に関する調査研究 (下水道事業マネジメント課)

未利用バイオマス(事業系生ごみ)の受け入れによる下水バイオガス(消化ガス)増量やそのガスを使った水素、電気、熱などの創出に向けた検討を進めてきました。令和2年度は令和元年度に引き続き、下水バイオガス増量に向けた事業の可能性に関する調査を行いました。

■都市の暑さ対策調査研究 (環境科学研究所)

横浜市においても、地球温暖化やヒートアイランド現象により年平均気温が上昇傾向にあります。このため、市内約40地点での気温観測等を通じて、市内における暑さの状況を把握し、その結果を情報発信しています。

さらに、樹木による緑陰や人工日除け、微細ミストなどの暑さ対策技術について、効果の検証及び普及啓発を支援するための調査を行っています。

また、各区局の暑さ対策に対する技術的支援を行っています。

■建設発生土等対策 (技術監理課)

横浜市の公共工事等から発生する建設発生土及びその他の建設副産物について、「発生抑制」「再利用の促進」「適正処理の推進」を図り、公共事業の円滑な推進と環境の保全に努めています。

特に、建設発生土については、工事現場内での埋め戻しや、工事間利用の促進に努めるとともに、横浜市臨海部の埋立事業に活用するほか、他都市の建設資源として

も活用しています。

また、アスファルト廃材・コンクリート廃材等については、再資源化施設で処理し、市内の道路工事等に再生資材として利用しています。

効率的・効果的な事業運営

■地籍調査事業（地籍調査課）

国土調査法に基づき、一筆ごとの土地について、地番、地目、所有者の調査及び境界、面積の測量を行い、土地についての基礎資料を整備しています。また、過去に地籍調査を実施した地区の成果の管理及び閲覧を行っています。

令和3年度は、金沢区釜利谷東二丁目及び釜利谷東三丁目の一部ほかを対象として調査を実施します。

なお、地籍調査により作成された簿冊及び地図の写しは法務局に送付され、登記簿と公図に反映されます。

■公園への指定管理者制度の推進（公園緑地管理課）

公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上や業務の効率化などを図るため、「指定管理者制度」の公園への導入を順次進めており、新横浜公園や山手西洋館など91公園、98施設が指定管理者による管理に移行しています。

令和3年度は、19公園、19施設の指定管理者の選定を行います。

■下水道事業中期経営計画の推進（下水道事業マネジメント課）

現行計画である「下水道事業中期経営計画2018」は計画期間を平成30年度から令和3年度とし、経営理念をはじめ、施策や財政運営の目標と取組を掲げた計画です。本計画に基づき、下水道施設の維持管理・再整備、地震や大雨に備える防災・減災対策や良好な水環境の創出などの取組を進めています。

計画の最終年度となる令和3年度は、これまでの事業の進捗をふまえ、目標達成に向けて取り組んでいきます。

■下水道事業経営研究（下水道事業マネジメント課）

下水道事業の経営に関し必要な事項についての調査研究及び審議を行うため、横浜市附属機関設置条例に基づく「横浜市下水道事業経営研究会」を設置しています。

令和元年11月に設置した横浜市下水道事業経営研究会（第8期）では、6回にわたって、次の中期経営計画に向けた審議が行われました。

■下水道施設の維持管理費用削減の取組（下水道施設管理課）

水再生センター場内清掃業務等の委託管理や設備の長寿命化対策、省エネルギーの推進などにより維持管理費の削減に取り組みました。

水再生センター等の委託管理では、市内10か所の施設の点検や清掃を委託業務により実施しています。また、市内2か所の汚泥資源化センター及び金沢水再生センター前処理施設では、従来の委託業務よりもさらに民間のノウハウを活用した包括的管理委託を採用し、維持管理費の削減に努めるとともに安全・安心かつ効率的な運営管理を図っています。

設備の長寿命化対策では、老朽化した設備について、設置から維持管理、更新に係る費用を含めたライフサイクルコストを低減するため、設備の長寿命化対策に取り組んでいます。なお、国のストックマネジメント支援制度を活用し、設備機器の修繕費用の削減を図っています。

省エネルギーの取組としては、本市の節電対策にあわせた、空調・照明の適正管理・機器の効率的な運転を徹底するとともに、電力需要の高い時間帯の電力抑制を実施しました。

■適切な工事発注と安全な施工の推進（技術監理課）

老朽化する公園施設や下水道施設が増大する中で、施設を供用しながら施工する更新事業は複雑で高度な技術を要します。環境創造局で発注する公園・下水道の更新や新規整備を円滑、効率的に推進するために技術基準や積算基準書の作成を行っています。また、適切な発注事務を進めるために担当職員への技術的支援も行っています。

道路上や既存公園など市民の皆さんに身近な場所で行う工事では、安全な施工が市民生活の安全にもつながります。そこで請負業者、監督職員に向けて事故防止に係る啓発活動を行っています。

■下水道広報事業（下水道事業マネジメント課）

下水道事業の役割や重要性を発信し、事業の持続可能性の確保につなげるため、様々な主体と連携し、積極的な情報発信や環境教育を推進しています。

令和2年度はオンライン「東京湾大感謝祭」への参加や8月1日の「水の日」に合わせて水循環に関する啓発などを行いました。また、下水道のPR動画を制作するなど、下水道の役割や重要性を発信しました。

■外郭団体の経営向上への取組（総務課）

公益財団法人横浜市緑の協会と本市が協議して定めた、一定期間における主要な経営目標を「協約」として掲げ、団体経営の向上を目指しています。

令和3年度は、新たな協約（令和3年度～令和5年度）

を策定し、目標達成に向けた取組を進めます。

■下水道使用料収入の確保（経理経営課）

下水道事業においては、雨水処理に要する経費は市税（公費）で、汚水処理に要する経費は下水道使用料等（私費）で負担することを基本としています。

下水道使用料収入は、水道使用量の動向に大きく影響を受けます。市内の世帯数の増加により、水道利用者数は増加していますが、一世帯あたりの人員と使用量は減少傾向にあります。また、景気動向も事業活動を左右するため、使用料収入変動の要因の一つと考えられます。

このような状況の下、環境創造局では、井戸水や雨水使用者等、水道水以外の水使用者について調査を行うなど、使用料の適正徴収に努め、使用料収入の確保に取り組んでいます。

下水道使用料収入の確保

排出量、平均排出量、使用料収入の推移

	H28	H29	H30	R1	R2
排出量 (千m ³)	378,448	380,400	379,960	377,988	384,990
平均排出量 (m ³ /月)	17.30	17.26	17.06	16.78	16.94
使用料収入 (千円)	60,495,260	60,742,402	60,665,486	60,246,064	59,034,712

(排出量及び平均排出量は一般汚水、使用料収入は税込で総額)

井戸水使用実績（上記数値の内数）の推移

	H28	H29	H30	R1	R2
排出量 (千m ³)	3,629	3,579	3,605	3,583	3,229
使用料収入 (千円)	1,540,917	1,512,183	1,527,222	1,529,468	1,374,865

■資源・資産の有効活用による収入の確保（政策課）

局の所有する下水道用地を有効に活用し、土地活用等を推進するほか、公園施設へのネーミングライツの導入等による収入の確保に努めています。

また、下水道では処理の過程で、様々な資源が生まれしており、消化ガスを使って発電した電力や再生水を販売しています。

これらの資源・資産の有効活用から得られる収入は貴重な財源であり、費用対効果や地域の課題解決への貢献といった視点も踏まえながら、収入確保に向け一層努力していきます。

■人材育成の推進（総務課）

環境創造局において求められる職員像は「良好な環境を創り、次世代へ伝えるため、自ら考え行動する職員」です。その実現に向けて、職員の能力向上を図るための研修を実施するほか、資格取得支援制度や環境保全、緑・農業・公園、下水道等の各分野の連携促進などに取り組んでいます。

横浜みどりアップ計画と横浜みどり税

横浜市は大都市でありながら、市民生活の身近な場所に水や緑の環境を有しています。この緑の環境を生かし、次世代に引き継いでいくため、市は平成 18 年に策定した「横浜市水と緑の基本計画」に基づき、「横浜らしい水・緑環境の実現」に向けて、水と緑の環境を育む様々な取組を展開しています。

平成 21 年度からは「横浜みどり税」を財源の一部に活用した重点的な取組として「横浜みどりアップ計画」を推進しており、平成 31 年度からは第 3 期目である「横浜みどりアップ計画 [2019-2023]」を推進しています。



横浜みどりアップ計画 [2019-2023] の概要

計画の理念 **みんなで育む みどり豊かな美しい街 横浜**



1. 緑の減少に歯止めをかけ、総量の維持を目指します
2. 地域特性に応じた緑の保全・創出・維持管理の充実により緑の質を高めます
3. 市民と緑との関わりを増やし、緑とともにある豊かな暮らしを実現します



計画の柱 1
市民とともに次世代につなぐ森を育む

森（樹林地）の多様な機能や役割に配慮しながら、緑のネットワークの核となるまとまりのある森を重点的に保全するとともに、保全した森を市民・事業者とともに育み、次世代に継承します。

5か年の主な取組

- ・ 緑地保全制度による指定を進め、300ha の樹林地等の保全
- ・ 良好な森づくりの推進
- ・ 指定した樹林地における維持管理の支援
- ・ 森に関わるきっかけとなるイベントや広報の実施



計画の柱 2
市民が身近に農を感じる場をつくる

良好な景観形成や生物多様性の保全など、農地が持つ環境面での機能や役割に着目した取組、地産地消や農体験の場の創出など、市民と農の関わりを深める取組を展開します。

5か年の主な取組

- ・ 水田の継続的な保全の支援
- ・ 様々な農園を開設するなど、農とふれあう機会の提供
- ・ 市民や企業と連携した地産地消の推進



計画の柱 3
市民が実感できる緑や花をつくる

街の魅力を高め、賑わいづくりにつながる緑や花、街路樹などの緑の創出に、緑のネットワーク形成も念頭において取り組みます。また、地域で緑を創出・継承する市民や事業者の取組を支援します。

5か年の主な取組

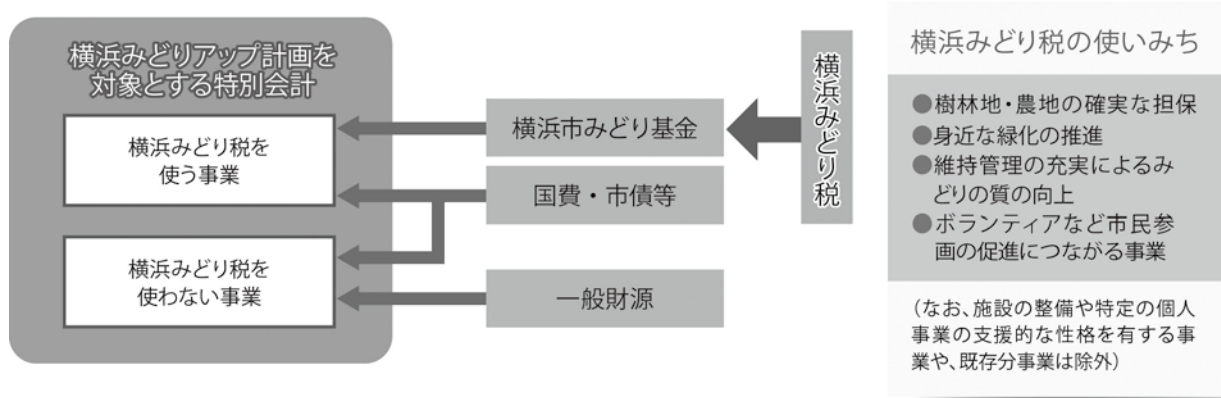
- ・ 地域で愛されている並木の再生
- ・ 地域緑のまちづくりや地域に根差した各区での取組の推進
- ・ 子どもを育む場所での緑の創出・育成を推進
- ・ 緑や花による魅力ある空間づくりを推進

効果的な広報の展開

取組の内容や実績について、より多くの市民・事業者理解されるとともに、緑を楽しみ、緑に関わる活動に参加していただけるよう、戦略的な広報を展開します。

■横浜市みどり基金と特別会計

「横浜みどり税」の使いみちは「横浜みどりアップ計画」に限定されます。そこで、この税収を管理する基金（横浜市みどり基金）を設置することにより、他の一般財源から明確に分離するとともに、年度間の財源調整も行っています。また、横浜みどり税を使わない事業を含めた横浜みどりアップ計画全体を対象とする特別会計により、横浜みどり税の使いみちを明確にしています。



■横浜みどりアップ計画市民推進会議

「横浜みどりアップ計画」を進めるにあたって、公募市民や学識経験者などからなる「横浜みどりアップ計画市民推進会議」という組織を設置しています。市民推進会議では、「横浜みどりアップ計画」の推進に向けて、事業、施策の評価・意見・提案や市民の皆さんへの情報提供等を行っています。

横浜みどりアップ計画 [2019-2023] 2020 年度の実績概要



市民とともに次世代につなぐ森を育む

土地の所有者のご協力を頂き、緑地保全制度による指定が進みました。また、市民の森や公園などで愛護会などと連携して樹林の維持管理を実施するとともに、指定した樹林地で土地所有者が行う維持管理への支援や、森づくり活動を行う人材の育成などを行いました。

- ・樹林地の指定: 28.9ha (特別緑地保全地区、市民の森、緑地保存地区など) [5か年の目標: 300ha]
- ・保全管理計画や森づくりガイドラインを活用した維持管理: 市民の森等 160か所 / まとまった樹林地のある公園 40か所 [5か年の目標: 推進]
- ・樹林地維持管理助成: 162件 [5か年の目標: 500件]
- ・森に関わるきっかけとなるイベント等: 34回 [5か年の目標: 180回]



市民が身近に農を感じる場をつくる

横浜に残る貴重な水田景観の保全や農景観を良好に維持する取組への支援を進めました。また、様々なタイプの農園の開設支援、整備により、農にふれあう機会が増えました。さらに、直売所等の開設支援、青空市等の運営支援により、地産地消に触れる機会を拡大する取組を進めました。

- ・水田の保全: 113.3ha [5か年の目標: 125ha]
- ・農地の管理を行う農業者団体に対する支援 (集団農地維持): 643.9ha [5か年の目標: 730ha]
- ・様々な市民ニーズに合わせた農園の開設: 3.98ha [5か年の目標: 22.8ha]
- ・地産地消にふれる機会の拡大: 直売所・加工所の支援 18件、青空市・マルシェ等の支援 23件 [5か年の目標: 285件]



市民が実感できる緑や花をつくる

地域の皆さんが主体となり、地域にふさわしい緑化を計画し実現する「地域緑のまちづくり」が進んでいます。また、公共施設・民有地の緑化や、都心臨海部での緑や花による街の魅力や賑わいづくりが進みました。

- ・公共施設・公有地での緑の創出: 12か所 [5か年の目標: 36か所]
- ・シンボリックな緑の創出: 整備中 1か所 [5か年の目標: 推進]
- ・地域で緑のまちづくりに取り組んでいる地区: 4地区 [5か年の目標: 30地区] (ほか継続9地区)
- ・保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出: 41か所 [5か年の目標: 100か所]
- ・都心臨海部の緑や花による空間づくりと維持管理: 15か所 [5か年の目標: 推進]

資源循環局

スリーアール

3R が定着した夢のあるまち

平成 23 年 1 月に策定した一般廃棄物処理基本計画「ヨコハマ 3 R 夢プラン」に基づき、市民・事業者と更なる協働のもと、「3 R」の推進、とりわけ環境に最も優しいリデュース（発生抑制）の取組を進めるとともに、なお残るごみを適正に処理することで、限りある資源・エネルギーの有効活用と確保に努め、環境負荷の低減と健全な財政運営が両立した持続可能なまちを目指します。

平成 30 年度からスタートした、「ヨコハマ 3 R 夢プラン推進計画（2018～2021）」では、施策体系として 5 つのつながるプロジェクト、9 つの推進政策を定め、一人ひとりに自主的で自分らしい行動に移してもらえるよう、すべての取組を進めていきます。

■「ヨコハマ 3 R 夢プラン」の 3 つの目標

- ① 総排出量（ごみと資源の総量）を令和 7 年度までに 10%以上削減（平成 21 年度比）
- ② ごみの処理に伴い排出される温室効果ガスを令和 7 年度までに 50%以上削減（平成 21 年度比）
- ③ 収集・運搬、処理・処分のすべての段階で、安心と安全・安定を追求

ごみ処理状況

■令和 2 年度の状況（政策調整課）

令和 2 年度の総排出量（ごみと資源の総量）は 120.0 万トンで、平成 21 年度に対して 5.9 パーセント（7.5 万トン）減少しました。

家庭系の排出量については 7.3 パーセント減少し、事業系の排出量については 2.1 パーセント減少しました。

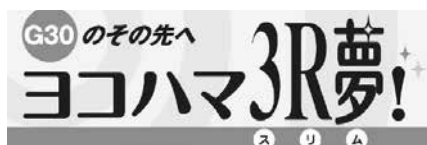
また、ごみ処理に伴い排出される温室効果ガスは 25.0 万トンで、平成 21 年度に対して 11.3 パーセント（3.2 万トン）減少しました。

※温室効果ガスの算出に用いている「電力の排出係数」が大幅に変動しているため、平成 25 年度から基準年度（平成 21 年度）の排出係数を用いて算出し、補正しています。

表 1 令和 2 年度ごみと資源の総量実績 【単位：トン】

		令和 2 年度実績	平成 21 年度実績 (基準年度)	平成 21 年度比	
市全体		1,200,410	1,275,444	▲75,034	
内訳	家庭系	ごみ量	598,830	611,299	▲12,470
		資源化量*1	266,047	321,533	▲55,487
		小計	864,876	932,833	▲67,956
	事業系	ごみ量	270,434	318,429	▲47,995
		資源化量*2	65,100	24,183	40,917
		小計	335,534	342,611	▲7,077

※ 1 家庭系の資源化量は、行政が回収した資源化量と資源集団回収量の合計です。
 ※ 2 事業系の資源化量は、事業者が生ごみやせん定枝を資源化した量の合計です。
 ※ 表中の数値は整数表示をしているため、算出した結果が一致しない場合があります。



「ヨコハマ 3 R 夢!」ロゴ

ヨコハマ 3 R 夢 プランの推進

■市民・事業者に対する啓発の実施（政策調整課、3 R 推進課、業務課、施設課）

市民意識を高めるため、各種の広報・啓発事業を展開しています。

1 「ヨコハマ 3 R 夢!」広報の推進

- (1) 「ヨコハマ 3 R 夢プラン」を分かりやすく説明したリーフレットの配布
- (2) 「ヨコハマ 3 R 夢! 広報大使」を活用した 3 R 行動の呼びかけ
- (3) 各種広報媒体を活用した 3 R の行動事例の情報提供
- (4) 市内イベントでの PR や「ヨコハマ 3 R 夢!」を分かりやすく説明したパネルの掲出

2 小・中学生を対象にした「ヨコハマ 3 R 夢!」ポスターコンクールの開催

- 3 焼却工場等の施設見学会の実施
- 4 小学 4 年生用 3 R 夢学習副読本の作成・配付
- 5 スマートフォンアプリ「横浜市ごみ分別アプリ」の配信、AI を使ったごみ分別案内の実施（イーオのごみ分別案内）
- 6 SNS(twitter、facebook 等) やホームページを活用した情報提供

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/>



へら星人 ミーオ



「ヨコハマ 3 R 夢!」マスコット イーオ

7 啓発拠点

子どもから大人まで誰もが楽しみながら3Rや環境問題について学べるよう、収集事務所や焼却工場に、ごみの分別パネルや環境に関する情報の展示などを行う啓発拠点を設置しています。(新型コロナウイルスの影響により、令和3年8月時点は一部休止)

(1) 3R夢ひろば 鶴見

所在地 鶴見区末広町 1-15-1 (鶴見工場内)

TEL 045-521-2191 FAX 045-521-2193

ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/shokyaku/kojo-tsur/tsurukou-hiroba.html>

(2) 3R夢ひろば あさひ

所在地 旭区白根 2-8-1 (旭工場内)

TEL 045-953-4851 FAX 045-953-4852

ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/shokyaku/kojo-as/3rmhiroba.html>

(3) 3R夢ひろば 金沢

所在地 金沢区幸浦 2-7-1 (金沢工場内)

TEL 045-784-9711 FAX 045-784-9714

ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/shokyaku/kojo-ka/14slim-hiroba.html>

(4) 3R夢ひろば つづき

所在地 都筑区平台 27-1 (都筑工場内)

TEL 045-941-7911 FAX 045-941-7912

ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/shokyaku/kojo-tsuz/3rmhiroba.html>

(5) 遊んで♪学んで! 都筑3R夢教室

所在地 都筑区平台 27-2 (都筑事務所内)

TEL 045-941-7914 FAX 045-941-8409

ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/jimusho/tsuzuki/info/3rmkyoshitsu.html>

(6) プレパークさかえ

所在地 栄区上郷町 1570-1 (栄事務所内)

TEL 045-891-9200 FAX 045-893-7641

ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/jimusho/sakae/info/purepaku.html>

■市民・事業者・行政が協働し、ごみ減量を推進 (政策調整課調査等担当、3R推進課、一般廃棄物対策課、街の美化推進課)

1 「ヨコハマ3R夢」推進会議

市長を委員長に、副市長、危機管理監、技監、全区局長、統括本部長で構成し、ヨコハマ3R夢プランの目標設定・取組方針の決定を行い、市役所全体でヨコハマ3R夢プランを推進しています。

2 食品ロス・生ごみの削減

(1) 食品ロス削減に向けた取組の推進

家庭から出される燃やすごみに含まれる食品ロスを減らすため、食べることや食べ物を捨てることについて考えるオンラインイベントや家庭での実践に向けた講座の開催、フードバンク・フードドライブ活動の推進など食品ロス削減の呼びかけを行っています。環境や食育など、様々な視点から取組を進め、自ら取り組

んでいただけるよう訴えかけています。

また、平成29年度から食品廃棄物の発生抑制や再生利用などに関する取組が特に優れている事業者を「横浜市食の3Rきら星活動賞」として表彰しています。

(2) 土壌混合法の普及啓発

生ごみの減量に向けた取組の一つとして、プランターやダンボールを使用して、家庭から排出される生ごみを土と混ぜ合わせることで、土中の微生物が生ごみを分解し、栄養分豊かな土に変える土壌混合法の講習会等を行い普及啓発を行っています。

(3) 生ごみの資源としての有効利用

更なる資源の有効活用促進のため、生ごみのバイオガス化技術に関する調査、情報収集などを引き続き進め、関係局と協議、連携を図りながら検討しています。

(4) 食べきり協力店

外食時の食品ロス削減に向け、食べ残しを減らす取組を実践していただける飲食店や宿泊施設を「食べきり協力店」として登録し、取組内容等をホームページで紹介しています。

令和2年度末現在

・登録店舗数 948店

3 環境事業推進委員制度

自治会町内会を単位として環境事業推進委員を委嘱しています(任期2年、約4,000人)。

地域における、ごみ減量による脱温暖化に向けた3R行動の推進をはじめ、集積場所での分別排出の普及啓発等を行うとともに、資源集団回収など地域でのリサイクル活動の推進を行っています。また、不法投棄やポイ捨て防止に関する啓発等、街の美化にかかわる取組も行っています。

4 横浜環境行動賞「ヨコハマ3R夢」推進者表彰

さまざまな地域活動の中で、「ヨコハマ3R夢」の推進に功労のあった個人・団体の表彰を行います。

5 リデュース(発生抑制)の推進

プラスチックごみの削減に向けた取組の一つとして、市内企業と連携してキャンペーンを行っています。

また、ペットボトル等の使い捨てを減らすため、いれたてのコーヒーやお茶などを持参したマイボトルに入れて販売したり、お水などを無料で提供する場所を「マイボトルスポット」として登録し、周知しています。

■徹底的なごみの分別と資源化の推進 (業務課、一般廃棄物対策課)

1 家庭系ごみ

(1) 分別収集の実施

家庭から出るごみの減量・リサイクルを推進するため、10分別15品目の分別収集を実施しています。

「プラスチック製容器包装」は、容器包装リサイクル法に基づき国の指定法人に引き渡し、再商品化しています。また「古紙」「古布」「スプレー缶」「小さな金属類」「粗大ごみから取り出した金属類及び羽毛布

団)はそれぞれ再生資源として売却し、「乾電池」及び「燃えないごみ」は再資源化事業者に委託し、再生利用しています。

分別収集で集めた缶・びん・ペットボトルは、資源選別施設で缶は材質別、びんは色別に選別し、缶と無色・茶色のびんは品目ごとに再生資源として売却し、びんのうちその他の色とペットボトルは、容器包装リサイクル法に基づき国の指定法人に引き渡し、再商品化しています。なお、「プラスチック製容器包装」とびんのその他の色の市町村負担割合分及びガラス残さについては再資源化事業者に委託し、再生利用しています。

(2) 小型家電リサイクル事業

家庭から排出された携帯電話やデジタルカメラ等、小型家電のリサイクル事業を、平成25年10月から実施しており、平成28年5月からは回収品目にパソコンを追加しています。

対象は、小型家電リサイクル法施行令に規定されている品目のうち、小型家電回収ボックスの投入口(30cm×15cm)に入る長さ30cm未満の使用済小型家電です。各区の総合庁舎や資源循環局事務所、市内の大型スーパーやホームセンター等に専用の回収ボックスを設置して回収するとともに、18区で行われる区民まつり等のイベント会場でも回収しています。回収拠点は市内76か所です(令和3年3月時点)。

回収した小型家電は、小型家電リサイクル認定事業者に売却し、解体・破碎・選別処理を行い、基盤等からの有用金属の再資源化を行っています。

(3) 資源集団回収の促進

自治会町内会、子ども会、老人クラブ、PTAなどの団体が、地域の自主活動として、古紙等の資源物を回収し、資源化しています。これらの登録団体に対して、1キログラムあたり3円の奨励金の交付を行い、資源集団回収活動の一層の促進を図っています。

現在、市内の家庭から排出される古紙・古布については、原則として資源集団回収により回収されています。(ただし、拠点回収及び「ふれあい収集」など個別収集が必要な場合は、行政による回収を実施しています。)

(4) 資源回収ボックス

資源物のリサイクルとごみの減量化を推進するための常設の資源回収拠点として、一部の区役所・地区センター・コミュニティハウスなど89か所(令和3年3月時点)に設置した「資源回収ボックス」で、新聞、雑誌・その他の紙、紙パック、布類を回収しています。

(5) センターリサイクル

センターリサイクルとは、各区の資源循環局事務所が実施している資源物の拠点回収です。

平成17年度からは、全収集事務所(緑区のみ長坂谷ヤード)において、資源物の受入れをしています。資源物の回収のほか、職員による分別方法の説明やアドバイスをを行い、「ヨコハマ3R夢!」等をPRしています。

(6) 分別ルールを守らない者に対する罰則制度

「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づき、分別に御協力いただいている多くの市民が不公平感を抱かず、今後も意欲的に分

別していただけるよう、繰り返し指導等を行っても分別しない人に対して罰則(過料2,000円)を科す制度を平成20年5月1日から実施しています。

(7) 廃棄物及び資源物の持ち去り禁止

平成25年4月1日から「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の一部改正が施行され、集積場所等に出された廃棄物及び資源物を持ち去ることは禁止されています。条例に違反した場合、20万円以下の罰金を科されることがあります。それに伴い、持ち去り対策としてパトロールを実施しています。

2 事業系ごみ

(1) 排出事業者指導

市内の事業者に対し、3R夢プランの趣旨や必要性を周知するとともに、減量・リサイクルの取組を働きかけています。また、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」により事業用大規模建築物から毎年提出される「減量化・資源化等計画書」に基づき、立入調査を実施するとともに、中小事業所へも、減量・リサイクルの働きかけや適正処理の指導を行っています。

令和2年度実績

・事業者への説明・働きかけ	6回	499人
・立入調査件数(大規模建築物)		516か所
・現況確認等件数(中小事業所)		1,269か所

(2) 焼却工場での搬入物検査

焼却工場では、搬入物検査を実施し、古紙等の資源物や、廃プラスチック類等の産業廃棄物が搬入された場合は、持ち帰り等の指導を行うとともに、資源化ルート等への誘導を行っています。

令和2年度実績

・検査台数	178,761台	・指導台数	325台
・持ち帰り台数	14台		

(3) 分別違反等への罰則制度

事業者には、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づき、ごみの分別区分や排出方法のルールを守ることを義務づけるとともに、繰り返し指導を行ってもルールを守らない事業者に対して改善を促し、最終的には罰則(過料2,000円)を科す制度を平成20年5月1日から実施しています。

(4) 市役所ごみゼロの推進

横浜市役所も一事業者として、施設から排出されるごみの減量・適正処理に率先して取り組んでいます。

全職場において、ごみの分別徹底や3R行動に関する目標の設定や、本市施設を対象としたルート回収を通じて、市役所での3Rの取組を推進しています。

■環境に配慮したごみ処理の推進

(政策調整課調査等担当、施設課、施設計画課、処分地管理課)

1 焼却処理

家庭ごみ等の燃やすごみを4つの焼却工場で安全・安定的に焼却処理しています。焼却にあたっては、高度技

術を導入した排ガス処理設備により、ダイオキシン類など有害物質の排出を抑制するとともに、工場排水について浄化処理を行うなど、工場周辺の環境に影響を与えないよう適正な維持管理に努めています。

平成30年度から鶴見工場の長寿命化対策工事を5か年で進めており、令和2年度は、焼却炉のプラント工事及びクレーン制御装置の補修工事などを実施しました。

また、休止している保土ヶ谷工場の再整備では、工場整備計画の作成を進めるとともに、再整備に必要となる測量調査、環境影響調査等を行いました。

2 焼却工場で発生するエネルギーの利活用

焼却工場では、ごみ焼却時に発生する熱エネルギーを有効利用して、蒸気タービン発電機による発電を行っています。発電された電気は、石炭などの化石燃料を使わずにつくられることから、社会全体の脱炭素化につながる環境にやさしいエネルギーとして注目されています。このエネルギーを市内の企業や公共施設に活用し、市域内の脱炭素化を進めていきます。

(1) ごみ発電による電力供給

この電力は、工場内で利用するほか、余熱利用施設、北部第二水再生センター、北部及び南部汚泥資源化センターに供給しており、令和2年度からは新たに市庁舎へも供給しています。さらに余剰電力については電気事業者と競争入札で売却するなど発電収入の確保を図っています。

(2) 冷暖房・給湯のための蒸気供給

熱エネルギーを蒸気として、工場に併設した余熱利用施設（温水プール、老人福祉センター、高齢者保養研修施設等）に供給するなど、有効に活用しています。

3 焼却灰の有効利用

南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場を本市唯一の処分場として長く大切に使用していくため、ごみの減量化に加え、焼却灰の資源化を継続的に実施することが重要です。資源化の手法については、溶融処理やセメント原料化、焼成処理等があり、令和2年度は民間による焼成処理を実施しました。

4 埋立処分

焼却工場で発生する焼却灰や不燃性の一般廃棄物及び市内中小企業の事業者から排出される産業廃棄物は、臨海部にある南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場で埋立処分されています。最終処分場では、排水処理施設により、浸出水を適正に処理・浄化しています。

5 焼却工場や最終処分場の環境対策

焼却工場や最終処分場から発生する排ガスや排水を検査し、各種法令に基づく基準を満たしていることを確認するとともに、公害防止設備の効果測定を行い、施設が周辺環境に及ぼす影響についても調査しています。また、最終処分場の排水や処分場周辺の海水等に含まれる放射性セシウムのモニタリングを行っているほか、最終処分場の敷地境界では空間線量の測定を行い、結果を公表しています。

6 廃棄物減量化・資源化技術等の調査・研究

廃棄物の更なる減量化や資源化・適正処理の推進等に関する技術の調査・研究を行っています。

■環境にやさしい、きれいなまちづくりの推進 (街の美化推進課、区資源化推進担当)

1 クリーンタウン横浜事業

「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」に掲げた「清潔で安全な街・ヨコハマ」の実現に向けて、美化対策やポイ捨て・歩きたばこ防止の取組を推進しています。

(1) 街の美化の推進

空き缶や吸い殻等のポイ捨てを禁止し、街の美化を推進するため、主要駅や繁華街などを美化推進重点地区として指定しています。横浜駅や桜木町駅周辺など都心部の歩道等の清掃や地域住民によるクリーンアップ活動を支援し、各区では、清掃活動やポイ捨て防止の啓発活動などを行っています。

(2) 路上喫煙・歩きたばこ防止の取組

吸い殻のポイ捨て防止や、たばこの火による火傷や服の焼け焦げなどから市民の安全を守るため、特に人通りの多い横浜駅周辺地区、みなとみらい21地区、関内地区、鶴見駅周辺地区、東神奈川駅周辺地区、新横浜駅周辺地区、戸塚駅周辺地区、二俣川駅周辺地区の8地区を喫煙禁止地区に指定しており、地区内では職員が巡回し、違反者への指導を行っています。（違反者は罰則（過料2,000円）の対象となります。）

喫煙禁止地区以外の地域では、主な駅周辺を中心に、歩きたばこ防止パトロールを実施し、歩きたばこやポイ捨ての防止等について周知・指導を強化しています。

2 不法投棄の防止

不法投棄されたごみの撤去を行うほか、多発場所や不法投棄されやすい地域で防止看板や監視装置の設置や、夜間監視パトロールを実施するなど、防止策を行っています。

3 放置自動車対策

「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例」に基づき、放置自動車の対策を実施しています。市民からの通報により、現場調査や各関係機関へ所有者等について照会し、所有者等が判明したものは撤去の要請を行います。

また、所有者等が不明なものについては、「廃物判定委員会」に諮問し、廃物と判定されたものを公告、廃物認定を経た後に撤去しています。

4 焼却工場の24時間受入れ

金沢工場では、24時間受入れを実施しています。事業系ごみの計画的で効率的な収集作業や夜間営業飲食店等から出されたごみの迅速な収集を可能とし、ごみのない美しい街の実現を推進します。



保土ヶ谷工場は、2010年度から焼却設備を一時休止し、中継輸送施設として稼働中

施設配置図 (令和3年7月現在)



清掃活動の様子



歩きタバコ防止啓発活動の様子

ごみ・し尿の収集処理

■家庭系ごみの収集 (業務課)

市内の18収集事務所等が、ステーション方式で収集を実施しています。ごみの減量・リサイクルを推進するため、以下のとおり分別収集を実施しています。

1 燃やすごみ・燃えないごみ (ガラス類・陶磁器類・蛍光灯等)・スプレー缶・乾電池

週2回収集し、燃やすごみは焼却工場で焼却しています。燃えないごみ (ガラス類・陶磁器類・蛍光灯等)・スプレー缶・乾電池は資源化しています。

2 プラスチック製容器包装、缶・びん・ペットボトル及び小さな金属類

週1回民間委託事業者が収集し、資源化しています。

3 古紙・古布

原則として資源集団回収で収集されていますが、「ふれあい収集」など一部は、行政が収集し、資源化しています。

4 粗大ごみ

粗大ごみ受付センターへのインターネットなどの ICT ツール又は電話での事前申込みにより、有料で民間事業者が収集しています。また、粗大ごみのうち、まだ使うことができる家具類などをリユース品として工場や一部の事務所などで市民に提供しています（令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため提供を中止）。

粗大ごみ受付センター

URL <https://www.sodai.city.yokohama.lg.jp/>

TEL 0570-200-530（ナビダイヤル）

045-330-3953

5 家庭系ごみの排出支援に関する取組

(1) ふれあい・粗大ごみ持ち出し・狭あい道路収集

家庭ごみを集積場所まで持ち出すことができない一人暮らしの高齢者や障害のある方などを対象に、玄関先などまで家庭ごみの収集に伺う「ふれあい収集」を実施しており、ごみが出ていない場合には声かけを行っています。さらに、粗大ごみを持ち出すことができない同様の方などを対象に、自宅内に入って粗大ごみを収集する「粗大ごみ持ち出し収集」を実施しています。また、道路が狭く収集車が通行することができない地域には、軽四輪車でごみを収集する「狭あい道路収集」を行っています。

(2) いわゆる「ごみ屋敷」対策

いわゆる「ごみ屋敷」に対応するため、平成 28 年 12 月 1 日に施行された「横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例（いわゆる「ごみ屋敷」対策条例）」に基づき、対策を進めています。

市内の様々な案件の解決に向け、区と局が連携して福祉的支援を重ね、本人から堆積物撤去の同意を得た案件について、区役所等と協力し排出支援を行っています。

6 犬・猫等動物の死体処理

路上や空き地で動物の死体を見つけた場合は、市民からの連絡を受けて処理しています。なお、飼育動物の場合は手数料（6,500 円）を徴収しています。

■し尿の収集処理

（業務課、施設課、一般廃棄物対策課、街の美化推進課）

本市のし尿処理方法は、全市的に下水道処理が普及しており、一部、浄化槽処理及びくみ取り処理を行っています。

令和 2 年度末におけるし尿処理状況は本市人口約 376 万人のうち、浄化槽処理約 0.2%、くみ取り処理約 0.1%と推測されます。

令和 2 年度のくみ取りし尿及び浄化槽汚泥等の収集量は 33,668 キロリットルで、全量を磯子検認所で受入れ、前処理をした後に、環境創造局水再生センターへ圧送し、最終処理をしました。

1 浄化槽

令和 2 年度に設置された基数は 30 基で、市内全体での設置累計は 5,722 基となっています。

横浜市では、これらの浄化槽の設置及び維持管理が適正に行われるように「浄化槽法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建築基準法」等に基づいた指導を行っています。

2 公衆トイレ・災害対策用トイレ

市内の駅周辺など、人通りの多いところには、公衆トイレを設置しており、日常清掃や破損箇所の補修などの維持管理作業により、清潔な公衆トイレの保持に努めています（令和 3 年 4 月 1 日現在、77 か所）。

また、地震等の災害時のし尿処理対策として、地域防災拠点等に災害対策用トイレを配備しています。

■産業廃棄物の適正処理指導 （産業廃棄物対策課）

1 産業廃棄物の適正処理及び資源化・再利用

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では事業活動に伴って発生する廃棄物のうち 20 種類を産業廃棄物として定め、特に、爆発性・毒性・感染性等の性状を有する産業廃棄物を特別管理産業廃棄物として定め、排出事業者の自己処理責任の原則を明確にしています。

現在市内には、約 15 万 5 千の事業所があり、そこから排出される産業廃棄物の量は、令和元年度で約 952 万トンと推計されています。

横浜市では、産業廃棄物の適正処理を図るため、排出事業者に対する適正処理指導、産業廃棄物処理業の許可及び指導監督業務等を行っています。

2 横浜市産業廃棄物処理指導計画

横浜市内で発生又は処理される産業廃棄物の減量化・資源化、適正処理等を進めるため、本市の産業廃棄物行政の方向性や施策を体系化し示した「横浜市産業廃棄物処理指導計画」を、昭和 60 年から 5 年ごとに策定しており、第 7 次計画（平成 28 年 3 月策定、計画期間：平成 28 年度～令和 2 年度）に基づいて、「①更なる 3 R の推進」、「②適正処理の徹底」、「③大規模災害への備え」等の取組を行いました。

3 不適正処理の監視・指導

平成 17 年 4 月 1 日から、不適正処理に対する迅速な対応を図るため、各区の収集事務所に産業廃棄物の相談

窓口を開設しました。また、産業廃棄物対策課に県警OB職員と市職員で構成する専従機動班を設置し、収集事務所と連携しながら、違法事案に対し厳正な措置を講じていくなど産業廃棄物の適正処理監視・指導の強化を図っています。

4 PCB廃棄物適正処理の推進

市内のPCB廃棄物は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の処理施設等で順次処理されており、保管事業者に対しては、処理が行われるまでの間、適正に保管・管理するよう指導しています。

また、未把握のPCB廃棄物やPCB使用製品について、掘り起こし調査を実施しています。

5 処理業者指導

産業廃棄物処理業は、「産業廃棄物」の収集運搬業と処分業、「特別管理産業廃棄物」の収集運搬業と処分業4種類の許可区分に分類されます（処分業とは、焼却・破砕などの中間処理業及び埋立などの最終処分業です）。

横浜市では、産業廃棄物の適正処理推進のため、これら処理業者に対して現地審査や立入指導を行っています。

6 最終処分に対する指導

横浜市内で埋立処分される汚泥、燃え殻、鉍さい、ばいじん等の環境に与える負荷の高い廃棄物については、排出事業者が事前に提出する分析調査報告書により基準を満たしていることの確認をしてから最終処分を認めることとしています。

最終処分場に対しては、法令に基づく処分基準、事前承認制度、処理伝票や帳票類の整理等の遵守状況の把握、廃棄物の抜取検査、排水処理などの維持管理等についての指導監督を行っています。

また、埋立終了後の処分場についても、維持管理や跡地利用に関する指導を行うため、立入検査を実施しています。

7 公共関与による最終処分場

横浜市では、公共事業の円滑な推進や市内中小企業の排出事業者責任に基づく適正処理を補完するため、平成5年から南本牧最終処分場において、産業廃棄物の受入れを行っています。

8 建設リサイクル

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）では、発生するコンクリート塊や木材等の建設廃棄物の分別及び再資源化を促進するため、一定の要件を満たした建築工事や解体工事を行う場合には、届出を行うことが義務付けられています。

また、横浜市では、平成17年11月に「建築物の解体工事に係る指導要綱」を定め、建設リサイクル法の対象外であった、延べ床面積が80平方メートル未満の建築物の解体工事についても、届出対象工事としています。これらの届出書に対する審査に加えて、対象工事への現

場パトロールを実施する等、業者指導を行っています。

9 自動車リサイクル

使用済自動車のリサイクルや適正処理を図るため、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（以下「自動車リサイクル法」という。）が施行され、平成16年7月1日から使用済自動車の解体業や破砕業に対する許可制度が導入されました。平成17年1月1日には使用済自動車の引取業やフロン類回収業の登録制、リサイクル料金の預託制度など自動車リサイクル法が本格施行となりました。

また、許可を取得した事業者に対しては許可基準の遵守の確認及び環境への影響が起きないように立入指導等を行っています。

10 戸塚区品濃町最終処分場対策

戸塚区品濃町最終処分場では、生活環境の保全上の支障が生ずるおそれを除去するため、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づく「実施計画」に従い、施設の運転や管理等を行政代執行しています。

また、行政代執行に要した費用については、引き続き原因者へ求償を行っています。

廃棄物分野における国際協力

■視察・研修の受入（政策調整課ほか）

海外諸国・都市の廃棄物問題解決に貢献するため、海外からの視察受入を行い、これまで横浜が市民・事業者との協働のもと培ってきた分別・リサイクルのノウハウや処理技術の紹介等を行っています。

平成29年4月に環境省・JICA等と共同で設立した「アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP）」では、横浜市はこれまでの知見や先進的な技術が評価され、研修の拠点として位置づけられています。これまでに、アフリカ各国・都市からの廃棄物行政関係者を対象とした研修をオンライン含め、8回実施しています。

■職員派遣（政策調整課ほか）

ベトナム・ダナン市におけるごみ分別促進事業（JICA草の根技術協力事業）や「アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP）」では、現地への職員派遣を通じて、横浜市の知見を共有するとともに、現地情報・ニーズの把握を行っています。

また、廃棄物処理や3Rに関する国際会議等にも積極的に参加し、廃棄物に関する課題解決への貢献や国際社会における横浜のプレゼンス向上を図るとともに、局内の国際人材育成にもつなげています。

各種委員会等

■横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会 (政策調整課)

ごみの減量・リサイクルや適正な処理の推進に関するさまざまな施策について、審議しています。

■横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会 (街の美化推進課)

放置自動車及び沈船等が廃物に該当するかどうかの判定を行っています。

■公益財団法人 横浜市資源循環公社 (総務課)

廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理並びに地球温暖化対策に関する諸事業を通じて、市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、循環型社会及び低炭素社会の形成に寄与するため、各種事業を実施しています。

建築局

確かな技術力により、市民の皆様の安全で快適な暮らしの実現を目指します。

建築局では、地震等災害や少子高齢社会への対応、建築物の環境対策などの様々な課題に対して、次の4つの基本施策を柱として、市民の皆様の安全で快適な暮らしの実現を目指します。

- 1 災害に強い安全なまちづくりの着実な推進
人命を守ることが最大の責務と認識し、大地震や風水害による被害の軽減に全力で取り組みます。
- 2 安心で豊かな住生活の実現・団地再生の推進
人口減少社会においても住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりを進めます。
- 3 環境と身体にやさしい、快適性に優れた建築物の普及
脱炭素社会の実現に向け、建築物の省エネルギー化や木材利用の促進などにより、環境負荷を低減させるとともに、身体にやさしい快適な建築物を普及します。
- 4 社会状況に応じた課題への取組
中長期的な視点で、公共建築物の整備や戦略的な土地利用誘導の実施など、様々な課題の解決に向けて取り組みます。

都市計画・土地利用調整

■都市計画の手続等（都市計画課）

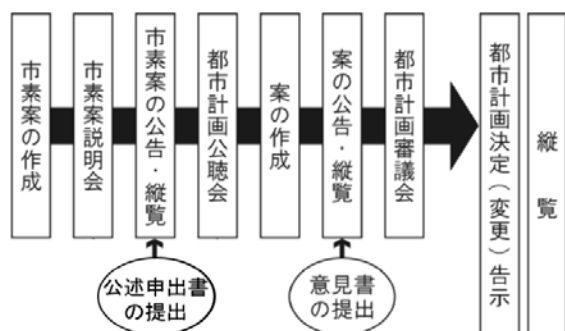
都市計画の手続

都市計画は、広域的・根幹的なものを都道府県が、その他のものを市町村が定めることとなっています。

平成27年6月から、都市計画の基本的な方針を定める都市計画区域マスタープランの決定権限が神奈川県から横浜市に移譲され、都道府県とほぼ同等の権限を有することになりました。

都市計画の案の作成に際しては、必要に応じて説明会や公聴会等を開催するとともに、都市計画案の縦覧や意見書の受付を行うなど、住民の意見を反映する機会が設けられています。

都市計画の手続



都市計画の提案制度

住民等がより積極的に都市計画に関わることを可能とするため、土地所有者等が一定の条件を満たした上で、地方公共団体に都市計画の提案ができる制度が平成14年の都市計画法の改正により創設されました。

- 1 提案できる都市計画
「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等の方針を除く都市計画
- 2 提案できる主体
土地所有者等、まちづくりNPO等あるいは民間事業者等
- 3 提案の要件
 - ・0.5ヘクタール以上の一団の土地の区域
 - ・法令で定める都市計画に関する基準に適合
 - ・提案区域内の土地所有者等の2/3以上の同意（人数及び面積）

市街化区域と市街化調整区域

都市計画区域を、すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域（市街化区域）と市街化を抑制する区域（市街化調整区域）に区分（区域区分）し、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図ります。

この区域区分（線引き）は、昭和45年6月に決定され、これまで52年3月、59年12月、平成4年9月、9年4月、15年3月、22年3月、30年3月に全市的見直しを行いました。

地域地区

次の制度により適正な土地利用を図っています。

1 用途地域

地域における住居の環境の保護又は業務の利便の増進を図るため、住居系・商業系・工業系の12種類の用途地域を指定し、建ぺい率、容積率、敷地面積の最低限度などを定めています。

2 防火地域・準防火地域

建築物の不燃化による都市防災の強化を図るため、防火地域又は準防火地域を指定し、建築物の規模による構造上の規制を行っています。

3 その他

用途地域内において市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るために、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める高度地区、都市における風致を維持するための風致地区、港湾を管理運営するための臨港地区、良好な都市環境の形成に必要な緑化を推進するための緑化地域、地域の特性にふさわしい、きめ細やかなまちづくりを行うための地区計画等を定め、これらの諸制度の活用により、都市の健全な発展と秩序ある整備を図ります。

都市施設

円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上を図り、良好な都市環境を確保するためには、道路・鉄道・公園・緑地・下水道・ごみ焼却場などの都市施設を計画的に配置することが求められます。都市施設の都市計画決定(変更)にあたっては、広く住民に施設の規模、配置を明確に示し、住民の合意形成を促進しつつ、土地利用や他の都市施設等との計画、総合性及び一体性の確保を図ります。

■都市計画に関する許可、指導(都市計画課)

都市計画法に基づく許可等

都市計画施設(道路・公園・河川等)区域内の都市計画法に基づく建築許可や、用途地域その他の地域地区、都市計画施設の都市計画決定線の位置確認を行っています。令和2年度の建築許可件数は207件、都市計画決定線の位置確認件数は1,260件です。

都市計画情報の提供

1 最新の都市計画情報

用途地域や都市計画施設などの都市計画の内容を、本市ホームページの横浜市行政地図情報提供システム(i-マッピー)で公開しています。また、i-マッピーの閲覧端末を、市庁舎2階の「よこはま建築情報センター」に設置しています。

なお、令和2年6月12日に、窓口を設置していたまちづくり地図情報システム(マッピー)の運用を終了しました。

令和2年度のi-マッピーのアクセス件数は915,097件、マッピーの利用件数は5,581件です。

(i-マッピーのアドレス)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/>

2 過去の都市計画情報

都市計画法により縦覧に供することとなってい

る、都市計画決定(変更)を行った都市計画の図書を本市ホームページから閲覧できます。

(A-マッピーのアドレス)

<http://a-mappy.city.yokohama.lg.jp/>

■土地利用の総合調整(企画課)

工業集積地域内では、産業立地の誘導や適正な土地利用を図るため、市の考え方や適用される制度等を売主に対し前もってお知らせしています。

また、都市づくりの総合的かつ効率的な推進を図るため、各法令の手續前に土地利用の総合調整を行い、事業者に対し横浜市の基本方針等について助言を行っています。

令和2年度

工業集積地域 届出件数 17件

土地利用総合調整会議 届出件数 14件

建築防災

■住宅の耐震診断・改修の支援(建築防災課)

地震に強い「安全・安心なまちづくり」を推進するため、昭和56年5月末日以前に建築確認を得て着工された、木造住宅と分譲マンションの耐震診断と改修等を支援する制度を実施しています。

木造住宅は、横浜市が耐震診断士を派遣します(持家:無料、貸家・空家:1万円)。診断の結果、「倒壊の可能性が高い」または「倒壊の可能性がある」と判定された住宅については、耐震改修費用(持家のみ)、もしくは除却費用を補助します。

また、木造住宅の1階に設置できる防災ベッド、耐震シェルターの設置費用を補助します。

マンションは、予備診断で「本診断(精密診断)が必要」と判定されたマンション等が本診断を行う場合、その費用を補助します。本診断の結果、「改修が必要」と判定された場合、耐震設計・改修費用を補助します。

令和2年度

木造住宅耐震診断士派遣件数 222件

木造住宅訪問相談件数 100件

木造住宅耐震改修件数 22件

住宅除却件数 54件

防災ベッド等設置件数 5件

マンション本診断実施戸数 523戸

マンション耐震改修工事補助実施戸数 659戸

■特定建築物の耐震診断・改修の支援(建築防災課)

昭和56年5月末日以前に建築確認を得て着工された、多数の者が利用する民間の建築物及び地震発生時に通行を確保すべき道路沿道にある建築物について、耐震診断、改修設計、耐震改修及び除却の費用を補助しています。

令和2年度 耐震診断費補助件数 3件

改修設計費補助件数 4件

耐震改修工事費補助件数 8件

除却費補助件数 2件

耐震診断義務付け建築物の診断結果の報告

- ・多数の者が利用する大規模な建築物、大規模な危険物の貯蔵庫・処理場

平成25年の「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正に伴い、平成27年12月末までに耐震診断の実施とその結果の報告が義務付けられた対象建築物の診断結果を平成29年3月に公表し、耐震性のない建物については、積極的に建物所有者を支援しています。

- ・市が指定した災害時に特に重要な道路沿道の建築物

平成25年に改定した横浜市耐震改修促進計画により、耐震診断の実施とその結果の報告を義務付けた対象建築物の耐震診断が概ね完了したことから、平成31年2月に診断結果を公表しました。

耐震性がないと判定された建築物の所有者を対象に、建築士や弁護士等の専門家と連携した「耐震トータルサポート事業」により、耐震化を支援しています。

■崖地の対策等に関する業務（建築防災課）

崖地防災対策事業

1 応急資材整備事業、応急仮設工事及び緊急応急対策工事

崖崩れが発生した際には、2次災害による被害の拡大を防ぐため、応急資材等を使用した応急措置（応急資材整備事業）を行うほか、土地所有者等が行う土留柵設置などの応急措置（応急仮設工事、緊急応急対策工事）を支援します。

令和2年度実施 応急資材整備事業 4件

2 崖地防災対策工事助成金制度

個人等が所有する高さ2メートルを超える崖地、又は道路等に面する場合は高さが1メートルを超える崖地の改善工事（予防・復旧）に対する助成制度として、「崖地防災対策工事助成金制度」を行っています。

令和2年度実施 崖地防災対策工事助成金 14件

3 崖地減災対策工事助成金制度

個人等が所有する高さ2メートルを超える崖地、又は道路等に面する場合は高さが1メートルを超える崖地で、減災工法を活用した工事を実施する場合の助成制度として「崖地減災対策工事助成金制度」を平成27年度より新たに開始しています。

令和2年度実施 崖地減災対策工事助成金 19件

急傾斜地崩壊対策事業

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、崖崩れ災害から市民の生命を保護するため、神奈川県が行う急傾斜地崩壊危険区域の指定に協力し、その後、神奈川県が崩壊防止工事を行う事業です。本市は、崩壊防止工事費の一部を負担しています。

令和3年3月現在、市内の区域指定数は714箇所になります。

土砂災害警戒区域等対策事業

土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、神奈川県が土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域の指定を行い、警戒避難体制の整備、住宅等立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進します。

本市は、区域指定に伴い土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれがある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報等をハザードマップに記載し、それらを住民に配布し危険箇所の周知を行っています。

令和3年3月現在、市内の土砂災害警戒区域指定数は2,409箇所、土砂災害特別警戒区域指定数は1,246箇所になります。

■狭あい道路拡幅整備事業（建築防災課）

「横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例」（平成29年9月1日改正条例施行）により、幅員が4メートル未満の狭あい道路のうち、特に整備の促進を図る必要があるものを横浜市が「整備促進路線」として指定し、この路線に接した敷地で建築等を行う場合には、建築確認申請等の30日前までに横浜市と道路後退の整備について事前に協議を行うものです。

この協議に基づいて整備の支障となる、門・塀等の除去や移設等に要する費用を助成し、公道に面する後退用地の市による舗装を行っています。

また、整備促進路線以外の狭あい道路（公道）についても、整備に要する費用を助成する制度があります。

令和2年度 整備完了件数 505件
(整備距離 9.9キロメートル)

■吹付けアスベスト等の含有調査・除去等の支援（建築防災課）

多数の者が利用する民間建築物（店舗、事務所、駐車場等）で施工されている吹付けアスベスト等の含有調査を無料で実施しています。また、除去等の場合には工事費用を補助しています。

令和2年度 含有調査者派遣 8件
除去等工事費用補助件数 2件

■ブロック塀等の改善に関する支援（建築防災課）

平成30年6月の大阪府北部における地震を受け、地震発生時における歩行者への被害を防止する観点から、市内全域でコンクリートブロック塀等の改善工事費の一部を補助しています。

令和2年度 補助要件適合調査 372件
ブロック塀改善補助金 144件

住宅

■住情報提供・相談事業（住宅政策課）

「ハウスクエア横浜」（都筑区中川）において、住宅に関する情報提供や専門家による相談事業を行っています。

また、「ハウスクエア横浜」内にある「人にやさしい住まいづくり体験館」では、バリアフリー、防犯、ペット、耐震などに対応した快適な住まいの体験ができます。

■市営住宅の管理（市営住宅課）

市営住宅等の管理は、公営住宅法、住宅地区改良法、横浜市営住宅条例、横浜市改良住宅条例等に基づいて行っています。また、平成10年4月1日からは、高齢者用等に民間土地所有者等が建設した共同住宅を市営住宅として借り上げて、管理を行っています。令和3年3月末現在、公営住宅29,968戸、改良住宅1,428戸、計31,396戸を管理しています。

管理業務の主なものは、市営住宅（公営・改良）の入退去、土地と建物の管理、住宅使用料の決定と徴収、建物修繕等の保全などです。

市営住宅の募集では、高齢者世帯、母子・父子世帯、障害者世帯、多子世帯及び申込回数の多い世帯等の当選率を優遇させるなどの制度があります。令和2年度の募集では、空家住宅1,321戸の募集に対して11,155件の申込みがありました。

■市営住宅の再生事業（市営住宅課）

昭和56年以前に建設され、公営住宅法の法定耐用年限70年の過半を経過した、直接建設型の市営住宅を再生の対象として住戸改善事業の実施や建替事業を実施しています。

なお、ひかりが丘住宅では住戸改善を順次実施しています。また、瀬戸橋住宅、洋光台住宅、中村町住宅、さかえ住宅、尾張屋橋住宅では建替えに向けて設計等に着手しています。

■公的賃貸住宅の供給（住宅政策課）

良質な賃貸住宅の供給を目的として、中堅所得ファミリー世帯向けに「ヨコハマ・りぶいん」、低所得の高齢者世帯向けに「高齢者向け地域優良賃貸住宅」、低所得の子育て世帯向けに「子育てりぶいん」、低所得の住宅確保要配慮者向けに「家賃補助付きセーフティネット住宅」事業を行っています。

ヨコハマ・りぶいんは、民間賃貸住宅に対し家賃の一部を助成するものです（現在新規供給は休止しています）。

高齢者向け地域優良賃貸住宅は、高齢者に配慮した仕様で建設する民間賃貸住宅に対し整備費及び家賃の一部を助成しています。

子育てりぶいんは、子育てに適した居住環境の民間賃貸住宅に対し家賃の一部を助成しています（平成30年度から新規供給は廃止しています）。

家賃補助付きセーフティネット住宅は、民間賃貸住宅に対し家賃及び家賃債務保証料の一部を補助しています。

■高齢者住宅対策（市営住宅課、住宅政策課）

高齢化社会の本格化に対応し、高齢者の安定した居住確保の支援や安全な住まいづくりを進めるため、各種施策を実施しています。

市営住宅では、市が建設し所有している直接建設の住宅や、民間賃貸住宅を市営住宅として借り上げた住宅の一部を、単身もしくは、二世帯の高齢者を対象として供給しています。

これらの住宅では、バリアフリー設計に加え、生活援助員の派遣や、生活相談室・緊急通報システムの設置など福祉施策と連携した「シルバーハウジング・プロジェクト」を実施しています。

さらに、高齢者世帯が一般の市営住宅に申し込む場合には、当選率を優遇しています。

また、高齢化対応住宅普及のため、生活支援サービス等を備えた公的賃貸住宅として、高齢者向け優良賃貸住宅事業を実施しています。

加えて、高齢者の多様な居住ニーズに対応するため、高齢者住替え相談事業や、高齢者が住替えた後の持家を子育て世帯へ賃貸する高齢者住替え支援モデル事業を実施しています。

■住まいの確保にお困りの方等への入居支援（住宅政策課）

家賃等を支払うことができても、連帯保証人がいないために民間賃貸住宅への入居が困難になっている方の支援を目的として、「民間住宅あんしん入居事業」を行っていましたが、住宅セーフティネット制度への統合に伴い、令和2年度末で終了しています。

現在は、横浜市居住支援協議会の相談窓口で、住まいの確保にお困りの方等からの相談に応じています。

（横浜市居住支援協議会相談窓口）

令和2年度 相談件数 445件

所在地 横浜市神奈川区栄町8番地1 ヨコハマポートサイドビル 横浜市住宅供給公社4階
TEL 045-451-7812、FAX 045-451-7813

■分譲マンション管理組合支援（住宅再生課）

マンションの適切な維持管理を促進し、良質な住宅ストックを形成していくため、マンション管理組合の活動に対する様々な支援を行っています。

日常の維持管理、改修等については、マンション・アドバイザー（マンション管理士や一級建築士等）の派遣や、マンション関連団体との協働により各区での専門家と管理組合同士の交流会やセミナー等を行うマンション管理組合サポートセンター事業を行っています。

また、建替えや大規模改修等をはじめとした再生における検討活動費の一部補助や、マンション共用部分のバリアフリー整備費用の一部補助、自己再建で行う建替え事業に対するモデル的な支援も行っています。

令和2年度	マンション・アドバイザー派遣件数	67件
	マンション・バリアフリー化等支援件数	23件
	マンション建替促進事業補助件数	2件

■郊外住宅地の再生（住宅再生課）

郊外住宅地の持続と再生を目的に、高齢化対応、子育て支援、医療・介護連携、多世代交流、地域交通、地域エネルギーなど、地域の課題解決に取り組む「持続可能な住宅地推進プロジェクト」を進めています。地域特性の異なる4つの地区において、市民の皆さん、民間事業者、行政、大学等が連携しながら、郊外住宅地を再生するための成功モデルを創り出し、市内の他地区へ展開していくことを目指しています。

また、団地総合再生支援事業として、建物の老朽化や居住者の高齢化が進むマンション・団地において、課題や現状を把握するとともに、様々な再生方法や活動段階に応じた支援を推進しています。

令和2年度	持続可能な住宅地推進プロジェクト	4地区
	団地総合再生支援事業	4団地

■住宅の省エネ対策（住宅政策課）

省エネ住宅普及促進事業

住宅の温暖化対策を誘導し、市内企業の技術力の向上及び市民への普及啓発等の取組を推進するために、省エネ住宅普及促進事業を行っています。

「省エネ」かつ「健康」な住まいの基本となる、室内温度差の少ない断熱性能の高い住宅の普及に向けて、省エネ住宅相談員登録制度や、既存住宅のエコリノベーション（省エネ改修）に対する補助、市民・事業者に向けたセミナーの開催などを実施しています。なお「ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）※1」の新築に対する補助は終了しました。

※1 高断熱な外皮及び高効率な省エネルギーを備え再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量をゼロとする住宅。

令和2年度	補助件数	エコリノベーション 63件、ZEH 20件
	セミナー	8回

■総合的な空家等対策の推進（住宅政策課）

横浜市では、平成27年5月に完全施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、平成31年2月に第2期横浜市空家等対策計画を策定しました。

本計画に基づき、空家化の予防、空家の流通・活用促進、管理不全な空家の防止・解消、空家の跡地活用を取組の柱として、関係区局、地域住民、専門家団体等と連携して対策を進めています。

建築指導

■建築確認業務（建築指導課）

建築物等の確認

建築基準法第6条第1項に掲げる建築物や建築設備（エレベーター等）、工作物（広告塔、貯蔵施設等）を設ける場合は、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受けなければならないことになっています。

令和2年度	建築物確認申請件数	51件
	建築物計画通知件数	99件
	工作物確認申請件数	16件
	工作物計画通知件数	13件
	昇降機確認申請件数	4件
	昇降機計画通知件数	56件

中間・完了検査制度

本市では延べ面積が50平方メートル以上の建物について、工事の途中段階及び完了時に検査を実施しています。

令和2年度	中間検査件数	21件
	完了検査件数	41件

定期報告制度

建築基準法第12条第1項及び第3項の規定に基づき、市が指定する建築物や建築設備、防火設備、昇降機、遊戯施設の所有者等に対して、それらの調査・検査及び市への報告（建築物は3年に1回、それ以外は年1回）を義務付けています。この制度により、所有者等に建築物等を常時適法な状態に維持するよう促し、安全性の確保を図っています。

令和2年度	報告件数	37,536件
-------	------	---------

■建築指導業務（市街地建築課、建築指導課）

建築物の許可・認定

建築物の許可は、法令により一般的に禁止されている事項を特定の場合に解除して、それを適法に行うことができるようにするものです（敷地の最低限度を下回る建築物の許可等）。そのほか、第一種低層住居専用地域内の高さの認定等を行っています。

令和2年度	許認可件数	972件
-------	-------	------

管理不全な空家等

管理不全な空家等については、空家等対策の推進に関する特別措置法及び横浜市空家等に係る適切な管理、措置等に関する条例に基づき、地域住民の生命、身体又は財産の保護、生活環境の保全等を目的として、関係区局の連携のもと、改善の指導を行っています。

令和2年度	特定空家等件数	230件（累計）
-------	---------	----------

横浜市市街地環境設計制度

都市をゆとりと魅力あるものにするため、敷地内に市民の皆さんが自由に利用・通行できる歩道や広場等（公開空地）を設けるなど、都市環境の整備向上に寄与する建築物に対して、建築基準法による容積率の緩和や用途地域に応じた横浜市高度地区による高さの制限の緩和を行っています。

令和2年度	適用件数	1件
-------	------	----

■風致地区内行為許可（建築企画課）

緑豊かな生活環境が形成されることをめざし、都市における風致を維持するため、風致地区条例に基づき、風致地区内における建築物等の新築、宅地の造成等の行為に対する許可を行っています。

令和2年度 許可申請件数 405件

■建築物環境配慮制度（CASBEE 横浜）の届出及び認証（建築企画課）

建築物の環境負荷等の低減を図るため、床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物の建築主に対し、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に基づき、環境配慮の度合いを自己評価した結果を届け出ることを義務付けています。また、戸建住宅を含む床面積の合計が2,000平方メートル未満の建築物についても、任意の届出を受け付けています。届け出られた評価結果は市のホームページで公開しており、販売又は賃貸を目的とした広告にも表示されています。

また、平成18年4月から、建築主の積極的な取組を促進させるため、希望者に対し、市が認証する制度を行っています。

令和2年度 届出件数 157件
令和2年度 認証申請件数 0件

■建築物省エネ法に基づく届出・適合性判定・認定（建築企画課）

平成27年7月に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）」が公布され、平成28年4月から容積率の特例が受けられる「省エネ性能向上計画の認定」と省エネ基準に適合している旨を表示できる「基準適合認定」を行っています。

平成29年4月1日から建築物省エネ法に基づき、床面積の合計が2,000平方メートル以上の大規模な非住宅建築物（特定建築物）について、新築時等におけるエネルギー消費性能基準への適合義務及び適合性判定が義務付けられましたが、同法の改正により令和3年4月1日から適合義務の対象が床面積の合計が300平方メートル以上の非住宅建築物（特定建築物）に拡大されました。また、床面積の合計が300平方メートル以上の住宅等について、新築時等における省エネ計画の届出が義務付けられています。

令和2年度 届出件数 641件
令和2年度 省エネ基準適合性判定申請件数 4件
令和2年度 省エネ性能向上計画の認定申請件数 1件
令和2年度 省エネ基準適合認定の認定申請件数 2件

■長期優良住宅認定（建築企画課）

平成20年12月に、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅の普及促進を目的とした「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」が公布され、平成21年6月より新築を対象とした住宅の建築及び維持保全に関する計画（長期優良住宅建築等計画）の認定を行っています。また平成28年4月より増築・

改築も対象となり認定を行っています。

令和2年度 認定申請件数 新築 2,067件
令和2年度 認定申請件数 増築・改築 0件

■低炭素建築物新築等計画認定（建築企画課）

平成24年9月に、都市における社会経済活動等に伴って発生する二酸化炭素の削減を目的として「都市の低炭素化の促進に関する法律」が公布され、平成24年12月から建築物の低炭素化に資する建築物の新築や増築、改修等の計画（低炭素建築物新築等計画）の認定を行っています。

令和2年度 認定申請件数 337件

■福祉のまちづくり条例の事前協議（市街地建築課）

すべての人が、基本的人権を尊重され、安心して生活し、自らの意思で自由に行動できる福祉のまちづくりを目的とする「横浜市福祉のまちづくり条例」に基づき、対象となる建築物などを建築する際、バリアフリーに関する整備について事前協議を行っています。

令和2年度 協議件数 596件

■高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（市街地建築課）

障害者や高齢者だけでなく、誰もが利用しやすい建築物を誘導するため、法・条例で定められた基準に加え、さらに望ましい基準を満たした建築物について認定を行っています。

令和2年度 認定件数 4件

■住みよいまちづくり（建築企画課）

建築協定

より良い市街地の形成を目指し、特定の区域内において建築物の用途、形態、敷地規模等の基準を土地所有者等全員の合意により定め、これを市長が認可することにより、住宅地や商業地などの環境を高度に維持増進することを目的としています。

令和2年度 協定認可件数 6件（内廃止0件）

地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例

地区計画は、より良い市街地や個性あるまちづくりを進めるため、住民の意向を踏まえて地区ごとに身近な道路、公園等の施設の整備、建築物の形態・高さ等に関して必要なルールを定める制度です。このうち、建築物の制限内容を条例化することにより実効性を担保します。

令和2年度 地区計画条例化件数 追加3地区（内変更1地区）

■建築指導の企画・立案（建築企画課）

建築関係法令に係る条例・規則の企画・立案、法解釈及び技術基準の策定を行っています。

■建築情報の提供及び諸証明交付（情報相談課）

建築計画概要書の閲覧等

建築基準法に基づく概要書の閲覧のほか、建築に関する各種情報を提供しています。

令和2年度 概要書閲覧申請枚数 41,153枚

住宅用家屋証明書等の交付

マイホームとして住宅を新築又は新築住宅を購入した場合、所有権の保存・移転・抵当権の設定登記の際に、住宅用家屋証明書によって登録免許税の軽減が受けられます。そのほか建築確認申請台帳記載事項証明書等の交付を行っています。

令和2年度

住宅用家屋証明書交付件数 14,325件

建築確認申請台帳記載事項証明書交付件数 38,547件

■中高層建築物等に係る日照などの相談調整業務（情報相談課）

住民相談

中高層建築物等の建築が及ぼす日照障害、電波障害や開発事業に伴う問題、解体工事が周辺の住環境に及ぼす騒音、振動、じんあいの飛散、その他の問題に関して、周辺の住民からの相談及び陳情に応じています。

良好な建築計画への誘導

「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例（以下、「条例」）」に基づく手続を通じて、中高層建築物等の建築主に対して良好な建築計画への誘導を図っています。

紛争調整

中高層建築物等の建築や開発事業が住環境に及ぼす影響に関して、周辺の住民と建築主・開発事業者等との間で紛争が生じた場合は、紛争当事者からの申出により、職員が行うあっせん及び弁護士・学識経験者・民事調停委員等で構成する横浜市建築・開発紛争調停委員会が行う調停により紛争の迅速、円満な解決を図っています。

紛争解決手段の充実のため、平成24年度から、中高層建築物等にかかる専門家助言制度の運用を開始しています。また、平成26年度からは、条例改正により解体工事前周知や建築主の説明会出席義務に関する規定を設ける等、紛争の未然防止に努めています。

令和2年度

標識設置届受理件数 280件

近隣説明等報告書受理件数 251件

あっせん件数 6件

調停件数 4件

専門家助言件数 8件

■指定確認検査機関の指導（建築指導課）

指定確認検査機関（令和元年度 38機関）が行った建築確認に係る報告の審査・指導等を行っています。また、建築基準関係規定・市条例等に関する指定確認検査機関への情報提供、まちづくり・建築指導行政に係る指定確認検査機関との連絡調整を行っています。

令和2年度 指定確認検査機関報告件数

建築確認件数 12,178件

中間検査件数 14,151件

完了検査件数 13,038件

工作物確認件数 119件

昇降機確認件数 728件

宅地指導

■開発事業調整条例の運用（宅地審査課、調整区域課、情報相談課）

住民、開発事業者及び横浜市が協働して、地域の特性に応じた良好な都市環境の形成を図ることを目的とした「横浜市開発事業の調整等に関する条例」に基づき、開発事業計画の同意を行います。

令和2年度 事前届・標識設置届 261件

同意 230件

■開発許可（宅地審査課、調整区域課）

開発行為を行う場合には、都市計画法に基づく開発許可が必要です。開発許可制度は、良好な市街地形成を図るため、宅地として必要となる道路や下水道等の公共施設の整備を義務づけて許可する制度です。

なお、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域とされ、一般的に開発は認められませんが、一定の条件に適合するものは許可されます。

令和2年度 申請 355件（協議を除く）

許可 356件（協議を除く）

■宅地造成許可（宅地審査課、調整区域課）

宅地造成工事規制区域（市域の約63パーセント）内で宅地造成工事を行う場合は、宅地造成等規制法に基づく許可が必要となります。

この法律は、宅地造成に伴う災害の防止を目的としたもので、住宅地の造成だけでなく、駐車場の造成や、墓地の造成なども許可の対象となります。

令和2年度 申請 445件（協議を除く）

許可 479件（協議を除く）

■市街化調整区域内の建築許可（調整区域課）

市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域で、原則として建築物の建築はできませんが、既存の建築物の建替えなどは、都市計画法の許可を受けて建築することができます。

令和2年度 許可件数 306件

■宅地開発指導の企画・立案（宅地審査課）

都市計画法、宅地造成等規制法に基づく宅地開発の許可業務を円滑に行うため、条例などの企画・立案、技術基準の策定等を実施しています。

違反対策等

■違反対策業務（違反対策課）

建築基準法、都市計画法、宅地造成等規制法等に違反する建築物等に対して、是正指導を行っています。人命への危険や周辺への影響が大きい案件に対しては命令等の行政処分を実施し、特に緊急性が高い案件に対しては行政代執行を視野に入れて指導を強化するなど、市民の安全性を重視した違反是正指導を行っています。

また、違反の早期発見を目的としたパトロールの実施や未然防止の取組の推進など、違反対策に総合的に取り組んでいます。

令和2年度 違反件数	建築基準法違反	81件
	都市計画法違反	22件
	宅地造成等規制法違反	4件

■建築開発法務支援（法務課）

違反建築等への対応強化に伴う法的課題の整理や、その他建築開発指導行政に係る法的紛争を未然に防止するための調査業務、弁護士相談など、局内の法務を統一的・一元的に管理するとともに、職員への法務研修を実施しています。

■建築審査会・開発審査会（法務課）

建築基準法の規定に基づく許可に係る同意、審査請求に対する裁決についての議決等を行う「建築審査会」と、都市計画法の規定に基づく市街化調整区域内における開発行為・建築行為の許可に係る審議、審査請求に対する裁決についての議決等を行う「開発審査会」に関する事務を行っています。

令和2年度		
建築審査会	開催回数 9回	付議件数 632件
	審査請求件数	1件
開発審査会	開催回数 9回	付議件数 325件
	審査請求件数	0件

公共建築物

■公共建築物の整備（公共建築部各課）

公共建築部では建物の環境・長寿命・耐震などさまざまな観点から設計・工事に取り組み、「市民に親しみ愛される公共建築物の整備」を進めています。

市民の皆さんの貴重な財産である横浜市の公共建築物が、多くの市民の皆さんに親しまれ、また、高齢者や障害者など誰にでも利用しやすいように、機能性や安全性・快適性を十分に考慮し、設計・工事を行っています。

■公共建築物の省エネルギー化（公共建築部各課）

公共建築物の更なる省エネルギー化のため、民間のノウハウを活用して設備の省エネ改修を行うESCO事業を実施しています。また、長寿命化対策工事に省エネ要素をプラスする改修を実施しています。

■公共建築物の長寿命化対策（公共建築部各課）

建築局で対象とする長寿命化対策の公共建築物は、約860施設あります。これらの施設を長く、安全・安心・快適に利用していただくため、建物の劣化程度の調査や保全計画策定による保全費用の効果的・計画的な執行、施設管理者に対する相談・技術支援などを行っています。

また、公益財団法人横浜市建築保全公社により修繕工事等を効率的に進めるとともに、施設管理者に対する保全知識の普及啓発活動などを行い、公共建築物の適切な保全に努めています。

■公共建築物の耐震対策（公共建築部各課）

震災時の市民生活の安全や早期復旧体制の確保を図るため、公共建築物の耐震性向上に取り組んでいます。令和2年度末の耐震化率は99%となっており、引き続き全施設の耐震化を目指します。

また、建築基準法施行令の改正により既存不適格となった市民利用施設等の全ての特定天井を改修する方針とし、平成27年3月に「横浜市公共建築物天井脱落対策事業計画」を策定し、順次対策を推進しています。

さらに、津波、浸水のおそれのある地域の公共建築物の浸水対策を進めています。

■公共建築物の木造化・木質化（公共建築部各課）

横浜市では、平成22年5月に公布された「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、平成26年3月に「横浜市の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」を策定しました。

公共建築物で積極的に県産木材、地域材等の利用を促進するため、低層の公共建築物については原則として木造化、それ以外の公共建築物については、市民の皆さんの目に触れる機会が多い部分を中心に内装仕上げの木質化を図るとしています。

都市整備局

人や企業が集い躍動する都市

「人や企業が集い躍動する都市」の実現に向け、横浜の強みをいかしながら、持続的な成長・発展に向けたまちづくりや、都市を支える強靱な基盤づくりなどを総合的に進めます。

《目標達成に向けた施策》

「人や企業が集い躍動する都市」の実現に向け、各取組を連携させながら力強く都市づくりを推進します。

- 都市づくりにおける総合調整等
- 力強い経済成長と都市の魅力・活力を高める都心部のまちづくり
- 快適で利便性が高く、活気のある郊外部のまちづくり
- 災害に強い安全で安心な都市づくり
- 市民生活と経済活動を支える交通基盤整備

都市づくりにおける総合調整等

■都市づくりにおける総合調整 (企画課、地域まちづくり課)

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の見直し

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「整開保」とします。）とは、都市計画法第6条の2に基づき、都市計画区域を対象として、都市計画の目標や区域区分の方針など都市計画の基本的な方針を定めるものです。整開保の他に、都市計画法第7条の2に基づく「都市再開発の方針」※1、「住宅市街地の開発整備の方針」※2及び「防災街区整備方針」※3（以下「3方針」とします。）を定めており、個別の都市計画は整開保と3方針に即して定めるものとなっています。

これまで、神奈川県がおおむね6～7年ごとに見直しを行っており、今回は平成22年3月に見直しました。その後、都市計画決定権限が横浜市に移譲されたことを受け、平成30年3月に改定しました。

※1「都市再開発の方針」とは

「都市再開発法」に基づき、計画的な再開発を行うことにより都市全体の機能の回復、向上に貢献することとなる市街地で、既成市街地を中心とする市街地について、再開発の目標や土地の高度利用に関する方針などを定めるもの

※2「住宅市街地の開発整備の方針」とは

「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法」に基づき、実現すべき住宅市街地のあり方、住宅の建設及び更新、良好な居住環境の確保に係る目標などを定めるもの

※3「防災街区整備方針」とは

「密集市街地における防災街区の整備の促進に関

する法律」に基づき、市街化区域内の密集市街地において、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区に関する整備・開発の計画などを定めるもの

横浜市都市計画マスタープラン改定

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に基づく、市町村の都市計画に関する基本的な方針です。

「横浜市都市計画マスタープラン」は、市域全体の都市計画の基本的な方針を示す「全体構想」、地域別の基本的な方針を示す「地域別構想（区プラン及び地区プラン）」の2層で構成しており、平成25年3月に「全体構想」、令和元年度までに全ての区の「区プラン」を改定しました。

令和3年度は、本市を取り巻く社会経済状況の変化を見据え、現行の「全体構想」の改定に向けた検討を進めています。

京浜臨海部におけるまちづくり

京浜臨海部は、製造業を中心として日本の高度経済成長を支えてきましたが、経済のグローバル化等により、産業構造の転換が進められてきています。

本市では、平成9年に策定した「京浜臨海部再編整備マスタープラン」等に基づき、既存産業の高度化や新産業の創出等を推進してきましたが、マスタープラン策定から約20年が経過し、先端技術の普及による技術革新の進展、環境や防災への意識の高まり等、社会経済情勢が急速に変化していることを踏まえ、平成30年にマスタープランを改定しました。

まちづくりの具体化に向け、末広町地区及び新子安地区（恵比須町）において、立地する企業により設置されたまちづくり協議会をはじめ、関係者の皆様と連携しながら、プランの実現に向けた取組を進めています。

■東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向けたまちづくり（企画課）

東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催を、国内外からの来街者に横浜の魅力を実感いただく好機とし、横浜を世界に魅せるための取組を進めます。

情報提供の面から来街者に快適な滞在環境を提供するため、「広告付案内サイン・公衆無線 LAN 整備事業」を公民連携事業で実施しています。ラグビーワールドカップ 2019™ の開催に合わせて、運用を順次開始するとともに、東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向け、整備拡充を推進しました。

また、広告が制限されているエリアについては、本市として公衆無線 LAN の運用を行っています。

■魅力ある都市空間の創出（都市デザイン室）

個性と魅力あふれる都市空間を形成していくため、各地域の自然的、歴史的特色を生かし、歩行者空間、広場、オープンスペースの確保や街並みづくりなどを進める都市デザインの企画及び調整を行っています。

都市デザインの企画・調整

各地域の個性をつくるため、デザインプロデュースやデザイン調整などを行っています。

関内地区周辺の都心臨海部は、開港以来の歴史を伝える資産が多く残り、みなとまちというイメージを代表するウォーターフロントがあることから、横浜を世界にアピールする景観を創るため、都市デザイン活動を重点的に実施しています。

周辺部・郊外部では、地域への愛着をもってもらえるよう、地域の顔となる駅舎や、区庁舎のデザイン調整、様々な人が集う公園や駅前広場のデザインや利活用を推進しています。

令和 2 年度は、旧庁舎街区、みなと大通り及び文化体育館周辺道路などの景観・デザインの企画・調整や、夜間景観のあり方検討を行いました。

また、東横線廃線跡地遊歩道について、オリンピック・パラリンピック機運醸成イベントを市民局と開催し、継続的な利活用体制の検討を行いました。

歴史を生かしたまちづくり

横浜には、都心臨海部を中心に、開港以来の近代建築や西洋館、土木産業遺構が残されており、郊外部には、農村の風情を伝える古民家や社寺が残されています。これらの歴史的資産を再評価し、まちづくりの資源として位置付け、保全活用を積極的に行っています。

昭和 63 年度に施行した「歴史を生かしたまちづくり要綱」は、歴史的景観の保全を目的としており、外観を保全する代わりに、内部は状況に応じ、所有者等と協議の上、使いやすように改修することができ、凍結的な保存より、現役で長く使い続けてもらうことを狙っています。景観的・歴史的・文化的に価値の高い歴史的建造物を「登録」し、そのうち、特に重要なもので、将来の保全活用計画について所有者の同意が得られたものを「認定」しています。

この要綱に基づき、令和 2 年度は、山手 133 番館を新たに認定し、令和 3 年 3 月末で、「登録」は 206 件、そのうち「認定」は 97 件となりました。

認定歴史的建造物になると、外観保全、耐震改修（構造補強）や維持管理の費用が助成の対象となります。令和 2 年度は、宇田川邸（平成 6 年度認定）の外観保全工事などに費用の一部を助成しました。

さらに、ふるさと納税では、令和 2 年度は、73 件・191 万 6,000 円のご寄附をいただき、歴史的建造物解説サインの更新に活用しました。

■魅力ある景観づくり（景観調整課）

都市景観形成の取組

魅力ある都市景観の形成を目指して、景観法や「魅力ある都市景観の創造に関する条例（景観条例）」及び景観施策の基本的な考え方を示した「横浜市景観ビジョン」に基づく施策を推進しています。

景観法に基づく「横浜市景観計画」では、全市域の斜面緑地における開発行為を対象とした制限のほか、関内地区、みなとみらい 2 1 中央地区、同新港地区、山手地区を景観推進地区に定め、建築物等の高さや色彩、屋外広告物の表示等に関する基準を定めています。更にこれら 4 地区では、あわせて景観条例に基づく創造的な協議（都市景観協議地区）を行うことにより、質の高い景観形成を図っています。

日本大通りのイチョウ並木を景観法に基づく景観重要樹木に指定しているほか、「旧円通寺客殿（旧木村家住宅主屋）」と「旧藤本家住宅主屋及び東屋」を、景観条例に基づく特定景観形成歴史的建造物に指定しています。

また、魅力ある景観を表彰する「横浜・人・まち・デザイン賞」を隔年で開催しています。

屋外広告物管理・適正化の取組

屋外広告物法に基づき「横浜市屋外広告物条例」を制定し、市内の屋外広告物について必要な規制の基準を定め、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止等に努めています。

また、路上違反広告物の除却や公共掲示板の管理を行うとともに、横浜の魅力ある景観をつくる広告物を「横浜サイン」として位置づけ、パネル展を開催するなど、広報・普及事業を行っています。

併せて、市長の諮問機関として「横浜市屋外広告物審議会」を設置し、屋外広告物に関する重要事項について調査・審議しています。

令和 2 年度実績

屋外広告物の許可申請件数	2,259 件
屋外広告業の登録・届出数	80 件
路上違反広告物の除却件数	1,902 件

力強い経済成長と都市の魅力・活力を高める都心部のまちづくり

■都心部の整備・まちづくり（都市交通課、都心再生課、横浜駅・みなとみらい推進課、業務調整課）

横浜の成長をけん引する都心臨海部・新横浜都心で、各地区の特性と魅力をいかした機能強化を一体的に進めています。

都心臨海部は、平成27年2月に「横浜市都心臨海部再生マスタープラン」を策定し、横浜駅周辺地区、みなとみらい21地区、関内・関外地区、山下ふ頭周辺地区、東神奈川臨海部周辺地区の5地区の一体的なまちづくりを進めています。平成30年10月に国の都市再生緊急整備地域、特定都市再生緊急整備地域の指定が関内・関外地区、山下ふ頭地区などに拡大されました。引き続き民間事業者の開発・投資意欲を高めるとともに、インフラ整備の強力な推進を図り、機能強化を進めていきます。

新横浜都心では、東海道新幹線による広域交通ターミナルとしての利便性等をいかしたまちづくりを進めています。

横浜駅周辺地区（エキサイトよこはま22（横浜駅周辺大改造計画）の推進）

国際都市横浜の玄関口である横浜駅周辺地区は、羽田空港に近接する首都圏有数のターミナルであり、首都圏における社会・経済活動の重要な役割を担う一大拠点です。

現在、老朽化した建物や施設が多くリニューアルの時期を迎えており、災害時には首都圏全体の機能に大きな影響を与える防災的な課題等も有するため、都市の再生が急務となっています。

「エキサイトよこはま22」は横浜駅周辺において、国際化への対応・環境問題・駅としての魅力向上・災害時の安全性確保などの課題を解消し、「国際都市の玄関口としてふさわしいまちづくり」を進めるための指針となる計画です。「横浜駅周辺大改造計画づくり委員会」及び分科会等を開催し、それぞれ専門的見地から討議、検討を重ねてきました。市民の皆さんの意見も取り入れながら、概ね20年後のあるべき姿を描いた計画として、平成21年12月に取りまとめました。

平成22年度から計画実現に向けスタートし、国際競争力強化に資するまちづくりを推進しています。開発や基盤整備を進めるに当たっては、平成29年1月に全国初となる浸水被害対策区域の指定を受け、更なる防災性向上にも取り組んでいます。

西口では、西口地下街中央通路接続事業（馬の背解消事業）が令和元年12月に完成したほか、民間開発の西口開発ビル（JR横浜タワー、令和2年6月開業）と連携した駅前広場の整備を進めています。

東口では、民間開発であるステーションオアシス及び関連する基盤整備について、ステーションオアシスの事業化や駅前広場、デッキ等の検討を進めています。

横浜駅きた西口鶴屋地区は、平成28年9月に国家戦略住宅整備事業に係る内閣総理大臣認定を受け、令和元年度に着工しました。

引き続き、民間開発の促進及び全体の基盤整備に係る計画策定等を進め、国際競争力強化に資するまちづくりを推進します。

東高島駅北地区

東高島駅北地区を含む東神奈川臨海部周辺地区については、平成16年3月に「東神奈川臨海部周辺地区再編整備計画」を策定し地区の再編整備を進めており、平成27年2月に策定した「横浜市都心臨海部再生マスタープラン」において都心臨海部の一地区として位置づけられました。

東高島駅北地区では、平成16年に設立された地元協議会において、まちづくりの具体的な検討が進められ、平成24年度には主な地権者による土地地区画整理事業準備組合が、平成30年6月に、土地地区画整理組合が設立されました。現在は、一体的なまちづくりに向け、本市による埋立事業と組合施行による土地地区画整理事業により、基盤整備工事を進めています。また、地元と協力しながら、医療、健康、居住など、新しい都心にふさわしいまちづくりを進めるため、地区計画の建築物等に関する事項の都市計画手続を行っています。

みなとみらい21地区

(1) 事業の目的

- ・横浜の都心部は関内・伊勢佐木町地区と横浜駅周辺地区に二分されていました。みなとみらい21地区はこの二つの都心を一体化し、ここにオフィス、文化施設、商業施設など多彩な機能を集積します。これにより市民の皆さんの就業の場や賑わいの場を創出し、経済の活性化と経済基盤を確立することで、横浜の自立性を強化します。
- ・海辺に臨港パークや日本丸メモリアルパークなどの公園や緑地を整備し、市民の皆さんが憩い親しめるウォーターフロント空間をつくります。そのほか、国際交流機能や港湾管理機能を集積します。
- ・首都圏の均衡ある発展を目指し、東京に集中した首都機能を分担する最大の受け皿として、業務・商業・国際交流などの機能の集積・拡大を図ります。

(2) まちづくりの手法

中央地区では、地権者等で「みなとみらい21街づくり基本協定」を締結し、街づくりのルールを自主的に定めています。この協定では、土地利用イメージ、街並み・色調・広告物等の街づくりの基本的な考え方や、建築物の敷地規模、高さ、ペDESTリアンネットワーク、外壁後退などの基準が示されています。

また、みなとみらい21中央地区の景観をより魅力あるものにしていくため、景観法に基づく「景観計画」及び「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」に基づく「都市景観協議地区」として中央地区を位置付け、「みなとみらい21中央地区都市景観形成ガイドライン」を定めています。また、このガイドラインでは基本協定の趣旨を踏まえ、新たにみなとみらい大通り沿道の建物に関する基準等を定めています。

また、みなとみらい21街づくり基本協定等の自主

的なルールによる街づくりを法制度的に確かなものとするため、中央地区で地区計画を定めています。

新港地区においては、中央地区と同様に「みなとみらい21新港地区街並み景観ガイドライン」を定めています。このガイドラインでは、港の景観の演出や、赤レンガ倉庫に象徴される歴史性を尊重した調和のとれた街づくり、建物の高さや色調、外壁後退、水辺の広場づくりなどが示されています。あわせて、用途等について地区計画でルールを定めています。

(3) 街区開発の状況

令和3年4月1日の進捗率は、総宅地面積約87ヘクタールに対し、本格利用（建設中、計画中を含む。）の開発面積は約78ヘクタールで約90パーセント、さらに、暫定利用（建設中、計画中を含む。）を加えた開発面積は約83ヘクタールで約95パーセントとなっています。

桜木町駅等周辺地区

みなとみらい21地区に隣接する既成市街地の野毛・戸部・高島地区は、みなとみらい21地区との連携や地区の特性を踏まえた街づくりを進める必要があります。

野毛地区では、来街者の回遊性確保のための道路整備や地区の魅力づくりのための様々な取組を行っています。

また、その他様々な活性化策についての話し合い等を地元とともに進めます。

戸部・高島地区は、地区振興についての定期的な話し合いを進めています。

東横線跡地整備事業

みなとみらい線と東急東横線との相互直通運転の開始（平成16年2月）により、東横線の東白楽駅～横浜駅間は地下化され、横浜駅～桜木町駅間は廃線となりました。

これに伴い生じた跡地及び鉄道構造物は、横浜都心部における貴重なオープンスペースとして活用し、回遊性の向上と地域の活性化を図るため、緑道や遊歩道として整備を進めています。

地下化区間については、緑道（公園）として整備し、平成23年4月に全線供用しました。

廃線区間については、緑あふれる魅力的な歩行者空間（歩行者専用道路）として整備を進めており、平成26年7月に、桜木町駅西口広場を供用開始しました。その後、令和元年7月に同広場から紅葉坂交差点までの区間を供用開始しました。

- 面積 約13,000平方メートル
- 延長 約1.8キロメートル
- 幅員 約7～10メートル

関内・関外地区

横浜市では、関内・関外地区が抱える課題に対応し、地区の活性化を持続的に図っていくため、平成21年度に、新たな計画として「関内・関外地区活性化推進計画」を取りまとめました。

この計画に基づき、地元主体の取組を中心に具体的な内容を整理したアクションプランを策定するとともに、優先的取組として、関内駅北口周辺の結節点強化、業務機能の再生、回遊性強化、都心機能誘導検討を進めました。

平成24年に設立した関内・関外地区活性化協議会と共に、地域・事業者・行政が当地区の活性化に取り組むに

あたり、共有すべき方向性を「関内・関外地区活性化ビジョン」として令和2年3月に策定しました。

また、市庁舎移転を契機とした関内駅周辺地区の新たなまちづくりを進めており、平成29年3月に策定した「横浜市現市庁舎街区等活用事業実施方針」に沿って、教育文化センター跡地の事業者公募を行い、平成30年3月には事業者を決定しました。旧市庁舎街区については、平成31年1月に事業者公募を開始し、令和元年9月には事業予定者を決定しました。旧市庁舎街区に隣接する関内駅前港町地区では、平成30年11月に再開発準備組合が設立、令和2年10月には事業協力者が決定され、再開発に向けた検討が進められています。

今後も、開港以来の歴史と文化や個性豊かな商店街などの地域資源を活用し、景観計画、街づくり協議などによりきめ細かなまちづくりを進めていきます。

初黄・日ノ出町地区

かつて、一部店舗の違法営業に伴う環境悪化が大きな問題となっていました。平成15年11月に地元で「初黄・日ノ出町環境浄化推進協議会」が発足したことを契機として、地元、警察、行政の連携により、誰もが安心して歩ける健全な街を目指して、現在、様々な環境整備に向けた取組を行っています。

本市では、平成19年8月に「街づくり協議指針」を策定し、街の賑わいの連続性やマンションの適正な居住水準を誘導しています。また、地区の活性化に向け、土地利用転換を促すとともに、京急高架下の利用等を検討・調整しています。

また、平成21年4月に発足した「黄金町エリアマネジメントセンター」による、アートと商業が共存する取組や、大岡川の親水施設活用など、街の再生と賑わいづくりに向けた取組を進めています。

新横浜都心のまちづくり

神奈川東部方面線の事業進捗状況等を踏まえ、計画的なまちづくりを進めます。

新横浜駅南部地区では、平成30年3月に駅前地区（約3.5ha）での再開発準備組合が設立し、平成31年3月には事業協力者が選定され、都心にふさわしいまちづくりについて検討が進められています。

I Rの実現に向けた取組

横浜市においては、人口減少社会の到来を迎え、今後経済活力の低下や厳しい財政状況が見込まれています。

このような状況の中、国が「観光先進国」を目指して進める「日本型I R」は、これからの横浜の課題を解決していくための重要な手法の一つと考え、令和元年8月に、I Rの実現に向けた取組を推進することを表明し、本格的な検討・調査を進めてきました。

令和元年10月から、R F C（Request for Concept）によるサウンディング調査を開始し、事業者との対話等を行うとともに、令和2年3月からは、市民の皆さんからの意見を幅広く聞くため「横浜I Rの方向性」（素案）のパブリックコメントを実施。いただいたご意見を反映し、修正した「横浜I Rの方向性」を、パブリックコメントの結果とともに8月に公表しました。令和3年1月には、実施方針及び募集要項を公表し、事業者の公募を開始しました。

その後、令和4年4月の国への認定申請に向けて、区域整備計画の作成を進めました。

■回遊性を高め賑わいを促すまちづくり(都市交通課)

都心臨海部における新たな交通システム導入事業

都心臨海部の回遊性向上等を目的として、平成26年度からまちの賑わいづくりに寄与する新たな交通の導入について検討を行い、平成27年度に方針をとりまとめ、令和2年までに連節バスを活用した新たな交通(高度化バスシステム)を導入することとしました。

運行事業者である横浜市交通局とともに導入に向けた準備を進め、令和2年7月に「BAYSIDE BLUE」の運行を開始しました。

横浜都心部コミュニティサイクル事業

横浜の都心部においては、徒歩、自転車及び公共交通を利用し、楽しく快適・安全に移動できる交通環境の実現を目標としています。日常や観光の利便性・回遊性の向上による、都心部活性化、観光振興及び低炭素化への寄与を目的として、3年間の社会実験を経て、横浜都心部コミュニティサイクル事業を平成26年度から本格実施しています。現在、コミュニティサイクルが横浜都心部の新たな交通手段として定着することを目指し、採算性確保に取り組むとともに、サイクルポートの拡充等による利便性向上及び広報等による利用促進を図っています。

快適で利便性が高く、活気のある郊外部のまちづくり

■コンパクトで活力あるまちづくり (二ツ橋北部土地区画整理事務所、綱島駅東口周辺開発事務所、市街地整備推進課、市街地整備調整課)

「市街地再開発事業」、「土地区画整理事業」等による駅前広場や歩行者空間等の確保、商業・業務施設や都市型住宅、生活利便施設の機能集積など、市民の日常を支え、地域活力を高める郊外部の駅周辺の拠点整備を推進します。

二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区土地区画整理事業

二ツ橋北部地区は、瀬谷駅北口の一部を除き、大半の地区は未着手のままとなっており、地域の重要な幹線道路である都市計画道路三ツ境下草柳線も駅前の一部の整備にとどまっています。

そこで、都市計画道路三ツ境下草柳線を中心とした都市計画道路と沿道の一体的整備に向け、市施行による土地区画整理事業を実施し、駅周辺の道路網の形成を図り、自動車交通の利便性向上や、安全な歩行者動線の確保を図ります。

令和2年度は事業予定区域のうち、事業計画決定した三ツ境駅側の約4.1ヘクタールの第1期地区で用地取得や公共施設設計を進め、第3回仮換地指定、調整池工事

等を実施しました。

また、第2期以降の地区については、事業化に向けた検討を進めました。

令和3年度は、第1期地区の移転補償を進めるとともに、基盤整備や調整池の工事を進めます。

新綱島駅周辺地区土地区画整理事業・新綱島駅前地区市街地再開発事業

綱島駅東口周辺の約4.5ヘクタールは、東急東横線沿線において有数のターミナル拠点でありながら、交通広場の機能が未整備であり、慢性的な交通混雑や自転車駐車場の不足など、都市基盤施設の整備改善が不可欠となっています。また、建物の老朽化が進み、低未利用地も多いなど、様々な課題を抱えている地域となっています。

こうした課題を解決するために、相鉄・東急直通線の新綱島駅の整備の機会を捉え、新綱島駅周辺の約2.7ヘクタールにおいて、市施行による土地区画整理事業と組合施行による市街地再開発事業を一体的に施行し、鉄道の整備と一体となって、新たな街を形成します。

令和2年度は、土地区画整理事業では、第1工区の宅地造成工事を進め使用収益を開始するとともに、第2工区の仮換地指定を行いました。市街地再開発事業では、再開発ビルの建築工事に着手しました。

令和3年度は、綱島街道等の道路整備工事を進めるとともに、関連事業として、新駅の綱島方出入口整備等を行います。市街地再開発事業では、引き続き、再開発ビルの建築工事を進めます。

大船駅北第二地区市街地再開発事業

大船駅笠間口に接する北側の約1.7ヘクタールの区域において円滑な交通処理ができる駅前広場の整備や、機械式駐輪場の改善、商業施設の機能更新、都市型住宅の供給など、横浜市側の玄関口としてふさわしい拠点づくりを進めるため、組合施行により市街地再開発事業を推進しています。平成28年7月に権利変換計画認可を受け、既存建物の解体工事を開始し、平成29年3月に着工した再開発ビルが令和3年2月に竣工しました。

令和3年度は、現年度内の工事完了を目指し、都市基盤施設(駅前広場等)の工事を進めます。

泉ゆめが丘地区土地区画整理事業

泉ゆめが丘地区は、市営地下鉄「下飯田駅」、相鉄いずみ野線「ゆめが丘駅」及び環状4号線に隣接した地域特性を踏まえ、駅前広場及び都市計画道路の整備を行い、交通結節機能の強化を図るとともに、良好な居住環境を備えた市街地及び新たなにぎわい・交流をはぐくむ市街地の形成を図るため、当地区の約23.9ヘクタールで、組合施行による土地区画整理事業を推進しています。

令和2年度は、一部の地区で使用収益が開始され、新たな土地活用が図られています。令和3年度は、引き続き移転補償や基盤施設の工事を進めます。

瀬谷駅南口第1地区第一種市街地再開発事業

横浜の西の玄関口である瀬谷駅の南口に接する約1.0ヘクタールの区域で、市街地再開発事業により、駅前広場や道路などの基盤整備や駅前に相応しい商業施設及び都市型住宅、地域の文化芸術活動の核となる区民文化センターを整備し、瀬谷駅の南北地区が一体となった賑わいのあるまちづくりを進めます。

令和元年度は、解体工事等の完了後、再開発ビル及び都市基盤施設（駅前広場等）の工事に着手し、令和2年度は継続して工事を進めました。

令和3年度は、現年度内の竣工を目指し、引き続き工事を進めます。

■郊外部の新たな活性化拠点の形成に向けたまちづくり（国際園芸博覧会推進課、上瀬谷整備推進課、上瀬谷交通整備課）

<旧上瀬谷通信施設地区事業>

・旧上瀬谷通信施設地区（土地区画整理事業）

平成27年6月に返還された旧上瀬谷通信施設の土地利用については、平成29年11月に地権者が設立した旧上瀬谷通信施設まちづくり協議会とともに検討を進めており、市民の皆さんのご意見も踏まえ、令和2年3月に、まちづくりの方針や土地利用の考え方をとりまとめた「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」を策定しました。

令和3年度は、引き続きまちづくり協議会との検討を進めるとともに、土地区画整理事業に必要な環境影響評価等の手続きを進めます。

・旧上瀬谷通信施設地区（新たな交通の導入・周辺道路整備事業）

旧上瀬谷通信施設における大規模な土地利用転換に伴い、発生が想定される交通需要に対応するため、新たな交通の導入や周辺道路整備に係る設計、測量、調査等を実施しました。

令和3年度は、これまでの調査、設計などの成果を基に、詳細設計を実施するなど、検討を深度化させるとともに、整備に必要な関係法令に基づく手続きを進めます。

<国際園芸博覧会推進事業>

旧上瀬谷通信施設において、国際的な園芸文化の普及や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決への貢献を目的とした国際園芸博覧会の開催に向けた取組を進めています。

令和2年度は、会場構想・事業展開・輸送アクセス等を国等と連携しながら検討し、博覧会国際事務局（BIE）への申請手続きに向けた準備を行いました。

令和3年度は、博覧会の開催に向け、引き続きBIEへの申請手続きに向けた事業計画等の検討を進めます。また、令和2年11月に設立された「2027国際園芸博覧会推進委員会」とともに、広報PR・機運醸成や、3年11月の博覧会の開催組織「2027年国際園芸博覧会協会」の設立に向けた準備等を行います。

■地区計画等を活用したまちづくりの誘導・調整（地域まちづくり課）

大規模な土地利用転換や都市計画提案に係る開発計画について、地区計画等を活用しながら適切に誘導しています。

令和3年度は、引き続き主要駅周辺地区及び内陸部工業地区のまちづくり誘導策や郊外部再生に向けた施策等

の検討を行い、地区の特性に応じたコンパクトな市街地形成や郊外住宅地の再生を目指します。

■市民とともに創り育てるまちづくり（地域まちづくり課）

地域まちづくり推進事業

平成17年2月25日に「横浜市地域まちづくり推進条例」が公布され、同年10月1日に施行されました。この条例は、市民の皆さんと市の協働によるまちづくりの制度として、市民の皆さんが身近な地域のまちづくりを進める際の手続きや、市の支援施策等を定めたものです。

この条例に基づき市民主体の地域まちづくりを推進するため、地域におけるプランづくりや地区計画等のルールづくりなどのまちづくり活動に対し、「まちのルールづくり相談センター」（地域まちづくり課等）を中心に区役所と連携して、市職員による「出前塾」の実施、まちづくりコーディネーター等の派遣、地域における活動費用の一部助成等の支援を行います。

また、「まちづくり支援団体」との協働による市民等の地域まちづくりの支援を推進するため、活動費用の一部助成などを行います。

令和3年8月1日現在

地域まちづくり組織認定数	37
地域まちづくりプラン認定数	19
地域まちづくりルール認定数	20
まちづくりコーディネーター数	67
まちづくり支援団体数	12

ヨコハマ市民まち普請事業

市民の皆さんが地域の特性を生かした身近な生活環境の施設整備を考え、自ら主体となって発意し実施することを目的として、平成17年度からスタートした事業です。具体的には、市民の皆さんから身近なまちの施設整備に関する提案を募集し、1次・2次の2回にわたる公開コンテストで選考された提案に次年度整備助成金を交付するなど、市民の皆さんが主体となったまちづくりの支援を行います。

令和2年度は、11件の応募があり、3件が整備助成対象提案として選考されました。

<整備助成対象提案一覧>

整備提案名	提案グループ名	区名
コミュニティカフェの新設	みんなが繋がる憩の家 icocca 作り隊	港南区
カベを取り払ってみんなが自由になる「ひろば」づくり	菊名・錦が丘にみんなの“ひろば”をつくる会	港北区
みんなの絵本のおうち	おはなしの風	泉区

災害に強い安全で安心な都市づくり

■まちの不燃化推進事業 (防災まちづくり推進課)

平成 26 年 3 月に策定した「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」に基づき、令和 4 年度の減災目標達成を目指して、「燃えにくいまち・燃え広がらないまち」の実現に向けた取組を推進しています。

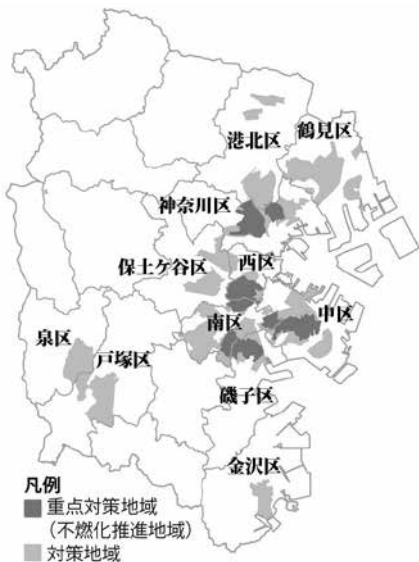
延焼の危険性が特に高い「重点対策地域（不燃化推進地域）」では、「横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例」による「防火規制」とあわせて、老朽建築物の除却や「準耐火建築物」以上の新築及び改修費用に対する補助を行っています。

また、「重点対策地域（不燃化推進地域）」及び「対策地域」では、自治会町内会等が行う防災施設（避難経路、防災広場、防災設備）の整備等に対する補助を行っています。

さらに、地域住民による防災まちづくり協議会等の支援を行うとともに、狭あい道路拡幅や小広場・防災公園・防火水槽の整備に取り組んでいます。

この事業をはじめ、他区局の関連する事業と連携をとりながら、火災に強い都市空間の形成に資する「防災まちづくり施策」を進めています。

地震火災対策方針における「重点対策地域（不燃化推進地域）」・「対策地域」



市民生活と経済活動を支える交通基盤整備

■鉄道事業の推進（都市交通課）

神奈川東部方面線

相鉄本線西谷駅から羽沢横浜国大駅で JR 東海道貨物線へ乗り入れる「相鉄・JR 直通線」と、さらに羽沢横

浜国大駅から新横浜を経由し、東急東横線・目黒線日吉駅で東急線へ乗り入れる「相鉄・東急直通線」を都市鉄道等利便増進法に基づき整備しています。

この事業により、相鉄線と JR 線、相鉄線と東急線とが相互に乗り入れることができるようになり、横浜市西部地区及び神奈川県中部と東京都心方面との速達性の向上や、広域鉄道ネットワークの形成が図られます。



神奈川東部方面線は、平成 22 年度から、事業者である独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が事業を実施しています。

「相鉄・JR 直通線」は、令和元年 11 月 30 日に開業しました。「相鉄・東急直通線」は、令和 4 年度下期の開業に向けて、全区間で土木工事、軌道、電気等の設備工事を実施します。

みなとみらい線・こどもの国線

みなとみらい線は、みなとみらい 2 1 地区や横浜駅周辺地区、関内地区など横浜都心部の各地区を結び、回遊性を向上させるなど、横浜都心部全体の発展を図り、また、東急東横線、東京メトロ副都心線、西武有楽町線・池袋線、東武東上線と相互直通運転をしており東京都心や埼玉県西南部と直結し、商業・業務活動の誘致促進や観光客の増加など、将来にわたり横浜市の活性化に寄与する重要な路線です。

長津田駅からこどもの国駅までを結ぶこどもの国線は、平成 12 年度の通勤路線化により沿線住民にとって重要な交通手段となっていることから、当該路線を健全に維持するために必要な助成を実施しています。

■鉄道駅可動式ホーム柵整備事業（都市交通課）

鉄道駅における市民の安全を確保し、列車運行の安定性の向上を図るため、可動式ホーム柵の整備費の一部について、国や県と連携して鉄道事業者に補助金を交付し、整備を促進しています。

補助対象 28 駅のうち、令和 2 年度は、JR 根岸線関内駅、相鉄線二俣川駅で可動式ホーム柵が使用開始となりました。

令和 3 年度は、JR 根岸線山手駅、JR 横浜線長津田駅、新横浜駅、菊名駅、大口駅、京急線京急東神奈川駅、日ノ出町駅で工事を進めています。

■都市交通政策の企画調整（都市交通課）

持続可能な交通の実現に向けて、「市民生活の質向上につながる交通政策」、「都市の成長を支え魅力を高める交通政策」、「持続可能で安全・安心な都市づくりに寄与する交通政策」を基本方針とした取組を進めます。

横浜都市交通計画

本計画は、交通政策全般にわたる政策目標などを示すことにより、市民・企業・交通事業者・行政等の多様な主体がこの目標を共有するとともに協調した取組を一層推進し、あらゆる側面から持続可能な交通の実現を目指すものとして、平成20年に策定されました。計画策定から10年が経過し、横浜の交通を取り巻く社会情勢は大きく変化していることから、平成30年度に改定を行いました。

計画の推進にあたっては、横浜の交通を支えている関係者間で目標や理念を共有しながら、それぞれの責任と役割分担のもと、連携した取組を進めていくため、市民・企業・交通事業者・行政等からなる「横浜市交通政策推進協議会」を平成20年度に設置し、平成20年度から令和2年度の13年間で20回開催しました。

平成23年度からは、取組の具体化を図るため、バス交通の活性化などのテーマ別の部会を設置するなど、多様な主体が連携した取組を進めていくための議論の場として運営しています。

また、交通渋滞緩和や環境負荷軽減を図るため、マイカー交通から公共交通への転換を政策目標の一つに掲げています。

そこで、過度にマイカーに頼る生活から徒歩、自転車、公共交通を中心とした多様な交通手段を適度に利用する生活への転換を促す取組である、「モビリティマネジメント」を実施しています。

鉄道計画検討調査

交通政策審議会答申第198号（平成28年4月）に位置付けられた高速鉄道3号線の延伸、横浜環状鉄道、東海道貨物支線の貨客併用化等について、より充実した鉄道ネットワークの構築に向けた検討を進めています。

高速鉄道3号線の延伸（あざみ野～新百合ヶ丘）について、令和2年1月の概略ルート・駅位置の決定を踏まえ、沿線住民へ交通行動に関するアンケートを実施しました。引き続き、早期事業着手に向けて、国や関係者との協議・調整を進めていきます。

また、国の交通政策審議会答申を踏まえ、横浜環状鉄道等について事業性の確保に向けた検討を進めます。

東京都市圏パーソントリップ調査

都県を越えた広域的な交通政策について検討する場として、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、群馬県南部、栃木県南部及び茨城県南部（東京都市圏）における都県、政令市並びに関係機関において、東京都市圏交通計画協議会が設置されています。

当協議会において、これまで人の動きに着目した交通実態調査として、パーソントリップ調査を実施してきており、また、併せて物の動きとそれに関連する貨物自動車の動きに着目した物資流動調査を定期的実施しています。

調査結果は、協議会が、将来の交通体系のあり方を検

討するために用いられるだけでなく、国や都市圏内の公共団体などに対して貸し出されて、様々な検討に活用されています。

令和2年度は、第6回東京都市圏パーソントリップ調査（政策検討）を実施しました。

■駐車場対策（都市交通課）

横浜の都心部など、商業・業務施設の集積地をはじめとして、市域全体の駐車場問題の解決を図るため、

- 1 駐車場法、大規模小売店舗立地法に基づく駐車場整備に関する指導・調整
- 2 横浜市駐車場条例（平成28年2月改正、同年3月施行）の所管
- 3 公共駐車場の管理運営等対策
- 4 既存駐車場の有効活用の促進
- 5 都心部観光バス路上乗降対策
- 6 自動二輪車駐車対策

などを行っています。

なお、横浜市駐車場条例については、平成28年度に近年の駐車需要の変化を踏まえて事務所の附置義務基準を緩和するとともに、地区の特性に応じた附置義務基準の設置を可能とする条例改正を行い、地区の特性にあった駐車場の整備や活用を進めています。

<駐車場整備地区>

自動車交通が著しくふくそうする地区として、駐車場法第3条第1項及び都市計画法第8条第1項に基づき、次の6地区において都市計画に定めています。

地 区	対象面積	地 区	対象面積
中央地区 （横浜駅、みなとみらい21地区及び区内地区周辺）	約755ha	港北ニュータウン第2地区	約45ha
新横浜北部地区	約85ha	戸塚駅周辺地区	約14ha
港北ニュータウン第1地区	約28ha	上大岡駅周辺地区	約21ha

道路局

市民の皆さんの生活を支える「道路」と「河川」

道路は、私たちの日常生活における移動やさまざまな物資を輸送する交通施設としての役割をもつとともに、地下鉄や上下水道、ガス、電気、電話などを収容する空間、災害時の避難路や延焼防止といった防災のための空間、また、通風や採光、緑などの空間としての役割があります。

また、河川は、雨を安全に海へ流し洪水による被害を防止する役割（治水）をもつとともに、生物などの生命を育み、都市における貴重な水辺環境の空間、郊外部と都市部をつなぐ水と緑のネットワークを形成する空間として、私たちの生活に潤いを与える役割（環境）、農業・消火用水など水源としての役割（利水）があります。

いずれの施設も、都市を支え、私たちの生活に欠かすことのできない重要な基盤施設です。

一方、これらの施設は、整備状況が不十分なことから、交通渋滞や交通事故、大雨による浸水被害などを引き起こし、経済活動の発展や市民生活の阻害要因の一つになっています。また、少子高齢化の急速な進展や地球環境問題の深刻化、低迷する経済情勢など、社会環境が大きく変化する中で、多様な課題・ニーズへの対応が求められています。

道路局では、このような道路や河川が直面する課題・ニーズに応えるため、区土木事務所とともに道路や河川の整備・維持管理に取り組んでいます。

都市の骨格となる道路ネットワーク

■整備の考え方（企画課、事業推進課、横浜環状道路調整課、維持課、建設課）

災害対応力の強化や市民生活の利便性向上、経済活動の活性化を図るとともに、環境負荷の低減にも寄与する、効率的で効果的な道路ネットワーク等を実現するため、次の3つの道路整備を進めます。

1 高速道路の整備

横浜環状道路は、本市の骨格となる高速道路です。保土ヶ谷バイパスに集中する交通の分散や道路の混雑緩和など市民生活の利便性向上をはじめ、本市の経済活動や国際コンテナ戦略港湾である横浜港を支えるとともに、災害対応力の強化を図るため、横浜環状道路等高速道路ネットワークの整備を進めます。

2 幹線道路の整備

活力ある横浜経済の実現とともに、環境負荷の低減、災害対応力の向上など、市民生活の安全・安心の確保に向け、地域的なバランスに配慮しつつ、整備効果が早期に現れる路線や緊急輸送路などを中心に、幹線道路の整備を進めます。

3 地域道路の整備

地域の利便性の向上に資する道路改良をはじめ、通学路等における「あんしんカラーベルト」、駅周辺のバリアフリー化など、地域のニーズを踏まえた道路整備を進めます。

■高速道路の整備（横浜環状道路調整課）

高速道路は、都市間及び市域内の比較的長距離の交通を担う自動車専用道路であり、市内では別図2「横浜市高速道路網」のとおり放射環状型で計画しています。

令和3年4月1日現在で東名高速道路や横浜横須賀道路、高速湾岸線など、11路線、全長134.1キロメートルが供用されています。

横浜環状道路

横浜市の都心から10～15キロメートルを環状につなぐ、本市道路網の骨格となる自動車専用道路です。

・横浜環状南線

全長 約8.9キロメートル
(市内 約8.4キロメートル)

車線数 往復6車線

横浜横須賀道路の釜利谷ジャンクションから国道1号の(仮称)戸塚インターチェンジを結ぶ路線で、首都圏中央連絡自動車道(圏央道)の一部です。現在、国土交通省と東日本高速道路株式会社が用地取得、工事を進めています。

・横浜北線

全長 約8.2キロメートル
車線数 往復4車線

第三京浜道路の横浜港北ジャンクションと首都高横浜羽田空港線の生麦ジャンクションを結ぶ路線で、平成29年3月に開通しました。

開通を受けて、交通利便性の向上や京浜臨海部、

図1 主な事業箇所(幹線道路)

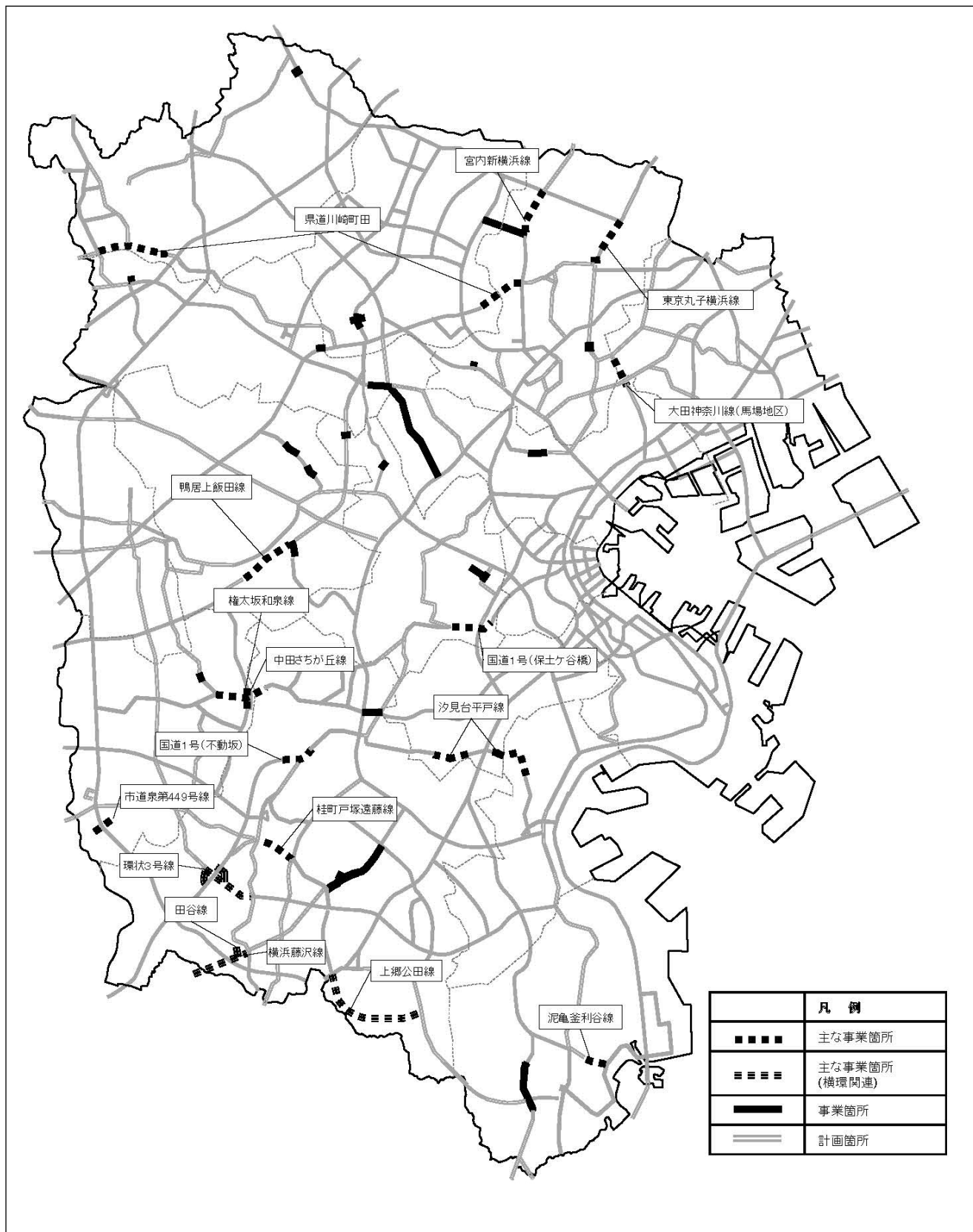
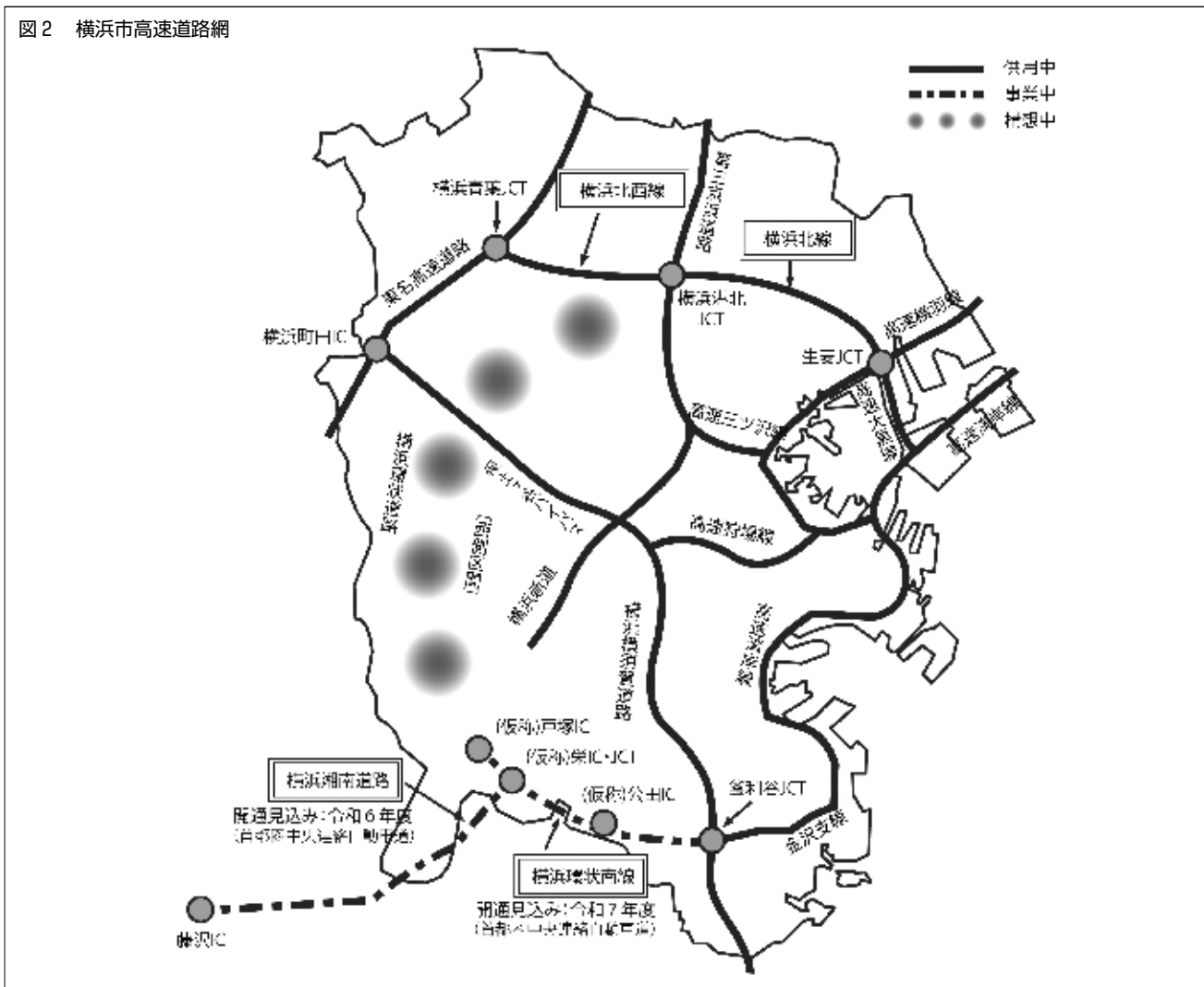


図2 横浜市高速道路網



新横浜都心などの活性化、生活環境の改善等の効果があらわれています。馬場出入口については、令和2年2月27日に法隆寺交差点側の入口と2か所の出口が開通し、内路交差点側の入口は令和2年10月21日に開通しました。

・横浜北西線

全長 約7.1キロメートル
車線数 往復4車線

東名高速道路の横浜青葉ジャンクションと第三京浜道路の横浜港北ジャンクションを結ぶ横浜北西線は、令和2年3月22日に開通しました。平成29年3月に開通した横浜北線と一体となり、横浜市北西部と横浜都心、湾岸エリアとのアクセス性等が向上しました。

・横浜環状道路西側区間

横浜環状道路西側区間については、首都圏の道路ネットワーク計画や本市の道路状況などを見ながら検討していきます。

横浜湘南道路

全長 約7.5キロメートル
(市内 約1.9キロメートル)
車線数 往復4車線

横浜環状南線の(仮称)栄インターチェンジ・ジャンクションから藤沢市の新湘南バイパス藤沢インターチェンジを結ぶ路線で、圏央道の一部として、国土交通省と東日本高速道路株式会社で事業を進めています。

■高速道路の関連街路の整備
(横浜環状道路調整課、建設課)

上郷公田線

全長(計画)約3.2キロメートル
(事業中)約3.2キロメートル
幅 17～32メートル

栄区上郷町から公田町に至る路線です。横浜環状南線と(仮称)公田インターチェンジで接続します。現在、交差点改良を含めた新設の道路整備事業を進めています。

横浜藤沢線(田谷小雀地区)

全長(計画)約1.4キロメートル
(事業中)約1.4キロメートル
幅 32～38メートル

栄区田谷町において、横浜環状南線及び横浜湘南道路と(仮称)栄インターチェンジ・ジャンクションで接続します。現在、交差点改良を含めた新設の道路整備事業を進めています。

田谷線

全長(計画)約0.7キロメートル
(事業中)約0.7キロメートル
幅 16メートル

栄区田谷町に位置し、主に戸塚方面と横浜環状南線及び横浜湘南道路を(仮称)栄インターチェンジ・ジャンクションで接続します。なお、田谷線は、都市計画道路田谷線と都市計画道路戸塚大船線の一部から構成されます。現在、交差点改良を含めた新設の道路整備事業を進めて

います。

環状3号線

全 長 (計 画) 約 28.3 キロメートル
 (完成済) 約 17.0 キロメートル
 (事業中) 約 2.0 キロメートル (戸塚地区、南戸塚地区、
 汲沢地区)
 幅 22 メートル

磯子区杉田五丁目 (国道 16 号) を起点とし、都筑区
 佐江戸町に至る路線です。本市中心部に集中する交通の
 分散と郊外部の連携強化を図る環状道路です。現在、戸
 塚区日之出橋交差点から国道 1 号までの区間で交差点改
 良を含めた新設の道路整備事業を進めています。

大田神奈川線 (馬場地区)

全 長 (計 画) 約 1.0 キロメートル
 (拡幅整備済) 約 1.0 キロメートル
 幅 20 ~ 26 メートル

横浜北線の馬場出入口が接続する港北区法隆寺交差点
 付近から、神奈川区内路交差点付近の区間については、
 令和 2 年 10 月 19 日に 4 車線化が完了しました。

■幹線道路の整備 (建設課、維持課)

横浜藤沢線

全 長 (計 画) 約 7.3 キロメートル
 (完成済) 約 1.2 キロメートル
 (事業中) 約 1.9 キロメートル
 (上永谷地区、上永谷舞岡地区)
 幅 32 ~ 48 メートル

横浜藤沢線は、港南区丸山台の環状 2 号線から栄区及
 び戸塚区を通過して、鎌倉市及び藤沢市に連絡する延長
 約 7.3 キロメートルの幹線道路です。

現在は、港南区を中心に 2 地区で、新設の道路整備事
 業を進めています。

宮内新横浜線

全 長 (計 画) 約 6.5 キロメートル
 (完成済) 約 5.0 キロメートル
 幅 22 ~ 25 メートル

宮内新横浜線は道路ネットワークの充実のため、新横
 浜から川崎市境までの港北区を縦断する新設の幹線道路
 です。令和 2 年 12 月 22 日に新吉田高田地区、新吉田地
 区の約 1.3 キロメートル区間の供用を開始しました。

県道川崎町田

全 長 (計 画) 約 20.0 キロメートル
 (拡幅整備済) 約 9.3 キロメートル
 (事業中) 約 3.2 キロメートル (田奈地区、恩田地区、
 大熊地区、大熊・新羽地区)
 幅 22 メートル

県道川崎町田は、町田市と川崎市に連絡する本市北部
 の主要な幹線道路です。渋滞緩和と歩行環境改善のため
 の拡幅整備を進め、現在は 4 地区の道路整備事業を進め
 ています。

中田さちが丘線

全 長 (計 画) 約 5.9 キロメートル
 (完成済) 約 4.8 キロメートル
 (事業中) 約 1.0 キロメートル (岡津地区)
 幅 22 メートル

泉区中田東一丁目から旭区善部町に至る路線です。横
 浜市西部を南北に連絡する幹線道路で、泉区岡津町の県
 道瀬谷柏尾から緑園一丁目までの 1,050 メートルの区間
 が事業中です。令和 3 年 3 月 19 日に岡津町交差点から
 名瀬街道までの約 270 メートルを供用開始し、全線が開
 通しました。

権太坂和泉線

全 長 (計 画) 約 9.6 キロメートル
 (完成済) 約 6.5 キロメートル
 (事業中) 約 2.2 キロメートル (名瀬・岡津地区、和泉地区)
 幅 18 ~ 25 メートル

権太坂和泉線は、保土ヶ谷区狩場町の国道 1 号と泉区
 和泉町の環状 4 号線を結ぶ幹線道路です。現在、戸塚区
 名瀬町から泉区新橋町の区間で道路整備事業を行って
 おり、設計及び用地取得等を進めています。

桂町戸塚遠藤線

全 長 (計 画) 約 10.2 キロメートル
 (完成済) 約 4.0 キロメートル
 (事業中) 約 0.9 キロメートル (上倉田戸塚地区)
 幅 22 ~ 33 メートル

桂町戸塚遠藤線は、栄区桂町の環状 4 号線との交差点
 を起点とし、環状 3 号線、横浜藤沢線、国道 1 号及び環
 状 4 号線に接続し、泉区下飯田町 (藤沢市境) を終点と
 する幹線道路です。現在、戸塚区上倉田町 (下永谷大船
 線交差点) から戸塚区戸塚町 (国道 1 号交差点) の区間
 で道路整備事業を行っており、柏尾川から国道 1 号ま
 での区間で現道の拡幅工事を行うとともに、それ以外の区
 間で用地取得等を進めています。

国道 1 号

全 長 (計 画) 約 29.0 キロメートル
 (事業中) 約 0.8 キロメートル (保土ヶ谷橋工区)
 約 1.1 キロメートル (不動坂工区)
 幅 25 メートル (保土ヶ谷橋工区)
 15 ~ 24 メートル (不動坂工区)

日本の主要幹線である一般国道 1 号は、西区浜松町から
 戸塚区汲沢町までの約 14 キロメートルが横浜市管理区間
 となっています。

保土ヶ谷区の保土ヶ谷橋交差点付近から一般国道 16 号
 (保土ヶ谷バイパス) 狩場インターチェンジまでの区間は、
 横浜市内でも特に交通が集中し慢性的な渋滞が発生して
 いるため、狩場工区に引き続き、保土ヶ谷橋工区の交差点改
 良を含めた現道の拡幅整備事業を進めています。

また、不動坂交差点は、東海道と呼ばれる「一般国道
 1 号」と横浜新道方面へ渡る「戸塚支線 (一般国道 1 号)」
 、そして「県道瀬谷柏尾」が接続する交差点です。

不動坂工区では、戸塚区柏尾町から戸塚区上矢部町ま
 での約 1.1 キロメートル区間で交差点改良を含めた現道
 の拡幅整備事業を進めています。

東京丸子横浜線

全 長 (計 画) 約 8.8 キロメートル
 (拡幅整備済) 約 1.8 キロメートル
 (事業中) 約 1.0 キロメートル (綱島地区)
 幅 20 メートル

東京丸子横浜線は川崎市境の港北区日吉町を起点と
 し、神奈川区六角橋交差点を終点とする延長約 8.8 キロ

メートルの幹線道路です。

現在は、港北区綱島地区（港北区箕輪町二丁目から綱島東一丁目）で設計及び用地取得を進めています。

鴨居上飯田線

全長（計画）約13.1キロメートル
（拡幅整備済）約7.1キロメートル
（事業中）約1.6キロメートル
幅 18～28.5メートル

鴨居上飯田線は、横浜市の骨格となる幹線道路として重点整備を進めている3環状10放射状の幹線道路を補完する道路として位置づけられており、都筑区池辺町を起点とし、泉区上飯田町（大和市境）を終点とする延長約13.1キロメートルの幹線道路です。

現在は、二俣川駅周辺（旭区本宿町からさちが丘）から保土ヶ谷二俣川線の一部を含む保土ヶ谷バイパス南本宿インターチェンジまでの区間の整備を進めています。

泥亀釜利谷線

全長（計画）約4.2キロメートル
（拡幅整備済）約3.4キロメートル
（事業中）約0.5キロメートル（寺前地区）
幅 15メートル

泥亀釜利谷線は金沢区瀬戸を起点とし、金沢区釜利谷町を終点とする延長約4.2キロメートルの幹線道路です。

現在は、寺前地区（金沢区寺前二丁目から寺前一丁目）で測量、設計及び用地取得を進めています。

汐見台平戸線

全長（計画）約7.2キロメートル
（拡幅整備済）約4.1キロメートル
（事業中）約2.5キロメートル（大岡地区、別所地区、岡村七丁目地区）
幅 15メートル

汐見台平戸線は、磯子区森四丁目を起点とし、戸塚区平戸町を終点とする延長約7.2キロメートルの都市計画道路です。本市の中でもバスの往来が多い区間であり、歩道を整備し道路を拡幅することで、安全の確保と交通の円滑化を図ります。

現在は、大岡地区（大岡三丁目）、別所地区（別所一丁目から五丁目）及び岡村七丁目地区で設計及び用地取得等を進めています。芹が谷二丁目地区では工事を完了しました。

■地域道路の整備 （区土木事務所、建設課、維持課）

市道末吉橋第1号線（鶴見区）

矢向駅へのアクセス道路整備及び周辺地区の歩行者の安全対策として、鶴見区矢向六丁目付近で歩道設置等の道路改良事業を完了しました。

市道柏尾第358号線（港南区）

下永谷駅へのアクセス道路整備及び周辺地区の歩行者の安全対策として、港南区下永谷四丁目付近で歩道設置等の道路改良事業を進めています。

市道谷津第232号線【谷津町地区】（金沢区）

周辺地区の渋滞緩和対策として、金沢区谷津町付近で、車道拡幅等の道路改良事業を進めています。

県道横浜生田【新羽町地区】（港北区）

周辺地区の渋滞緩和対策として、港北区新羽町付近でバスベイ設置等の道路改良事業を進めています。

市道北八朔南部第387号線【三保町地区】（緑区）

周辺地区の歩行者の安全対策として、緑区三保町付近で、歩道設置等の道路改良事業を進めています。

県道横浜生田【柚の木交差点】（都筑区）

周辺地区の渋滞緩和対策として、都筑区荏田南町付近で交差点改良事業を進めています。

市道泉和泉町第449号線（泉区）

ボトルネック解消対策として、泉区和泉町付近の環状4号線赤坂橋交差点で交差する道路の交差点改良事業を進めています。

県道瀬谷柏尾【本郷その2地区】（瀬谷区）

瀬谷駅へのアクセス道路整備及び周辺地区の渋滞緩和対策として、瀬谷区本郷一丁目付近で車道拡幅等の道路改良事業を進めています。

快適な暮らしのための道づくり

■都市計画道路網の見直し（企画課）

横浜市では、都市構造や社会状況などの変化に対応するため、平成16年度より将来の幹線道路ネットワークとなる都市計画道路網の見直しを進めています。

平成20年5月には、全ての見直し対象路線・区間を評価・検証し、「存続」「変更」「追加」「廃止」のそれぞれの候補路線・区間を示した「見直しの素案」を取りまとめ公表しました。

令和2年度末までに、14路線の都市計画手続を完了しました。

引き続き、関係機関との協議やルート・構造等の具体的な検討を行い、市民の皆さんの意見も踏まえつつ、準備が整った路線から順次、都市計画の手続を進めていきます。

■既存道路の整備（区土木事務所、維持課）

維持修繕

安全な道路を維持するため、徒歩による路面の目視点検やパトロール、区民の皆さんからの陳情・要望を整理し、整備の必要性が高い道路から修繕を実施しています。

■無電柱化の推進 （管理課、企画課、施設課、建設課）

平成30年12月に策定した「横浜市無電柱化推進計画」に基づき、無電柱化を進めています。具体的には、地震や台風など災害時における都市防災機能の向上や、電力・通信サービスの安定性・信頼性の向上、安全で快適な歩行空間の確保及び都市計画の向上を目的として、災害発生時に物資や機材、要員等の輸送のため、緊急車両が通行する緊急輸送路の環状2号線や山下本牧磯子線などで、電線共同溝の整備を行っています。

■金沢シーサイドラインの整備（建設課）

全 長（計 画）10.8 キロメートル
（営業延長）10.8 キロメートル
幅 7～15 メートル

金沢シーサイドラインは、平成元年7月に新杉田駅から金沢八景駅（暫定駅）までが開業しました。平成31年3月に、金沢八景駅東口地区土地区画整理事業と合わせて進めてきた京浜急行金沢八景駅までの延伸工事及び金沢八景駅新駅舎工事が完了し、単線での供用を開始しました。

また、令和3年2月に、複線での全面供用を開始しました。

■道路と鉄道の立体交差化（建設課）

交通の円滑化や、地域の一体化を図るため、相模鉄道本線（星川駅～天王町駅）連続立体交差事業（保土ヶ谷区）を進めており、平成29年3月に下り線を高架化、平成30年11月には全線高架化しました。引き続き、駅舎の建築工事や留置線工事、周辺道路工事を進め、令和3年度を完成目標に事業を進めています。

また、平成28年3月に策定した「横浜市踏切安全対策実施計画」では、次の連続立体交差候補について、相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）を最も優先的に事業化の検討をする区間と位置付けており、平成30年3月末に国から着工準備採択されました。

平成30年度からは事業化に向けた都市計画、環境影響評価等の手続や、国との設計協議を進めています。

■橋梁（きょうりょう）・トンネル等の維持管理（橋梁課）

橋梁の地震対策

緊急輸送路等にある橋や、高速道路・鉄道をまたぐ橋などの重要橋梁の耐震補強が概ね完了したため、一般橋梁についても推進しています。

橋梁の老朽化対策

橋梁の定期点検を行い、利用者・第三者被害のおそれがあるなど優先度の高いものから計画的に補修し、長寿命化を推進するとともに、老朽橋の架替えを行います。

トンネル・大型カルバート等の補修

トンネル・大型カルバート等の点検や、点検に基づく補修を行っています。

■地下駐車場の運営（施設課）

都心部の路上駐車を減らし安全な道路交通を確保するため、道路等の地下空間を有効利用した駐車場を運営しています。

1	横浜市福富町西公園地下駐車場	184台
2	横浜市ポートサイド地下駐車場	200台
3	横浜市馬車道地下駐車場	200台（25台）
4	横浜市山下町地下駐車場	193台（26台）
5	横浜市日本大通り地下駐車場	200台
6	横浜市伊勢佐木長者町地下駐車場	200台

（ ）は自動二輪（125cc超）で外数

■交通の円滑化のための計画・調整（企画課、建設課）

横浜市生活交通バス路線の維持支援

市民の皆さんの日常生活の利便性を確保するため、必要と認められるバス路線について、バス事業者に補助金を交付し、路線の維持を図っています。

地域交通サポート事業

既存バス路線がカバーしていない地域などにおいて、地域の特性や交通ニーズを踏まえた、その地域にふさわしい交通サービスの実現に向けて、計画づくりから運行に至るまで、地域の主体的な取組に対して、様々な支援を行っています。

バス路線の維持・充実に向けた走行環境整備事業

既存バス路線の維持や多様化するニーズ、交通渋滞などの課題に対応するため、連節バス導入などの、運行効率化を促すための走行環境整備を進めています。

バリアフリー基本構想の策定

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年12月施行、通称「バリアフリー法」）に基づき、駅及び駅周辺地区を対象に重点的・一体的にバリアフリー化を進めるため、関係事業者と連携して、バリアフリー化を進めるための基本計画である「バリアフリー基本構想」の策定を進めています。

交通結節点の整備

大船駅から再開発事業で整備される駅前広場等について、安全かつ円滑にアクセスするための県道横断歩道橋の工事が令和3年3月に完了しました。

■交通安全施設の整備（区土木事務所、施設課、企画課）

通学路の整備

学校、PTA、教育委員会、警察署及び道路管理者等の関係機関で組織するスクールゾーン対策協議会による市内通学路の点検などにより、歩道設置やあんしんカラーベルト等通学路の整備に取り組んでいます。

道路照明灯のLED化

夜間の交通安全のため、交差点や横断歩道、交通量の多い道路などに62,125灯の道路照明灯を設置しています。そのうち約26,000灯の水銀灯について、「水銀に関する水俣条約」への対策、省エネ化のため、LED化を進めています。

歩道等の整備

交通事故が多発している道路や、緊急に改善を必要とする道路等に対して、歩道、防護柵（ガードレール等）、道路照明灯、道路標識、反射鏡（カーブミラー）、区画線等の交通安全施設を整備しています。

また、国土交通省が所有するETC2.0ビッグデータを活用した生活道路の交通安全対策を進めており、車両速度抑制を目的としたハンプや狭さくの設置などを行っています。

バリアフリー歩行空間の整備

重点整備地区で、歩道の段差や傾斜、有効幅の改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置等を行い、高齢者や障害者などすべての人が安心して安全に移動できる道路づくりを進めています。

昇降機の整備

歩道橋などに設置されている昇降機について、安心してご利用いただけるよう確実な維持管理と計画的な更新を進めています。

■交通安全対策（交通安全・自転車政策課）

横浜市交通安全実施計画に基づき、関係機関・団体と連携を図り、各種の交通安全対策を推進しています。

交通安全運動

各季交通安全運動や強化月間、放置自転車等の防止や駅前における自転車の押し歩き啓発などの自転車マナーアップの取組など、交通安全の啓発を行っています。

なお、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえながら、街頭キャンペーンの実施やSNSによる発信、ポスター掲示、チラシ配架等により、取り組んでいます。

交通安全教育活動

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえながら、幼稚園・保育園等において幼児交通安全教育訪問指導を実施しています。また、区及び関係団体と連携し、参加・体験型交通安全教室として、児童を対象とした「はまっ子交通あんぜん教室」、「高齢者交通安全教室」、「中学生向け自転車交通安全教室」、「スクエアドストレイト方式自転車交通安全教室」など世代別の教室を実施するとともに、幼児向けなど交通安全教育動画を作成し、公開しています。

自転車損害賠償保険等への加入促進

令和元年10月1日から神奈川県条例により自転車損害賠償保険等への加入が義務化されたことを受け、加入促進に向けた周知・啓発活動を行っています。周知・啓発にあたっては、令和2年度に実施した保険加入状況に関する意識調査の結果を踏まえ、広報誌やチラシのほか、SNS、ラジオ等で周知しています。

また、新たに「自転車保険加入PR動画」を作成し、YouTubeで公開することで、啓発に取り組んでいます。

■自転車交通施策の推進（区土木事務所、交通安全・自転車政策課、企画課、施設課）

自転車活用推進計画の策定と推進

平成31年3月に策定した「横浜市自転車活用推進計画」に基づき、関係機関・団体と連携を図り、自転車活用を推進しています。

自転車駐車場の管理運営・維持管理

自転車等の放置防止と適正利用を図るため、241箇所の市営有料自転車駐車場の運営及び維持管理を行っています。令和2年度は戸塚駅東口第二自転車駐車場等の補修工事を実施しました。

放置自転車等の対策

「横浜市自転車等の放置防止に関する条例」に基づき、地域からの要望による自転車等放置禁止区域の指定、放置自転車等の移動・保管・返還、民営自転車駐車場の整備費補助、放置防止の啓発活動などの施策を実施しています。

自転車駐車場の附置義務制度の運用

「横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例」に基づき、集客施設及び共同住宅等において駐輪場の設置を義務付ける制度の適切な運用を推進しています。

自転車通行空間の整備

「横浜市自転車通行環境整備指針」に基づき、主に鉄道駅周辺など自転車利用が多く、自転車利用環境の向上が望まれる地域を「重点エリア」に指定し、整備を進めています。

自転車イベントの開催

自転車の活用を推進し賑わいの創出を図るため、横須賀市と連携し「ひつじのショーンが案内する横浜横須賀めぐりサイクルスタンプラリー Vol.2」を開催しました。（令和2年9月～12月）

■道路の清掃（区土木事務所、施設課）

道路の安全な通行機能を確保し、良好な沿道環境を維持するため、主要な幹線道路については、路面清掃車による車道清掃を、乗降客の多い駅前広場、歩道橋、地下道等については、掃き清掃や水洗い等の施設清掃を行っています。

<令和2年度実績>

延べ車道清掃延長：32,844 キロメートル

駅前広場：29 駅

歩道橋：294 橋

■街路樹の維持管理（区土木事務所、施設課）

都市に潤いと憩いを与える街路樹や植樹帯を良好に育成させるため、せん定や除草などの維持管理を行っています。また、街路樹の根上がりや老朽化により歩行者の安全な通行の妨げが生じている歩道において、樹木の良好な育成を確保しつつ歩道の改善を行う工事を実施しています。

■歩道橋の維持管理（区土木事務所、施設課）

横浜市が管理する326（令和3年3月末現在）橋の歩道橋について、健全度調査を行い、計画的に桁の塗装塗り替えや橋面舗装等の補修を行っています。

また、緊急輸送路等の上を跨ぐ歩道橋については、落橋防止等の地震対策も行っています。

■共同溝の維持管理（区土木事務所、施設課）

災害時における都市防災機能の向上や、電力・通信サービス等、インフラ設備の安全性・信頼性の向上、安全な歩行空間の確保及び都市景観の向上を目的として、みなとみらい21地区及び港北ニュータウン地区に共同溝

が整備されています。これらの共同溝の維持・管理のため、監視及び設備等の点検・補修を行っています。

<共同溝延長>

みなとみらい共同溝：5.8キロメートル（このほかに港湾局管理分
1.2キロメートルがあります）

港北ニュータウン共同溝：2.0キロメートル

■私道の整備（区土木事務所、維持課）

私道整備

多数の市民の皆さんが公共的な施設等を利用するために通行し、公道と同じように使われている私道を、地権者及び利用者の申請により横浜市で整備しています。

私道整備の助成

多数の市民の皆さんに利用され公共性を有する私道の舗装工事等を行う場合、その工事費用の9割を助成しています。

安全な道路のための道路管理

■道路監察（区土木事務所、管理課）

道路を保全し円滑な交通を確保するため、土木事務所が常時、道路パトロールを行い、損傷箇所や汚損箇所の早期発見、応急措置、道路工事や占用工事の安全対策の監察・指導、不法占用の指導などを行っています。また、日常のパトロールのほか、台風や大雨などの災害時にも実施しています。

■公道の認定（路政課）

私道の中で市民の皆さんの生活に密着した公共性の高い道路の市道への移管や新たに建設した都市計画道路及び開発によって建設された道路など、横浜市が管理すべき道路を道路法に基づき認定し、不要となった道路を廃止しています。令和2年度には、39路線、延長3,051メートルを認定し、84路線、延長5,706メートルを廃止しました。

また、市道の認定基準に適合する個人所有の道路を市道に移管するために必要な測量費を助成する制度があり、令和2年度には19件、約3,472万円を助成しました。

■道路占用（区土木事務所、管理課）

道路上や路面下等に工作物、物件、施設（電柱、水道管、看板等）を設けることについて、道路本来の目的である一般交通等に支障のない範囲において、公共性や安全性等を考慮し、道路占用許可をしています。

また、道路上に家屋、塀等の構築物を不法に設けることや、商品等により営業の場として使用している場合には、道路本来の機能の回復を図るため、早急な除去、撤去の指導に努めています。さらに、はり紙や立看板、のぼり旗については、街の美観を損ねることにもなるため、関係各局区と協力して、防止及び早期撤去に努めています。

■特殊車両の通行許可（管理課）

特殊車両の通行に関しては、道路の構造を保全し交通の危険等を防止するために、法令に基づき徐行等の通行条件をつけて許可しています。

特殊車両通行許可実績（令和2年度）1,069件

■道路啓開活動（区土木事務所、維持課）

地震などの災害時に、建設業協会、レンタル業協会、警察、消防等の関係機関と連携し、迅速、適切な情報連絡や幹線道路を中心とする緊急輸送路の機能確保・回復を図ります。

表1 横浜市道路現況

令和3年4月1日現在

区分	道路延長(m)	舗装延長(m)	舗装率(%)	道路面積(㎡)	舗装面積(㎡)	道路率(%)	路線数(件)	
国	高速自動車国道	12,948	12,948	100.0%	462,241	462,241	0.1%	1
	一般国道(指定区間)一般道路	104,051	104,051	100.0%	2,570,957	2,570,957	0.6%	5
	一般国道(指定区間)有料道路	43,323	43,323	100.0%	1,397,028	1,397,028	0.3%	3
	一般国道(指定区間外)	15,477	15,477	100.0%	291,610	291,610	0.1%	2
	計	175,799	175,799	100.0%	4,721,836	4,721,836	1.1%	11
県	主要地方道県道	122,052	122,052	100.0%	2,085,014	2,085,014	0.5%	11
	一般県道	78,052	78,052	100.0%	949,106	949,106	0.2%	15
	一般県道 有料道路	39,917	39,917	100.0%	1,337,558	1,337,558	0.3%	2
	計	240,021	240,021	100.0%	4,371,678	4,371,678	1.0%	28
市	主要地方道市道	53,425	53,425	100.0%	1,396,322	1,396,322	0.3%	8
	一般市道	7,372,002	7,244,225	98.3%	47,432,702	47,020,056	10.9%	51,618
	一般市道 有料道路	28,027	28,027	100.0%	720,758	720,758	0.2%	5
	計	7,453,454	7,325,677	98.3%	49,549,782	49,137,136	11.4%	51,631
	本市管理計	7,641,008	7,513,231	98.3%	52,154,754	51,742,108	12.0%	51,654
総計	7,869,274	7,741,497	98.4%	58,643,296	58,230,650	13.5%	51,670	

(注) 数値はすべて、供用開始済みの路線を対象としています。

■ハマロード・サポーター（区土木事務所、管理課）

道路愛護や維持管理の充実を図るため、地域のボランティア団体と行政が協働して、道路の美化や清掃を行う制度です。自治会・町内会や学校、商店街及び地元企業等のボランティア団体が市内で活動しています。

活動団体数（令和2年度）552団体

■道水路境界調査（区土木事務所、道路調査課）

境界調査は、道水路に隣接する土地との境界を明確にし、土地売買、地積更正等に必要な証明を行うと共に、各種事業の実施や道水路の維持管理に資するものです。

表2 道水路境界調査等の申請及び処理実績（件数） 令和2年度

区分	境界調査	境界承認	謄本交付	写し証明	閲覧
申請	1,082	3	2,063	1,614	195,559
処理	1,009	3	2,063	1,614	195,559

（注）境界調査の処理件数には、令和元年度以前に申請を受けたもので、令和2年度に処理された件数を含みます。

■道路台帳の整備と閲覧（道路調査課、区土木事務所）

道路台帳は道路に関する基本的な事項を把握するため、道路法第28条に基づき道路管理者が調製するもので、道路の現況や区域を記入した図面と道路の延長・面積、認定路線名等を記載した調書があります。図面は、主に道路と私有地の境界確認等に利用されています。

道路台帳図面等はよこはま建築情報センター（市庁舎2階）及び各区の土木事務所の窓口を設置した道路台帳閲覧システムで閲覧できます。また、インターネットを通じて「よこはまのみち」でも情報提供を行っています。

■横浜市公共基準点の管理・保全（道路調査課）

横浜市公共基準点は、公共測量の基準となる、位置に関する数値（座標、標高等）を有した標識で、道路台帳の整備や道水路境界調査、地籍調査事業等で使用されています。公共基準点の適正な密度を保持するため、現地調査を行い、基準点の再観測、再設置等を実施しています。

表3 道路施設状況

	令和3年	令和2年	平成31年	平成30年	平成29年	平成28年	平成27年	平成26年	平成25年
歩道延長(km)	2,523.6	2,520.0	2,515.2	2,508.6	2,507.7	2,507.0	2,485.0	2,485.0	2,485.0
共同溝延長(km)	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8
トンネル数(か所)	28	28	28	39	39	39	39	39	39
横断歩道橋数(橋)	326	326	325	326	327	327	328	329	329
自転車駐車場(件)	261	261	266	263	263	258	261	261	262
自転車駐車台数(台)	103,756	103,933	103,865	103,486	103,486	102,139	103,982	103,892	104,194
道路照明数(灯)	62,216	62,419	62,239	61,340	61,064	60,439	62,736	63,032	62,033

(ガス灯含む)

（注）数値は、当該年4月1日現在です。

（注）トンネル数は平成31年度より定義を国に合わせて「トンネル」「大型カルバート」「カルバート」「シェッド」に再分類したため数に変更が生じています。

■土木技術基準書の作成（技術監理課）

快適で安全な生活を支える道路の整備等を円滑、効率的に推進するため、土木工事の設計、積算、監督、検査等各種の技術基準書やマニュアルの作成を行っています。

■工事の検査（技術監理課）

道路局及び区土木事務所が発注する道路及び河川の建設・維持・修繕等の請負工事の検査（契約に基づき工事が完成していること及び代価を支払ってよいことを確認する）、及び局内の施工管理基準等を定めています。

令和2年度は、463件の請負工事の検査を実施しました。

土木構造物の維持・管理に関する専門性の高い研修を実施し、長寿命化対策にも取り組んでいます。

■積算システム・公共事業IT化推進（技術監理課）

土木工事積算システムの単価データ作成及びCAD・電子納品の推進等の職員支援を行っています。

■道路がけ防災対策（施設課）

道路を利用する市民の安全と交通機能確保のため、緊急輸送路やバス路線など重要な道路や過去に崩れた経緯のある箇所などで計画的に点検を行い、点検結果に基づく対策を実施していきます。

<令和2年度の実績>

道路がけ防災点検：65箇所

都市の安全と環境を支える河川流域

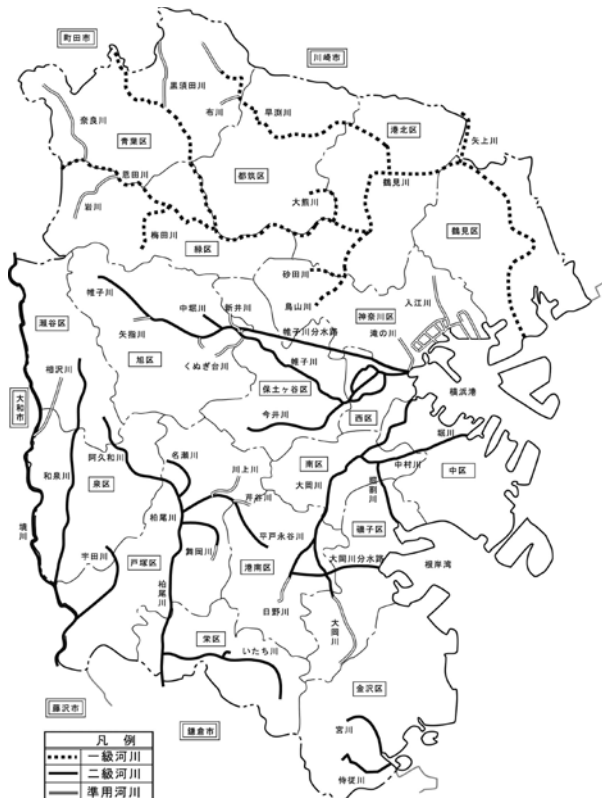
■整備の考え方（河川部）

市内には国、県、市がそれぞれ管理する一・二級河川と市が管理する準用河川が合わせて56河川（総延長約215キロメートル）あります。

そのうち本市では、市管理もしくは県市協議に基づき市が河川改修を実施する一・二級河川及び治水上重要な準用河川（計28河川（総延長約85キロメートル））において、当面の目標として時間降雨量約50mmに対応する河川改修を進めるとともに、流域の保水・遊水機能を高めて河川への雨水流出を抑制する雨水貯留施設や浸透施設を設置し、総合的な治水対策を進めます。

また、都市における河川は貴重な空間であり、治水としての機能だけでなく、良好な水辺環境を創出するとともに、自然との共生を図り、地域の暮らしや歴史など周辺環境との調和や生物の生息環境に配慮した整備が求められています。このため、「横浜市水と緑の基本計画」に基づく、快適な水環境の保全と創造を目指し、市民の皆さんの憩いと潤いの場や活動の拠点となるよう、水辺拠点や川辺の散歩道の整備を進めるとともに、生物の生息環境に配慮した魚道の整備に取り組みます。

図3 横浜市河川図



安心・安全のまちづくりのための河川事業

■総合的な治水対策（河川部）

都市化の進展に伴い、流域の保水・遊水機能が低下する中、大型台風や局地的集中豪雨が増加傾向にあり、浸水被害の危険性が高まっています。そこで、河川改修を推進するとともに、流域から雨水をゆっくり流す流域対策や、内水対策である下水道とも連携するなど、総合的な治水対策が必要となっています。

1 河川改修

(1) 市内の国及び県施行の改修状況

・鶴見川水系

戦後最大降雨規模及び時間降雨量約60mmに対する安全の確保を当面の整備目標としており、流域対策を含めた総合治水対策の促進と河川改修を進めています。

国土交通省の直轄区間では、下流部の河道掘削工事業や、大地震によって堤防が崩壊しないように、堤防耐震対策が行われています。

・境川水系

神奈川県が柏尾川遊水地の整備や境川の護岸改修を実施しており、時間降雨量約60mmに対応できるよう引き続き護岸等の整備を進めています。

・帷子川水系

県市協働事業により、平成9年に帷子川分水路が完成

し、その後、神奈川県が時間降雨量約80mmに対応できるよう整備を進めています。帷子川河口部の狭さく部については、現在河道の拡幅に向けた整備等を進めています。

・大岡川水系

神奈川県が管理する区間のうち、分水路地点から下流部の改修については概ね完成し、上流部については、時間降雨量約50mmに対応できるよう整備を進めています。

(2) 横浜市施行の改修状況

・計画28河川の改修

計画28河川のうち、都市基盤河川改修事業は18河川ありますが、このうち11河川は平成28年度末までに時間降雨量約50mm対応の改修が完了し、残る7河川について改修を進めています。

また、準用河川改修事業は10河川あり、このうち6河川は平成25年度までに改修が完了し、残る4河川について順次改修を進めています。

・河川遊水地、地下調節池の整備

河道拡幅が困難な河川において、洪水流量の低減を図るため、河川遊水地等の整備を進めており、平成26年6月までに、宇田川遊水地、舞岡川遊水地など10箇所が完成（一部仮供用）しています。



河川遊水地（舞岡川遊水地）

表4 河川改修事業の状況

令和3年4月1日現在

事業名	河川数	延長計画	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度予定
都市基盤河川改修事業	18	68.4 km	92.4%	92.6%	92.9%
準用河川改修事業	10	17.1 km	77.8%	78.0%	78.1%
計	28	85.5 km	89.5%	89.7%	90.0%

(小数点第二位以下四捨五入)

2 流域対策

(1) 流域貯留浸透施設の整備

流域の保水・遊水機能を確保し、河川への流出を抑制するため、学校や公園の敷地を利用して雨水貯留施設等を設置するとともに、既設雨水調整池の容量拡大や環境整備を行っています。

平成30年度末までに109箇所の貯留施設の設置と、50箇所の容量拡大、及び3,546個の浸透ますを設置しました。



流域貯留浸透事業（青葉区泉田向雨水調整池）

(2) 開発雨水調整池等の設置・指導

河川流域の宅地開発等に当たっては、開発区域内に雨水調整池等を設置して、雨水を一時貯留するよう指導し、河川への流出を抑制しています。なお、令和2年度末までに宅地開発等で設置された雨水調整池等は約5,800箇所となっています。

(3) 「特定都市河川浸水被害対策法」に基づく浸水被害対策の推進

平成17年4月、一級河川鶴見川水系が特定都市河川及び特定都市河川流域として指定され、平成19年3月14日に流域内の河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体が共同で「鶴見川流域水害対策計画」を策定しました。

これにより、河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体が一体となって、浸水被害を防止するための対策を推進します。

二級河川境川水系についても、神奈川県知事及び東京都知事が、平成26年2月14日に指定を公示し、平成26年6月1日から施行しています。

また、関係機関と流域水害対策計画策定の協議を進めています。

潤いのある川づくり

■河川の環境整備（河川企画課、河川事業課）

1 アユが遡上する街、ヨコハマ

市内の多くの河川で、アユの生息が確認されています。アユはきれいな水域を好む性質から、河川域・海域の水質が改善している指標となる生き物です。

平成28年度から30年度にかけて、地域や帷子川の水辺愛護会の皆さんと一緒に、生息環境改善に向けた現地調査、川の中に石を組む作業など、ワークショップを行いました。併せて、アユなどの遡上に障害となる河川内の堰3か所に魚道を設けました。令和元年度にも、ワークショップに参加いただいた皆さんを中心に、石組みを行うイベントを実施しました。

これらの市民協働の川づくり活動を全市的に展開するため、令和2年度より、川づくりに興味をお持ちの市民の皆さんに、事前に登録いただいた川づくりの専門家を派遣する「川づくりコーディネーター制度」を開始し、新たに2河川で市民の皆さんによる川づくり活動が始まりました。

2 多自然川づくり

周辺の公園、樹林と一体となり、河床に低水路、瀬や淵を設けるなど生態系に配慮し水辺に親しめるよう、水辺空間の創造を工夫するほか、河川沿いの一定の空き地や旧川敷、遊水地を利用した水辺空間を整備しています。

これまで、ふるさとの川整備事業やまほろばの川づくりモデル事業により、いたち川、和泉川や阿久和川において緩傾斜護岸や親水拠点の整備を実施しています。



いたち川尾月橋下流完成

3 川辺の散歩道 [河川管理用通路の植栽、散策路の整備]

河川管理用通路を緑化し、多くの市民の皆さんが散歩できる川辺の散歩道を整備しています。

安全な河川水路等のための維持管理

■河川・水路等の管理 (区土木事務所、河川企画課、河川管理課)

1 補修、土砂掘削、除草

水辺環境の保全と親水性の維持、いっ水・はんらんによる被害軽減のため、河川・水路等の堆積土砂の掘削や除草などの維持管理業務を実施しています。

令和2年度土砂掘削量 4,183 立方メートル

2 河川点検

毎年出水期前に目視による河川点検を行っています。また、保全計画を策定し、優先度の高いものから計画的に補修を行っています。

河川点検 全 38 河川 (約 86 キロメートル)

3 占用許可

横浜市が管理する河川・水路等について、管理上支障とならない範囲で通路や橋梁、水道管などの占用を許可しています。

■「横浜市水防災情報」のページによる河川水位情報の提供 (河川企画課)

河川状況等をリアルタイムかつ視覚的に把握していただくため、34 河川 79 箇所の水位情報及び 52 箇所の監視カメラ画像をホームページにて提供しています。

(<https://mizubousai.city.yokohama.lg.jp/>)

また、令和2年度のリニューアルに伴い、多言語化対応を実施しました。既存の日本語と英語に加え、中国語(簡体字・繁体字)と韓国語を追加し、計4か国語に対応しています。

なお、親水拠点において安全に水辺に親しんでいただくために、「親水拠点警報装置」を、現在、市内に19箇所合計21基設置しています。拠点内で遊んでいる子どもたちに対して、大雨注意報や大雨・洪水警報の際などには回転灯と音声で、避難を呼びかけています。

■水辺愛護会活動等の推進 (河川企画課)

1 水辺愛護会への支援

河川や水路等の水辺施設的环境を良好に保ち、市民の皆さんが快適にふれあい、親しむことができるよう、地域住民が日常的に清掃活動等を行う水辺愛護会に対して、経費の一部を助成し、活動の支援を行っています。

また、永年良好な水辺環境の維持や、生物多様性をはかる活動に熱心に取り組んでいる水辺愛護会に感謝の気持ちを伝えるため、表彰式を開催しています。

水辺愛護会数：93 団体 (令和3年4月1日現在)



水辺愛護会の活動

2 梅田川水辺の楽校協議会

梅田川水辺の楽校協議会は、水辺愛護会や自治会等地域ボランティア団体の方々と協働し、自然を大切にしながら、人々が憩える場、体験・学習の場として活用していくことを通じて、子どもたちの健やかな成長を支え育むことを目的として活動しています。



水辺の楽校協議会の活動

表5 土木事務所一覧

令和3年8月1日現在

名 称	郵便番号	所在地	電 話
鶴見土木事務所	230 - 0051	鶴見区鶴見中央3 - 28 - 1	045 - 510 - 1669
神奈川土木事務所	221 - 0801	神奈川区神大寺2 - 28 - 22	045 - 491 - 3363
西土木事務所	220 - 0055	西区浜松町12 - 6	045 - 242 - 1313
中土木事務所	231 - 0023	中区山下町246	045 - 641 - 7681
南土木事務所	232 - 0024	南区浦舟町2 - 33	045 - 341 - 1106
港南土木事務所	233 - 0004	港南区港南中央通10 - 1	045 - 843 - 3711
保土ヶ谷土木事務所	240 - 0005	保土ヶ谷区神戸町61	045 - 331 - 4445
旭土木事務所	241 - 0032	旭区今宿東町1555	045 - 953 - 8801
磯子土木事務所	235 - 0016	磯子区磯子3 - 14 - 45	045 - 761 - 0081
金沢土木事務所	236 - 0014	金沢区寺前1 - 9 - 26	045 - 781 - 2511
港北土木事務所	222 - 0037	港北区大倉山7 - 39 - 1	045 - 531 - 7361
緑土木事務所	226 - 0025	緑区十日市場町876 - 13	045 - 981 - 2100
青葉土木事務所	225 - 0024	青葉区市ヶ尾町31 - 1	045 - 971 - 2300
都筑土木事務所	224 - 0032	都筑区茅ヶ崎中央32 - 1	045 - 942 - 0606
戸塚土木事務所	244 - 0003	戸塚区戸塚町2974 - 1	045 - 881 - 1621
栄土木事務所	247 - 0007	栄区小菅ヶ谷1 - 6 - 1	045 - 895 - 1411
泉土木事務所	245 - 0024	泉区和泉中央北5 - 1 - 2	045 - 800 - 2532
瀬谷土木事務所	246 - 0022	瀬谷区三ツ境153 - 7	045 - 364 - 1105

(注) 平成17年4月に区役所へ移管しています。

港湾局

横浜経済の活性化と市民生活を豊かにする総合港湾づくり

1 国際競争力のある港

国際コンテナ戦略港湾として、基幹航路の維持・拡大、近海航路の更なる拡充、新たな貨物の獲得に向けて、コンテナ船の大型化やアジアを中心とした世界の貨物量の増加などの海運動向に的確に対応し、コンテナふ頭の再編・強化や先進的な施設整備を進めます。併せて大水深・高規格コンテナターミナルと高度な流通加工機能を有するロジスティクス施設を一体的に配置した新たな物流拠点となる新本牧ふ頭の整備を進めています。

横浜港の主力取扱貨物である完成自動車をはじめ、コンテナ以外の一般貨物を効率的に取り扱えるよう、ふ頭の機能転換や集約を進めます。また、増大する港湾物流に対応するため、広域道路ネットワークと臨港道路を接続し、貨物集貨力を強化するとともに、ふ頭間の円滑な交通を確保します。

2 市民が集い、憩う港

客船の大型化・多様化や寄港増加に対応できるワールドクラスのクルーズポートとして、寄港促進や賑わいの創出を図るとともに、国際交流の推進に取り組みます。

物流機能の冲合展開など利用形態の変化が生じている内港地区において、土地利用を転換し、新たな賑わい拠点づくりを進めます。

市民や来街者への身近な親水空間の提供や海洋性レクリエーション需要に対応するため、開かれたウォーターフロントの形成を進め、地区の特性を活かした快適で魅力ある親水空間を創出します。

3 安全・安心で環境にやさしい港

発災時に市民生活や経済活動を支える拠点として、横浜港の防災機能を強化し、災害に強い港づくりを進めます。

親しみやすく美しい横浜港を次世代へ引き継ぐため、緑地の確保、水質環境の改善など環境保全の取組を推進します。

2050年の脱炭素社会の実現を目指し、温室効果ガスの排出を港全体としてゼロにするカーボンニュートラルポートの形成に向けた取組を進めます。

横浜港港湾計画

横浜港を計画的に開発・利用・保全するため、港湾管理者である横浜市が港湾法に基づいて定める基本的な計画です。

社会情勢や横浜港を取り巻く環境の変化を踏まえ、令和元年代後半を目標年次とする貨物量や施設の規模、配置等を定めています。

国際競争力のある港

日本港湾の国際競争力は、アジア諸港の躍進的な発展等に伴い、国際的な地位が相対的に低下しており、基幹航路（アジアと北米・南米・欧州・アフリカ・豪州を直接結ぶ航路）から外れることによる我が国経済への深刻な影響が懸念されています。こうした状況の中、国は、我が国港湾の国際競争力を強化するため、横浜港をはじめとする京浜港及び阪神港を、平成22年8月に「国際コンテナ戦略港湾」に選定しました。

横浜港では、国際コンテナ戦略港湾施策を推進するため、港湾運営会社を中心とした戦略的なポートセールス

やコンテナ貨物の集貨支援の充実による「集貨」、輸入貨物の拡大と定着に向けてロジスティクス機能の強化を図る「創貨」、高規格なコンテナターミナル整備や国の施策を活用したターミナルコストの低減などの「競争力強化」を進めています。

また、平成28年1月12日に「横浜川崎国際港湾株式会社」を設立し、3月4日に国土交通大臣より港湾運営会社の指定を受け、コンテナターミナルの一元的・効率的な運営を行う体制が整い、現在、同社を軸に、さらなる競争力強化を推進しています。

■コンテナ取扱機能強化 (物流企画課、物流運営課・新本牧事業推進課)

我が国の物流を支える国際コンテナ戦略港湾として、高規格コンテナターミナルの重点整備や臨港道路の整備を実施するとともに、コンテナ取扱貨物量の増加、基幹航路の維持・拡大を図っていきます。

そのため、横浜川崎国際港湾株式会社を中心とした航路ネットワークの拡充を目的とした支援策や内航コンテナ船による国際フィーダー航路網の強化等に取り組み、横浜港の国際競争力の更なる強化を図ります。

表1 入港船舶数 令和2年(単位:隻、千総トン)

区分	合計	外航船	内航船
隻数	28,995 (5,998)	8,525 (4,610)	20,470 (1,388)
総トン数	264,581 (126,511)	227,733 (124,764)	36,848 (1,747)

(注) ()内は、フルコンテナ船で内数

表2 施設別取扱貨物量 令和2年(単位:千トン)

区分	合計	外国貿易			内国貿易		
		計	輸出	輸入	計	移出	移入
合計	93,623	65,212	23,878	41,334	28,411	11,139	17,272
構成比(%)	100	100	100	100	100	100	100
公共施設	51,136	45,213	21,478	23,735	5,923	1,683	4,240
構成比(%)	54.6	69.3	89.9	57.4	20.8	15.1	24.6
民間施設	42,487	19,999	2,400	17,599	22,488	9,456	13,032
構成比(%)	45.4	30.7	10.1	42.6	79.2	84.9	75.4

(注) 民間施設は、横浜港埠頭㈱及び横浜川崎国際港湾㈱が運営する施設を除く。

表3 外資コンテナ貨物取扱量 令和2年(単位:千トン)

区分	合計	輸出	輸入
コンテナ貨物	35,976	14,023	21,954
定期航路貨物	38,804	16,365	22,440
コンテナ化率(%)	92.7%	85.7%	97.8%

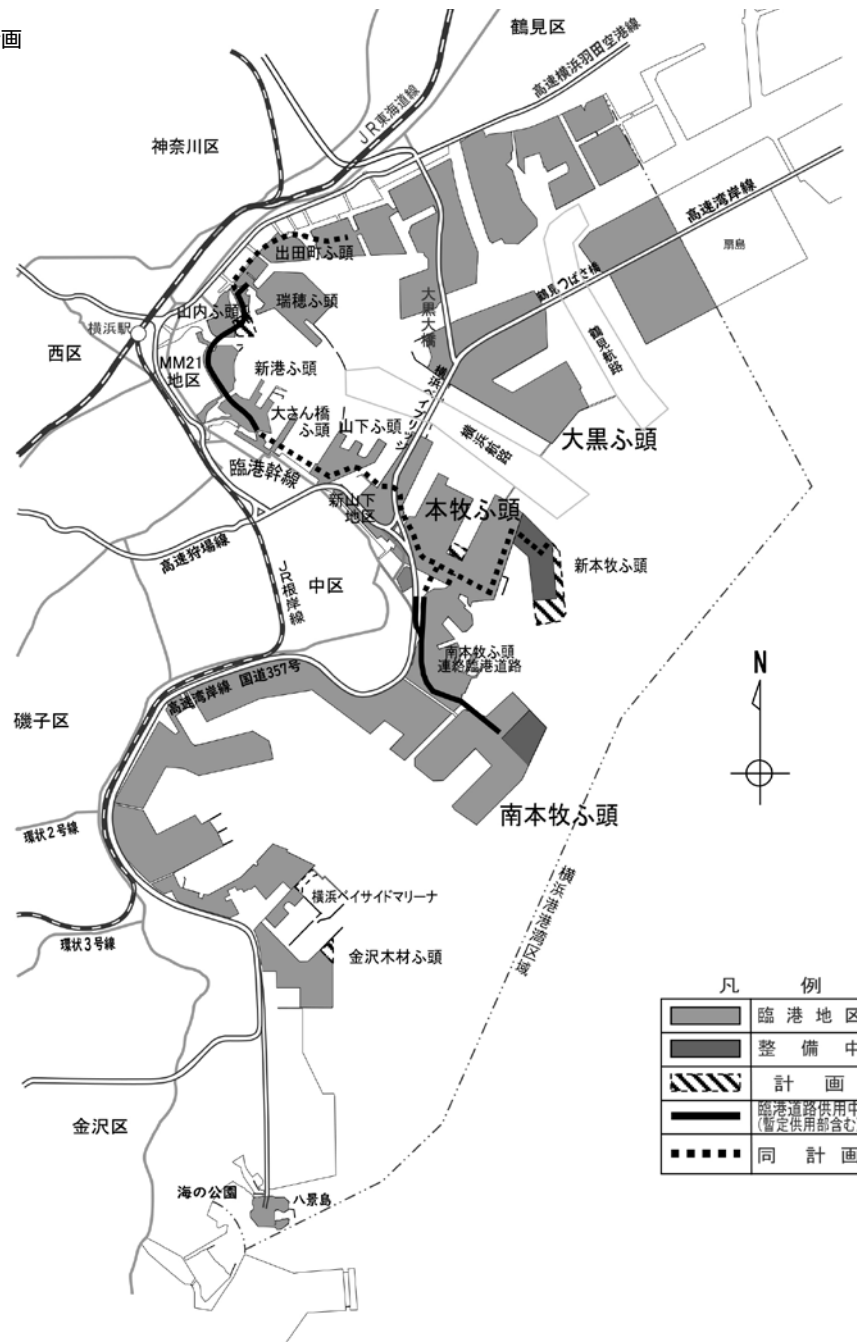
(注) コンテナ化率=コンテナ貨物量÷定期航路貨物量

表4 貿易額 令和2年(単位:百万円)

区分	合計	輸出	輸入
全国	136,409,953	68,399,121	68,010,832
横浜港	9,874,431	5,819,977	4,045,454
全国比(%)	7.2	8.5	6.0

(資料:横浜税関)

図1 横浜港の現在と将来計画



本牧ふ頭

本牧ふ頭は、横浜港のコンテナ貨物の約5割を取り扱う主力ふ頭です。

平成17年に全面供用したBCコンテナターミナルは、岸壁とターミナルを一体的、効率的に管理運営し、コンテナ貨物の集中化を促進させるなど本牧ふ頭の主力ターミナルとして稼働しています。

また、D突堤では、船舶の大型化や増加するコンテナ貨物を効率的に扱うためのターミナルの再整備を進めており、D5コンテナターミナルは超大型コンテナ船への対応を図るため、D4コンテナターミナルとの一体的な運用に向け再整備中です。



国内最大級の本牧ふ頭BCコンテナターミナル

南本牧ふ頭

南本牧ふ頭は、平成2年に着工し、平成13年4月から水深16メートル岸壁のMC-1・2コンテナターミナルが稼働しています。

コンテナ船のさらなる大型化や貨物量の増加に対応するため、平成19年度から、世界最大級かつ我が国初となる水深18メートル岸壁のMC-3・4の整備に着手し、MC-3は平成27年に、MC-4は令和3年に供用を開始しました。これにより、MC-1～4は水深16～18m、総延長1,600mのコンテナターミナルとして、施設全体の一体利用が可能となりました。多方面の航路の船舶が船型やスケジュール等に応じて施設全体を柔軟に利用できる画期的な運用が実現しました。

一方、南本牧ふ頭の埋立には、市内の公共工事から発生する公共建設発生土及び廃棄物等の受入場所としても利用されています。

新本牧ふ頭

新本牧ふ頭は、国際コンテナ戦略港湾としての横浜港の将来を見据え、大水深・高規格コンテナターミナルと高度な流通加工機能を有したロジスティクス施設を一体的に配置し、約90ヘクタールの最新鋭の物流拠点を形成するものです。

平成26年に港湾計画に位置付けた後、環境影響評価や公有水面埋立免許・承認の手続き等を行い、令和元年度から整備を進めています。

■自動車取扱機能強化（物流運営課）

大黒ふ頭

自動車貨物は、横浜港の主力輸出品目であり、大黒ふ頭は「東日本最大の自動車取扱機能拠点」となっています。

大型化が進む自動車専用船に対応するため、岸壁の改良やコンテナターミナルの自動車ターミナルへの転換等、自動車取扱機能の強化を進めています。

■総合物流ターミナル等の強化（物流運営課）

横浜港流通センター

大黒ふ頭に立地する横浜港流通センター（Y-CC）は、コンテナ化の進展や製品輸入の増大等、国際海上物流の変化に合わせ、横浜港における輸入貨物取扱機能の拡大・強化を図ることを目的に、第三セクターの株式会社横浜港国際流通センターが事業主体となり整備した、延床面積約32万平方メートルの総合物流施設です。

ランプウェイ方式により大型コンテナトレーラーが各階に直接乗り入れることができ、総合保税地域により、外国貨物の蔵置、加工、展示などを総合的に行うことができる高機能・複合型物流拠点として、横浜港の国際競争力の強化とみなと経済の活性化に貢献しています。

<https://www.yokohama-cargo-center.jp/>

横浜航空貨物ターミナル

県下唯一の国際航空貨物ターミナルである横浜航空貨物ターミナル（YAT）は、首都高湾岸線・横羽線「新山下IC」へのアクセスが良い山下ふ頭に立地し、通関・物流及び、その支援機能を担う適地にあります。

このため、航空貨物の通関手続きから成田・羽田における航空会社への搬入までを集荷当日に完了することができ、加えて、港湾業者との連携により海上貨物のコンテナ詰めから本牧などのふ頭への搬入、貨物の一時保管など、スピーディーかつフレキシブルなサービスを県内の企業に提供しています。

また、テロ対策の一環として行われている新航空保安制度における爆発物検査を実施しており、安全・安心かつ確実な貨物取扱いを行っています。

<http://www.yatac.com/>

■横浜港へのアクセスの充実・強化（物流企画課、物流運営課）

道路網の整備

横浜港の国際競争力強化には道路網の充実が不可欠です。また、ふ頭間道路の整備とともに、首都圏や背後圏を直結する幹線道路網の整備やアクセス強化も重要です。

このため、臨港幹線道路の整備を進めるとともに、横浜環状道路をはじめとする広域幹線道路について、国などの関係機関と協力して整備促進に取り組んでいます。

臨港幹線道路は大型車両の多い物流交通と一般交通を分離し、都市臨海部の混雑緩和を図るとともに、ふ頭間交通の円滑化を目的としています。既に開通している新港～瑞穂地区（約3.2キロメートル）に続き、臨港幹線道路の早期整備に取り組めます。

南本牧ふ頭では、高規格コンテナターミナルの機能を十分に発揮させるため、首都高速道路湾岸線と南本牧ふ頭を高架で接続する臨港道路（はま道路）が平成29年3月に開通しました。

鉄道・内航輸送の促進

港湾貨物は主にトラックにより輸送されていますが、交通渋滞のない円滑で効率的な輸送や環境負荷の軽減といった観点から、鉄道や内航・はしけを活用した輸送体系の拡充を進めています。横浜港においては、神奈川臨海鉄道の横浜本牧駅と本牧埠頭駅を拠点とした海上コンテナやJRコンテナ等による輸送が行われています。

また、はしけを用いた定期輸送については、京浜港間に加え、千葉港など東京湾内における輸送サービス網が拡充されています。さらに、内航・はしけに係る入港料の減免などによる利用促進に向けた取組も進めています。

■船舶・貨物の誘致への取組（物流運営課）

近年、アジア諸港の飛躍的な成長等により、我が国と北米や欧州を結ぶ基幹航路の寄港数が減少するなど、我が国港湾の国際的地位の低下が危惧されています。

こうした状況のなかで、横浜港の国際競争力強化に向けた基幹航路の維持・拡大及び貨物量の増加を図るため、横浜川崎国際港湾株式会社を中心として、国の補助制度を最大限活用したコンテナ貨物集貨や航路開設支援等を実施しています。

また、国と連携した荷主企業に対するポートセールスの実施や東日本の主要な港と協定を締結し、連携して集貨事業に取り組んでいます。

■横浜港港湾情報システムの充実（港湾管財課）

横浜港港湾情報システムは、横浜港に入出港する船舶、公共の港湾施設を総合的に管理運用するために、港湾局及び指定管理者と港湾事業者等をオンラインで結び、港湾業務の迅速化・効率化を図っています。また、利用者サービス向上を図るため、入出港や港湾施設の使用許可等の港湾管理者への申請について、利便性の高い電子申請（港湾EDI）を実施しています。令和2年度の横浜港の電子申請利用率は、83.9パーセントとなり、主要港では高い水準となっています。

また、15年稼働した第3次システムを更新し、平成31年1月末から現行の第4次システムを運用しています。

■快適な就業環境づくり（物流運営課、港湾管財課）

船員の福利厚生

船員の福利の向上を図るため、国、神奈川県、関係団体と協力し、各種の事業を行っています。

一般財団法人日本船員厚生協会が運営する横浜国際船員センター（ナビオス横浜）、横浜海員会館（エスカル横浜）は、船員やその家族の利用をはじめ、外航船の船員の交代に伴う休泊や次世代船員の担い手のための啓発など、船員の福利厚生に利用されています。

港湾労働者の福利厚生

港湾労働者のために、食堂、売店、休憩所、公衆トイレ

レ、港湾労働者共同住宅を設置しています。主な施設は指定管理者制度を導入し、「一般社団法人横浜港湾福利厚生協会」が管理運営を行っています。

市民が集い、憩う港

都心臨海部では次の視点で市民の皆さんに開かれたにぎわいの場づくりを進めています。

- ① 市民や来街者へ開かれた水際線の提供や海洋性レクリエーションの需要に対応するため、地区の特性を活かし、快適で魅力ある親水空間を創出します。
- ② 物流機能の沖合展開など利用形態の変化が生じている内港地区において、土地利用を転換し、新たな賑わい拠点づくりを進めます。
- ③ 我が国を代表するクルーズポートとして、ラグジュアリーからカジュアルまで様々な種類の客船に対応し、賑わいの創出を図ります。

■客船クルーズ受入機能強化（客船事業推進課・整備推進課）

客船は、経済的な効果に加えて、街の賑わいづくりなど、さまざまな効果をもたらします。そこで、客船の寄港促進を図るため、受入れサービスの充実、国内外の客船運航会社や旅行代理店に対する働きかけなど、活発な誘致活動を展開しています。

日本客船では、横浜を船籍港とする「飛鳥Ⅱ（50,444総トン）」をはじめ、「にっぽん丸（22,472総トン）」「ばしふいっくびいなす（26,594総トン）」が寄港しています。外国客船による横浜発着クルーズも数多く実施されています。

横浜港大さん橋国際客船ターミナル

所在地 中区海岸通1-1-4

TEL 045-211-2304

大さん橋ふ頭は、明治27年の完成以来、我が国の海の玄関として、たくさんの客船を迎え、賑わってきました。

平成14年にリニューアルした大さん橋国際客船ターミナルは、曲面を多用し、柱のない大空間を構成する個性的なデザインで、旅客機能と併せて、最大400台が駐車できる駐車場、多目的のホール、横浜港を一望できる屋上広場などがあります。

3万トンクラスの客船は4隻、それ以上のクラスの客船は2隻が同時に着岸できる客船ターミナルとして、また市民の皆さんが港や客船に親しめる施設として横浜港に賑わいをもたらしています。

ターミナル内にある大さん橋ホールやC I Qプラザは、様々なイベントに利用されています。

新港ふ頭客船ターミナル（横浜ハンマーヘッド）

行楽シーズン等に客船の寄港が集中し、配船が困難な状況が生じている大さん橋国際客船ターミナルを補完するため、老朽化（築後80年程度）した新港ふ頭9号岸壁を改修するとともに、緊急物資輸送用の耐震強化岸壁として整

備しました。

また、その背後はC I Q（税関・出入国審査・検疫）施設と商業施設・ホテルからなる「新港ふ頭客船ターミナル」の整備を行いました。

大黒ふ頭での超大型客船受入対応

(CIQ 施設整備、自動車船岸壁改良)

横浜ベイブリッジを通過できない超大型客船（マスト高54 m超）を受入れるため、岸壁を改修し、大黒ふ頭客船ターミナルを整備しました。

また、見学場所のない大黒ふ頭での客船見学のニーズに応えるため平成31年4月から、閉鎖となっていた横浜ベイブリッジスカイウォークを客船見学施設として一部開放しています。

クルーズ振興事業

(1) 市民クルーズ

市民の皆さんに実際にクルーズを体験していただき、その楽しさ、魅力を感じていただくため、客船運航会社や旅行代理店と連携を図りながら、通常料金より割安な料金のクルーズを「市民クルーズ」として市民の皆さんに紹介しています。

(2) 客船見学会

市民の皆さんに客船やクルーズ、横浜港をより身近に感じていただくため、客船運航会社等の協力を得て「客船船内見学会」や観光船を使った「横浜港見学会」を実施しています。

(3) フォトコンテスト

より多くの人に客船やみなとに興味をもつていただくため、平成16年から他団体と共催で、「横浜港客船フォトコンテスト」を実施し、入賞作品を大さん橋国際客船ターミナルなどで展示しています。



「横浜港に咲く華」
(横浜港フォトコンテスト2020 横浜市港湾局長賞作品より)

■賑わいのある港

(政策調整課、賑わい振興課、整備推進課、港湾管財課、山下ふ頭再開発調整課)

横浜港には、物流や産業だけでなく、港内の歴史的資産や特徴のある景観を活かした快適なウォーターフロントや、親水空間の確保などの要望も寄せられています。これらの要望に対応していくため、これまでに、臨港パーク、赤レンガパーク、象の鼻パーク、ハンマーヘッドパークなどの整備を進めてきました。今後も、

①魅力ある親水空間の創出

②立地する地区の特性を活かした周辺地域との調和のとれた景観形成

③海辺の自然再生に配慮した施設整備の推進

④次世代の市民の皆さんへ豊かな港湾環境の継承

といった視点から、引き続き、市民の皆さんに開かれた港湾緑地の整備を進めていきます。

横浜港について、市民の皆さんに理解していただくため、船を使った横浜港見学会を行っています。また、横浜港をより一層楽しんでいただけるよう、周辺の関連施設間での連携を強化し、各施設共同でのPR活動やイベント実施に取り組んでいます。

さらに、横浜港振興協会をはじめとする関係団体等が、港に対する市民理解の促進や、海事思想の啓発、水際の賑わい創出などを目的として、物流施設の見学会や「横浜港カッターレース」など、様々な事業を実施していますが、これら港の振興事業が安全かつ円滑に進められるよう支援しています。

みなとみらい21

基盤整備の大きな柱である埋立事業や道路整備を行うとともに、客船ターミナル、緑地など市民の皆さんが親しみやすい施設を集積し、新しい港湾空間の創出を目指しています。

埋立事業は、中央地区65.4ヘクタールと新港地区8.5ヘクタールの全体面積約73.9ヘクタールで、昭和58年に着工し、ほぼ完了しています。

みなとみらい21地区では、ウォーターフロントの特性を活かし、水際線に面した緑地を整備し、緑豊かな歩行者空間の確保や水と緑のネットワーク化を図っています。

中央地区の臨港パークは広大な芝生広場や階段状の親水護岸を特徴とする地区内最大の緑地で、国際会議の関連イベントや花火等、催しの場としても利用され、多くの市民の皆さんが訪れています。「横浜港をテーマとしたフィールドミュージアム（野外博物館）」として整備された日本丸メモリアルパークには、横浜港のシンボルの存在である重要文化財帆船日本丸や横浜みなと博物館があり、幅広い世代の皆さんに親しまれています。特に、帆船日本丸の総帆展帆の日などは多くの見学者で賑わいます。

新港地区では、これまでの「ふ頭」から歴史と景観を活かした「街」へと機能転換を図り、港と歴史を感じることができる、ゆったりとした街並みの形成を目指しています。歴史の香に富んだ特色ある緑地として、歴史的資産を受け継いだ赤レンガ倉庫と赤レンガパーク（※）は横浜の観光名所となり、賑わっています。

令和3年、中央地区の臨港パークと新港地区のカップヌードルミュージアムパークを結ぶ女神橋（人道橋）の整備が完了し、水際線がつながることで、周辺の商業施設や観光スポットへの回遊性を向上させ、都心臨海部の活性化につながっています。

また、新港地区は赤レンガ倉庫をはじめとした歴史的資産を活かし、近代港湾発祥の地としての歴史性を継承し、“島”としての個性が感じられる特色のある市街地の形成を目指しており、みなとみらい21新港地区の景観計画（景観法）と景観協議地区（横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例）を策定し平成22年1月から施行しました。これに基づき建築物や工作物の新築等の

際には事業者と協議等を行っています。

みなとみらい 21 地区の主要幹線道路である国際大通り（臨港幹線道路）は、都心部における交通渋滞の緩和を図るとともに、港湾関連車両の円滑な通行を確保するための道路で、現在、新港から瑞穂地区の約 3.2 キロメートルが供用されています。

さらに、街区開発の進展により発生している交通渋滞を緩和するため、地区内の既完成区間（トンネル区間）について、平成 25 年 3 月に供用を開始しました。

このように、みなとみらい 21 地区では道路や緑地等の基盤整備を進めるとともに、各街区の開発事業者の公募を進めるなど、街づくりの促進を図っています。

（※）赤レンガ倉庫の保存・活用
（賑わい振興課）

所在地 中区新港 1-1 TEL 045-227-2002

みなとみらい 21 新港地区に立地する赤レンガ倉庫は、明治 40 年から大正 2 年にかけて建設された、わが国を代表するレンガ造りの歴史的建造物です。

本市では、「ハマの赤レンガ」と呼ばれ多くの市民の皆さんに親しまれてきた赤レンガ倉庫を貴重な歴史的資産として保存し、また、「港の賑わいと文化を創造する空間」をコンセプトに活用することとしました。

そして、1号倉庫は、ホール（300席程度）や多目的スペースを備えた文化施設として横浜市が、また、2号倉庫は、ビアレストラン・ライブレストラン等の飲食を中心とした商業施設として民間事業者が、それぞれ改修工事を行いました。

平成 14 年 4 月の施設オープン以来、横浜の新名所として賑わいを見せてきた赤レンガ倉庫は令和 3 年 4 月に 19 周年を迎え、開業からの来館者数は令和 2 年度末で 1 億 600 万人に達しました。

横浜・八景島

所在地 金沢区八景島
TEL 045-788-8888

金沢の地は、鎌倉時代中期に北条氏の一族が邸宅内に造った武家の文庫である、金沢文庫（神奈川県立金沢文庫ホームページから一部抜粋）、また幕末には浮世絵師の歌川（安藤）広重も描いた絶景である金沢八景として、親しまれてきました。

この歴史的に由緒ある海辺を残し、市民の皆さんの海洋性レクリエーションニーズにこたえるために、海の公園と横浜・八景島を整備しました。

海の公園は、延長約 1 キロメートルにわたる砂浜と緑地からなる都市公園であり、市内唯一の海水浴場でもあります。

横浜・八景島は、海の公園と一体的に計画された約 24 ヘクタールの人工島で、園地、さん橋、マリナーと民間企業が運営する水族館、各種遊具、商業飲食施設等があり、園地、さん橋等については指定管理者制度を導入し、「株式会社横浜八景島」が管理運営を行っています。

横浜・八景島は、多数の来島者を迎え、海の公園とと

もに広く市民の皆さんに親しまれています。

横浜ベイサイドマリナー地区

横浜ベイサイドマリナー地区は「海の公園」や「横浜・八景島」などとともに、海辺の豊かな自然環境に恵まれた金沢区内に海洋性レクリエーション拠点を形成しようとするものです。この地区の中心施設は、日本最大級の収容力と先進的な施設を持つマリナーで第 3 セクターの横浜ベイサイドマリナー株式会社が建設・管理を行っています。平成 8 年 4 月に第 1 期分（1,148 隻）の供用を行い、市内河川等の放置艇を含む多くのヨット、モーターボートを受け入れています。係留施設は段階的に整備を進めており、現在では全体で約 1,400 隻の係留が可能となっています。

マリナー周辺には、マリン関連のショールーム、店舗やレストラン等の商業施設が立地し、多くの市民の皆さんが訪れています。全面建て替え工事を行っていたアウトレット施設が令和 2 年 6 月に営業を開始するなど、地区全体のさらなる賑わいの創出に資する開発事業を推進しています。

山下ふ頭

山下ふ頭の持つ優れた立地特性を生かし、都心臨海部の新たな賑わい拠点の形成に向けた再開発を推進しています。

平成 27 年 9 月に、目指す都市像として「ハーバーリゾートの形成」を掲げた開発基本計画を策定しました。

民間事業者による開発が可能な環境を整えられるよう、引き続き、倉庫等の移転協議などを推進し、解体を進めます。

新山下地区

新山下地区では、埋立地と周辺地域を対象として商業、業務、レクリエーション機能がバランス良く配置されたまちづくりを地元とともに進めています。

当該地区は、横浜港港湾計画で「効率的な流通業務を特に促進する区域」に位置づけられており、今後、高度化上屋の整備など、物流機能の促進を図っていきます。

水上交通ネットワーク

都心臨海部における回遊性の向上を目指し、平成 26 年 12 月の横浜港港湾計画改訂により設定した「レクリエーション等活性化水域」では、海洋性レクリエーション活動をはじめ、水上交通や観光船などの利用を促進しています。

現在、横浜駅東口・ぷかりさん橋・赤レンガパーク・山下公園間の定期船や港内遊覧・工場夜景等の観光船があり、多くの人に利用されています。

更に、市民の皆さんが水に親しみ楽しむことができるよう、新たな賑わいの創出を図るための水陸両用バスの運航や、港と河川を結ぶ水上交通社会実験を推進するなど、水辺空間の活性化策について検討を進めています。

海外の港との国際交流事業

(1) 姉妹港・友好港等交流事業

横浜港は、米国・オークランド港、カナダ・バンクーバー港及びドイツ・ハンブルク港と姉妹港、中国・上海港及び大連港と友好港、オーストラリア・メルボルン港と貿易協力港の提携を行い、相互の港の発展に向け、人的交流や情報交換を行っています。

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響

により、オンライン会議で各港との情報交換を実施し、PAR（ポートオーソリティラウンドテーブル）メンバー 20 港は、新型コロナウイルスに対する取組に関する共同宣言に賛同しました。また、大連港とは友好港提携 30 周年の覚書を相互に取り交わし、更新しました。今後も、成果ある交流を目指して事業を推進していきます。

(2) 国際協力事業

横浜港は、先進港湾として海外諸港への国際協力事業を推進しています。

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、海外からの横浜港視察及び研修の受入れは中止となりました。

■市民利用施設の整備・運営
(賑わい振興課、施設管理課)

日本丸メモリアルパーク（「帆船日本丸」・「横浜みなと博物館」）

所在地 西区みなとみらい 2-1-1

TEL 045-221-0280 FAX 045-221-0277

日本丸メモリアルパークには、帆船日本丸と横浜みなと博物館があります。

帆船日本丸は、昭和 57 年から約 83 万人の署名を得て、全国 10 都市の中から横浜への誘致が成功し、昭和 60 年 4 月から公開しており、平成 29 年 9 月 15 日には、海上で保存されている帆船としては我が国初の国の重要文化財に指定されました。この機会に老朽化していた船体等の大規模改修を 2 か年をかけ実施しました。

帆船日本丸では、新たな解説パネルや写真、映像により、「日本丸のあゆみとしくみ」、「練習船での訓練・生活」などを、わかりやすく紹介しています。

また、市民ボランティア等の協力により、全ての帆を広げる総帆展帆を年に 10 回程度行っているほか、青少年等を対象に海洋教室などを開催しています。

横浜みなと博物館は、横浜港をテーマとした初めての博物館です。

同博物館は、平成元年の開館から 30 年以上が経過し、展示設備等の老朽化や耐震化への対応が必要となっています。このため、令和 3 年 6 月 7 日から休館しています。リニューアル工事では、体験型コンテンツ（VR シアター）導入等展示施設の更新、案内サインの多言語化等の拡充、吊り天井の耐震化等を行います。これまでの博物館機能に加え、都心臨海部を中心とした観光の中核施設として、令和 4 年 4 月頃にリニューアルオープンします。

また、特別展示を年 3 回程度実施しているほか、教育普及事業として「横浜みなとキッズクラブ」などを実施しています。このほか、ライブラリー事業、資料の調査・研究・収集・出版活動事業なども行っています。

平成 28 年 4 月に、アンクルトリスの生みの親である柳原良平氏の御家族から寄附を受けた作品を、多くの市民に観ていただけるよう、平成 30 年 3 月に常設展示スペース「柳原良平アートミュージアム」をオープンしました。

本施設は指定管理者制度を導入し、「帆船日本丸記念財団・JTB コミュニケーションデザイン共同事業体」

が管理運営を行っています。

象の鼻パーク

所在地 中区海岸通 1

TEL 045-671-2888（賑わい振興課）

横浜港発祥の地「象の鼻地区」は、開港 150 周年記念事業として、みなとみらい 21 地区から山下公園に至る都心の貴重な水辺空間の中に位置する立地特性や地区の歴史的遺構などを生かし、横浜の歴史と未来をつなぐ象徴的な空間「象の鼻パーク」として生まれかわりました。

象の鼻パークには、港や海を見渡す緑のオープンスペース「開港の丘」や文化観光交流の拠点となるカフェを併設した休憩施設「象の鼻テラス」、日本大通りから港への通景空間を確保した石張り広場「開港波止場」等があります。また、「象の鼻防波堤」は明治 20 年代後半の姿に復元され、その曲線を活かし水域を囲むように配置したスクリーンパネルは、夜間には照明として魅力的な景観を演出しています。

汽船道・運河パーク・カップヌードルミュージアムパーク

所在地 中区新港

TEL 045-671-2888（賑わい振興課）

新港地区へのアプローチとして、旧臨港鉄道のトラス橋などの歴史的資産を活かした汽船道は、穏やかな水面と都市景観が楽しめる散歩道です。この道を渡ると運河パークが広がります。

同パークには令和 3 年 4 月に民間事業者による国内初の都市型ロープウェイがオープンしました。

カップヌードルミュージアムパークは総面積約 2 ヘクタールの緑地で、親水護岸、芝生広場、園路があり、臨港パークと赤レンガパークを結ぶ位置にあります。港の景色を楽しみながらの散策や、イベントのできる空間としても利用できます。

令和 3 年 8 月に港湾施設条例の設置等許可を活用し、民間事業者により緑地の便益施設としてグランピング施設がオープンしました。

また、災害時に市民の皆さんの飲料水を確保するための耐震貯水槽（約 1,300 トン）も備えています。

なお、カップヌードルミュージアムパークの名称は、ネーミングライツ事業により新港パークの愛称として平成 24 年 8 月から使用しています。

臨港パーク

所在地 西区みなとみらい 1-1

TEL 045-221-2155

みなとみらい 21 中央地区先端に位置する臨港パークは、海とのふれあい・水際線のにぎわいの演出を目的とした、人々が散策し、休養することができるみなとみらい 21 地区最大の緑地です。

長さ 600 メートルに及ぶ湾曲した護岸は階段状にしてあり海への親水性を高めるとともに、そこからの景観はベイブリッジをはじめ横浜港内が一望できるものとなっています。

護岸背後は、緑豊かな芝生広場などを設け、快適な空間としています。

本パークは指定管理者制度を導入し、「株式会社横浜国際平和会議場」が管理運営を行っています。

本牧海づり施設

所在地 中区本牧ふ頭1

TEL 045 - 623 - 6030

昭和53年7月開設以来、安全で快適に海づりを楽しめる施設として、子どもからお年寄りまで幅広く市民の皆さんに親しまれています。

本施設は指定管理者制度を導入し、「イオンディライト株式会社」が管理運営を行っています。

横浜港シンボルタワー

所在地 中区本牧ふ頭1-16

TEL、FAX 045 - 622 - 9600

横浜港シンボルタワーは、本牧ふ頭D突堤の先端に位置しています。

横浜港のシンボルとして、入港する船舶を歓迎するほか、市民の皆さんが港に出入りする船や港を間近に望む施設として、昭和61年7月に開設されました。

タワーの高さは約48メートルで、地上12.5メートルに展望ラウンジ、36.5メートルに展望室があります。敷地内には緑地、休憩所等を整備しています。

開設以来、多くの市民の皆さんに利用されています。

本施設は指定管理者制度を導入し、「商船三井興産株式会社」が管理運営を行っています。

大黒ふ頭中央緑地

所在地 鶴見区大黒ふ頭1

TEL 045 - 501 - 6233

横浜港で働く人や内外船員等にスポーツや緑を楽しむため、昭和52年6月にオープンしました。

ベイブリッジを背景としたこの緑地には、軟式野球、サッカー、ソフトボールなどができる運動場、テニスコートと散策緑地があり、市民の皆さんにも利用されています。

大黒海づり施設

所在地 鶴見区大黒ふ頭20

TEL 045 - 506 - 3539

大黒ふ頭の先端に、海づり施設と、広場・池などを備えた緑地とが一体となった施設として、平成8年7月にオープンしました。

開放的な景色と潮風を満喫しながら散策をするなど、家族で楽しめる、水際線を生かした施設です。

海づり施設は、安全で快適な海づりを楽しめる施設です。

本施設は指定管理者制度を導入し、「イオンディライト株式会社」が管理運営を行っています。

磯子海づり施設

所在地 磯子区新磯子町39

TEL 045 - 761 - 1931

市民の皆さんの要望により、憩いの場所として昭和58年5月にオープンしました。根岸湾の埋立地の先端に位置し、見晴らしの良い海づりポイントです。潮通しが良く、魚が回遊しているのを見つけることもあります。

本施設は指定管理者制度を導入し、「イオンディライト株式会社」が管理運営を行っています。

安全・安心で環境にやさしい港

■安全で安心な港づくり

(政策調整課、物流運営課、港湾管財課、建設第一課、施設管理課、維持保全課)

関係機関と連携・協力し、地震・津波時の迅速な情報収集など防災対策に取り組むとともに、国際貿易港に求められるセキュリティ水準を確保するための保安対策や感染症等の水際対策などに取り組めます。

さらに、港湾施設の点検・補修を計画的かつ効率的に実施することで、施設の機能や安全性を維持し、長寿明化するなど、港湾施設のストックマネジメントを推進します。

なお、東京電力福島第一原子力発電所の被災による放射性物質流出について、横浜港の大気中の放射線量、海水中の放射能の測定結果を公表し、コンテナターミナルに輸出コンテナの放射線測定を実施するため、据置型の放射線測定装置を設置しています。

震災時に緊急物資の受入れ等を行う耐震強化岸壁については、引き続き港湾計画に基づいて整備を進めています。

津波対策については、防護レベルの津波と高潮からの浸水被害を防ぐため、東京湾沿岸海岸保全基本計画（神奈川県区間）に本市域の計画を位置付け、平成29年度に大黒ふ頭で海岸保全区域の指定を行い、海岸法に基づく海岸保全施設の整備を行っています。

また、令和元年の台風15号・19号により甚大な被害を受けた金沢区福浦・幸浦地区の護岸についても海岸保全区域の指定を行い、今後発生し得る最大の高潮・高波を防護できる護岸の復旧整備を行っています。

■環境にやさしい港づくり

(政策調整課、物流運営課、施設管理課)

港のスマート化

エネルギー利用の効率化、低炭素化、災害時等における事業継続性の確保等の「港のスマート化」を進めることを港湾計画に位置付け、港湾活動の質や利便性の向上と環境負荷の低減の両立を図っています。

カーボンニュートラルレポート(CNP)検討会を開催し、CNP形成に向けて目指すべき姿と取組の方向性をまとめました。

なお、LNG(液化天然ガス)バンカリング拠点の形成のため、令和3年度のバンカリング事業開始に向けて、本牧ふ頭A4岸壁に定係地を整備し、インセンティブ制度(入港料等の減免)の創設等の取組を推進しました。また、エコバンカー SHIPPING株式会社により建造されているLNGバンカリング船の進水式が行われました。

さらに、水素燃料電池船の実証事業に関する包括連携協定の締結や、環境に配慮した船舶に対するインセンティブ制度の運用のほか、自立型水素燃料電池システムの実証事業を実施しました。

ゆっくり走ろう！横浜港

横浜港では、港湾関連事業者と港湾局が協働で「事故・

コスト・CO₂の削減」を目指し、港における総合的な環境対策として、「ゆっくり走ろう！横浜港」の推進に取り組んでいます。

また、グリーン経営認証※の認証取得事業者に対し補助を行っています。

※「交通エコロジー・モビリティ財団」が認証する環境に配慮した経営を実現するための制度

海の水質改善に向けた市民活動の支援等

内港地区の水質改善・生物多様化を図るため、自動車道前面水域において、一般社団法人横浜みなとみらい21と協働で「覆砂」や「アマモ場の形成実験」など、生物の生息場や着生基盤を形成する取組を行っています。

■港湾環境の魅力づくり (港湾管財課、水域管理課、施設管理課、賑わい振興課)

ふ頭清掃

公共ふ頭のじんかい処理は、ふ頭利用者と市が共同して清掃を実施しています。

令和2年度の処理実績（一般ごみ・パレット類）

横浜港内（本牧ふ頭・山下ふ頭・大黒ふ頭等） 480 トン

海上清掃

海上漂流物を清掃船6隻で回収し、分別のうえ、処理しています。

令和2年度の処理実績 183 トン

プレジャーボート等対策

「横浜市船舶の放置防止に関する条例」に基づいて、港湾区域内のパトロールと指導を行うと共に、各水域管理者と協力して係留防止策を実施し、放置船舶発生防止に努めています。

令和3年3月末の放置船舶隻数（河川、漁港含む）は254隻確認され、平成7年のピーク時に比べて1,843隻、約88%の減少となっています。

今後も、放置船舶所有者へ適正な保管場所への自主的な移動を指導すると共に、関係機関と協力して放置船舶の減少に向けた対策を進めていきます。

沈廃船対策

各水域管理者が、「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例」や関係法令等に基づき対策を進めています。

今後も、市内の港湾・河川等にある沈廃船の撤去及び不法投棄の防止に努め、安全な航路の確保と快適な生活環境の実現を目指します。

みなと色彩計画

横浜港において、国際港都としてふさわしい景観形成を図るため、横浜港全域に立地する建築物等の配色を定めたものであり、ゾーン別・地区別に個性的・魅力的な景観形成に寄与しています。

港湾環境整備負担金

横浜港における環境の整備・保全のため、港湾区域または臨港地区内の工場、事業場において事業を行っている事業者（敷地面積1万平方メートル以上）に、「横浜市港湾環境整備負担金条例」に基づき緑地の建設・維持工事及び海面清掃等の費用の一部をご負担いただいでい

ます。

消防局

安全・安心を実感できる都市の実現に向けて

「あらゆる災害への的確な対処」「安全・安心な暮らしのサポート」「安全基盤の整備」を通して、『安全・安心を実感できる都市横浜』の実現を図ります。

目標達成に向けた施策として、消防体制の充実強化、救急救命体制の充実強化、消防団の充実強化、地域・事業所防災力の向上、消防施設の整備などの事業を実施します。

警防対策

■警防体制（警防課）

近年の災害は、都市・社会生活の変化に伴う都市型災害に加え、日本各地で記録的な豪雨や局地的大雨による自然災害が頻発し、甚大な被害をもたらしています。

このような活動の困難性が高い、あらゆる災害に迅速・的確に対応するため、保有する資機材の更新や見直しを行うほか、消防隊員の個人装備等の充実を図るとともに、様々な災害を想定した訓練を継続して実施することにより災害への対応力を強化しています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、緊急事態宣言が発出されるなど厳しい環境下でしたが、そのような状況においても、国や県の感染症対策の基本的対処方針等に沿って感染防止対策を徹底した訓練を実施するなど、災害対応能力の維持、強化に努めました。

これからも、様々な災害から市民の皆さん及び横浜を訪れる皆さんの安全・安心を守るため、職員一人ひとりの活動能力の向上を図り、部隊活動、そして消防総体としての警防活動能力の一層の強化を図ります。

■警防計画と警防査察（警防課）

一定規模以上の建築物や放射性物質、毒劇物、大量の危険物などを保有する施設等について、災害発生時に効率的な警防活動を実施するため、警防査察を実施するとともに、警防計画を策定しています。

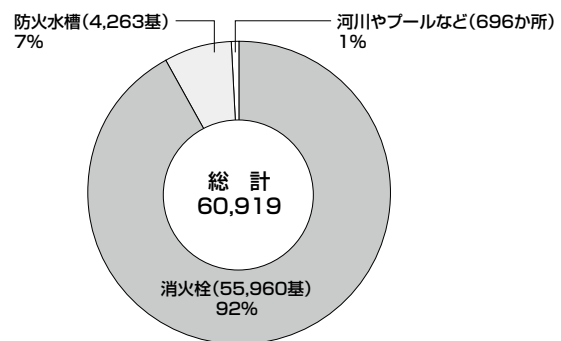
■消防水利（警防課）

消火活動上必要な消火栓や防火水槽については、防火水槽整備事業や都市計画法等に基づく開発協議により整備拡充を図っています。

さらに、河川やプールなど、消防隊により取水可能なも

のは、消防水利の指定を行い、水利の確保に努めています。消防水利の現況は、図1のとおりです。

図1 消防水利の現況 令和3年4月1日現在



消防力の現況

■消防施設（施設課）

令和2年度末現在で、消防局、消防署18か所、消防出張所78か所、消防訓練センター、ヘリポート、市民防災センター、救急救命士養成所、自家用給油取扱所（5か所）等の消防施設を配置しています。

また、消防防災活動の中核となる消防本部の機能を強化するため、旧保土ヶ谷消防署の場所に消防本部庁舎を整備し、消防力の充実・強化を図ります。令和3年度は消防本部庁舎の建築工事を進めます。

今後の消防庁舎の整備

消防本部庁舎（令和6年度しゅん工予定）

■消防機械（施設課）

令和2年度末現在で、機動救助工作車や支援車などの特殊車両を含む消防車282台、救急車103台をはじめ、ヘリコプター2機、消防艇2艇など計584台の車両等を市内に配置して各種災害に備えています。

表1 消防団の現勢

令和3年4月1日現在

区分	団別	総数	鶴見	神奈川	西	伊勢佐木	加賀町	山手	南	港南	保土ヶ谷	旭	磯子	金沢	港北	緑	青葉	都筑	戸塚	栄	泉	瀬谷
団員定数		8,305	550	430	230	150	135	210	395	285	400	655	370	580	700	370	485	440	760	370	480	310
実員数		7,739	492	407	219	130	116	191	395	271	395	619	324	550	648	339	460	398	728	354	409	294
分団数		108	8	9	3	3	4	6	6	5	4	5	7	8	8	4	3	5	7	4	5	4
消防自動車		2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1	—	—	—	—
小型動力ポンプ		555	35	34	15	11	10	14	28	20	29	32	34	44	58	24	32	25	45	17	25	23
小型動力ポンプ積載車		393	28	19	10	6	4	9	21	16	23	23	26	33	39	18	25	17	31	11	20	14
器具置場		433	29	23	17	9	5	8	22	16	26	25	26	32	49	19	26	22	33	11	19	16

また、令和3年度も消防車7台、救急車11台及び消防艇1艇を更新するとともに、救急車を3台増車し、消防力の充実強化を図ります。

■消防団（消防団課）

横浜市消防団は、明治27年5月消防組として3組・217人の編成で発足しました。その後、昭和14年4月1日警防団令の公布により、消防組は警防団に統合され、昭和17年には20団・8,932人を有し、昭和22年5月の消防団令の公布による改組まで存続しました。

昭和22年12月消防組織法が制定され、新生消防団が誕生し、昭和23年3月消防組織法の施行により自治体消防が発足しました。消防団は公設消防とともに横浜市に移り、横浜市消防団の第一歩が始まりました。

消防団は、生業のかたわら郷土愛護の精神に立脚した「義勇消防」の性格と、消防組織法に基づく「非常勤公務員」としての性格を有しています。

本市では平成9年度から、消防団組織の中で女性の力を生かし、消防団の活性化と消防力の強化を図ることを目的として、女性消防団員を採用しています。また、平成17年12月から消防団員のホームページを開設し、消防団員自ら編集、更新を行っています。

平成18年4月には、「横浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例」の一部を改正し、定員を8,305人に定め、資格要件を「居住するもの」から「居住し、勤務し、又は在学する者」に緩和しました。

近年の消防団員の業務は、火災等の平常時における災害活動や大規模災害発生時の応急活動に加え、市民の皆さんに対する防災指導の実施、国民保護法による新たな任務の付加など、消防団の業務が拡充しているのが現状です。これを受けて本市では、処遇改善の一環として、平成20年度から消防団員個人に対し、報酬の支給を始めました。その後、地域防災において重要な役割を果たしている消防団員の処遇改善を図るため年額報酬を平成21年度以降、段階的に引上げを行い、令和3年度の改定により国基準相当となりました。

平成22年4月1日には、南区にある寿消防団と大岡消防団が統合し、南消防団が発足しました。

平成24年3月31日から条例改正の施行により、横浜市の消防団に70歳定年制が導入され、令和2年4月1日からは外国人の任用を開始しました。令和3年4月1日現在、本市消防団は20団・108分団をもって組織されて

います。令和2年中の火災出場回数は1,488件、出場人員は3,923人、このほか、風水害をはじめ警戒、訓練等に延べ105,006人の消防団員が活動しました。また、これらに加えて、地域防災の要である消防団の消防力強化と、活性化を図るための事業の推進、器具置場の建設と消防団車両の更新など、環境の整備に取り組んでいます。

■通信施設（司令課）

消防・救急活動を効率的に実施するため、消防局、消防署、消防出張所等の通信設備及びすべての消防隊、救急隊等に有線・無線の設備による通信のネットワークを設けています。

その中心となるのは、消防司令センターに設置されている設備です。主な機能は有線・無線を総合的にコンピュータで制御し、119番等災害通報の受信、災害時に最も適した部隊の自動選別、署所・消防隊等への自動指令、支援情報の検索、災害点付近の地図表示等で、消防署所に設置している署所端末装置、署所指令受信装置等とが専用回線で結ばれ、指令業務の効率化に効果を上げています。

また、消防車・救急車には無線機が取り付けられ、指令室と音声により連絡をとりながら現場活動が行えるようになっています。

なお、消防ヘリコプターからの映像伝送に加え、平成8年9月1日からは、横浜ランドマークタワーに設置した4基の監視カメラによる「災害情報画像伝送システム」を運用しています。

このシステムにより、発災直後の市内の被災状況を迅速に把握し、横浜市危機管理室へ伝送するとともに、衛星通信ネットワークにより、国（消防庁）や県等の関係機関へ映像伝送を行うことができます。

消防司令センターの規模

鉄筋コンクリート造5階建

建築面積 656.38 平方メートル、延面積 2,919.80 平方メートル

消防司令センターの主な通信設備

指令台・総合指令台・救命指導医専用台・マルチプロジェクト・119番着信表示盤・指令用コンピュータ・指令通信制御装置・発信地表示システム装置・その他の関連機器、その他電源装置等

消防署所の主な通信設備

署所指令受信装置・出場表示盤・署所端末装置等

消防・救急デジタル無線整備

多様化する災害等に対応するための消防救急無線の高度化と、限りある電波資源の有効活用とを両立させるために、消防救急デジタル無線を整備しました。平成15年及び平成20年に関係法令等が改正され、従来使用していたアナログ無線の使用期限が平成28年5月31日と規定されたため、これに対応して計画的な整備を実施してきました。

消防救急デジタル無線は、県内各消防本部が共同で利用する共通波整備と本市が独自に使用する活動波整備に大別されます。共通波設備については、整備経費の縮減のため、県内24消防本部の合意のもとに本市が主体となって整備しました。活動波設備については、本市を含む各消防本部が個別に整備を行いました。

その他の機能

- 1 災害通報受信中に音声合成による出場指令を行うことで、出場の迅速化を図っています。
- 2 119番通報者があわてていて場所等を正確に伝えることができない場合や、携帯電話からの通報時に、統合型位置情報通知システムを活用して、通報者の要請場所の特定に役立っています。
- 3 傷病者の状態に応じて救急隊や消防隊を弾力的に運用するために、119番通報の内容から傷病者の容態を聞き取り、コンピュータプログラムにより「緊急度・重症度識別」を行っています。
- 4 ひとり暮らしやねたきり高齢者の方などからのあんしん電話、聴覚・言語障害のある方からのNet 119、FAX 119による緊急通報を受信します。
- 5 交差点、バス停等の目標物から災害場所を把握し、消防隊等に早期に出場を指令しています。
- 6 音声の指令に加え、文書により出場指令書を送り、確実な指示を行っています。
- 7 司令センターに常駐する救命指導医により、救急隊への指示・支援体制の強化を図っています。
- 8 消防隊、救急隊等の活動状況を常に把握し、確実・迅速な災害対応を行っています。
- 9 署所の有線回線が不通になっても自動的にバックアップ無線に切り替え音声指令の確保ができるシステムになっています。
- 10 指揮隊に配置されているタブレット端末を使用し災害現場の映像等を共有できます。
- 11 同時に50人までが聞くことができる、消防テレホンニュース（TEL 045 - 334 - 0119）により、市民の皆さんに災害情報を提供しています。
- 12 災害情報（消防テレホンニュースインターネット版）をホームページで公開しています。

URL (<https://cgi.city.yokohama.lg.jp/shobo/disaster/index.html>)

■指令業務（司令課）

消防司令センターでは、市民の皆さんからの119番通報の受付から消防隊、救急隊の出場指令、現場活動支援など一連の消防業務を確実・迅速に運用しています。

出場指令をコンピュータ制御により行い、出場した消

防隊・救急隊に現場の建物・道路・水利等の状況やヘリコプターからの情報など、消防活動上必要な情報を提供しています。

なお、救急の要請については、平成20年10月1日から施行の「横浜市救急条例」に基づき、119番通報から、聴取した傷病者の情報を、指令台の識別プログラムにより、傷病者の緊急度・重症度（カテゴリー）を判定し、必要な救急隊等に出場指令を行います。

令和2年中の119番通報等は293,544件で、1日約802件の通報がありました。

なお、令和2年中の消防隊等への指令状況は、火災に関するもの1,125件、その他災害に関するもの（救助、救助・救命を含む）18,845件、救急に関するもの178,650件で、総数は198,620件でした。

■査察業務（指導課）

査察業務は、消防法等に基づき事業所等に立入検査等を行い、その自主防火・防災管理状況や消防用設備等の設置、維持、管理状況及び危険物施設等の自主保安体制等を確認するとともに、不備な点については是正指導を行うことにより、出火危険や人命危険を事前に排除し、市民の皆さんの生命、身体、財産を火災等の災害から保護することを目的として実施しています。

表2 火災予防査察実施状況

区 分	令和2年4月1日～令和3年3月31日	
	査察対象物数	査察実施数
特定防火対象物	特：13,672対象	5,607対象
非特定防火対象物	非：9,546対象	2,887対象
合 計	計：23,218対象	8,494対象

■違反是正措置業務（指導課）

違反是正措置業務では、査察等での違反是正指導後においても、改善が図られない消防法令等違反対象物に対し、行政上の措置を段階的に行い、その違反状態を是正しています。

■消防同意（指導課）

建築確認申請に伴う消防同意にあたっては、火災による人命の安全確保と被害軽減のため、消防用設備等の適正な設置と、必要とする防火安全性能の確保を主眼に、火災時の避難安全性能、火災の拡大を初期に抑制する性能、消防隊による活動を支援する性能について、建築物の総合的な防火安全対策を指導しています。

■危険物・火薬類・高圧ガス規制（保安課）

従来からの『消防法』に基づく危険物規制や『石油コンビナート等災害防止法』に加えて、第5次地方分権一括法に基づく権限移譲により、平成29年度から『火薬類取締法』、翌30年度からは『高圧ガス保安法』（コンビナート地域を除く。）の事務を神奈川県から引き継い

で所管しています。

危険物、火薬類及び高圧ガスを取り扱う産業施設等における災害は、ひとたび発生すれば重大な事故に発展するリスクが伴います。こうしたリスクを回避するため、行政による監督指導のほか、事故防止対策などの啓発活動を通じて、事業所の自主保安体制の向上に努め、公共の安全確保と災害の発生及び拡大の防止に取り組んでいます。



■消防音楽隊広報活動（市民防災センター）

消防音楽隊は、横浜市が主催する行事や地域住民の催し、学校等での演奏会など幅広い演奏活動を通じて市民広報を行っています。また、定期公演、防災ふれあいコンサートなどの自主的な演奏会を開催し、市民の皆さんに防災・減災意識の高揚を呼びかけています。



ふれあいコンサート

市民防災

■市民防災の日（予防課）

「家庭・地域・事業所は自らの手で守る」ことを基本とし、自主防災活動の積極的な推進を図り、「地震対策」、「住宅防火対策」、「放火されない・放火させない環境づくり」などの防災実践活動を展開しています。

■家庭防災員（予防課）

火災を予防し地震・風水害などの災害による被害を軽減するために必要な防火・防災の知識及び技術を身に付ける研修を各消防署で実施しています。研修で学んだ知識を活かし、家庭防災員が訓練や研修を自主企画し、地域の人たちと共に防災、減災の取組を実施しています。



家庭防災員研修（防火研修）

■甲種防火管理講習等（予防課）

消防法第8条に基づき、多数の者が出入する、又は勤務する防火対象物等の火災予防対策を担う防火管理者を育成するため「防火管理講習」を、また、大規模な防火対象物について、防災管理や自衛消防組織に必要な資格者を育成するため「防災管理講習」「自衛消防業務講習」を実施しています。

令和2年度の各講習の実施回数及び受講者数は、甲種防火管理新規講習と防災管理新規講習を併せて実施する講習46回2,591人、甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せて実施する講習7回515人、甲種防火管理再講習4回225人、乙種防火管理講習8回409人、防災管理新規講習1回55人、自衛消防業務講習新規講習28回490人、自衛消防業務再講習11回206人です。

■住宅防火対策の推進（予防課）

住宅火災による死傷者の発生防止及び被害軽減のため、出火防止や避難方法等の啓発・指導を行い、市民の皆様への防火意識の高揚を図っています。

住宅用火災警報器の設置と適切な維持管理の普及啓発や、住宅火災の発生を減らすための、住宅防火診断やアドバイスを実施しています。



住宅用火災警報器啓発活動

■地域防災力の向上（予防課）

自治会・町内会、町の防災組織に対し、防災意識の高揚と様々な災害から命を守る減災の取組を消防署が中心となって支援しています。

また、地域の初期消火力を高めるとともに、共助の取組を推進し、地域防災力の向上を図るため、初期消火器具の設置普及事業を展開し共助の取組を支援しています。



初期消火器具取扱訓練

■子どもの防災教育（予防課）

将来の地域防災の担い手育成のため、幼年期から年代ごとの教育内容を定め、保育園等に対する「キッズ防災教室」や小学校低学年の「お出かけ防災教室」、小学校高学年の「わくわく防災体験塾」などを実施しています。



お出かけ防災教室

■横浜市民防災センター（市民防災センター）

横浜市民防災センターは、市民の皆さんの自助・共助を推進する市の中核施設として、「自らの命を守る」自助意識や、「お互いに助け合う」共助意識の啓発とその行動を起こすことができる人の育成を目的としています。

当センターでは、「地震・火災体験ツアー」や近年甚大な被害をもたらしている風水害について学ぶ「風水害体験ツアー」のほか専属のインストラクターが案内する救出・救護訓練、放水体験、要援護者体験、VR（仮想現実）を活用した火災避難等の「体験プログラム」などを実施しています。

また、SNS等を活用した情報発信を行っています。



市民防災センター外観



市民防災センターイメージ

■火災調査（予防課）

火災調査業務は、消防法第31条に基づき、火災の原因と火災により発生した損害の調査を実施しています。

また、火災調査の結果は、出火防止対策、人命安全対策等の様々な消防施策に活用されるとともに、統計処理したデータを総務省消防庁に報告しています。

科学的根拠に基づく火災調査の推進のため、調査員の養成及び研修の実施並びに本部調査員による鑑識・実況見分支援等を行っています。

火災状況

令和2年中、火災は624件発生しました。焼損棟数は460棟、焼損床面積は4,852平方メートル、損害額は約4億8,009万円、死者は15人、負傷者は95人でした。

出火原因

出火原因は、「放火（疑いを含む）」、「たばこ」、「こんろ」が上位となりました。

第1位の放火（疑いを含む）は139件発生し、前年と比べると24件減少しました。

火災通報状況

火災件数624件のうち、市民等の一般の方が第一通報者として消防機関に通報したものは541件で、全火災件数の約87パーセントを占めています。

このうち、出火してから3分以内に消防機関に通報されたもの（早い通報）は158件（約29パーセント）で、3分を超えたもの（遅い通報）は288件（約53パーセント）です。

また、鎮火後に消防機関へ通報されたもの（事後聞知）は95件（約18パーセント）あります。

初期消火状況

624件の火災のうち、市民等の一般の方が何らかの初期消火を実施したものは405件（約65パーセント）でした。このうち、市民等の一般の方のみで消し止められた火災（初期消火成功）が306件（約76パーセント）、初期消火を試みたものの消すことが出来なかった火災（初期消火失敗）は99件（約24パーセント）です。

政令指定都市等の比較

横浜市の火災件数は624件で、東京消防庁管内（以下「東京」という。）の3,693件、大阪市の704件に次いで、3番目に多い火災件数となっています。

横浜市の人口1万人当たりの火災件数（以下「出火率」という。）は1.7で、前年と比べると0.1減少しました。

他都市の出火率は、東京及び北九州が2.7で最も高く、次いで大阪市の2.6の順です。

横浜市の出火率は福岡市と並んで2番目に低く、最も低いのは京都市の1.4です。

表3 行政区別火災発生状況

	令和2年	令和元年
鶴見	49	76
神奈川	41	43
西	30	26
中	58	60
南	30	43
港南	41	42
保土ヶ谷	26	26
旭	41	38
磯子	27	35
金沢	42	48
港北	46	68
緑	29	25
青葉	29	25
都筑	27	36
戸塚	51	38
栄	12	13
泉	24	27
瀬谷	21	16

図2 火災通報状況

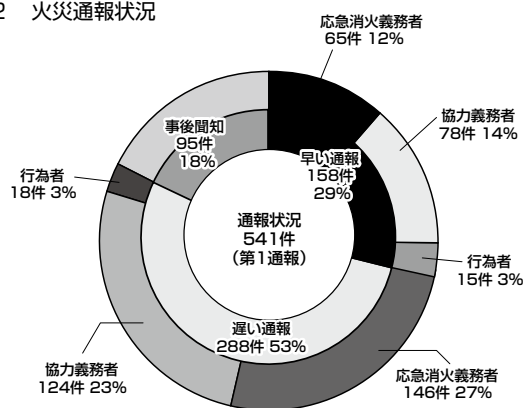


図3 初期消火状況

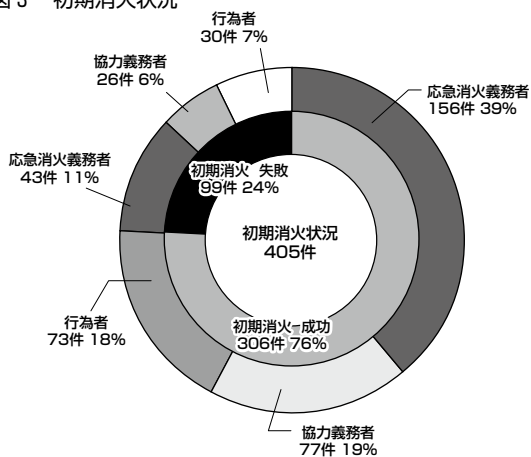


表4 火災状況

区分	年別	令和2年	令和元年	増△減
火災種別	火災件数	624	685	△61
	建物火災	380	428	△48
	林野火災	-	1	△1
	車両火災	61	55	6
	船舶火災	3	1	2
	航空機火災	-	-	-
	その他の火災	180	200	△20
	焼損棟数	460	527	△67
爆発被害棟数	1	4	△3	
罹災人員	世帯	438	407	31
	人員	858	948	△90
焼損床面積	4,852	6,672	△1,820	
損害額(千円)	総損害額	480,093	703,928	△223,835
	建物火災損害額	443,170	679,388	△236,218
	建物以外損害額	36,923	24,540	12,383
死者	死者	15	22	△7
	放火自殺者	3	5	△2
負傷者	95	117	△22	
1日当たり	火災件数	1.7	1.9	△0.2
	建物火災件数	1.0	1.2	△0.2
	焼損床面積	13.3	18.3	△5.0
	焼損棟数	1.3	1.4	△0.1
建物1件当たり	損害額	1,311.7	1,928.6	△616.9
	焼損床面積	12.8	15.6	△2.8
	焼損棟数	1.2	1.2	-
損害額	1,166.2	1,587.4	△421.2	
市民1人当たりの損害額(千円)	0.1	0.2	△0.1	
市民1世帯当たりの損害額(千円)	0.3	0.4	△0.1	
出火率	1.7	1.8	△0.1	

表5 主な出火原因別比較表

原因別	年別	令和2年	令和元年	増△減
放火(疑いを含む)	139	163	△24	
たばこ	99	107	△8	
こんろ	72	83	△11	
電気機器	36	40	△4	
配線器具	28	34	△6	
ストーブ	20	18	2	
電灯・電話等の配線	13	24	△11	
灯火	11	5	6	
たき火	10	6	4	
排気管	9	13	△4	
上記以外の原因	187	192	△5	

※ 「上記以外の原因」には、「不明」のほか「電気装置」、「火あそび」等があります。

表6 政令指定都市等の状況

令和2年

区分 都市別	火災件数	出火率	1日当たりの 火災件数
横浜	624	1.7	1.7
札幌	376	1.9	1.0
仙台	251	2.3	0.7
さいたま	264	2.0	0.7
千葉	204	2.1	0.6
東京	3,693	2.7	10.1
川崎	326	2.1	0.9
相模原	152	2.1	0.4
新潟	140	1.8	0.4
静岡	205	2.3	0.6
浜松	166	2.1	0.5
名古屋	516	2.2	1.4
京都	204	1.4	0.6
大阪	704	2.6	1.9
堺	185	2.1	0.5
神戸	385	2.5	1.1
岡山	183	2.5	0.5
広島	229	1.8	0.6
北九州	248	2.7	0.7
福岡	261	1.7	0.7
熊本	171	2.2	0.5

■その他の災害（警防課）

火災以外の災害で、被害が生じ又は拡大の恐れがあり、消防隊が出場し、災害活動を必要としたものは15,086件発生し、消防隊等37,432隊125,396人が活動しました。

表7 その他の災害発生状況

種別 年別	計 (件)	自然 災害	爆 発 災 害	ガ ス ・ 酸 災 害	危 険 物 災 害	交 通 災 害	水 難 災 害	そ の 他
令和2年	15,086	27	2	52	99	1,440	63	13,403
令和元年	15,918	94	2	47	121	1,788	102	13,764
増△減	△832	△67	0	5	△22	△348	△39	△361

■救急業務（救急課）

救急体制

市内に救急隊を80隊配置しており、令和3年10月には83隊となります。

消防局には、傷病者に対し適切な救急救命処置が実施できるよう高度な教育を受け、国家試験に合格した救急救命士が令和3年4月1日現在で712人（フルタイム再任用職員を含む）います。さらに救急救命士が救急救命処置をより迅速に行えるよう平成5年8月から救命指導医制度を実施しています。この制度は、医師が消防司令センターに勤務し、救急救命士が救急救命処置を実施する際に必要な具体的指示や助言などを行うものです。また、救命効果の向上を図るため、平成20年10月1日から横浜型救急システムの運用を開始しました。これにより緊急度・重

症度に応じて、救急隊、ミニ消防隊、消防隊等による弾力的な部隊運用を実施しています。

救急活動状況

令和2年中の救急活動状況は、出場件数が194,639件で、元年中と比較して17,756件(8.4パーセント)の減少でした。また、搬送人員は164,084人で、元年中と比較して18,562人(10.2パーセント)の減少でした。

市民の皆さんへの応急手当の普及啓発事業

救急隊現場到着前に、現場に居合わせた市民の皆さんが傷病者に適切な応急手当を実施することができるよう、平成6年9月から事業を開始し、多くの市民の皆さんに普及することを目標にしています。事業の具体的内容は、市民の皆さんを対象として心肺蘇生法（平成17年度より自動体外式除細動器の取扱いを含む。）及び大出血時の止血法を中心とした講習を行う「普通救命講習」、普通救命講習の内容に傷病者の体位管理や骨折に対する応急手当等に加え、より広範囲の講習を行う「上級救命講習」、事業所や町の防災組織等で従業員や住民等に応急手当の方法を普及するための指導者を養成する「応急手当普及員講習」の3種類を実施してきました。平成24年4月からは従前の「普通救命講習」を、主に成人の傷病者を対象とした「普通救命講習（Ⅰ）」とし、新たに主に小児の傷病者を対象とした「普通救命講習（Ⅲ）」を設置しました。さらに、短時間の講習である「救命入門コース」を設置し、より多くの市民の皆さんに、応急手当を学んでいただけるよう事業を実施しています。

表8 救急車の配置状況

令和3年4月1日現在

行政区	救急隊配置場所
鶴見	鶴見、矢向、寺尾、岸谷、生麦、駒岡
神奈川	神奈川第1、神奈川第2、菅田、片倉、松見
西	西第1、西第2、西第3、浅間町、境之谷
中	中第1、中第2、山下町、北方、山元町
南	南第1、南第2、大岡、六ツ川、蒔田
港南	港南第1、港南第2、芹が谷、野庭、港南台
保土ヶ谷	保土ヶ谷、西谷、今井、権太坂
旭	旭、都岡、南本宿、若葉台、今宿
磯子	磯子、洋光台、杉田
金沢	金沢第1、金沢第2、富岡、釜利谷、幸浦
港北	港北第1、港北第2、日吉、篠原、高田、新羽
緑	緑、長津田、鴨居、白山
青葉	青葉、元石川、鴨志田、青葉台、荏田
都筑	都筑、川和、仲町台
戸塚	戸塚、大正、吉田、東戸塚
栄	栄、上郷、豊田
泉	泉、岡津、中田
瀬谷	瀬谷第1、瀬谷第2、下瀬谷、中瀬谷
計	80台(すべて高規格救急車)

救急の日

救急医療及び救急業務に関する国民の正しい理解と認識を深め、救急医療関係者の意識の高揚を図るため、毎年9月9日が「救急の日」、そしてこの日を含む一週間が「救急医療週間」と定められ、横浜市でもさまざまな事業を実施しています。

表9 事故種別救急出場件数及び搬送人員 令和2年

区分 事故種別	出場件数(件)	搬送人員(人)
計	194,639	164,084
急病	133,246	111,089
一般負傷	36,271	31,849
交通事故	8,741	7,589
自損行為	1,341	791
加害	1,120	718
労働災害事故	1,206	1,152
運動競技事故	759	740
火災	733	96
水難事故	73	20
その他	11,149	10,040

表10 救命講習等実施状況 令和2年度

講習種類別	実施回数(回)	受講者数(人)
普通救命講習	334	4,799
上級救命講習	81	1,601
救命入門コース	5	44
合計	420	6,444

救急救命士教育

横浜市救急救命士養成所及び横浜市救急ワークステーション等において、主に救急業務を担当する職員に対し、救急救命士に必要な知識・技術について教育を行い、業務の適正な執行、職員の能力向上とキャリア形成支援を行っています。

表11 救急救命士教育の実施状況

教育別	令和2年度 教育人員(人)	
救急救命士養成所教育	救急救命士養成教育	12
	指導救命士養成教育	0
救急ワークステーション教育	救急救命士再教育病院実習	235
	救急救命士就業前教育病院実習	61
その他の教育	気管挿管病院実習	5
	ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管挿管病院実習	2
	救急救命士気管挿管再教育病院実習	0
	救急救命士薬剤投与再教育病院実習	4

■教育訓練(教育課)

消防訓練センターでは、「人材こそが最も重要な経営資源」であることを念頭に、変化する社会の要請に応えることができる人材の育成を基本方針とした教育を推進しています。

新採用消防職員には、公務員、消防職員としての倫理観、使命感及び規律を身につけさせるとともに、消防業務の遂行に必要な知識・技術を修得させるための基礎的な教育(初任教育)を行っています。また、各消防署等、現場の第一線で働く消防職員には、より高度で専

門的な知識・技術の修得、職責に応じた基礎的・専門的能力の修得、業務上必要となる資格の取得などを目的とした教育(現任教育)を行っています。

さらに、消防団員の皆さんに対しては、その任務遂行に必要な知識・技術の修得、向上を目的とした教育(消防団員教育)を行っています。

表12 職員教育等の実施状況

課程別	年度別	
	回数(回)	教育人員(人)
消防学校教育	初任教育	140
	現任教育	473
委託教育	資格取得	74
	消防大 学 校	11
	その他の講習	19
その他の教育(講演等)		189
消防団員教育		83
市民消防教育		0
合計		989

水道局

暮らしとまちの未来を支える横浜の水

～重要な公共インフラとしてお客さまへの安定給水が確保できるよう、
それぞれの業務の役割と責任を果たします～

横浜の水道は、明治 20（1887）年わが国最初の近代水道として創設されました。以来、133 年間、発展を続ける市勢の水需要に対処するため、拡張工事と施設の改良を行ってきましたが、現在は「拡張の時代」から「維持管理の時代」を経て、「再構築の時代」を迎えようとしています。

令和3年度は、7月に20年ぶりの料金改定を実施しました。改定の必要性をご理解いただけるよう、お客さまに十分に説明を行い、丁寧な対応を行ってまいります。

新型コロナウイルス感染症の収束が未だ見通せず、厳しい経営環境の中で事業を進めていくこととなりますが、安心・安全な水を引き続き安定してお届けするため、西谷浄水場の再整備や老朽化した水道管の更新・耐震化を着実にを行い、水道事業を将来に確実に引き継ぐための取組を進めてまいります。

1 水道事業の現状

■給水状況（総務課、経営企画課、サービス推進課、浄水課）

令和2年度の給水状況は、給水人口 3,776,102 人、給水戸数 1,907,706 戸で、令和元年度と比較して、それぞれ約 0.60 パーセントの増加、約 0.77 パーセントの増加となっており、年間有収水量は、令和元年度と比較して約 1.92 パーセント、7,240,643 立方メートル増加し、384,916,115 立方メートルとなりました。

なお、1日最大給水量は、1,203,800 立方メートル（令和2年12月31日）で、令和元年度と比較して約 1.7 パーセントの増加となりました。

（※）有収水量とは、料金徴収の対象となった水量のほか、公園用水や消防用水などで、料金としては徴収しないものの、他会計等から維持管理費として収入のあった水量です。

図1 給水人口・給水戸数の推移

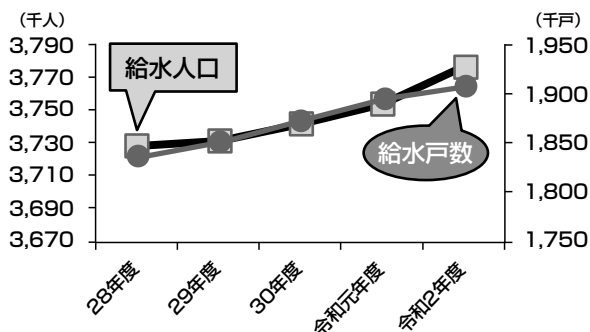


図2 有収水量の推移

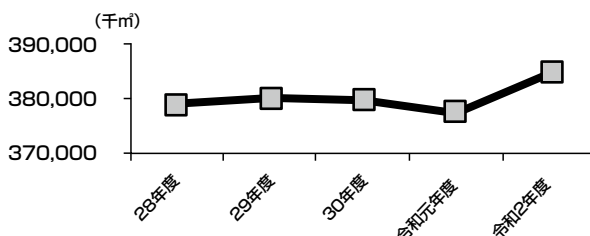


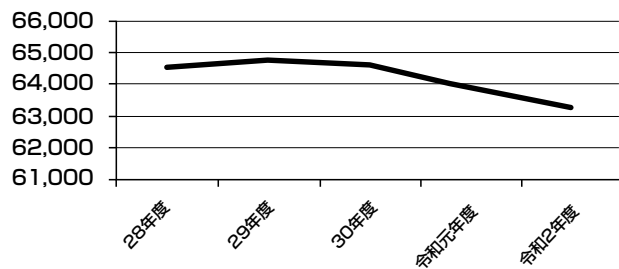
表1 区別給水戸数・給水人口 令和3年4月1日現在

区別	給水戸数	給水人口
総数	1,907,706 戸	3,776,102 人
鶴見区	154,679	297,059
神奈川区	142,551	247,641
西区	65,093	104,830
中区	94,136	151,226
南区	112,618	197,877
港南区	103,386	215,029
保土ヶ谷区	106,116	207,457
旭区	116,651	244,408
磯子区	84,718	166,370
金沢区	97,871	198,281
港北区	189,882	358,939
緑区	86,118	183,395
青葉区	144,570	310,909
都筑区	95,315	213,943
戸塚区	131,848	284,043
栄区	56,209	120,245
泉区	68,855	152,215
瀬谷区	57,090	122,235

■料金収入（サービス推進課）

- 令和2年度水道料金収入(税抜)は前年度(令和元年度)決算比6億3,000万円の減収(▲1.0%)、当年度(令和2年度)予算比8億1,300万円の減収(▲1.3%)となりました。
- 用途別の前年度決算比では家事用が30億8,000万円の増となった一方、業務用が37億800万円の減と、業務用が大きく減少し全体では減少となっています。
- コロナ禍により外出の機会が減り家で過ごす時間が増えたことから家事用の使用水量が増えたこと、また、業務用については宿泊業や商業施設などで大きく減少している傾向があります。

図3 料金収入の推移



■施設の規模 (計画課)

横浜市の保有水源は、道志川系統、相模湖系統、馬入川系統、企業団酒匂川系統、企業団相模川系統の5系統であり、取水できる量は合わせて1日1,955,700立方メートルです。

取水施設で取り入れた原水を浄水場へ送る導水施設は、ずい道、管路、水路のほか、沈でん池2箇所、ポンプ設備2箇所です。

原水を浄化する浄水場には、西谷浄水場、川井浄水場、小雀浄水場があり、1日当たりの給水能力は、神奈川県内広域水道企業団からの受水量を含めて1,818,700立方メートルです。

その他、配水池は22箇所、送水ポンプ設備は7箇所、配水ポンプ設備は33箇所、送・配水管の総延長は約9,300キロメートルです。

表2 上水道給水能力 令和3年4月1日現在 (単位: m³/日)

系統	給水能力
道志川系統	160,700
相模湖系統	366,400
馬入川系統	264,800
企業団酒匂川系統	562,800
企業団相模川系統	464,000
合計	1,818,700

■経理の状況 (経理課)

令和2年度の収益的収支は、水道事業収益880億210万円に対し、水道事業費用は789億6,228万円で、消費税等の影響額を除いた純利益は、前年度より12億8,286万円増加し、65億849万円となりました(固定資産売却益24億5,613万円含む。経常利益は前年度より11億4,102万円減少し、40億5,236万円)。

また、資本的収支は、収入総額160億9,707万円に対し、支出総額451億8,856万円で、差引不足額290億9,149万円は、損益勘定留保資金等で補てんしました。この結果、累積資金残額は173億7,090万円となりました。

なお、資本的支出は、予算額より42億925万円少ない支出となりましたが、このうち37億4,066万円は令和3年度に繰り越される事業費です。

2 工業用水道事業の現状

■主要事業 (工業用水課)

横浜市の工業用水道は、京浜工業地帯における工場の地下水汲み上げによる地盤沈下を防止するため、昭和35年10月に創設され、鶴見・神奈川地区及び西・保土ヶ谷地区に供給を開始したのが始まりです。その後、磯子・戸塚地区等に進出した産業の基盤強化と既成工業地帯の水需要に対処するため、2回の拡張工事を施工し、給水能力は一日当たり362,000立方メートルとなっています。

令和2年度は、老朽化が進行している施設の改良更新・耐震化を図るため、東寺尾送水幹線口径1100mm更新工事(その1)、大黒町口径1100mm配水管更新工事、根岸線口径600mmから700mm配水管布設替工事(その3)、根岸線口径700mmから800mm配水管布設替工事(その5)により、0.4キロメートルの配水管を更新しました。

また、設備の更新も行い、給水の安定を確保しました。

■業務の状況 (工業用水課)

令和2年度の業務状況を見ると、年度末給水工場数は、令和元年度と同様67事業所であり、年度末契約給水量は、一日当たり256,200立方メートルとなりました。

なお、年間契約給水量は、93,513,000立方メートルで令和元年度と比較して、256,200立方メートルの減少となりました。

表3 工業用水道 業務状況 令和2年度

地区別 区分	計	令和2年度		
		鶴見・ 神奈川・ 旭地区	西・ 保土ヶ谷 地区	中・磯子・ 戸塚・栄 地区
給水能力 (m ³ /日)	362,000	195,000	17,000	150,000
年間契約 給水量 (m ³)	93,513,000	47,377,000	803,000	45,333,000
年度末 契約給水量 (m ³ /日)	256,200	129,800	2,200	124,200
年度末給水 工場数	67	42	2	23

■経理の状況 (工業用水課)

令和2年度の収益的収支は、工業用水道事業収益29億8,566万円に対し、工業用水道事業費用21億2,731万円で、消費税等の影響額を除いた純利益は7億1,021万円でした。

資本的収支は、収入総額5億5,404万円に対し、支出総額19億4,606万円で差引き13億9,202万円の不足となりましたが、損益勘定留保資金等で補てんしました。

また、資本的支出は、予算額より8億8,519万円少ない支出となりましたが、このうち6億3,601万円は令和3年度に繰り越される事業費です。

3 安全で良質な水

■水質管理や浄水場の再整備

道志水源林プラン（第十一期）による水源林の保全（水源林管理所）

山梨県道志村に横浜市が所有する水源林（約 2,873 ヘクタール）について、水道局が「道志水源林プラン（第十一期）（平成 28 年度から令和 7 年度）」に基づき、計画的に管理・保全を進め、水源かん養機能の向上を図ります。

水源水質の変化への対応（川井浄水場、設備課、計画課、浄水課）

道志川の水源環境の変化や、かび臭物質の増加に対応するため、青山沈んでん池に活性炭注入設備を設置するほか、浄水処理の妨げとなるアンモニア態窒素の測定装置の新設や、次亜塩素酸ナトリウム注入設備の増強を行います。

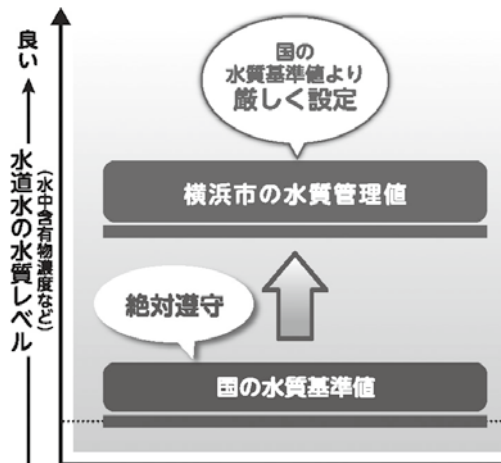
また、水源環境の変化やかび臭の原因となっている生物の調査・分析、対策の検討を大学と共同で進めています。

このほか、道志川への建設発生土流入など不測の事態に備え、現場パトロール等に取り組んでいます。

水安全計画に基づく水質管理（水質課、浄水課）

国が定める「水質基準値」よりも厳しい「水質管理値」を本市独自で設定し、安全で良質な水道水を供給しています。実証実験等によって得られた知見をもとに、令和 3 年度から、浄水処理過程で不純物を取り除くために使用している凝集剤を、処理性や費用対効果に優れたものへ試行的に変更します。この見直しを含め、浄水処理に当たっては、コスト面も考慮した水質管理を行い、安全な水の供給と費用の縮減を図ります。

図 4 水質基準と横浜市の水質管理値の違い



西谷浄水場の再整備（再整備推進課）

西谷浄水場再整備事業は、「1 水源 1 浄水場」「自然流下系の優先」の方針に基づき、①耐震性が不足している施設の耐震化、②水源水質の悪化に対応できる粒状活性炭処理の導入、③相模湖系統の水利権水量の全量処理を可能とするための処理能力増強を事業内容としています。

令和 2 年度は、浄水処理施設及び相模湖系導水路改良事業については、設計・施工一括方式（DB 方式）、排水処理施設については、設計・施工・運営一括方式（DBO 方式）を採用し、契約に向けて手続を進めました。

相模湖系導水路改良事業は令和 3 年 4 月に、排水処理施設は令和 3 年 6 月に工事契約を締結しており、請負事業

者の設計が完了次第、順次工事に着手していきます。浄水処理施設については、令和 3 年 7 月に調達公告を行い、年度内に落札者が決定できるように契約手続を進めています。

図 5 西谷浄水場再整備の事業の範囲

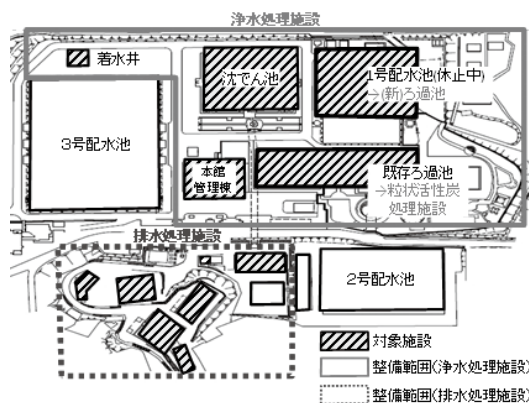
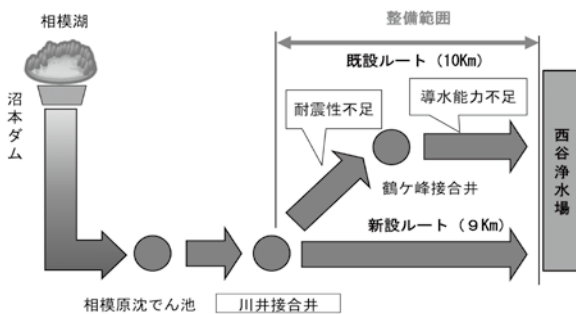


図 6 相模湖系導水路改良事業の範囲



子どもたちが水道水を飲む文化を育む事業（給水維持課）

未来を担う子どもたちに、夏でも冷たく安全で良質な水が飲める環境を作り、蛇口から直接水道水を飲んでもらえるよう、平成 17 年度から教育委員会事務局が実施する小・中学校の改修工事に合わせて屋内水飲み場の直結給水化を進めています。

4 災害に強い水道

■施設の更新・耐震化や災害対応力の強化

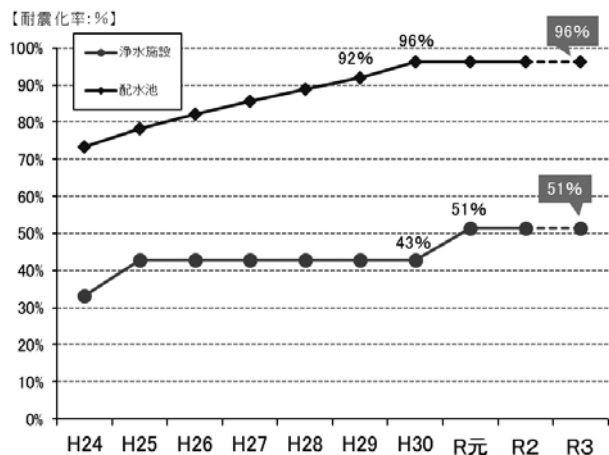
基幹施設の更新・耐震化（計画課、設備課）

基幹施設は、取水・導水施設、浄水場・配水池など、お客さまに水道水をお届けする上で重要な役割を担う施設です。災害発生時においても被害を最小限にとどめ、安定給水を行う必要があるため、今後も継続して更新・耐震化を進めます。中でも、停電に強い自然流下系施設の更新・耐震化を優先的に進めます。

さらに、基幹施設の多くは高度経済成長期に整備されており、今後、順次更新時期を迎えます。このような状況であっても、将来にわたり安定して水道水をお届けするために、施設の長寿命化を考慮して、最適な更新時期の設定を行い、着実に更新を行っています。

また、ポンプなどの電機設備や流量などを測定・制御する計装設備について、適切な修繕を行うなど長寿命化を図りつつ、計画的に更新することで、故障による断水等の事故を防止します。

図7 浄水施設・配水池の耐震化率



送配水管の更新・耐震化 (配水課)

漏水・破裂事故等の恐れがある上水道・工業用水道の老朽管を引き続き地震に強い耐震管へ計画的に更新し、漏水事故防止や災害時における給水の確保に努めます。

図8 老朽管の年間更新延長と耐震管率

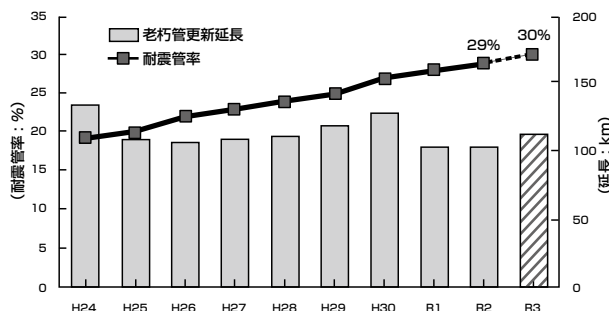


図9 送配水管 (口径 400mm 以上) の耐震管率

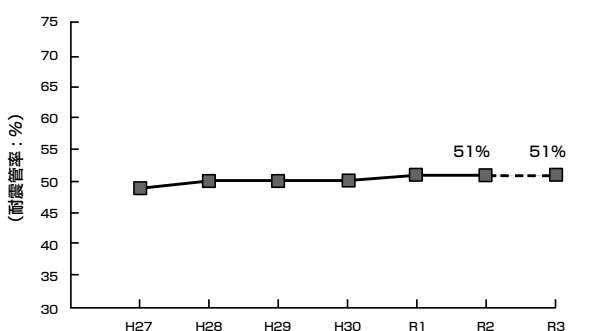
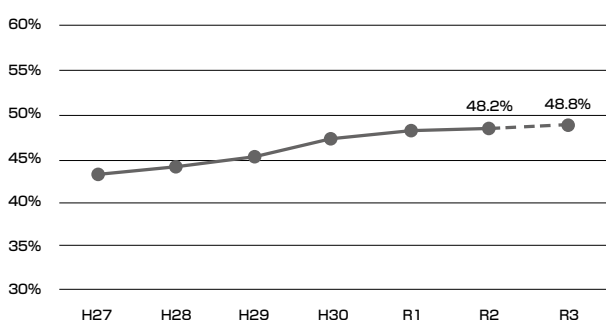


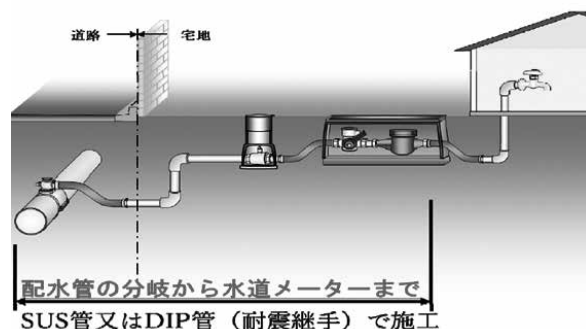
図10 工業用水道 管路の耐震管率



給水管の更新・耐震化 (給水維持課)

老朽化した給水管は、漏水事故の主な原因となっているほか、災害時には水道施設復旧の遅れの原因となることも考えられます。このため、配水管の更新時に老朽給水管も合わせて更新するほか、お客さまからの申請に基づき、水道局の費用で配水管の分岐から水道メーターまでの老朽給水管を、耐震性に優れた給水管 (ステンレス管等) への改良を進めています。

図11 道路内老朽給水管改良促進工事の範囲



災害時の飲料水確保 (給水維持課、サービス推進課)

区役所や自治会と連携し、地域の皆様が主体的に応急給水できるよう応急給水訓練を実施するとともに、飲料水備蓄推進の啓発に取り組みます。

また、災害時に応急給水をする施設として、災害用地下給水タンク、緊急給水栓等を整備しています。その他、応急給水施設が未整備の地域防災拠点には、総務局と教育委員会事務局と連携して「耐震給水栓」を令和5年度までに48か所整備します。

民間事業者や他都市等との災害時に備えた連携強化 (給水維持課、総務課)

水道局では災害時の連携の強化として、横浜市管工事協同組合と災害時の協力に関する協定を締結し、毎年、災害時給水所等での防災訓練に参加していただいています (令和2年度は新型コロナウイルス感染防止の観点から市民参加型の防災訓練は中止しました)。また、応急給水装置等の定期点検を実施することで、災害時に迅速な対応ができるよう応急給水体制を強化しています。

さらに、災害時における各都市間の相互応援を円滑に行うことを目的として、日本水道協会関東地方支部や名古屋市上下水道局との合同防災訓練等を実施しており、応援活動の連携も強化しています。

豪雨・停電等への対策 (浄水課、計画課、設備課)

近年激甚化する豪雨災害対策として、青山沈でん池に土砂や濁水の流入に備えた擁壁等の設置を進めます。また、停電や故障等によりポンプが停止した場合でも、早期の復旧が可能となるよう、バルブ操作の自動化など、ポンプ場等におけるバックアップシステムの整備に取り組みます。

5 環境にやさしい水道

■環境負荷低減への取組

エネルギーの効率化を目指した施設整備（設備課）

本市の水道施設は、標高の高い地域に水を送るため多くのポンプを使用しており、電力消費が大きく、環境に負荷がかかっています。

こうした状況を踏まえ、配水ポンプ設備について、運用状況に応じて必要な量だけポンプを動かすことのできる効率の良い制御機器への切替えを進め、不要な電力消費を減らすことで、エネルギーの効率化を図ります。

企業や団体と協働した公有林整備「水源林エコプロジェクト W-eco・p(ウィコップ)」(公民連携推進課)

横浜市の水源の一つである山梨県道志村に所有する水源林について、参加企業・団体の皆さまからの寄附により整備を推進し、水源の大切さのPRに取り組んでいます。現在 17 の企業・団体が参加しています。

市民ボランティアとの協働による民有林整備（浄水課）

道志村の民有林のうち、所有者の高齢化や人手不足により手入れが行き届かなくなった場所等を、「NPO 法人道志水源林ボランティアの会」等と協力して整備します。

この活動には、市民・企業等からの寄附金や「はまっ子どうし The Water」の売上金の一部などからなる「横浜市の水と道志の森基金」を活用します。

6 充実した情報とサービス

■CS向上や水道事業のPR

給水装置工事の申請窓口一元化の取組と電子申請の普及（給水維持課）

住宅の新築や建替時等に必要となる水道工事の際の給水装置工事申込手続について、電子申請での受付を令和2年9月から18行政区で実施しています。

また、サービスの向上や業務の効率化を図るため、現在7水道事務所にある申請受付窓口を令和4年10月から市内1か所に集約します。

現在、集約化に伴い使用する保土ヶ谷区川辺町庁舎の改修を行っており、新事務所開設に向けた準備を進めています。

スマートメーターの導入検討（サービス推進課、経営企画課、計画課、給水維持課）

令和2年11月から、モデル地区（緑区十日市場町の約460世帯）でスマートメーターによって得られた検針データを基に料金請求を行っており、トラブルなく運用ができています。令和3年度からは、スマートメーター導入による業務フローや実務への影響について検証していく予定です。

水道の仕組みや経営状況等を伝える広報の推進（総務課、経営企画課、サービス推進課）

お客さまの関心の高い水質や災害対策に関する情報をはじめ、水道の仕組みや老朽施設の更新・耐震化の必要性などについて、様々な媒体を活用して広報します。また、将来を担う子ども達に水道の仕組みを伝えるため、出前水

道教室などを行います。なお、7月実施の料金改定にあたっては、リーフレットの全戸配布等により広報を行いました。

水利用実態調査の実施（計画課）

各戸における用途ごとの使用割合を把握するための調査を行います。新型コロナウイルスの感染状況を見極めながら、適切な実施時期を検討しています。

7 国内外における社会貢献

■国際貢献の推進や市内中小企業の振興

国際技術協力と海外水ビジネス展開支援（国際事業課）

長年培った技術と JICA 等の関係機関とのネットワークを生かし、アジア・アフリカ等の水道の課題解決に取り組んでいます。令和2年度以降は、コロナ禍による渡航制限の影響を受け、オンラインでの研修やセミナー等による技術協力を実施しています。さらに、研修受入などの場を活用して、横浜水ビジネス協議会会員企業の技術力PRやマッチングの機会を提供する等、海外水ビジネス展開を支援しています。

また、横浜ウォーター(株)と連携し、国内外の水道事業の課題解決への貢献に向け、水道局の技術やノウハウを生かした事業を展開しています。

障害者就労施設等への発注促進（給水維持課、サービス推進課）

障害者の就労支援や福祉の増進を図るため、障害者就労施設等へ様々な作業を積極的に発注し、障害のある方の自立を支援しています。令和2年度は、使用済み水道メーターの分解作業（年間 54,000 個）、災害マップ封入作業（52,000 部）や水道メモセット封入作業（141,000 部）などを委託しました。

市内中小企業者の受注機会の確保（経理課）

令和2年度の水道局の競争入札による工事発注では、件数の94%、金額の91%を市内中小企業者が受注しており、この金額は本市全体の市内中小企業受注額の23%を占めています。また、工事の発注や施工時期の平準化により、年間を通して工事量の安定化を図るため、公営企業で認められている建設改良費繰越を柔軟に活用するとともに、「工期12か月未満の工事への債務負担行為の設定」を平成28年度予算から拡大させており、令和3年度は37億円の工事を予定しています。

このほか、次年度の4月上旬に契約していた工事についても、年度当初から工事に着手できるよう91億円の債務負担を設定するなど、積極的に平準化に取り組んでいます。

8 持続可能な経営基盤

■将来にわたる健全な事業運営を目指した取組

有収率向上に向けた取組（計画課、配水課）

経営の効率性を計る指標の一つとして有収率がありますが、本市の有収率は平成14年度以降ほぼ横ばいで推移し

しており、大都市の中で中位の値となっています。

この主な原因は漏水と考えられるため、老朽化した送配水管の計画的な更新や、お客さま所有の給水管の更新などを推進するほか、漏水が頻発しているふ頭内の水道管や、漏水発生時には甚大な被害が想定される大口径管の漏水調査を強化しています。

さらに、工事における管の洗浄時に利用する事業用水量を正確に把握するなどの取組を進めています。

これらの取組により、令和2年度の有収率は、過去最高の92.8%となり、取組の成果が着実に表れています。

精緻なアセットマネジメント手法による施設管理（計画課、配水課）

マッピングシステムを用いて各種データベースを構築し、適切な施設の維持管理・効率的な施設更新を行います。また、今後、多額の更新費用が見込まれる配水池について、配水池劣化状況調査の結果を基に現状の配水池の状態を定量的に評価し、劣化の進行度を予測することで、効率的な施設更新のための保全計画を策定します。

ICTの効果的な活用（計画課）

「水道ICT情報連絡会」において水道事業者から課題を発信し、民間企業等から提案のあったICTなどの新技術を活用することで課題解決を図ります。

「水道ICT情報連絡会」は、平成31年3月に東京都、大阪市、横浜市が共同設置し、令和3年8月1日現在、16事業者が参加しています。

また、AR技術による遠隔作業支援の導入に向けた検証を進めます。

神奈川県内の水道システム再構築に向けた検討（計画課）

神奈川県内の5水道事業者（神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市及び神奈川県内広域水道企業団）は、将来水需要の減少が見込まれることなどを踏まえ、県内水道施設の共通化・広域化によるダウンサイジングや、省エネルギー効果のある上流取水への転換など、県内の水道システムの再構築に向けて検討を進めています。



横浜市水道局キャラクター
「はまピョン」

交通局

信頼を心で運ぶ市バス・地下鉄

横浜の市営交通は、住宅地から鉄道駅、都心部、公共施設などを結ぶバス路線網と、基幹交通として市を縦断する地下鉄（ブルーライン・グリーンライン）により、市民の皆さんに身近な公共交通機関としての役割を果たしています。

市営バスは、昭和3年に営業を開始して以来、横浜市発展とともに事業規模を拡大し、現在は市中心部を主な営業エリアとして、市内最大規模の140路線を運行し、1日平均約28万人のお客様にご利用いただいております。

市営地下鉄は、路面電車にかわって昭和47年12月から営業を開始し、現在ではブルーラインが湘南台～あざみ野間（40.4km・32駅）で横浜中心部と地域の拠点をつなぎ、グリーンライン（平成20年3月営業開始）が中山～日吉間（13.0km・10駅）で横浜市北部の市民の皆さんの足として役割を果たしています。現在2路線合計で1日平均約48万人のお客様にご利用いただいております。

交通局は、将来にわたって市民の皆さんに真に必要とされる「市営交通」となるため、今後も市民の皆さんの足として、安全・確実・快適な交通サービスを提供し、お客様にご満足いただける市バス・地下鉄を目指してまいります。

市営バスの運営

■バスの営業（営業課、路線計画課、運輸課）

市営バスは市中心部を主な営業エリアとし、1日平均約28万人のお客様にご利用いただいております。一般乗合バスのほか、路線バスの貸切も行っています。

令和2年度バス運輸現況

表1 一般乗合バス運輸概要 令和3年3月31日現在

営業キロ	517.3km
運転系統数	136系統
系統長	平均7.1km
停留所数	1,278か所
在籍車両数	807両
運転車両数	1日平均658両
運転キロ数	1日平均約8万km
乗客数	1日平均28万人



走行中の市営バス

表2 バス運輸実績

令和2年度

種別	年間（決算）	1日平均	
運転車両	計（両）	248,689	681
	一般乗合	240,104	658
	市内遊覧	0	0
	貸切	8,585	24
運転キロ	計（km）	28,149,743	77,122.6
	一般乗合	27,759,075	76,052.3
	市内遊覧	0	0
	貸切	390,668	1,070.3
乗車人員	計（千人）	104,375	286.0
	一般乗合	103,112	282.5
	市内遊覧	0	0
	貸切	1,263	3.5
乗車料収入	計（千円）	16,995,976	46,564
	一般乗合	16,718,019	45,803
	市内遊覧	0	0
	貸切	277,957	762

（注1）乗車料収入は税込。

（注2）四捨五入の関係で、内訳と合計が一致しない場合があります。

■施設の整備及び利便性の向上 （営業課、路線計画課、運輸課）

バス停留所上屋、ベンチの整備

バス停留所に上屋、ベンチなどを整備し、バス利用をより快適なものにしていきます。

平成16年度から民間事業者と契約し、交通局の財政的負担のない広告付上屋を設置しています。（令和3年8月現在261基）

また、バス停留所でバスの到着状況が一目で確認できるように「バス接近表示機」の設置を進めています。(令和3年8月現在201基)

路線の再編整備

お客様の需要動向や採算性、効率性を考慮しながら、バスサービスのさらなる充実・強化、ダイヤの改善による定時性の向上や地下鉄・他鉄道との接続改善に取り組んでいます。また、都心臨海部においては、連節バスを軸とした路線再編を行うことで回遊性の向上に取り組んでいます。

走行環境の改善

運行の支障となる箇所を改善を図り、バスが安全に運行できるように、関係機関への要望・調整を行っています。

交通安全啓発（運輸課、営業所）

地域の小学校等と連携して、バス乗り方・交通安全教室・バリアフリー教室などを開催しています。また、バスに関する事故を防止するため、交通安全動画等を制作し、交通局ウェブサイト等で配信しています。



交通安全教室



交通安全動画

バリアフリーの向上（車両課）

どなたにも利用しやすいバスネットワークの構築に向けて、平成8年度から、車いすのお客様にもご利用いただけるよう、中扉にスロープ板を備えたバス車両を導入しています。令和2年度末現在、ノンステップバス780両（圧縮天然ガス（CNG）ノンステップバス11両含む）、ワンステップバス27両を保有し、ノンステップバス導入率は96.7%、ワンステップバスを含むバリアフリー適合率は100%となっています。（一般乗合）



スロープ板

環境対策の推進（営業課、車両課）

バスはマイカーと比較すると利用者1人当たりの二酸化炭素（CO₂）排出量が少なく、“地球にやさしい”交通手段です。市営バスでは地球温暖化防止など環境対策に力を入れています。

最新排出ガス規制適合車への更新促進

自動車の排出する窒素酸化物（NO_x）などの総量減のため、最新排出ガス規制適合車への車両更新を引き続き進めます。

ハイブリッドバスの導入（令和2年度末現在：140両）

モーターを用いてエンジン出力を補助することにより粒子状物質（PM）、二酸化炭素（CO₂）排出量を削減した低公害バスです。令和2年にハイブリッド連節バス4両を導入し、1両当たりの輸送効率を向上させることにより、更にCO₂排出量を抑制する効果が期待できます。



連節バス

燃料電池バス（FC）の試験導入

次世代エネルギーとして注目されている水素を燃料とした燃料電池バス（FC）を令和元年11月から運行しています。このバス車両は、走行中にCO₂や環境負荷物質を排出しない優れた環境性能を有しており、水素ステーションの整備状況、車両費や燃料費の動向を踏まえながら今後の導入に向け検証します。



FCバス

■市内観光事業等の展開（営業課）

貸切バス

学校の遠足や自治会、企業のイベントなど大人数が移動する際に、4種類のバス（リムジン型・路線バス型など）をお貸ししています。

料金は時間及び距離で決定します。市内だけでなく県外への移動にもご利用いただけます。

貸切バスをご利用のお客様が安全・安心にご利用いただける取組を進めています。また、車内にオゾン発生器を設置するなどの感染拡大防止の取組を行っています。安全に対する取組状況が優良なバス会社であることを評価する「貸切バス事業者安全性評価認定制度」において、二ツ星の認定を受けています。

令和3年度には、新型コロナウイルスワクチン接種に係る大規模接種会場等の利用者に向けたシャトルバスを運行するなど、本市施策の一翼を担いました。

■インターネットでのバス運行情報の提供（システム推進課）

多くのお客様がPC・スマートフォン・携帯電話でインターネットを利用されていることを踏まえ、市営バス車内の混雑情報・運行位置情報のほか、市営バス・地下鉄の時刻表・経路検索などについてインターネットサービスの充実を図っています。（<https://navi.hamabus.city.yokohama.lg.jp/>）

■バス営業所・定期券発売窓口（営業課）

バス定期券や乗り降り自由な1日乗車券など便利でお得な各種乗車券を発売しています。バス路線図や詳しい案内パンフレットなども用意しています。（表3、4参照）

■観光・コンベンション機能強化を支える取組（営業課）

観光スポット周遊バス「あかいくつ」

横浜都心部の観光スポットをレトロ調バスで周遊する「あかいくつ」は、車内で観光情報も案内しています。

周遊ルート：桜木町駅前→ハンマーヘッド→赤レンガ倉庫・マリン&

ウォーク→中華街→港の見える丘公園前→大さん橋客船ターミナル→赤レンガ倉庫前→桜木町駅前
 （注）定期券、敬老特別乗車証・福祉特別乗車券などではご乗車できません。

BAYSIDE BLUE（ベイサイドブルー）

全長約18mの連節バス「BAYSIDE BLUE（ベイサイドブルー）」は横浜駅から出発し、水際線沿いを山下ふ頭まで運行します。

運行ルート（下り）：横浜駅前（東口）→パシフィコ横浜→カップヌードルパーク・ハンマーヘッド入口→山下公園前→山下ふ頭

運行ルート（上り）：山下ふ頭→中華街入口→赤レンガ倉庫前→パシフィコ横浜→横浜駅改札口前

ピアライン

運行ルート：桜木町駅前～馬車道駅前～ハンマーヘッド

ぶらり三溪園 BUS ※土休日運行

運行ルート：横浜駅前（東口）～桜木町駅前～中華街入口～三溪園

ぶらり野毛山動物園 BUS

運行ルート：横浜駅前（東口）～びあアリーナMM～桜木町駅前～野毛山動物園前～一本松小学校前

みなとぶらりチケット（地域限定市営バス・市営地下鉄1日乗車券）

横浜の主な観光スポットが集中するベイエリアの市営バス・市営地下鉄に1日乗り放題のチケットです。

観光施設やショッピング施設、博物館などでの特典も受けられます。

適用区間：市営バス（横浜駅東口～MM21・関内・

伊勢佐木町～港の見える丘公園、三溪園）

地下鉄（横浜駅～伊勢佐木長者町駅）

観光スポット周遊バス「あかいくつ」、ピアライン、

ぶらり三溪園 BUS、ぶらり野毛山動物園 BUS、

連節バス「BAYSIDE BLUE（ベイサイドブルー）」

全線

料金：大人 500円、小児 250円

（注1）「みなとぶらりチケットワイド」（大人550円小児280円）は、上記の適用区間に加え、新横浜駅で乗降できます。

（注2）「みなとぶらりチケット」に京浜急行の往復乗車、みなとみらい線のフリー乗車がついた「横浜1DAYきっぷ」も発売しています。（取扱いは京急のみ）

また、相鉄線の往復割引乗車がついた「相鉄発みなとぶらりチケット」も発売しています。（取扱いは相鉄のみ）

（注3）「みなとぶらりチケット」及び「みなとぶらりチケットワイド」のデジタル版は令和3年4月17日から発売しています。

表3 バス営業所 令和3年8月1日現在

営業所名	所在地	電話番号
保土ヶ谷営業所	保土ヶ谷区川辺町 4-2	045-331-2401
若葉台営業所	旭区若葉台 2-15-1	045-921-0581
浅間町営業所	西区浅間町 4-340-1	045-311-2251
滝頭営業所	磯子区滝頭 3-1-33	045-751-5548
本牧営業所	中区本牧元町 45-1	045-621-1071
港南営業所	港南区日野南 3-1-1	045-833-1511
港北営業所	港北区大豆戸町 581	045-545-1804
鶴見営業所	鶴見区生麦 1-3-1	045-501-0701
緑営業所	緑区白山 1-10-1	045-931-2266
磯子営業所	磯子区森 3-1-19	045-751-7581

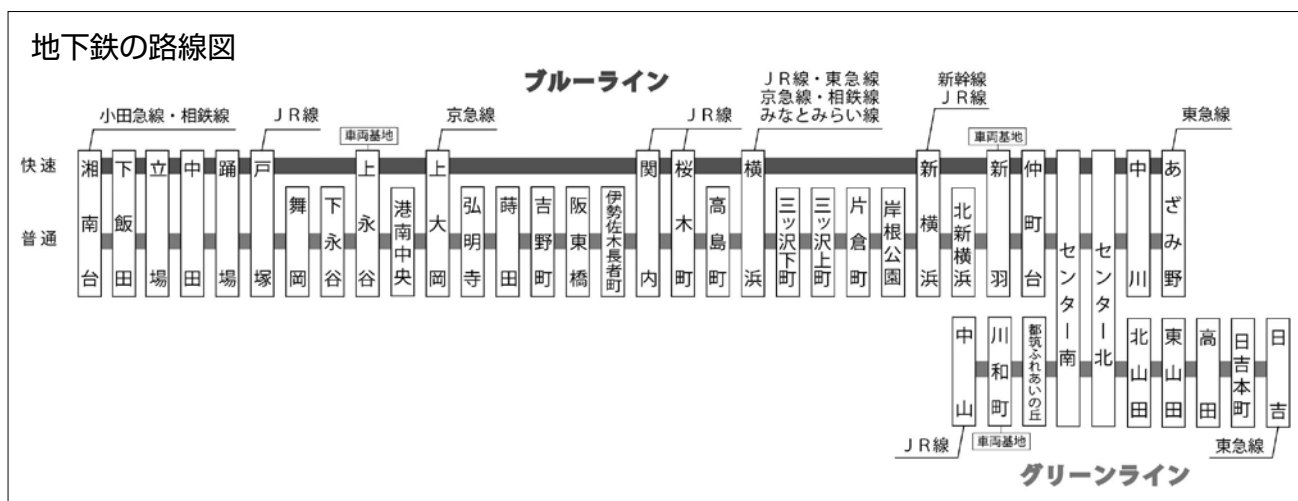
(注) 緑、磯子営業所は、運行業務を横浜交通開発(株)に委託しています。

表4 定期券発売窓口 令和3年8月1日現在

定期券発売窓口	発売日	電話番号
地下鉄駅構内	横浜駅お客様サービスセンター	045-311-3299
	上大岡駅お客様サービスセンター	045-844-7100
	センター南駅お客様サービスセンター	045-943-4651
	新横浜駅お客様サービスセンター	045-472-9193
横浜駅東口バス定期券発売所	毎日	045-465-2040
鶴見駅東口バス定期券発売所	月～土	045-501-5270
中山駅前バス定期券発売所	日、祝日休業ただし繁忙期は営業	045-933-0022
磯子駅前バス定期券発売所		045-761-4616
若葉台(バスターミナル)	毎月26日～5日	045-921-3583
洋光台駅前バス定期券発売所		045-833-2212
バス営業所(港北、鶴見、磯子除く)	月～金(祝日を除く)	表3のとおり

(注) 発売日及び発売時間は窓口や日によって異なりますので、ご確認ください。
 年末年始の発売日については、ご確認ください。
 バスのIC定期券は、上記発売所のほか、地下鉄の各駅でも購入できます。
 なお、地下鉄の定期券は、横浜駅、上大岡駅、センター南駅、新横浜駅のお客様サービスセンターのほか、地下鉄の各駅でも購入できます。
 繁忙期は、3月下旬、4月上旬、9月下旬等において一部の日曜祝日で営業します。

地下鉄の運営



令和2年度地下鉄運輸現況

表5 地下鉄運輸概要

令和3年3月31日現在

区 分		ブルーライン(1・3号線)	グリーンライン(4号線)	
線区概要	営業区間	あざみ野～湘南台	中山～日吉	
	営業キロ	40.4km	13.0km	
	駅数	32駅(地下27駅、地上5駅)	10駅(地下7駅、地上3駅) センター北・センター南は共用駅	
運転概要	所要時間	普通68分、快速60分(ラッシュ時を除く)	21分	
	平日運転間隔	朝混雑時	4分30秒	3分10秒
		昼間時	5分30秒～10分25秒	7分30秒
		夕混雑時	6分	6分
	運行回数	平日181回、土休日163回	平日190回、土休日142回	
車両編成	6両	4両		
車両	使用車両	3000形(A、N、R、S、V)	10000形	
	保有車両	216両(36編成)	68両(17編成)	
	車両基地	上永谷・新羽	川和	

表6 地下鉄運輸実績

令和2年度

区 分		年 間	1日平均
乗 車 人 員 (千人)	総 数	176,540	484
	定 期	116,321	319
	定期外	60,219	165
乗車料収入 (千円)	総 数	32,439,960	88,877
	定 期	17,171,232	47,044
	定期外	15,268,728	41,832

(注1) 乗車料収入は税込み。

(注2) 四捨五入の関係で、内訳と合計が一致しない場合があります。



ブルーライン 3000V 形車両

■地下鉄の営業 (営業課、運転課)

市営地下鉄ブルーラインは、昭和47年の開業以来着実に路線を伸ばし、現在、横浜市域北部のあざみ野駅から市中心部を抜け、隣接する藤沢市湘南台駅までの40.4kmを運行しています。また、平成20年3月には、中山駅からブルーラインのセンター南駅・センター北駅を経由し、日吉駅に至る全長13.0kmのグリーンラインが開業しました。

現在、市営地下鉄は、ブルーライン、グリーンラインを合わせ53.4kmを運行し、都心と副都心、街と街をつなぎ、1日平均約48万人のお客様を運ぶ横浜の基幹交通として沿線地域の発展に大きな役割を果たしています。

■安全対策 (営業課、運転課、施設課、車両課、建築課、電気課)

地震対策

気象庁の観測データを受けて地震の大きな揺れが到達する前に走行中の列車を自動的に止め、被害を軽減する「早期地震警報システム」を設置しています。また、大規模地震発生後に早期に列車の運行を再開するために、駅部を含めた高架橋・トンネルの耐震補強を進めています。

津波・浸水対策

地震による津波が発生した場合の対応マニュアルの整備や訓練の実施などの取組を強化するとともに、トンネルからの避難口や、停電時でも津波浸水区間の列車を次駅まで走行させるための大容量蓄電池を設置しています。

また、浸水対策として駅出入口に止水板を、道路面にある通風口に浸水防止機を設置しています。

施設の老朽化対策

開業から40年以上経過したブルーラインにおいて施設の点検を進めるとともに、特に沿岸部の海水による塩害が進んでいる区間の軌道補修、老朽化したトンネル補修に取り組み、安全性を高めていきます。また、設置から長期間経過したエレベーター・エスカレーターの更新を順次行っています。

ホームの安全対策

全駅に設置したホームドア(可動式ホーム柵)により、ホームからの転落や電車との接触等の事故を防止し、一層安全な運行に努めています。

応急処置対策

お客様の人命を守るため、応急処置手当や迅速な対応ができるよう駅係員と乗務員が普通救命講習を受講しています。

また、全駅に「AED」を設置し、お客様の人命救助に備えています。

地下鉄車両の電気機器の予防保全

地下鉄車両は、製造から12年以上経過すると、主要装置に使われている電子部品等の経年劣化が生じ、故障率が増加します。このため、令和3年度はブルーライン5編成、グリーンライン6編成の主要電子部品を更新し、車両走行の安全性を維持します。

■ワンマン運転の安全性の維持・向上 (運転課)

ブルーラインは平成19年12月、グリーンラインは平成20年3月の開業からワンマン運転を実施しています。乗務員は運転席のモニター画面の指差確認・称呼の徹底や機器類の確実な操作を実施し、安全運行の向上を図っています。

トンネル内には限界支障センサーを設置し、センサーが反応した場合は、その反応したエリア内を停電させ、列車を緊急停止させます。また、各車両に4箇所ずつ、非常通報装置を設置しています。通報時に乗務員が対応できない場合は、総合指令所が応答し、車内での非常時の速やかな対応を図っています。



グリーンライン 10000 形車両

■ブルーライン快速運転 (運転課)

ブルーラインでは、平成27年7月から快速運転を実施しております。快速運転の実現により、主要駅間の速達性や利便性が向上するとともに、港北ニュータウンを中

心とする市内北部や南西部等と都心部のアクセスが向上し、市域の一体化やバランスある発展を図ります。

混雑情報などを見ることができます。

URL <https://www.city.yokohama.lg.jp/kotsu/>

■車内マナー向上（営業課）

車内マナー向上のため、車内放送やポスター等の取組を中心に啓発活動を行っています。

平成24年7月から真に座席を必要とするお客様が利用しやすくなるよう、特に席の譲り合いをお願いする「ゆずりあいシート」を各車両に設置しています。

また、平成23年度から、（一財）横浜市交通局協力会と共催で、小学生を対象に乗車マナーをテーマとしたポスターコンクールを実施しています。

資産の活用（資産活用課）

交通局資産の付加価値を高め、増収により経営基盤を強化するため、資産の有効活用を積極的に推進しています。

駅構内では、店舗やATM等の設置、高架下等の駅構外では、店舗や保育園等への貸付を行い利便性や賑わいの向上を図っています。

また、駅構内での看板、大型広告や地下鉄、バスでのポスター、デジタルメディア、ラッピング広告など、駅構内や地下鉄、バスを広告媒体として有効活用し、収益確保を図っています。

横浜市電保存館

所在地 磯子区滝頭3-1-53

TEL 045-754-8505

開館時間 9:30～17:00（入館は16:30まで）

休館日 毎週月曜日（祝日の場合は翌日）及び年末年始（12月29日～1月3日）

春休み、夏休み、冬休みは月曜日も開館

昭和47年に廃止されるまで市民の皆さんの足として親しまれていた横浜市電の車両やパネルを展示しています。また、鉄道模型コーナーや横浜の発展と都市交通のあゆみをテーマとした歴史展示コーナーもあります。



かつて横浜を駆け巡った市電を当時の姿で7両展示

市営交通情報

横浜交通 hama-eco カード

交通局では、市営バス・地下鉄の定期券が購入できるクレジットカード「横浜交通 hama-eco カード」について、三井住友カード株式会社と提携しています。

このカードで、市営バス・地下鉄の定期券を購入すると翌年度のカード年会費が無料になるほか、「パスポートチャージ」や電子マネー「iD」にも対応しています。



横浜交通 hama-eco カード

交通局ウェブサイト

市バス、地下鉄をご利用いただいているお客様をはじめ、幅広く、手軽に市営交通事業の情報を取得できるようウェブサイトを開設しています。

交通局の最新情報以外にも、地下鉄、バスの乗換検索・時刻表・運賃・所要時間・営業キロのほか、バスの接近・

教育委員会

未来を創る子どもたちを育む横浜の教育

教育委員会では、横浜の教育が目指す人づくりや方向性を示す「横浜教育ビジョン2030」を平成30年2月に策定し、「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」の育成を目指すとともに、子どもに身につけてほしい力を五つの視点「知：生きてはたらく知」「徳：豊かな心」「体：健やかな体」「公：公共心と社会参画」「開：未来を開く志」で表し、バランスよく育む教育を推進しています。平成30年12月には、「横浜教育ビジョン2030」の具現化に向けたアクションプランとして「第3期横浜市教育振興基本計画」を策定し、「横浜教育ビジョン2030」が示す4つの方向性に基づき各施策を進めています。

また、平成30年9月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律を一部改正する法律」に基づき設置された総合教育会議での協議を踏まえ、市長が新たな「横浜市教育大綱」を策定しました。

「横浜教育ビジョン2030」における4つの方向性

- 方向性1 子どもの可能性を広げます
- 方向性2 魅力ある学校をつくります
- 方向性3 豊かな教育環境を整えます
- 方向性4 社会全体で子どもを育みます

総合教育会議

令和2年度の総合教育会議では、「GIGAスクール構想において目指す学びの推進」を議題として、市長と教育長、教育委員が協議を行い、「横浜教育ビジョン2030」で掲げた、「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」の育成を目指し、今までの教育実践とICTのベストミックスを図り、教育委員会と市長部局が連携しながら教育の在り方をアップデートし続けることを確認しました。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応及びいじめ重大事態に関する再発防止策の取組状況について報告しました。

<開催概要>

- ・ 日 時：令和2年12月18日（金）10時30分から11時30分まで
- ・ 会 場：市庁舎3階 多目的室
- ・ 出席者：市長、教育長、教育委員5名
- ・ 同席者：副市長4名、関係区局長7名（代理出席含む）
- ・ 傍聴者：8名

学校教育の充実

■学校教育指導（小中学校企画課、教育課程推進室、高校教育課、人権教育・児童生徒課）

学校教育活動の改善・充実

本市では、「学習指導要領（小中学校：平成29年3月、特別支援学校：平成29年4月、高等学校：平成30年3月改訂・公示）」、「横浜市基本構想」及び「横浜教育ビ

ジョン2030」を踏まえた上で、市立学校や小中一貫教育推進ブロックが、教育課程（カリキュラム）を自主的・自律的に編成・実施・評価・改善していく際の拠り所として、「横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領 総則・総則解説」を策定しました。これをもとに、市立学校では、学習指導要領の全面実施に向けて、「授業」「人」「学びの場」のつながりを位置付けた教育課程を編成し、「じっくり考え 高め合い 次につなげる確かな学び」を通して、「横浜の教育が目指す人づくり」の実現を目指しています。

また、小中一貫カリキュラムによる義務教育9年間を通じた資質・能力の育成を目指し、小中一貫教育を推進しています。

市立高等学校については、「第3期横浜市教育振興基本計画」に基づき、魅力ある高校教育の推進を目指し、事業を実施しています。

国際社会で活躍できるグローバル人材を育成するため、海外大学への進学支援や、課題の発見・解決に向けて主体的・協働的に学ぶことを通して探究する力の育成を図っています。

また、特色ある高校づくりでは、戸塚高校音楽コース・横浜商業高校スポーツマネジメント科において、横浜の資源・人材を活用した横浜ならではの専門教育を推進するとともに、南高校・附属中学校、横浜サイエンスフロンティア高校・附属中学校において、中高一貫教育を推進しています。

教職員の採用についても引き続き人物重視の採用を進めるとともに、教職員研修を推進し、教育活動の充実に努めています。

横浜の子ども学力向上事業

「横浜市子ども学力向上プログラム」（平成22年3月策定）を平成31年3月に改訂し、「横浜市立学校カリ

キュラム・マネジメント要領」を踏まえた学力向上の取組を推進しています。市立小・中・義務教育学校において「横浜市学力・学習状況調査」を実施し、その結果をまとめた分析チャートをもとに、自校の状況を多面的に分析・評価し、課題の解決に向けた「学力向上アクションプラン」を作成して、具体的な取組を展開しています。

学習指導要領の改訂を踏まえ、令和4年度に全面改訂を行う予定で、2年をかけてその準備を進めてきました。改訂後は、児童生徒一人ひとりの学力の伸びが9年間を通して把握できるようになります。

学校図書館の利活用

子どもの読書意欲の向上や情報活用能力の育成のため、市立小・中・義務教育学校・特別支援学校497校に学校司書を配置しています。司書教諭と連携し、授業支援や学校図書館の環境整備に取り組んでいます。

児童生徒指導の充実

児童生徒の健やかな心の成長と人格形成を支援するために、児童生徒指導の充実、学校への指導・支援を行っています。

いじめをはじめとした諸課題への対応として、平成22年度から、小学校への「児童支援専任教諭」の配置を段階的に進め、平成26年4月には全小学校へ配置しています。また、心理や法律の専門家を加えた学校課題解決支援チームの派遣等、学校の組織力向上に取り組んでいます。

児童生徒の健全育成に向け、いじめ、不登校や暴力行為等の諸課題の解決に関する情報共有、実践活動を推進するため、小学校児童支援専任教諭・中学校生徒指導専任教諭、PTA、青少年健全育成団体及び関係機関が一堂に会する「児童生徒指導中央協議会」をはじめとした、各種協議会を開催しています。

さらには、平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、同年12月に策定した「横浜市いじめ防止基本方針」の基本理念のもと、市全体で、子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会の実現を目指しています。

全ての学校においても、児童生徒の実態や地域の実情を踏まえた「学校いじめ防止基本方針」を策定し、組織・体制づくりの充実を図るなど、いじめの未然防止、早期解決に向けて取り組んでいます。

豊かな心を育む教育活動の充実

市立小・中・義務教育・特別支援学校では、国に先駆け平成29年度から道徳を教科化しました。また、「豊かな体験を通して感動する心を大切にするとともに、礼儀や規律を重んじ人格や生命を尊重して行動する」子ども

の姿の実現を目指し、平成24年3月に策定した『「豊かな心の育成」推進プログラム』を平成31年3月に改定しました。

このプログラムは、道徳科の授業や体験活動の充実、確かな人権感覚・意識の育成、豊かな感性や情操の育成など、子どもたちの豊かな心を育成するために学校、家庭、地域が一体となって取り組む視点やそれを支える施策等をまとめたものです。各学校では、これらのプログラムをもとに推進プランを作成し、学校経営計画・中期学校経営方針に位置づけて取り組み、学校評価と連動させています。

防災教育の推進

学校安全教育の推進を図るため、平成25年度に「横浜市防災教育の指針・指導資料」を作成し、市立小・中・特別支援学校へ配付しました。また、「学校安全教育推進校」（令和3年度：小学校4校）を指定し、指導資料を活用する等、実践的な取組を行い、その成果を発信します。

中学校部活動支援

顧問教諭による技術指導が困難な場合などに、部活動の活性化と教職員の負担軽減のため、運動部及び文化部に顧問や引率のできる部活動指導員を配置しています。

関東大会及び全国大会に出場する生徒の経済的負担の軽減のために、交通費等の補助を行っています。

■いきいき学校づくり予算（総務課、東部学校教育事務所教育総務課）

「いきいき学校づくり予算」とは、各学校の予算について、学校長の権限と責任の下、一定の範囲内で自由に予算を使うことができる仕組みです。

これによって、各学校の特色を活かした自主的・主体的な学校運営が可能となっています。

教材・教具の整備充実

各教科に必要な教材等や学校運営上必要な備品等については、各学校の規模等に応じて予算措置し、その充実に努めています。

■学校体育(小中学校企画課、教育課程推進室)

健康の増進や体力の向上を図るとともに、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力等を育てることが、学校体育のねらいです。そのために、次のような事業を推進しています。

表1 市立学校一覧

令和3年5月1日現在

校種別 項目	総数	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校		特別支援学校
					全日制	定時制	
校数	508 (4)	339 (2)	145 (1)	2	8	2	13 (1)
児童生徒数	264,894	176,757	77,515	1,466	6,615	1,070	1,471
学級数	10,019	6,783	2,524	58	170	43	441
教員数	18,707	11,290	5,385	123	664	165	1,080
職員数	1,930	1,332	394	13	74	17	100

※小学校、中学校の（ ）内は分校の数で内数です。高等学校の校数（計）は実学校数ではありません。（全日制との併置校が1校あるため）また、教員数には、非常勤講師等は含まれません。

健康・体力づくりの推進

子どもたちの健康・体力に関して、現状把握・分析を行い、今後の健康・体力づくりに取り組んでいます。

平成24年度からは、各校で作成した「体育・健康プラン」に基づき、各校での健康・体力づくりを推進しています。

各種体育大会や競技大会の開催

児童生徒が年間を通しての体育活動の成果を発表し、親睦を深めるとともに、生涯スポーツの推進と競技力の向上を図るため、各種の体育活動や競技大会を開催しています。

宿泊体験学習・自然教室の実施

市立小・中・義務教育学校で、豊かな自然環境の中での規律ある集団宿泊生活を通じて、通常の学校生活では得難い体験ができるよう、宿泊体験学習や自然教室を実施しています。

■国際教育の推進（小中学校企画課、教育課程推進室、高校教育課）

国際社会の一員としての自覚をもち、広い視野に立った国際性豊かな児童生徒を育成するため、多文化共生の視点に立った国際理解教育をはじめ、英語による児童生徒のコミュニケーション能力の育成を図る英語教育、日本語指導が必要な児童生徒への支援を推進しています。

国際理解教育

横浜市独自に雇用した外国人講師を小学校に派遣し、やさしい英語を通して異文化を体験的に学ぶ小学校国際理解教室を実施しています。

英語教育推進事業

児童生徒のコミュニケーションを図る資質・能力の育成を図るため、外国人英語指導助手（AET）を市立小・中・義務教育学校及び高等学校全校並びに特別支援学校11校に配置しています。また、生徒一人ひとりが達成度を確認し、今後の学習目標をもつとともに、各学校が自校の授業改善に生かすため、「実用英語技能検定」の外部指標を活用しています。小・中・高等学校12年間を見通した英語教育を推進しています。

日本語指導が必要な児童生徒教育

市立小・中・義務教育学校に多数在籍する日本語指導が必要な児童生徒の教育については、日本語教室（集中5教室の設置・各学校への講師派遣）及び国際教室担当教員配置校（令和2年度：小学校131校、中学校36校）等で日本語指導が必要な児童生徒への指導を行うとともに、ボランティアの協力を得て、母語による初期適応・学習支援や放課後の補習等を行っています。また、「横浜市帰国児童生徒教育ガイド」「ようこそ横浜の学校へ」等による保護者等への情報提供及び学校通訳ボランティア派遣等も行っています。

さらに、平成29年度より、日本語支援拠点施設「ひまわり」を中区に開設し、集中的な初期日本語指導や学校生活の体験を行う「プレクラス」や日本語指導が必要な児童生徒の保護者に日本の学校生活を紹介することで転・編・入学時の不安を軽減する「学校ガイダンス」を行っています。また、令和2年9月には、第2の日本語

支援拠点施設「鶴見ひまわり」を鶴見区に開設しました。

国際学生会館の管理運営

市内の大学・専門学校等に在籍する留学生に快適な住環境を提供するとともに、地域での国際理解と交流を図るため平成6年に設置しました。管理・運営は、指定管理者として、公益財団法人横浜市国際交流協会が行っています。（令和3年4月1日現在）

横浜市国際学生会館

所在地 鶴見区本町通4-171-23

TEL 045-507-0121

■特別支援教育（特別支援教育課、特別支援教育相談課）

国のインクルーシブ教育システム構築の考え方も踏まえ、一人ひとりの子どもの得意なことを引き出し、可能性を最大限に伸ばしていくため、あらゆる教育の場で一貫した適切な指導や必要な支援を行っています。学校では、特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対し、一人ひとりが自己実現を図り、生きる喜びを創造しながら、成長・発達できるよう教育活動に取り組んでいます。

市立の特別支援学校は、盲特別支援学校1校、ろう特別支援学校1校、知的障害特別支援学校4校、肢体不自由特別支援学校5校、肢体不自由・知的障害部門併設特別支援学校1校、病弱特別支援学校1校の計13校です。

弱視、知的障害、情緒障害の児童生徒のための個別支援学級を小学校337校、中学校144校、義務教育学校2校に設置し、併せて一般学級に在籍する弱視、難聴、言語障害、情緒障害の児童生徒のために、障害の状態等に応じて指導を受けられる通級指導教室を小学校16校、中学校4校、ろう特別支援学校及び盲特別支援学校に設置しています。（令和3年5月1日現在）

また、小中学校の一般学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への総合的な支援体制づくりを進めています。

特別支援教育に関する校内研修の実施

健康福祉局と共同で作成した教員向けの手引『障害の理解のために』（平成28年度作成）や「自閉症教育の手引き」（平成25年度作成）等を活用し、障害特性の理解や合理的配慮に関する校内研修会を全校で実施しています。

特別な支援を必要とする児童生徒への支援

小中学校に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、学習面や生活面、安全面の支援の充実を図るため、「特別支援教育支援員」を配置するとともに、これに携わる市民ボランティアの研修を実施しています。

就学・教育相談、研修・研究事業（特別支援教育総合センター）

特別な支援を必要とする児童生徒に対し、教育・心理学等の専門的な視点や、発達検査等に基づき、就学相談・教育相談を実施しています。

また、教職員を対象に、特別支援教育への理解を深め、実践的指導力を高めるための各種の研修や研究を行っており、また、保護者を対象とした就学説明会も実施しています。

■人権教育（人権教育・児童生徒課、生涯学習文化財課）

横浜市立学校では、全ての教育活動の基盤として人権教育を位置づけ、「人権尊重の精神を基盤とした教育」の一層の推進に取り組んでいます。

学校教育では

「『だれもが』『安心して』『豊かに』生活できる学校を目指して」と「人とのつながりから学び、自分も他の人も大切にできる子どもの育成」の2つの理念で人権教育を進めています。

一人ひとりの子どもの課題解決を目指す取組を通して、子どもの自尊感情を育てています。また、多様性を認める力、差別や偏見に気付き、それをなくすために具体的に行動できる力を身に付けられるよう、教育活動全体を通して取組を推進しています。

推進体制として、人権教育センター校（4校）、人権教育実践推進校（64校）、人権教育推進地域校（5ブロック、27校）及び区別・校種別人権教育推進協議会（20協議会）を設置するとともに、全校に「人権教育推進担当者」を置き、取組の推進を図っています。

さらに、管理職及び教職員を対象とした人権研修や各校で人権教育を推進していくための研修を行い、教職員が自らの人権感覚・人権意識を磨き続けています。

社会教育では

社会教育団体やPTAの役員等へ、人権問題について考える機会の提供や、市民向けの成人教育講座を開催しています。地域や学校教育と連携を図りながら、一人ひとりの市民の皆さんが互いに尊重しあい、共に生きる社会の実現に向けて取り組んでいます。

■情報教育（小中学校企画課）

子どもたちの情報活用能力を育成するため、教育情報ネットワークを運用するとともに、教育用コンピュータや校内LANなど学校の情報基盤を運用管理します。また授業でコンピュータを活用できる教員の指導力向上等を図るため各種研修を実施します。

主な事業

①教育情報ネットワークシステムについて、円滑に運用管理を行っています。②教育用コンピュータ、小・中・義務教育学校の無線LAN環境の運用管理を行っています。③小・中・義務教育学校での校務システムの運用管理及び改修を行っています。④文部科学省より示された教員のICT活用指導力の基準に合わせた研修や学校現場へ講師を派遣する研修など、時代や学校現場のニーズに合わせた研修を実施します。

■学校保健（健康教育・食育課）

健康診断

学校保健安全法等に基づき、児童生徒の健康診断を実施しています。

感染症対策・アレルギー対策

学校における新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、感染性胃腸炎、麻しん・風しん等感染症対応を行っています。

また、「アレルギー疾患の幼児児童生徒対応マニュアル」に基づき、アレルギー疾患の幼児児童生徒が学校生活を安心・安全に送れるよう、対応を行っています。

保健室支援事業

保健室登校や支援を必要とする児童生徒が在籍する学校に、養護教諭非常勤講師を配置し、各校の状況に応じたきめの細かい対応を行っています。

■小学校等給食（健康教育・食育課）

市立小学校338校、義務教育学校（前期課程）2校、義務教育学校（後期課程）1校及び特別支援学校10校において、学校給食法等に基づく学校給食を実施しています。

安全・安心でおいしい学校給食を提供するため、本市では基準献立に基づいて調達した給食用物資を各学校に配送し、各学校の給食調理場で調理を行う自校調理方式をとっています。

また、平成29年3月に教育委員会で策定した「学校における食育推進指針」に基づき、各校ごとに「食育の全体計画」を策定し、食育に取り組んでいます。

食中毒対策

学校給食衛生管理基準及び衛生管理のマニュアル等に基づき、学校に納入される食材の検査の実施、加熱調理の徹底、日常点検の実施等の対策を行い、食中毒の発生防止に努めています。

給食調理業務民間委託

学校給食の一層の効率的な運営を図るため、令和3年度には、市立学校189校において、調理、教室までの運搬等について民間委託を実施しています。

■中学校給食（健康教育・食育課）

市立中学校144校（市立高校附属中学校2校含む）、義務教育学校（後期課程）1校において、令和3年4月から学校給食法等に基づく学校給食を実施しています。中学校では、民間調理施設で調理した給食をランチボックスに入れて学校に配送し提供するデリバリー方式をとっており、学校給食以外に家庭弁当等を選ぶことができます。市の責任のもと、献立作成や衛生管理を行うとともに、給食調理・配送等業務や衛生管理補助などの業務について、ノウハウや知見をもった専門の事業者に委託することによって、安全・安心で質の高い給食の提供をしています。

■公益財団法人よこはま学校食育財団（健康教育・食育課）

学校給食の充実発展とその円滑な運営を図ることを目的に、給食物資の調達、食の安全・安心への取組、地産地消及び食育の推進等を委託しています。

公益財団法人よこはま学校食育財団

所在地 横浜市中区尾上町1丁目6番地
TEL 045-662-2541、FAX 045-662-7834

■方面別学校教育事務所（各学校教育事務所）

学校教育事務所は市内4方面にそれぞれ設置されており、「教育活動支援」、「人材育成」、「学校事務支援」、「地域連携推進」を柱に、より学校に近い場所から、教育課程や学校経営等を適確・迅速かつきめ細かに支援することで、学校の自主性・自律性を高めています。更に学校が抱える様々な課題への対応力の向上を支援する「学校課題解決支援チーム」を派遣するなど、校長のマネジメントによる学校経営を推進しています。

また、教員の授業力向上を支援する「授業改善支援センター（ハマ・アップ）」を各事務所に併設、事務所としてより包括的に学校を支援する体制づくりを進めています。

・東部学校教育事務所

西区花咲町 6-145 横浜花咲ビル 4階
TEL 045-411-0603

・西部学校教育事務所

保土ヶ谷区仏向町 845-2 特別支援教育総合センター 2階
TEL 045-336-3730

・南部学校教育事務所

港南区上大岡西 1-13-8 大樹生命上大岡ビル 4階
TEL 045-843-6403

・北部学校教育事務所

都筑区茅ヶ崎中央 40-3 グランクレールセンター南 1階
TEL 045-944-5968

■地域と学校との連携（学校支援・地域連携課）

学校運営協議会の設置

保護者や地域住民のニーズを学校運営に反映させるとともに、学校・家庭・地域が一体となってより良い教育の実現に取り組むため、保護者や地域住民等が一定の権限を持って学校運営へ参画する合議制の機関である「学校運営協議会」の設置を進め、令和3年4月までに累計277校に設置しました。

学校・地域コーディネーターの養成

学校教育と地域の人材や社会的資源をつなぐ「学校・地域コーディネーター」を令和2年度には、94名養成（累計1,150名）し、子どもの学習支援や学校と地域との交流事業を推進しました。

表2 給食実施状況

令和3年5月1日現在

給食種別	校種別	実施学校数	実施児童生徒数	給食従事者数				備考
				計	栄養教諭	学校栄養職員	調理員	
完全給食	小学校	340	177,735	588	74	128	386	米飯給食 (小) 週3.5回実施 (中) 週4.5回実施 (特) 週3.5回実施
	中学校	146	77,992	—	—	—	—	
	特別支援学校	10	1,120	32	8	2	22	
合計		496	256,847	620	82	130	408	
夜間給食	定時制高校	2	1,070	—	—	—	—	

*学校数、児童生徒数について義務教育学校（前期課程）は小学校に、義務教育学校（後期課程）は中学校に含む。

よこはま学援隊の活動支援

校門・通学路など児童生徒の安全見守り活動などを行う保護者・地域住民から構成される学校安全ボランティア団体「よこはま学援隊」の活動を支援しています。

■就学奨励事業（学校支援・地域連携課）

①経済的理由により就学困難な児童生徒に対し学用品費等を支給する就学援助事業 ②個別支援学級に就学する児童生徒に対し特別支援教育の振興のため学用品費等を支給する個別支援学級就学奨励事業 ③市内の私立学校に在籍する児童生徒、外国人学校に在籍する外国人児童生徒、市内外の国・県立学校に在籍する児童生徒のうち経済的理由により就学困難な者に対し、学用品費等を支給する私立学校等就学奨励事業 ④高校生（保護者が市内居住者に限る）に対する奨学金の給付事業を行っています。

■私学助成事業（学校支援・地域連携課）

私学教育の振興を図るため、昭和57年以来、私立学校に対し施設・設備の充実を目的として助成しています。

令和2年度には、小学校（11校）、中学校（29校）、高等学校（38校）、特別支援学校（2校）、外国人学校（22校）の計102校に対して、総額で7,188万円を助成しました。*中等教育学校（2校）は、前期課程を中学校、後期課程を高等学校として積算

学校施設の整備

■学校施設（教育施設課）

全国的には、児童・生徒数は減少傾向にありますが、本市では、大規模な住宅開発などにより、児童・生徒数が増加している地域が一部あります。そのため校舎の新増築事業を進めています。

また、平成29年5月に「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」を策定し、これに基づき、学校施設の建替えを進めています。

既存の学校では、教育環境の充実を図るため、外壁・窓サッシの改修、体育館の改修、トイレの改修、エレベーターの設置、体育館への空調設備の設置などを行っています。

表3 就学援助費支給内訳 令和2年度(単位:円)

区分	支給人員	事業費
総計	32,355	1,619,995,471
小学校	20,972	661,781,819
中学校	11,383	958,213,652

※被災児童生徒分を除く

表4 個別支援学級就学奨励費支給内訳 令和2年度(単位:円)

区分	支給人員	事業費
総計	5,348	110,241,457
小学校	4,089	90,337,505
中学校	1,259	19,903,952

表5 高等学校奨学金支給内訳 令和2年度(単位:円)

区分	支給人員	月額	年額	事業費	備考
高等学校	1,800	5,000	60,000	108,000,000	支給

※辞退による未支給あり

表6 小中学校新增改築事業 令和2年度

区分	校数	校名
総計	小学校	2校
	中学校	
	特別支援学校	
新設校	小学校	
	中学校	
	特別支援学校	
増築校	小学校	2校 山内小、綱島東小
	中学校	
改築校	小学校	
	中学校	

表7 大規模改造等 令和2年度

事業名	校数	校名
防災機能強化	30校	上飯田中ほか
大規模改造	37校	汐入小ほか
体育館空調設備設置	3校	梅林小ほか

■学校用地(教育施設課)

校庭や運動施設などの整備を行い、児童・生徒が安全に体育活動等ができるよう、良好な環境づくりに努めています。

生涯学習の推進

■生涯学習の推進(生涯学習文化財課)

生涯学習を通じて、市民の皆さん一人ひとりがいきいきと暮らせる「ちから」を育み、様々な人々がつながりながら、支えあい、豊かに共存するまち“横浜”の創造を基本理念に、様々な主体の連携や協働により、多彩な学習資源の活用や、学習活動を支援する担い手の育成を推進しています。

社会教育委員の設置

学校教育関係者、社会教育関係者、学識経験者、家庭教育関係者、その他教育委員会が必要と認める者に社会教育委員を委嘱し、社会教育に関する調査・研究に取り組んでいます。

生涯学習を支援する体制の整備

市民の皆さんの自主的な学習活動を支援するため、市民活動・生涯学習支援センターの運営を各区で実施し、学習情報の提供、学習相談等を行っています。

また、生涯学習を全市の視点から総合的に推進していくため、調査・研究や学習情報の収集・整理、生涯学習関係職員への研修などを行っています。

■生涯学習の振興(生涯学習文化財課、学校支援・地域連携課)

人生100年時代が到来し、ICT活用の進行などを背景に、市民の皆さんの学習活動への参加意欲はますます高まっています。一方、家庭や地域の教育力低下への対応、地域コミュニティの再生と地域教育力の活用など、新たな課題も生まれています。こうした状況に対応するため、様々な機会を提供し、生涯学習の振興を図るとともに、学校への支援を進めています。

1 社会教育コーナーの管理運営

市民の皆さんの生涯学習・社会教育活動の場を提供しています。

横浜市社会教育コーナー

所在地 磯子区磯子3-6-1-1

TEL・FAX 045-761-4321

2 家庭教育の支援

親子で参加する「体験活動」や、子育てについて学ぶ「学習会」などを活用して、大人同士が交流し、地域で気軽に話し合える関係のきっかけづくりを目的とした事業を実施しています。

また、父親の子育て参加の機会を広めるため「おやじの会」の活動を支援しています。

表8 文化財関連施設一覧表 ※印 指定管理者制度導入 生涯学習文化財課

名 称	所 在 地	TEL	FAX	開館時間	休 館 日	入館料	概 要
※横浜歴史博物館	都筑区中川中央 1-18-1	045 (912) 7777	045 (912) 7781	午前9時 ～午後5時※	月曜日 (祝日を除く) 年末・年始他	有 料	横浜に生きた人びとの生活の歴史を展示の基本理念 としています。 ホームページ http://www.rekihaku.city.yokohama.jp/
大塚・歳勝土遺跡 (国指定史跡)	都筑区大塚西1 大塚・歳勝土 遺跡公園内	045 (912) 7777	045 (912) 7781	午前9時 ～午後5時※	月曜日 (祝日を除く) 年末・年始他	無 料	弥生時代のムラの跡で堅穴住居7棟をはじめ高床式 倉庫などを復元して公開しています。
埋蔵文化財センター	栄区野七里 2-3-1	045 (890) 1155	045 (891) 1551	午前9時 ～午後5時※	土・日曜日 祝日 年末・年始	無 料	横浜市内の出土品を収蔵展示室で公開しています。 ホームページ http://www.rekihaku.city.yokohama.jp/maibun/
※横浜開港資料館	中区日本大通3	045 (201) 2100	045 (201) 2102	午前9時30分 ～午後5時※	月曜日 (祝日を除く) 年末・年始他	有 料	開港期を中心とする横浜の歴史資料を集め、閲覧に 供するとともに、広く公開・普及、展示をしています。 ホームページ http://www.kaikou.city.yokohama.jp/
※横浜都市発展 記念館	中区日本大通 12	045 (663) 2424	045 (663) 2453	午前9時30分 ～午後5時※	月曜日 (祝日を除く) 年末・年始他	有 料	開港期から現在にいたる都市横浜の発展の歩みを、昭和 戦前期を中心に、「都市形成」「市民のくらし」「ヨコハマ 文化」の3つの側面にスポットをあてて展示しています。 ホームページ http://www.tohatsu.city.yokohama.jp/
※横浜ユーラシア 文化館	中区日本大通 12	045 (663) 2424	045 (663) 2453	午前9時30分 ～午後5時※	月曜日 (祝日を除く) 年末・年始他	有 料	ヨーロッパとアジアを合わせた広大なユーラシア地 域の考古学、美術、歴史、民俗、文化などに関する 資料を展示しています。 ホームページ http://www.eurasia.city.yokohama.jp/
※横浜市三殿台 考古館	磯子区岡村 4-11-22	045 (761) 4571	045 (761) 4603	午前9時※ ～午後5時(4月～9月) ～午後4時(10月～3月)	月曜日 (祝日を除く) 年末・年始	無 料	縄文・弥生・古墳の各時期の遺跡が複合する国指定 史跡三殿台遺跡の公開をしています。 ホームページ http://www.rekihaku.city.yokohama.jp/shisetsu/sandd/
横浜市八聖殿郷土 資料館	中区本牧元町 76-1 本牧臨海公園内	045 (622) 2624	045 (622) 2657	午前9時30分 ～午後4時※	第3水曜日 (祝日を除く) 年末・年始	無 料	市内の近世から現代に至る庶民の生活用具であった 民俗資料等を展示しています。 ホームページ http://www.rekihaku.city.yokohama.jp/shisetsu/hasei/
市ヶ尾横穴古墳群 (県指定史跡)	青葉区市ヶ尾町 1639-2	連絡先 045 (671) 3284				無 料	6世紀後半から7世紀後半にかけて、関東地方南部 の古墳文化を解明する上で貴重な横穴墓群を公開し ています。
稲荷前古墳群 (県指定史跡)	青葉区大場町 156-10外	連絡先 045 (671) 3284				無 料	『古墳の博物館』と呼ばれ各種の古墳が作られた遺跡 で、3基の古墳を保存公開しています。
称名寺境内 (国指定史跡)	金沢区金沢町 212	連絡先 045 (671) 3284		午前9時 ～午後5時※		無 料	称名寺の寺域、称名寺の塔頭、金沢文庫跡推定地、 背後の丘陵等の歴史的景観を含んだ旧境内地を国指 定史跡として管理しています。

※新型コロナウイルスの影響により、開館時間は変更になっている場合があります。

表9 野外活動施設一覧表 小中学校企画課

名 称	所 在 地	電話番号	休 館 日	R2年度利用者数
少年自然の家赤城林間学園	群馬県利根郡昭和村糸井 7135	0278-24-7011	3/3～5/31	3,025
少年自然の家南伊豆臨海学園	静岡県賀茂郡南伊豆町子浦 1437	0558-67-0255	※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため	1,042

※少年自然の家赤城林間学園のキャンプ場についてはH26.3.31廃止。

3 社会教育関係団体の活動支援・指導者養成

自主的・自立的な社会教育関係団体の活動を支援することにより、団体の振興と活性化を図っています。

PTAには、横浜市PTA連絡協議会機関紙「PTAよこはま」発行や、新任役員研修会等に対する経費や、各区・部会PTA連絡協議会研修事業等に対する経費の一部を補助しています。

4 成人式の開催

大人になったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝い励ますために、「『成人の日』を祝うつどい」を開催しています。

5 読書活動の推進

「横浜市民の読書活動の推進に関する条例」に基づき、令和元年12月に「第二次横浜市民読書活動推進計画」を策定し、市全体で読書活動を推進しています。

さらに、全区で策定した読書活動の目標に基づき、多くの人が読書に親しみ、楽しむことができるよう区役所、図書館、学校が連携して取組を進めています。

■学校開放の推進（学校支援・地域連携課）

学校施設の開放

地域における文化・スポーツ活動の場として、学校教育上支障のない範囲で市立小・中学校、特別支援学校の校庭、体育館、音楽室などの開放を行っています。

運営については、登録団体や地域の方を中心に組織された「文化・スポーツクラブ」により、自主的・自立的に行われています。

コミュニティハウス（学校施設活用型）の開設

地域における学習・文化・福祉活動などの場として、また地域の人のふれあいや学校と地域との交流・連携を深める場として開設しています。

施設内容としては、研修室（多目的室）、和室、ミーティングサロン、図書コーナーなどがあります。

■文化財保護（生涯学習文化財課）

横浜市指定・地域文化財の保護助成

横浜市文化財保護条例に基づき、横浜の歴史、文化又は自然を理解するうえで重要なものを市指定文化財に指定し、地域が大切に守ってきたもの、地域の歴史を知る

うえで必要なものを地域文化財として登録します。

これらの文化財に対して、所有者への修理補助金、管理奨励金を交付しています。

令和3年度指定件数

横浜市指定文化財 指定2件

史跡等の保護

国指定史跡三殿台遺跡をはじめ、国指定史跡大塚・歳勝土遺跡、県指定史跡市ヶ尾横穴古墳群・稲荷前古墳群等の良好な維持管理に努めます。

無形民俗文化財の保護

市内の地域性のある民俗芸能を保存する団体に補助金を交付し、伝承と後継者の育成を図ります。

天然記念物の保護

国指定天然記念物「ミヤコタナゴ」の保護育成を図るための保護増殖・生息地復元調査等を実施しています。

埋蔵文化財の保護

文化財保護法に基づき、緊急発掘調査等を行い土木工事等により失われる埋蔵文化財の保護に努めています。

文化財の調査研究

市内にある各種文化財の現況を把握するための総合調査を行い、文化財保護行政の基礎資料とするほか、専門的な学術調査も実施しています。

文化財の普及活動

文化財に対する市民の皆さんの理解と関心を高めるために、埋蔵文化財の発掘調査の成果を標示した旧跡・由来板や、指定・登録された文化財の説明板を設置する他、文化財の学校教材としての活用や、文化財を所有する方の御協力をいただき、特別公開事業を実施する等の取組を進めています。

■公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団（生涯学習文化財課）

ふるさと意識の醸成と市民文化の発展に寄与することを目的として設立された公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団に対し、横浜市歴史博物館等文化財関連5施設の指定管理者として管理運営及び歴史・文化財の普及、調査研究、資料収集保管等の各種事業を委託しているほか、市内史跡等の管理を委託しています。

公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団

所在地 都筑区中川中央1-18-1（横浜市歴史博物館内）

TEL 045-912-7771、FAX 045-912-7780

横浜市立図書館

■図書館の運営（企画運営課、調査資料課、サービス課、地域図書館17館）

図書館の運営とサービス

横浜市立図書館では、市民の皆さんの生涯学習・課題解決・読書活動を支援しています。市立図書館全館をオンラインで結ぶ図書館情報システムにより、全館の所蔵資料を検索、どの図書館でも貸出・返却・予約ができます。また、図書等の発注・整理などの作業は中央図書館で集中処理し、業務を効率化しています。ホームページ

では、蔵書の検索ができるほか、地域資料リスト等、各種の情報発信も行っています。

「広域相互利用」の協定を、川崎市、鎌倉市、藤沢市、大和市、横須賀市、町田市、逗子市の隣接7市全てと締結し、各自治体の市民が図書館を相互に利用できるサービスを実施しています。

【各図書館】

各図書館では、各区で策定した読書活動推進目標に基づき、収集している豊富な図書等の資料や司書職員の専門性を活かし、地域性に応じた自主企画事業を行っています。区役所や地域の各種機関・企業と連携し、効果的な事業展開に取り組んでいます。図書館における市民参加の仕組みづくりにも取り組み、おはなし会や本の修理などのボランティアを養成・支援する講座を開催し、同時に活動の場も提供しています。

【蔵書充実などの取組】

「横浜市立図書館資料収集基準」に基づく資料収集を継続実施しています。各分野の基本書や定番図書を核に、市民の皆さんの多様な情報要求に応えられる蔵書の構築を推進しています。

令和3年3月から、新たな取組として電子書籍サービスの試行を開始しました。

また、市民・地域団体・企業・大学などから積極的に図書の寄贈を受け付け、蔵書の充実を図っています。

【障害者サービス・移動図書館・団体貸出事業】

中央図書館では、視覚に障害がある方向けの録音資料・点字資料の郵送貸出、来館が困難な方向けの図書の配送貸出を実施しているほか、デジタル録音図書再生機を設置しています。各図書館では、対面朗読サービスを行っています。

市民の皆さんの身近なところでの読書機会の充実のため、①移動図書館「はまかぜ号」では、約3,000冊の本を積載し、市内21か所を巡回、②団体貸出事業では、中央図書館と5つの地域図書館で、地域団体が運営する地域文庫などに最大1,000冊まで一括貸出しています。

市民の学習活動・課題解決の支援

図書館の資料を使って、調べものや資料・情報探しの援助を行うレファレンス（調査相談）サービスでは、窓口、電話、電子申請などで受け付け、市民の皆さんからの相談のほか、市役所各部署からの調査依頼にも応じています。

また、就労や子育て、医療健康、法情報など、区の特性に合わせた資料や情報を、各区の図書館でコーナー化するなどして再編し、市民の皆さんの生活課題の解決に役立つ情報を、わかりやすい形で提供するよう努めています。

講座・講演会、企画展示については、大学や専門研究機関、民間団体や市役所各区局と連携した事業に、積極的に取り組んでいます。中央図書館では「ヨコハマライブラリースクール」を開催し、最新の研究成果や、起業や医療などの生活課題について幅広く学習する機会を提供しています。

図書館のホームページでは、絵地図などの歴史的資料や市民の皆さんから提供を受けた写真をデジタル化し、アーカイブ「都市横浜の記憶」として公開しています。

表10 横浜市立図書館

令和3年3月31日現在

館名	所在地	電話番号	併設施設	閲覧席 (児童)	資料数								開館 日数	入館者数	
					図書資料			音楽映像 資料	点字 図書	総数	新聞	雑誌			点字 雑誌
					一般書	児童書	計								
中央図書館	〒220-0032 西区老松町1	045 (262) 0050	公共駐車場	735 (32) 席	1,552,947 冊	185,035 冊	1,737,982 冊	28,684 点	1,451 冊	1,768,117 冊	193 紙	1,386 誌	9誌	303	630,856人
鶴見図書館	〒230-0051 鶴見区鶴見中央 2-10-7	045 (502) 4416	保育所	41 (10)	74,226	35,310	109,536	-	0	109,536	10	77	-	303	190,026
神奈川 図書館	〒221-0063 神奈川区立町 20-1	045 (434) 4339	老人福祉 センター	44 (16)	86,479	31,911	118,390	-	1	118,391	12	79	-	303	246,959
中 図書館	〒231-0821 中区本牧原 16-1	045 (621) 6621	地区センター・ 知的障害者 通所施設	41 (15)	76,367	32,276	108,643	-	151	108,794	21	118	-	303	169,103
南 図書館	〒232-0067 南区弘明寺町 265-1	045 (715) 7200	公園プール・ 自転車駐輪場	46 (16)	73,794	30,178	103,972	-	150	104,122	15	144	-	300	227,430
港南図書館	〒234-0056 港南区野庭町 125	045 (841) 5577	-	37 (12)	76,321	33,877	110,198	-	22	110,220	20	76	-	300	136,885
保土ヶ谷 図書館	〒240-0006 保土ヶ谷区星川 1-2-1	045 (333) 1336	公会堂	90 (18)	114,899	51,516	166,415	-	150	166,565	16	76	-	303	242,896
旭 図書館	〒241-0005 旭区白根 4-6-2	045 (953) 1166	公共駐車場	38 (10)	85,699	34,595	120,294	-	0	120,294	11	78	-	300	177,857
磯子図書館	〒235-0016 磯子区磯子 3-5-1	045 (753) 2864	区役所・ 公会堂	57 (20)	110,030	44,180	154,210	-	0	154,210	12	107	-	299	247,510
金沢図書館	〒236-0021 金沢区泥亀 2-14-5	045 (784) 5861	地区センター	51 (12)	108,847	45,394	154,241	-	160	154,401	15	87	-	302	298,281
港北図書館	〒222-0011 港北区菊名 6-18-10	045 (421) 1211	地区センター	110 (12)	118,392	52,639	171,031	-	212	171,243	19	113	-	300	363,466
緑 図書館	〒226-0025 緑区十日市場町 825-1	045 (985) 6331	老人福祉 センター・地 域ケアプラザ	40 (20)	76,440	38,494	114,934	-	63	114,997	25	73	-	303	258,458
山内図書館	〒225-0011 青葉区あざみ野 2-3-2	045 (901) 1225	地区センター	89 (32)	115,378	72,752	188,130	-	152	188,282	13	113	-	303	358,983
都筑図書館	〒224-0032 都筑区茅ヶ崎中央 32-1	045 (948) 2424	区役所・ 公会堂	76 (27)	109,460	49,417	158,877	-	0	158,877	18	160	-	302	597,399
戸塚図書館	〒244-0003 戸塚区戸塚町 127	045 (862) 9411	公会堂・ 地区センター	73 (24)	131,291	52,768	184,059	-	143	184,202	16	78	-	300	430,551
栄 図書館	〒247-0014 栄区公田町 634-9	045 (891) 2801	-	57 (23)	76,127	34,152	110,279	-	155	110,434	12	62	-	299	226,986
泉 図書館	〒245-0016 泉区和泉町 6207-5	045 (801) 2251	-	35 (12)	87,651	35,047	122,698	-	150	122,848	13	77	-	303	170,902
瀬谷図書館	〒246-0015 瀬谷区本郷 3-22-1	045 (301) 7911	-	33 (7)	77,040	35,328	112,368	-	0	112,368	12	67	-	300	130,304
全館計					3,151,388	894,869	4,046,257	28,684	2,960	4,077,901	453	2,971	9	-	5,104,852

(注1) 閲覧席のこは内数、統計数値については、令和3年3月31日現在または令和2年度年間の数値

(注2) 「資料数」内の「図書資料」には、団体貸出用を含む (注3) 中央図書館の「資料数」は、移動図書館を含む

開館時間 火～金曜日…中央図書館・山内図書館 午前9時30分～午後8時30分、地域図書館(山内図書館を除く) 午前9時30分～午後7時
土・日・月曜日・祝日・12/28…午前9時30分～午後5時 1/4…正午～午後5時

休館日 施設点検日(月1回)、年末年始(12/29～1/3)、図書特別整理期間(3日間)

※令和2年3月2日から4月10日まで、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、閲覧フロアへの立ち入りを中止。4月11日から5月26日まで、国の緊急事態宣言を受け臨時休館。

5月27日から予約図書の貸出を再開。6月10日から閲覧フロアへの立ち入りを再開。6月24日から新聞・新刊雑誌の閲覧、座席の利用を再開。

これらのデータは、企業や民間団体の事業でも活用されています。

学校や地域と連携した読書活動推進

子どもに身近な学校図書館への支援のため、①教職員向け貸出や授業支援に役立つ本をまとめたセット貸出②外国語を母語とする児童生徒向け図書の学校貸出、③学校図書館ボランティアや学校司書向けの研修や相談など

を実施しています。

一方、地域と連携した読書活動推進の支援のため、①保育施設や福祉施設など地域で活動するボランティア向けに絵本の読み聞かせ講座等を開催、②地域の施設での出張講座などを実施しています。

教育センター

■教育センター事業（教職員育成課、教育課程推進室）

教育センター

教育センターでは、教職員への研修・指導等の他、教育に関する調査研究事業、カリキュラム開発に関する事業を行うとともに、研修室、授業改善支援センター（ハマ・アップ）を設置し、教職員の研究・研修を支援しています。

授業改善支援センター（ハマ・アップ）

教職員の授業力向上のための支援の一環として、各学校教育事務所に併設し、教育関係の新刊図書や雑誌、学習指導案を収集・整備し、教職員が閲覧できるようにしています。

■教職員育成事業（教職員育成課）

教職員研修

年々複雑化・多様化していく教育課題に対応していくため、「人材育成指標」に基づき、オンライン研修や集合研修、派遣研修などの各種研修を初任者から管理職に対し、実施することにより、教職員の資質・能力の向上を図っています。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、海外研修派遣は中止するとともに、大学・企業への研修派遣はeラーニングなどのオンラインを活用し取り組んでいます。

また、大量採用した初任者等が円滑に学習指導者校内業務を行えるよう、学校管理職経験者等を初任者等支援員として派遣し、経験の浅い教職員への支援を行っています。

■教員養成事業（教職員育成課）

よこはま教師塾「アイ・カレッジ」

優秀な人材の確保及び実践力のある教員の養成を図るため、本市教員志望者を対象としたよこはま教師塾「アイ・カレッジ」を開講しています。

「アイ・カレッジ」では、実践的な講義・演習等を行うとともに、大学設置型の「アイ・カレッジ」を「横浜国立大学」、「日本体育大学」で実施するなど、大学と連携して学校が求める教員の養成に取り組んでいます。

なお、卒業した塾生は、令和4年度実施の横浜市教員採用試験において、アイ・カレッジ特別選考区分で受験することができます。

大学等との連携・協働事業

教職経験が浅い教員の増加が引き続き見込まれる中、学校での実際の状況を踏まえた実践力のある教員の養成が求められています。このため、学生が学校現場を体験して実践力を付ける場の提供を目的に、教育ボランティアやインターンシップの受入れを図っています。また、令和2年度に引き続き、コロナ禍において、教育実習時期の延期や期間の弾力化等を行い、教育実習が実施できるように取り組んでいます。今後も、大学等との連携・協働により、教員の養成から育成まで、連続した一体的な取組の充実を図っていきます。



「ロイロノート・スクール説明会」風景

■教育課程開発・授業改善支援・学校評価推進事業（教育課程推進室）

教育課程開発

「横浜市立学校 カリキュラム・マネジメント要領」に基づき、各学校が、「育成を目指す資質・能力」を育むカリキュラム・マネジメントを推進する支援をしています。

また、「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業改善を進めるための情報を各学校に提供しています。

学校が自主的・自律的に新学習指導要領や「横浜教育ビジョン2030」の理念を踏まえた教育課程の編成等を進めていけるように、学校らしさを生かしたカリキュラム・マネジメントへの支援を充実していきます。

小中一貫教育推進

全ての小・中学校で「小中一貫教育推進ブロック」を設置し、小・中学校の教職員の連携・協働による義務教育9年間の連続性のある教育の実現に向けた支援を行っています。

平成28年度に本市教育委員会の規則の改正を行い、これまで5ブロックに中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校の制度を導入しました。令和2年度から新たに2ブロックを追加し、併設型小・中学校7ブロックと義務教育学校2校が9年間を通した資質・能力の育成を目指すカリキュラム・マネジメントの充実に向けた研究を進め、その成果を全市立学校に向けて発信します。

授業改善支援

増加する新任教員の授業力向上を支援するため、市内4か所に「授業改善支援センター（ハマ・アップ）」を開設しています。新刊図書や実践資料である学習指導案等を情報資料として提供するとともに、指導主事や授業改善支援員などによる「授業づくり講座」や「出前授業づくり講座」「授業づくり相談」によって、授業力や教師力の向上を支援しています。

学校評価の推進

「横浜市学校評価ガイド」〈平成30年度改訂版〉に基づき、各学校は、取組の現状と課題について把握し、学校経営の改善につなげる中期学校経営方針を作成し、取組を進めます。また自己評価や保護者・地域住民・学校運営協議会等による学校関係者評価を活用し、学校評価

の取組を推進します。

教育総合相談センター

■教育総合相談センター（人権教育・児童生徒課）

不登校やいじめ、友人関係、学習方法などの教育相談や不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援などを行っています。

教育相談

一般教育相談では、不登校、友人関係、学習などの教育に関する様々な相談に電話で応じています。専門相談では、臨床心理士や児童精神科医師等を配置し、複雑かつ専門的な相談に対応しています。

いじめ110番では、365日24時間体制、フリーダイヤルにより、「いじめ」等に関する相談に対応しています。

学校生活あんしんダイヤルでは、社会福祉の専門職であるスクールソーシャルワーカーが児童生徒やその保護者から、直接いじめの申し立てを受けるほか、いじめや不登校の背景にある学校生活での困りごとの相談を受け、早期解決を図ります。

身近な場所で気軽に相談できるよう、各区福祉保健センター（子ども・家庭支援相談）に教育相談員とカウンセラーを配置し、保健師や保育士と一体となって、乳幼児期から学童期・思春期までの切れ目のない相談に対応しています。

また、子どもや保護者、教員へ心理的な支援・助言等を行うため、カウンセラーを全小・中・義務教育学校に配置し、週1回程度相談できる体制を整えているほか、いじめや不登校などの背景にある様々な課題の解決を図るため、社会福祉の専門職であるスクールソーシャルワーカーを方面別学校教育事務所及び人権教育・児童生徒課に配置し、全小・中・義務教育学校及び高等学校・特別支援学校を定期的に訪問し教職員とともに子どもを支援できる体制を整えています。

スクールスーパーバイザー派遣事業では、教員の問題解決能力の向上を図るため、心理の専門家等を学校に派遣して、教員への相談・助言を行っています。

不登校児童生徒への支援（横浜教育支援センター）

不登校児童生徒の社会的自立を目指し、家庭にひきこもりがちな児童生徒に対し、大学生や大学院生が家庭訪問を実施し、子どもに寄り添った活動を行うハートフルフレンド、週に1回程度通室し、創作活動や、軽スポーツ活動を行うハートフルスペース（適応指導教室）、週に5回を限度に通級し、学習等を行うハートフルルーム（相談指導学級）を運営し、不登校児童生徒一人ひとりの状況に応じた支援を行っています。

また、浦舟複合福祉施設の一部を活用し、不登校児童生徒への学習支援等を行う事業（ハートフルみなみ事業）を民間事業者に委託するとともに、令和元年度から、家庭訪問による学習支援等事業を民間事業者に委託して実施するなど、民間事業者との連携や協働を通して、支援の充実を図っています。

さらに、不登校傾向にある生徒をはじめ、在籍級には

登校できないものの別室であれば登校できる生徒を対象として、特別支援教室等に、不登校生徒への対応の経験が豊富な教員経験者等を配置し、校内の教科担当による指導やオンライン学習教材による学習支援等の活用により、一人ひとりの状況にあった支援を令和2年度は市内8校で実施し、令和3年度は新たに12校を加え、20中学校で実施しています。

加えて、令和3年度から、ひきこもり傾向にある不登校児童生徒を対象にオンライン学習教材を活用し、家庭での学習機会の確保及び学習の定着を目指す「アットホームスタディ事業」を開始しています。



公立大学法人
横浜市立大学



「横浜から世界へ羽ばたく」人材育成と知の創生・発信

横浜市立大学は「国際都市横浜と共に歩み、教育・研究・医療分野をリードする役割を果たすことをその使命とし、社会の発展に寄与する市民の誇りとなる大学」を目指します。

大学の魅力を一層高めつつ、学生・市民・社会に対して大学が有する知的・医療資源の還元積極的に取り組み、2028年度に迎える創立100周年と次の100年に向けて、大学の歴史と伝統を重んじ、更なる発展を目指します。

< 2021年度の位置づけ >

第3期中期計画（2017～2022年）の5年目となる2021年度は、中期計画の仕上げに向けた取組を強化し、第4期中期計画を見据えた課題の整理等、ウィズコロナにおいても、本学が更なる発展に向けて議論を深化させる年度と位置付けています。

職種や立場、学内外を超えたつながりを意識し、大学・病院の特長をさらに発展させることで、“激動する社会の変革をリードする大学”となり、プレゼンスの向上を目指します。

■ 横浜市立大学の運営

公立大学法人横浜市立大学は、経営組織と教育研究組織の役割を区分し、それぞれの権限と責任の所在の明確化を図っています。

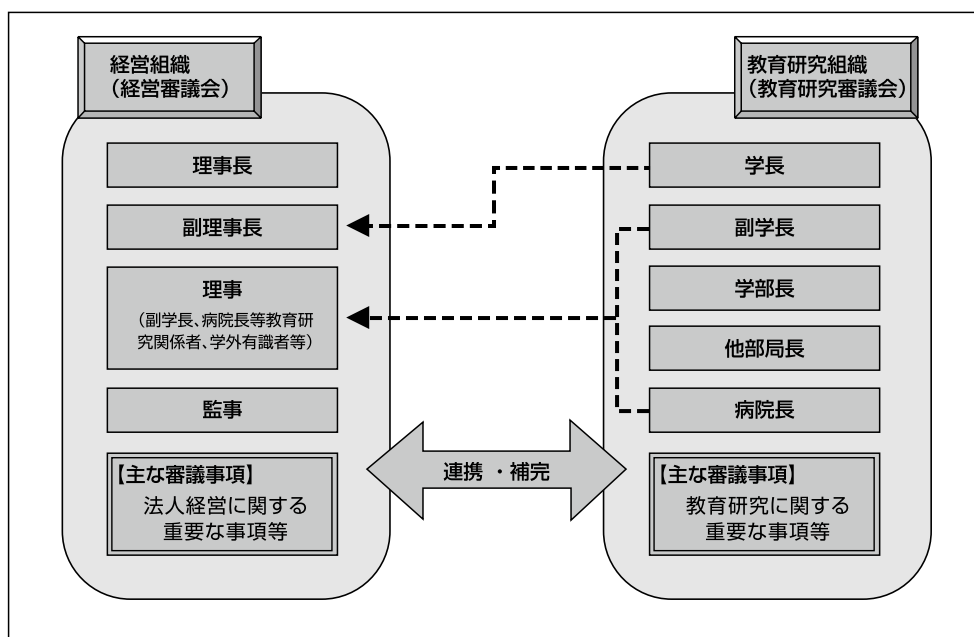
経営審議会は、法人の経営に関する重要事項等について審議する機関であり、法人の代表者である理事長をトップとして、副理事長、理事等で構成されています。

教育研究審議会は、大学の教育研究に関する重要事項

について審議する機関であり、教育研究組織の最高責任者である学長をトップとして補佐役の副学長や、学部長をはじめとした部局長等、教育研究関係者を中心に構成されています。

なお、経営審議会に副理事長となる学長をはじめ、副学長等も参加する構成となっており、教育研究組織としての自主性、自立性を確保しながら経営側と連携する体制となっています。

図1 運営体制

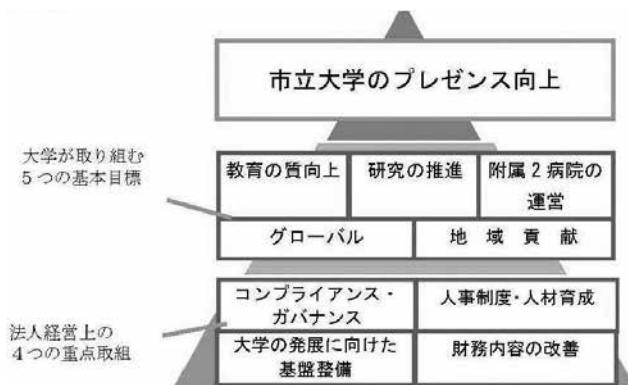


■ 横浜市立大学の経営

第3期中期計画は、大学が取り組む5つの基本目標と法人経営上の4つの重点取組で構成され、これを推進することで市立大学のプレゼンスを向上させます。特に、平成17年度の法人化を機に、自主・自律的な大学運営が可能となり、法人の安定した経営基盤を確立し、大学や病院の運営を推進していくことは重要です。

今後、市立大学の強みや特色を生かしながら、更なる改善取組に努めるとともに、将来を見据えた経営を進め、市立大学を発展させ、市民の皆さんにしっかりと貢献してまいります。

図2 中期計画の概要



大学案内

- 2022（令和4）年度大学案内
アドミッションセンターで配布
入構規制時は金沢八景キャンパス正門守衛室にて配布
- 大学 web サイト
アドレス <https://www.yokohama-cu.ac.jp/>



金沢八景キャンパス

■ 学部

平成17年度の公立大学法人化において、国際総合科学部と医学部の2学部制でスタートしましたが、平成30年度にデータサイエンス学部を新設。さらに、平成31年度には、国際総合科学部を再編し、国際教養学部、国際商学部及び理学部を設置し5学部体制となりました。専門性が見える化し、複雑化する社会課題に対応できる人材を育成します。

国際教養学部

国際教養学部では、豊かな教養と高い思考力、さらには、高い外国語運用能力と課題解決に向けた実践的な力を

を養う教育を展開しています。これにより、多文化共生社会の実現や世界規模の課題、現代のさまざまな都市における諸問題の解決に貢献できる人材の育成に取り組んでいます。

国際商学部

国際商学部では、経営学・経済学を中心とする学問的専門性に基づき、国際的な労働・製品・金融市場の動向を踏まえた社会経済活動を学ぶとともに、国際商業都市・横浜という地域での学びを通じて、既成概念にとらわれない課題発見力と企画立案力、そして実業界で役立つビジネス英語の力を培います。これにより、ビジネスや公的組織で活躍する幅広い職業人の養成に取り組んでいます。

理学部

理学部では、自然科学の基礎を全般的に学ぶことで、物質科学の概念を踏まえて細胞・個体スケールの生命現象をとらえることができる人材、生命現象を原子・分子スケールで起こる物質科学としてとらえることができる人材の育成を目指すとともに、医学・農学・工学などの連携研究にも積極的に挑戦できる人材の育成に取り組んでいます。

データサイエンス学部

データサイエンス学部では、データを読み解くために必要な数理や統計の基礎的な知識をはじめ、PBL（課題解決型学修）を通じ、イノベーションを起こす発想力、そして次世代に通用するビジネス力を養うことで、データサイエンティストに必要な素養を身に付けた人材の育成に取り組んでいます。

医学部

近年、医学・医療の進歩はめざましく、先端医療に対応できる専門知識はもとより、生命倫理や尊厳に関わる問題への配慮など多様な能力が強く求められています。

医学部では、課題解決能力を導く教養と豊かな人間性、生命と個人の尊厳を尊ぶ倫理観を備え、全人的な人間理解と人権尊重の態度を育てています。

医学科では、医学研究科、附属2病院と連携して医学教育を行い、医学・医療分野における課題を解決するための創造的研究を推進し、最新の医療技術を臨床現場に導入して、全人的医療を実践できる人材の育成を目指しています。教育カリキュラムを通じて、地域医療の担い手たるプライマリ・ケア医をはじめとする医師に加え、生命科学、医学、医療の分野をリードする臨床医、医学研究者、医学教育者、医療行政官など、医学・医療の分野における指導的医師・研究者を育成します。

看護学科では、専門的知識や技術とともに、豊かな人間性、高い倫理観、管理・調整能力、さらに問題解決能力を備えた高い資質の看護職の育成社会に取り組んでいます。

■ 大学院

市立大学では、学部の学びと深く結びつき、より高度な研究や専門性を追求できる大学院を設置しています。

従来の5研究科（人文科学系の都市社会文化研究科（都市社会文化専攻）、国際マネジメント研究科（国際マネジメント専攻）、理学系の生命ナノシステム科学研究科

(物質システム科学専攻・生命環境システム科学専攻)、生命医科学研究科(生命医科学専攻)、医学系の医学研究科(医科学専攻・看護学専攻)に加え、社会が求める高度なデータサイエンティスト育成のためにデータサイエンス研究科(データサイエンス専攻・ヘルスデータサイエンス専攻)を設置し、6研究科体制となりました。

大学院は、各分野における次世代を担う人材育成と研究成果や知的財産の社会還元などを通じて、積極的な地域貢献を果たします。

都市社会文化研究科

都市社会文化研究科では、超高齢化・国際化等の現代社会の課題を解決するために、これまでの研究科で蓄積した成果を活用・発展させ、人文科学の深い知見を基盤とし、その応用として多文化共生社会の形成、環境先進都市の創出といった現実の都市問題等に実践的に取り組んでいける人材を育成します。

教育課程の特色として、多分野融合型の授業科目を提供し、市内の国際機関、自治体関連団体をはじめとする地域社会と実践的な連携を行っています。また、社会人を積極的に受け入れるため、昼夜開講プログラムや昼夜隔年間講制を行っており、博士前期課程では、研究報告書によって学位を取得できる制度を導入しています。

博士前期課程の履修科目は総合研究科目、特講科目、演習科目(特別研究科目)の3種類とし、さらに特講科目は、人文学の基礎を学ぶ基礎科目と応用的、実践的分野を学ぶ展開科目から構成され、基礎から応用まで多角的に学べるカリキュラムとしています。

博士後期課程では、多分野交流演習、攻究科目、演習科目の3種類の科目群を用意し、研究者及び高度専門職業人の養成に取り組んでいます。

国際マネジメント研究科

国際マネジメント研究科では、国際的な経済環境の変化を素早く総合的に分析し、的確な戦略を実行できる人材、また、企業の海外進出、特にアジアへの進出に重点を置き、本格的に海外に展開する企業及びこれらの企業を支援する組織で活躍できる、国際的なマネジメントの知識、戦略及びセンスを備えた人材を育成します。

この教育目標を達成するため、博士前期課程では、履修科目群を基礎科目と応用科目で構成し、専門知識を2段階で身につける体制を整えます。また、2年間の研究指導を通じて、問題発見能力、資料収集能力、問題解決能力及びプレゼンテーション能力の向上を図ります。博士後期課程では、多様な分析手法に関する科目、グローバルな視点から効率的企業経営を達成するために必要な知識を扱う科目、実践的テーマや喫緊の経営課題を扱う科目及び学内外の研究者が集って最先端の議論を交わす総合演習等が用意され、多角的な分析能力を養います。

生命ナノシステム科学研究科

生命ナノシステム科学研究科では、複雑な生命システムを物質科学の立場から解明し、創薬・医療や食料・生物環境など人類社会の持続的発展のために必要な諸問題の解決策を見出すべく、これまでの物理・化学・生物の融合をさらに進め、高度な科学技術を担う人材、また産業の活性化に関わる諸問題に対して積極的に取り組む人材を育成します。



鶴見キャンパス



舞岡キャンパス



福浦キャンパス



みなとみらいサテライトキャンパス

研究科の2つの専攻は、計測・情報科学に基づき、電子・原子・分子レベルからナノスケールシステム構築の解明を目指す物質システム科学専攻、ゲノム科学に基づき遺伝子・タンパク質レベルから細胞システム構築の理解を目指す生命環境システム科学専攻から構成されています。

これら2つの専攻は、研究科の共通理念のもと固有の階層的研究対象を持ちながら、お互いに補完協力する関

係にあることを特長とします。

また、グローバルな研究者育成のために、連携大学院協定を結ぶ理化学研究所、海洋研究開発機構、物質・材料研究機構、NTT物性科学基礎研究所、農業・食品産業技術総合研究機構との連携を強化するとともに、国外の研究教育機関との間に新たな世界的交流のネットワーク構築を推進し、統合科学を目指します。

生命医科学研究科

生命医科学研究科では、ポストゲノム時代に対応できる研究開発能力を持った人材を育成するために、革新的な計測技術を駆使した生物学の新分野として原子レベルや分子レベルでの生命医科学の確立を目指します。

生命原理を物質に基づき原子レベルで解明する構造生物学を基盤として、生体分子→生体超分子複合体→細胞内オルガネラ→細胞→器官→個体からなる生命の階層性を理解する教育を行うとともに、細胞極性や細胞ネットワークにおける細胞間コミュニケーション、分化や細胞初期化に関連するエピゲノム、再生医療につながる生殖細胞の独自性、あるいはさらに高次生命現象としての神経科学などを分子レベルや原子レベルで理解し、様々な疾病に対する合理的な創薬等の教育も行います。

そして、令和3年度からはクライオ電子顕微鏡を用いる構造ダイナミクス部門を新設し、生体分子などの構造や仕組みを明らかにする教育研究の充実を図ります。

また、国内の国立研究開発法人等（理化学研究所、産業技術総合研究所、国立医薬品食品衛生研究所）との連携や国外の教育機関とのネットワークにより、グローバルな視点からも教育を行い、本研究科で得られた知識、経験を基に人類の抱える健康、環境、衛生、医療等の課題に国内外で活躍出来る人材を育成します。

データサイエンス研究科

データサイエンス研究科は、データ駆動型社会における社会課題解決を推進できる高度なデータサイエンティスト人材の育成及び予防・医療・介護等のヘルス領域の専門知識を有する学生がヘルスサービスの質向上に向けたデータサイエンス研究に取り組むことを目的として、データサイエンス専攻・ヘルスデータサイエンス専攻の2専攻で構成されています。

データサイエンス専攻では、博士前期課程で座学の講義と実践的データサイエンス演習を通じて、即戦力となるデータサイエンティストを養成します。

また、博士後期課程ではより専門分野に特化した高度な研究活動を通じて、独創性・国際性・実践性を備えた人材を養成します。

ヘルスデータサイエンス専攻では、研究仮説の設定から、研究デザイン、データ管理、統計解析、結果の解釈、原著論文作成に至るすべてを敷衍できる臨床研究リーダー育成のための教育課程を展開します。

この2つの専攻を通じて、先端技術を用いてデータを解析・活用し、社会にイノベーションをもたらすことのできる高度なスキルと実践力を持つデータサイエンティストの育成・輩出に取り組んでいます。

また、文部科学省事業D-STEPプログラムでは、産学官連携のもと、社会人、自治体関係者も参加できる実践的なカリキュラムとなっています。修了すると履修証明書が交付されます。

医学研究科

医学研究科では、医学・医療の創造的研究を行い、生命科学、医学、医療の発展に寄与するとともに、新しい時代の医学・医療を指導的に実践する研究者及び専門的職業人を養成することを目的に、修士課程（博士前期課程）及び博士課程（博士後期課程）が設置されています。

医科学専攻修士課程は平成10年度に開設され、医学部以外の大学出身者を対象に医科学教育を行い、新たな医療技術や医療機器の開発に貢献できる人材を育成してきました。

また、看護学専攻修士課程（平成30年度より博士前期課程）が、平成22年度に開設され、看護職ができるだけ離職しないで修学できるように、講義・演習科目の夜間・土曜日開講、長期履修学生制度を実施しています。先端医療に対応できる高度な専門性と実践能力の育成を目指し、令和4年度からは14分野の教育課程より実践現場を改革できる人材を育成していきます。

平成30年度から看護学専攻博士後期課程が開設されました。本専攻では、9研究分野を設置しています。

医科学専攻博士課程においては、平成19年度から後期研修中の医師の入学を可能とするとともに、通常の修業年限を超えて計画的に履修することができる長期履修学生制度を採用しています。

文部科学省の『多様な新ニーズに対応する「がん専門医療人材（がんプロフェッショナル）」養成プラン』プログラム（平成29年度採択）において、東京大学、東邦大学、自治医科大学、北里大学、東京都立大学と連携し実施しています。このプログラムは、多様かつ複雑ながん専門診療が一人ひとりの個々の状況に応じて最適化される、全人的医療の実現を目指しており、がんに係る多様な新ニーズに対応するため、ゲノム医療従事者、希少がん及び小児がんに対応できる医療人材、ライフステージに応じたがん対策を推進するがん専門医療人材を養成します。

さらに、連携大学院では、横浜市立の市民病院や脳卒中・神経脊椎センター、また、国立の医療機関・研究機関等と連携協定を締結しています。大学院生が現場に即した高度な研究環境で研究を行い、各施設の医師、研究者を医学研究科の客員教員として迎えることで、活発な人的交流、人材育成、情報交流等を行っています。

金沢八景キャンパス

所在地 金沢区瀬戸 22-2
（京浜急行「金沢八景」駅下車徒歩5分、
金沢シーサイドライン「金沢八景」駅下車徒歩5分）
TEL 045-787-2311（代）、FAX 045-787-2316

福浦キャンパス

所在地 金沢区福浦 3-9
（金沢シーサイドライン「市大医学部」駅下車徒歩1分）
TEL 045-787-2511（代）、FAX 045-787-2767

鶴見キャンパス

所在地 鶴見区末広町 1-7-29
（JR「鶴見」駅、京浜急行「京急鶴見」駅からふれーゆりバス乗車約10～15分）
TEL 045-508-7201、FAX 045-505-3531

舞岡キャンパス

所在地 戸塚区舞岡町 641-12
（市営地下鉄「舞岡」駅下車徒歩10分）
TEL 045-820-1900、FAX 045-820-1901

表1 学生数(令和3年5月1日現在)

(単位:人)

学科・研究科<入学定員・収容定員>		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	
国際教養学部	国際教養学科<270・1080>	288	299	299	0			886	
国際商学部	国際商学科<260・1040>	275	275	273	0			823	
理学部	理学科<120・480>	123	134	131	0			388	
国際総合科学部	国際総合科学科	0	17	25	894			936	
データサイエンス学部	データサイエンス学科<60・240>	65	63	70	55			253	
医学部	医学科<90・540>	90	97	89	97	101	74	548	
	看護学科<100・400>	109	98	108	103			418	
学部計		950	983	995	1,149	101	74	4,252	
大学院	博士前期	都市社会文化研究科<20・40>	169	176				345	
		国際マネジメント研究科<20・40>							
		生命ナノシステム科学研究科 物質システム科学専攻<30・60>							
		生命ナノシステム科学研究科 生命環境システム科学専攻<30・60>							
		生命医科学研究科 生命医科学専攻<40・80>							
		データサイエンス研究科 データサイエンス専攻<20・40>							
		データサイエンス研究科 ヘルスデータサイエンス専攻<12・24>							
	博士後期	都市社会文化研究科<3・9>	19	17	30				66
		国際マネジメント研究科<3・9>							
		生命ナノシステム科学研究科 物質システム科学専攻<5・15>							
		生命ナノシステム科学研究科 生命環境システム科学専攻<5・15>							
		生命医科学研究科 生命医科学専攻<10・30>							
	データサイエンス研究科 データサイエンス専攻<3・9>								
医学研究科 (修士)	医科学専攻<20・40>	17	21					38	
	看護学専攻(博士前期)<25・50>	21	23					44	
医学研究科 (博士)	医科学専攻<80・320>	78	79	65	169			391	
	看護学専攻(博士後期)<6・18>	3	6	11				20	
大学院計		307	322	106	169			904	
総合計		1,257	1,305	1,101	1,318	101	74	5,156	

表2 教員数(令和3年5月1日現在)

(単位:人)

所属・配置	教授	准教授	講師	助教	助手	計
学術院(国際総合科学群)	81	59	2	15	0	157
国際教養学部	25	19	1	0	0	45
国際商学部	15	13	1	0	0	29
理学部	29	21	0	15	0	65
データサイエンス学部	10	5	0	0	0	15
国際総合科学部	2	1	0	0	0	3
学術院(医学群)	60	100	96	360	4	620
医学部医学科	42	33	40	86	4	205
医学部医学科兼生命医科学研究科	2	0	0	0	0	2
医学部看護学科	8	8	7	13	0	36
附属病院	2	16	21	114	0	153
附属市民総合医療センター	3	39	26	146	0	214
保健管理センター	1	0	0	0	0	1
生命医科学研究科	0	1	0	0	0	1
先端医科学研究センター	0	2	0	1	0	3
医学部医学科兼データサイエンス研究科	0	1	0	0	0	1
データサイエンス研究科	2	0	2	0	0	4
計	141	159	98	375	4	777

みなとみらいサテライトキャンパス

所在地 西区みなとみらい2-2-1
 横浜ランドマークタワー7階
 (JR・市営地下鉄「桜木町」駅下車徒歩5分
 みなとみらい線「みなとみらい」駅下車徒歩3分)
 TEL 045-681-7560
 MAIL mmoffice@yokohama-cu.ac.jp

■ 木原生物学研究所

所在地 戸塚区舞岡町641-12
 (市営地下鉄「舞岡」駅下車徒歩10分)
 TEL 045-820-1900(代)、FAX 045-820-1901

コムギの染色体群を詳細に分析することにより、ゲノムの概念を確率したことで著名な故木原均博士の研究業績を引き継いだ施設として、木原生物学研究所が舞岡キャンパス内に設けられています。

コムギなどの遺伝資源を活用して食料の安定供給と環境保全に貢献するため、植物科学に特化した最先端の研究に取り組んでいます。あわせて、生命ナノシステム科学研究科及び理学部に所属する学生に対する教育を通して、研究者・専門技術者等の人材の育成に努めています。

また、故木原均博士の足跡を示す資料や記念品を展示した木原記念室を公開するとともに、横浜の次世代を担う人材育成に向けて、近隣の小学校、中学校、高校の理科教育への支援に取り組んでいます。

■ 学術情報センター

学術情報センターは、大学図書館、情報教育実習室、LL(語学)テープライブラリー・LL実習室等で構成される学内共同利用施設です。

大学図書館では、教育・研究・診療及び学修に必要な情報拠点として、図書や雑誌、電子ジャーナル、データベースなどの学術情報を総合的に収集し、提供しています。

各キャンパスの図書館として、人文・社会・自然科学各分野にわたる資料を備えた学術情報センター(金沢八景キャンパス)、医学・看護に関する資料を備えた医学情報センター(福浦キャンパス)、鶴見キャンパス図書室、木原生物学研究所図書室(舞岡キャンパス)、附属市民総合医療センター図書室が設置されています。

また、学術情報センターと医学情報センターでは、市民利用サービスも行っているほか、学外の方も受講できる市民講座や、横浜市金沢図書館と連携した企画展示を実施しています。

■ 先端医科学研究センター

平成18年10月に開設された先端医科学研究センターは、がんや生活習慣病などの疾患の早期発見・予防・治療に繋がる開発型医療を指向し、基礎医学研究の成果を実際の医療へ橋渡しする「トランスレーショナルリサーチ(※1)」を推進しています。こうした取組は、国等の様々な大型プロジェクトに採択されただけでなく、メディアにも数多く掲載される等、着実に成果を上げていきます。

平成24年度に稼働した研究棟は、平成27年度に増築を行い、ゲノム、プロテオーム、セローム、病患モデルの4つの解析センターを整備しました。これにより、遺伝子レベルからタンパク質、細胞レベルでの解析だけでなく、前臨床研究である疾患モデル動物による解析までを一貫して行う、高度解析技術の開発・支援体制を強化しました。また、平成30年度には、文部科学省共同利用・共同研究拠点に認定され、エピゲノム解析センターを整備したほか、デザインなどのクリエイティブ手法を用いてヘルスケア分野の課題解決を図る研究拠点、コミュニケーション・デザイン・センターを開設しました。

このほか、平成26年10月施行の横浜市がん撲滅対策推進条例への対応を図るため、平成27年4月に「市立

大学におけるがん研究への支援事業対応本部」を設置し、先進的医療研究やURA（※2）部門によるがん研究への支援を推進しています。

- ※1 基礎研究の成果を臨床の場に応用すること。
- ※2 研究開発内容について一定の理解を有しつつ、研究資金の調達・管理等をマネージする人材のこと。（URA：ユニバーシティ・リサーチ・アドミニストレーター）

■ 学術院

学長をトップとする全教員が所属する組織であり、人事（教員評価・リソースマネジメント）、将来構想（組織改編）、融合教育・研究推進を中心に行っています。市立大学の教員は、学部や研究科ではなく学術院（国際総合科学群および医学群）に属しているため、学部・研究科の枠にとらわれない専門分野間の壁を越えた教育研究等を推進することができます。

サバティカル（特別研究期間）制度や教員採用・昇任・教員評価、横浜市・国の審議会等の就任状況、海外出張・兼職の状況に関する事項等、教員の人的資源についても学術院が調整・管理を行っています。

また、各学群の全教員が参加する会議を開催し、大学の方針について情報共有する場を設けています。また、戦略的研究、学術的研究、学生支援等の多岐にわたる課題について、分野横断的な「ユニット」を形成し、全学的視点で取り組んでいます。

■ 生涯学習事業

地域貢献センターにおいて、大学の持つ教育研究機能を拡充し、地域社会のニーズに応える継続学習に関する取組を行っています。市民の皆さんの学習意欲に応えるため、大学の知的資源を活用し、多様な生涯学習講座を開催するとともに、幅広い世代の方々が体系的に学習できる機会等も提供しています。

■ 国際交流事業

グローバル人材育成への取組の一環として、本学では学生海外派遣を推進しており、様々な海外留学・研修機会を提供しています。交換留学先は、19の国と地域にわたり35大学あります。

令和3年度には、新たにサウスカロライナ・エイキン大学、セント・クラウド州立大学、ニューヨーク州立大学ストニーブルック校の米国3大学と、国立台湾科技大学とも交換留学を開始します。

交換留学以外では、学生に人気のある米国・英国を主な派遣先とする Semester 留学プログラム、ブリッジプログラムといった長期プログラムがあり、留学の成果については、交換留学同様、要件を満たせば所属の学部・研究科で単位として認定しています。

短期プログラムとしては、令和2（2020）年より、2年生の前期後半（第2クォーター）の時期に海外渡航をする第2クォータープログラムを設けました。

これまで提供していた夏季短期プログラムと併せて、英語語学とビジネスの専門科目を学べるカスタマイズプロ

ラムなど、多種多様なプログラムを充実させています。

医学部においても、海外のトップラボで3か月リサーチを行う海外研究実習ほか、海外の病院への海外臨床実習派遣プログラムを用意しています。

またさらに平成30（2018）年より協定大学との間で交換留学が始まり、留学生を本学の附属2病院で受け入れ、臨床実習を行うようになりました。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、これまで海外留学、派遣プログラムの実施を見送っていましたが、ワクチン接種の進展等により、令和3年秋渡航の長期プログラムから実施を再開する見込みとなっています。

■ 産学連携の推進

平成31年4月より、研究者の研究活動や産学官連携活動を支援する目的で「研究・産学連携推進センター」を設置し、様々な活動を展開しています。

各種展示会やホームページ等を通じて、教員の多様な研究シーズを積極的に発信しているほか、国内外の研究機関や大学、企業等との共同研究、「包括協定」の締結による人材交流に取り組んでいます。そのほか、データサイエンス推進センターを設置し、データサイエンス分野の産学連携活動の強化を図りました。

こうした研究の成果については、知的財産として権利化を図るとともに、早期の事業化・製品化に向けて、企業等へ技術移転を進めるなど、市民生活の向上や経済の活性化、産業振興に貢献しています。

■ インターンシップ

インターンシップでは、仕事を実際に体験することで働くために必要なスキルを知り、働く人との交流を通じて、仕事への理解を深めるとともに自身のキャリアプランを具体的にイメージしてもらうことを目的とし、大学として単位認定を行っています。

令和2年度は、市内企業をはじめ、中央官庁や地方自治体の国内実習プログラムに31名の学生が、また、アメリカ、中国、ベトナムなどに拠点を置く企業の海外実習プログラムへ15名の学生が参加しました。

※令和2年度は新型コロナウイルスの影響により、一部の国内インターンシップを除き、オンラインで実施。

■ アカデミックコンソーシアム事業

アカデミックコンソーシアム（都市の課題解決を目的とした大学間ネットワーク、横浜市立大学が事務局）では、アジアトップレベルの大学が参加し、横浜市、CITYNET、JICA、アジア開発銀行等と連携し活動を展開しています。

令和2年度はベトナム国家大学（ホーチミン）で初のオンライン併用形式により、第11回国際シンポジウム及び総会を開催し、都市の課題解決に向けた取り組みを発信するとともに、分科会を通じて、研究者同士の交流が図られ、アカデミックコンソーシアムにおける多国籍での活動をコロナ禍においても継続して実現することができました。

令和3年10月には第12回大会を横浜市立大学で開催

します（オンライン方式の予定）。

また、横浜市立大学と海外メンバー大学が協働で推進するSUDP（Sustainable Urban Development Program: 持続可能な都市づくり共通教育プログラム）を令和3年7月にオンラインで開講し、海外学生を含む計31名の学生が参加しました。

■ 附属病院

横浜市立大学の附属2病院は、「市民が心から頼れる病院」として、高度で安全な医療を市民の皆さんに提供し、「質の高い医療人を養成」する事を使命として、病院経営の健全化に努めています。



附属病院

附属病院

所在地 金沢区福浦3-9
（金沢シーサイドライン「市大医学部」駅下車徒歩1分）
TEL 045-787-2800（代）、FAX 045-787-2931
ホームページアドレス
<https://www.yokohama-cu.ac.jp/fukuhp/>

附属病院は、平成3年7月に横浜市南区浦舟町（現：市民総合医療センター）から移転し、新たに金沢区福浦に医学部附属病院として開院しました。令和2年4月1日現在は、37診療科・674床（ただし、臨床試験専用病床20床を含む。）を擁する横浜市内で唯一の特定機能病院として、先進的な高度医療を含め、安心・安全な医療を市民の皆さんに提供しております。

また、「地域がん診療連携拠点病院（高度型）」（厚生労働省）「エイズ治療中核拠点病院」「災害拠点病院」「肝疾患診療連携拠点病院」「難病医療連携拠点病院」（神奈川県）、「赤ちゃんにやさしい病院」（WHO、ユニセフ）、「小児がん連携病院」「乳がん連携病院」（横浜市）等の承認を受けております。さらに、神奈川県唯一の公的医療機関附属病院として、医学生、看護学生など将来の優秀な医療の担い手の教育・育成にも努めています。

平成27年4月には附属2病院の治験・臨床研究を推進する「次世代臨床研究センター（Y-NEXT）」を設立し、病気に苦しむ患者さんに「次の一手」となる治療法等の開発を推進しています。

また、平成29年から、臨床研究中核病院の認定を目指しています。

（診療科）

血液・リウマチ・感染症内科、呼吸器内科、循環器内科、腎臓・高血圧内科、内分泌・糖尿病内科、脳神経内科、脳卒中科、消化器内科、臨床腫瘍科、総合診療科、精神科、児童精神科、小児科、心臓血管外科・小児循環器、消化器・一般外科、消化器外科、呼吸器外科、乳腺・甲状腺外科、乳腺外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、放射線科、歯科・口腔外科・矯正歯科、麻酔科、脳神経外科、形成外科、リハビリテーション科、病理診断科、救急科、がんゲノム診断科、遺伝子診療科、難病ゲノム診断科、緩和医療科（37診療科）

（病床数）674床（ただし、臨床試験専用病床20床を含む。）

附属市民総合医療センター（通称 市大センター病院）

所在地 南区浦舟町4-57
（市営地下鉄「阪東橋」駅下車徒歩5分、
京浜急行「黄金町」駅下車徒歩10分）
TEL 045-261-5656（代）、FAX 045-231-1846
ホームページアドレス
<https://www.yokohama-cu.ac.jp/urahp/>

附属市民総合医療センター（通称 市大センター病院）は、明治初期から市民の皆さんに親しまれてきた「十全病院」をその前身とし、旧附属浦舟病院を再整備した平成12年に名称を新たに開院しました。「市民の皆様へ信頼され愛される病院の創造」を目指し、日々医療を提供しています。

市民医療に徹した地域医療の基幹病院として、第3次救急医療や高度・専門医療等を10の疾患別センターと25の専門診療科が一体となり、市民の皆さんが必要とする医療を総合的に提供する大学病院として機能しています。

平成15年には「高度救命救急センター」（厚生労働省・神奈川県）や「赤ちゃんにやさしい病院」（ユニセフ・WHO）、平成19年には「総合周産期母子医療センター」（神奈川県）や「地域医療支援病院」（神奈川県）、平成26年には「地域がん診療連携拠点病院」（厚生労働省）、平成27年には「医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業 医療通訳拠点病院」（厚生労働省）の承認、



附属市民総合医療センター（市大センター病院）

平成 31 年には「病院機能評価 3rdG:Ver.2.0(一般病院 3)」の認定等を受けました。また、将来の優秀な医療の担い手の教育・育成にも努めています。

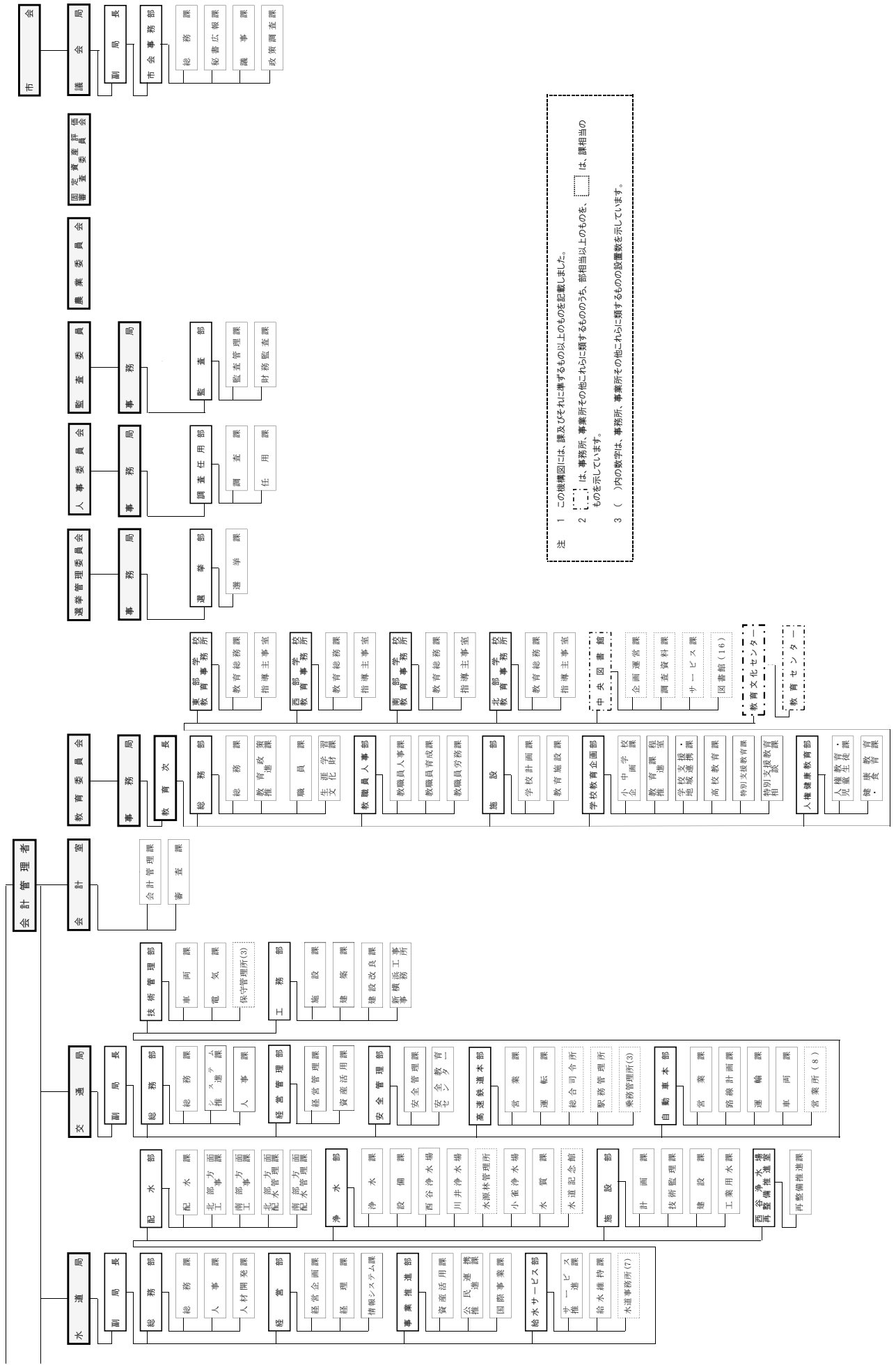
(10 疾患別センター)

高度救命救急センター、総合周産期母子医療センター、リウマチ膠原病センター、炎症性腸疾患 (IBD) センター、精神医療センター、心臓血管センター、消化器病センター、呼吸器病センター、小児総合医療センター、生殖医療センター

(25 専門診療科)

一般内科、血液内科、腎臓・高血圧内科、内分泌・糖尿病内科、脳神経内科、乳腺・甲状腺外科、整形外科、皮膚科、泌尿器・腎移植科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線治療科、放射線診断科、歯科・口腔外科・矯正歯科、麻酔科、ペインクリニック内科、脳神経外科、リハビリテーション科、形成外科、緩和ケア内科、臨床検査科、病理診断科、遺伝子診療科、がんゲノム診療科

(病床数) 726 床



注 1 この機構図には、職及びそれに準ずるもの以上のものを記載しました。
 2 「...」は、事務局、事業所その他これらに類するものうち、部相当以上のものを示しています。
 3 ()内の数字は、事務局、事業所その他これらに類するものの設置数を示しています。

機構図-3

市政記録 2021 年版 (第2分冊)

令和4年3月 発行

編集 横浜市市民局市民情報課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

TEL(045)671-3882

FAX(045)664-7201

Eメール sh-shiminjoho@city.yokohama.jp

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/gaiyo/kiroku/>



横浜市市民局市民情報課